

山陽小野田市地域防災計画

令和 7 年 2 月

山陽小野田市防災会議

(目 次)

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の方針	1
第 1 節 目 的	1
第 2 節 計画の性格	1
第 3 節 計画の前提となる災害	2
第 4 節 防災に関する組織及び実施責任	3
第 5 節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置	3
第 6 節 地震防災緊急事業 5 箇年計画	10
第 7 節 地震防災戦略	10
第 2 章 防災からみた山陽小野田市の概況	11
第 1 節 自然的条件	11
第 2 節 社会的条件	12
第 3 節 山陽小野田市の災害履歴	13
第 3 章 山陽小野田市の地震環境と地盤	14
第 1 節 地震活動環境	14
第 2 節 地盤挙動	18
第 3 節 津 波	19
第 4 章 被害想定	20
第 1 節 風水害等	20
第 2 節 地震・津波災害等	21
第 3 節 大規模事故災害等	22

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発	23
第1節 自主防災思想の普及啓発	24
第2節 防災知識の普及啓発	25
第3節 災害教訓の伝承	26
第2章 防災活動の促進	27
第1節 消防団の育成強化	28
第2節 自主防災組織の育成強化	29
第3節 企業防災活動の促進	31
第4節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進	31
第3章 防災訓練の実施	32
第1節 訓練の内容	33
第4章 自然災害に強い市土の形成	36
第1節 市土の現況と保全対策	37
第2節 災害危険区域の設定	39
第3節 防災パトロールの実施	42
第4節 延焼遮断帯の整備	43
第5節 道路の整備	43
第6節 公園の整備	43
第7節 港湾・漁港の整備	43
第8節 市街地防災対策の推進	43
第9節 農山漁村地域の防災対策の推進	44
第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化	45
第1節 建築物の耐震化	46
第2節 ライフライン施設の耐震化	47
第3節 交通施設の耐震性の確保等	49
第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保	50
第6章 土砂・地盤災害の予防	52
第1節 土砂災害の予防	53
第2節 地盤災害の予防	54
第7章 災害情報体制の整備	56
第1節 災害情報の収集、連絡体制	57
第8章 災害応急体制の整備	60
第1節 職員の体制	61
第2節 防災関係機関相互の連携体制	63
第3節 自衛隊との連携体制	64
第4節 海上保安署との連携体制	65
第5節 防災対策の拠点となる施設における対策の実施	65
第6節 防災・水防資機材の整備	66

第9章 避難予防対策	67
第1節 避難計画	68
第2節 土砂災害警戒区域における措置	73
第3節 浸水想定区域における措置	74
第4節 学校その他防災上重要な施設の避難計画	74
第5節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	75
第10章 救助・救急、医療活動	76
第1節 救助・救急活動	77
第2節 医療活動	78
第11章 要配慮者対策	81
第1節 社会福祉施設、病院等の対策	82
第2節 在宅要配慮者対策	83
第3節 防災知識の普及啓発・訓練	84
第4節 避難行動要支援者名簿	84
第5節 避難所対策	86
第12章 緊急輸送活動	88
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	89
第2節 道路交通管理体制の整備	90
第3節 道路啓開	90
第4節 緊急輸送車両等の確保	90
第13章 災害救助物資の確保・災害対策基金計画	91
第1節 災害救助物資確保計画	92
第2節 災害対策基金計画	94
第14章 災害ボランティア活動の環境整備	96
第1節 災害ボランティアの位置付け	97
第2節 災害ボランティアの育成	97
第3節 災害ボランティアの登録	98
第4節 災害ボランティア支援体制の整備	98
第15章 施設、設備等の応急復旧体制	99
第1節 公共施設等の応急復旧体制	100
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	100
第16章 危険家屋移転促進対策	102
第1節 防災のための集団移転促進計画	103
第2節 崖地近接危険住宅の移転促進計画	104
第17章 火災予防対策	105
第1節 一般火災予防計画	106
第2節 林野火災予防計画	111
第3節 震災時の火災予防計画	114

第18章 交通災害予防対策	-----	117
第1節 海上災害予防計画	-----	118
第2節 航空災害予防計画	-----	121
第3節 陸上交通災害予防計画	-----	122
 第19章 産業災害予防対策	 -----	 123
第1節 化学工場等災害予防計画	-----	124
第2節 危険物等災害予防計画	-----	126
第3節 営農災害予防計画	-----	132
第4節 地下埋設物災害予防計画	-----	134
 第20章 津波災害予防対策	 -----	 136
第1節 津波防災意識の向上	-----	137
第2節 津波からの避難体制の整備	-----	138
第3節 海岸保全施設の整備	-----	139

第3編 災害応急対策計画 I

【風水害等対策編】

第1章 応急活動計画	140
第1節 市の活動体制	141
第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制	170
第3節 支援活動体制	170
第4節 災害対策総合連絡本部	171
第2章 災害情報の収集・伝達計画	172
第1節 災害情報計画	173
第2節 災害情報収集・伝達計画	183
第3節 通信運用計画	188
第4節 災害時の放送	190
第5節 広報計画	192
第3章 事前措置及び応急公用負担計画	196
第1節 事前措置計画	197
第2節 応急公用負担計画	198
第4章 避難計画	202
第1節 避難情報等	203
第2節 避難場所及び避難所の開設・運営	208
第5章 水防計画	213
第1節 計画の目的及び性格	214
第2節 水防実施機関の業務及び責任	214
第3節 職員の配備体制及び所掌事務	216
第4節 気象状況等の連絡系統	217
第5節 水位、雨量等の連絡系統	217
第6節 水防用資機材（備蓄器具、資材）の整備、確保	219
第7節 水位の通知及び避難判断水位（洪水特別警戒水位）の通知	220
第8節 水防警報	222
第9節 水防活動	224
第10節 公用負担	228
第11節 水防標識・水防信号・身分証票	230
第12節 水防訓練	230
第13節 水防協力団体	230
第6章 雪害対策計画	231
第1節 道路鉄道除雪計画	232
第2節 家屋の除雪計画	236
第3節 なだれ対策計画	236
第4節 孤立対策計画	237

第 7 章 火災対策計画	239
第 1 節 火災防御計画	240
第 2 節 林野火災対策計画	247
第 8 章 交通災害対策計画	256
第 1 節 海上災害対策計画	257
第 2 節 航空災害対策計画	261
第 3 節 陸上交通災害対策計画	269
第 9 章 産業災害対策計画	272
第 1 節 化学工場等災害対策計画	273
第 2 節 ガス災害対策計画	278
第 3 節 農産物対策計画	280
第 4 節 家畜管理計画	282

第3編 災害応急対策計画 I

【地震津波対策編】

第1章 応急活動計画	285
第1節 市の活動体制	286
第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制	304
第3節 支援活動体制	305
第4節 災害対策総合連絡本部	305
第2章 災害情報の収集・伝達計画	307
第1節 災害情報計画	308
第2節 災害情報収集・伝達計画	318
第3節 通信運用計画	321
第4節 災害時の放送	323
第5節 広報計画	324
第3章 避難計画	328
第1節 避難指示等	329
第2節 避難場所及び避難所の開設・運営	333
第4章 水防・消防・危険物等対策計画	338
第1節 水防活動計画	339
第2節 消防活動計画	341
第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	343
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画	348
第1節 総 則	349
第2節 南海トラフ地震の概要	348
第3節 災対本部等の設置等	352
第4節 地震発生時の応急対策等	352
第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	354
第6節 時間差発生等への対応	358
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	362
第8節 防災訓練計画	362
第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	363

第4編 災害応急対策計画Ⅱ

【共通事項編】

第1章 救助・救急、医療等活動計画	365
第1節 救助・救急計画	366
第2節 医療等活動計画	368
第3節 集団発生傷病者救急医療計画	376
第2章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策	381
第1節 活動体制	382
第2節 活動拠点	382
第3節 活動内容	382
第4節 応援要請	383
第5節 各機関への出動要請	384
第6節 航空機の効率運用と安全対策	384
第3章 応援要請計画	385
第1節 相互応援協力計画	386
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	389
第4章 緊急輸送計画	395
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	396
第2節 緊急道路啓開	397
第3節 輸送車両等の確保	399
第4節 救助法による輸送基準	400
第5節 交通規制	402
第6節 臨時ヘリポート設定計画	405
第5章 災害救助法の適用計画	407
第1節 救助法の適用	408
第2節 賃金職員等の雇い上げ計画	412
第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	414
第1節 食料供給計画	415
第2節 飲料水供給計画	418
第3節 生活必需品等の供給計画	422
第7章 保健衛生・動物愛護管理計画	426
第1節 防疫及び食品衛生監視	427
第2節 遺体の処理計画	430
第3節 清掃計画	434
第4節 動物愛護管理計画	440

第8章 応急住宅計画	441
第1節 応急仮設住宅等の供与	442
第2節 被災住宅の応急修理	445
第3節 建設資機材等の調達	445
第4節 市営住宅の応急修理	446
第5節 被災建築物の地震後の対策	446
第9章 災害警備計画	447
第1節 陸上警備対策	448
第2節 海上警備対策	450
第10章 要配慮者支援計画	453
第1節 要配慮者支援体制の確立	454
第2節 避難誘導・避難所の管理等	454
第3節 保健・福祉対策	456
第11章 災害ボランティア活動支援計画	459
第1節 災害ボランティアセンターの活動	460
第2節 一般ボランティア支援体制	461
第3節 専門ボランティア支援体制	461
第4節 他市町の災害救援活動への支援	461
第12章 応急教育計画	462
第1節 文教対策	463
第2節 学校施設等の耐震・防災対策	470
第3節 災害応急活動	470
第13章 ライフライン施設の応急復旧計画	472
第1節 水道施設	473
第2節 下水道施設	475
第3節 電力施設	477
第4節 ガス施設	478
第5節 電気通信設備	479
第6節 工業用水道施設	480
第14章 公共施設等の応急復旧計画	481
第1節 公共土木施設	482
第2節 公共施設	486
第3節 鉄道施設	488

第5編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画	491
第1節 市の活動体制	492
第2章 被災者の生活再建計画	496
第1節 被災者の生活確保	497
第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分	509
第3章 公共施設の災害復旧・復興	511
第1節 公共施設災害復旧の基本方針	512
第2節 災害復旧事業の推進	512
第3節 計画的な復興	515
第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	517
第1節 被災中小企業者の援助措置	518
第2節 被災農林漁業関係者の援助措置	518
第5章 金融計画	519
第1節 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節	520

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、山陽小野田市防災会議が作成する計画であって、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して山陽小野田市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、山陽小野田市では、平成24年6月に防災に対する基本理念を定めるとともに、市民、事業者、市それぞれの責務と役割を明らかにし、今後の災害対策の基本方針を示す防災基本条例を制定している。よって本条例を踏まえ、社会情勢や環境変化に対応するため、国や県の動向、山陽小野田市における災害履歴や地域資源、地域性を考慮した上で、災害に強いまちづくり、減災に基づく災害対策推進の指針とする。

第2節 計画の性格

1 計画の位置付け

この計画は、国の防災基本計画に基づき、山陽小野田市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分は本計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画及び山口県地域防災計画に抵触するものでない。

2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、修正の必要がある場合は、計画の修正案を提出するものとする。

3 計画の運用

この計画は防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどして本計画の習熟に努めるとともに、市は市民に対し本計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。

4 防災関係機関の連携

計画の具体的実施に当たっては、市民や地域、行政、その他防災関係機関が相互に連携を保ち、自助・共助・公助により総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

用 語	意 義
(1) 災対法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
(2) 救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
(3) 激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
(4) 県	山口県
(5) 市	山陽小野田市
(6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	災対法第 2 条第 3 号～第 6 号の規定によるそれぞれの機関
(7) 県防災計画	山口県地域防災計画
(8) 本計画	山陽小野田市地域防災計画
(9) 防災業務計画	指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

第 3 節 計画の前提となる災害

1 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、豪雪、その他異常な自然現象（冷害、干害、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈降等）

2 事故災害

大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故

第4節 防災に関する組織及び実施責任

1 山陽小野田市防災会議

山陽小野田市防災会議は、市長を会長として山陽小野田市防災会議条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び防災に関する重要事項に関し市長に意見を述べることなどを行う。

(1) 会長：山陽小野田市長

(2) 委員：

ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

イ 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

ウ 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者

エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長

カ 宇部・山陽小野田消防局消防長

キ 消防団長

ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が任命する者

ケ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

コ その他市長が特に必要があると認めて任命する者

(3) 専門委員：関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する者

2 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、県、市町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。市民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

1 山陽小野田市

機関の名称	事務又は業務の大綱
山陽小野田市	1 山陽小野田市防災会議に関すること。 2 市民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。 5 市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。 7 市民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。 9 消防、水防その他の応急措置に関すること。 10 避難指示等の発令に関すること。 11 避難者の誘導及び避難所の開設に関すること。 12 被災者の救助及び救護措置に関すること。 13 保健衛生、文教、治安対策に関すること。 14 施設設備の応急復旧に関すること。 15 緊急輸送の確保に関すること。 16 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。 17 地域内の公共的団体及び市民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。 18 その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 19 災害広報に関すること。 20 災害ボランティアの活動支援に関すること。 21 義援金品の受入れ・配分に関すること。

2 宇部・山陽小野田消防局

機関の名称	事務又は業務の大綱
宇部・山陽 小野田消防局	1 防災に関する訓練の計画、立案の指導・助言に関すること。 2 防災に関する施設設備の調査に関すること。 3 災害に関する情報等の収集、伝達計画に関すること。 4 被災者の救難・救助計画に関すること。 5 避難・誘導活動に関すること。

3 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること。 3 防災に関する調査、研究に関すること。 4 県土保全事業等に関すること。 5 防災に関する組織の整備に関すること。 6 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 7 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 8 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 9 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 10 災害時の広報に関すること。 11 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 12 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること。 13 防疫その他保健衛生に関すること。 14 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること。 15 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 16 要配慮者対策に関すること。 17 ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	18 自衛隊の災害派遣に関すること。 19 他の都道府県との相互応援に関すること。 20 救助法に関すること。 21 災害時の文教対策に関すること。 22 災害時の公安警備対策に関すること。 23 災害復旧・復興の実施に関すること。 24 避難所・防災拠点施設等の耐震診断等に関すること。 25 その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

4 山口県警察（山陽小野田警察署）

機関の名称	事務又は業務の大綱
山 陽 小 野 田 警 察 署	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難市民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 9 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。

5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中 国 財 務 局 (山口財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立合に関すること。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。
中国四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関すること。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関すること。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関すること。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 6 営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握に関すること。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関すること。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、日本政策金融公庫の資金等の融資に関すること。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。
近 畿 中 国 森 林 管 理 局 (山口森林管理事務所)	1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関すること。 2 災害対策用復旧用資材の供給に関すること。 3 森林火災防止対策に関すること。
中国経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関すること。 3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等に関すること。 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国産業保安監督部	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設・ガス施設等の保安の確保に必要な監督指導に関すること。 3 鉱山における危害及び鉱害の防止の監督指導に関すること。 4 鉱山施設の保全の監督指導に関すること。
中国運輸局 (山口運輸支局) 九州運輸局 (下関海事事務所)	1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。 3 災害時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関すること。 4 鉄道、軌道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関すること。 5 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関すること。 6 船舶の安全性及び安全な運航の確保に関すること。
大阪航空局 (山口宇部空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 2 航空機事故の応急対策に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること。
第七管区海上保安本部 (宇部海上保安署)	1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること。 2 航路標識の施設の保全に関すること。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関すること。 5 警報等の伝達、避難の指示及びその誘導に関すること。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 市町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 電波の管理及び電気通信の確保に関すること。 3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者に対する貸与要請に関すること。
山口労働局 (宇部労働基準監督署)	1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること。 3 労働者災害補償保険の給付に関すること。 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。
中国地方整備局	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の<u>支援</u>に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係る地方公共団体等への助言に関すること。 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6 災害時における交通確保に関すること。 7 海洋汚染の防除に関すること。 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣に関すること。 9 その他緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国地方測量部	1 地理空間情報の活用に関すること。 2 防災関連情報の活用に関すること。 3 地理情報システムの活用に関すること。 4 復旧測量等の実施に関すること。

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊) (海上自衛隊) (航空自衛隊)	1 災害派遣の準備に関すること。 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。 (2) 災害派遣計画の作成。 (3) 防災に関する教育訓練の実施。 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。

7 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行 (下関支店)	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。
日本赤十字社 山口県支部	1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 2 輸血用血液の確保、供給に関すること。 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5 義援金の受入れ・配分に関すること。
日本放送協会 (山口放送局)	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 被害情報、被災市民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。
西日本高速道路株式会社 (中国支社)	1 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。 2 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。
日本貨物鉄道株式会社 (関西支社広島支店)	1 貨物列車の運行状況の広報に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
独立行政法人 国立病院機構 (本部中国四国ブロック事務所)	1 災害時における国立病院機構の医療班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣又は派遣準備に関すること。 2 広域災害における国立病院機構からの医療班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣に関すること。 3 災害時における国立病院機構の災害情報収集、通報に関すること。
西日本電信電話株式会社 (山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 N T T ドコモ (中国支社山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
K D D I 株式会社 (中国総支社)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
ソフトバンク株式会社(中国ネットワーク技術部)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社(宇部支店)	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力株式会社(新小野田発電所) 中国電力ネットワーク株式会社(宇部ネットワークセンター)	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社(中国統括本部) (山陽新幹線統括本部)	1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
日本郵便株式会社(小野田郵便局) (厚狭郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地宛ての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。 4 利用者の誘導避難に関すること。

8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 山陽小野田医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。
一般社団法人 山陽小野田歯科医師会	1 災害時における救急歯科医療に関すること。 2 災害時における歯科保健活動に関すること。 3 身元確認活動に関すること。
一般社団法人 山陽小野田薬剤師会	1 災害時における調剤、医薬品等の提供に関すること。 2 防疫・その他保健衛生活動に関すること。
山口県看護協会	1 医療救護活動 (1) 救急医療及び助産活動に関すること。 (2) 負傷者の収容及び看護に関すること。 2 健康管理活動 避難所地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務。
山口県トラック協会	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
山口合同ガス株式会社 (宇部支店)	1 ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること。 2 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 3 被災設備の応急対策及び復旧に関すること。
サンデン交通株式会社 山口県バス協会	1 旅客の安全確保に関すること。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。

一般社団法人 山口県建設業協会	1 災害時における被害情報の収集・伝達への協力に関すること。 2 災害時における公共施設等からの障害物の除去及び応急復旧への協力に関すること。

9 市民・事業所等のとるべき措置

区 分	とるべき措置
市 民	1 防災・減災に向けて相互に協力するとともに、各々で実施可能な対策を講じること。 2 自主防災組織等が行う防災事業に協力するよう努めること。 3 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。 4 地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る共助に努めること。
防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の市民に対する安全対策に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
そ の 他 の 企 業	市及び自主防災組織等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るためおおむね次の事項を実施するものとする。 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施。 2 従業員に対する防災教育訓練の実施。 3 防災組織体制の整備。 4 施設の防災対策及び応急対策の実施。 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄。
自 主 防 災 組 織	1 地域住民と協力し、地域における自主防災活動を実施することにより、地域住民の安全確保に努めること。 2 災害に備え、自主防災活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的な訓練を実施し、及び防災に関する研修、講習等を受講することにより、自主防災活動に関する技術の習得及び向上に努めること。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、市は、計画対象事業について、国の基準に基づき、県と連携・協力して事業の選定を行い、特に緊急を要する施設等の整備を行うものとする。

第7節 地震防災戦略

東南海・南海地震等大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、市民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。

このため、市及び県は、国が策定した被害想定を基に人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体的目標等から構成される地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。

また、地震防災戦略が対象とする東南海・南海地震等大規模地震以外の地震についても、市及び県は、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、市民と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

第2章 防災からみた山陽小野田市の概況

第1節 自然的条件

第1項 地 勢

1 位 置

本市は、山口県南西部に位置し、瀬戸内海周防灘に面している。
東経 131° 10′ 55″ 北緯 34° 00′ 12″ （山陽小野田市役所）

2 地 勢

面積は 133.09 km²（東西約 14.6 km、南北約 20.8 km）である。

3 地 形

北部一帯は標高 200～300m 程度の中国山系の尾根が東西に走っており、中部から南部にかけては丘陵性の大地から平地で、海岸線一帯はほとんど干拓地となっている。東は宇部市、西は下関市、北は美祢市に接し、市の中央部には2級河川厚狭川、有帆川が流れ、平地部を通して瀬戸内海に注いでいる。

4 地 質

本市は石炭、粘土層を主とする新生代の地質と、砂岩、礫岩など風化しやすい岩石を主とする中生代の地質とその堆積した地質で構成され、小野田、埴生、厚陽の沿岸に干拓地が広がっている。北部山地地帯は、安山岩、砂岩を主とする関門層群で、埴生地帯はおおむね花崗岩類で形成され、厚狭盆地を挟むように砂岩系の中に石炭を有する地層が広がっている。

また、本市の中央から南部内陸地帯は、石炭を埋蔵する古第三紀層宇部層群が分布し、南部沿岸地帯は干拓による平坦地で、緩い傾斜をもって海底に入っている。

5 気 象

本市の年平均気温は約 16℃、年間平均降水量は約 1,525mm で温暖にして降雨も比較的少なく、風向は、春夏季は東又は南東風、秋冬季は北又は北西風となっており、南風はごく少なく、一般的に瀬戸内海気候といえる。

第2節 社会的条件

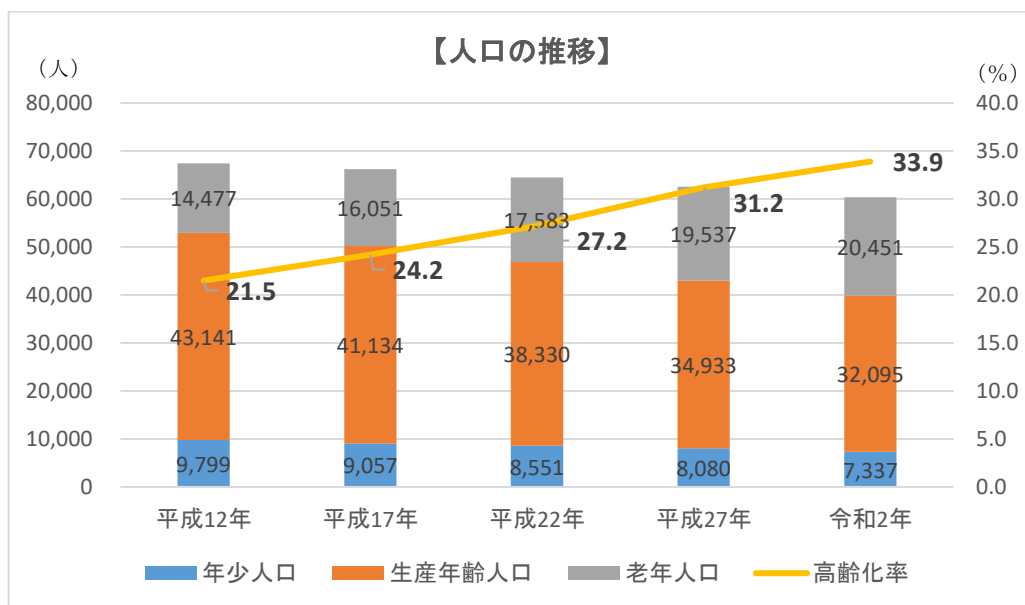
第1項 人口・世帯

本市の人口は減少傾向が続いており、平成12年から令和2年の間に約7,000人減少している。一方で、高齢化率は上昇しており、令和2年では33.9%となっている。

また、世帯数は増加しているものの、1世帯当たりの人数は減少しており、核家族化や単身世帯の増加が影響しているものと考えられる。

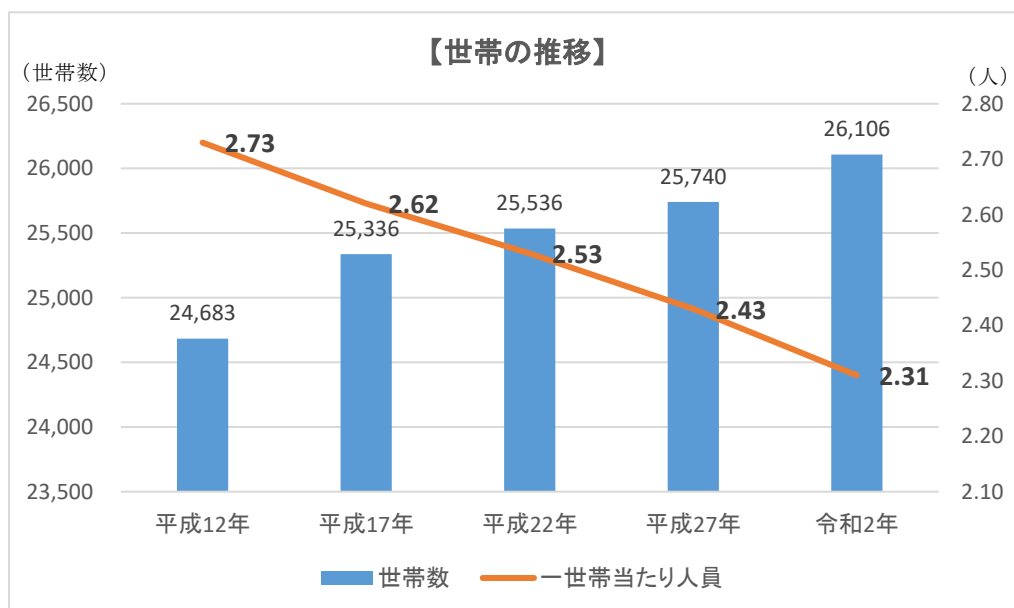
こうした状況から単身高齢者など、災害時に特に支援を要する人が増加していることが懸念される。

資料：国勢調査



※総人口には年齢不詳も含まれるため内訳の合計とは一致しない。

資料：国勢調査



第2項 産業・交通

本市は、古くから、石炭、セメント、化学工業を中心とした鉱工業都市として栄えてきたが、昭和30年代後半のエネルギー革命はエネルギー構造を石炭主力型から石油主力型に変え、本市の石炭産業は壊滅し、産業構造は大きな転換期を迎えた。この市勢回復策として、昭和40年以降石油精製業、鉄鋼業、電力業等の多くの企業を誘致し、工業の振興に力を注いできた。

これらの工場は、大量の可燃物、有毒ガス等の危険物を取り扱い、いわゆる産業災害の発生の可能性がある。

また、北九州、下関、山陽小野田、宇部を結ぶ、鉄道、道路は極めてふくそうし、重要港湾である小野田港及び山陽小野田沖に本線航路を控え、狭い海域を大型船舶の航行が盛んである。したがって、多数の者の遭難を伴う交通機関の衝突・沈没・タンカー事故等による大量の油類・その他危険物・有害物の流出等大規模な事故の発生要因を内包している。このほか近年は、宅地造成による豪雨時の崖崩れ、土砂の流出によって、付近住民に被害を与える傾向も見られる。

第3節 山陽小野田市の災害履歴

第1項 台風・高潮による被害

勢力の強い台風が衰弱することなく九州西海上を、又は西九州に上陸後、北東に進んだ場合に大きな被害が発生している。地形から見ると、本市の瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く南向きの海岸であるため、台風時における高潮の被害を受けやすい。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向がある。昭和17年の周防灘台風、平成3年の台風第19号、平成11年の台風第18号などはこれに当たり、台風がこのようなコースをとれば猛烈な風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害も起こりやすくなる。

特に平成11年9月24日の台風第18号では台風の通過が満潮（大潮）と重なり天文潮位3.51mに対し、最高潮位5.60mを観測した。

また、台風の通過に伴い竜巻が発生し、市内全域にわたり浸水被害、建物の全・半壊等甚大な被害をもたらした。

第2項 大雨による被害

大雨による被害は、台風、梅雨、集中豪雨で起きることが多い。同じ場所で積乱雲の発生が繰り返される場合や同じ場所に積乱雲が次々に移動することにより長時間同じ場所で強い雨が続き、集中豪雨となる。また、梅雨前線による豪雨は、前線が山口県や福岡県の近くに長く停滞するときに発生しやすい。前線が南北に振動し、数日間の大雨ののち集中豪雨となるときは、河川の氾濫、浸水、崖崩れ等の被害が発生する。特に、干拓低地の宿命ともいうべき満潮時の大雨には警戒を要する。

本市では時間雨量が20mm、日雨量80mmを超えると何らかの形で被害がではじめるのが通例である。記録に残る過去の豪雨で最も激しいものは、昭和28年6月の大雨で、山口県西部では時間雨量77mm、日雨量266mm、総雨量529mmを記録している。

また、近年においては平成21年、22年と2年続いて7月の梅雨前線による大雨災害にあっている。特に平成22年については、本市への降水量は特筆するほどではなかったものの、美祢市東厚保で最大日降水量207.5mm（観測史上1位）、秋吉台234mm（観測史上2位）を記録した。これにより厚狭川が越水し、厚狭地区を中心に大規模半壊8戸、床上浸水446戸と甚大な被害が発生し、災害救助法が適用された。

第3章 山陽小野田市の地震環境と地盤

第1節 地震活動環境

第1項 活断層

山口県における活断層の分布は、「山口県地震被害想定調査報告書」（2008年3月）によると、別図1（P.14）のとおりとなっている。

これによると、本市域においては、下関市域から埴生北西部にかけて北西－南東方向の走行を持つ菊川断層があり、活動時にはマグニチュード6.9～7.7の地震を引き起こす可能性がある。地震調査研究推進本部によると、本断層帯は、構成する活断層の分布形状、地表地質等の特徴に基づき、下図のとおり3つの区間（北部、中部、南部）に区分される。

	菊川断層
再来間隔	約4,100～5,900年（中部区間）
最新活動時期	約15,000～3,300年前
活動規模	マグニチュード6.9～7.7
活動度	平均変位速度：0.7m以上1m/1,000年（中部区間）
断層帯の長さ	約114km

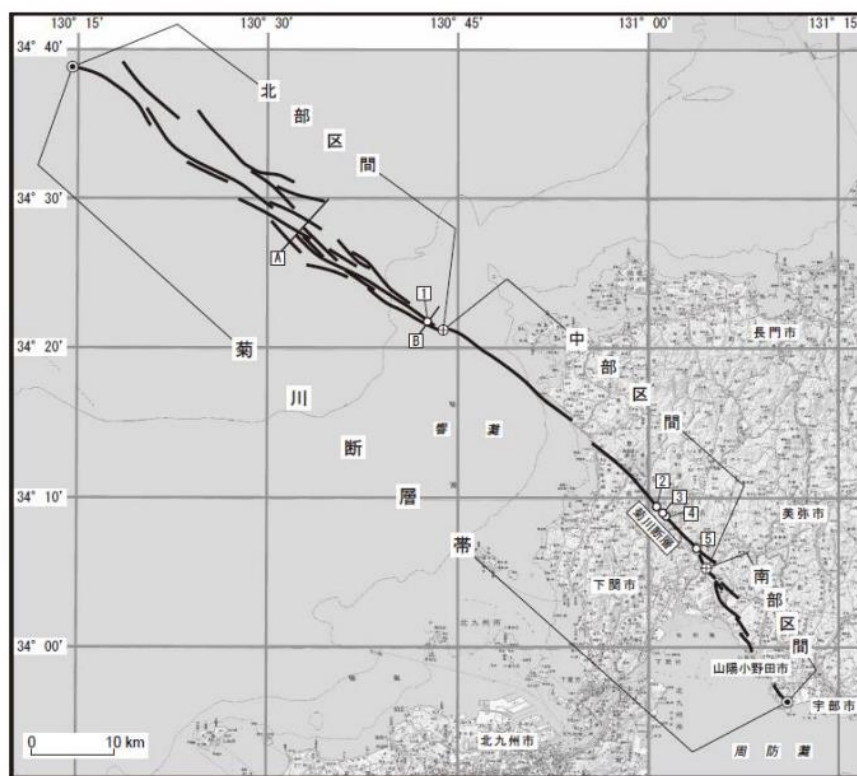


図2 菊川断層帯の活断層位置と主な調査地点

○トレンチ調査等の調査地点 1：阿部ほか（2010）による採泥地点 2：上岡枝地点
3：上岡枝下流地点 4：上諏訪地点 5：下保木地点

A—B：音波探査測線

●：断層帯の端点 ⊕：活動区間の端点

活断層の位置は文献1、2、3及び4に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図 200000（地図画像）「山口」、「中津」、「小串」、「福岡」を使用。

第2項 地震活動

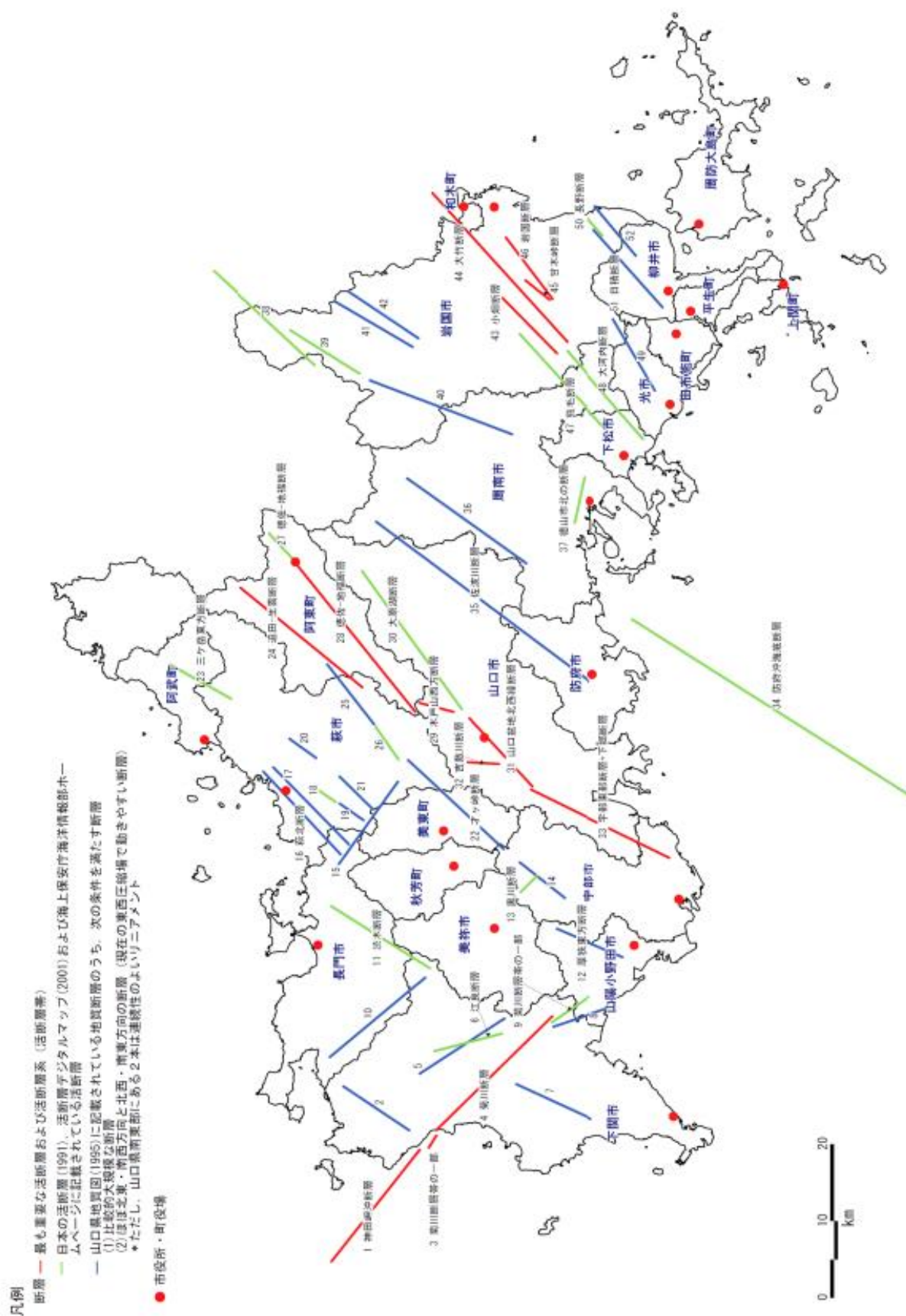
1 地震記録

歴史地震（昭和以前）については、「新編・日本被害地震総覧」「山口県の過去 300 年の地震記録」等により、本市に影響が出たと考えられる地震では、「1707 年 防長の地震」「1793 年 長門・周防の地震」があげられる。

また、気象庁資料が整っている 1923 年 1 月以降の山口県周辺の被害地震について見ると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。本市はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈み込んでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ 120km 程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。

山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にある（別表 1）が、今後の本市における地震被害が少ないことを保証するものではない。

別図1 山口県の活断層



別表1 山口県とその周辺の主な地震（範囲：33° 10′ ～35° 10′ N、130° 20′ ～132° 50′ E、M5以上のもの）

番号	年/月/日	時：分	緯 度	経 度	深さ	M	震央地名
1	1926/01/22	06：26	33° 20.22′ N	132° 9.78′ E	10km	5.4	豊 後 水 道
2	1928/09/25	13：58	33° 36.42′ N	131° 54.84′ E	76.2km	5.8	伊 予 灘
3	1929/08/04	01：00	34° 13.92′ N	130° 36.96′ E	8.9km	5.4	山口県北西沖
4	1930/12/21	08：26	34° 53.1′ N	132° 47.4′ E	30km	5.1	広島県北部
5	1930/12/21	21：14	34° 55.38′ N	132° 49.32′ E	13km	5.9	広島県北部
6	1930/12/21	21：17	34° 55.74′ N	132° 44.82′ E	18km	5.2	広島県北部
7	1935/07/17	00：00	34° 35.16′ N	131° 1.8′ E	20km	5.5	山口県北西沖
8	1937/02/08	21：18	33° 24.6′ N	132° 1.92′ E	24km	5.0	伊 予 灘
9	1937/02/27	23：41	33° 51.72′ N	132° 6.96′ E	63km	6.0	山口県東部
10	1938/09/10	14：20	33° 39.12′ N	132° 33.84′ E	20km	5.0	伊 予 灘
11	1941/04/06	01：49	34° 31.62′ N	131° 38.04′ E	1.9km	6.2	山口県北部
12	1942/02/22	09：47	33° 31.86′ N	132° 22.92′ E	68km	5.4	愛媛県南予地方
13	1942/10/27	14：29	33° 19.38′ N	132° 10.62′ E	42km	5.2	豊 後 水 道
14	1943/08/08	00：04	34° 37.86′ N	131° 43.5′ E	10km	5.2	山口県北部
15	1943/08/09	04：27	34° 33.06′ N	131° 53.76′ E	8km	5.0	島根県西部
16	1944/06/07	19：15	33° 15.84′ N	131° 50.34′ E	65km	6.0	伊 予 灘
17	1944/08/03	10：40	35° 1.08′ N	132° 34.68′ E	22km	5.1	島根県西部
18	1946/08/20	18：42	33° 21.12′ N	132° 18.96′ E	42km	5.9	豊 後 水 道
19	1947/05/09	23：05	33° 22.32′ N	130° 57′ E	7km	5.5	大分県北部
20	1947/05/11	06：53	33° 21.54′ N	130° 59.16′ E	6.3km	5.1	大分県北部
21	1949/07/12	01：10	34° 3′ N	132° 45.42′ E	25km	6.2	安 芸 灘
22	1950/08/22	11：04	35° 10.2′ N	132° 38.7′ E	4km	5.2	島根県西部
23	1950/08/22	11：14	35° 7.08′ N	132° 42.6′ E	2km	5.0	島根県東部
24	1953/01/23	11：47	33° 11.16′ N	132° 7.74′ E	62km	5.4	豊 後 水 道
25	1953/06/08	22：49	34° 58.92′ N	132° 44.58′ E	8km	5.0	島根県東部
26	1953/07/30	17：24	34° 2.28′ N	132° 46.68′ E	14km	5.4	愛媛県中予地方
27	1954/05/08	17：26	35° 1.32′ N	132° 47.22′ E	10km	5.2	広島県北部
28	1954/05/16	21：56	35° 4.74′ N	132° 47.82′ E	9km	5.4	島根県東部
29	1955/12/05	22：30	34° 42′ N	132° 42′ E	0km	5.3	広島県北部
30	1956/01/30	14：45	33° 40.68′ N	132° 19.44′ E	53km	5.0	伊 予 灘
31	1958/09/08	23：53	33° 43.98′ N	131° 55.98′ E	80km	5.7	伊 予 灘
32	1960/05/11	08：17	33° 54′ N	131° 55.02′ E	80km	5.5	周 防 灘
33	1963/03/31	21：26	35° 7.68′ N	132° 25.2′ E	12km	5.1	島根県西部
34	1963/04/01	00：02	35° 7.02′ N	132° 24.72′ E	16.8km	5.0	島根県西部
35	1964/11/14	12：56	33° 23.94′ N	132° 13.2′ E	62km	5.9	豊 後 水 道
36	1968/08/06	01：17	33° 18′ N	132° 22.98′ E	40km	6.6	豊 後 水 道
37	1968/08/06	13：21	33° 21′ N	132° 27′ E	40km	5.3	愛媛県南予地方
38	1969/09/07	09：23	33° 37.02′ N	131° 48′ E	100km	5.2	伊 予 灘
39	1969/11/30	01：43	33° 19.98′ N	132° 24′ E	40km	5.1	豊 後 水 道
40	1969/11/30	13：12	33° 15′ N	132° 24′ E	40km	5.1	豊 後 水 道
41	1973/02/25	19：09	34° 43.98′ N	132° 25.02′ E	0km	5.0	広島県北部
42	1977/05/02	01：23	35° 9′ N	132° 42′ E	10km	5.6	島根県東部
43	1978/06/04	05：03	35° 4.98′ N	132° 42′ E	0km	6.1	島根県東部
44	1978/06/04	06：03	35° 4.98′ N	132° 40.98′ E	0km	5.3	島根県東部
45	1978/06/04	06：20	35° 7.02′ N	132° 40.98′ E	10km	5.5	島根県東部
46	1978/06/04	06：22	35° 7.98′ N	132° 40.02′ E	0km	5.4	島根県東部
47	1979/07/13	17：10	33° 51′ N	132° 3′ E	70km	6.0	山口県東部
48	1981/07/17	00：46	33° 22.98′ N	132° 13.02′ E	60km	5.1	豊 後 水 道
49	1983/08/26	05：23	33° 33.42′ N	131° 36.3′ E	116km	6.6	大分県北部
50	1984/06/25	06：29	34° 45.6′ N	132° 34.98′ E	12km	5.3	広島県北部
51	1985/04/05	16：25	33° 31.62′ N	131° 34.62′ E	117.7km	5.2	大分県北部
52	1987/11/18	00：57	34° 14.52′ N	131° 27.42′ E	8.4km	5.4	山口県東部
53	1988/07/29	18：59	33° 40.92′ N	132° 30.3′ E	53.1km	5.1	伊 予 灘
54	1991/01/04	03：36	33° 32.88′ N	132° 19.08′ E	57.5km	5.3	伊 予 灘
55	1991/10/28	10：09	33° 55.38′ N	131° 9.9′ E	18.5km	6.0	周 防 灘
56	1993/08/14	10：29	33° 21.12′ N	132° 32.58′ E	47.2km	5.3	愛媛県南予地方
57	1993/08/31	00：08	33° 36.18′ N	132° 28.08′ E	61.8km	5.1	愛媛県南予地方
58	1997/04/03	06：47	33° 22.8′ N	132° 25.92′ E	51.7km	5.0	愛媛県南予地方
59	1997/06/25	18：50	34° 26.52′ N	131° 39.96′ E	8.2km	6.6	山口県北部
60	1998/05/23	04：49	33° 42.24′ N	131° 50.52′ E	85.5km	5.4	周 防 灘
61	2001/03/24	15：27	34° 7.92′ N	132° 41.64′ E	46.4km	6.7	安 芸 灘
62	2001/03/26	05：40	34° 7.02′ N	132° 42.54′ E	45.8km	5.2	安 芸 灘
63	2006/09/26	07：03	33° 30.36′ N	131° 53.1′ E	70.1km	5.3	伊 予 灘
64	2011/06/04	01：57	35° 5.7′ N	132° 40.2′ E	11km	5.2	島根県東部
65	2011/11/21	19：16	34° 52.3′ N	132° 53.6′ E	12km	5.4	広島県北部
66	2014/3/14	20：06	33° 41.5′ N	131° 53.4′ E	78km	6.2	伊 予 灘

第2節 地盤挙動

第1項 山陽小野田市の地質及び地盤特性

本市は、山口県の西南部に位置し、周防灘に面している。面積は約 133 km²で、石炭、粘土層を主とする新生代の地質と、砂岩、礫岩など風化しやすい岩石を主とする中生代の地質とその堆積した地質で構成され、小野田、埴生、厚陽の沿岸に干拓地が広がっている。北部山地地帯は、安山岩、砂岩を主とする関門層群で、埴生地域はおおむね花崗岩類で形成され、厚狭盆地を挟むように砂岩系の中に石炭を有する地層が広がっている。

また、本市の中央から南部内陸地帯は、石炭を埋蔵する古第三紀層宇部層群が分布し、南部沿岸地帯は干拓による平坦地で、緩い傾斜をもって海底に入っている。

第2項 地震動の推定

1 歴史地震データに基づく地震危険度の推定

県は、歴史地震データを用いて、地震危険度解析を行い、県内の各地で再現期間 100 年に対する最大加速度の期待値を計算し、これに対応する震度階級を求めた。県下では震度 4～5、局地的には震度 6 が想定され、これによれば、山陽小野田市は、震度 4～5 強が想定される。

2 断層モデルに基づく地震動強度の推定

県は、県内の大竹断層（小方ー小瀬断層）と菊川断層を対象に地震動の推定を行った。本市では、菊川断層が動いた場合、局地的には震度 6 強が想定される。

3 南海トラフ巨大地震による震度分布等の推定

県は、津波防災地域づくりに関する法（平成 23 年 12 月 27 日施行）に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、堤防条件等の設定や瀬戸内海沿岸における最大クラスの津波の選定を行った。その中で本市に最大クラスの津波（発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震は、南海トラフ巨大地震であり、その規模は Mw（モーメントマグニチュード）9.1 とされ、本市では、震度 5 弱と想定されている。

第3項 液状化

県は、地盤モデル毎に、地震外力の評価と地盤の液状化抵抗の評価を行い液状化の判定を実施している。

これによると、本市では、糸根川、前場川、厚狭川、有帆川の河口付近の干拓地は液状化の発生が懸念される。特に菊川断層地震が発生した場合は、液状化の危険度が極めて高いと想定されている。

1 広範囲での液状化

東北地方太平洋沖地震でも発生したように、非常に長い継続時間の震動が起こり、揺れの繰り返し回数が多くなると、震源域から遠く離れたところまで大きな液状化被害を発生させる可能性がある。東北地方太平洋沖地震では、それまで液状化は発生しないと考えられていた震度 5 弱以下の地域でも液状化が発生している。

2 液状化による被害

広範囲にわたる液状化の発生により、住宅の不同沈下をはじめ、上下水道、ガス、電気、通信などの埋設管路、ケーブル網などライフラインの麻痺を引き起こすなど、大きな被害を生じる可能性がある。

3 沿岸部、埋立地・干拓地の液状化

糸根川、前場川、厚狭川、有帆川の河口付近の干拓地においては、継続時間が長い震動が起きた場合、液状化の危険性がある。液状化の発生によって、護岸構造物がその強度を失い、大規模の津波でなくても被害を免れない場合も考えられ、これを原因とする広範囲の浸水により、交通網の広域的な遮断、救助・救援活動への支障、帰宅難民の発生などが想定される。

4 内陸部の液状化や盛土地盤の崩壊

沿岸部だけでなく、内陸部における湖沼・旧河道の若年埋立て地盤の液状化や丘陵地谷埋め盛土の滑り破壊などにも十分注意する必要がある。

第3節 津 波

山口県瀬戸内海沿岸で最も懸念される津波は、四国沖の南海トラフで発生するプレート境界型の巨大地震「南海トラフ巨大地震」による津波であり、過去 100～150 年周期で繰り返し発生しているため、近い将来に発生する可能性が懸念されている。

なお、県の想定によると、本市に影響を及ぼすと考えられる津波をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部で発生する地震とされている。

《南海トラフ巨大地震・周防灘断層群主部の地震による山陽小野田市の最高津波水位等》

代表地点	南海トラフ巨大地震					周防灘断層群主部				
	最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)	上昇 下降	最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)	上昇 下降
	(T.P.m)	うち (m) 津波波高				(T.P.m)	うち (m) 津波波高			
埴生港	3.7	1.8	251	107	下降	2.4	0.5	93	55	上昇
小野田港	3.4	1.6	245	100	下降	2.3	0.5	84	16	上昇

※「最高津波水位」は、主要な港湾・漁港等（代表地点）の海岸線から沖合約 30m 地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第 2 位を切り上げ。

※「津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値。

第4章 被害想定

第1節 風水害等

本市及び山口県内で発生した過去の風水害等を踏まえ、今後発生する可能性のある風水害等を想定し、防災対策の参考とする。

第1項 台 風

台風については、勢力の強い台風が衰弱することなく九州西海上を、又は西九州に上陸後、北東に進んだ場合に大きな被害が発生しており、このようなコースの場合、猛烈な風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ高潮による被害の発生が想定される。台風の通過が、満潮（大潮）と重なった場合には、さらに大きな被害となることが懸念されるため注意が必要である。台風の風は、海上では進行方向の右側で風が強い非対称な分布となる。しかし陸上では、地形により風向や風速が変わる。風向きにより地域に特有の強風域や弱風域が現れることが多いため、風が弱いからといって警戒を緩めないことが重要である。

また、台風は多量の降水とともに、強風による海水の吹き寄せと、気圧低下による海水の吸い上げによる高潮も引き起こすため、これらの同時発生も想定しておく必要がある。

第2項 大 雨

大雨による災害は、水害と土砂災害に分けられる。本市では、平成21、22年に北部（美祢市）で集中豪雨が発生したため、厚狭川が氾濫し、甚大な被害を受けた。また、令和5年には厚狭北部地域において線状降水帯が発生し、その影響により随光川や桜川、大正川が氾濫し、被害を受けた。近年、全国で集中豪雨による河川の氾濫及びそれに伴う土砂災害による被害が増加する傾向にある。

また、市街地においては、開発の進展による保水・遊水機能の低下等により、中小河川の内水氾濫や土砂災害の発生が課題となっている。

特に、土砂災害は、水害と異なり、発生の予測が非常に困難である。そのため、市は、正確な情報収集と早期の避難指示等の発令を心がけるとともに、平時から市民に対し、避難行動（①避難場所への移動、②（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）、③近隣の高い建物等への移動、④建物内の安全な場所での待機）の啓発を行うことが重要である。

第3項 高 潮

本市においては、地勢的特性から高潮災害による大きな被害が想定される。山口県では、大規模災害対策検討委員会において、想定される災害の規模や被害の状況を示しており、想定する上での留意点及び継続的に検討すべき点を取りまとめている。

1 山口県のハザードマップにおける想定潮位

山口県の瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く、入江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波における被害を受けやすい。

また、本市が位置する周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向がある。山口県における想定では、高潮被害の発生頻度の高い瀬戸内海沿岸において、山口県を通過した既往最大規模の台風（室戸台風）が、最悪のコースを通過した場合を想定し、高潮の潮位を定めており、県内の最大潮位は、山陽小野田市埴生の5.49mとなっている。

2 想定される災害の姿等

- (1) 堤防・防波堤等
- 県が管理する護岸や堤防は、山口県高潮対策検討会の提言（H12.7）を受けた潮位により整備を進めており、現時点での堤防等の整備率は60%となっている。
- また、他県において、堤防等が倒壊して死者が出た事例があるため、堤防等の老朽化について対応が必要であるとともに、市民に対して高潮発生時には海に近づかないことを徹底する必要がある。
- (2) 想定台風
- 近年、非常に強い台風の数が増えており、現在、県において、室戸台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の襲来についても考えておく必要がある。
- (3) 内水氾濫への対応
- 豪雨と高潮の同時発生、また、これによる内水氾濫という最悪のシナリオについても考えておく必要がある。水門等の閉鎖により増水し、排水不良等による内水氾濫が発生するケースが多いことから、水門等の開閉等のタイミングに配慮が必要である。

第2節 地震・津波災害等

県は平成20年3月、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計し、被害想定調査報告書を取りまとめた。

また、南海トラフ地震については、平成26年3月に被害想定を公表している。

本市においては、これらのうち、本市関係部分を被害想定とする。

第1項 想定地震

本市に被害をもたらす可能性がある最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70～80％程度の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからない「菊川断層による地震」及び「周防灘断層群主部による地震」がある。

また、主要な断層ではないものの、文献に記載された「厚狭東方断層による地震」がある。

想定地震	地震規模	地震タイプ	最大震度	最高津波水位	地震発生確率 (30年以内)
南海トラフ巨大地震	M9.0	プレート間	5弱	T.P. +3.7m	70～80％
菊川断層（中部区間）	M7.6	内陸（地殻内）	6強	—	0.1％～4％ (*)
周防灘断層群主部	M7.6	内陸（地殻内）	6弱	T.P. +2.4m	2％～4％(*)
厚狭東方断層	M6.5	内陸（地殻内）	6弱	—	不明

(*)地震調査研究推進本部の公表値（算定基準日：2024年1月1日）

第2項 想定震度

前述した県の地震動の推定によると、歴史地震(昭和以前)に基づく想定震度は最高5強であるが、気象庁観測地震(昭和以降)については、地震の繰り返し間隔(100年～数万年)に対して観測期間が短すぎるため、これだけでは推定は難しい。

活断層に基づく想定は、調査済の活断層のなかで、最も大きな影響を与えると推定される菊川断層を想定すると、局地的ではあるものの、その想定震度は最高6強である。

東日本大震災の教訓を踏まえ、起こり得る最大規模の地震を想定することとし、本計画における想定震度は最高6強とする。

第3項 想定地震別の被害想定

県内には、15本の活断層があるが、このうち、确实度、規模、地域特性を考えた場合、市内に大きな影響があるのは、菊川断層の活動に伴う地震である。

また、南海トラフ巨大地震についても、本市への影響は大きいと考えられる。

それぞれの地震による被害想定は以下のとおりとする。

《山陽小野田市の被害想定》

	建物被害			人的被害等				
	全 棟 壊 数	半壊棟数	出火数	死者数	負傷者数	避難者数 計	避難所者 避難生活者	避難所外 生活者※
菊川断層による地震	396棟	2,291棟	84件	13人	184人	12,147人	9,000人	3,147人
南海トラフ巨大地震	746棟	3,099棟	0件	77人	3人	11,962人	7,974人	3,988人

※帰宅困難者数を含む

第3節 大規模事故災害等

本計画では、大規模事故災害にも対応するため、想定する「大規模事故」を、列車及び大型車両等の衝突・横転等の事故、大火災、爆発など大規模で市民生活に重大な被害を及ぼす事態とする。本市における大規模事故災害の想定は次のとおりとする。

事故の種類	概 要
大規模火災	住宅密集地における大規模延焼火災、林野火災の延焼
危険物等災害	LPGガス等の高圧ガス、放射性物質及び毒物・劇物等の漏えいや爆発等による事故災害
交通事故災害	幹線道路における多重衝突などの大事故、ガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載車両からの流出等による事故災害
鉄道事故災害	列車による衝突・脱線・転覆・火災及びガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載貨物列車からの流出等による事故
航空機事故災害	定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の航空機の墜落等による災害
その他の災害	その他の大規模な事故災害

第2編 災害予防計画

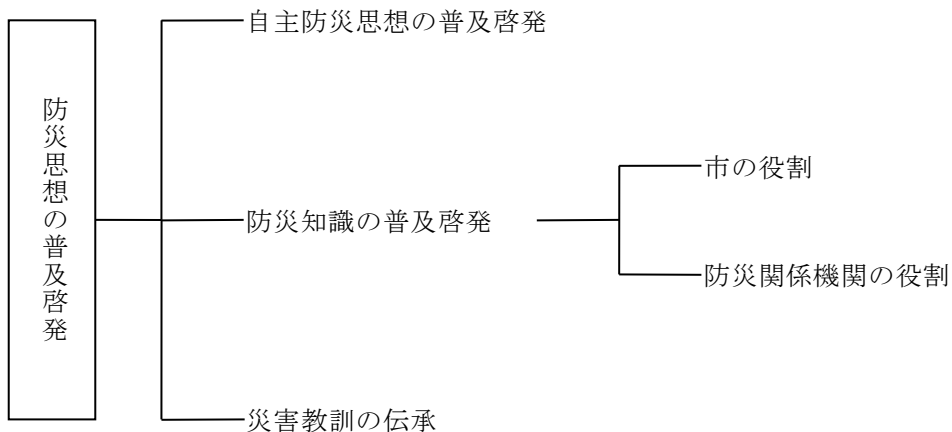
第1章 防災思想の普及啓発

基本的な考え方

災害による被害を最小限に止めるためには、市・県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と同時に、市民一人一人が家庭や地域社会において、自らの生命と財産は自分で守る「自助」、あるいは「共助」の心構え、行動が求められる。

このため、市及び防災関係機関は、市民に対し、災害に関する防災知識を啓発指導するとともに、市民参加・体験型イベントを実施するなど、普及啓発を推進する。さらに市は県及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る。

施策の体系



具体的な取組内容

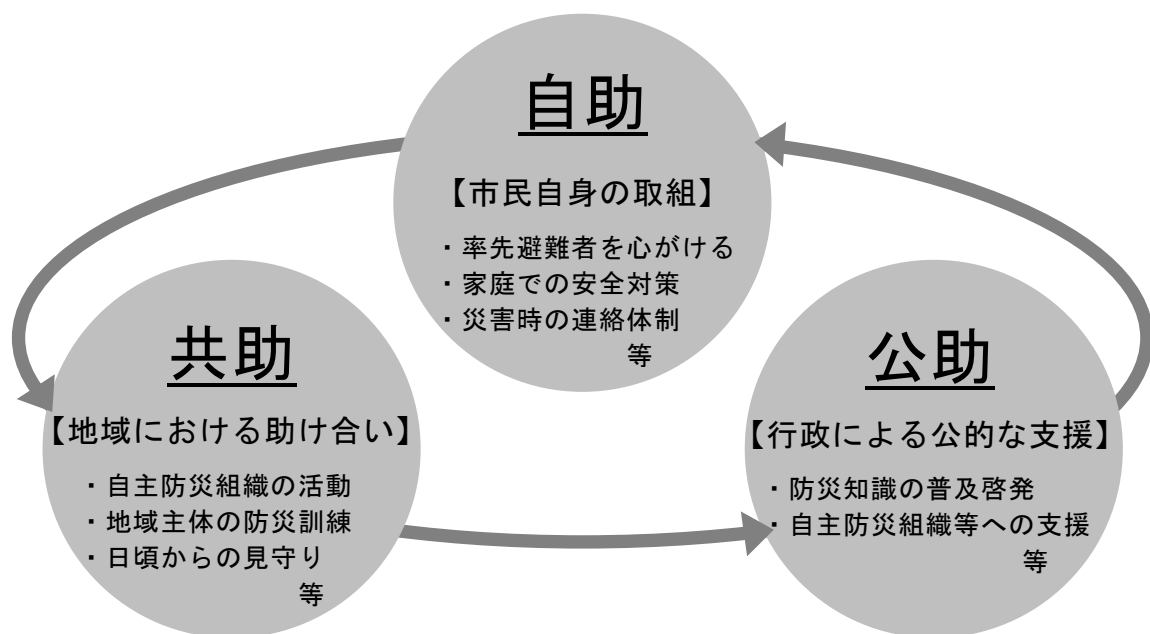
第1節 自主防災思想の普及啓発

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を図るよう行動することが重要である。

また、災害発生時に初期消火を行う、近隣の負傷者・高齢者・障がい者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは市、県、国及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、市は自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

■自助・共助・公助による地域防災力の向上



第2節 防災知識の普及啓発

第1項 市の役割

防災対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、市民に対しては、災害に対する正しい知識や率先避難者としての心得等の普及啓発を図る。

率先避難者とは…

避難を呼びかけながら、自ら率先してしかるべき避難経路へ避難誘導すること。「ここは大丈夫だろう」「自分は大丈夫だろう」という思い込み（正常化の偏見）により避難しない人に対して避難を促す役割を担う。東日本大震災において、防災教育を受けた子供たちが率先避難を実践したことが話題となり、「自分の命を率先して守ることで、実は周りの多くの命を守ることにつながる」と、その重要性が改めて認識されている。

1 市職員に対する教育（総務課・人事課）

市職員として行政事務に取り組むなかで、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 本計画に示す災害対策
- (3) 注意報、警報、特別警報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。

また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 小・中学生児童生徒に対する教育（学校教育課）

市教育委員会は、各学校に対し、児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- (1) 学級活動、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。
- (2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動、率先避難者として行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた指導を行う。
- (3) 中学校生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

3 市民に対する普及啓発（総務課・消防局）

避難情報発令時、注意報、警報、特別警報発表時及び発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や本市において起こり得る災害と被害想定、防災対応について、イベントの開催、市広報紙、パンフレット、ポスター、インターネット及び報道媒体を活用し、県と協力して次の(1)～(7)を普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用して、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

- (1) 家庭での予防・安全対策
 - ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認
 - イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認

- ウ 3～7日分の食料、飲料水等の備蓄
- エ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- オ 家具等の転倒防止対策及び家庭内における安全な場所の周知
- カ 消火器の普及
- キ 保険・共済等への加入
- (2) 防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動
- (3) 避難場所及び避難所での行動
- (4) 避難場所等における性暴力・DVを防止する意識の普及・徹底
- (5) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (6) 災害時の地域内の避難体制の確保
- (7) その他
 - ア 災害の基礎的知識、山陽小野田市の災害発生状況
 - イ 市の防災対策（山陽小野田市防災メール（以下、防災メールという。）、山陽小野田市公式LINE（以下、公式LINEという。）の登録等）
 - ウ 浸水、土砂災害、津波危険予想地域、災害危険区域の情報
 - エ 避難場所、避難路その他避難対策
 - オ 住宅の耐震診断と補強
 - カ 応急手当等看護の知識
 - キ 要配慮者対応
 - ク 自主防災思想及び自主防災組織
 - ケ 日本電信電話株式会社（NTT）等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用法（携帯電話を含む）

4 各種団体等に対する普及啓発（総務課・消防局・その他各種団体の所管課）

- (1) 研修会・市出前講座等における普及啓発
市及び市教育委員会は、自治会、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。
なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。
- (2) 各種団体の研修会・講習会における普及啓発
各種団体が開催する研修会、講習会において、防災に関する内容を取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

5 防災アセスメントの実施（総務課・関係各課）

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを作成するなど、市民の安全確保に努める。

第2項 防災関係機関の役割

防災関係機関においては、市及び県に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

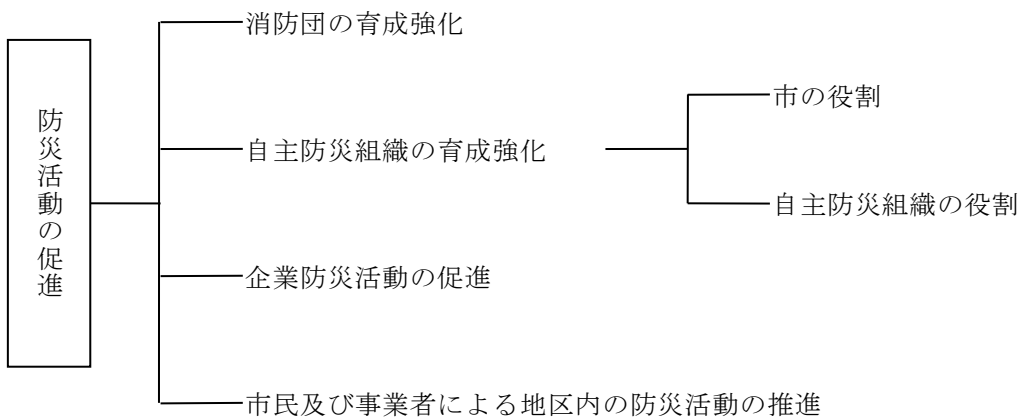
市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組の支援に努めるものとする。

第2章 防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、市及び県、防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や市民による防災組織の体制整備がなされて、初めて目的が達成できる。特に、大規模災害発生時には、これらの防災組織と消防、警察・自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、避難者の誘導又は避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 消防団の育成強化

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく。

1 消防団の育成強化（消防課）

- (1) 消防団の育成強化
消防団の活性化等その育成強化については市が行う。
- (2) 消防団活性化総合計画
消防団の活性化を推進するため、山陽小野田市総合計画に基本的な施策を定め、その施策を実現するため、実施計画に具体的な事業を定めることで消防団活性化総合計画に代える。
- (3) 団員の確保
団員を確保するため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- (4) 防災訓練等の参加促進
防災訓練や研修会等への参加を促し、団員等の防災知識の向上を図る。
- (5) 施設、装備の充実
消防団の施設、装備の充実を推進する。

第2節 自主防災組織の育成強化

災害に対処するためには、防災関係機関と市民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。このため、市民の相互助け合いの精神に基づく、市民による自主防災組織を育成強化し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 市の役割

1 自主防災組織の設置推進（総務課）

(1) 自主防災組織の設置育成

自主防災組織の設置育成は、災対法の規定に基づき、市が推進する。なお、設置推進のための基本的な考え方を以下のとおり定める。

項 目	内 容
自主防災組織の意義	災害時には、発生後の初期段階における市民による救助が最も有効であることから、身近な地域において自主防災組織を構築することで防災力を高めることにつながる。
自主防災組織の編成	市民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効性ある活動を行うために、自治会等の既存の組織を基に自主防災組織を編成する。
自主防災組織の規模	自治会単位、学校区単位等、市民が無理なく活動でき、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織するため、地理的状况、生活環境等から見て、市民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。
自主防災組織の防災計画	組織として実施すべき活動を具体化した自主防災組織の防災計画を作成するとともに、その計画に基づき迅速かつ効果的に防災活動が行えるよう組織内での役割分担を明確にするように努める。
自主防災組織の育成	自主防災組織を育成する際には、消防団をはじめとする防災関係機関や学校、事業者等の積極的な協力を得ながら、防災訓練や研修会等を通じて組織の育成を行うとともに、地域の連携を深められるよう取り組む。
関係団体との協調	消防局、市消防団と連携し、防災に関する知識の普及啓発に努めるなど、関係機関や団体との協力体制の充実に努める。

(2) 未設置地域への設置促進

自主防災組織の基本的な考え方の周知を図り、自主防災組織が未設置の地域において、設置促進を図る。

(3) 地域事業所等による自主防災組織の設置促進

ア 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所等における自主防災体制の育成を図る。

イ 学校、病院及び百貨店等多数の者が利用する施設を対象とした防火管理体制の強化を図る。

ウ 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自衛消防組織の育成を図る。

エ 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした自衛消防組織の育成を図る。

2 自主防災組織の活動支援・機能強化（総務課・消防課・関係各課）

(1) 自主防災組織の活動支援

ア 自主防災組織が実施する活動について、積極的な指導援助の体制を構築する。

また、自主防災組織と防災関係機関、学校、事業者等の参加による防災訓練や研修会等、地域の防災力を高める支援を行う。

イ 自主防災組織訓練マニュアル等を作成し、訓練に関する意識付けに努める。

(2) 防災資機材等の整備促進

自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

(3) 防災資機材の操作方法の講習等

防災資機材の操作方法の講習会、応急手当方法の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。

(4) 防災知識の普及啓発

防災講演会、市出前講座等を実施し、市民の防災に対する関心を維持していく。

(5) 自主防災リーダーの育成

研修会等を実施し、自主防災活動を活発にするために必要な地域の要となる自主防災リーダーの育成に努める。

また、市は自主防災リーダーとの相互連携のもと、自主防災組織の自主性の醸成に努める。

第2項 自主防災組織の役割

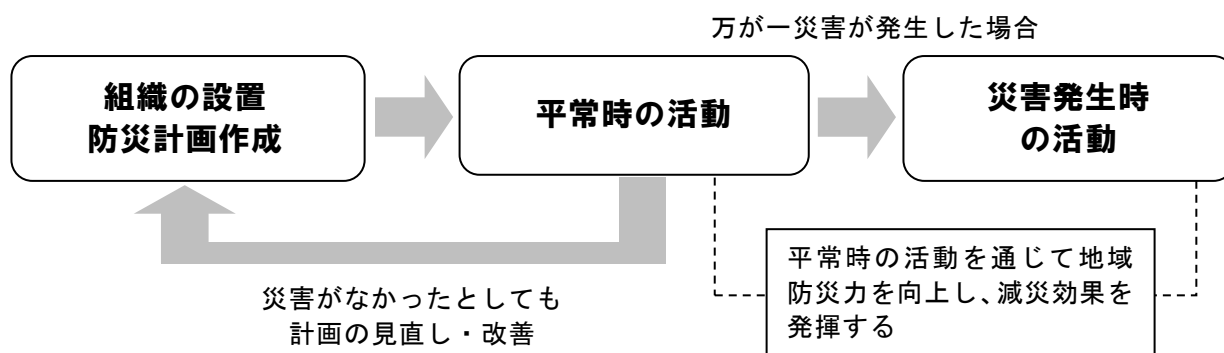
自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。

また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 自主防災組織の活動の推進

活動の種類	平常時の活動	災害発生時の活動
情 報	・ 防災意識の普及及び高揚 ・ 防災に関する知識の普及 ・ 情報収集、伝達体制の構築 ・ 関係機関との連絡体制の構築 ・ 防災計画等の作成	・ 情報の収集、伝達及び広報 ・ 地域住民の安否確認 ・ 地域の要配慮者への支援
防 災 訓 練	・ 実動訓練等の実施・参加 ・ 災害図上訓練への参加	—
初 期 消 火	・ 出火防止及び初期消火の徹底 ・ 初期消火訓練の実施・参加	・ 出火防止及び初期消火
救 出 ・ 救 護	・ 防災資機材の備蓄・保守管理 ・ 救出及び救護訓練の実施・参加	・ 負傷者の救出・援護 ・ 食料、救援物資等の配布協力
避 難	・ 避難訓練の実施・参加	・ 避難誘導 ・ 率先避難や避難の呼びかけの実施
給食・給水	・ 炊き出し訓練の実施・参加	・ 避難所における炊き出し (避難所自主運営)

■ 自主防災組織の活動の流れ



2 自主防災組織の防災計画の作成（自主防災組織）

自主防災組織の整備に当たっては、市等の防災機関と十分協議の上、組織として実施すべき活動を具体化した自主防災組織の防災計画を作成するとともに、その計画に基づき迅速かつ効果的に防災活動が行えるよう組織内での役割分担を明確にするように努める。

(1) 自主防災組織の防災計画の内容

- ア 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。
- イ 防災知識の普及に関すること。
- ウ 防災訓練に関すること。
- エ 情報の収集伝達に関すること。
- オ 出火防止・初期消火に関すること。
- カ 関係機関が実施する救出・救護活動の補助等に関すること。
- キ 避難誘導に関すること。
- ク 炊き出し等に関すること。
- ケ 防災資機材等の整備・管理に関すること。

第3節 企業防災活動の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、市民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練の実施等、企業防災の推進に努める。

1 企業防災活動の促進（商工労働課）

(1) 情報提供及び条件整備

市は、地域の防災訓練等の企業防災活動の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大する事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

(2) 企業の防災意識の高揚

企業の防災意識の高揚を図るため、地域の防災訓練等様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、市及び県、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

2 優良企業の表彰（消防課）

防災対策に関する優良企業の表彰を行うなどして、企業の防災意識の高揚を図る。

第4節 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区（自治会・学校区等）内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区内事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

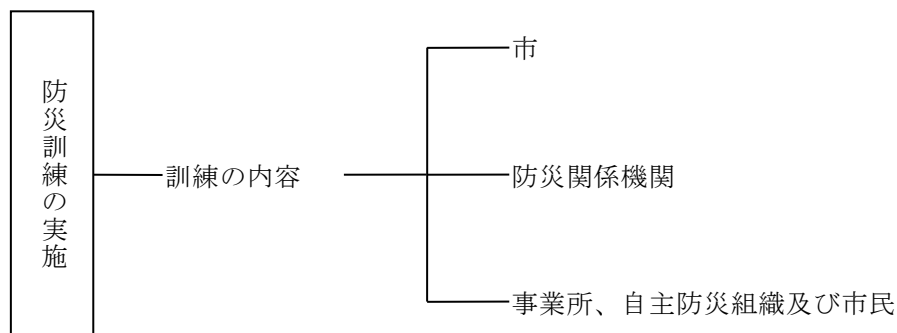
第3章 防災訓練の実施

基本的な考え方

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市及び県、地方公共団体、防災関係機関、市民それぞれが、発災時にとるべき行動を想定した訓練が重要となる。

防災訓練は、本計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、本計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び市民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するように努める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 訓練の内容

第1項 市

市は防災訓練について、県、国、他の市町及び自衛隊等防災関係機関と連携して行い、自主防災組織及び市民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた上で次の内容を実施する。

1 総合防災訓練の実施（総務課・関係各課）

(1) 防災訓練を通じた本計画の検証

大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など本計画の検証を行う。

(2) 訓練内容

地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。また、男女共同参画の視点等を取り入れた訓練とする。

市・県・国	防災関係機関	自主防災組織・市民
・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達・広報 ・避難誘導、避難指示等の発令及び警戒区域の設定 ・要配慮者安全確保等（避難支援） ・避難所・救護所設置運営 ・応援受入れ ・緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） ・自主防災組織等の活動支援 ・広域応援協定に基づく広域合同訓練等	・情報伝達・広報等 ・消火活動 ・救助・救急 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送	・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難・避難誘導 ・要配慮者安全確保等（避難支援） ・通報

(3) 実践的な訓練のための工夫

訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。

2 個別防災訓練の実施（総務課・関係各課）

(1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。

(2) 職員の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を定期的の実施する。

(3) その他個別防災訓練

大規模災害を想定した個別防災訓練（物資輸送訓練など）について、県、防災関係機関及び民間団体等と協力し実施する。

3 広域防災訓練（総務課・関係各課）

広域応援協定をより実行性のあるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

4 通信訓練（総務課・関係各課）

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災無線（MCA 無線）、防災メール、県防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

5 訓練後の評価（総務課・関係各課）

訓練後において評価を行う。評価に当たっては、障がい者や高齢者、子供、男女共同参画の視点も踏まえた分析・検討を行い、課題等を明らかにし、その後の活動に反映していく。

第2項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3項 事業所、自主防災組織及び市民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。このため、市民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会を捉えて訓練を実施する。

1 事業所（防火管理者等）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、デパート及びその他消防法、水防法で定められた事業所（施設）の防火管理者等施設管理者は、その定める消防計画等に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防局及び地域の自主防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市（総務課）及び消防局の指導を受け、訓練を実施する。訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等について実施する。

3 市民の役割

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

■主な防災訓練の種類

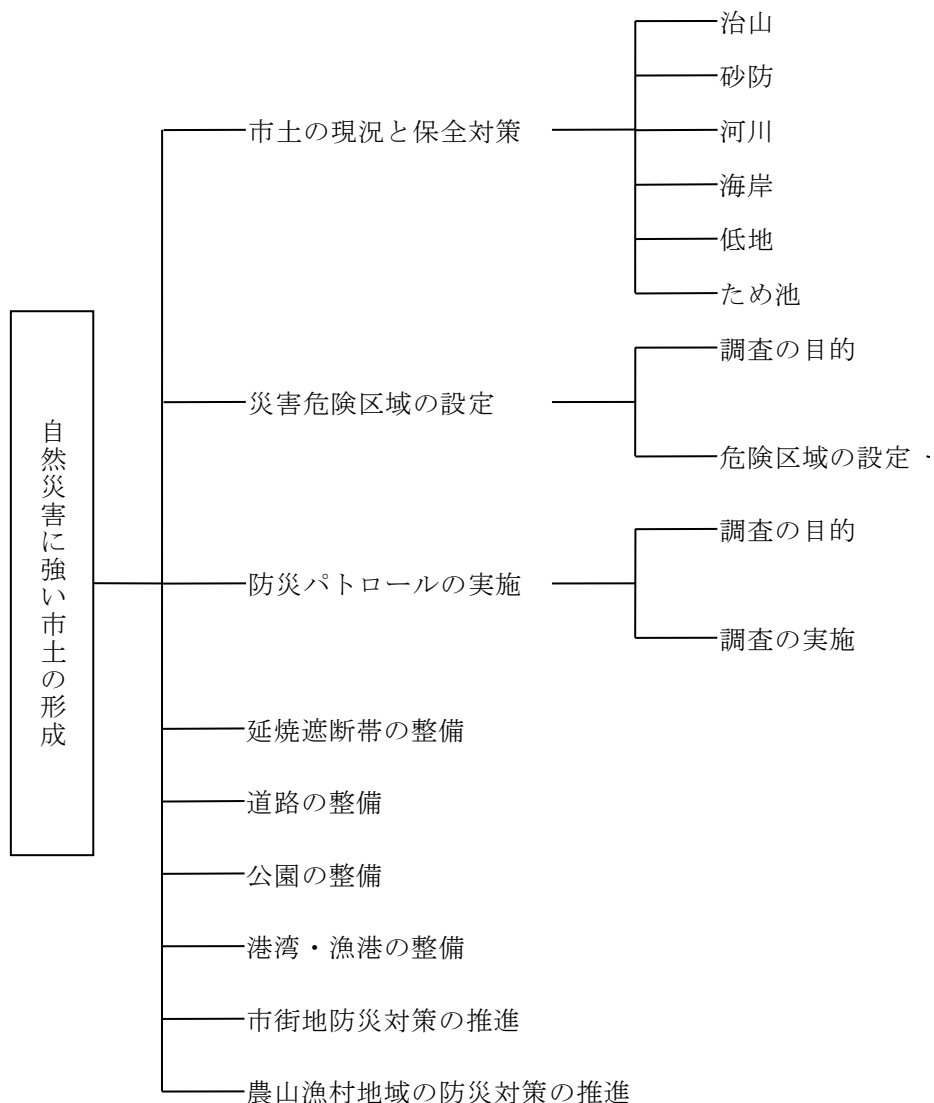
種 類	概 要	具体的な内容
初 期 消 火 訓 練	火災が発生した場合にすぐに消火できるよう、消火器やバケツ、可搬ポンプを使用した初期消火を実施できるようにする訓練	・消火器による消火 ・バケツリレーによる消火 ・可搬ポンプによる消火
救 出 ・ 救 護 訓 練	消防、警察、自衛隊等の救出・救護を実施する機関の到着後に補助又は当該機関到着前に可能な範囲で救出・救護を実施できるようにするための、倒壊家屋などの下敷きになった人を救出する方法や、けが人の手当や搬送などの訓練	・倒壊家屋からの救出 ・骨折、やけど等の応急手当 ・心肺蘇生、止血 ・負傷者の搬送
情報収集・伝達訓練	通信手段が途絶又は混乱するなかで、必要な情報を収集し、又防災関係機関等からの情報を市民に正しく伝達するための訓練	・避難、被害情報等の収集 ・情報伝達訓練
避 難 誘 導 訓 練	突然災害が発生した場合でも速やかに安全な場所に避難できるようにするための訓練	・避難場所への集合 ・要配慮者等の安否確認 ・避難経路の検討と行動訓練
給 食 ・ 給 水 訓 練	災害時において市民に円滑に救援物資や飲料水を配給するための訓練	・炊き出し ・配給 ・救援物資の分別
避 難 所 運 営 訓 練	避難所生活での様々な活動円滑に行うための訓練	・テント、仮設トイレ等の設置 ・班編成、ルールづくり
図 上 訓 練	大規模な災害が発生した場合を想定し、防災マップ等へ書き込むなど、対応策を検討する訓練	・災害の想定 ・対応策の検討 ・地域の防災課題の検討

第4章 自然災害に強い市土の形成

基本的な考え方

大雨、洪水、高潮、地震、津波等の自然災害から市土を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、様々な保全対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図る。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 市土の現況と保全対策

第1項 治 山

本市の山林地域の地質・地形は、標高 30～200m 前後の丘陵性山地で、主に第三紀層から構成され、全体に緩やかな起伏である。一部に三郡変成岩・花崗岩類からなる孤立山塊が見られ、やや急傾斜地が分布している。近年、森林の放置、荒廃が進み、森林の有する諸機能が喪失しつつあり、そのため山地災害発生の危険性が高まっている。そこで県では、森林の公益的機能が特に強く要請されている地域を保安林として指定している。

1 治山対策（農林水産課）

県は、山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限に止めるため、治山事業による治山施設の設置と機能が低下した保安林の整備などを計画的に推進する。

また、防災機能に優れた災害に強い森林を整備する防災の視点からの森林づくりを進めるため、間伐等森林整備の推進や、森林の現況を把握する地理情報システム（森林GIS）の整備、土砂災害警戒区域等の指定に当たっての必要に応じた上流域の森林の保安林指定や治山施設設置の検討、地域住民自らが森林整備に参加する仕組みづくりなどの取組を、市・県・市民等の連携を図りながら、それぞれの役割に応じて推進する。

第2項 砂 防

本市の地形は、東西約 14.6 km、南北約 20.8 kmと縦長の三角形で、西部から南部にかけて波静かな周防灘に面し、東は宇部市、西は下関市、北は美祿市に接している。北部一帯は中国山系の尾根が東西に走り、平地は市の中央部を流れる厚狭川、有帆川の流域に広がり、河口や海岸線の低地は大部分が近世の干拓地である。山林面積は、全面積の約 1 割程度であるが、約 7 割は丘陵地であるため、市内には急傾斜地も多数分布し、豪雨時には地すべり、急傾斜地の崩壊、土石流等の土砂災害が発生する危険性がある。

1 砂防対策（土木課）

県は、砂防事業については、土石流の発生により、甚大な被害のおそれのある危険区域を重点的に取り上げ、えん堤工等の整備を推進する。

また、土石流が発生した箇所は、その直後に緊急点検を行い、危険度の高い箇所については、早急に対策工事を実施する。

なお、最近のような局地的集中豪雨による被害傾向は、えん堤工の有無により大きな違いを見せており、その効果から見ても、予防事業の強化が望まれる。地すべり対策事業については、地すべり発生による被害規模の大きいことや継続して監視する必要があることなどから、今後とも推進を図っていく方針である。急傾斜地崩壊対策事業については、崩壊の危険度の高いもの、市民の理解・協力を得られるものを法に基づき区域指定し、被害対象規模の大きいものから緊要度に応じて重点的に実施し、被害対象規模の小さいものについても、危険度の高いものについては県費助成事業として実施し、崖崩れ災害防止の万全を期していく方針である。

第3項 河 川

本市の河川は2級河川が4水系9河川、準用河川が6河川あり、市域における流路延長は約 38 kmである。近年の都市化の進展や、各種開発に伴い、土地の保水能力が低下しており、また、土砂流入等の増加により河川環境は悪化しており、豪雨時には流域低地帯に浸水被害をもたらしている。

1 河川対策（土木課）

河川事業は、災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫を基調とし、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいて推進する。治水事業は、危険度が高く氾濫による損失の大きい地域の被害防除に重点をおいて推進するものとし、河川の改修、河川高潮対策事業などを促進し、併せて、急速に発達する市街地及びその周辺地域における河川の整備を図る。

また、水利用の高度化に伴う水利の安定、河川の浄化、河川敷の適正利用など、河川管理の適正化を図り、水害に備え水防体制の強化を図る。

第4項 海岸

本市の海岸保全区域延長は、約 43.7 km（河川局 8.2 km・港湾局 24.2 km・農村振興局 5.1 km・水産庁 6.2 km）。

また、本市の市街地は干拓地が多く、台風の来襲などにより、海あるいは河川からの災害を受けやすい状態にある。

1 海岸対策（土木課）

海岸保全施設の整備は、市土保全と市民生活の安全を守るため極めて重要である。このため既存施設の維持並びに改良に努めるとともに、地域開発の進展に伴う背後地の重要性に対応した保全施設の整備充実を図る必要がある。各海岸管理者は、高潮対策事業等により海岸堤防（防波堤）、防潮堤、防潮水門等海岸保全施設を計画的に整備する。

第5項 低地

本市は、近年の都市化の進展や各種開発に伴い、土地の保水能力が低下し、雨水の流出量が増大し、低地において浸水被害が度々発生している。

1 低地対策（土木課・下水道課・農林水産課）

河川の整備、公共下水道事業等の排水施設整備事業の推進、併せて低地においてはポンプ場の整備を図る。

また、流域から一挙に大量の雨水が低地に流入することを抑制する対策が必要であり、今後、慢性的な排水不良地域の総合的な防災対策を検討することとする。

第6項 ため池

本市の農業用ため池は、江戸時代に行われた開墾・干拓地の用水源として数多く造られている。これらの農業用ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しているが、一方、そのほとんどが造られてから 100 年以上を経て老朽化が進んでおり、危険ため池の改修、整備が必要となっている。

1 ため池対策（農林水産課）

ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、民生の安定と市土保全の上から極めて重要である。

このため、市及び県は、農業用ため池の実態把握に努め、下流への影響度や老朽度に応じて計画的に整備を推進する。

また、ため池管理者の適切な維持管理とあいまって、水防管理関係機関との連携による適確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。危険なため池については、ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。

第2節 災害危険区域の設定

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、次項に掲げる危険区域が設定されている。

これらの実態を把握し災害に備えることはもちろんのこと、これら以外の小規模な危険区域についても、市及び県（宇部土木建築事務所）は警察機関その他防災関係機関と連絡しつつ、毎年定期的に調査を実施し、災害に対処する措置を講じなければならない。

第2項 危険区域の設定

種類	設定の基準等
災害による孤立危険地区	設定の基準 災害を受けた場合次に該当する地区を想定する。 (1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区 (2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区
防災重点ため池	設定の基準 (1) 農業用ため池が決壊により浸水が想定される区域に、住宅又は学校、病院その他の公共施設があり、浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれのあるもの (2) 上記以外で、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみてその決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの ※農業用ため池の管理及び保全に関する法律で定める特定農業用ため池は、防災重点ため池から行政所有のため池を除いたもの
危険ため池	1 設定の基準 防災重点ため池のうち、老朽化したため池であって、次のいずれか一つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの。 (1) 堤体の老朽化及び断面不足（堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食） (2) 取水施設の老朽化（斜樋及び底樋の破損又は漏水） (3) 余水吐の老朽化及び断面不足（破損又は断面不足） 2 設定の状況 ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。
山地災害危険地区	設定の基準 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度によりA、B、Cに区分する。 (1) 山腹崩壊危険地区……崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 (2) 崩壊土砂流出危険地区…溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区 (3) 地すべり危険地区……地すべり防止地区に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え、又は与えるおそれのある地区

漁港 区域関係	設定の基準 背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するものを設定の基準とする。 (1) 天然海岸の地盤高又は護岸天端高が既往最高潮位以下のところ (2) 護岸が老朽又は貧弱等で崩壊のおそれがあるところ

種類	設定の基準等
道路橋梁部事前規制区間	設定の基準 異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。 なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制を行っている。
地すべり防止区域	設定の基準（地すべり等防災法第3条） (1) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域の面積が5ha（市街化区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあつては用途地域）にあつては2ha）以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの ア 多量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの イ 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市町道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの ウ 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの エ 貯水量30,000m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの オ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの カ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの (2) 前項の基準には該当しないが、家屋の移転を行うため、特に必要がある場合
砂防指定地	設定の基準（砂防法第2条） 砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの。
急傾斜地崩壊危険区域	設定の基準（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条） （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第1条の2） 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの。 (1) 高さ5m以上であること (2) その崩壊により、5戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生じるおそれがあること

種類	設定の基準等
土砂災害警戒区域	設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの。 (1) 急傾斜地の崩壊 ア 傾斜度が 30° 以上で高さが 5m 以上の区域（急傾斜地） イ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域 ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域 (2) 土石流 土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が 2° 以上の区域 (3) 地滑り ア 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域） イ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は 250m）の範囲内の区域
土砂災害特別警戒区域	設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の基準に該当するもの。 (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土砂等の移動等に対して市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (3) 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から 30 分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等
河川海岸関係	設定の基準 河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか一つの基準以上のもの。 (1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が 100m 以上 (2) 人的被害のあるもの (3) 耕地被害が 10ha 以上のもの

第3節 防災パトロールの実施

第1項 調査の目的

本市の周囲は海岸線が多く、そのうえ市街地の多くが海面以下の低位にあり、その自然条件から台風、高潮、津波、洪水、地すべり、山崩れ等の自然災害を受けるほか、高度化した土地利用、工業の発達、交通の複雑化等により、爆発、火災、交通事故等極めて多種多様の災害発生原因を内包し、多くの生命財産が危険にさらされている。

これらの災害危険に対処して、地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止と拡大防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 調査の実施（総務課・防災関係機関）

災害危険に対処するための現地調査について、以下の実施要領により行う。

1 実施要領

- (1) 調査時期
毎年、必要に応じて計画的に実施する。
- (2) 調査区域
市内の各分野にわたる重要危険区域等とする。
- (3) 調査班の編成（参加機関）
 - ア 山陽小野田市（市防災関係部課）
 - イ 宇部・山陽小野田消防局
 - ウ 山口県（宇部土木建築事務所）
 - エ 山口県警察（山陽小野田警察署）
 - オ その他調査地区の実情に応じて必要な機関
- (4) 調査の方法
 - ア 市及び関係機関が把握している危険区域及び新たな危険が予想される区域を調査する。
 - イ 調査事項は、各参加機関で検討、協議して定める。
 - ウ 調査結果は、現地において意見を調整する。
- (5) 調査の内容
 - ア 道路、河川、橋梁、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画
 - イ 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
 - ウ 洪水、高潮により、危険が予測される地区の現況とその予防計画
 - エ 孤立予想地区の現況とその対策
 - オ ヘリポート適地の確認
 - カ 避難予定場所、避難経路等の確認
 - キ 応急対策用資機材の備蓄状況
 - ク 危険事態発生要件となる気象の基準事項の調査（例えば降雨量、通報水位、警戒水位等）
 - ケ 各種観測施設設備の状況
 - コ 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態
 - サ 過去の災害発生状況
- (6) 結果の公表
市は、調査結果を取りまとめ、各防災関係機関に対し公表する。

第4節 延焼遮断帯の整備

1 石油コンビナート地域の延焼遮断帯の整備（防災関係機関）

一般市街地に災害が波及するのを防止するため、石油コンビナート地域の延焼遮断帯の整備に努める。

2 道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯（防災関係機関）

災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第5節 道路の整備（土木課・防災関係機関）

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進める上で極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

第6節 公園の整備

1 公園の計画的な整備（都市計画課）

公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難場所として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。

2 防災公園の整備（都市計画課）

防災機能を確保するため、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園としての整備や、避難場所や避難路となる緑地を整備するよう努める。

第7節 港湾・漁港の整備（土木課・農林水産課・防災関係機関）

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難場所としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備及びその適切な維持管理など必要な整備を進める。

第8節 市街地防災対策の推進

1 防火、準防火地域の拡大対策（都市計画課）

市街地における大規模火災を防止するため、防火、準防火地域等の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の建築物の耐火性を促進する。

2 市街地開発事業等の推進（都市計画課）

市街地開発事業等の実施や地区計画の策定により、都市環境の安全性を確保する。

3 公共空地の確保（都市計画課）

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

第9節 農山漁村地域の防災対策の推進（農林水産課）

農山漁村地域においては、地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、また、漁村地域においては、湾入や急傾斜地が多く人家が密集するとともに、交通が遮断されるなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、災害に強い市土づくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

第10節 公共建築物等における防災対策の推進（施設管理担当課）

災害対応において公共建築物等については、その安全性の確保が他の建築物以上に求められる。次章において定める耐震化のほか、その建築物の所在する地域の特性に応じて水防対策等の防災対策を推進する。

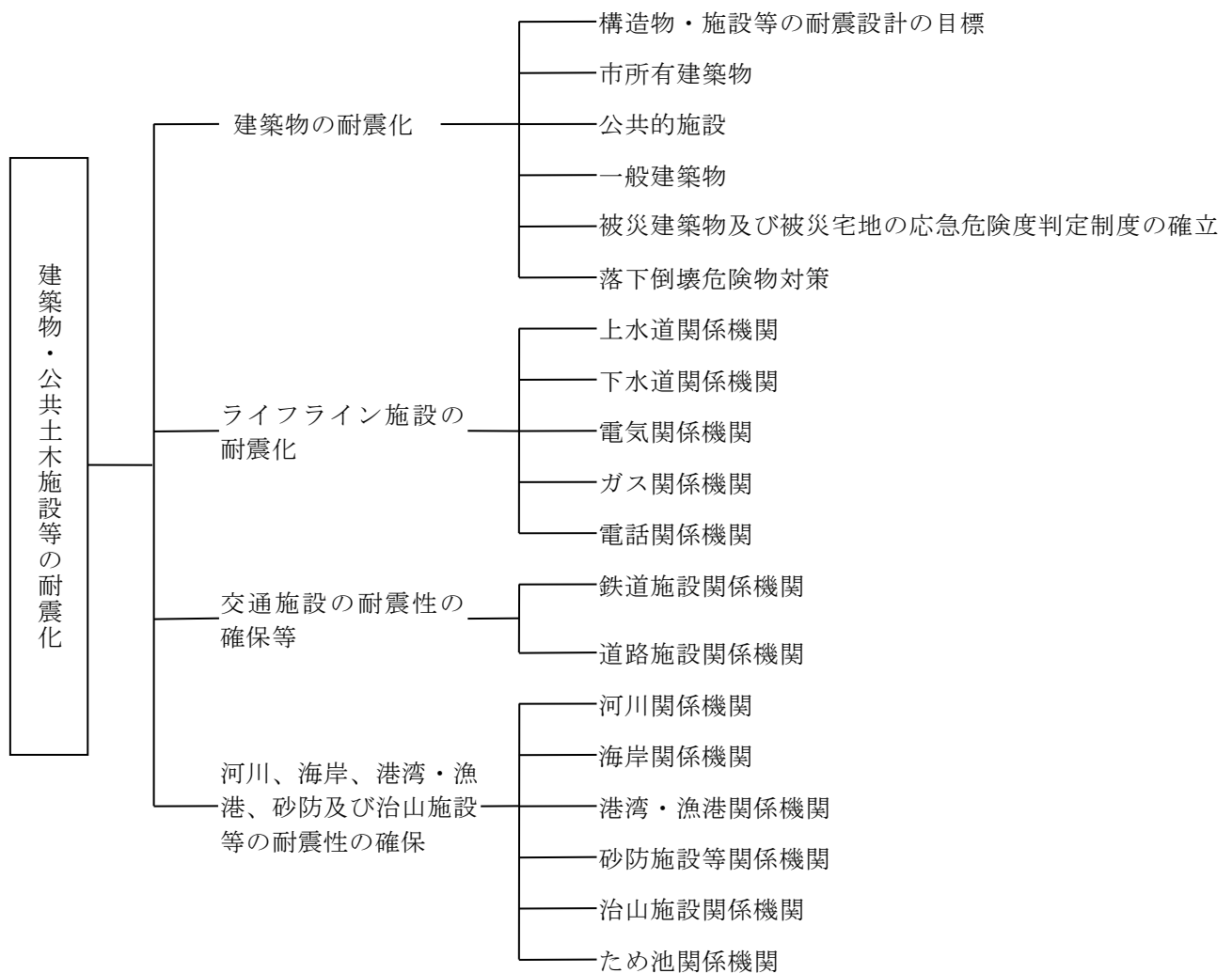
第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

基本的な考え方

大規模災害時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、各施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針等をもとに、耐震性の強化を図っていく。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震化促進法」という。）に基づき、多数の者が利用する特定建築物（学校、病院、百貨店等）の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 建築物の耐震化

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標（建築住宅課・デジタル推進課）

構造物・施設等の耐震設計について、以下の項目に基づき行う。

1 地震動の際の支障

供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。

2 高レベルの地震動の際の支障

発生する確率は低い、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。

3 耐震性能に余裕を持たせる構造物・施設

構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

- (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
- (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 多数の利用者等を収容する建築物等

4 システムの機能確保

構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策について検討を進める。

第2項 市所有建築物（関係各課）

市は、市所有建築物等の耐震性の確保について、必要に応じて実施し、県は市に対して必要な情報提供・助言・指導を行う。

市では、国が策定した基本方針、「山口県耐震改修促進計画」及び「山陽小野田市耐震改修促進計画」に基づき、市内の既存建築物の耐震改修等に関する施策の方向性を示すことにより、本市における建築物の耐震化の促進を図る。

第3項 公共的施設（建築住宅課）

市及び県は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第4項 一般建築物（建築住宅課）

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が不足している可能性があることから、市民に対して、耐震診断・改修に関する普及啓発、相談窓口の開設等を通じて既存建築物の改修を促進する。特に、耐震化促進法

に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、耐震診断・改修の指導、助言を行うことにより、既存建築物の安全性の向上を図る。

第5項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定制度の確立（建築住宅課・都市計画課）

市及び県は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度を確立する。

- (1) 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する普及啓発
- (2) 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録
- (3) 市、県及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第6項 落下倒壊危険物対策（施設等の設置者及び所有者）

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。市及び県は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危機の防止を図る。
道路標識 交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した 街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講じるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設置者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。 新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者 管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外壁	所有者	落下により通行人に危害を及ぼさないよう措置する。
大規模空間に おける天井	所有者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所有者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話、上下水道及び工業用水道等のライフライン施設が被災した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。市は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進するものとする。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

第1項 上水道関係機関（水道局）

水道事業者は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- (1) 緊急を要する弱点対策に努める。
- (2) 重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- (3) 広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

第2項 下水道関係機関（下水道課）

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

- (1) 下水道施設の構造面での対策に努める。
- (2) 下水道システム面での対策に努める。
- (3) 体制面での対策に努める。

第3項 電気関係機関（中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社）

1 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

2 送電設備

架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。
地中電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮し設計する。

3 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

4 配電設備

架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。
地中電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮し設計する。

5 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮した設計とする。

第4項 ガス関係機関（山口合同ガス株）

構造物、設備等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本として耐震性を確保するものとする。

1 製造関係

- (1) 新設設備については、耐震設計指針に基づく設計、施工を行い、耐震性の維持管理に努める。
- (2) 既設設備については、可能な限り耐震性の検証を行い対応する。

2 供給関係

- (1) 導管のブロック化を推進し、二次災害の防止、復旧時の早期対応を容易にする。
- (2) 耐震性、耐腐食性に優れた導管材料を使用する。（ポリエチレン管の積極的な敷設）
- (3) 耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え、更生修理を推進する。
- (4) マイコンメーターへの取替計画の一層の推進を図る。

第5項 電話関係機関（西日本電信電話株・株NTTドコモ）

電気通信設備の防災計画を推進し、被災地に対する通信の途絶防止対策や災害時優先電話の通信確保、ネットワークの効率的なコントロールなど、災害応急対策を実施するための整備を促進し、通信システムの信頼性の向上をめざす。

1 設備自体の強化

設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルのとう道への収容、通信ケーブルの地中化を推進する。

2 冗長化による信頼性の強化

冗長化による信頼性向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化及びループ化、通信衛星の利用拡大、市内中継線のループ化を推進する。

第3節 交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は社会経済活動、市民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

第1項 鉄道施設関係機関（西日本旅客鉄道株）

鉄道施設のうち橋梁、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

1 橋梁及び高架橋の整備

鉄道・新幹線の橋梁及び高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋梁の落橋防止工事及び高架橋柱補強等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。

2 その他

落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

第2項 道路施設関係機関（各道路管理者）

国道、県道、市道及び高速道路、農道、林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように必要なものについて点検を実施し、補強等を推進する。

1 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

2 橋梁の整備

各道路管理者は、橋梁の点検を行い、その結果に基づいて、必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

3 トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルについて点検を行い、その結果に基づいて、必要な補修工事等を実施し、危険箇所の解消を図る。

第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保

第1項 河川関係機関（土木課・農林水産課）

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第2項 海岸関係機関（土木課・農林水産課）

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第3項 港湾・漁港関係機関（土木課・農林水産課）

緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁の整備を進める。

第4項 砂防施設等関係機関（土木課）

砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地崩壊防止施設は、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第5項 治山施設関係機関（農林水産課）

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

第6項 ため池関係機関（農林水産課）

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

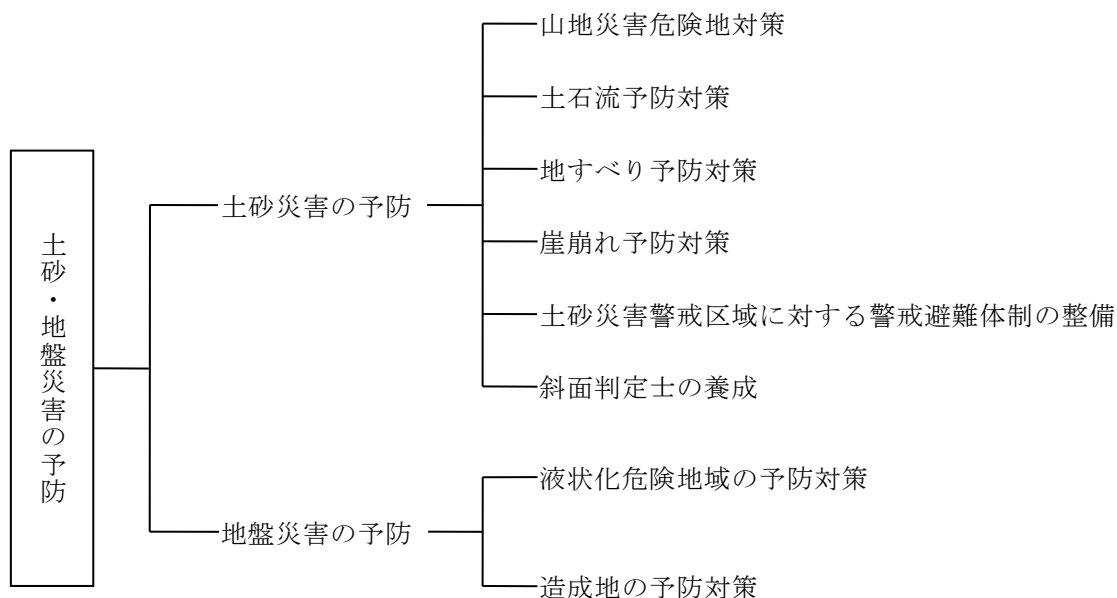
第6章 土砂・地盤災害の予防

基本的な考え方

地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、崖崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。

また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 土砂災害の予防

第1項 山地災害危険地対策

1 山地災害危険地区の調査（農林水産課）

山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

2 治山事業の実施等（農林水産課）

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

第2項 土石流予防対策

1 砂防指定地の指定

県は、土石流危険渓流等の土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定する。

2 土石流対策の実施（土木課）

砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防えん堤・溪流保全工等の砂防設備の整備を推進する。

第3項 地すべり予防対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、土層の移動が継続かつ緩慢であるが、地震動によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があることから、以下の対策を講じる。

1 地すべり防止区域の指定

県は、地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域で公共の利害に密接に関連を有するものを地すべり防止区域に指定する。

2 地すべり防止対策の実施（土木課）

地すべり防止区域内では、切土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工等の地すべり防止施設の整備を推進する。

第4項 崖崩れ予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、崩壊のおそれのある急傾斜地及びその隣接地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する地域で相当数の居住者に危害が生じる区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

2 崩壊防止対策の実施（土木課）

急傾斜地崩壊危険区域では、急傾斜地の崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進する。

第5項 土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備（総務課・土木課）

土砂災害警戒区域付近の市民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

第6項 斜面判定士の養成（土木課）

土石流、地すべり及び崖崩れの危険度を判定する技術者を養成する。

第2節 地盤災害の予防

第1項 液状化危険地域の予防対策（土木課）

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性があり、以下の対策を講じる。

1 施設の設置における液状化防止対策

市、県及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。

2 小規模建築物の液状化防止対策

個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

第2項 造成地の予防対策（都市計画課）

造成地に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

1 災害危険度の高い区域の対策

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導等を図る。

2 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じるよう指導する。

3 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

4 宅地耐震化推進事業の促進

大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進する。

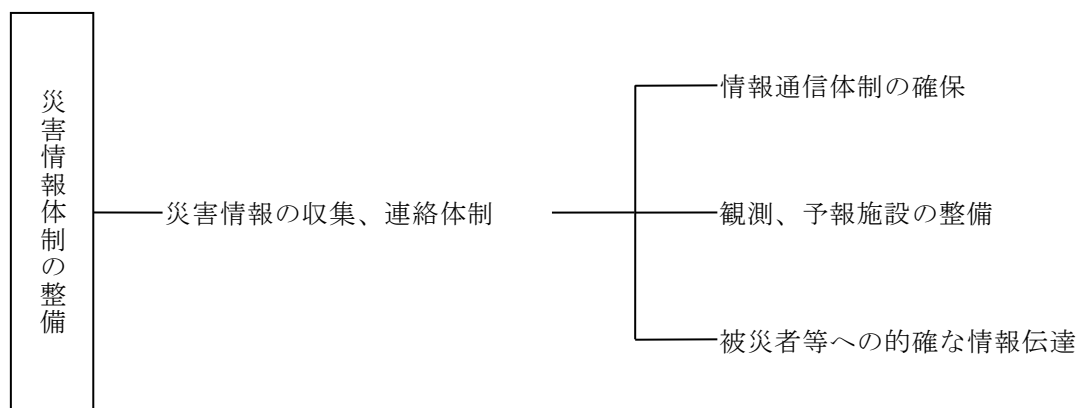
第7章 災害情報体制の整備

基本的な考え方

災害発生時に、的確な情報の収集が困難となれば、市、県及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で支障となるため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 情報通信体制の確保（総務課）

1 災害情報の収集、伝達機能の確保（総務課・消防局）

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないように市は、通信機器に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

(1) 通信機器の安全対策

ア 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。

また、通信施設のみならず庁舎全体及び避難所等の停電対策に配慮したものに整備していくものとする。

イ 地震動対策

(ア) 各種機器には転倒防止措置を講じるものとする。

(イ) 気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討を行っていく。

(2) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備（総務課・消防局）

(1) 市は、当該地域の被害状況等の把握、被災市民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、さらに整備充実を図る観点から、次のような対策を講じるものとする。

ア 管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間の防災行政無線網の整備

イ 市民に対する災害情報伝達手段である同報系（無線系）の整備促進（個別受信機を含む）及びIP・衛星通信も含めた多様な通信手段の確保

ウ 職員参集システム

防災担当職員が迅速に参集できるよう、携帯電話のメール機能を活用した情報連絡体制を整備する。

エ 防災相互通信用無線の整備

防災相互通信用無線及び衛星携帯電話等の整備促進を行う。

(2) 多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、市民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

3 情報収集、伝達体制の整備（総務課・消防局）

市は、災害発生時に情報収集、伝達連絡業務に支障をきたさないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

(1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定

(2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指名、情報収集資機材の確保対策等

(3) 通信機器の運用計画

(4) 車両、航空機等による機動的な情報収集活動ができるよう、関係防災機関で事前に調整するなどの体制整備

4 情報処理分析体制等の整備（総務課・消防局）

- (1) 一元的な災害情報データベースシステムの整備
市は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの導入・整備に努める。
- (2) 情報の分析整理
市は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

5 電気通信事業者の対策（事業者）

【西日本電信電話㈱】

- (1) 電気通信設備の防災計画
ア 被災地に対する通信の途絶防止対策
イ 異常ふくそう対策
- (2) 災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。
- (3) 社員等の動員体制
1 次動員体制、2 次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。
- (4) 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等
災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。
- (5) 防災に関する訓練
- (6) 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）の運用
地震や災害のため被災者等の安否情報が多発したり電話の輻そうが想定される場合に運用する。

【㈱NTTドコモ】

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な情報伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して通信施設の優先的な使用を図る。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災に備えた災害応急対策用資機材・人材の配置を行う。

第2項 観測、予報施設の整備（総務課）

1 現況及び整備方針

市内には、県の設置する雨量計、水位計、検潮計、風向風速計、雪量計等の観測施設がある。市独自の観測施設は、水位計、雨量計、河川カメラ等をweb上で観測できる防災気象情報システムがある。今後、必要に応じて更なる整備を図っていくとともに、地震観測機器等の整備については、県及び国が機器等を設置する場合、用地のあっせん等について積極的に協力するものとする。

また、高潮災害については、あらかじめ監視場所、情報伝達方法等の高潮監視体制を定め、安全性を確保して高潮監視を行うものとする。さらに、漁業協同組合等と協議し、海上の異常について情報収集体制の整備を図るものとする。

2 土砂災害等の対策

土砂災害対策として、気象情報等の監視、市民等からの土砂災害等の前兆現象等の情報連絡への対応、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報の把握、土砂災害警戒情報の把握などの情報収集体制を強化する。

第3項 被災者等への的確な情報伝達（総務課・企画課・社会福祉課・消防局・関係各課）

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。このため、市、消防局及び県は、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

その際、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

1 情報伝達手段の整備（総務課）

市は、避難地、避難場所等への防災無線（IP 無線）の整備を推進する。

また、携帯電話を活用した防災メール、緊急速報メール、広報車、ラジオ、ソーシャルメディアを通じた情報提供等、複数の手段を用いて市民が情報収集できるよう、提供手段の充実を図る。

2 情報伝達体制の整備（総務課）

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、市及び県の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

また、市は、地域に密着したコミュニティFM放送局と緊急時の放送協定を締結しており、各種災害情報や被災者支援のための生活関連情報の発信に努めていくものとする。

3 被災者に提供する情報の整理（総務課・社会福祉課・企画課・関係各課）

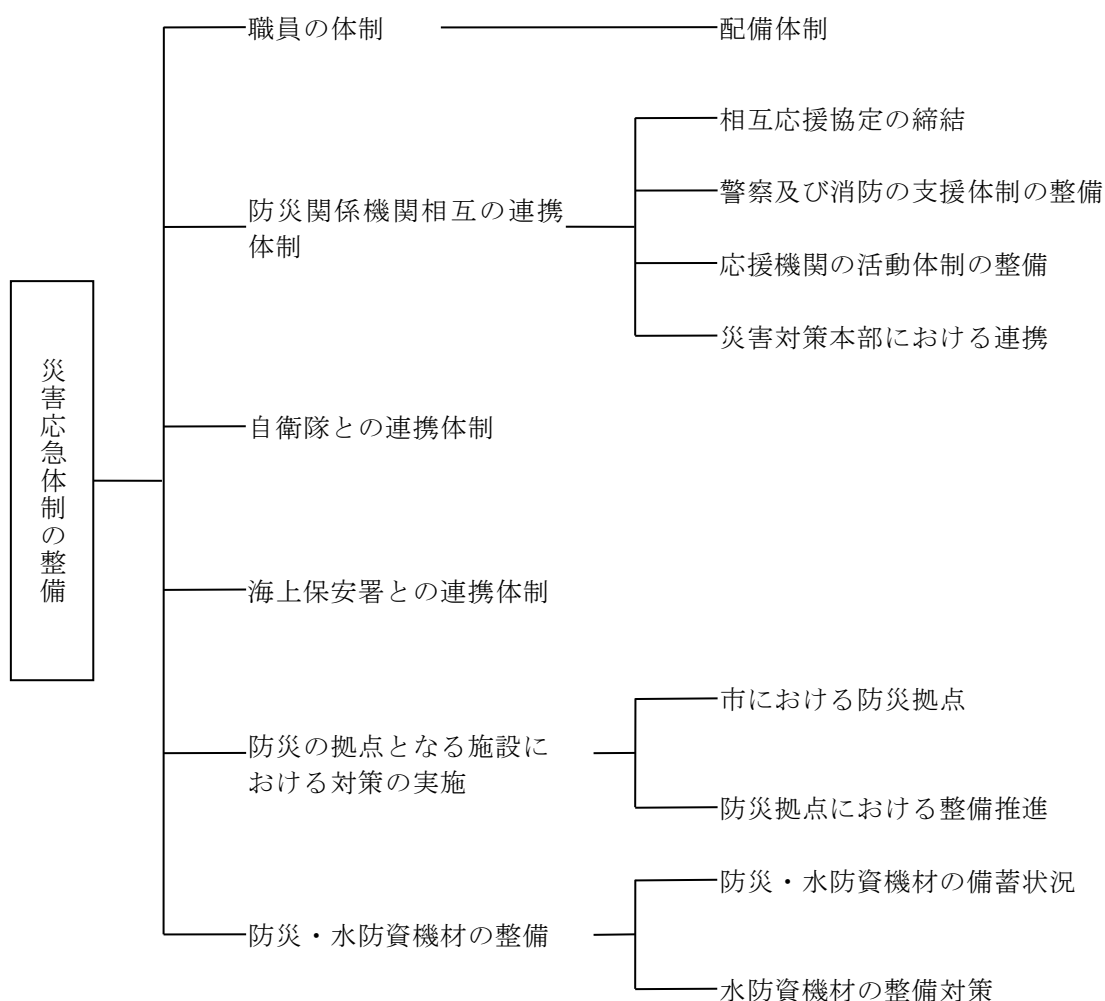
被災者等に提供すべき情報について市は、あらかじめ整理し、市民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

第8章 災害応急体制の整備

基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 職員の体制

第1項 配備体制

市は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員配備体制の整備を図る。

1 配備体制

職員の配備基準の明確化を図るため、配備課についてあらかじめ次のように定める。

(1) 風水害、大規模火災、交通災害、産業災害等発生時の配備体制

配備体制	災 害	配備基準	配備課	職員配備基準
第1警戒体制	風水害対策 (雪害を含む)	1 山陽小野田市に大雨、洪水、高潮*1 の各注意報の一つ以上、又は、暴風*1、大雪、暴風雪の各警報の一つ以上が発表されたとき。 2 その他状況により、市長が命じたとき。	・総務課 ・建設部（農林水産課含む）	あらかじめ所属長が指名した職員
第2警戒体制	風水害対策 (雪害を含む)	1 山陽小野田市に大雨、洪水、高潮の各警報の一つ以上が発表されたとき。 2 その他状況により、市長が命じたとき。具体的には、局地的豪雨、豪雪等が発生したとき、又は災害の発生が必至となったとき。	・総務課 ・企画部 ・市民活動推進課 ・シティセールス課 ・社会福祉課 ・農林水産課 ・建設部 ・山陽総合事務所 ・教育委員会事務局 ・その他災害の事態に応じ、応急措置を実施する課	あらかじめ所属長が指名した職員
	火災・事故対策	大規模な火災、交通災害、産業災害等が発生したとき	・当該災害の対策主管部課 ・関係各課	
水防本部体制	第3編【風水害等対策編】第1章第1節第2項「水防本部の設置」を参照。			
災害対策本部体制	第3編【風水害等対策編】第1章第1節第4項「災害対策本部の設置」を参照。			

*1 台風の影響によるものに限る

(2) 風水害、大規模火災、交通災害、産業災害等発生時の職員の配備基準

ア 第1・第2警戒体制については、あらかじめ各所属長が指名した職員をもって配備に当たる。

なお、配備人数・配備課については、災害の状況により増減することもある。

イ 大規模な火災、爆発事故等の異常な自然現象以外の災害が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係部課をもって、第2警戒体制に入るものとする。

この場合、災害の状況によっては、市長は、災害対策本部の設置を命じることがある。

なお、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。

ウ 水防本部及び災害対策本部体制については、所要職員の一部又は全部をもって配備に当たる。

(3) 地震・津波発生時の配備体制

配備体制	配備基準	配備課	職員配備基準
第 1 警戒体制	震度 4 の地震発生	・総務課 ・建設部（農林水産課含む） ・水道局	あらかじめ所属長が指名した職員
	津波注意報	・総務課 ・企画部 ・市民活動推進課 ・シティセールス課 ・社会福祉課 ・農林水産課 ・建設部	
第 2 警戒体制	震度 5 弱の地震発生	・総務課 ・企画部 ・市民活動推進課 ・シティセールス課 ・社会福祉課 ・農林水産課 ・建設部 ・山陽総合事務所 ・教育委員会事務局 ・水道局	あらかじめ所属長が指名した職員
	津波警報	・総務課 ・企画部 ・市民活動推進課 ・シティセールス課 ・社会福祉課 ・農林水産課 ・建設部 ・山陽総合事務所 ・教育委員会事務局	
第 3 非常体制	震度 5 強及び 6 弱の地震発生	・全課	・第 2 警戒体制の配備課の全職員 ・係長級以上の全職員 ・避難場所管理責任者 ・本庁初動要員
	大津波警報	・全課	
第 4 非常体制	震度 6 強以上の地震発生	・全職員による非常体制とする。（災害対策本部体制）	

(4) 地震津波発生時の職員の配備基準

ア 第1・第2警戒体制については、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。

なお、配備人数・配備課については、災害の状況により増減することもある。

イ 第3非常体制については、第2警戒体制の配備課の全職員、係長級以上の全職員、避難所管理責任者及び本庁初動要員（徒歩、自転車又はバイクにより出勤可能な職員）の自主参集をもって配備に当たる。

ウ 第4非常体制（災害対策本部体制）については、全職員の自主参集による体制となる。

エ 第3及び第4非常体制配備の震度等の判断については、防災メールや報道機関の放送、

揺れなどから職員自ら判断する。

オ 交通途絶等のため、所定の場所に参集することができない場合は、最寄りの避難場所等又は市の施設に参集し、所属長にその旨を連絡する。

2 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的な訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

3 業務継続計画（BCP）の策定等

市は、大規模災害が発生し、市役所が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。

4 山陽小野田市災害時受援計画の策定等

市は、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用し、効果的な災害応急対策、迅速な被災者支援を行うため、災害時受援計画を策定する。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、市、県及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、各担当部署において協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 相互応援協定の締結（総務課・関係各課）

1 市における相互応援協定の締結

- (1) 県内全市町による広域消防相互応援協定
- (2) 災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定（担当部署において締結）

第2項 警察及び消防の支援体制の整備（総務課・消防局）

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊等及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

第3項 応援機関の活動体制の整備（総務課・消防局）

1 体制の整備

市は、近隣市（消防局・消防本部）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要の体制をあらかじめ整備しておくものとする。

2 臨時ヘリポートなどの確保

市は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。

3 大規模災害時の活動拠点の確保

大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波災害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

航空自衛隊	第12飛行教育団	防府市	0835-22-1950（内線231）
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950
	西部航空方面隊	福岡県	092-581-4031
	第3術科学校	福岡県	093-223-0981
	第17警戒隊	萩市	0838-23-2011

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておくものとする。市は、自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うため、自衛隊集結地を、本計画に記載するよう努める。

第4節 海上保安署との連携体制（総務課・消防局）

市は、海上保安署が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防局等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

第5節 防災対策の拠点となる施設における対策の実施

災害発生時において、市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び機能の充実を図ることが望まれる。

第1項 市における防災拠点

市における防災拠点は、災害対策の拠点機能、避難収容機能、物資の集積・配送機能及び応急救護機能等を有する施設をいう。

災害対策の拠点	山陽小野田市役所、厚狭地区複合施設等
避難場所及び避難所	市の管理する避難場所及び避難所
物資の集積・配送拠点	山陽小野田市民館体育ホール、山陽小野田市文化会館
応急救護拠点	山陽小野田市民病院
検死場所及び安置所	山陽オートレース場

第2項 防災拠点における整備推進

1 既存の施設設備の点検・改修など（各施設管理者）

既存の施設設備にあつては、安全点検、浸水対策等の強化及び耐震診断を計画的に実施する。点検・対策等の強化・診断した施設については、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。

2 代替機能施設の確保（各施設管理者・総務課）

防災拠点の機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。

3 停電時における自家発電設備の整備（各施設管理者）

防災拠点の施設管理者は、停電時の災害対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。

4 データの整備保存・バックアップ体制（各施設管理者・デジタル推進課）

各施設の保有する資料等の被災を回避するため、各種データの整備保存、バックアップ体制の整備に努める。

第6節 防災・水防資機材の整備

第1項 防災・水防資機材の備蓄状況（総務課・消防局・社会福祉課・土木課）

1 防災・水防資機材

防災・水防資機材は、市の防災倉庫、水防倉庫及び消防局に備蓄されている。

また、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結するなどにより確保し、災害の発生に備えるものとする。

2 被災者の救援資機材

被災者の救援資機材として一次避難所に救助工具セット、毛布、非常食等を備蓄するよう努める。

第2項 水防資機材の整備対策（総務課、土木課）

1 水防資機材の備蓄基準

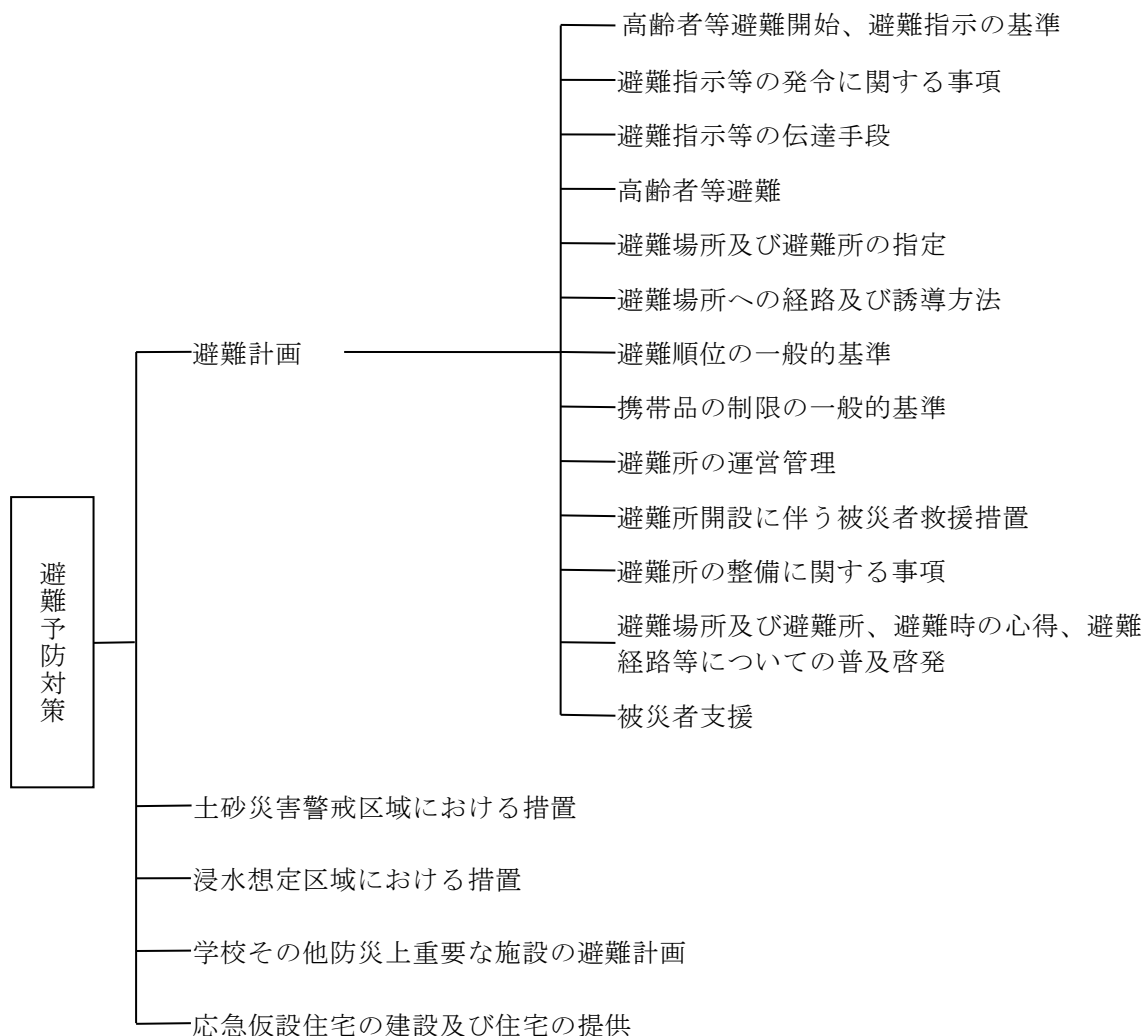
市は、資機材備蓄場所を設置し、山口県水防計画に定める基準による資機材を準備しておくものとする。

第9章 避難予防対策

基本的な考え方

災害時において、市民の生命、身体的安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、地域交流センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所を指定緊急避難場所として、また、被災者が避難生活を送るための避難所を指定避難所として、あらかじめ指定し、広報紙等により市民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第1項 避難指示等（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の基準（総務課）

市は、避難指示等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の市民に対して避難指示等を発令すべきか等の発令基準や伝達方法等について取りまとめたマニュアル等を「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」を参考に整備しておく必要がある。

なお、判断基準の策定については、雨量、水位の予測値または実測値、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。

警戒レベル	避難情報等	発表される状況及び住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
警戒レベル3	高齢者等避難 (市長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示 (市長が発令)	●発令される状況：災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※近隣の安全な場所：指定緊急避難場所に限らず、近隣のより安全な場所・建物等

※屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

1 風水害等

洪水、高潮、土砂災害、暴風等の自然災害又は大規模な火災、有毒ガス等の発生等の事故災害の発生又はそのおそれのあるときとする。判断基準については避難指示等判断・伝達マニュアル（水害・高潮・土砂災害・石油コンビナート災害）において定めるものとする。

2 地震・津波

- (1) 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等の発生又はそのおそれのあるとき。
- (2) 気象台から津波予報又は地震・津波情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- (3) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときで、避難を要すると判断されるとき。

第2項 避難指示等に関する事項（総務課）

避難指示等の発令に当たって混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- (1) 避難指示等の発令者
- (2) 避難指示等の理由（避難を要する理由）
- (3) 対象地域の範囲
- (4) 避難の時期、誘導者
- (5) 開設する指定避難場所、避難経路
- (6) 携帯品の制限等
- (7) その他、災害の状況により必要となる事項

第3項 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。市民に周知徹底するため、伝達に当たっては、市による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安署、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障がい者等の要配慮者の伝達体制についてもあらかじめ定めておく。

1 無線、電話及び放送等による伝達（総務課・消防局）

防災行政無線（MCA 無線）、電話、FAX、防災メール、ラジオ、インターネット、テレビ等（協力依頼体制の確立も含む）

2 広報車、伝達員による直接伝達（企画課・関係各課）

災害時における通信途絶を想定し、広報車による広報経路等をあらかじめ定めておく。

また、市民活動推進課は、自主防災組織（自治会等）の活用、地区ごとの連絡責任者を定めておくなど伝達員による伝達体制を整備しておく。

第4項 高齢者等避難（総務課・社会福祉課・関係各課）

災害のおそれがある場合に、市長が、避難行動要支援者をはじめとする避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を伝達する必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした高齢者等避難に関するマニュアルを作成することが重要であり、避難指示を含め、高齢者等避難の判断基準を策定するものとする。

第5項 避難場所及び避難所の指定（総務課・社会福祉課）

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

1 選定基準等

(1) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した状況において市民等が緊急的に避難する施設又は場所のことをいい、災害の種類に応じて選定する。なお、選定の基準は次のとおりとする。

ア 風水害等にあつては、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するほか、洪水・高潮等については、想定される水位よりも上に避難上有効な空間があること。

イ 地震にあつては、地震に対して安全な構造を有する施設又は地震発生時に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所とし、津波にあつては被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが津波に対して安全な構造を有し、想定される水位よりも上に避難上有効な空間があること。

ウ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難生活を送る施設ののことをいい、選定の基準は次のとおりとする。

ア 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

イ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、バリアフリー化等、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、また、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(3) その他留意すべき事項

ア 避難場所及び避難所の施設管理者とは、あらかじめ協議し、施設等の使用に当たっての同意（契約等）を取りかわしておく必要がある。

イ 避難場所及び避難所の1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 公園等の開けた場所については、地震による液状化の可能性を考慮すること。

エ 避難場所及び避難所の区分けの境界線は、小学校区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。

オ 各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。

カ 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で延焼防止対策の計画に努める。

キ 避難人口は、夜間人口による。

2 事前避難のために開設する避難場所

災害状況によっては、事前避難に備え市が避難場所を開設するため、次の基準により、あらかじめ指定緊急避難場所の中から開設する避難場所を定めておく。

名 称	開設基準等
優先避難場所	事前避難に備えて優先して開設する施設で、地域の拠点となる施設 ただし、災害種別によっては、開設をしない場合がある。
第二避難場所	災害の状況により優先避難場所だけでは対応が困難な場合に開設する。

広域避難場所	大規模火災が発生した場合、炎や煙から身を守り安全を確保する場所又は避難が長期化した場合、仮設住宅やテント等を設置する場所

3 避難場所及び避難所の管理等

- (1) 災害発生時に迅速に開設することが可能となるよう、職員の中から避難場所及び避難所の管理責任者を指名しておく。
- (2) 施設管理者の連絡方法及び開設に当たっての連絡事項等について定めておく。
- (3) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

4 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておく。

■避難所の利用一覧表 (例)

使用する 地域又は 地区名	避難 所名	収容人員	炊き出し 能力	施設 の能力	経路・位置 ・所要時間	施設 管理者	管理 責任者	連絡員

第6項 避難場所への経路及び誘導方法（総務課・社会福祉課・消防局・関係各課）

高齢者、障がい者等の要配慮者に対する避難誘導（市民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努める。

1 避難誘導体制

- (1) 誘導責任者、協力者
誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等が考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう、警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。
- (2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡
指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。
- (3) 避難誘導標識等の整備
避難誘導標識等の整備に努め、日頃から市民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図ること。
また、夜間照明、外国語表示の設置に努める。

2 避難路の選定

- (1) 地域における避難路を2箇所以上選定に努める。なお、相互に交差しないものとする。
- (2) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (3) 市民及び自主防災組織（自治会）の理解と協力を得て選定する。

第7項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

なお、制限を行う場合の携帯品の目安は、男性 15kg 程度、女性 10kg 程度とすることが望ましい。

1 携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・マイナンバーカード、健康保険証（カード））、常備薬（処方箋、お薬手帳も含む）、懐中電灯、携帯ラジオ、食料品

2 余裕がある場合

上記の他若干の日用品等

第9項 避難所の運営管理（総務課・社会福祉課）

避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子ども、食物アレルギーに配慮するものとする。

新型インフルエンザ等感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症発生が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(1) 管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）

(2) 避難者名簿（様式の作成）

(3) 避難収容中の秩序保持（集団生活に最低限必要な規律、管理要領等）

(4) 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）

(5) 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救援措置（社会福祉課）

(1) 給水措置

(2) 給食措置

(3) 毛布、寝具等の支給

(4) 衣料、日用品の支給

(5) 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項（社会福祉課・総務課・関係各課）

(1) 避難生活の環境を良好に保つための設備の整備（換気、照明等）

(2) 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、再生可能エネルギー活用を含めた非常用電源、通信機器、空調等）

(3) 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ、防災無線（IP無線）等）

(4) 避難所での備蓄

食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資

第12項 避難場所及び避難所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発（総務課・社会福祉課・関係各課）

1 平常時における広報

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
- (2) 海拔表示板の設置
- (3) 市民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練等の実施

2 災害時における広報

- (1) 防災メール、公式LINE、市HP、防災行政無線（MCA無線）、ラジオ等による周知
- (2) 避難誘導員による現地広報
- (3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第13項 被災者支援

市は、平時から被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるとともに、災害時において災害の状況を迅速かつ的確に把握し、各種の支援措置を早期に実施するため、次の事項に係る体制を確立するものとする。

- (1) 災害による住家等の被害の程度の調査（税務課・建築住宅課・関係各課）
- (2) 被災者への罹災証明書交付（社会福祉課・消防局）

第2節 土砂災害警戒区域における措置

市は、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、知事により指定された土砂災害警戒区域について、避難地図（ハザードマップ）を作成し、警戒体制を定める。

1 情報の収集及び伝達

市は、山口県土砂災害ポータル、気象庁防災情報提供システム等を活用し、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報を収集し、防災メール、公式LINE、ラジオ等を活用して、対象地域の住民に情報の伝達を行うものとする。

なお、情報の具体的な伝達方法については、第3編【風水害等対策編】及び【地震津波対策編】第2章「災害情報の収集・伝達計画」を参照。

2 土砂災害を防止するための円滑な避難の確保を図るために必要な措置

市は、土砂災害が発生するおそれがあるときに、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、消防、警察、自主防災組織（自治会）等の協力を得て避難誘導等を実施するものとする。

なお、具体的な措置については、第3編【風水害等対策編】第4章「避難計画」を参照。

3 要配慮者利用施設の利用者の円滑な避難の確保を図るために必要な措置

市は、土砂災害警戒区域内に主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）がある場合には、施設管理者への情報伝達手段として防災メールの利用等を周知する。また、土砂災害に係る防災訓練を協力して実施するなどし、警戒避難の体制を整備する。

なお、土砂災害警戒区域内にあり本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者または所有者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生する場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実

施するものとする。

第3節 浸水想定区域における措置（土木課）

水防法第14条、第15条の規定に基づき、知事により指定された浸水想定区域について、避難地図（ハザードマップ）を作成し、警戒体制を定める。

1 情報の伝達

市は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線（MCA 無線）、防災メール、公式LINE、電話、ラジオ、テレビ等を活用して、情報の伝達を行うものとする。

なお、情報の具体的な伝達方法については、第3編【風水害等対策編】第2章「災害情報の収集・伝達計画」を参照。

2 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施するものとする。

なお、具体的な措置については、第3編【風水害等対策編】第4章「避難計画」を参照。

3 地下街、要配慮者利用施設

市内の浸水想定区域内に地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）には、地下横断施設として、掃山地下道、JR アンダーパス（六ノ割、広瀬、旦）がある。

また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の施設管理者への情報伝達手段として防災メールの利用等を周知する。また、防災訓練の指導要請等があった場合は、これに協力する。

なお、浸水想定区域内にあり本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者または所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するものとする。

4 市民の避難

- (1) 浸水想定区域内の市民等は、避難地図の被害想定程度の災害のおそれがある場合、又は越水や破堤の危険を感じた場合は、原則として橋梁を渡らず、避難地図に示す市が指定した避難場所や安全な知人宅等に早めに自主避難する。
- (2) 浸水想定区域内の市民等は、避難地図の被害想定程度の災害の危機が迫った場合又は越水や破堤の危険を特に感じた場合は、市が指定した避難場所以外にも堅牢な建物の上階やあらかじめ自分で探しておいた安全な知人宅や高台等に避難する。
- (3) 避難に当たっては、自治会又は自主防災組織が中心となって、障がい者や高齢者等要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。

第4節 学校その他防災上重要な施設の避難計画（教育委員会・関係機関）

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市及び関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

1 学校及び幼児教育施設

学校及び幼児教育施設は、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項を定める。

2 病 院

病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項を定める。

3 福祉関係施設

福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項を定める。

4 その他施設

防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項を定める。

第5節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供（建築住宅課・社会福祉課）

市及び県は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

1 供給体制の整備

応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。

2 資機材の供給可能量の把握及び調達・供給体制

応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。

3 公営住宅等の状況把握

公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。

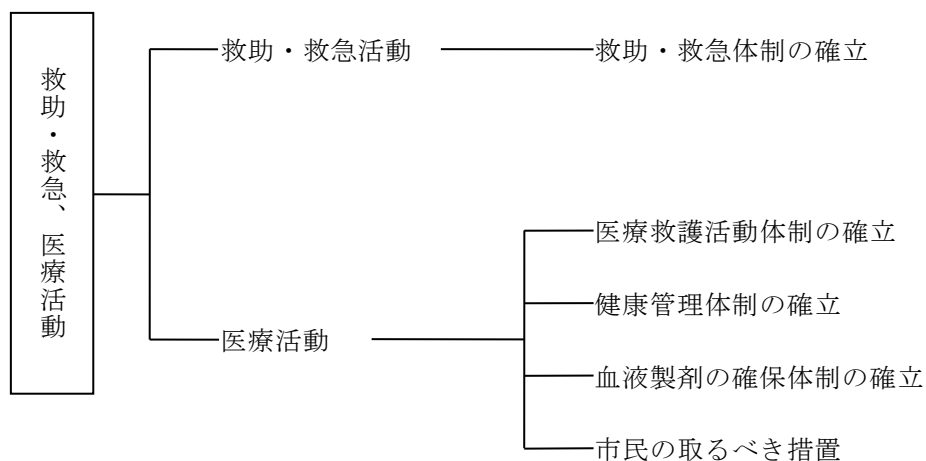
第10章 救助・救急、医療活動

基本的な考え方

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災初期段階における市、県及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。

このため、市、県及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。

施策の体系



具体的な取組内容**第1節 救助・救急活動****第1項 救助・救急体制の確立（消防課・消防局）****1 県内広域消防相互応援協定**

市は県内広域消防相互応援協定を締結している。

2 受入窓口、活動体制の確立

県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう、受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。

3 消防団等への訓練

消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。

4 高度救助技術の導入や救急業務の高度化の推進

大規模災害時に、的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図るとともに、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。

5 救助・救急用資機材等の整備充実

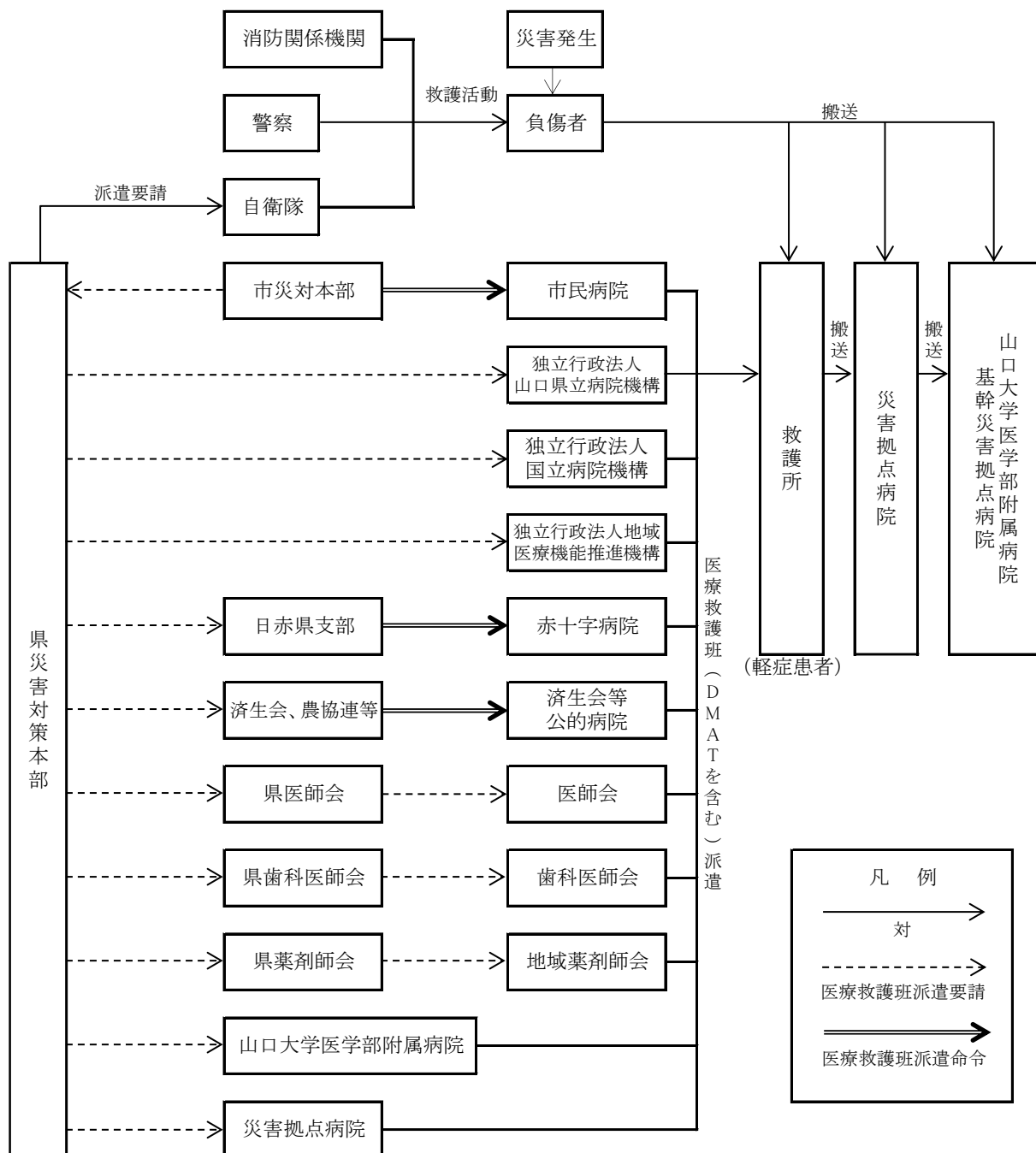
救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立（健康増進課・病院局）

市及び県は、災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

■医療救護活動体系図



1 市の対策

- (1) 救護所の指定及び整備をするとともに、市民へ周知する。設置場所は、原則として避難地、避難所又は災害現場とする。
- (2) 災害時に医療救護班の編成を行えるよう、平時から市民病院や地域の医療関係団体との連絡窓口や要請手順等を定めておく。
- (3) 平時から派遣可能な医療救護班数を把握するとともに、本計画等に記載する。
- (4) 救護所として市保健センター等を活用する。
- (5) 災害医療関係者間で情報を共有できるよう、E M I Sを活用するとともに、災害時にシステムへ接続できるよう、非常用電信手段の確保に努める。
- (6) 県、医療機関、薬剤師会と連携して備蓄医薬品について準備する。
- (7) 県、消防局、災害拠点病院等との連携、トリアージや応急的な治療活動、救護所の設置、医療機関への迅速な搬送、心のケア対策、放射性物質事故災害患者への対応等を整備する。
- (8) DMAT 等、県の医療支援活動における受入体制及び連携体制の構築を図る。

2 指定地方行政機関等

- (1) 市内医師会、市内歯科医師会及び看護協会等は、市からの応援要請に備えて医療救護班の編成、出動体制の整備に努める。
- (2) 市内薬剤師会は、市内医師会等の行う医療救護活動を支援するため、医療救護組織を編成し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保や調剤体制の整備に努める。

3 災害拠点病院

- (1) 県内や全国各地から参集するDMA T等の活動拠点としての機能が十分に発揮できるよう、医療機関相互の連絡体制を整備する。
- (2) 災害急性期における機能の充実を図るため、通信設備や応急資機材を整備する。
- (3) 大規模災害時の医療救護活動の長期化に対応できるよう、県や市、関係団体と連携した食料、水、燃料等のライフラインを維持する体制を整備する。
- (4) 自院がDMA Tの活動拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMA Tの支援の下で医療救護活動を実施する。
- (5) 災害時に病院の機能維持・早期回復を行うことができるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。
- (6) 2次医療圏での連携体制を構築するため、2次救急医療機関や医療関係団体等との訓練を実施する。

第2項 健康管理体制の確立（健康増進課）

1 保健指導体制の確立

市の保健師、栄養士は、県と連携の上、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。

2 メンタルヘルスケア体制の整備

市は、県精神保健福祉センター、健康福祉センターと連携の上、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第3項 血液製剤の確保体制の確立（社会福祉課）

市は、災害時における血液不足に備え、市民に対して献血を啓発する。

第4項 市民のとりべき措置

1 軽度の傷病

軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。

2 応急手当等の技術の習得

市、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する講座等により、応急手当等の技術の習得に努める。

3 常備薬

慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

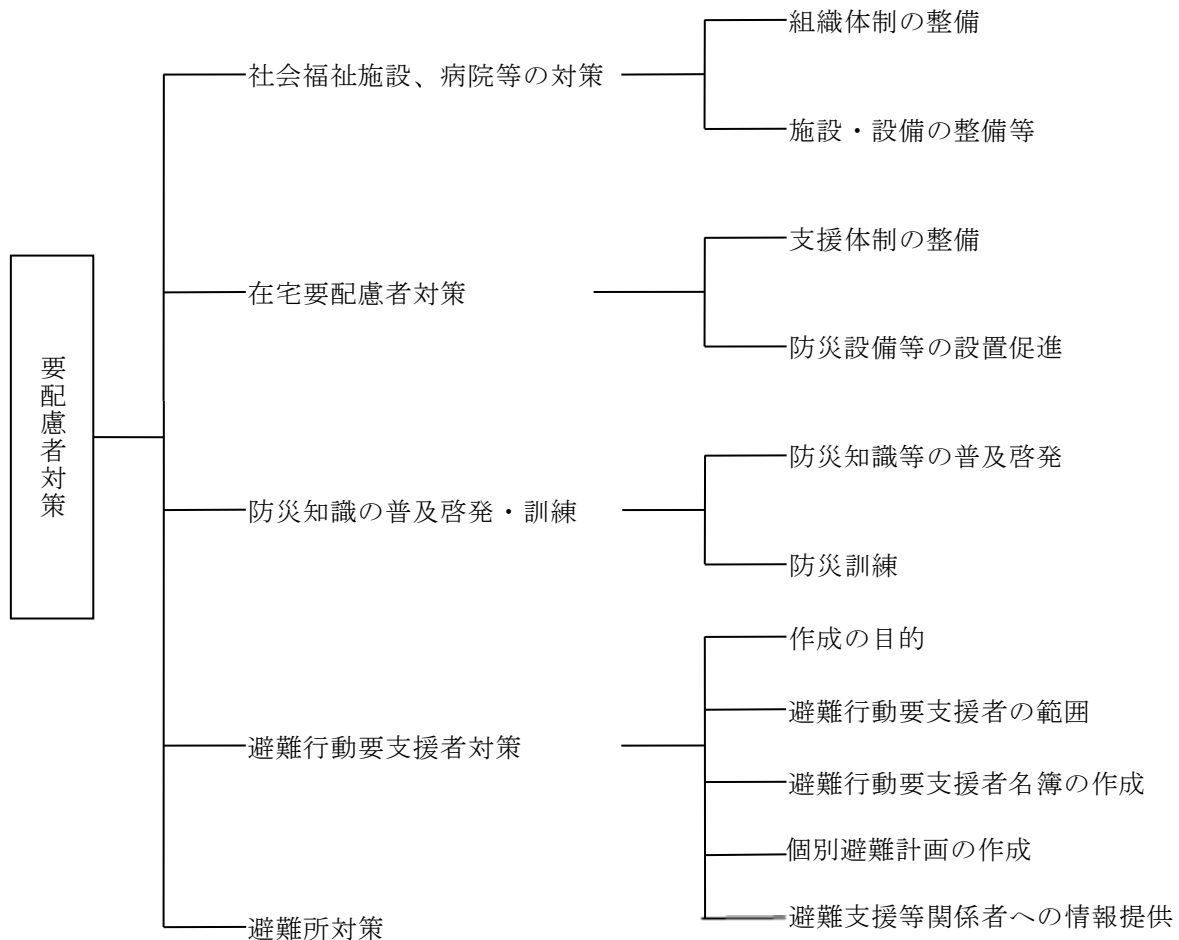
第11章 要配慮者対策

基本的な考え方

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、又、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制をさらに強化しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備（福祉部・総務課）

1 市による組織体制の整備

市は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

- (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障がい者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。
また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
- (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

2 市による各種調整

市は、社会福祉施設、病院等の防災共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や市民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。

3 社会福祉施設、病院等の管理者による組織体制整備

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

- (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
- (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。
- (3) 市、施設相互間、自主防災組織及び市民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
- (4) 洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への市民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

第2項 施設・設備の整備等（福祉部）

1 市による施設・設備、緊急受入体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入体制の整備を促進する。

2 市による土砂災害防止等の防災対策

市は、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。

3 連絡体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線（MCA 無線）や防災メールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。

また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。

4 社会福祉施設、病院等の管理者の留意事項

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。

- (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
- (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備（総務課・市民活動推進課・社会福祉課）

1 市による支援体制の整備

市は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、要配慮者の迅速な避難を支援するため、自治会連合会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。

2 要配慮者の事前把握

市は、次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。

- (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
- (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
- (3) 把握した情報は、市民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。

3 市による支援体制の整備

市は、要配慮者等に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

また、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施及び協力等が行えるよう、その支援体制の整備に努める。

4 防災情報伝達手段の整備

市は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、防災メール、FAX、電話等により、要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。

5 業務分担の確認や連絡・連携体制の整備

市は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、

保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

6 要配慮者の避難対策における体制の整備

市は、洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難対策について、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

7 「高齢者等避難」発表のための基準策定

市は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令するための基準策定をする。

第2項 防災設備等の設置促進（福祉部）

市は、在宅の一人暮らし高齢者、重度障がい者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう、緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及に努める。

第3節 防災知識の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発

1 広報資料などへの配慮（福祉部・総務課）

市は、要配慮者及びその家族等に対し、わかりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

2 外国人への対策（市民活動推進課）

市は外国人に対して、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。

3 支援方法等の普及啓発（社会福祉課・関係各課）

市は、地域における要配慮者支援を促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練（総務課・福祉部）

市は、防災訓練を実施する際、要配慮者を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるよう、その支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第4節 避難行動要支援者名簿

第1項 作成の目的

東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計され、こうした被災傾向は過去の大規模な震災・風水害等においても共通してみられる。

そのため、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難支援対策について、自助及び共助を基本として、基本的な考え方や進め方を確立することを目的とする。

第2項 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。

- 1 要介護認定3～5の認定を受けている者
- 2 身体障害者手帳1級又は2級を有する者。ただし、心臓機能障害、腎臓機能障害のみで総合等級1級又は2級の者を除く。
- 3 身体障害者手帳「聴覚障害（3級）」を有する者
- 4 身体障害者手帳「視覚障害（3級又は4級）」を有する者
- 5 療育手帳Aを有する者
- 6 精神保健福祉手帳1又は2級を有する者
- 7 自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者
- 8 災害時要援護者登録制度の登録者
- 9 上記のほか災害発生時に支援が必要と認める者

第3項 避難行動要支援者名簿の作成（福祉部）

市は、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成する。

1 名簿に掲載する事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

2 名簿作成に係る内部情報の利用

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。

3 名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿に掲載される避難行動要支援者の変化の把握に努め、定期的（年一回を基準）に名簿を更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

第4項 個別避難計画（福祉部・総務課）

- 1 市は、市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町長が必要と認める事項

第5項 避難支援等関係者への情報提供（総務課・福祉部）

1 名簿の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。ただし、名簿に掲載された情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況において、避難支援や安否確認を迅速に行うために必要と認めるときは、本人の同意、不同意に関わらず必要な範囲内で避難支援等関係者に被災地域の避難行動要支援者名簿を提供することができる。

2 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- (1) 山陽小野田市消防団
- (2) 宇部・山陽小野田消防局
- (3) 山陽小野田警察署
- (4) 救助・捜索活動を行う自衛隊の部隊及び警察並びに消防機関の広域救援隊
- (5) その他、名簿の提供を受け、実効性のある避難支援等の実施が見込まれると認められる者（山陽小野田市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会・自主防災組織等）

3 名簿情報の漏えいを防止するための措置

災対法に基づき、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを十分に説明し、次の事項について書面で誓約を得ること。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るために、緊急に名簿情報を提供するような場合はこの限りでない。

- (1) 避難行動要支援者名簿の情報を避難支援以外に使用することを禁じること。
- (2) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管し、厳重な管理を行うこと。
- (3) 避難行動要支援者名簿を複製する場合は、市の許可を得ること。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定し、取扱う者を市に報告すること。
- (5) 避難行動要支援者名簿の更新時には、更新前の名簿（複製分を含む。）を市に返却すること。

第5節 避難所対策（福祉部・関係各課）

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

1 福祉避難所等の指定

市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整

備した福祉避難所の指定、協定の締結や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院者が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。

福祉避難所として指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

2 各施設との連携体制の整備と強化

避難所における要配慮者の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

3 福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備

避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

4 災害派遣福祉チーム（DWA T）の運用体制の整備

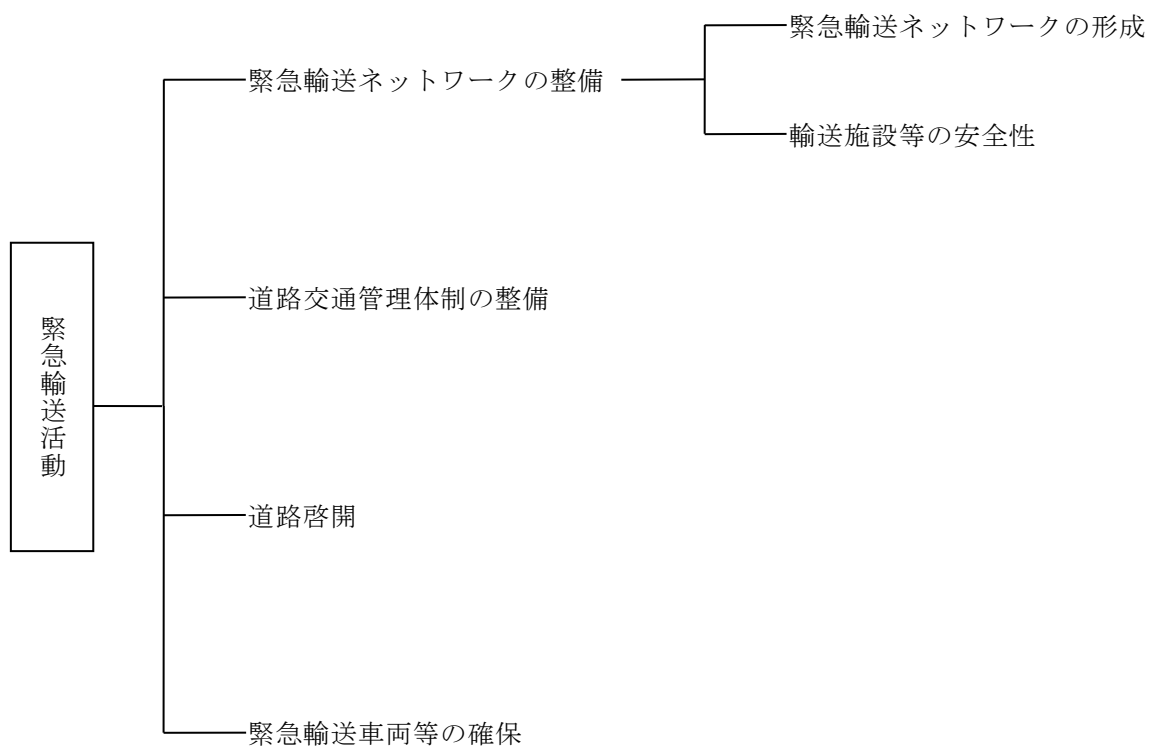
災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の運用にかかる体制の整備に努める。

第12章 緊急輸送活動

基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送道路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定（県）

- (1) 道 路
 - ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定
 - イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定
- (2) 港 湾
 - ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定
 - イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定
- (3) 漁 港
 - ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定
 - イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定
- (4) 飛行場等
 - ア 航空輸送の拠点となる飛行場等の指定
 - イ 臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点等の指定（県）

- ア 他県等からの緊急物資の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設の指定。
- イ 他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点施設を指定しておく。

3 市における輸送施設、拠点の指定（総務課）

市は、各地域の実情に応じた輸送施設、拠点を指定しておく。

4 関係機関・市民等への周知（総務課）

上記により指定した施設については、本計画に掲載するとともに、広報紙等を活用するなどして、関係機関・市民等に周知を図る。

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性、特に耐震性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備（警察・土木課）

山口県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性（耐震性、浸水防止対策等）の確保を図る。

また、山口県警察は交通規制及び誘導を円滑に行う対策を整備するほか、交通規制を実施した場合における車両運転者の義務等についての普及啓発や広域的な交通管理体制の確立を図るものとする。

第3節 道路啓開（土木課・総務課）

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保（財政課）

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

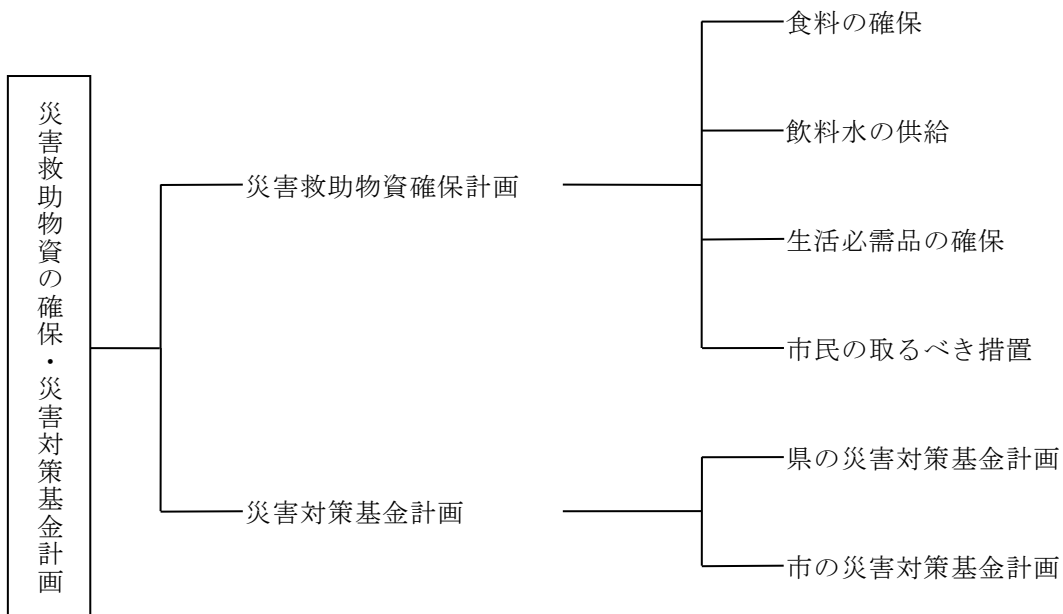
第13章 災害救助物資の確保・災害対策基金計画

基本的な考え方

市は、大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

また、山口県市町災害基金組合理約に基づく基金を積み立てるものとする。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 災害救助物資確保計画

市は、災害時における市民に対する応急用食料、飲料水及び生活必需品等の供給等を円滑に実施するため、被害想定調査結果を踏まえ、県、他の市町、関係団体等と連携し、その調達、供給体制等の整備に努める。

また、被災地域では、発災直後は特に行政から支援の手が行き届かないことから、自ら活動するための備えが必要である。そのため、各家庭における食料や飲料水、トイレットペーパー、携帯トイレ、乾電池、携帯電話の電池充電器等の備蓄の推進を図っていく。

第1項 食料の確保（総務課・社会福祉課・商工労働課）

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については、次により、市及び県が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

(1) 市

市は、災害時における市民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

(2) 県

県は、複数の市町にまたがる広範囲な災害が発生した場合、市町が想定していないような極めて甚大な被害が生じた場合等において、市町が行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本とし、そのために必要な体制を整備するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

(1) 主食としての米の調達・供給体制の整備（商工労働課）

大規模災害が発生し、市の能力のみでは、主食系として、米を調達できない場合、県、農林水産省等と連携し、直ちに調達・供給できるよう、体制を整備するものとする。

(2) 協定等に基づく食料調達体制の整備（総務課・社会福祉課・商工労働課）

次の食料について、災害が発生した場合、県、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造応力）の把握に努めるものとする。

〔精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰等〕

(3) 備蓄目標等と供給体制（社会福祉課・総務課・関係各課）

ア 目標数量

市は被災者に対して3日分、また市民は各自7日分を目安とし物資（食料、飲料水等）を備蓄するよう努め、市は市民に周知する。

イ 備蓄食料の品目

備蓄食料の品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、食料の備蓄に当たり、高齢者、乳幼児といった要配慮者や食品アレルギーにも配慮するよう努めるものとする。

(ア) 炊き出し用米穀、アルファ米、乾パン、クラッカー、育児用調整粉乳等の主食

(イ) レトルト食品、調理缶詰等の副食と塩、醤油等の調味料

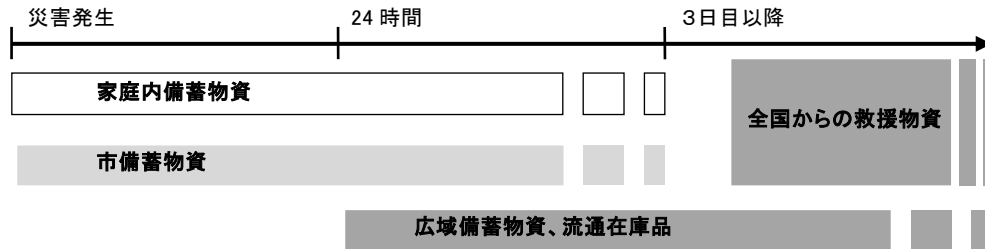
ウ 炊き出し体制の確立

災害時の炊き出し体制については、日赤奉仕団又は自衛隊等との協力体制を整えるものとする。

エ 搬送・供給等

市は、応急用食料を、被災者へ適正に配分できるよう、搬送・供給体制の整備に努めるものとする。

■備蓄物資の役割

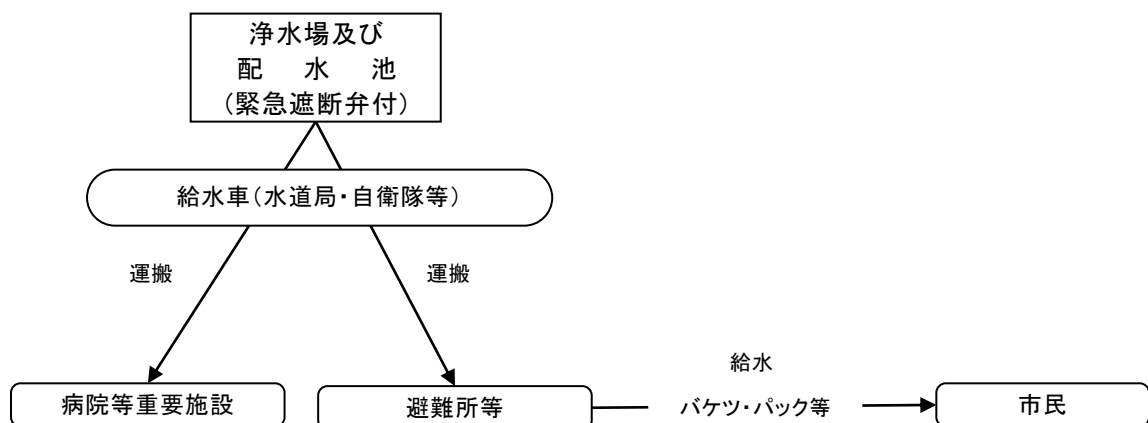


第2項 飲料水の供給（水道局）

1 応急給水活動計画

市は、被害想定調査結果を踏まえ、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

■給水活動の流れ



2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

市は、大規模災害が発生した場合の被害想定を基に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。（一人1日3ℓ）

4 応急給水資機材の整備

市は、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

市は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保（社会福祉課・商工労働課）

市は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努めるものとする。

なお、実施に当たり、高齢者や乳幼児といった要配慮者や女性のニーズの配慮に努めるものとする。

第4項 市民のとりべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、7日分の食料、飲料水、トイレトペーパー、携帯トイレ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画

第1項 県の災害対策基金計画

1 基金の積立

県は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

2 基金の運用

災害救助基金の運用は、次の方法による。

- (1) 資金運用部への預託又は確実な銀行への預金
- (2) 確実な債券の応募又は買入
- (3) 救助に必要な給与品の事前購入

第2項 市の災害対策基金計画（出納部・財政課）

1 災害基金組合

県内の全市町をもって設立される山口県市町総合事務組合により共同処理する。

2 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

3 基金の処分

- (1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。
 - ア 風害
 - イ 水害
 - ウ 雪害
 - エ 地震
 - オ 干害
 - カ 火災
 - キ その他議会の議決を経て定める災害

- (2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分することができる。
- ア 災害による減収補てんを要するとき
 - イ 災害対策事業費の支出を要するとき
 - ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき
- (3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができる。
- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
 - イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
 - ウ その他組合長が必要と認めた事業

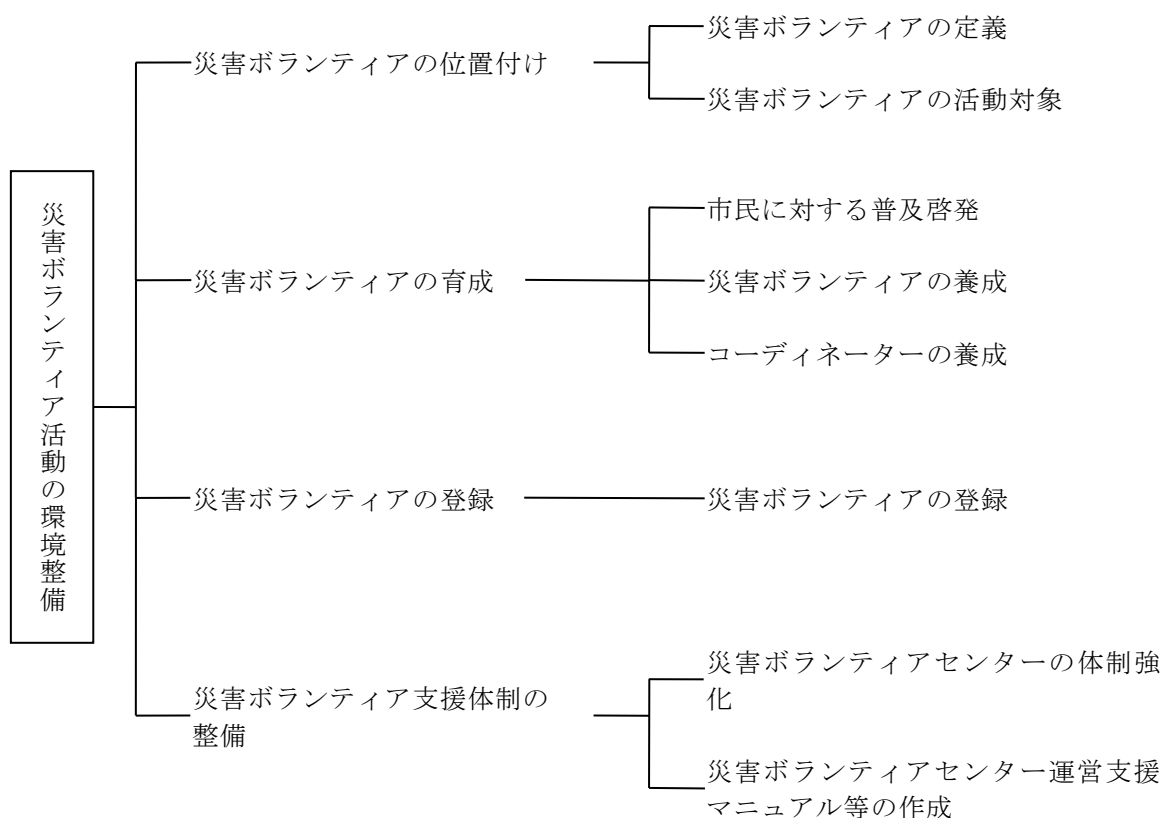
第14章 災害ボランティア活動の環境整備

基本的な考え方

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく市民の救援活動への協力を必要とする。

このため、災害ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 災害ボランティアの位置付け

第1項 災害ボランティアの定義

本計画でいう災害ボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 災害ボランティアの活動対象

災害ボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区 分	活動内容
専門ボランティア	・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害警戒区域等の調査（斜面判定士等） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） ・福祉（手話通訳、介護等） ・無線（アマチュア無線技士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） ・その他特殊な技術を要する者 ・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）
一般ボランティア	・救援物資の整理、仕分け、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、配送 ・清掃、防疫 ・要配慮者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業

第2節 災害ボランティアの育成

第1項 市民に対する普及啓発（社会福祉課・市民活動推進課・総務課）

市は、関係団体と連携して、災害ボランティアの活動について関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及啓発に努める。

第2項 災害ボランティアの養成

市、県及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、災害ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得できるよう、研修を実施し、災害ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

災害ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、災害ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市は、関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 災害ボランティアの登録

第1項 災害ボランティアの登録（市民活動推進課）

市は、山陽小野田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）と連携を図り、災害ボランティアの登録等をあらかじめ行い、災害時の対応に備えるため、体制の構築に努める。

第4節 災害ボランティア支援体制の整備

第1項 災害ボランティアセンターの体制強化

社協及び市（総務課・市民活動推進課・社会福祉課）は、平常時からボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備、情報交換等の連携に努める。

第2項 災害ボランティアセンター運営支援マニュアル等の作成

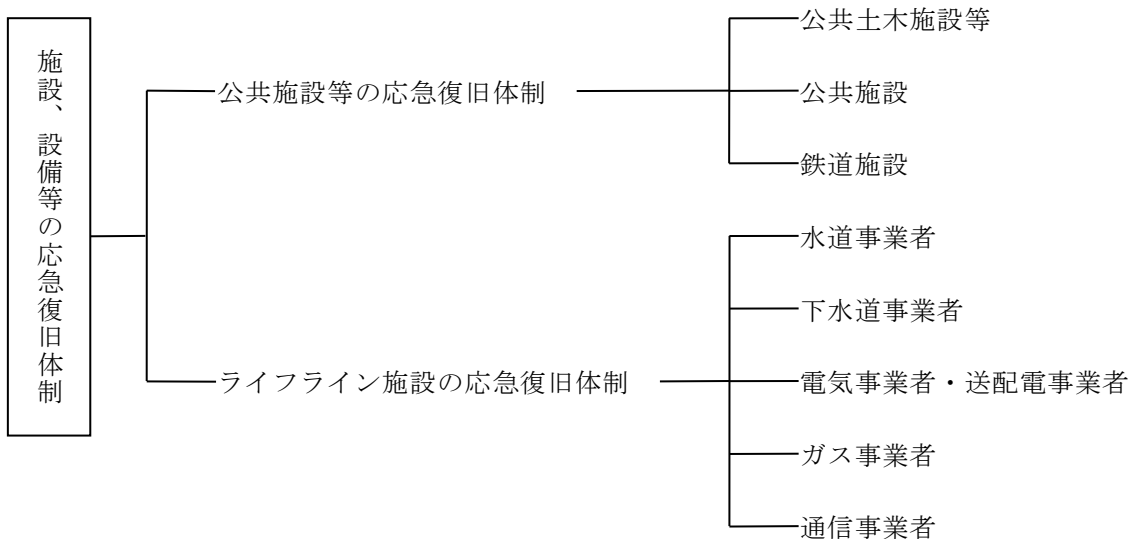
社協は、市と連携して災害時における災害ボランティアの活動が円滑かつ効率的に行えるよう、大規模災害時や市ボランティアセンターが被災した場合も想定しつつ、広域的な支援体制の整備を含めたボランティア活動支援のためのガイドライン等を作成する。

第15章 施設、設備等の応急復旧体制

基本的な考え方

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木施設等（関係各課）

1 情報収集・連絡体制、活動体制の確立

被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じるものとする。

2 応急復旧に必要な資機材

応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等に係る体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者（水道局）

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者（下水道課）

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者・送配電事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備

を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第5項 通信事業者

1 通信施設設備の確保等

通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなど、その影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

2 協力要請

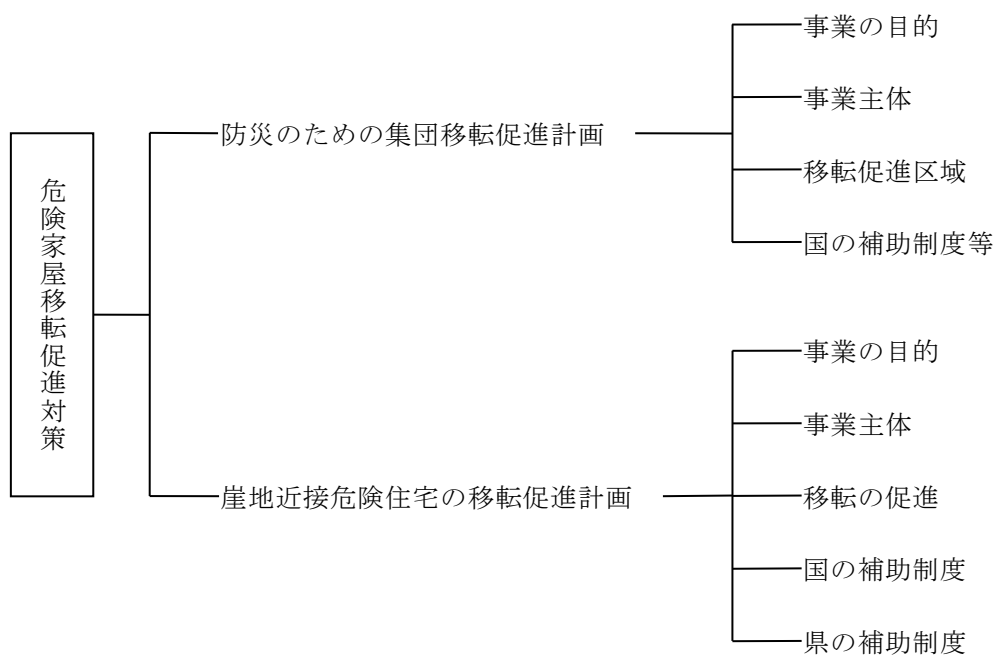
通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（中国総合通信局）を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第16章 危険家屋移転促進対策

基本的な考え方

市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業を推進する。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 防災のための集団移転促進計画

第1項 事業の目的

市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある全ての住居を他の安全な場所に移転をさせることを目的として、一定規模の住宅団地を整備するなどの集団移転事業を推進する。

第2項 事業主体（建築住宅課）

市（例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）に係るもの

2 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取に要する経費
- (5) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 崖地近接危険住宅の移転促進計画

第1項 事業の目的

崖地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅（崖地の崩壊、土石流、雪崩及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域又は同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域―山口県建築基準条例第7条―及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅）の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって市民の生命の安全を確保することを目的とする。

第2項 事業主体（都市計画課）

市（特別の事情がある場合には県が実施することができる。）

第3項 移転の促進

市は事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

第4項 国の補助制度

国は事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその2分の1を補助する。

- (1) 危険住宅の除去等に要する経費
- (2) 危険住宅に代る住宅の建設、購入に要する経費

第5項 県の補助制度

県は事業主体に対して、移転事業に要する費用について、予算の範囲内においてその4分の1を補助する。

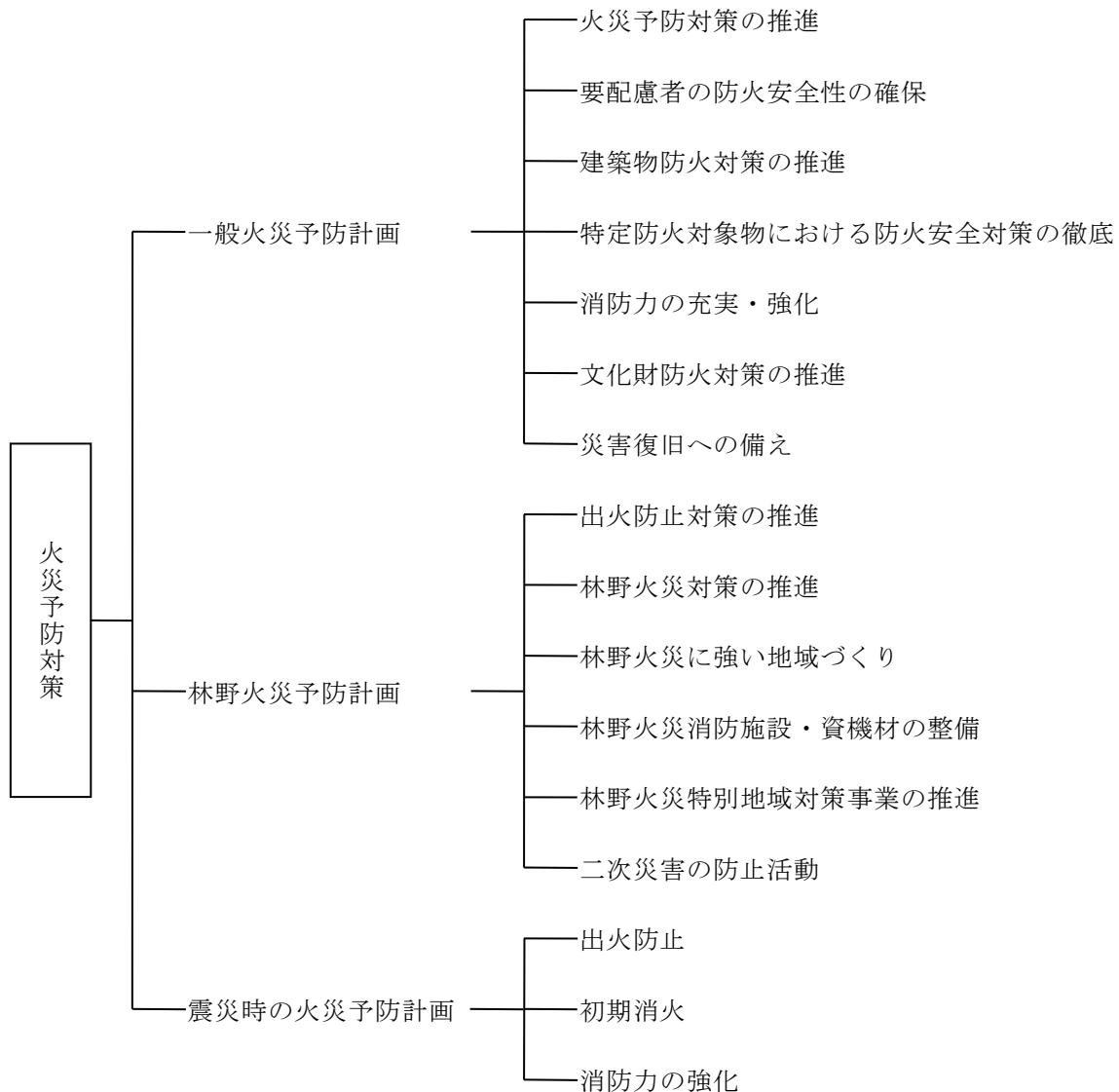
第17章 火災予防対策

基本的な考え方

火災は、市民に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また、延焼拡大した場合は地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、市、県、消防機関等は必要な予防対策を推進する。

また、大規模地震時には、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから、市及び県は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 一般火災予防計画

第1項 火災予防対策の推進（消防局）

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため、市（消防局）は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車による巡回広報、広報紙の配布、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会を捉え、火を出さないための運動を展開する。

(1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

(ア) 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動

(イ) イベント、集会等を利用した啓発活動

(ウ) 巡回による啓発広報活動

(エ) 家庭訪問による防火指導

(オ) 学校、職場等における防火指導

(カ) 自主防災組織による啓発広報活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、市内に在住する外国人が増加していることから、これらの外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

2 災害に強いまちの形成

(1) 市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地開発事業等の面的整備や地区計画の策定等による整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するため施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

(2) 市、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時の速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

3 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた火災予防条例の整備を図る。

(1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準

(2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準

(3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準じる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

4 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、市（消防局）及び県は、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 地域のミニコミ誌等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。

ウ 市、県、関係機関等の共催による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅防火診断の実施

消防機関等で実施している住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

(3) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計に当たっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

(4) 住宅防災機器等の普及

ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝具類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融公庫の割増し融資制度の周知を図るなどして、住宅用防災機器等の設置を促進する。

(5) 住宅防火モデル事業の推進

平成7年度から国において推進している住宅防火モデル事業の指定地域の拡大に努める。

5 地域における防火安全体制の充実（消防局）

(1) 自主防災組織等の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、市民一人一人の自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに、既存の防火クラブ（幼年・少年・婦人の各クラブ等）の活性化等についても一層推進する。

また、市民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動に迅速に取り組めるよう、必要資機材の整備を推進する。

(2) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、市、事業所等は防火訓練を定期的に行う。訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保（消防局・関係各課）

高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、火災等の災害のない生活の場を確保するため、市、県及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策（要配慮者の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65歳以上の高齢者や障がい者が被災するケースが多いことから、市（消防局）及び県等は高齢者・障がい者等の要配慮者に対する住宅防火対策の効果的推進を図る。

(1) 防火意識の高揚

- (2) 住宅用防災機器の普及
- (3) 住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障がい者等の要配慮者が適切に避難できるよう、消防団、自主防災組織、自治会、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

- (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。
- (2) 高齢者、障がい者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進（消防局・建築住宅課）

建築物の防火安全性を確保するため、市（消防局）及び県は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

- (1) 建築基準法に係る防火規制の徹底
建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。
- (2) 消防同意制度の適切な運用
建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防局はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。
- (3) 重点的・効果的な予防査察の実施
市（消防局）は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

- (1) 市（消防局）は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合し、かつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。
- (2) 市（消防局）は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。消防機関は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に

実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底（消防局）

多数の者が出入りする劇場、百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実

- (1) 市（消防局）は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。
- (2) 特に高齢者、障がい者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。
- (3) 病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあつては、近隣市民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。
- (4) 市（消防局）は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。
 - ア 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル
 - イ 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル
 - ウ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル
 - エ 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

市（消防局）は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

- (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
- (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
- (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

4 特定違反對象物及び小規模雑居ビルに対する是正措置の徹底

市（消防局）は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反對象物、小規模雑居ビルについては、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生じるおそれがある。このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 消防力の充実・強化（消防局）

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、市における消防力の充実・強化が求められることから、市（消防局）は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確

保に努める。

1 消防組織の充実

- (1) 要員の確保
予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。
- (2) 広域消防応援体制の整備
県内の市町、消防一部事務組合が締結した県内広域消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市等は必要な運用体制の確立に努める。
- (3) 消防団の活性化の推進
消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要性に鑑み、市（消防課）及び県は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。
- (4) 自主防災組織の育成
＜第1項5参照＞

第6項 文化財防火対策の推進（社会教育課）

文化財建造物の多くが木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が多様であり、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 建造物文化財の現況

- (1) 旧小野田セメント製造株式会社堅窯（国指定文化財・平成16年12月指定）
- (2) 小野田セメント山手倶楽部（国登録文化財・平成12年12月登録）

2 予防対策実施責任者

- (1) 予防対策 ……所有者又は管理団体
- (2) 予防対策指導……県・市教育委員会

3 文化財防火対策の推進

- (1) 防火設備の整備充実
 - ア 消火設備の整備
消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。
 - イ 警報設備の拡充
自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。
 - ウ その他設備の拡充
避雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。
 - エ 防火設備の修理・更新
文化庁の「国宝・重要文化財（建築物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。
- (2) 予防対策指導の推進
 - ア 利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。
 - (ア) 防火管理体制
 - (イ) 災害通報体制
 - (ウ) 災害の起こりやすい箇所の点検、確認、組織等の確立
 - (エ) 自衛消防組織の確立
 - (オ) その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等
- (3) 防火思想の普及啓発
 - ア 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て防災思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く市民の意識の高揚を図る。

- (ア) 防災思想の普及（新聞、ラジオ、テレビ、市広報紙、展示会、講演会、映画等による。）
- (イ) 防火訓練の実施（地域住民、消防・消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物品の搬出、避難等総合的にかつ地元消防の協力・指導のもとに行う。）
- イ 消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

第7項 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 林野火災予防計画

第1項 出火防止対策の推進（消防局・農林水産課）

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たばこ、たき火等人為による失火が大部分である。林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることができること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、県、国及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

市、県、国及び関係者は協力して林野火災防止に対する市民の認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また、一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から、出火防止の徹底が特に重要となる。そのため、市、県、国、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また、林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力に啓発運動を展開する。

- (ア) テレビ、ラジオ等による啓発
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) ポスター、チラシ等の配布
- (エ) 新聞その他広報紙による啓発
- (オ) 学校等を通じての広報（児童生徒の防災思想の高揚）
- (カ) 林野火災予防標識及び立看板等による啓発
- (キ) 森林保全巡視員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

- (ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
- (イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
- (ウ) 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。

(エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。

(オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

イ 山林内事業者（作業者）対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。

(ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。

(イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。

(ウ) 事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備するものとする。

(エ) 鉦山、道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じるものとする。

ウ 火入れ対策

火入れに当たって、市は、火入れに関する条例及び組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、できる限り 11 月から 2 月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

(ア) 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。

(イ) 火入れ方法の指導を行う。

(ウ) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発表中又は発表された場合、一切の火入れを中止する。火入者、責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発表されたときは、速やかに消火を行うよう指導する。

(エ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また、跡地には状況に応じ監視員を配置する。

(オ) 森林法及び市条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。

エ 道路、鉄道沿線等における火災対策

西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道(株)及び県内バス等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

(ア) 危険地帯の可燃物の除去

(イ) 路線の巡視

(ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立

(エ) 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜

(オ) 緊急時における専用電話利用の便宜

オ 森林所有者の対策

森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないように、次の事項を実施するものとする。

(ア) 一般市民に対する防火意識の啓発

(イ) 無許可入山者の排除

(ウ) 火入れに対する安全対策の徹底

(3) 巡視・監視の強化

ア 警戒活動の強化

市、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

イ 森林保全巡視員の設置

山火事の多発地帯、保安林、森林レクリエーション地帯等に森林保全巡視指導員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。

(ア) 災害の早期発見に関すること

(イ) 無許可伐採等に対する指導

(ウ) 森林の産物の盗難、案内板等の棄損等の防止に関すること

(4) 関係団体との協力体制

- ア 市及び県は、森林組合、市民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。
- イ 市は、市民による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野火災対策の推進（消防局）

市及び県は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

- (1) 下関地方気象台及び県は、林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、市町に対し迅速かつ的確な乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の伝達を行う。
- (2) 市、県及び消防機関は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく市民、関係者に周知するための体制の充実を図る。
- (3) 市長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう、必要な体制の確保に努めるとともに、市民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

市は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など、林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

市は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備するものとする。平成8年4月、県内全市及び全消防一部事務組合を対象として県内広域消防相互応援協定を締結しており、今後はこれの円滑な対応ができるよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

ア 市、県及び国は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

イ 県は、地理的、地形的条件等から消防活動に大きな制約を受ける林野火災への対応として、従来から航空機による消火活動体制の整備に努めてきているが、今後とも体制の充実に努める。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。このため、市は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

市、県は関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実践的な消火訓練を実施するものとする。

第3項 林野火災に強い地域づくり（農林水産課）**1 事業計画の作成**

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

2 防火林道等の整備

国及び地方公共団体は、防火道、防火樹帯の整備等を必要に応じて実施するものとする。

第4項 林野火災消防施設・資機材の整備（消防課・農林水産課）

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、市は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 市（消防課）は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (2) 市（農林水産課）は、林野火災の多発地域等に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (3) 市（農林水産課）は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう、林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 市（農林水産課）は、林野火災の多発地域等については、市有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備についてはこれまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について市はその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

- (1) 市（消防局）は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ、日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。
- (2) 県は、大規模な林野火災に対応するため、空中消火資機材の整備を推進しているが、今後とも計画的な整備に努める。
- (3) 県は、航空機による消火活動体制の確立を図る。

第5項 林野火災特別地域対策事業の推進（農林水産課）

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有するため、市は当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、その地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

第6項 二次災害の防止活動

国及び地方公共団体は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を実施するものとする。

第3節 震災時の火災予防計画

第1項 出火防止（消防局）

近年の地震においては、地震から数時間を経過しての電気器具による出火という、過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきた。

1 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機能の付いたガス器具、対震自動消火装置付き石油ストーブ、対震自動ガス遮断装置（マイコンメータ含む）等の普及促進を図る。

2 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても対震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空気中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかつたと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを市民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

3 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

4 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2項 初期消火（消防局）

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、市民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう市民、自主防災組織等を指導する。

1 自主防災組織の活用

震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。

2 事業所における自衛消防隊の育成

震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第3項 消防力の強化（消防局・消防課）

大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的な人員の確保、消防資機材等の整備充実を図っていく必要がある。

1 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓の使用が制限され、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性貯水槽、防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ため池等を指定消防水利にするなどの消防水利の確保を一層推進していく。

2 消防資機材の整備

(1) 消防局・消防署

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付ポンプ車、小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進していく。

(2) 消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

(3) 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

3 消防相互応援体制の整備

(1) 県内広域消防相互応援協定の締結

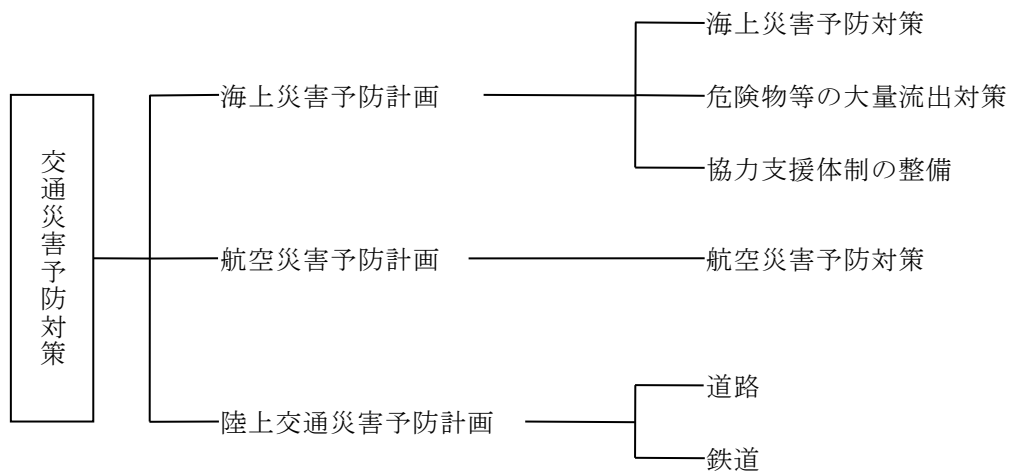
(2) 事業所等との間の応援協定の締結

第18章 交通災害予防対策

基本的な考え方

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対して防災関係機関がとる災害予防対策について定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 海上災害予防計画

本市の臨海部には火力発電所及び石油精製工場等が立地しており、原材料の運搬あるいは製品の搬送等により、船舶による各種災害（海上火災（爆発を含む。以下同じ。）、油等危険物の流出等）の発生が危惧される。

第1項 海上災害予防対策

市、気象台、海事事務所、海上保安署、港湾・漁港管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留・入渠中の船舶等の海上災害の未然防止を図るため次の対策を推進する。

1 気象台

(1) 海上交通安全のための情報の充実

気象台は、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

2 海事事務所、海上保安署、港湾・漁港管理者

(1) 海上交通安全のための情報の充実

海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るものとする。水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

(2) 船舶の安全な運航の確保

海事事務所は、発航前検査の励行、操練の適切な励行、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務監理官による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図るものとする。

港内、狭水道等船舶の輻そうする海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るものとする。船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保する。

ア 小型船舶を運航する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。

イ 国は、小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。

ウ 船舶の無線局（船舶局等）の開設者は、災害時において無線局が確実に機能するよう、整備・点検に努める。

エ 国は、船舶局等の検査体制の充実を図る。

(3) 船舶の安全性の確保

海事事務所は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

(4) 船舶消防設備等の整備の指導

船舶における火災の発生及び拡大を防止するために、船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について、指導及び取締りを行い海上火災の防止に努める。

また、火気の取扱い等については、関係法令の適正な執行により海上火災の防止に努める。

(5) 海上災害予防運動等の実施

全国海難防止強調運動（夏季）あるいはその他の海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ、海上火災の防止に努める。

(6) 岸壁関係者等への指導

ア 岸壁管理者、所有者及び使用者等（以下「岸壁管理者等」という。）に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。

イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(7) 海上防災訓練の実施

毎年1回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。

(8) 搜索、救助・救急、消火活動体制の整備

搜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等を活用した搜索、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努めるものとする。

また、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努めるものとする。

(9) 二次災害の防止活動体制の整備

海上保安署は航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図るものとする。

(10) 海上交通環境の整備

航路標識の整備を行うものとする。

3 消防機関（消防局）

ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、市は海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講じる。

ア 係留、入渠、錨地等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

イ 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握

管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。

ウ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

エ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。また、火災の特殊性に鑑み、船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。収集する主な事項としては以下のものが考えられる。

(ア) 発災日時

(イ) 被災船の状況

- A 場所 : 航行位置、係留、入渠等の場所
- B 船名・船籍
- C 船舶の種類 : 船舶の用途、構造、総トン数、特徴等
- D 出火場所 : 倉庫、甲板、機関室
- E 燃焼物
- F 現場の気象 : 風向、天候、波浪等

(ウ) 要救助者の状況

- A 乗客、乗員の人数
- B 要救助者及び負傷者の有無とその状況

(エ) その他

- A 積載物の種別、形態、危険物の有無

- B 二次災害の危険性の有無
- C 火災の対応（単独、応援者等）
- D 船主、荷主会社、代理店等

オ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、関係者と協力して実施する。

カ 応援体制の整備

海上災害に関係する機関（海上保安署）及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。

4 市（土木課・農林水産課）

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

5 事業所

荷受人、荷送人等の事業者は係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講じる。

- (1) 係留船舶の火災爆発防止
 - ア 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。
 - イ 二次災害発生の防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。
 - ウ 危険物を積載した巨大船の着舷に際しては警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。
- (2) 通報連絡体制の整備
 - 災害発生時等における、関係機関（海上保安署、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

6 臨海石油化学工業地帯における防災体制の強化

臨海石油化学工業地帯における防災活動について海上保安署、関係消防機関、自衛消防機関の相互協力体制の整備強化、化学消防力の整備強化、消防艇、巡視船艇の増強及び消防装置の推進を図るものとする。

第2項 危険物等の大量流出対策（総務課・環境課・土木課・消防局）

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等に係る防止対策については「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。

また、油等の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油等防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。防災関係機関は県内沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により、大量の油等の流出や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため必要な対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油等汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、市は早期の情報収集ができるよう、海上保安署、海事事務所、山口県、警察等関係機関との情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

市は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

ア 油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「各地区排出油等防除協議会」が岩国（周東・大竹）地区、周南地区、関門・宇部地区及び北部沿岸地区に設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油等汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

(1) 国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者は、海防法に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。

(2) 市は、県と連携し排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。

(3) 市は、油等の防除に必要な資機材の調達先等の把握等に努める。

4 訓練等

市、海上保安署、県、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努めるものとする。

5 指導及び普及啓発

市は、海上保安署、海事事務所等関係行政機関が実施する講習会、訪船指導等により、危険物等の大量流出事故発生の防止及び事故発生時の対応等に関して指導を受け、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図るものとする。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 航空災害予防計画

本計画は、県が管理者である山口宇部空港における航空機災害の被害軽減を目的として市及び県がとる災害予防対策について定める。なお、県内には他に国が管理者である岩国飛行場（民間機のみ。）及び三つの非公共用飛行場（自衛隊及び米軍使用。ただし、岩国飛行場については民間との供用。）が所在しており、これらの飛行場及び周辺地域における航空機災害防止については、それぞれの機関においてその使用形態に応じた災害防止対策が講じられている。

第1項 航空災害予防対策

航空機災害対策を推進するに当たって、市、県及び関係機関は、その所掌する消防防災責任者と相互協力により必要な措置を講じるものとする。

1 飛行場の保安管理の充実

県及び大阪航空局山口宇部空港出張所は、航空法に定める保安上の基準に従って、当該施設の保安管理を適切に行うとともにその充実に努める。

2 県の対応

県は、飛行場管理者として航空法により飛行場内における航空機災害についての保安管理責任が課されていることから、適正な保安管理を遂行するため、関係機関の協力のもと対策を推進するものとする。

3 市

市は、航空機災害発生時に備え、関係機関との通報連絡体制の整備を図るとともに、各種応援活動を実施するための体制の整備に努めるものとする。

第3節 陸上交通災害予防計画

第1項 道路

1 現況

本市の道路は実延長 445 kmで、その道路種別内訳は国道 36 km、県道 74 km、市道 318 km、高速道路 17 kmとなっている。一般国道、県道、市道は改良率、舗装率とも全国と比較して高い水準を示しているが、市街地を離れた地元管理道路においても交通量の増加から生活道路として整備が強く望まれている。

2 対策

一般県道・市道・都市街路の整備は、国道や主要県道など幹線道路に比べて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、例えば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。

また、道路管理者は、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画を立てるものとする。

第2項 鉄道（西日本旅客鉄道株）

本市の鉄道網は、長距離旅客輸送の中心をなす山陽新幹線のほか、山陽本線、小野田線、美祢線で構成されており、旅客・貨物輸送の要衝となっている。そのため鉄道事業者は、輸送の安全を確立するため、関連する諸施設の耐災害性の強化を図るとともに、大規模事故が発生したときの体制の確立、関係機関への緊急通報、連携について計画を定め、訓練等によりその体制の検証を行う。

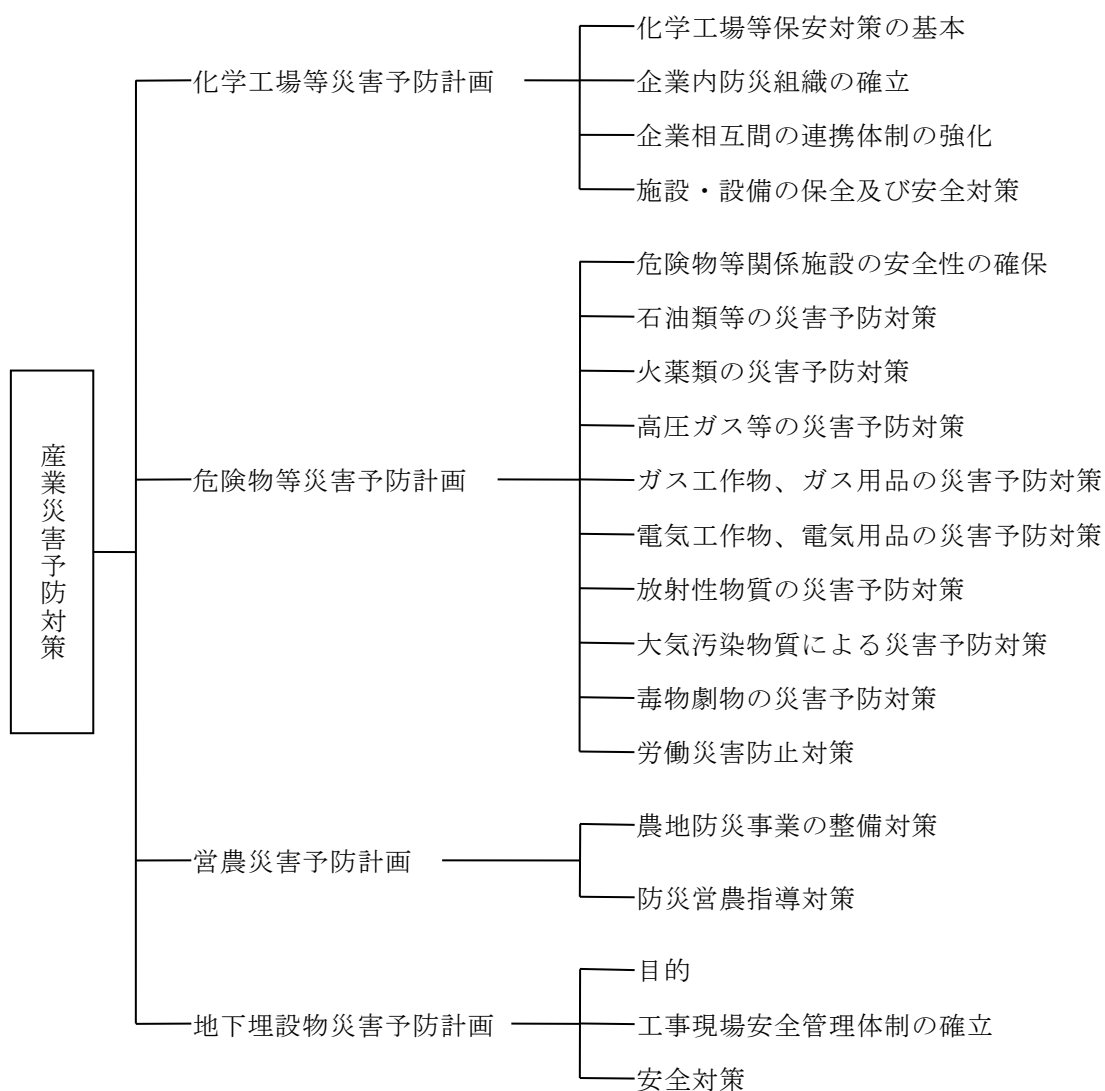
また、事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、市の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

第19章 産業災害予防対策

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 化学工場等災害予防計画

第1項 化学工場等保安対策の基本（消防局）

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等の各種災害の未然防止について、関係企業においては企業経営の全ての分野にわたって安全第一主義を徹底させるため、次に掲げる事項を基本方針とした予防対策を実施するものとする。

1 保安管理体制の強化

- (1) 保安管理部門には、専門知識を有する人材を配置する。
- (2) 保安管理部門は、製造部門、保全部門に対する指導、助言、勧告が適切に行えるよう組織上の権限を強化する。
- (3) 国、地方公共団体及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、化学工場等における保安体制の強化を図るものとする。

2 設備管理体制の強化

設備管理が円滑に推進できるよう保全部門を強化し、設備保全に関する基準の明確化と機器の老朽化の防止を図る。

3 運転管理体制の強化

- (1) 現場責任者の資質の充実を図る。
- (2) 各直の責任者を決定し、定常作業時や緊急作業時に適切な措置がとれるようにする。
- (3) シャットダウン時やスタートアップ時には、管理職が現場において指揮を行うものとする。
- (4) 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は技術開発部門からの応援を行うものとする。
- (5) 誤操作や必要作業の懈怠防止等のため、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。

4 保安教育・訓練の強化

幹部及び従業員のきめ細かな保安教育・訓練計画を立て、定期的かつ効果的に教育及び訓練を実施する。

また、その結果を常にフォローして的確な効果測定を行うものとする。

5 各種基準類の検討

- (1) 各種基準類は定期的に見直し、特に異常時における措置については適切な判断が行えるようにする。
- (2) 各種基準類については関係従業員に周知徹底を図る。

6 施設の安全性の確保

- (1) 地方公共団体及び事業者は、化学工場等において災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到着できるように複数の進入経路の確保に努めるものとする。
- (2) 市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。
- (3) 国、地方公共団体及び事業者は、化学工場等において災害が生じた場合に、その原因の徹

底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い、化学工場等の安全性の向上に努めるものとする。

7 各種データの整備保全

国、地方公共団体及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2項 企業内防災組織の確立

関係企業は災害の予防及び応急対策を推進するため、あらかじめ企業内部において自主的に防災組織を編成し、常にその整備強化に努めるものとする。

第3項 企業相互間の連携体制の強化

関係企業は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制の確立のため、連絡協議会等を設置して、次の項目について企業間相互連携体制の整備強化を図るものとする。

- (1) 平常時における連携体制の整備
 - ア 組織の整備について
 - イ 平常時における連絡協調について
 - ウ 資料等の相互交換に関する事項
- (2) 災害時における相互応援体制の整備
 - ア 組織及び編成について
 - イ 応援要請時の連絡方法及び連絡系統について
 - ウ 被災事業所の要請による応援者の業務について
 - エ 台風その他地域共通の災害事故の発生又は発生のおそれのある場合の共同防衛措置
 - オ 応援時の指揮命令系統
 - カ 被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣
 - キ その他被災事業所からの要請による事項
 - ク 消防署、警察署、海上保安署等の公共機関への連絡及び応援要請
 - ケ その他地域災害の防止に必要な措置

第4項 施設・設備の保全及び安全対策

関係企業は化学工場地域における危険物施設等の安全性を確保するため、関係法令に定めるもののほか次の事項に留意して、それぞれ必要な保安措置を講じるものとする。

1 運転管理及び設備管理

- (1) 日常点検、パトロールを充実し、異常の早期発見に努める。
- (2) 修理・清掃等の作業時における保安確保を徹底する。
- (3) 各設備やその使用部品ごとに正確な記録（設置、点検、修理、取替等）を整備し、その維持管理を図る。また、資材の購入と保管の方法を規定により明確にし、その管理を徹底する。
- (4) 誤操作防止措置

バルブ等の誤操作を防止するため、配置の適正化、色分け、行先表示、禁操作バルブの施錠等の措置を講じるとともに、誤操作が事故につながらないよう極力インターロック方式を活用する。
- (5) 緊急遮断弁等の設置
 - ア プラントの一部が開放されるような部分には、緊急遮断弁又は元弁をとりつける。
 - イ 重要な塔槽類については、警報装置、緊急脱圧弁を設置する。
- (6) ガス漏れ検知警報器の設置

ガス漏れ、滞留しやすい場所ごとにガス漏れ検知警報器を設置する。

- (7) 消火設備
散水装置、放水銃等を設置する。
- (8) ユーティリティー設備の整備
 - ア 電気設備は、極力故障の少ないものを選定する。
 - イ 保安電力、バックアップ用の窒素・空気等を十分確保する。
- (9) 毒性ガス除害設備
毒性ガスを使用する設備はガスが漏れた場合の除害の設備を充実する。
- (10) 連絡設備の充実
工場内の関係部門間の連絡のための放送設備、無線又は有線連絡設備を設ける。また、外部との連絡体制についても整備する。

2 各施設、設備の安全確保対策

関係企業は、以下の施設、設備の安全確保対策を講じるものとする。

- (1) 塔槽類
- (2) 加熱炉
- (3) 貯蔵設備
- (4) 建屋
- (5) 架台
- (6) 導配管
 - ア 地下配管
 - イ 地上配管
 - ウ 配管材料
 - エ 配管等の接続部
 - オ 配管の防護設備
 - カ 保安標識の設置
- (7) 回転機械類（ポンプ、コンプレッサー等）
- (8) 計装等プラント緊急停止装置
- (9) 放出物

第2節 危険物等災害予防計画

第1項 危険物等関係施設の安全性の確保（消防局）

1 建築物用途地域の都市計画決定

市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。

2 危険物等関係施設における保安体制の向上

国、地方公共団体及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図るものとする。

3 複数の進入経路の確保

地方公共団体及び事業者は、危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるように複数の進入経路の確保に努めるものとする。

4 危険物関係施設の安全性の向上

国、地方公共団体及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い、危険物関

係施設の安全性の向上に努めるものとする。

5 構造図等の資料整備と複製の保存

国、地方公共団体及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2項 石油類等の災害予防対策

本市には瀬戸内海沿岸の工業地帯を中心として危険物製造所等が多く存在している。そのため、市は、次の項目について、立入検査や自主査察等の指導を行い、災害の発生を防止する。

1 石油類等の危険物の範囲

石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。その主なものは次表のとおりである。

種 別	性 質	主な品名等
第一類	酸 化 性 固 体	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物等
第二類	可 燃 性 固 体	硫化りん、赤りん、硫黄等
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム等
第四類	引 火 性 液 体	特殊引火物（ジエチルエーテル、二硫化炭素等） 第一石油類（アセトン、ガソリン等） 第二石油類（灯油、軽油等） 第三石油類（重油、クレオソート油等） 第四石油類（ギヤー油、シリンダー油等） アルコール類（メチルアルコール、エチルアルコール等） その他引火性液体
第五類	自己反応性物質	有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物等
第六類	酸 化 性 液 体	過塩素酸、過酸化水素、硝酸等

2 災害予防対策

- (1) 危険物施設については消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章の規定により製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう、予防対策を実施する。
- (2) 指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法第10条、労働安全衛生法第20条・91条の規定により予防対策を推進する。

第3項 火薬類の災害予防対策（県・国・警察・消防局）

市内には製造所1業者、火薬庫20箇所が存在する。

1 火薬類の範囲（火薬類取締法第2条）

火 薬	黒色火薬、無煙火薬、その他
爆 薬	雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他

火工品	工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、導火線、信号焰管及び火せん、煙火、その他

2 災害予防対策

経済産業大臣（中国四国産業保安監督部）、県知事、労働局、消防局、警察が、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

第4項 高圧ガス等の災害予防対策（高圧ガス保安法（以下本項において「法」という。）、労働安全衛生規則、ボイラ及び圧力容器安全規則）

市内には石油精製工場1箇所及び第1・2種製造業者・貯蔵所等が所在する。

1 高圧ガスの範囲（法第2条、同法施行令第1条）

- (1) ゲージ圧力が常用の温度で1MPa以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1MPa以上であるもの、又は温度35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス。（圧縮アセチレンガスを除く）
- (2) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、又は温度15℃において圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス。
- (3) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの、又は圧力が0.2MPaとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、温度35℃において圧力0Paを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン。

2 災害予防対策

経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）、県知事、労働局長、労働基準監督署長が、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びにボイラー、圧力容器の製造及び取扱いを規制するとともに、高圧ガス保安協会、山口県高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会等による高圧ガスの保安、ボイラー、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガス等による災害を防止する。

第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策

経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長は、ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前届出及び随時の立入検査を行うほか、業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努めるとともに、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。ガス小売事業者登録については、消防庁長官に通報する。

また、粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するよう維持するとともに、自主保安体制を確立する。

第6項 電気工作物、電気用品の災害予防対策

1 電気工作物の予防対策（電気事業法）

経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）は、主要電気工作物について、工事計画の事前審査・使用前検又は使用前安全管理審査及び随時の立入検査を行うほか、ボイラー、タービン等については定期検査又は定期安全管理審査をあわせて行い、電気工作物が経済産業省令

で定める技術基準に適合していないと認めるときには、技術基準適合命令を発する等により保安の確保を図る。また、電気事業者は、電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するとともに、過去における災害の実情及び地域的条件等を勘案し、災害時における迅速かつ適切な措置を行い得よう研究・検討を加え、次の施策を漸次整備する。

- (1) 防災上必要な教育
- (2) 防災上必要な訓練
- (3) 電気工作物の災害予防
 - ア 高潮対策
 - イ 地盤沈下対策
 - ウ 洪水対策
 - エ 地震対策
 - オ 強風対策
 - カ 塩害対策
 - キ 雪害対策
 - ク 土砂崩れ対策
- (4) 災害備蓄制度の運用
 - ア 災害対策用資材
 - イ 輸送
 - ウ 運用
- (5) 漏電等による災害の防止
 - ア お客さま電気設備
 - イ 送・配電設備

2 電気用品の予防対策（電気用品安全法）

市長又は知事の委任を受けた職員は、販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

経済産業大臣（又は経済産業局長）は、電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造（又は輸入）の事業を行う者の届出の受理、工場等の立入検査を行い、業務の方法の改善、表示の禁止、電気用品の回収、その他必要な措置を電気用品製造（又は輸入）事業者等に命ずることができる。

第7項 放射性物質の災害予防対策（放射性同位元素等の規制に関する法律、電離放射線障害防止規則）

放射性物質販売業者等は、放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものである。

また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するものである。

1 放射線障害予防規程の設定

- (1) 届け出

販売業者等は、予防規程を作成し、原子力規制委員会に届出を要する。
- (2) 規程の内容
 - ア 取扱い従事者に関する職務及び組織
 - イ 装置の使用
 - ウ 汚染された物の詰替え、保管、運搬廃棄
 - エ 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
 - オ 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
 - カ 放射線障害を発見するために必要な措置
 - キ 放射線障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
 - ク 使用、保管、その他の事項に関する記帳及び保存

- ケ 危険時の措置
- コ その他放射線障害の防止に関し必要な事項

(3) 規程の変更

原子力規制委員会は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規程の変更を命じることができる。

2 取扱いの制限（法第 31 条）

18 歳未満の者又は心身の障がいにより放射線障害の防止のために必要な処置を適切に講じることができない者として原子力規制委員会規則で定める者に、放射性同位元素又は放射性汚染物の取扱いをさせてはならない。

3 危険時の措置

(1) 実施責任者

使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者

(2) 応急措置の内容

ア 火災の発生及び延焼のおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市町長の指定した場所に通報する。

イ 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう警告する。

ウ 放射線障害を受けた者等に対する救出、避難等の緊急措置をとる。

エ 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。

オ 安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。

カ その他必要な防止措置を講じる。

キ 事故が発生した場合には線量等を記録する。

4 その他の予防対策

(1) 健康診断（電離放射線障害防止規則第 8 章）

(2) 計画の届出（電離放射線障害防止規則第 61 条）

(3) 被ばく線量の測定（規則第 20 条）

(4) 放射性物質の所在状況

5 通報体制の整備

県は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。

第 8 項 大気汚染物質による災害予防対策

1 ばい煙の種類（大気汚染防止法第 2 条）

種 類	・硫黄酸化物	・ばいじん	・カドミウム及びその化合物
	・塩素及び塩化水素	・弗素、弗化水素及び弗化珪素	・鉛及びその化合物
	・窒素酸化物		

2 特定物質の種類（大気汚染防止法第 17 条）

種 類	・アンモニア	・弗化水素	・シアン化水素
	・一酸化炭素	・ホルムアルデヒド	・メタノール
	・硫化水素	・燐化水素	・塩化水素
	・二酸化窒素	・アクロレイン	・二酸化硫黄
	・塩素	・二硫化炭素	・ベンゼン
	・ピリジン	・フェノール	・硫酸（三酸化硫黄を含む）
	・弗化珪素	・ホスゲン	・二酸化セレン
	・クロルスルホン酸	・黄燐	・三塩化燐
	・臭素	・ニッケルカルボニル	・五塩化燐
	・メルカプタン		

3 災害予防対策

知事は、ばい煙の排出基準の遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないように予防措置を実施する。

また、大気汚染の主要物質である硫酸化物等について自動測定器による常時監視を実施する。

第9項 毒物劇物の災害予防対策

1 毒物の種類

毒物及び劇物取締法別表第1に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第1条により指定された物

2 劇物の種類

毒物及び劇物取締法別表第2に掲げる物及び毒物及び劇物指定令第2条により指定された物

3 毒物劇物製造所等の現況

市内には、毒物・劇物製造所7箇所が所在する。

4 災害予防対策

知事は、製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故がないよう、基準の適合についての規制を行うとともに、立入検査や自主点検についての指導を行う。毒物劇物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策が異なるので、毒物及び劇物取締法の規定により予防対策を推進する。

第10項 労働災害防止対策（山口労働局）

化学工場等における爆発、火災、中毒の災害防止対策について、次の事項を具体的に検討、協議する。

1 安全衛生基準の整備、改善に関すること。

(1) 共有設備等の安全衛生の確保

ア 共有施設、共有ユーティリティ等の共有設備及び事業場間原料受給設備の設置基準並びに運転基準の確立

イ 共有設備等の保守点検制度の確立

(2) 事業場の安全衛生の確保

ア 危険場所の指定等

イ 運転操作基準及び点検基準の設定

ウ 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立

2 事業場相互間の連絡調整に関すること

- (1) 隣接事業場の境界線付近にある化学設備等の新設時、補修時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (2) 原料受給工場間の送給設備又は受入設備の送給開始時、シャット時、異常運転時、緊急時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (3) 共有設備の運転開始時、運転停止時、異常時等における連絡設備、連絡の方法及び措置の基準の確立
- (4) 共有設備の使用時期、使用範囲、使用内容等に関する連絡の基準の確立
- (5) その他

3 排気、排液の処理に関すること

- (1) 近接事業場の安全衛生の確保のための危険有害性のガス、液体等の排出方法及び排出濃度の基準の確立
- (2) 近接事業場の安全衛生の確保のための危険有害性のガス、液体等の排出設備（安全弁、排気、排液処理装置等）の設置及び保守管理基準の確立
- (3) その他

4 構内下請事業場等に対する安全衛生管理の改善指導に関すること

- (1) 構内下請事業場が行う補修作業、運搬作業等の総合安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険場所に接近して行われる設備増設工事における総合安全衛生管理体制の確立
- (3) 補修作業時、設備増設工事時等の作業基準の確立（1の(2)ウ）に掲げる事項に同じ。
- (4) 安全衛生教育（消防及び救護の訓練を含む。）の計画の策定

5 緊急時における措置（夜間時を含む。）に関すること

- (1) 危険有害性のガス、液体等の漏えい又は流出時（共有設備からの漏えい又は流出時を含む。）の措置基準の確立
- (2) 出火時等の措置基準の確立

6 災害事例の分析及び検討に関すること

協議会の構成事業場における災害事故の事例について発生状況、発生原因等を分析検討し、基準又は指針となるべきものの検討、作成の参考とすること。

第3節 営農災害予防計画

第1項 農地防災事業の整備対策（農林水産課）

洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、ため池補強、農地保全、海岸保全、地すべり防止、防災ダム、土砂崩壊防止等の対策を防災事業長期計画に基づいて実施するものとする。

1 湛水防除事業の促進

豪雨時の湛水による、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、湛水地域に対し湛水防除の調査計画をし、施設整備事業の実施を図る。

2 ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、速やかに施設の補強を要するもの及び立地条件等から見て適切な維持管理を行う必要のあるため池について、ため池等整備事業を進める。

3 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に、災害防止とともに農地の流亡防止のため、農地保全事業の実施を進める。

4 海岸保全事業

高潮及び浸蝕による被害から海岸を防護し、国土保全に資するため、農林水産省所管海岸保全区域について海岸堤防の整備を図る。

5 地すべり対策事業

地すべり現象を防止し、国土保全に資するため、農林水産省所管地すべり防止区域について地すべり防止施設の整備を図る。

6 防災ダム事業

洪水による被害を未然に防止するため、洪水調節用ダム及び関連施設整備事業の実施を図る。

7 土砂崩壊防止事業

風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。

8 農業用河川工作物応急対策事業

洪水、高潮等による災害発生を未然に防止するため、治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

第2項 防災営農指導対策（県）

1 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、県は所定の部課に対策指導班、農林水産事務所に現地指導班を設置する。

2 指導対策

(1) 対策指導班

ア 普通作物、野菜、花き、果樹、畜産、病害虫、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握し、農林水産事務所にに対し周知徹底を図る。

イ 気象庁が行う長期、短期予報、気象警報等を農林水産事務所に通知し、予想される防災技術について指導を行う。

ウ 各種の災害が発生した場合には、技術的防除対策を早期に樹立し、関係農林水産事務所に指示を行うとともに、重要事項については直接県職員を現地に派遣して指導する。

(2) 現地指導班

現地指導班は、関係機関・団体と連携し、気象災害の発生が予想される場合は、技術的防除対策の周知徹底を図るとともに、気象災害が発生した場合には、速やかに被害実態を把握し、必要な技術指導を行う。

3 防災営農方式の確立

災害常襲地域又は異常災害が発生したときは、それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、野菜、花き、果樹、飼料作物、畜産等の作目ごとに必要とする防災営農方式を確立する。

第4節 地下埋設物災害予防計画

第1項 目的

地下工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

第2項 工事現場安全管理体制の確立（土木課）

1 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

2 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施行に関しての指揮をとる。

3 非常事態における緊急措置

緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第3項 安全対策（土木課）

1 工事施行に係る安全対策

工事施行に当たっては、道路法、道路交通法、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づける。なお、工事施行者においても監督を行う。

2 地下埋設物管理者との協定

地下埋設物については、各管理者と協定又は承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。
なお、工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・ガス・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。

3 他の施工工事との連絡協調

道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い、工事の施行中においても連絡を密にして協調を図る。

4 沿道住民への通報体制

緊急時には、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、広報車やハンドマイク等により沿道の市民に周知させる。

5 各種防災用具の着用又は備付場所の標示

消火器、ガス検知器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等の携行を請負業者に義務づける。

6 工事現場の巡回、点検

工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。

7 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。

8 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。

9 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・ガス・通信施設による災害を防止するため、電力・通信ケーブル及びガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、電気・ガス・通信事故防止に当たっての注意事項の徹底を図る。

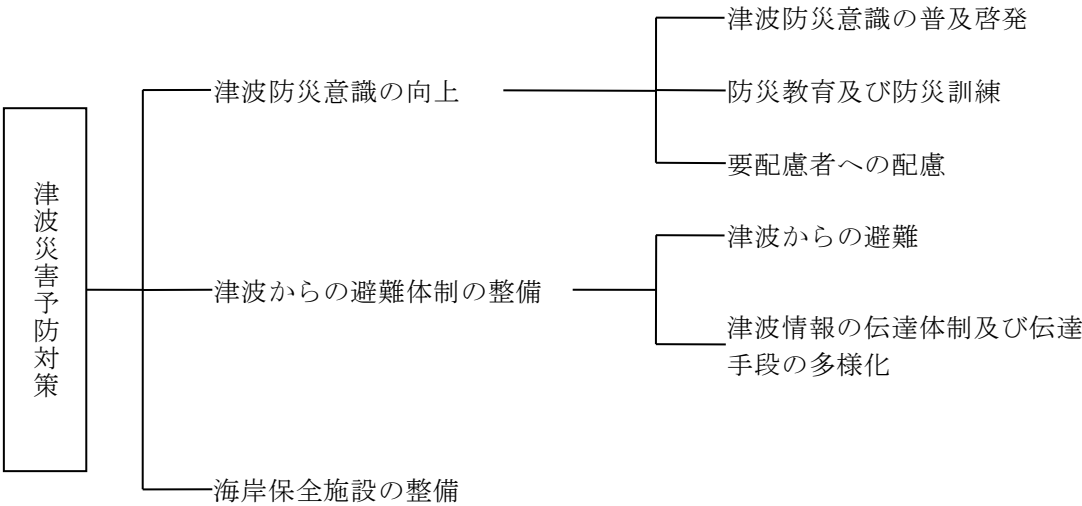
第 20 章 津波災害予防対策

基本的な考え方

津波は、広範囲にわたり甚大な被害をもたらすものであることを前提として、海岸保全施設や津波情報体制の整備はもちろん、避難体制や津波防災思想の啓発などにより、市民の意識向上を図る。

また、政府中央防災会議の下に設置された「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告書において、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を想定することとしており、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設、情報伝達体制の整備等のハード対策、ハザードマップ整備などのソフト対策を推進する。

施策の体系



■ 津波予報区の範囲

予報区	沿岸市町
山 口 県 日 本 海 沿 岸	下関市、萩市、長門市、阿武町
山 口 県 瀬 戸 内 海 沿 岸	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、和木町、上関町、田布施町、平生町、周防大島町

具体的な取組内容

第1節 津波防災意識の向上（総務課・社会福祉課・教育委員会）

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であるため、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、市民一人ひとりが発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要である。

このため、市は、出前講座及び防災関連行事等を通じ、津波に関する防災知識の普及啓発及び防災教育の推進に努め、防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等が実施する防災訓練の指導助言に努める。

第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、市民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示（緊急）の意味と次の内容についての啓発活動を行う。

1 避難行動に関する知識

- (1) 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが周囲の者の避難を促すこととなる。
- (2) 地震による揺れを感じられない場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要がある。また、海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。

2 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。また、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があり、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があることから、警報等解除までは沿岸部に近づかない。

3 津波に関する想定・予測の精度に関する情報

地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。また、浸水想定区域外における浸水被害及び避難場所の孤立若しくは避難場所自体の被災もあり得る。

4 家庭での予防・安全対策

家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家庭内における津波発生時の連絡方法や避難場所の取決め等をしておく必要がある。

第2項 防災教育及び防災訓練

市は、教育機関及び自主防災組織等と連携を図り、市民が津波の予報や津波到達時間、津波対策等を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成するための防災教育の実施に努める。

また、市民及び自主防災組織等が実施する津波防災訓練（情報伝達、避難訓練等）の指導助言を行う。

第3項 要配慮者への配慮

市は、津波防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難体制の整備

津波からの迅速かつ的確な避難のため、市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯メール等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第1項 津波からの避難

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意すること。

1 避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえ、あらかじめ一人ひとりが避難方法を検討しておく必要がある。

2 津波ハザードマップの作成・周知（総務課・土木課・農林水産課）

市は、県が作成した津波浸水予測図などを活用し、津波防災地域づくりに関する法律第55条に基づく津波ハザードマップの作成し、市民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や防災訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 市の津波避難体制の確立（総務課）

市は、津波が発生した場合に行政と市民等が迅速かつ的確に行動することできるよう、津波情報の収集・伝達方法、避難指示（緊急）の具体的な発令基準、職員の参集体制、避難対象地域、避難場所等をあらかじめ定めるものとする。

4 住民等の避難誘導體制

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等により、避難の対象となった地域に到達できず、避難誘導が実施できないことが想定されるため、あらかじめ一人ひとりが避難方法、避難場所及び避難経路を検討しておくことが重要である。

なお、避難誘導を実施する際は、避難する市民等の安全確保はもちろんのこと、市職員、消防団員、警察官など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避することに留意する。

5 要配慮者等の避難（総務課・社会福祉課・高齢福祉課・障害福祉課・関係各課）

- (1) 津波による被害のおそれのある地域の要配慮者利用施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

また、市は、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の津波からの避難体制の整備に努める。

- (2) 来訪者の多い施設及び海水浴場等の管理者は、ハザードマップの掲示などにより、津波からの避難の周知に努める。

6 海拔表示板等の設置（総務課）

津波発生時に避難する際の目安となる標高（海拔）がわかる海拔表示板や避難場所等の表示板を計画的に整備する。

第2項 津波情報の伝達体制及び伝達手段の多様化

1 津波情報の伝達体制（総務課）

市は、津波警報等及び避難指示（緊急）の伝達について、あらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。

また、市民等が速やかに避難行動をとることが可能となるよう、市はあらゆる広報伝達媒体や組織等を活用し、津波警報及び避難指示（緊急）の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

2 伝達手段の多様化（総務課・土木課・農林水産課）

- (1) 津波警報等及び避難指示（緊急）を確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

なお、機器等の整備にあたり、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源及び耐震性の確保に留意する。

- (2) 緊急速報メールサービス、衛星携帯電話やSNS等を活用し、伝達手段の多様化に努める。

- (3) 船舶等への伝達について、港湾関係機関、漁業協同組合等と相互協調のもと、情報伝達体制の確立に努める。

第3節 海岸保全施設の整備

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定することとする。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。

第3編 災害応急対策計画 I

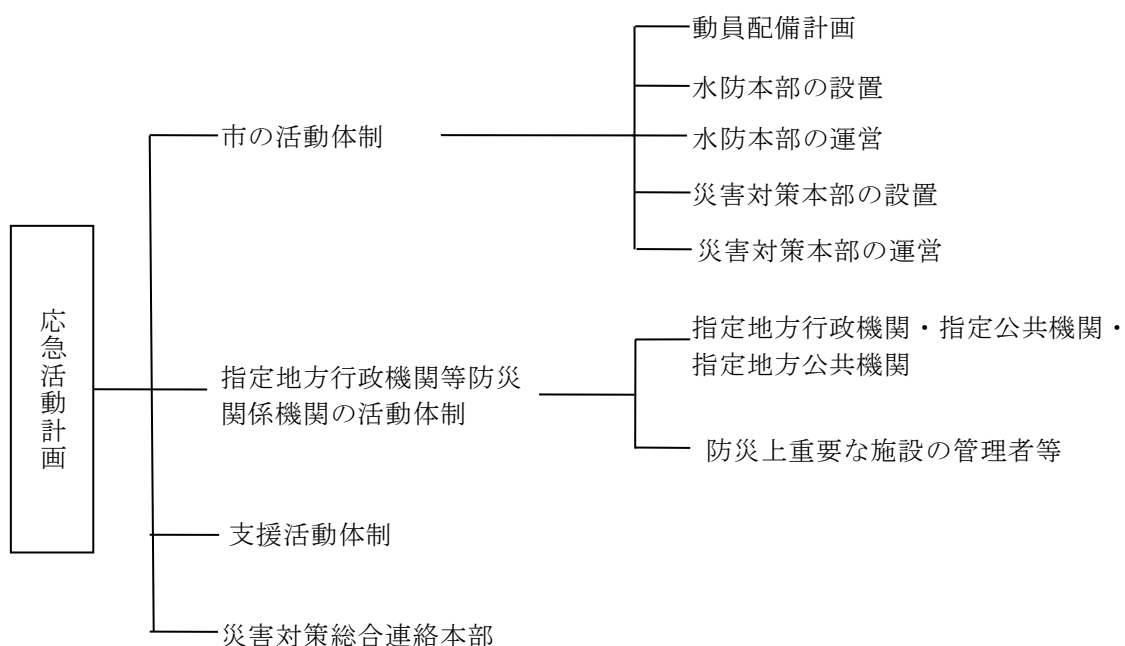
【風水害等対策編】

第1章 応急活動計画

基本的な考え方

市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、市、県、国、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に食い止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 市の活動体制

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備の上、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
警戒対策 (発災前)	- 情報の収集、発信 - 災害警戒体制の確立	- 気象情報、水位情報等の収集、伝達、発信 - 警戒体制調整会議の設置 - 災害対策本部・水防本部の設置 - 避難対策の準備
初動対策 (発災直後)	- 災害対策要員の確保 - 被害情報の収集・伝達体制 - 通信手段・情報網の確保 - 防災関係機関との連携体制	継続実施 - 災害情報の収集・提供、広報活動の実施 - 救助法の適用 - 人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 - 消火・水防活動等被害拡大防止活動の実施 - 要配慮者等の安全確保対策の実施 - 避難対策の実施 - 食料、物資の供給、応急給水の実施 - ライフライン応急対策の実施 - 交通規制等交通の確保対策の実施 - 緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度以降)	平常時の勤務体制を基本とし、災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	継続実施 - 各種相談窓口の設置 - 被災者への生活救援対策の実施 - 災害ボランティアの受入環境整備 - 市外からの支援受入体制整備 - 土木施設応急復旧の実施 - 感染症対策等保健・衛生対策の実施 - 遺体の火葬等の実施 - 学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度以降)		継続実施 - 応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 - がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 - 被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

第1項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 気象災害の場合

種別	配備の時期	配備課（部）	職員配備基準
	体制の概要		
第1警戒体制	1 山陽小野田市に大雨、洪水、高潮*1の各注意報の一つ以上、又は暴風*1、大雪、暴風雪の各警報の一つ以上が発表されたとき。（災害発生までに多少の時間的余裕があるときの体制） 2 その他状況により、市長が命じたとき。	・総務課 ・建設部（農林水産課含む）	あらかじめ所属長が指名した職員
	1 特に関係のある部課の少数人員を配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う体制 2 情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制		
第2警戒体制	1 山陽小野田市に、大雨、洪水、高潮の各警報の一つ以上が発表されたとき。 2 その他状況により、市長が命じたとき。具体的には、局地的豪雨等が発生したとき、又は、災害の発生が必至となったとき。	・総務課 ・企画部 ・市民活動推進課 ・シティセールス課 ・社会福祉課 ・農林水産課 ・建設部 ・山陽総合事務所 ・教育委員会事務局 ・その他災害の実態に応じ、応急措置を実施する課	あらかじめ所属長が指名した職員
	災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに水防本部体制に移行する。		
水防本部体制	1 山陽小野田市に、暴風・洪水・高潮・土砂災害等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 山陽小野田市に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 山陽小野田市に、台風により相当規模の災害発生が免れないと予想されるときで、防災関係課を中心に災害対応が必要なとき。	(山陽小野田市水防本部の構成) ・水防管理者（市長） ・水防本部長（副市長） (副本部長) ・総務部長 ・企画部長 ・協創部長 ・福祉部長 ・市民部長 ・経済部長 ・建設部長 ・教育長 ・教育部長 ・水道事業管理者 ・山陽総合事務所長 ・小野田消防署長	
災害対策本部体制	1 山陽小野田市に、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 山陽小野田市に、気象、高潮に関する特別警報が発表されたとき。 3 市内全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大なとき。 4 大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、市の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。	(山陽小野田市災害対策本部の構成) ・市長 ・副市長 ・総務部長 ・企画部長 ・協創部長 ・福祉部長 ・市民部長 ・経済部長 ・建設部長 ・会計管理者 ・病院事業管理者 ・水道事業管理者 ・教育長 ・教育部長 ・山陽総合事務所長 ・議会事務局長 ・小野田消防署長	
	1 災害応急活動に従事する事ができる職員全員による体制 2 市災対本部が設置される体制		

*1 台風の影響によるものに限る

(2) その他の災害の場合

大規模な火災、交通災害、産業災害等が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係部課をもって、第2警戒体制に入るものとする。

この場合、災害の状況によっては、市長は、災害対策本部体制を命じることがある。

なお、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。

2 警戒体制調整会議

台風、洪水、高潮、土砂災害等による災害が発生するおそれがある場合は、水防本部設置前に、事前の対策を強化するため、総務部長は市長の承認を得て、山陽小野田市警戒体制調整会議を設置する。

(1) 設置の基準

ア 台風

山口県西部に上陸が予測される時。

イ 洪水

以前12時間雨量が100mmを超え、引き続き相当の雨量が見込まれる時。

河川が水防団待機水位を超え、引き続き相当の雨量が見込まれる時。

ウ 高潮

本市に高潮警報の発表が見込まれる時。

エ 土砂災害

本市に土砂災害警戒情報の発表が見込まれる時。

オ その他災害等が発生すると予想される時。

(2) 組織

ア 市警戒体制調整会議の構成

市警戒体制調整会議は、警戒体制調整会議長(総務部長)及び委員をもって構成する。

イ 警戒体制調整会議長(総務部長)不在の場合は、総務課長がその職に当たる。

警戒体制調整会議長	総務部長	
警戒体制調整 会議委員	総務課長	消防課長
	企画課長	教育総務課長
	環境課長	社会教育課長
	農林水産課長	シティセールス課長
	土木課長	地域活性化室長
	社会福祉課長	市民活動推進課長
	水道局総務課長	

(3) 警戒体制調整会議設置場所

原則として庁議室に設置し、配備は各課とする。

(4) 警戒体制調整会議の運営

ア 警戒体制調整会議長は、事前の防災対策の徹底を図るため警戒体制調整会議委員を招集する。

イ 警戒体制調整会議は、おおむね以下について検討を行い、実施するものとする。

- (ア) 気象情報の収集、関係機関への周知
- (イ) 事前広報の実施の検討
- (ウ) 事前避難のための避難場所の開設準備
- (エ) 各対策部の防災活動の実施
- (オ) パトロールの実施
- (カ) 庁内体制、職員の非常招集の検討
- (キ) 通信の確保(電話、防災無線(IP無線)、携帯電話)
- (ク) 高齢者等避難の検討
- (ケ) 水防本部設置の検討
- (コ) 車両の確保

(サ) その他必要な事項

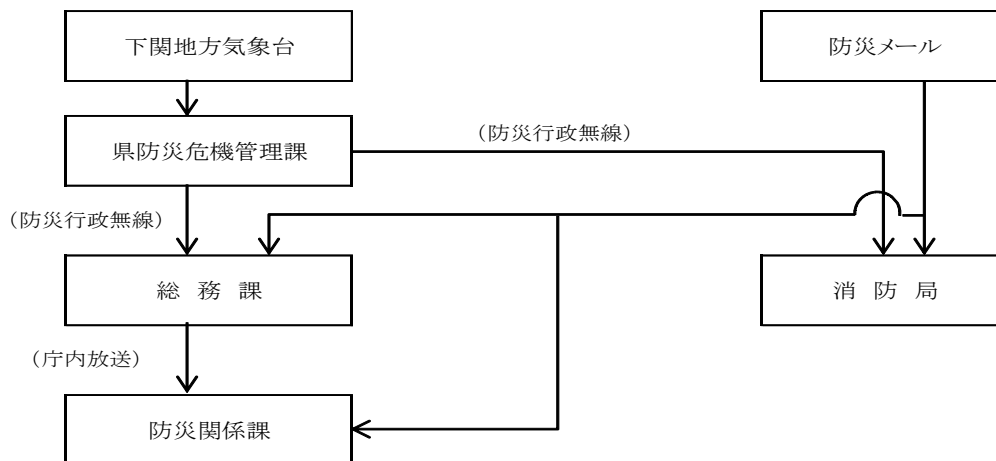
3 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

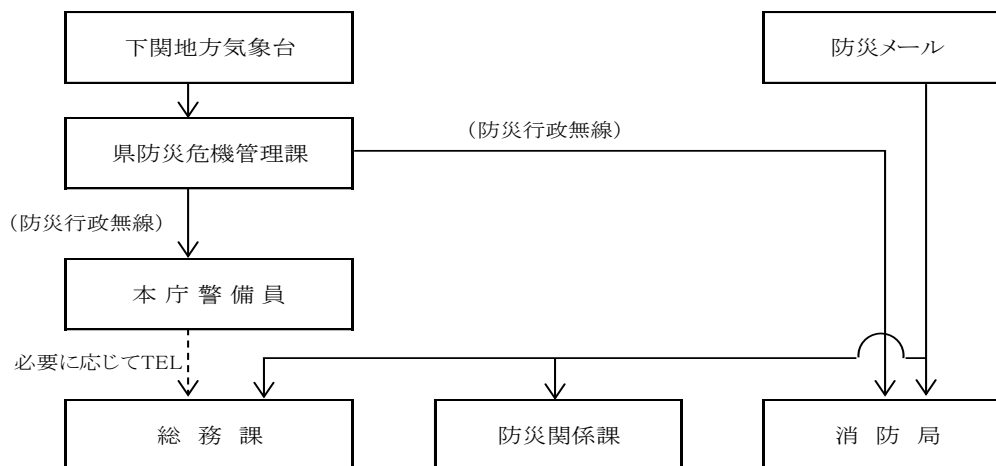
- ア 市災害対策本部の本部員は、それぞれの部内の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- イ 各所属長は発災初期の情報収集、市水防本部及び市災害対策本部設置時の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- ウ 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、防災メール等による初動体制、情報連絡体制を整備しておく。

(2) 動員系統図

ア 勤務時間内の場合



イ 勤務時間外の場合



4 職員の動員方法

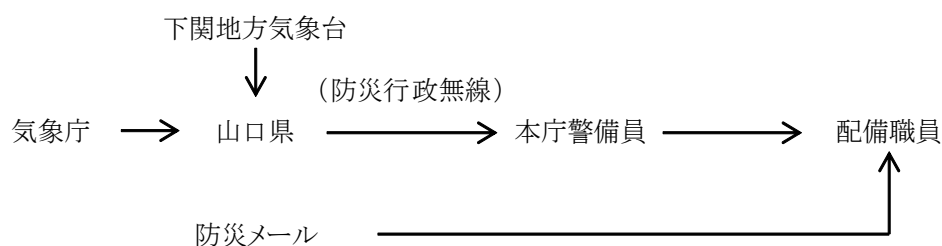
勤務時間内		庁内放送、電話、防災メール及びSNS等で行う。
勤務時間外	第1・第2警戒体制	防災メール、電話等で配備課職員に対して呼び出しを行う。
	非常参集	災害による交通途絶のため上記の配備につくことができないときは、所属長にその旨を連絡するとともに、最寄りの避難所又は市の施設に参集する。その後の対応は各部長又は出先機関の長の指示に従うものとする。

5 勤務時間外の配備連絡

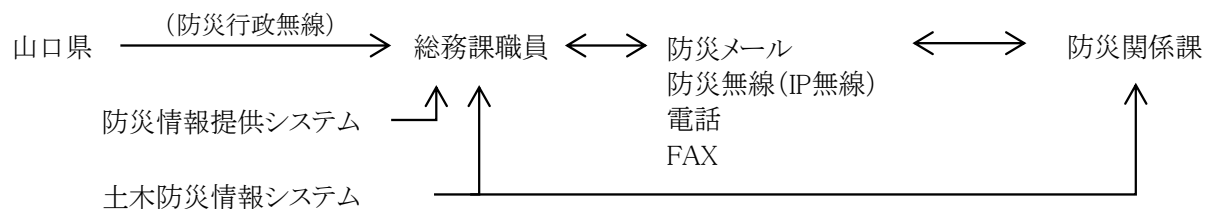
- (1) 配備職員は、勤務時間外において配備についたとき、第1番目に登庁した者が、所属長に必要な報告をするとともに、速やかに総務課に連絡するものとする。
- (2) 総務課は庁内の配備状況を、本庁警備員に連絡するとともに、必要に応じて総務課への電話の切替を行うものとする。

6 活動の基準

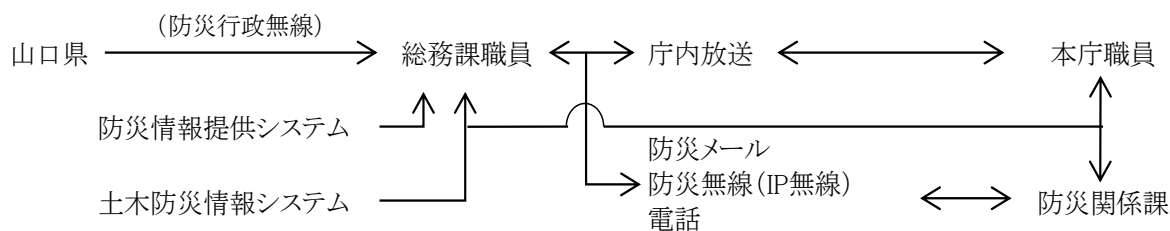
- (1) 第1警戒体制
 - ア 防災行政無線
 - (ア) 県防災行政無線（衛星系）
気象予報警報や降水短時間予報など県からメール又はFAXで情報が送られてくるので、情報収集、分析に努める。
 - (イ) 県防災行政無線（地上系）
回線が1回線しかないので、災害関係以外の使用を制限する。
 - (ウ) 防災無線（IP無線）
緊急連絡や災害関係情報の伝達に備え、統制台（総務課）に職員を配備する。
IP無線方式の防災無線なので通信がふくそうすることは少ないと思われるが、災害状況に応じ災害関係以外の無線の使用を制限できる体制をとる。
 - イ 気象情報の伝達
 - (ア) 勤務時間外で職員配備前における伝達



- (イ) 勤務時間外で職員配備後における伝達



(ウ) 勤務時間中の伝達



ウ 情報収集（必要に応じ）

収集した情報は、時系列に整理する。

また、情報の共有化が図れるよう、体制、システムの整備に努めること。

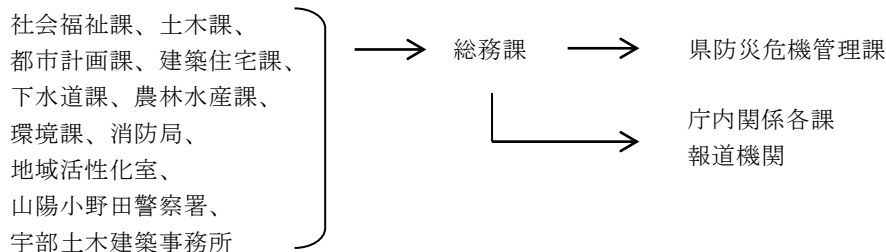
(ア) 雨量、水位、潮位等に関する情報の収集及び資料の作成

総務課、土木課、下水道課、農林水産課、地域活性化室、消防局

(イ) 人命、家屋に関する被害情報の収集

土木課、下水道課、都市計画課、建築住宅課、農林水産課、社会福祉課、地域活性化室、消防局 ⇄ 総務課

エ 被害情報等の連絡・通報



(2) 第2警戒体制及び市警戒体制調整会議設置後

ア 気象情報の伝達

第1警戒体制と同様とする。

イ 情報収集

総務課、企画課、社会福祉課、土木課、都市計画課、建築住宅課、下水道課、農林水産課、市民活動推進課、環境課、地域活性化室、教育総務課及び消防課は、第1警戒体制の活動基準に準じて情報収集に当たる。

ウ 被害情報等の連絡・通報

第1警戒体制と同様とする。

エ 災害対策その他

(ア) 水防対策：土木課、都市計画課、下水道課、農林水産課、消防課

(イ) 救助対策：社会福祉課、消防課

(ウ) 水防本部体制への移行準備

総務課は、関係各課と協議し、情勢を検討の上、水防本部体制への移行準備をする。

(エ) 車両の確保

財政課は、総務課と協議し、災害発生状況の把握、応急対策の実施及び所要の人員配備のため、所管する車両等を確保する。

(オ) 関係部課長への通知

総務課は必要に応じ、庁内放送、防災メール、又は電話連絡等により関係部課長に通知する。

(カ) 相互連絡

各対策関係課は、相互に連絡の上、状況に応じた災害応急措置を講じる。

オ 豪雪の場合はア～エの活動基準に準じる。

(3) 水防本部体制

第3項「市水防本部の運営」に掲げる。

(4) 災害対策本部体制

第5項「市災対本部の運営」に掲げる。

第2項 水防本部の設置

市の全域、又は一部に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、災害予防の措置、又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたときは、山陽小野田市水防本部（以下「市水防本部」という。）を設置する。

また、市長は災害現地に当該市水防本部の事務の一部を行う組織が必要と認めたときは、現地水防本部を設置する。

1 水防本部の設置の基準

設置基準
(1) 市内に暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 ア 山口県西部に台風の上陸が明らかであるとき イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から災害対策本部を設置するには至らないが、水防本部の設置が必要と認められる場合 ウ 大雨等により土砂災害警戒情報が発表された場合など (2) 気象情報等の有無に関わらず、市内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から災害対策本部を設置するには至らないが、水防本部が必要と認められるとき。 (2)の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が市水防本部の二つ以上の対策部にわたる場合をいうものとする。

2 水防本部の組織

(1) 水防本部の構成

水防本部の組織は、水防管理者（市長）、水防本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

■市水防本部の組織図

3 市水防本部の廃止基準

水防管理者は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市水防本部を廃止する。

4 市水防本部の設置（廃止）の通知等

水防管理者は、市水防本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を通知及び公表するものとする。

なお、通知及び公表先、担当課、並びに方法については、本編第1章第1節第4項「市災对本部の設置（廃止）の通知等」に準ずる。

第3項 市水防本部の運営

1 本部会議

- (1) 水防管理者は、市水防本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要の都度本部会議を招集する。なお、必要に応じて意見聴取・連絡調整等のため関係機関の出席を求めるものとする。
- (2) 本部会議は、水防管理者、本部長及び副本部長をもって構成する。
- (3) 本部会議の任務は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 本部体制の配備及び廃止に関すること。
 - イ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ウ 避難指示等発令の検討。
 - エ 災害対策本部設置の検討
 - オ その他水防対策の総合調整及び水防管理者の指示に関すること。

- (4) 副本部長は、当該部の所管事項に関し、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。
- (5) 災害形態に応じ総務部長は、水防管理者の指示を受け、一部の副本部長を本部会議の構成から除くことができるものとする。
- (6) 本部会議の庶務は、総務部総務班（総務課）が担当する。

2 市水防本部の任務

市水防本部は、災害対策の推進に関し、総合かつ一元的体制を確立する。なお、任務は本編第1章第1節第5項「市災对本部の任務」に準ずる。

3 水防管理者の職務

- (1) 水防管理者（市長）
本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (2) 本部長（副市長）
水防管理者を補佐し、水防管理者に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 副本部長（本部を構成する部の部長等）
水防管理者の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

4 指揮命令系統の確立

- (1) 水防本部
水防管理者（市長）が不在等により指揮を行うことが不能のときは、下表の順位にて災害対策の重要事項の指揮・命令を行う。

職務代行の対象者	職務代行者		
	第1順位	第2順位	第3順位
水防管理者（市長）	副市長	総務部長	建設部長

- (2) 各対策部
各副本部長、各担当課長の順で指揮を執る。

5 部及び班

- (1) 部の構成
市水防本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部 長	副部長	部を構成する組織
総 務 部	総 務 部 長		総務部
広 報 対 策 部	企 画 部 長	協 創 部 長	企画部、協創部
災 害 救 助 部	福 祉 部 長		福祉部
環 境 対 策 部	市 民 部 長		市民部
産 業 対 策 部	経 済 部 長		経済部
建 設 対 策 部	建 設 部 長		建設部
文 教 対 策 部	教 育 部 長	教 育 部 長	教育委員会事務局
水 道 対 策 部	水 道 事 業 管 理 者		水道局
山陽総合事務所	山陽総合事務所長		山陽総合事務所

（注）部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

- (2) 部の設置基準
予想される災害の程度又は発生した災害形態により異なるが、市水防本部に置く部及び構成する組織は必置とする。

なお、災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため必要がある場合は、現地水防本部を設置する。

(3) 班の編成及び所掌事務

班の編成及び所掌事務は本編第1章第1節第5項「市災対本部の班の編成及び所掌事務」に準ずる。

(4) 部相互間の応援動員

ア 動員要請

市水防本部の各副本部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長（人事課）に要請するものとする。

○応援を要する時間	○応援を要する職種人員等
○勤務場所	○集合日時、場所、携行品
○勤務内容	○その他参考事項

イ 動員措置

(ア) 総務部長（人事課）は、応援要請内容により、他の部と調整の上、動員の措置を講じるものとする。

(イ) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編制し、所要の応援を行う。

6 現地水防本部

水防管理者は、局地的に災害が発生した場合において当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を集中的に推進するため、特に必要があると判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地水防本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 現地本部長及び現地副本部長

ア 現地本部長及び現地副本部長は、水防本部の職員以外で水防管理者が指名する者をもって充てる。

イ 現地本部長は、水防管理者の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮、監督する。

(2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、水防管理者が定める。

7 市水防本部運営上の留意事項

(1) 市水防本部の設置場所

市水防本部室は2階庁議室（以下「市水防本部室」という。）に置き、運営管理は、総務部総務班（総務課）があたる。

被災の状況により設置場所を変更する必要がある場合は、厚狭地区複合施設を第一候補地とし、被災状況によっては、その他の施設（小野田消防署等）への本部機能の移転も考慮する。

なお、この場合において、速やかに移転の周知を行うものとする。

(2) 市水防本部設置時の措置

市水防本部設置時の措置については、本編第1章第1節第4項「市災対本部の設置」に準ずる。

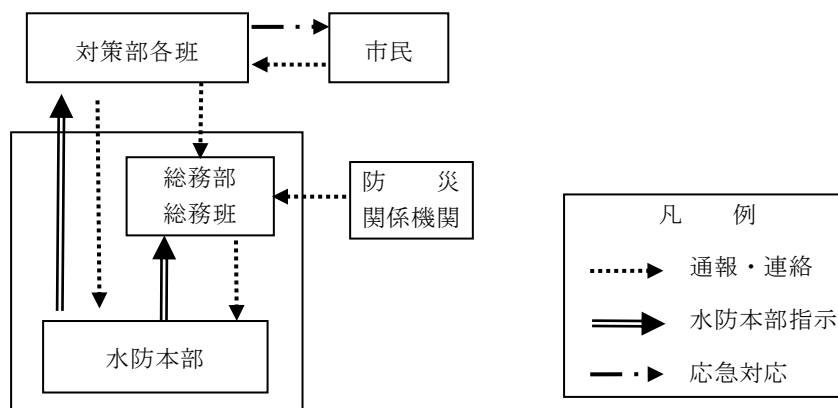
(3) 市水防本部の配備要員（一般的基準）と業務

配備する職員等	業務の基準
市水防本部 (水防管理者及び本部長)	ア 第3項「市水防本部の運営」1(3)に掲げる業務
副 本 部 長	アイ 本部長の指示の伝達及び応急対策の指示 水防本部への対策状況等の報告
総 務 部 総 務 班	ア 防災関係機関との連絡調整 イ 各対策部、市民及び防災関係機関からの災害情報の把握、整理 ウ 災害情報に関する資料の収集、整理及び作成並びに配布 エ 各対策部、班からの災害広報資料の収集並びに報道機関との連絡及び情報等の発表

(注1) 各副本部長は、市水防本部と緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡班員を指名する。

(注2) 上掲の配備要員は、一般的基準であって、災害形態その他災害の状況によって、配備の部班を拡充し、又は縮小の措置をとるものとする。

■市水防本部設置時における業務の流れ



※災害情報等の共有を徹底し、対応等に漏れがないよう努めること。

(4) 市水防本部事務執行上の留意事項

ア 市水防本部会議の招集（総務課）

市水防本部の設置、廃止及び災害対策の推進について、必要に応じて本部会議を招集し、各部の対策の総合調整及び水防管理者指示事項の徹底を図る。

イ 災害情報等の庁内連絡（総務課）

(ア) 警戒体制の配備、市水防本部の設置、廃止について、庁内放送及び防災メール等により連絡を行う。

(イ) 予測される災害の形態、規模、これに対してとるべき措置、災害発生の際の経過状況、応急対策の実施状況等各種災害情報について庁内放送等により伝達を行う。

ウ 水防管理者、本部長に対する災害状況の報告（総務課）

災害発生状況、被害程度、各部の災害対策実施状況を所定の様式に取りまとめ、本部会議において報告するほか逐次資料により報告する。

エ 報道機関に対する災害情報の発表（総務課・シティセールス課）

(ア) 警戒体制、市水防本部体制の設置及び廃止について、庁内放送による場合を除き、報道機関に対し口頭、文書又は電話により発表する。

(イ) 災害の発生状況、被害の程度及び応急対策実施状況について、本部室班と密接な連絡をとりつつ、適宜、報道機関に発表する。

オ 各部所管の被害報告及び対策実施状況の総括（各対策部）

（ア）各部は、収集した被害状況を取りまとめ、市水防本部に定時又は被害発生段階に応じ、通報する。

（イ）各部は、被災地の調査計画、災害対策実施計画その他応急措置の状況を取りまとめ、逐次市水防本部に通報する。

（ウ）市水防本部が市民等により直接知り得た災害に関する情報は、該当部班に通知するとともに、これに対する措置について、当該部班は、速やかに市水防本部に報告するものとする。

カ 防災関係機関からの情報収集（総務課）

市水防本部は、当該災害に関係ある地方公共団体、指定地方行政機関、指定公共機関、警察機関、その他防災関係機関からの災害対策について情報を収集する。

キ 市水防本部配備体制の拡大、縮小の措置

災害状況の推移に応じ、各部各班の配備体制の拡大又は縮小の措置は、各副本部長がそれぞれ総務部長と協議の上、実情に即した配備に変更できるものとする。なお、縮小配備となる場合は、その後の非常連絡の方法について総務班（総務課）に通報しておくものとする。

(5) 班における留意事項

ア 総務班（総務課）

水防管理者、本部長の災害に関する行動予定表等の作成

イ 企画班（企画課）

一般市民に直接被害情報を広報する必要がある場合は、財政班に対し、広報車の出動の依頼をする。企画班員（企画課）に不足を生じるときは、部内他班への協力要請の措置をとる。

なお、消防局と連携して広報を行う場合は、総務部総務課が担当範囲及び広報内容を調整し実施する。

ウ 財政班（財政課）

（ア）庁内自動車の配車整備

・集中管理車両（財政課以外の車両も含む。ただし、消防局は別）の使用調整は、各班の要請を的確に判断し、重要度の高いものから配車する。

・勤務時間外において、配備体制の拡大に伴い各部各班の部員、班員の参集のための車両が必要なときは、最小必要限度の配車を行う。（総務班と事前協議）

（イ）公共機関、民間団体所有車両の借上げ

必要に応じ公共機関又は民間団体から各部の必要とする機種の車両借上げの措置をとる。この場合具体的方法については、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

（ウ）その他

勤務時間外における運転手の配備、自動車燃料の確保に努めるほか、無線車、広報車等の運行について留意すること。

エ 社会福祉班（社会福祉課）

（ア）一般被災状況（特に人的被害）について他班から情報を収集するほか、必要に応じ現地において情報を収集し、応急措置をとる。

（イ）避難者の受入れに関し、応急対策関係班、消防局及び警察機関等と密接な連絡をとりつつ必要な措置をとる。

オ 土木班（土木課）、農林水産班（農林水産課）等各対策班本部配備要員は現場出動班員と常に密接な連絡をとり、被害状況調査及び災害応急措置について迅速に行動する。

カ 消防班（消防課）

市水防本部と消防団との連絡を緊密に行い、避難指示を行う必要等が生じた場合は、関係対策班等と早急に協議し、的確な措置を講じるための連絡をする。

第4項 災害対策本部の設置

市の全域、又は一部に大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は、災害予防の措置、又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたときは、山陽小野田市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）を設置する。

また、市長は災害現地に当該市災対本部の事務の一部を行う組織が必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

1 市災対本部の設置基準

気象災害の場合	その他の災害の場合
(1) 市内に暴風、大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、市内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、 ア 山口県西部に台風が上陸し、顕著な被害の発生が見込まれるとき。 イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合 ウ 大雨等により土砂災害警戒情報が発表された場合など (2) 気象、高潮に関する特別警報が発表されたとき。 (3) 気象情報等の有無に関わらず、市内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 (3)の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が市災対本部の二つ以上の対策部にわたる場合をいうものとする。 (4) その他市長が特に必要と認めたとき。	(1) 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。 (2) 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。 (1)及び(2)の「必要と認めるとき」の基準は、左欄の場合に準じる。

※その他の災害が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係部課をもって、市災対本部を設置するものとする。

なお、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。

2 市災対本部の組織

市災対本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

■市災対本部の組織図

3 市災対本部の廃止基準

本部長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市災対本部を廃止する。

4 市災対本部の設置（廃止）の通知等

本部長は、市災対本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当課	方 法
庁 内 各 部	総 務 課	庁内放送、防災メール、電話、防災無線（IP 無線） （出先機関を持つ部署等は、それぞれから連絡する。）
県（防災危機管理課）	〃	山口県総合防災情報ネットワークシステム、電話等
防 災 関 係 機 関	〃	防災メール、電話・FAX等
報 道 機 関	シティセールス課	電話・FAX等
市 民	〃	市ホームページ等（防災メールを除く）

第5項 市災対本部の運営

1 本部員会議

- (1) 本部長は、市災対本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要の都度本部員会議を招集する。なお、必要に応じ意見聴取・連絡調整等のため関係機関の出席を求めるものとする。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (3) 本部員会議の任務は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 本部体制の配備及び廃止に関すること。
 - イ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ウ 避難指示等発令の検討
 - エ 救助法の適用に関すること。
 - オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - カ 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置等の実施要請及び他の市に対する応援要請に関すること。
 - キ 災害対策に要する費用に関すること。
 - ク その他災害対策の総合調整及び本部長の指示に関すること。
- (4) 本部員は、当該部の所管事項に関し、本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。
- (5) 災害形態に応じ総務部長は、本部長の指示を受け、一部の本部員を本部員会議の構成から除くことができるものとする。
- (6) 本部員会議の庶務は、総務部総務班（総務課）が担当する。

2 市災対本部の任務

市災対本部は、災害対策の推進に関し、総合かつ一元的体制を確立するとともに、本計画の定めるところにより、次に掲げる災害予防措置及び災害応急対策を実施する。

- (1) 異常気象等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集に関すること。
- (3) 各種の災害対策の連絡調整に関すること。
- (4) 災害に関する広報宣伝に関すること。
- (5) 産業交通災害に関すること。
- (6) 水防活動に関すること。
- (7) 消防活動及び危険物の保安に関すること。
- (8) 災害救助その他民生安定に関すること。
- (9) 被災地の清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- (10) 被災農林水産業対策に関すること。
- (11) 応急教育に関すること。

- (12) 交通及び輸送に関すること。
 (13) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
 (14) その他、災害発生の防御、又は拡大の防止のための措置に関すること。

3 本部長等の職務

- (1) 本部長（市長）
 本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。
 (2) 副本部長（副市長）
 本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。
 (3) 本部員（本部を構成する部の部長、副部長等）
 本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

4 指揮命令系統の確立

- (1) 市災対本部
 本部長（市長）が不在等により指揮を行うことが不能のときは、下表の順位にて災害対策の重要事項の指揮・命令を行う。

職務代行の対象者	職務代行者		
	第1順位	第2順位	第3順位
本部長（市長）	副市長	総務部長	建設部長

- (2) 各対策部
 各対策部長、副部長、幹事班の担当課長の順で指揮を執る。

5 部及び班

- (1) 部の構成
 市災対本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部 長	副部長	部を構成する組織
総 務 部	総 務 部 長		総務部
広 報 対 策 部	企 画 部 長	協 創 部 長	企画部、協創部
災 害 救 助 部	福 祉 部 長		福祉部
環 境 対 策 部	市 民 部 長		市民部
産 業 対 策 部	経 済 部 長		経済部
建 設 対 策 部	建 設 部 長		建設部
出 納 部	会 計 管 理 者		出納室
医 療 対 策 部	病院事業管理者		病院局
水 道 対 策 部	水道事業管理者		水道局
文 教 対 策 部	教 育 長	教 育 部 長	教育委員会事務局
山 陽 総 合 事 務 所	山陽総合事務所長		山陽総合事務所

部の名称	部長	副部長	部を構成する組織
協 力 部	議 会 事 務 局 長		議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 監理室

(注) 部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

(2) 部の設置基準

予想される災害の程度又は発生した災害形態により異なるが、おおむね次のとおりとする。

部 名	風水害	豪 雪	火災、爆発	その他の災害
総 務 部	必 置	必 置	必 置	必 置
広 報 対 策 部	必 置	必 置	必 置	必 置
災 害 救 助 部	必 置	必 置	必 置	必 置
環 境 対 策 部	必 置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
産 業 対 策 部	必 置	必 置	災害規模による	災害形態による
建 設 対 策 部	必 置	必 置	災害規模による	災害形態による
出 納 部	災害規模による	災害規模による	災害規模による	災害形態による
医 療 対 策 部	災害規模による	災害規模による	災害規模による	災害形態による
水 道 対 策 部	災害規模による	災害規模による	災害規模による	災害形態による
文 教 対 策 部	必 置	必 置	災害規模による	災害形態による
山陽総合事務所	必 置	必 置	災害規模による	災害規模による
協 力 部	災害規模による	災害規模による	災害規模による	災害形態による

(注1) その他の災害は、大規模な干害、放射性物質の大量放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他の重大な事故とする。

(注2) 災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため必要がある場合は、現地災害対策本部を設置する。

(3) 班の編成及び所掌事務（●印は幹事班）

部	班	担当課所	班の所掌事務
総務	●総務	総務課	1 本部の総括に関すること。 2 山陽小野田市防災会議関係機関との連絡調整に関すること。 3 各部の災害対策の連絡調整に関すること。 4 本部員会議に関すること。 5 気象に関する情報の収集伝達に関すること。 6 防災無線の管理運営に関すること。 7 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 8 被害報告の作成に関すること。 9 遺体の捜索に関すること。 10 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 11 緊急輸送施設、拠点に関すること。 12 庁舎の保守に関すること。 13 災害対策に関する事務で他部に属さない事項。 14 庁内電話の管理に関すること。 15 庁内放送業務の実施に関すること。 16 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関所管事項に係る被害状況、応援対策その他の情報の収集に関すること。 17 県本部への災害報告及び連絡に関すること。 18 報道機関等との連絡調整に関すること。 19 放送局に対する放送の要請に関すること。 20 災害情報及び災害対策の発表に関すること。 21 災害写真の撮影及び収集に関すること。 22 本部長、副本部長の秘書に関すること。 23 市長の対外事務（電報、書簡等）の総合的処理に関すること。 24 災害見舞者等の接遇に関すること。 25 市長会との連絡に関すること。 26 本部長、副本部長の行動日程の作成及び関係部への連絡に関すること。 27 部内他班への協力応援に関すること。
	人事・ 受援統括	人事課	1 職員の非常動員に関すること。 2 職員の派遣要請に関すること。 3 災害対策従事職員の公務災害補償に関すること。 4 被災職員の調査及び援護に関すること。 5 職員の食料等の確保に関すること。 6 応援要請の調整、統括に関すること。 7 部外他班への協力応援に関すること。
	税務	税務課	1 被災者に対する市税の猶予等に関すること。 2 部内他班への協力応援に関すること。
	消防	消防課	1 宇部・山陽小野田消防局との連絡調整に関すること。 2 災害が予想される場合の消防団の警戒体制に関すること。 3 消防団の災害出動等に関すること。 4 部内各班への協力応援に関すること。
広報対策	●企画	企画課	1 災害情報及び広報に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
	財政	財政課	1 災害についての応急財政措置に関すること。 2 災害時における配車計画に関すること。 3 緊急車両の借上げに関すること。 4 緊急車両の標章等に関すること。 5 輸送機関との連絡に関すること。 6 市有普通財産に関すること。 7 災害対策用燃料（車両用も含む）の確保に関すること。 8 市有施設の利用及び警備並びに管理に関すること。 9 部内他班への協力応援に関すること。

部	班	担当課所	班の所掌事務
広報対策	デジタル推進	デジタル推進課	1 情報システム及びネットワークの保全管理に関すること。 2 市災対本部等への情報システム設置に関すること。 3 部内他班への協力応援に関すること。
	シティセールス	シティセールス課	1 報道機関等との連絡調整に関すること。 2 放送局に対する放送の要請に関すること。 3 災害情報及び災害対策の広報に関すること。 4 災害写真の撮影及び収集に関すること。 5 部内他班への協力応援に関すること。
	市民活動推進	市民活動推進課	1 山陽小野田市災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 2 外国人に対する安全確保等の情報提供に関すること。 3 自治会との連絡に関すること。 4 地域交流センター等の施設の災害対策に関すること。 5 避難所運営における女性ニーズの把握と連絡調整に関すること。 6 避難所等施設の使用協力に関すること。 7 部内他班への協力応援に関すること。
	文化スポーツ推進	文化スポーツ推進課	1 避難所等文化施設の使用協力に関すること。 2 文化施設の災害対策に関すること。 3 体育施設の災害対策に関すること。 4 災害活動に必要な体育関係団体との連絡調整に関すること。 5 災害救助活動における体育施設の使用協力に関すること。 6 部内他班への協力応援に関すること。
災害救助	◎社会福祉	社会福祉課	1 災害救助に関する総括に関すること。 2 救助法、被災者再建支援法関係事務の取扱い及び連絡調整に関すること。 3 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 4 避難所の開設及び避難誘導に関すること。 5 救助物資の確保、供給に関すること。 6 義援金品の受付、出納保管及び分配に関すること。 7 一般被災関係の被害状況の調査及び取りまとめに関すること。 8 被災者の収容に関すること。 9 被災者の炊き出しに関すること。 10 要配慮者対策に関すること。 11 災害応急仮設住宅に関すること。（知事の委任を受けた場合） 12 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 13 協力団体及び奉仕団体への協力要請に関すること。 14 被災生活保護者等の保護に関すること。 15 部内の連絡調整に関すること。
	高齢福祉	高齢福祉課	1 要配慮者対策に関すること。 2 被災者に対する介護保険料・利用料の減免に関すること。 3 部内他班への協力応援に関すること。
	障害福祉	障害福祉課	1 要配慮者対策に関すること。 2 部内他班への協力応援に関すること。
	子育て支援	子育て支援課	1 要配慮者対策に関すること。 2 部内他班への協力応援に関すること。
	保険年金	保険年金課	1 被災者に対する国民健康保険料の猶予等に関すること。 2 被災者に対する国民年金保険料の猶予等に関すること。 3 被災者に対する後期高齢者医療保険料の猶予等に関すること。 4 部内他班への協力応援に関すること。

部	班	担当課所	班の所掌事務
災害救助	健康増進	健康増進課	1 感染症予防対策及び実施に関すること。 2 被災者の衛生指導対策に関すること。 3 炊き出し、応急給水等の衛生指導に関すること。 4 医療関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 5 医療及び助産に関すること。 6 医療救護班の出動要請、その他医師会との連絡に関すること。 7 救護所開設に関すること。 8 検病調査班の編成に関すること。 9 部内他班への協力応援に関すること。
	福祉指導監査	福祉指導監査室	1 部内他班への協力応援に関すること。
環境対策	市民	市民課	1 埋火葬に係る諸手続に関すること。 2 支所との連絡に関すること。 3 部内他班への協力応援に関すること。
	生活安全	生活安全課	1 災害時の請願・陳情及び相談の統括に関すること。 2 被災地の民生安定（被災相談所開設を含む）に関すること。 3 市民相談及び行政相談に関すること。 4 請願、陳情要望等に関すること。 5 災害時の広聴に関すること。 6 交通安全対策の総合調整に関すること。 7 部内他班への協力応援に関すること。
	◎環境	環境課	1 消毒防疫作業に関すること。 2 防疫班の編成及び派遣対策に関すること。 3 防疫資材の確保及び支給計画に関すること。 4 防疫広報に関すること。 5 災害時における環境衛生対策に関すること。 6 火葬及び埋葬対策に関すること。 7 災害時におけるし尿の処理対策に関すること。 8 災害時における緊急清掃対策に関すること。 9 道路、港湾及び河川等の清掃についての総合調整に関すること。 10 清掃施設の災害対策に関すること。 11 ばい煙、特定粉じん（アスベスト）、特定有害物質、汚水、排水、油濁、騒音、振動、悪臭、廃液等による公害の防止対策に関すること。 12 災害時における食品衛生対策の連絡調整に関すること。 13 災害時における遺体収容に関すること。 14 部内の連絡調整に関すること。 15 部内他班への協力応援に関すること。
	支所出張所	南支所 公園出張所 厚陽出張所 埴生支所	1 支所、出張所管内の災害に関すること。 2 部内他班への協力応援に関すること。
産業対策	商工・物資調整	商工労働課	1 災害用主食の確保に関すること。 2 支援物資等の要請、受入れ及び輸送に関すること。 3 被災商工業者の被害状況調査に関すること。 4 災害応急対策に必要な労務の供給に関すること。 5 被災商工業者に対する金融相談に関すること。 6 その他応急商工対策に関すること。 7 部内他班への協力応援に関すること。

部	班	担当課所	班の所掌事務
産業 対策	●農 林 水 産	農 林 水 産 課	1 応急農林水産業対策の総括に関すること。 2 農作物病虫害防除等応急技術対策に関すること。 3 種子種苗の確保、供給に関すること。 4 農業生産資材の確保に関すること。 5 家畜の管理（衛生を含む）及び飼料の確保等に関すること。 6 農業の災害金融に関すること。 7 農地及び林業防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 林地及び林業用施設の災害対策に関すること。 9 林業の災害金融に関すること。 10 林地及び林業用施設の被害調査に関すること。 11 水産防災関係機関との連絡調整に関すること。 12 水産関係施設、漁船、漁具等の被害状況の取りまとめ及び応急対策に関すること。 13 災害対策用船舶（漁船等）の確保あっせんに関すること。 14 漁業の災害金融に関すること。 15 被害水産物の技術指導に関すること。 16 その他、他部、他班に属さない、海岸の応急対策に関すること。 17 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 18 農業用施設の水防に関すること。 19 農地農業用施設の応急復旧に関すること。 20 農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域並びに海岸保全区域の応急対策に関すること。 21 部内の連絡調整に関すること。
	公 営 競 技	公営競技事務所	1 部内他班への協力応援に関すること。
建設 対策	●土 木	土 木 課	1 土木対策の総括に関すること。 2 土木防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 砂防設備、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の応急対策に関すること。 4 道路、河川、橋梁及び海岸等の警戒並びに応急復旧に関すること。 5 公共土木施設の災害対策に関すること。 6 公共土木施設の被害調査に関すること。 7 港湾防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 港湾の災害対策並びに被害状況調査に関すること。 9 在港船舶の災害対策に関すること。 10 災害時における港湾管理に関すること。 11 河川管理施設の災害対策に関すること。 12 各部資材、機械、人員輸送に関すること。 13 部内の連絡調整に関すること。 14 部内他班への協力応援に関すること。
	都 市 計 画	都 市 計 画 課	1 都市計画事業施設の災害対策並びに被害調査に関すること。 2 公道に植栽されている街路樹の災害対策並びに被害報告に関すること。 3 宅地造成等開発行為に伴う災害に対する指導に関すること。 4 部内他班への協力応援に関すること。
	下 水 道	下 水 道 課	1 下水道及び終末処理場の災害対策に関すること。 2 所管に係る排水機場の運用及び災害対策に関すること。 3 部内他班への協力応援に関すること。
	建 築 住 宅	建 築 住 宅 課	1 市有建物（市営住宅を含む）の応急危険度判定及び災害応急処理に関すること。 2 災害応急仮設住宅に関すること。 3 市内各種建築物の災害復旧指導及び相談に関すること。 4 建築物の被害調査及び応急危険度判定に関すること。 5 被災者への公営住宅の提供及び必要な措置に関すること。 6 部内他班への協力応援に関すること。

部	班	担当課所	班の所掌事務
出納	●出納	出納室	1 応急救助に関する経費その他金品の収納に関する事 2 災害救助基金の出納に関する事 3 他部各班への協力応援に関する事
医療対策	●医療	病院局	1 災害医療対策に関する事 2 被災者に対する医療助産対策に関する事 3 医療救護班の編成及び派遣に関する事 4 医療資材の確保及び支給計画に関する事 5 市民病院医療施設の災害対策に関する事
水道対策	●水道総務	総務課	1 対策会議の庶務に関する事 2 市災対本部との連絡調整に関する事 3 災害情報・交通情報の収集に関する事 4 応援要請全般に関する事 5 職員・応援要員の救急医療・宿泊・被服・食料支給等厚生全般に関する事 6 災害対策の予算措置に関する事 7 資機材・食料・その他の必要物資の調達・確保に関する事 8 ボランティアに関する事 9 応急復旧業務従事技術者・労務者の要請及び臨時雇用に関する事 10 部内情報の収集・分析・記録の一元管理に関する事 11 部内各班への情報提供、及び災害時の無線の運用管理に関する事 12 災害時広報全般に関する事 13 報道機関への情報提供全般に関する事 14 電話受付に関する事 15 各班への受付整理表の分類・伝達に関する事 16 部内の連絡調整に関する事
	復旧	工事管理課 施設維持課	1 配水管路及び施設の点検及び被害状況調査に関する事 2 応急復旧工事の総括及び応援受入れ等の総括指揮に関する事 3 復旧計画策定に関する事 4 小ブロック化、ループ化に係る仕切弁操作に関する事 5 応急給水方法に関する事 6 緊急給水活動に関する事
	給水	業務課	1 応急給水活動に関する事 2 拠点給水・運搬給水の総括及び応援受入れ等の総合指揮に関する事 3 応急給水栓の設置及び監理に関する事 4 市民からの苦情受付、市民への広報に関する事
	浄水	浄水課	1 取水・導水・浄水・送水管路及び施設の点検、被害状況調査に関する事 2 原水の水質保全及び水質検査等水質管理全般に関する事 3 水道施設の電気・通信設備に関する事 4 電気・通信に関する他事業との連絡調整及び協力要請に関する事

部	班	担当課所	班の所掌事務
文教対策	◎教育総務	教育総務課	1 教育関係義援金品の受付配分に関する事。 2 学校教育施設の災害対策に関する事。 3 災害時における応急教育施設に関する事。 4 教育関係諸施設の被害状況調査に関する事。 5 避難所等学校施設の使用協力に関する事。 6 炊き出し等学校給食施設の使用協力に関する事。 7 部内の連絡調整に関する事。 8 部内他班への協力応援に関する事。
	学校教育	学校教育課	1 児童生徒の避難対策に関する事。 2 災害時の応急教育対策に関する事。 3 被災児童生徒に対する学用品の配布に関する事。 4 県費支弁職員の公務災害等に関する事。 5 学校の衛生管理及び衛生機関との連絡に関する事。 6 衛生資材の確保及び配布対策に関する事。 7 災害時の学校給食対策に関する事。 8 私立学校との連絡調整に関する事。 9 部内他班への協力応援に関する事。
	社会教育	社会教育課	1 社会教育施設の災害対策に関する事。 2 災害活動に必要な女性会、青年団等関係団体との連絡調整に関する事。 3 避難所等社会教育施設の使用協力に関する事。 4 文化教育施設の災害対策に関する事。 5 部内他班への協力応援に関する事。
山陽総合事務所	◎地域行政	地域活性化室	1 山陽総合事務所の総括に関する事。 2 本庁関係課との連携調整に関する事。 3 各部の災害対策の連絡調整に関する事。 4 災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。 5 被害報告の作成に関する事。 6 庁舎の保守に関する事。 7 災害対策に関する事務で他部に属さない事項。 8 部内の連絡調整に関する事。 9 災害対策用燃料（車両用も含む）の確保に関する事。 10 他部他班への協力応援に関する事。
	市民窓口	市民窓口課	1 本庁関係課との連携調整に関する事。 2 要配慮者対策に関する事。 3 本庁関係課の窓口業務に関する事。 4 他部他班への協力応援に関する事。
協力	◎議会	議会事務局	1 所管の災害対策関連事務に関する事。 2 緊急を要する他部への協力応援に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
	選管	選挙管理委員会事務局	同上（3を除く）
	監査委員	監査委員事務局	同上（3を除く）
	農業委員	農業委員会事務局	同上（3を除く）
	監理	監理室	同上（3を除く）

ア 対策班

部の所掌事務を処理するため、対策班を構成する。

イ 協力班

対策班以外の課は、協力班とし、当該課の災害対策に関する所管事務を処理するとともに、非常事態下においては、所属部の部長の命を受け、部内又は他部の協力活動にあたるものとする。

ウ 幹事班

各部に幹事班を置き、表中●の付してある班をもって充てる。

幹事班は、部内の連絡調整、被害報告等、部の所掌事務に係る災害情報の取りまとめその他部長が指示する事務を処理するとともに、総務部総務班との連絡にあたるものとする。

エ 班長、副班長及び班員

班に班長、副班長を置く。班長は当該班を構成する課所の長をもって充てる。ただし2課以上をもって構成する班にあっては、班長となる者以外の課所長を副班長とする。班長、副班長の別は、班に属する部長が決定するものとする。班長、副班長以外の職員は、班員とする。

(4) 部相互間の応援動員

ア 動員要請

市災対本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長（人事課）に要請するものとする。

○応援を要する時間	○応援を要する職種人員等
○勤務場所	○集合日時、場所、携行品
○勤務内容	○その他参考事項

イ 動員措置

(ア) 総務部長（人事課）は、応援要請内容により、他の部と調整の上、動員の措置を講じるものとする。

(イ) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編制し、所要の応援を行う。

6 現地災害対策本部

本部長は、局地的に災害が発生した場合において当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を集中的に推進するため、特に必要があると判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 現地本部長及び現地本部員

ア 現地本部長及び現地本部員は副本部長、本部員、その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮、監督する。

(2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

7 応援隊連絡係の設置

自衛隊の災害派遣又は県及び他市等から応援等を受けたときは、当該応援に係る対策の主管部は、部内又は当該応援を受ける現地に「応援等連絡係」を設置して、応援業務の円滑な実施を図るものとする。（災対法第65条、67条、68条）

8 市災対本部運営上の留意事項

(1) 市災対本部の設置場所

市災対本部は3F大会議室（以下「市災対本部室」という。）に置き、運営管理は、総務部総務班（総務課）があたる。

被災の状況により設置場所を変更する必要がある場合は、厚狭地区複合施設を第一候補地とし、被災状況によっては、その他の施設（小野田消防署等）への本部機能の移転も考慮する。

なお、この場合において、速やかに移転の周知を行うものとする。

(2) 市災対本部設置時の措置

- ア 電話の配線 12 回線
- イ IP 無線の設置（可搬型、携帯型）
- ウ テレビ及びパソコン機器類（庁内 LAN との接続）の設置（デジタル推進課）
- エ 必要備品の準備
ホワイトボード、市内地図、天気図、必要文具類、雨具、ヘルメット、懐中電灯等の備え付けを行う。

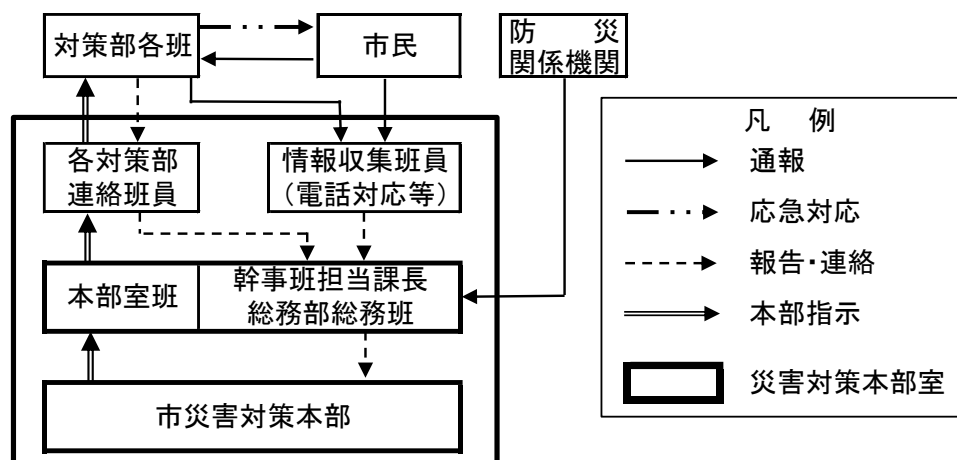
(3) 市災対本部室の配備要員（一般的基準）と業務

配備する職員等		業務の基準
市災対本部 （本部長、副本部長及び本部員）		第5項「市災対本部の運営」1(3)に掲げる業務
本部室班	幹事班担当課長 必要に応じて配備班を決定するものとする。	ア 各対策部、市民及び防災関係機関等からの災害情報に係る対策の協議 イ 本部員との連絡調整 ウ 各対策部、班に対する連絡、通報及び本部長の指示の伝達
	総務部総務班	ア 防災関係機関との連絡調整 イ 各対策部、市民及び防災関係機関からの災害情報の把握、整理 ウ 災害情報に関する資料の収集、整理及び作成並びに配布 エ 各対策部、班からの災害広報資料の収集並びに報道機関との連絡及び情報等の発表
	受援統括班（人事課） 災害状況等により設置の判断を行う	ア 各対策部、班からの応援要請の取りまとめ イ 行政機関等との連絡調整 ウ 受援状況の取りまとめ
	物資調整班（商工労働課） 災害状況等により設置の判断を行う	ア 各対策部、班からの必要物資の取りまとめ イ 行政機関等との連絡調整 ウ 支援物資等の状況の取りまとめ
情報収集班員 本部長は、あらかじめ必要と認められる情報収集班員を定め、状況によりこれらを増減できるものとする。		ア 各対策部及び市民からの電話対応 イ 災害救助に関する情報の収集並びに本部室班への連絡・報告
各対策部の連絡班員 その他必要と認められる対策部対策班の連絡班員とし、本部長は状況によりこれらを増減できるものとする。		ア 所属対策部内各班の対策実施状況、被害報告その他の災害情報の把握整理 イ 本部室班及び各班への報告、連絡

(注1) 各部の部長は、市災対本部と緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡班員を指名し、本部長の指示により連絡班員を市災対本部に派遣するものとする。

(注2) 上掲の配備要員は、一般的基準であって、災害形態その他災害の状況によって、配備の部班を拡充し、又は縮小の措置をとるものとする。

■市災対本部設置時における業務の流れ



※災害情報等の共有を徹底し、対応等に漏れがないように努めること。

(4) 市災対本部事務執行上の留意事項

ア 市災対本部員会議の招集（総務課）

市災対本部の設置、廃止及び災害対策の推進について、必要に応じて本部員会議を招集し、各部の対策の総合調整及び本部長指示事項の徹底を図る。

イ 災害情報等の庁内連絡（総務課）

(ア) 警戒体制の配備、市災対本部の設置、廃止について、庁内放送及び防災メール等により連絡を行う。

(イ) 予測される災害の形態、規模、これに対してとるべき措置、災害発生の際の経過状況、応急対策の実施状況等各種災害情報について庁内放送等により伝達を行う。

ウ 本部長、副本部長に対する災害状況の報告（総務課）

災害発生状況、被害程度、各部の災害対策実施状況を所定の様式に取りまとめ、本部員会議において報告するほか逐次資料により報告する。

エ 報道機関に対する災害情報の発表（総務課・シティセールス課）

(ア) 警戒体制、市災対本部体制の設置及び廃止について、庁内放送による場合を除き、報道機関に対し口頭、文書又は電話により発表する。

(イ) 災害の発生状況、被害の程度及び応急対策実施状況について、本部室班と密接な連絡をとりつつ、適宜、報道機関に発表する。

オ 各部所管の被害報告及び対策実施状況の総括（各対策部幹事班）

(ア) 各部は、収集した被害状況を取りまとめ、市災対本部に定時又は被害発生の際に段階に応じ、通報する。

(イ) 各部は、被災地の調査計画、災害対策実施計画その他応急措置の状況を取りまとめ、逐次市災対本部に通報する。

(ウ) 市災対本部が市民等により直接知り得た災害に関する情報は、市災対本部室配備の関係部班又は該当部班に通知するとともに、これに対する措置について、当該部班は、速やかに市災対本部に報告するものとする。

カ 防災関係機関からの情報収集（総務課）

市災対本部は、当該災害に関係ある地方公共団体、指定地方行政機関、指定公共機関、警察機関、その他防災関係機関からの災害対策について情報を収集する。

キ 市災対本部配備体制の拡大、縮小の措置

災害状況の推移に応じ、各部各班の配備体制の拡大又は縮小の措置は、各部長がそれぞれ総務部長と協議の上、実情に即した配備に変更できるものとする。なお、縮小配備となる場合は、その後の非常連絡の方法について総務班（総務課）に通報しておくものとする。

(5) 班における留意事項

ア 総務班（総務課）

本部長、副本部長の災害に関する行動予定表等の作成

イ 企画班（企画課）

一般市民に直接被害情報を広報する必要がある場合は、消防局と連携して行うかどうかを調整し、単独で行うときには、財政班に対し、広報車の出動の依頼をする。企画班員（企画課）に不足を生じるときは、部内他班への協力要請の措置をとる。

また、消防局と連携して広報を行う場合は、担当範囲及び広報内容を調整し実施する。

ウ 財政班（財政課）

(ア) 庁内自動車の配車整備

- ・集中管理車両（財政課以外の車両も含む。ただし、消防局は別）の使用調整は、各班の要請を的確に判断し、重要度の高いものから配車する。
- ・災害用車両には所定の標旗及び番号をつける。
- ・勤務時間外において、配備体制の拡大に伴い各部各班の部員、班員の参集のための車両が必要なときは、最小必要限度の配車を行う。（総務班と事前協議）

(イ) 公共機関、民間団体所有車両の借上げ

必要に応じ公共機関又は民間団体から各部の必要とする機種の車両借上げの措置をとる。この場合具体的方法については、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

(ウ) その他

勤務時間外における運転手の配備、自動車燃料の確保に努めるほか、無線車、広報車等の運行について留意すること。

エ 社会福祉班（社会福祉課）

(ア) 一般被災状況（特に人的被害）について他班から情報を収集するほか、必要に応じ現地において情報を収集し、応急措置をとる。

(イ) 避難者の受入れに関し、応急対策関係班、消防局及び警察機関等と密接な連絡をとりつつ必要な措置をとる。

オ 土木班（土木課）、農林水産班（農林水産課）等各対策班本部配備要員は現場出動班員と常に密接な連絡をとり、被害状況調査及び災害応急措置について迅速に行動する。

カ 協力部

(ア) 各対策部からの要請を受け、電話対応、記録等の業務に従事する。

(イ) 各対策部、防災関係機関及び市民から直接電話等により受理した被害情報等の記録

(ウ) 防災関係機関に対しての災害情報の問い合わせ及びこれに関する記録

(エ) 現場出動員からの情報及び上記記録の分類整理

(オ) 本部長、副本部長に対する災害状況報告書の作成

キ 消防班（消防課）

市災対本部と消防団との連絡を緊密に行い、避難指示を行う必要等が生じた場合は、関係対策班と早急に協議し、的確な措置を講じるための連絡をする。

9 市災対本部の標識等

(1) 標示板

市災対本部の標示板は別図によるものを本庁市災対本部室前に設置するものとする。

(2) 腕章

本部長、副本部長、本部員その他本部職員が災害活動に従事するときは規則及び他の計画等において別に定めのある場合のほかは、別図による腕章を着用する。

(3) 標旗

災害時において使用する市災対本部の車両には、規則及び他の計画等において別に定めのある場合のほかは、別図による標旗をつける。

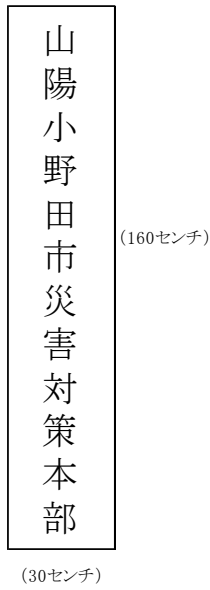
(4) 身分証票（災対法第 83 条第 2 項）

ア 市災対本部の職員の身分証明は、職員が常に所持する身分証明書によるものとする。

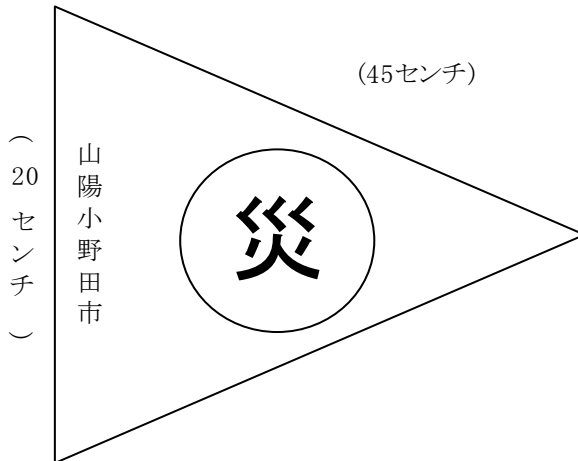
イ 災対法第 83 条第 2 項に規定する市職員の身分を示す証票は、規則及び他の計画等に定める場合のほかは、山陽小野田市職員証をもって兼ねるものとする。

（災対法第 71 条第 2 項の規定による県知事の市長への権限委任の場合）

■掲示板

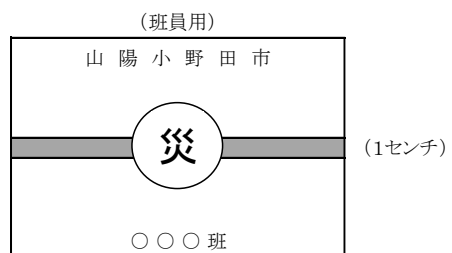
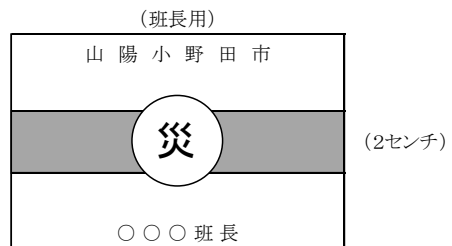
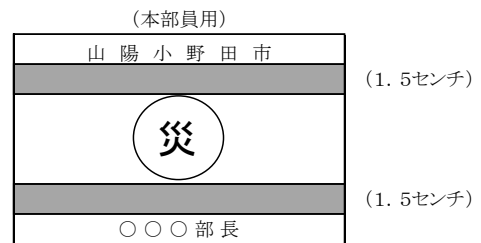
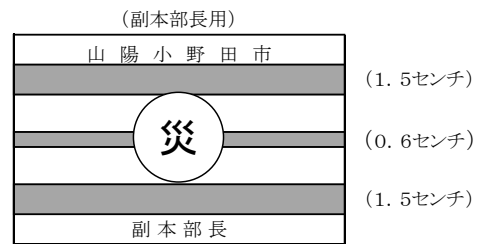
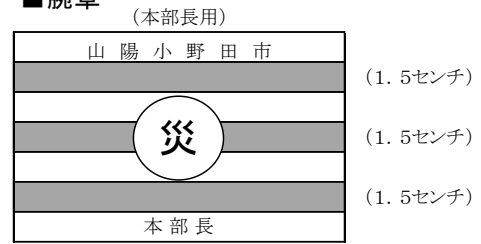


■標旗



- ア ⑤の色彩は赤色、文字は黒色、地の色彩は黄色とする。
- イ ⑤の直径は5センチとする。

■腕章



- ア 腕章は、長さ38センチ、幅10センチを目安とする。
- イ 文字及び円の記号の色彩は黒色、横線の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。
- ウ ⑤の直径は4センチとする。

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

1 所掌事務に係る災害応急対策

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市、県の防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

2 組織体制の整備

上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、市、県の防災計画、並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めおくものとする。

第3節 支援活動体制

1 緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。

2 応援協力体制の確保

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

なお、詳細については、第4編第3章「応援要請計画」を参照。

3 防災業務関係者の安全確保

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

1 設置機関

- (1) 市長……主として陸上災害の場合
- (2) 知事……2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- (3) 管区海上保安本部長……主として海上災害の場合
- (4) 空港事務所長……主として航空事故の場合
- (5) 西日本旅客鉄道株式会社中国総括本部長又はその指名する者……J Rの事故の場合
- (6) その他……主として、上記以外の機関の管理に属する施設等に係る災害又は事故

2 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

3 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施についての必要な事項

6 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は市災対本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努めるものとする。

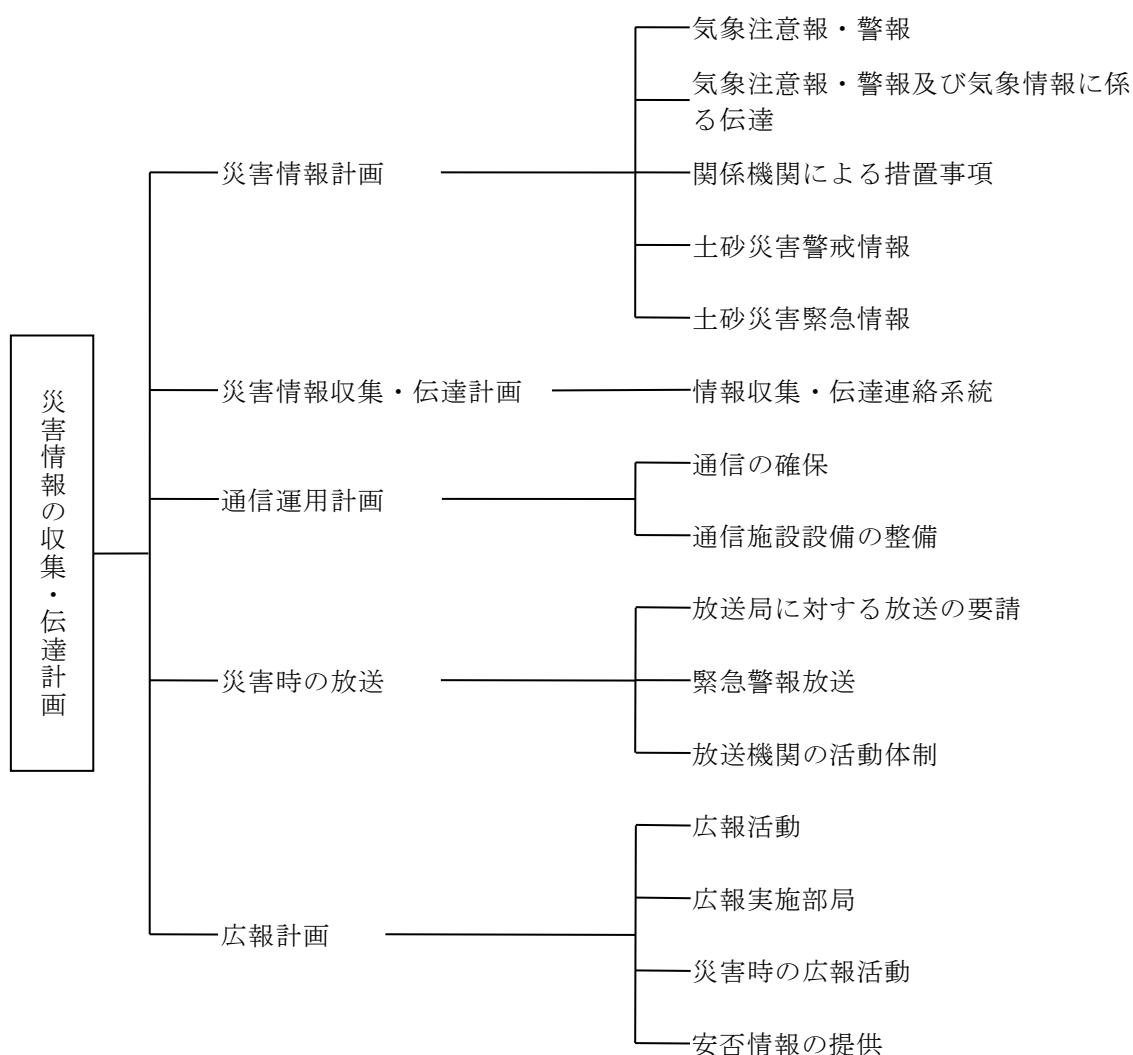
第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じる上で災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、市をはじめとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させる上で重要な役割を担う。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るためには、市は県をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する注意報・警報・気象特別警報等の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 気象警報・注意報等

1 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種 類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を守る必要があることを示す警報レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨により重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生すると予想される場合に発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
	波浪警報	高波等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生すると予想される場合に発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、雪を伴うことによって視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

注 意 報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生すると予想される場合に発表される。対象となる洪水害として、河川が増水及び堤防の損傷による浸水害があげられる。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
	波浪注意報	高波等により災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替わる可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生すると予想される場合に発表される。強風による災害のおそれに加え、雪を伴うことによって視界が遮られることによる災害のおそれについても警戒を呼びかける。
土砂災害警戒情報		大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山口県と下関地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨を（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川が増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

2 警報、注意報の基準

種類		基準	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数	28
		土壌雨量指数	137
	洪水	流域雨量指数	厚狭川流域31.3、有帆川流域15、前場川流域9.2
		複合基準 ^{※1}	厚狭川流域(10、28.1)、有帆川流域(18、13.5)
	暴風	平均風速	20m/s
	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	2.8m
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ10cm
			山地 12時間降雪の深さ30cm
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
注意報	大雨	表面雨量指数	13
		土壌雨量指数	109
	洪水	流域雨量指数	厚狭川流域25、有帆川流域12、前場川流域7.3
		複合基準 ^{※1}	厚狭川流域(10、20)、有帆川流域(8、11.4)、前場川流域(6、7.3)
	強風	平均風速	10m/s
	波浪	有義波高	1.5m
	高潮	潮位	2.3m
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ5cm
			山地 12時間降雪の深さ15cm
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm以上

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

※ 各警報・注意報の基準値は、山口県における過去の災害報告をもとに災害発生頻度と気象条件との関係を下関地方気象台で調査し、避難準備等の参考となるように定めたものである。

※ 警報・注意報はその種類に関わらず解除されるまで継続される。

また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

※ 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

※ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す。なお、土壌雨量指数基準値は、市町内における各5km格子の基準値の最低値を示す。

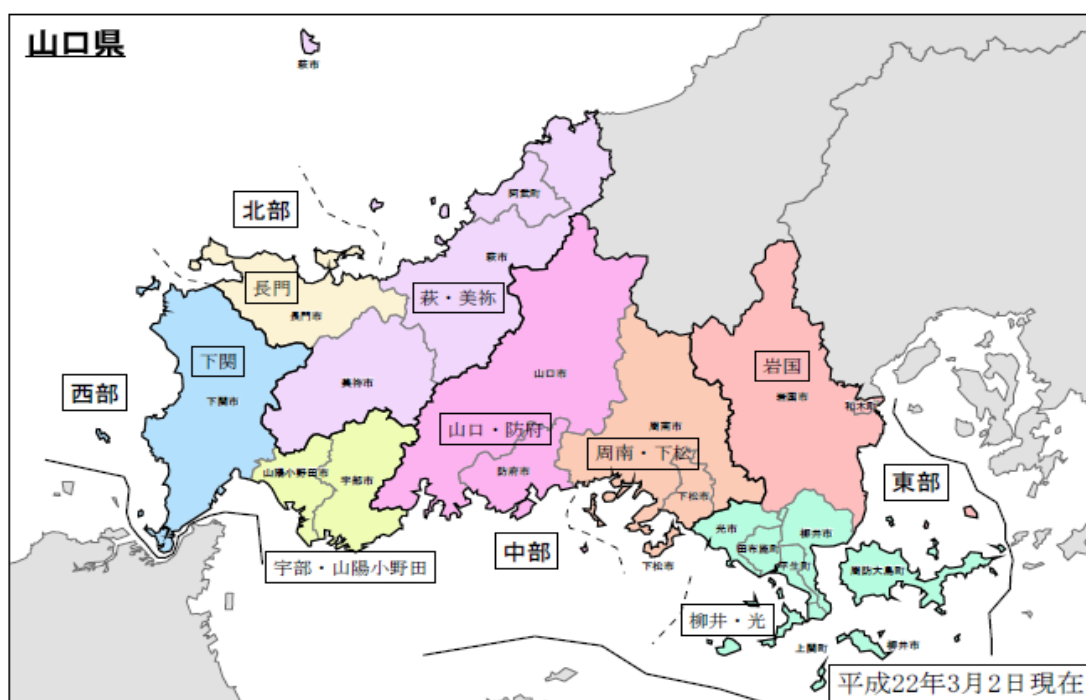
※ 大雪警報・注意報において、平地とは標高200m以下を、山地とは標高200mを超える地域である。

3 気象特別警報の種類、概要及び基準

種 類	概 要	基 準	
大 雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		高潮になると予想される場合
波 浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。		高波になると予想される場合
暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	数十年に一度の降水量となる大雪が予想される場合	

(注) 気象庁による発表に当たっては、降水量、台風の中心気圧、最大風速、積雪量などについて過去の災害事例に照らして算出された客観的な指標が利用され、かつ実況及び予想に基づいて判断される。

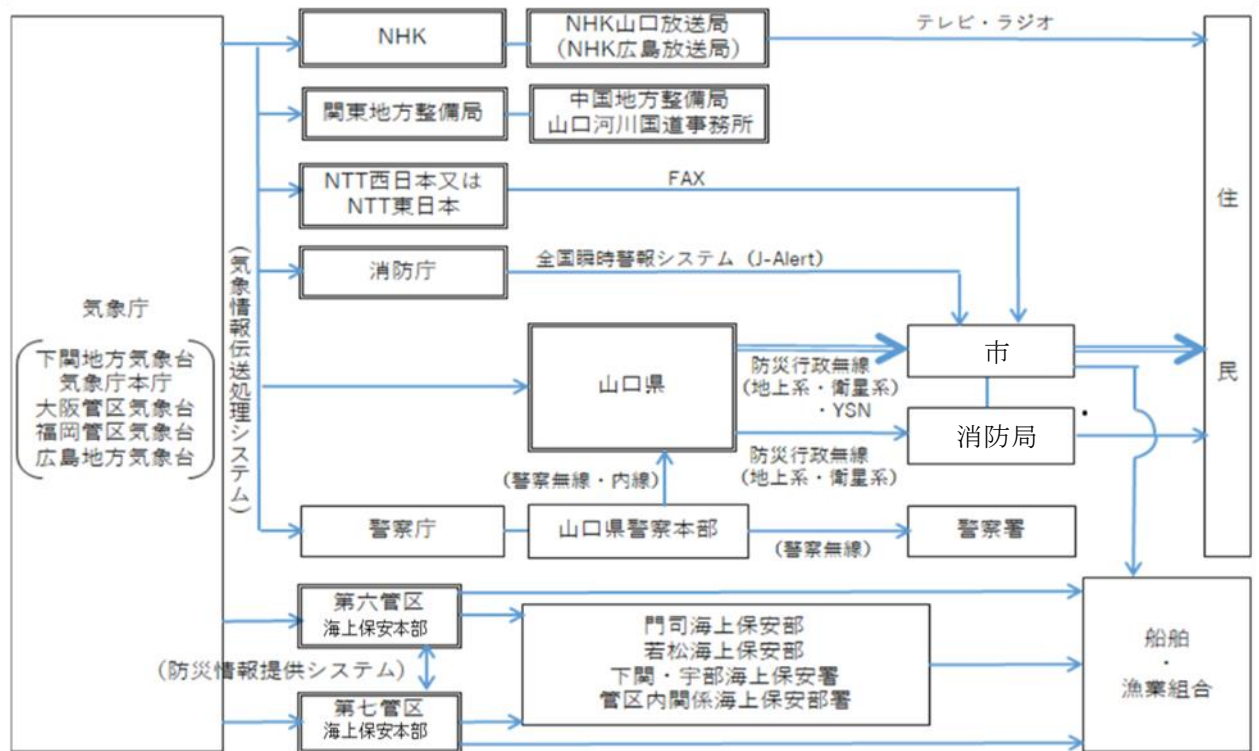
4 気象予報区域



第2項 気象注意報・警報及び気象情報に係る伝達

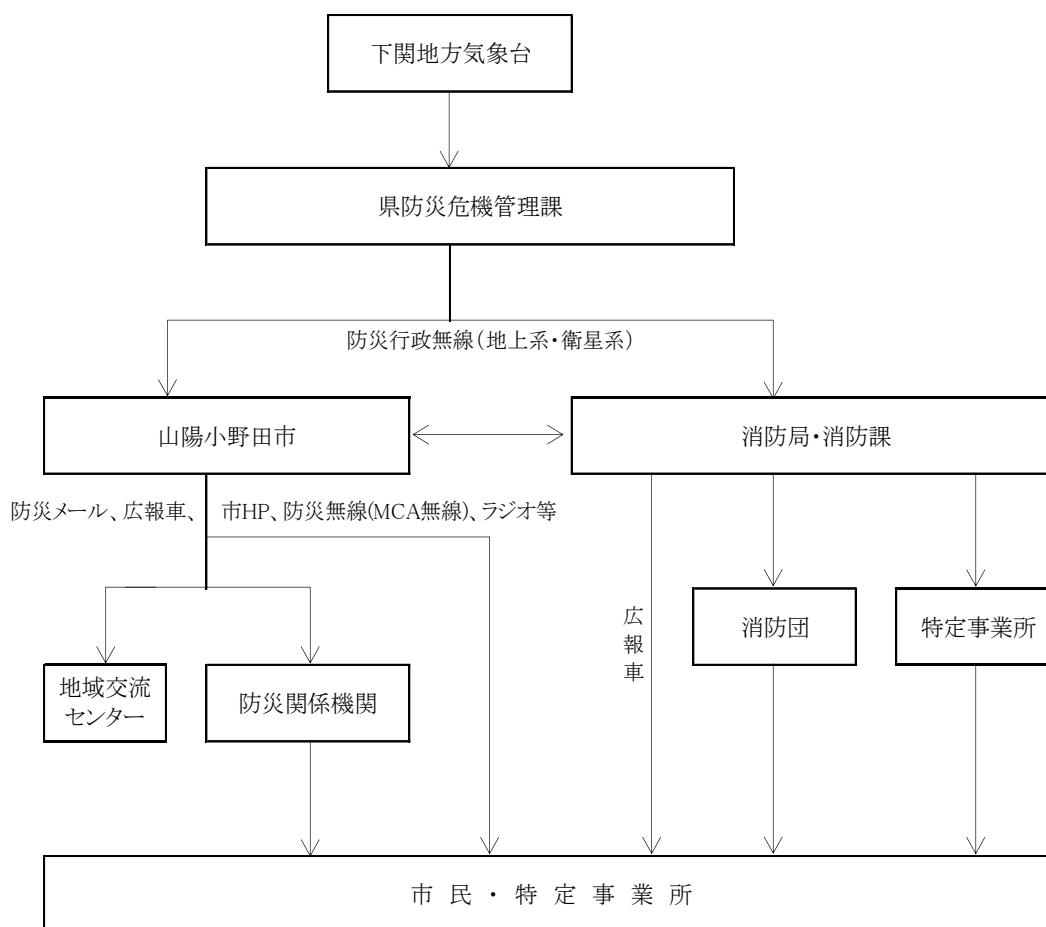
各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに市民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの情報伝達系統図



(注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

2 市における情報伝達系統図

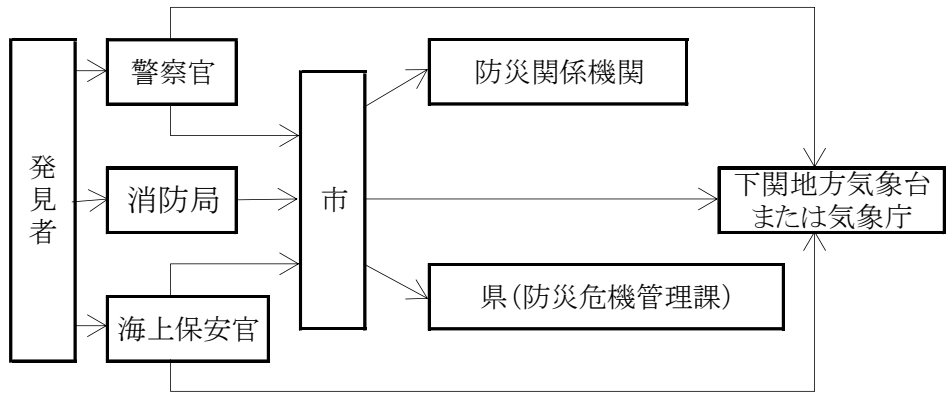


第3項 関係機関による措置事項

1 気象注意報・警報及び気象情報の伝達

関係機関	措置内容
市 (総務課)	1 気象注意報・警報及び気象情報の伝達 (1) 気象注意報及び警報について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。この場合、警察機関、消防機関、市出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 (2) 市民等への避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。
市 (消防局)	1 気象注意報・警報及び気象情報の伝達 災害のおそれのある注意報及び警報について、市、県関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、市民への周知を図る。 2 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市関係部局、県（防災危機管理課又は守衛室）及び県警機関に通報するとともに、市民に周知する。
気象台	1 気象注意報・警報及び気象情報の伝達 本章第1節第2項1「気象台からの伝達系統図」により気象情報等を関係機関に伝達する。

2 異常現象発見時の措置

異常現象の種別等	災害が発生するおそれがある異常現象を発見した場合、県（防災危機管理課）、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。	
	異常現象	通報する基準
	竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
	強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
	異常潮位	天文潮より著しく高く又は低く、異常に変動した場合
	異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
通報系統	雪崩	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
	 <pre> graph LR A[発見者] --> B[警察官] A --> C[消防局] A --> D[海上保安官] B --> E[市] C --> E D --> E E --> F[防災関係機関] E --> G[県(防災危機管理課)] E --> H[下関地方気象台 または気象庁] B --> H C --> H D --> H </pre>	
通報項目	1 現象名又は状況 2 発生場所 3 発現日時分（発見日時分） 4 その他参考となる事項	

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、関係機関から照会があった場合はその提供に協力するものとする。

第4項 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報の一つであり、気象業務法第11条及び対法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

5 地震等発生時等の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1) 対象となる事象

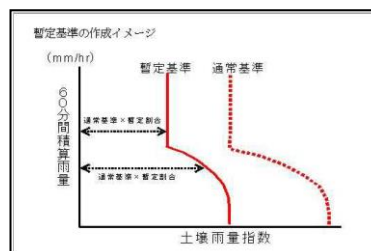
- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議し、暫定基準を設定する。

〔通常の基準に乘じる割合〕

状況 要素	地 震	
	震度5強 の地域	震度6弱以上 の地域
土壌雨量指数	8割	7割



6 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

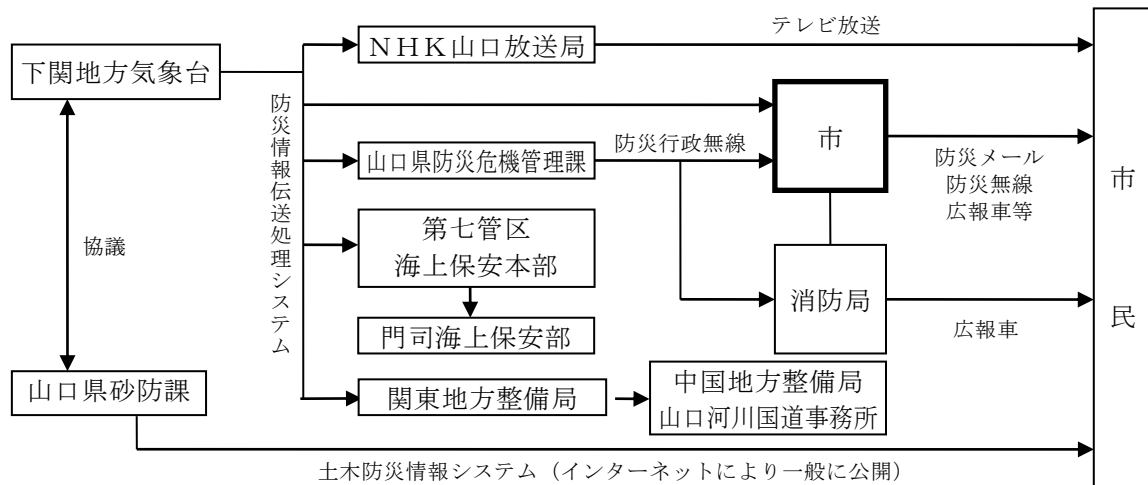
また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

7 土砂災害警戒情報に係る市の対応

市長は、危険が高まっている区域に対して的確に避難指示等を発令する。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は、次の図のとおりとする。



第5項 土砂災害緊急情報

1 土砂災害緊急情報

県は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知するとともに、市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援する。

2 緊急調査

県は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。

3 通知及び周知

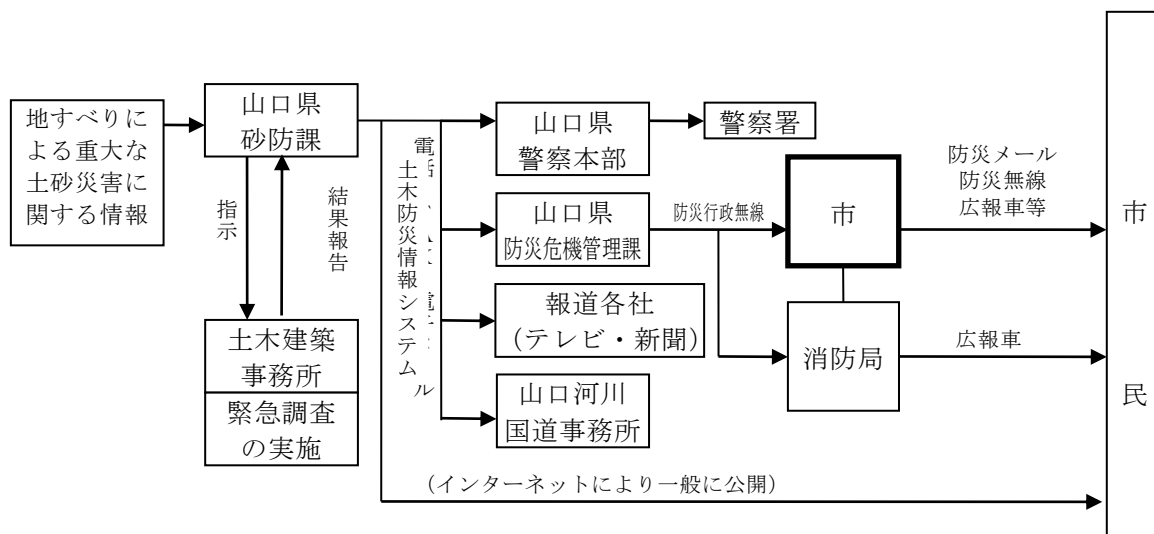
市長は、県から同法第31条による地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることの通知を受けた場合、避難指示等の発令の判断をし、速やかに対象区域の市民に周知する。

4 土砂災害緊急情報に係る市の対応

市長は、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、避難指示等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域対し的確に発令するよう努めるものとする。

5 土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供は、次の図のとおりとする。



第2節 災害情報収集・伝達計画

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施する上で基本となる。

このため、市、県をはじめとする防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

なお、県、国、企業等の防災関係機関の情報伝達については、それぞれの定めるところによる。

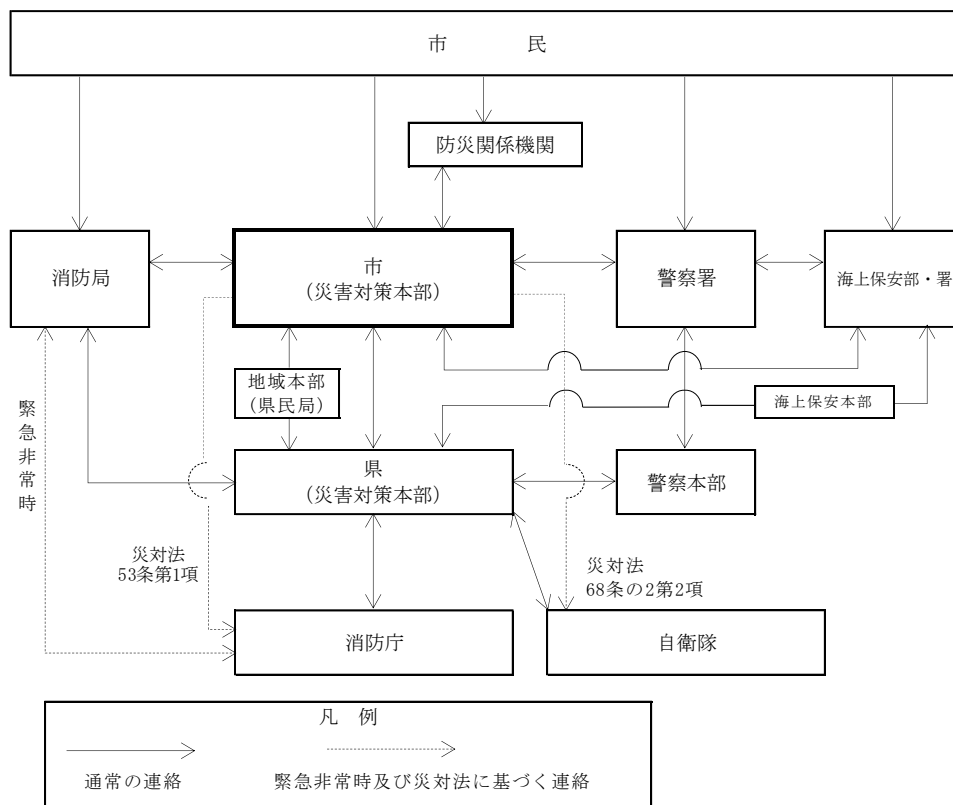
第1項 情報収集・伝達連絡系統

市は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、市民及び関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて市民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。その際、情報の伝わりにくい要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の住民や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

1 情報収集連絡系統

(1) 災害情報収集連絡系統図





災害発生時には、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

(1) 情報収集体制

- ア 職員の巡回等積極的な情報収集を行う。特に、災害危険箇所、危険ため池等災害発生の予想される箇所については、重点的な警戒を実施する。
- イ 情報収集の実施については、市民等からの通報のほか、消防局への出動指示（要請）、消防団・水防団の活動、警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。
- ウ 情報収集担当者は本部の指示に基づき被害状況を調査するとともに、総務課は被害規模を早期に把握するため、消防局に 119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

(2) 情報伝達体制

ア 気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、市民その他関係機関に伝達して初めて効果が現れるものであり、その伝達については、防災無線をはじめ電話、広報車、防災メール、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じその伝達について関係機関の協力を要請する。

イ 市において収集した情報は、山口県、警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に人命に関わる場合、堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要となることから、早期（未確認段階でも良い。）の伝達を行う。

(3) 被害報告

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、県、国が実施する市への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により、県に連絡できない場合は消防庁へ連絡するものとする。

ア 被害発生速報

次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。

人 的 被 害	・ 死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
家 屋 被 害	・ 住家……全壊、半壊、一部破損、床上浸水、広範囲な床下浸水 ・ 非住家……全壊、半壊 ・ 被災者
そ の 他 被 害	・ ため池、河川、崖崩れ等の公共施設関連の重要被害 ・ 広範囲な停電、断水等による市民生活影響被害
避 難 措 置	・ 市が避難指示した場合 ・ 警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合
災 害 対 策 本 部 設 置 状 況	・ 市災対本部を設置又は廃止した場合

イ 中間報告

被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。

ウ 被害状況報告

災害に対する応急措置完了後 20 日以内に文書により最終報告する。

県防災計画資料編【4-1】・・・・・・被害状況等報告様式

(4) 直接即報

火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内に可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

〔消防庁報告先〕

回線別		平日（9:30~17:45） 応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
防 災 行 政 無 線 （ 衛 星 系 ）	電 話	回線番号-048-500-90-49013	回線番号-048-500-90-49102
	F A X	回線番号-048-500-90-49033	回線番号-048-500-90-49036

※衛星通信の選択番号（本庁）：89

ア 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- (ア) 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む）
- (イ) 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む）
- (ウ) トンネル内車両火災
- (エ) 列車火災

イ 危険物等に係る事故

(ア) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの

(イ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

A 海上、河川に危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

B 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

(ウ) 高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
ウ 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者の合計が30人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救出事故で次に掲げるもの

- (ア) 列車の衝突、転覆等による救急・救出事故
- (イ) バスの転落等による救急・救出事故
- (ウ) ハイジャック及びテロ等による救急・救出事故

(5) その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。

119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。

3 人的被害、住家被害、火災に関する情報の収集・伝達（推定情報を含む。）

(1) 情報の収集

自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、県総務部本部室班（防災危機管理課）へ次のルート等により報告する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとするが、人的被害の数について広報を行う際には、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。

また、情報の重複、ふくそうを可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻

(2) 情報の伝達



4 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

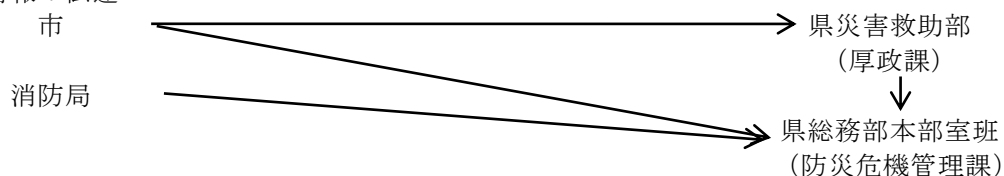
食料、水、物資の調達に関わる応援要請の判断基準となる情報であり、県総務部本部室班（防災危機管理課）へ次のルート等により連絡する。

なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。また、情報の重複、ふくそうを可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 発信する情報を入手した時刻

(2) 情報の伝達



5 農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

迅速な被災現場での活動、応急復旧措置等のために不可欠な情報であり、県総務部本部室班（防災危機管理課）へ次のルート等により連絡する。

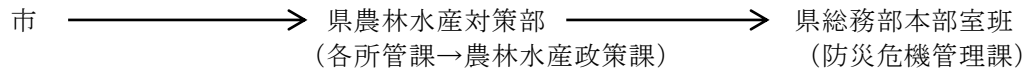
また、情報の重複、ふくそうを可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻

(2) 情報の伝達



6 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

医療活動に関わる応援要請の判断基準となる情報であり、県総務部本部室班（防災危機管理課）へ次のルート等により連絡する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値、通常のルートにはこだわらないものとする。

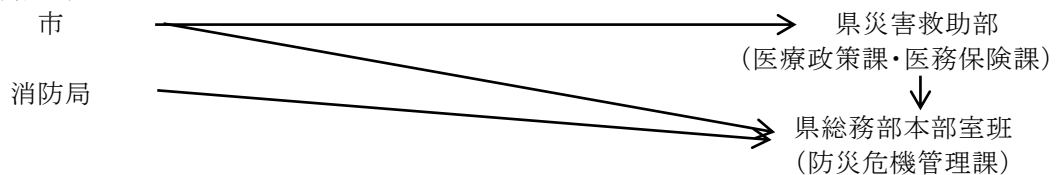
また、情報の重複、ふくそうを可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻

(2) 情報の伝達



7 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、県総務部本部室班（防災危機管理課）へ次のルート等により連絡する。

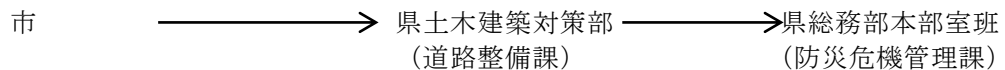
また、情報の重複、ふくそうを可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻

(2) 情報の伝達



8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、県総務部本部室班（防災危機管理課）へ次のルート等により連絡する。

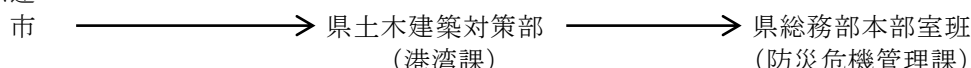
また、情報の重複、輻そうを可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

イ 現場の位置

ウ 発信する情報を入手した時刻

(2) 情報の伝達



9 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

応援隊（自衛隊、緊急消防応援隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、県総務部本部室班（防災危機管理課）へ次のルート等により連絡する。

また、情報の重複、ふくそうを可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）

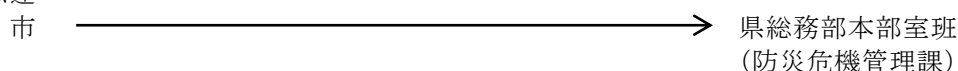
イ 現場の位置

ウ 災害の概要、警察機関・消防機関等の活動の状況等

エ 負傷者等の状況

オ 発信する情報を入手した時刻

(2) 情報の伝達

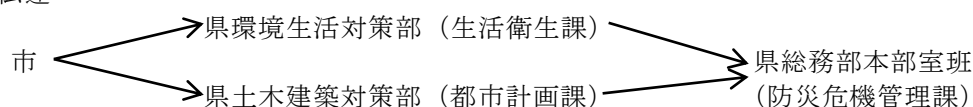


10 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達

(1) 情報の収集

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場での活動、応援の内容の決定のために不可欠な情報であり、県総務部本部室班（防災危機管理課）へ次のルート等により連絡する。

(2) 情報の伝達



第3節 通信運用計画

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶やふくそう、混信が予想される。このような状況のなかで市、県及び防災関係機関は災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第1項 通信の確保

市、県及び防災関係機関は、災害時の通信を次により確保するものとする。

1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任

- (1) 市（各課）、県及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。
- (2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信の確保

市（総務課）は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している防災無線（IP 無線）及び山口県防災行政無線（衛星通信を含む）の確保に努める。

また、防災無線（IP 無線）については、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、回線統制、割り込み及び強制切断等の措置をとる。

3 通信手段の確保が困難な場合

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(1) 電話施設の優先利用

市は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア 一般電話

事 項	対 策
非常緊急用 電話の承認	災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図りかつ輻そうを避けるため、次の加入電話をあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社、N T T ドコモ中国及び KDDI 株式会社に申請し、承認を受けている。
	一般電話
	・ 82-1112（総 務 課） ・ 82-1117（総 務 課） ・ 82-1119（総 務 課） ・ 82-1124（総 務 課） ・ 73-2575（地域活性化室） ・ 83-2355（山陽小野田市民病院） ・ 88-0152（南 支 所）
	・ 21-6111（消防局代表） ・ 21-6113（消防局 警防課） ・ 21-2866（消防局 通信指令課） ・ 83-0119（小野田消防署） ・ 71-0119（山陽消防署） ・ 83-4587（水 道 局） ・ 81-3969（水 道 局）
	携帯電話
	・ 090-5370-9210（総 務 課） ・ 090-5370-9211（総 務 課） ・ 090-5370-9212（総 務 課） ・ 080-1942-1480（地域活性化室） ・ 080-1942-1481（地域活性化室） ・ 080-1942-1482（地域活性化室）
	・ 090-5370-9214（土 木 課） ・ 090-5370-9216（小野田消防署） ・ 080-6325-2988（局配備：小野田消防署） ・ 080-5752-5308（局配備：通信指令課）
	衛星携帯電話
	・ 8821669501853（消防局）

第2項 通信施設設備の整備

市は、災害時等の通信の確保を図るため、従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきたが、より充実した通信の確保が図られるよう、今後とも整備促進を図っていく必要がある。

1 市の対策

市（総務課）では、防災無線（IP 無線）及び携帯電話を防災関係課及び主要避難場所に配備している。なお、新たな通信設備についても導入を考慮するなど、今後とも整備の促進を図っていく。

2 消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来から消防救急無線の整備充実を図ってきているところであるが、今後は、国の割り当て方針に沿って 150MHz 帯アナログ現設備から 260MHz 帯デジタル設備への更新を図っていく。消防通信無線は、消防業務に応じて多くの無線システムが取り入れられており、それぞれ使用する周波数や通信方式が異なる。消防機関に割り当てられる周波数には、全国波（他の都道府県における消防・救急活動の支援のため全国の市町村で使用する周波数）、県内共通波（他の市町における消防・救急活動の支援のため県内の市町で使用する周波数）、市波（各市町（消防）における消防活動及び救急活動を実施するために使用する周波数）がある。

第4節 災害時の放送

第1項 放送局に対する放送の要請（総務課・シティセールス課）

災害時において、市は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第 57 条）、市民等へ必要な情報を提供する。

1 放送機関との協定

市及び県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう、放送要請手続等について、あらかじめ以下の放送機関との間に協定を締結している。

(1) 市の協定

放送機関	連絡先
(株) FM 山 陽 小 野 田 (FM スマイルウェーブ)	0836-81-1897
(株) エフエムきらら	0836-35-1231

(2) 県の協定

放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK 山 口 放 送 局	放 送 部 長	083-921-3707 無線電話 10-219-3
山 口 放 送 株 式 会 社	報道制作局長	0834-32-1110 無線電話 10-220-3
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 無線電話 10-221-3
株式会社エフエム山口	編成製作部長	083-924-4535 無線電話 10-223-2
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 無線電話 10-222-3

2 放送要請取扱要領

- (1) 放送要請ができる災害等
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時
- (2) 放送手続
 - ア 災対法第 57 条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。（1 (1)を除く）
ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。
この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。
 - イ 県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、要請するものとする。
県防災計画資料編【2-43】・・・・・・放送要請に係る様式
 - ウ (株)FM 山陽小野田、(株)エフエムきららとは、特に要請書を定めていないので FAX 及び電話等で要請する。

第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるものである。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。
- (3) 災対法第 57 条に基づく、知事からの要請により放送する場合。

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK 山口放送局）

3 利用方法等

市長は、知事を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

第3項 放送機関の活動体制

大規模災害等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災市民への適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、市民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災市民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関（NHK 山口放送局・山口放送・テレビ山口・エフエム山口・山口朝日放送・(株)FM 山陽小野田・(株)エフエムきらら）は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

第5節 広報計画

災害時等における市民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時適切な情報の提供を行う。

このため、市をはじめとする各防災機関が実施する災害時等の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

第1項 広報活動

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻そう、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

広報内容は、おおむね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

事前情報	ア 気象に関する情報 イ 交通情報 ウ その他必要事項
中間情報	ア 避難に関する情報 イ 災害発生情報 ウ 交通規制情報 エ その他必要事項
発災直後情報	ア 交通規制情報 イ ライフライン情報 ウ 安否情報 エ 避難所情報 オ 食料・生活物資の情報 カ 復旧状況 キ その他必要事項

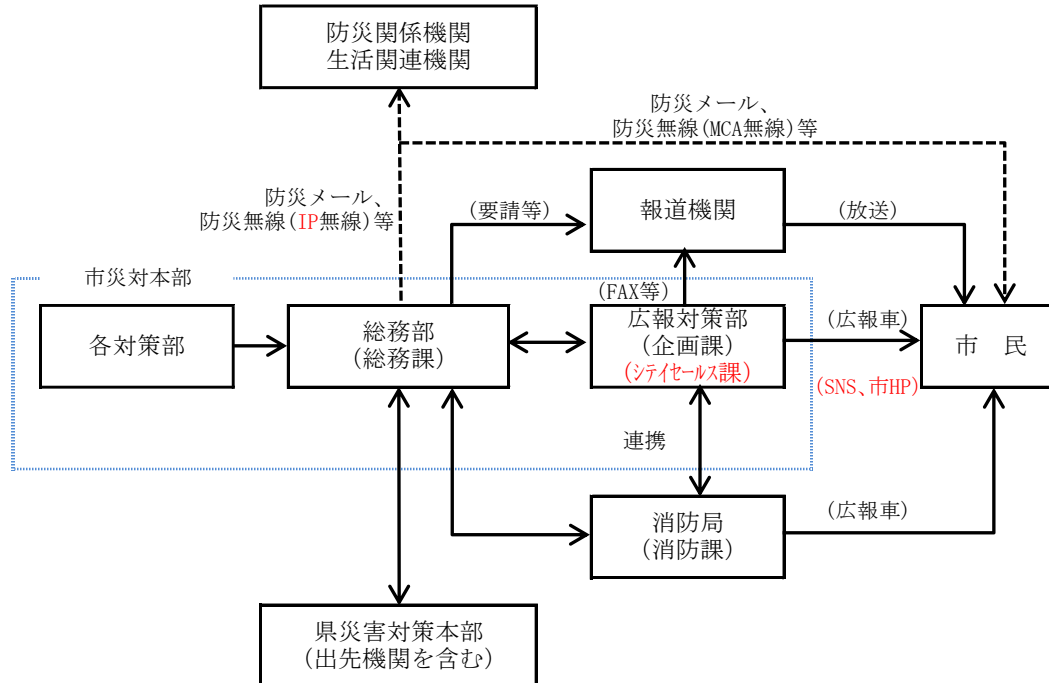
第2項 広報実施部局

担当対策部	広報手段	対象
総務部 (総務課)	防災行政無線（MCA 無線） 防災メール、FAX 等	市民、関係機関、報道機関
広報対策部 (企画課) (シテイセールス課)	S N S、市 H P、広報車等	市民、報道機関
消防局 (消防課)	広報車等	市民

第3項 災害時の広報活動

1 災害広報連絡系統図

市災対本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。
なお、広報対策部内で、広報要員及び広報用車両をあらかじめ確保すること。



2 防災関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡事項
市の部内	(1) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 (2) 市民に対する広報事項についての広報の依頼 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 (4) 災害全般の情報提供についての依頼
県の部内	(1) 各対策部の災害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼 (2) 被害状況の取りまとめ及び資料の提供
報道機関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 市民への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

市民及び防災関係機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収集事項	収集の内容	収集対象機関
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 市民の心構え及び対策	総 務 課
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時、場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生経過	総 務 課 各 対 策 部 防災関係機関
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過	総 務 課 社 会 福 祉 課 消 防 局 警 察 署
4 消防機関・自衛隊等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過	総 務 課 消 防 局
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果	総 務 課 防 災 関 係 課 防 災 関 係 機 関 消 防 局
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果	総 務 課 各 対 策 部 報 道 機 関 防 災 関 係 機 関
7 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先	同 上

(3) 市民に対する災害広報の実施方法等

市民に対する災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報事項	実施主体	広報手段	備考
1 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 2 被害状況、応急対策の状況及び市民の一般的注意事項	市 消防局 防災関係機関	1 報道機関へ依頼 2 防災行政無線（MCA 無線）の活用 3 広報車巡回 4 広報紙への掲載 5 チラシ、掲示による周知 6 組織を利用した口伝 7 アマチュア無線局への依頼 8 臨時災害 FM 放送局の活用 9 コミュニティ放送の活用 10 インターネットの活用 11 Lアラートの活用 12 ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用	1 必要に応じ民間広報車の借上げを行う 2 自治会・自主防災組織を活用する

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として、総務班が発表する。

イ 発表場所、時間

総務班が関係者と協議して決める。

第4項 安否情報の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

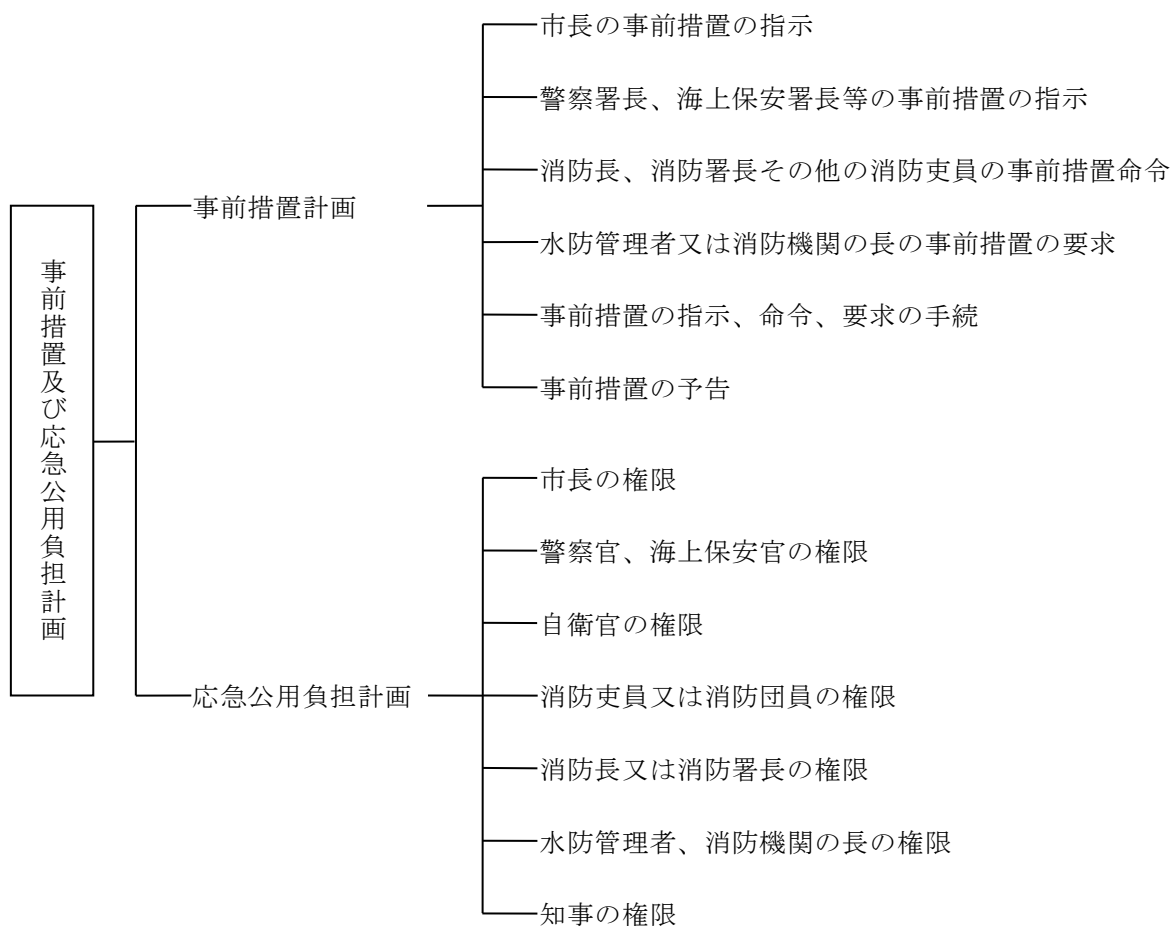
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底する。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画

基本的な考え方

災害が発生するおそれがある場合の事前措置及び災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 事前措置計画

第1項 市長の事前措置の指示

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで次のような場合が考えられる。

- (1) 予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）
- (2) 警告をしたとき（災対法第56条）
- (3) 水位が警戒水位に達したとき（水防法第12条）
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第24条の2）

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

（注）災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できるものである。

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる。（第2節 応急公用負担計画関連）

第2項 警察署長、海上保安署長等の事前措置の指示

警察署長、海上保安署の長は、市長（対策関係各課）から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。

（注）指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 消防長、消防署長その他の消防吏員の事前措置命令

1 命令発動の条件

- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合

2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権限を有する者

3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) 放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去

第4項 水防管理者又は消防機関の長の事前措置の要求

1 事前措置要求の条件

随時（梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測されるとき。）区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- (1) 準用河川については市長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 1級河川については、知事又は国土交通大臣
- (4) 普通河川については条例の定めるところにより市長又は知事
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (6) 漁港施設たる海岸堤防については漁港管理者
- (7) その他の海岸については市又は県が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、そのときになって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合に事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して次の様式により予告を行うものとする。

資料編[11-(1)]・・・事前措置予告通知書

第2節 応急公用負担計画

第1項 市長の権限

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

- (1) 物的公用負担（災対法第 64 条）
 - ア 土地建物その他の工作物の一時使用
 - イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
 - ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等
- (2) 人的公用負担（災対法第 65 条）
 - 市民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続等

- (1) 物的公用負担
 - 公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要す（災対法第 64 条、同法施行令第 24 条～27 条、行政代執行法第 5 条、6 条）。
- (2) 人的公用負担
 - 相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第 82 条 1 項、84 条 1 項の規定による。

第 2 項 警察官、海上保安官の権限

市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。
なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第 3 項 自衛官の権限

市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。
なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第 4 項 消防吏員又は消防団員の権限

1 権限行使の要件と権限の内容

- (1) 物的公用負担
 - 消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。
- (2) 人的公用負担
 - 緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第 36 条の 3 の規定による。

第5項 消防長又は消防署長の権限

1 権限行使の要件と内容

- (1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のため止むを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。
- (2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1)以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。
- (3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償及び損害賠償

消防法第29条3項、36条の3の規定による。

第6項 水防管理者、水防団長及び消防機関の長の権限

1 物的公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 人的公用負担（水防法第24条）

水防のため止むを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害賠償

水防法第28条、45条の規定による。

第7項 知事の権限

1 救助法を適用した場合（救助法第7条、8条、災対法第71条、81条）

- (1) 従事命令
 - ア 権限行使の要件
救助を行うため、特に必要があると認めるとき。
 - イ 命令の対象（救助法施行令第4条）
 - (ア) 医療関係者
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
 - (イ) 土木建築工事関係者
土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者
 - (ウ) 輸送関係者
地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの者の従業者

(注) 内閣総理大臣より他の都道府県の救助の応援を命じられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。

- ウ 命令の内容
救助に関する業務に従事させる。
- エ 命令の手続（救助法第7条第4項）
公用令書を交付して命じる。
- オ 実費弁償
救助法第7条第5項の規定による。
- カ 扶助金の支給
救助法第12条の規定による（協力命令についても同様）。
- (2) 協力命令（救助法第8条）
救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。
- (3) 物的公用負担（救助法第9条）
 - ア 権限行使の要件
救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は内閣総理大臣の命令を実施するとき。
 - イ 権限の内容と対象（救助法施行令第6条）
 - (ア) 病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理
 - (イ) 土地、家屋、若しくは物資の使用
 - (ウ) 物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対する、その取り扱う物資の保管又は物資の収用
 - ウ 公用負担の手続（救助法第9条第2項）
公用令書により命じる。
 - エ 損失補償
救助法第9条第2項の規定による。

2 災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

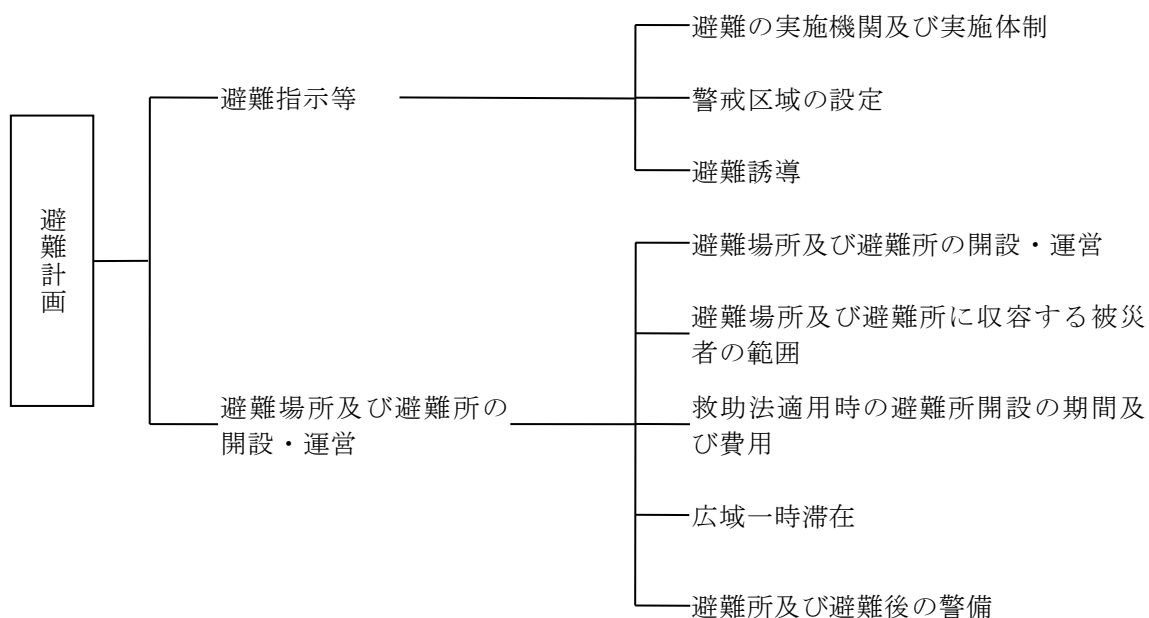
- (1) 権限行使の要件
災害が発生した場合において次の事項について応急措置を実施するため特に必要があると認められるとき。
 - ア 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - イ 施設及び設備の復旧に関する事項
 - ウ 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
 - エ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - オ 緊急輸送の確保に関する事項
 - カ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 権限の対象と内容
救助法を適用した場合の例による。（従事命令、協力命令、物的公用負担）
- (3) 命令の手続
公用令書により命じる。（災対法第81条）
- (4) 損失補償及び損害賠償
災対法第82条、84条の規定による。
（参考）災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

第4章 避難計画

基本的な考え方

災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、市民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 避難情報等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難指示権者及び時期

指示権者	関 係 法 令	対 象 と な る 災 害 の 内 容 (要件・時期)	高 齢 者 等 避 難 及 び 避 難 指 示 の 対 象	高 齢 者 等 避 難 及 び 避 難 指 示 の 内 容	取 る べ き 措 置
市 長 (委任を受けた職員又は消防吏員)	災対法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理課)
知 事 (委任を受けた職員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市市がその全部又は大部分の事務を行うことができなかった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警 察 官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同 上	立退き又は緊急安全確保措置の指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市長に通知 (市長は知事に報告)

指示権者	関 係 法 令	対 象 と な る 災 害 の 内 容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取 る べ き 措 置
海上保安官	災対法 第61条 海上保安庁法 第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等 船舶とその乗組員、旅客その他船内にある者	立退き又は緊急安全確保措置の指示 船 舶 の 進 行、停止、指定場所への移動、乗務員、旅客等の下船、下船の禁止、その他必要な措置	同 上
自 衛 官	自衛隊法 第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同 上	避難について必要な措置 (警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命じられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知 事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知 事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者、滞在者その他の者	同 上	同 上 (水防管理者による場合のみ)

2 高齢者等避難

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般市民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、高齢者等避難を発表するものとする。

3 避難指示等の基準

市長が行う避難指示等の一般基準は次のとおりとする。なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 河川等の流域雨量指数の（実測値、予測値）が洪水警報基準を大きく超過するとき
- (3) 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき
- (4) 気象台から特別警報が発表されたとき又は発表されるおそれがあるとき
- (5) 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき
- (6) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき
- (7) 土石流、崖崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき
- (8) 土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき
- (9) 大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき
- (10) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (11) 有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき
- (12) 雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき
- (13) その他危険が切迫していると認められるとき

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、市民の積極的な協力を得て実施する。

なお、市は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

4 避難指示等の区分

種別	発令時の状況	予想される事態	市民に求める行動
高齢者等避難	災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	● 気象警報が発表され、災害リスクのある区域等から事前に避難を要すると判断されたとき ● 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき ● あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき（地すべり指定地域等） ● その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	● 発令される状況：災害のおそれあり ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者が危険場所から避難すべき状況	● 氾濫危険水位に達し各河川の判断基準に該当する事態。 ● 土砂災害警戒区域が発令 ● 高潮警報等が発令	● 発令される状況：災害のおそれが高い ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するため立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	●決壊や越水が発生している ●海岸堤防が倒壊した場合	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

5 避難指示等の伝達（総務課・企画課・社会福祉課・市民活動推進課・シティセールス課・消防課・関係各課）

避難指示等は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難指示等を行った市長等は、速やかに、その内容を防災行政無線(MCA 無線)、防災メール、公式LINE、広報車、報道機関の協力、自治会連絡網等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し、周知する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の住民や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。（福祉部）

- (2) 避難の伝達に当たっては、市の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。
- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

6 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、市は十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定（総務課・関係各課）

1 警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた職員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災対法第63条）

警戒区域の設定は、市民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命じることができる。

また、市長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命じられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長に通知するものとする。

なお、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、市民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第3項 避難誘導

避難指示等が出された場合、市は、人命の安全を第一とし、警察署及び消防署・消防団・自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

1 情報の提供

避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

2 避難誘導

被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。

この場合、高齢者、障がい者等要配慮者を優先して避難誘導する。

3 安全な経路の選定

避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

4 危険な地点の対応

危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。

5 浸水地帯の対応

浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

6 要配慮者の避難

高齢者、障がい者等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。

7 誘導中の事故防止

誘導中は、事故防止に努める。

8 交通孤立地区等の対応

交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第2節 避難場所及び避難所の開設・運営

市長は、発災時に必要に応じて災害種別ごとの危険性に十分配慮し、避難場所及び避難所を開設するとともに、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所として開設する。また、避難所は、災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するための施設として開設するもので、救助法適用時においては、市長が知事の委任を受けて行うことになる。

避難場所及び避難所の開設は、施設管理者、自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

第1項 避難場所及び避難所の開設・運営（社会福祉課）

1 避難場所及び避難所の開設

市長は、職員の中からあらかじめ各所属長に指名された避難所管理責任者に開設を命じる。

なお、広域避難場所には、避難所管理責任者を常設せず、必要に応じて職員を派遣することとする。

2 避難場所及び避難所開設時の留意点

- (1) 災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難場所及び指定避難所のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、開設する。

また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難場所及び避難所として開設する。

なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認した上で、開設すること。

利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ、指定されている避難先施設の管理者に開設（受入れ）の要請をし、施設専用避難所を開設する。

- (2) 避難場所及び避難所を開設した場合には、市民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（山口県、警察署、消防署等）へ連絡する。

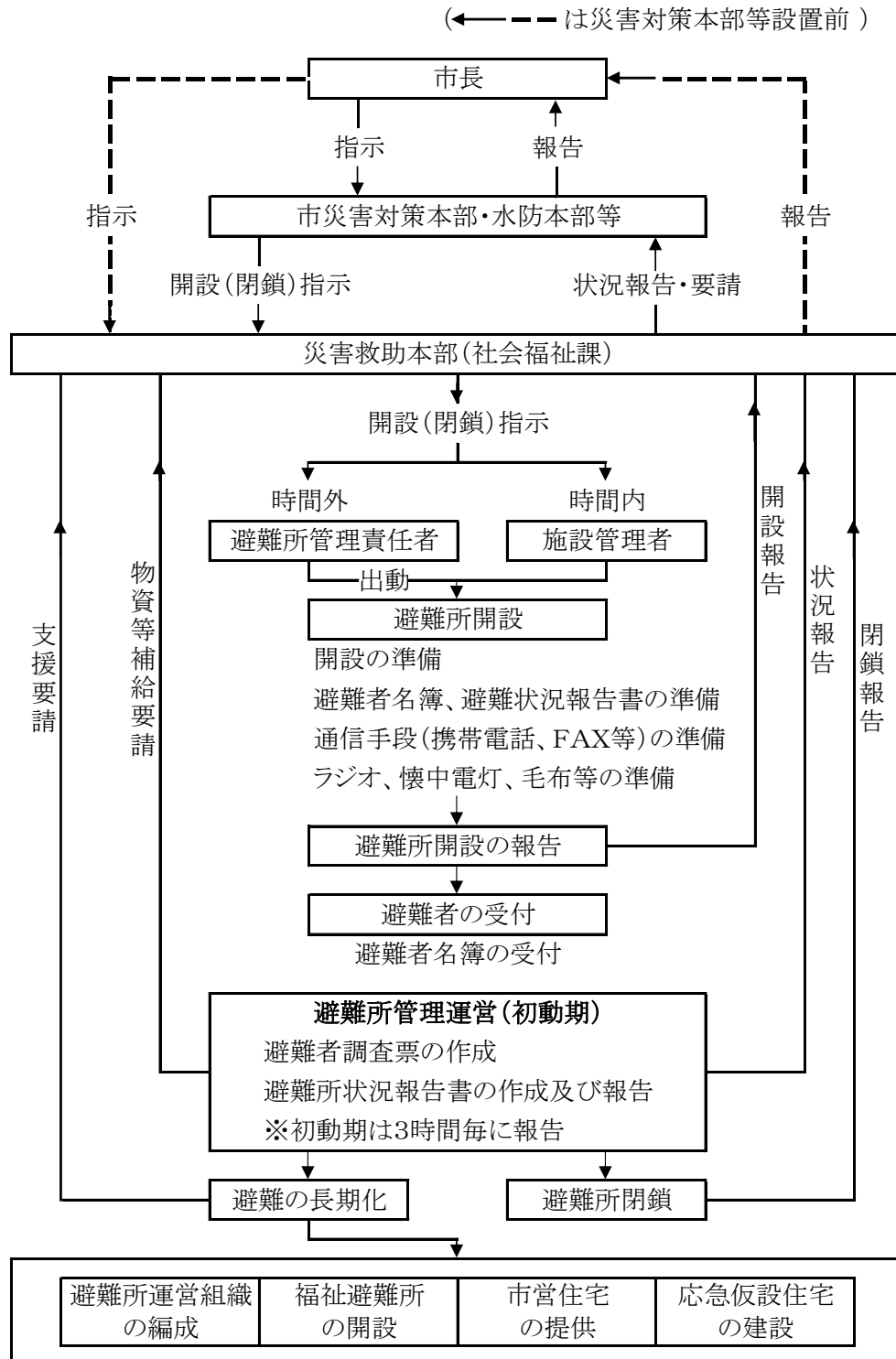
また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

- (3) 避難場所及び避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

3 避難場所及び避難所の開設運営の手順（おおよその目安）

開設運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

■避難所開設・管理運営（初動期）の対応手順



4 避難場所及び避難所の管理・運営

- (1) 避難所管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿、避難者調査表、避難所状況報告書を作成する。この名簿等は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるもので、正確かつ迅速な対応を行う。

また、市は避難所管理責任者に定期的な報告を求め、避難者情報の早期把握に努める。

- (2) 避難生活が長期にわたると予想される場合には、避難所管理責任者の他に、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から、避難者のなかから協力者を選任する。

また、被災者が相互に助け合い、避難所の運営に主体的に関与していくため、避難所運営組織の編成と立ち上げを支援するものとする。

- (3) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

- (4) 避難所においては、食料、水、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品、車椅子や生活必需品、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、ボランティア等の協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。

- (5) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、避難が長期化する場合は、プライバシーの確保等に配慮する（女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布など）。

特に、高齢者、障がい者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。

また、避難所におけるペットの扱いについても配慮する。

- (6) 避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (7) 生活不活発病やエコノミークラス症候群など、環境の変化等から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

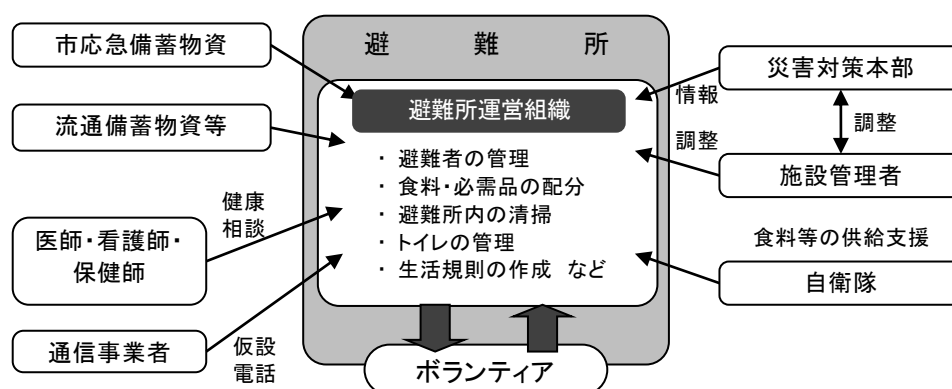
- (8) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

- (9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図れるよう努めるものとする。

- (10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅及び公営住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (11) 感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

■避難所運営組織のイメージ



第2項 避難場所及び避難所に收容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

- (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者
住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者
- (2) 現実に災害を受けた者
自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- (1) 避難指示等が発せられた場合
 - (2) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合
- （注）被害を受けるおそれがある者が避難所に收容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに退所しなければならない。（救助法の基準）
收容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できる限り同一町内単位等にまとめることが望ましい。

第3項 救助法適用時の避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期 間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

2 費 用

- (1) 賃金職員等雇用費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場、便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 広域一時滞在

1 市において行う事項

- (1) 市長は、被災地区の市の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。
- (2) 広域一時滞在のための要請をした場合、市職員のなかから避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町村が行い、被災者を受け入れた市は避難所の運営に協力するものとする。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

2 移送方法

被災者の移送方法は、県が市の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

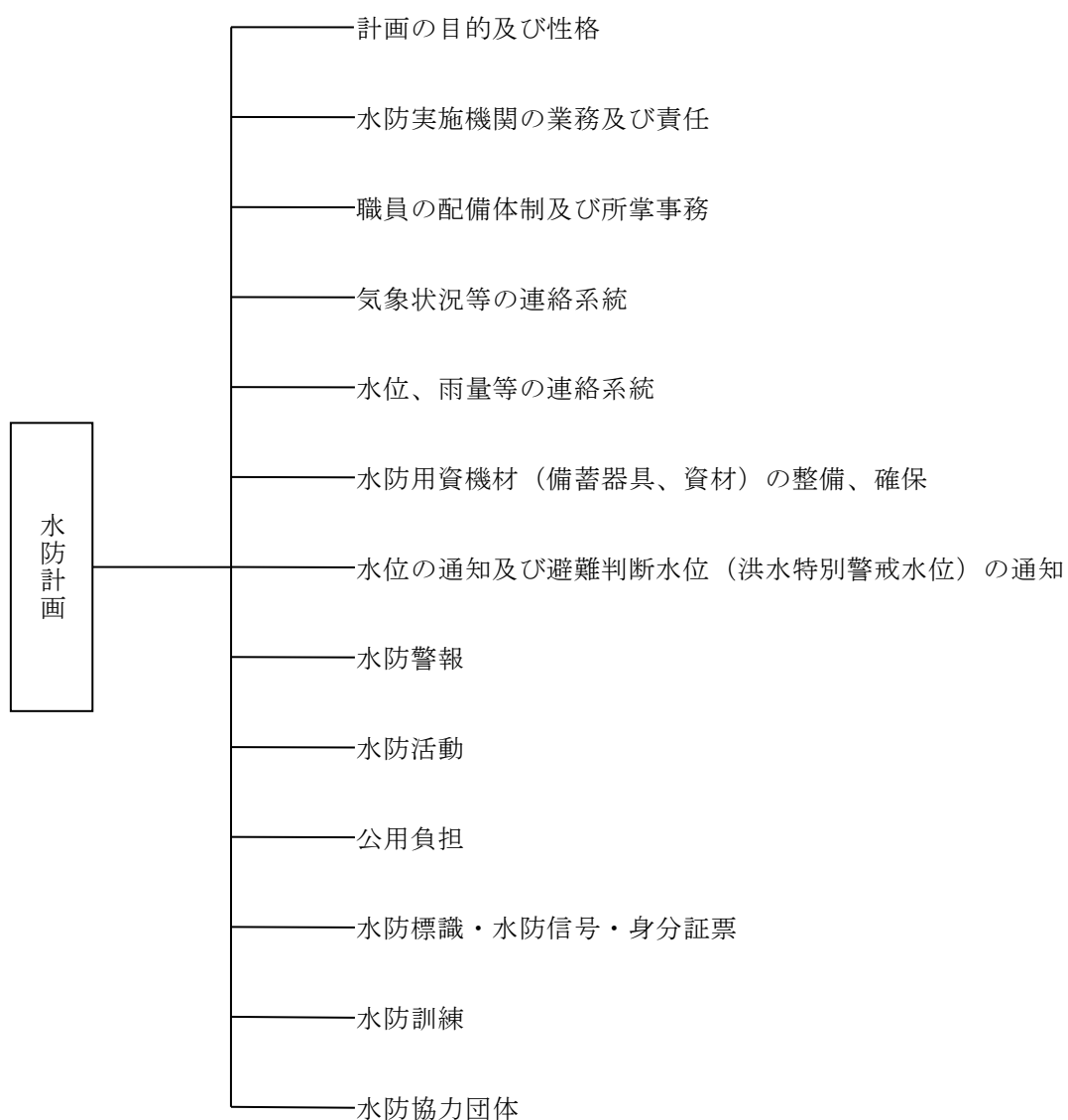
避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、市民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第5章 水防計画

基本的な考え方

洪水又は高潮により水害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防体制について定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 計画の目的及び性格

市における洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、市及び市の関係機関の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑を期することを目的とする。

本章で定める水防計画は、災対法に基づく本計画の一部であるとともに、水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づく水防計画として位置付けられるものである。

本章において、「法」とは水防法をいう。

第2節 水防実施機関の業務及び責任

第1項 市 — 水防管理団体（法第3条）

市は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 組織、連絡系統等の整備

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、消防団、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておくものとする。

（注）市町は、水防の第一次的責任を有するものとして水防管理団体という。水防管理団体である市町の長を水防管理者という（法第2条）。

2 指定水防管理団体

法第4条に基づく知事の指定により、本市は法第2条にいう指定水防管理団体（水防管理者：市長）である。

3 浸水想定区域の指定があった場合の措置

（1）浸水想定区域

ア 洪水浸水想定区域

水位周知河川である厚狭川、有帆川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

イ 高潮浸水想定区域

水位周知海岸として県知事から指定されている山口南沿岸山陽小野田市地先海岸の48,396mについて、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であって、国土交通大臣が定める基準に該当するものにより、当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域をいう。

（2）措置内容

知事から浸水想定区域に指定された場合は、市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるとともに、浸水想定区域内に高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等

の伝達方法を定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じるものとし（法第15条の3）、警戒体制を定める。

ア 浸水想定区域内の市民等は、避難地図の被害想定程度の災害のおそれがある場合、又は越水や破堤の危険を感じた場合は、堅牢な建物の上階やあらかじめ自分で探しておいた知人宅や高台等に自主避難する。

イ 浸水想定区域内の市民等は、避難地図の被害想定程度の災害のおそれがある場合、又は越水や破堤の危険を感じた場合は、原則として橋梁を渡らず、避難地図に示す避難場所に避難する。

ウ 避難に当たっては、自治会、又は自主防災組織が中心となって、障がい者や高齢者等要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。

なお、本市では、指定された次の浸水想定区域について、避難地図（ハザードマップ）を作成している。

(3) 避難に当たっては、自治会、又は自主防災組織が中心となって、障がい者や高齢者等要配慮者に配慮し、地域ぐるみで行動するよう努めるものとする。

なお、本市では、指定された次の浸水想定区域について、避難地図（ハザードマップ）を作成している。

河川名	河川管理者	上流端	下流端
有帆川	山口県	左岸 宇部市大字奥万倉字大山口 821 番地 1 地先 右岸 宇部市大字西万倉字溝仰 1408 番 2 地先	河口
厚狭川	山口県	随光川の合流点	河口

4 水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ市防災会議に諮らなければならない。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。（法第33条）

5 安全配慮

洪水、高潮又は津波のいずれにおいても、水防活動に携わる職員等自身の安全確保に留意し、水防活動を実施するものとする。

■安全確保のため配慮すべき例

- (1) 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- (2) 水防活動は、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (3) 水防活動を行う前に、水位計等で最新の現地情報を入手してから実施する。
- (4) 疲労に起因する事故を防止するため人員交代に努める。
- (5) 平常時には、ライフジャケット等の整備に努める。

第2項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じて門扉の開閉を行わなければならない。

第3項 居住者等の水防義務（法第24条）

市の地域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長又は消防機関（消防局、消防署、消防団及び消防吏員並びに消防団員の養成機関をいう。以下この計画にお

いて同じ。)の長が、水防のために止むを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

第4項 市及び出先機関の水防関係職員の責務

水防関係職員は、大雨、高潮、津波、洪水警報・注意報が発表されたときは、直ちに所定の配備につくことができるように、常に気象状況の変化に注意しなければならない。

第5項 県（法第3条の6）

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。又、緊急の際の立ち退きの指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

第6項 （都道府県）大規模氾濫減災協議会の構成員の責務（法第15条の9、第15条の10）

国土交通大臣により組織された大規模氾濫減災協議会または知事により組織された都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員は、当該協議会で協議が調った事項について、その結果を尊重しなければならない。

第7項 県の関係出先機関

現地における状況を的確に把握し、県庁の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県庁の水防関係各課の指示を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

第8項 気象庁下関地方気象台

気象等の状況により、洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び山口県に通知する。また、山口県知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、山口県と共同して洪水予報を行う。

第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第1項 配備体制の種類

水防に関する職員の配備体制は、第3編【風水害等対策編】第1章「応急活動計画」に定めるところによる。具体的には、第1警戒体制、第2警戒体制、水防本部体制、災害対策本部体制とする。

ただし、台風の接近等に伴う高潮注意報発表時に水防関係各課が必要と判断した場合は、第1警戒体制に準じて配備を命じることができる。

第2項 体制の時期と配備課

第3編【風水害等対策編】第1章「応急活動計画」に定めるところによる。

第3項 配備体制の解除

気象警報・注意報が解除されるなど、配備体制の原因がなくなったときは、配備体制を解除する。ただし、市長が継続配備の必要を認めて指示した場合を除く。

第4節 気象状況等の連絡系統

水防に関係のある気象警報・注意報等の連絡系統は、第3編【風水害等対策編】第2章「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 市による雨量等の把握

市は、宇部土木建築事務所より情報を収集するとともに、県や市等が設置する水位、雨量の情報機器を参考とし、また、市職員に危険な箇所を直視させるなどし、随時状況を把握する。

2 雨量、水位、ダム諸量の把握（県）

宇部土木建築事務所は、土木防災情報システムにより、雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市へ通報する。

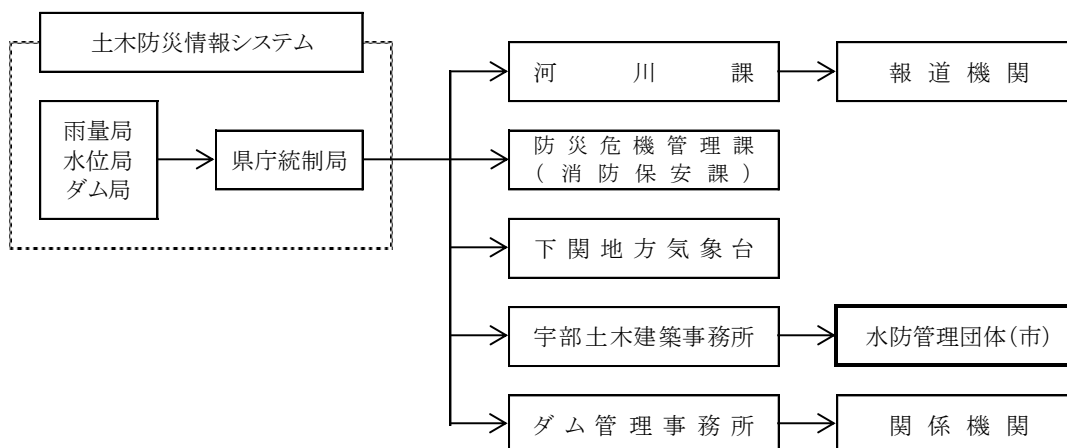
県河川課は、水位、雨量の状況について取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

3 山口県土木防災情報システムによる情報の提供

山口県土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報が市町、関係機関、報道機関及び県民に提供される。

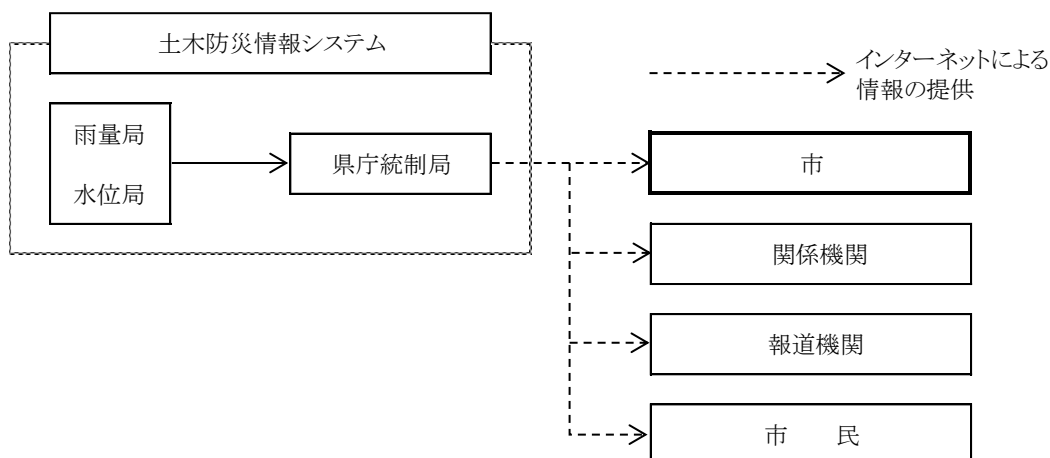
4 雨量、水位の連絡系統

雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



5 雨量、水位の情報連絡系統

雨量、水位の情報連絡系統は次の図のとおりとする。



第2項 潮位の情報収集及び連絡

1 市による潮位の把握

市は、小野田港等の潮汐表を参考とするとともに、気象情報の発表又は潮位の異常が認められるときは、状況、風向、風速等及び潮位等を観測し、宇部土木建築事務所長等の水防関係者と連絡を密にするとともに、変動に注意しなければならない。

2 潮位の観測及び通報

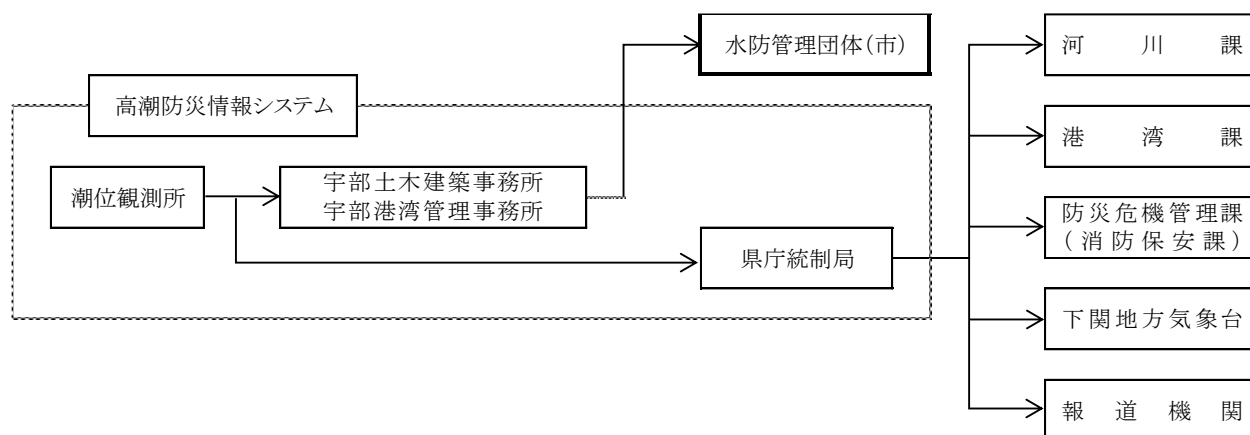
高潮警報の発表に伴い配備した場合又は台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した場合にあっては、宇部土木建築事務所及び港湾管理事務所は、高潮防災システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて市へ通報がある。

3 高潮防災情報システムによる情報の提供

県は高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供することになっている。

4 潮位の連絡系統

潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



第6節 水防用資機材（備蓄器具、資材）の整備、確保

第1項 水防用備蓄器具、資材

1 備蓄器具、資材の使用

当市の水防用備蓄器具及び資材は、資料編を参照。

2 備蓄器具、資材の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に支障のないように留意するものとする。

3 備蓄器具、資材の応援

緊急時に水防作業が、円滑に実施できるよう、あらかじめ水防資機材を保有する事業所を把握するとともに、県への応援要請の体制を整えておくものとする。

第2項 指定水防管理団体の水防用備蓄器具、資材の基準

指定水防管理団体（市）は、資材備蓄場を設け、次の器具資材を準備しておくものとする。

品 名	品 名
くわ	杭（長さ5 m）
つるはし	杭（長さ3 m）
掛矢	杭（長さ2 m）
鋸	ロープ
おの	ブルーシート
スコップ	鎌
ハンマー	11 番鉄線
ペンチ	14 番鉄線
土のう袋	照明用具

第3項 ため池管理者の水防資材・器具の整備

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資材・機材を備蓄しなければならない。

第4項 民間水防用資機材の確認

出水期において宇部土木建築事務所長及び水防管理者（市長）は、あらかじめその区域内において水防用資機材を保有する商社、店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

第7節 水位の通知及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知

第1項 水位の通報

1 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項）

水防管理者、県又は国は、水防団待機水位（通報水位）を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。

＊水防団待機水位（通報水位）は、水防団の出動準備の目安となる水位。

2 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）

県又は国は、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を公表する。

※氾濫注意水位（警戒水位）は、水防団の出動の目安となる水位。

3 水位の通報及び公表

(1) 県が行う通報及び公表

水位の連絡系統については、本章第5節4「雨量、水位の連絡系統」及び5「雨量、水位の情報連絡系統」による。なお、報道機関への通知は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときに必要に応じて行うものとなる。

4 欠測時等の措置

国又は県は、自らが管理する観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、必要に応じてその状況を関係機関等に速やかに周知する。

欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関に周知する。

第2項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第13条）

1 水位情報の内容

知事は、指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

2 県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

県が指定する河川（有帆川、厚狭川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは、宇部土木建築事務所長から市長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

(1) 水位周知河川

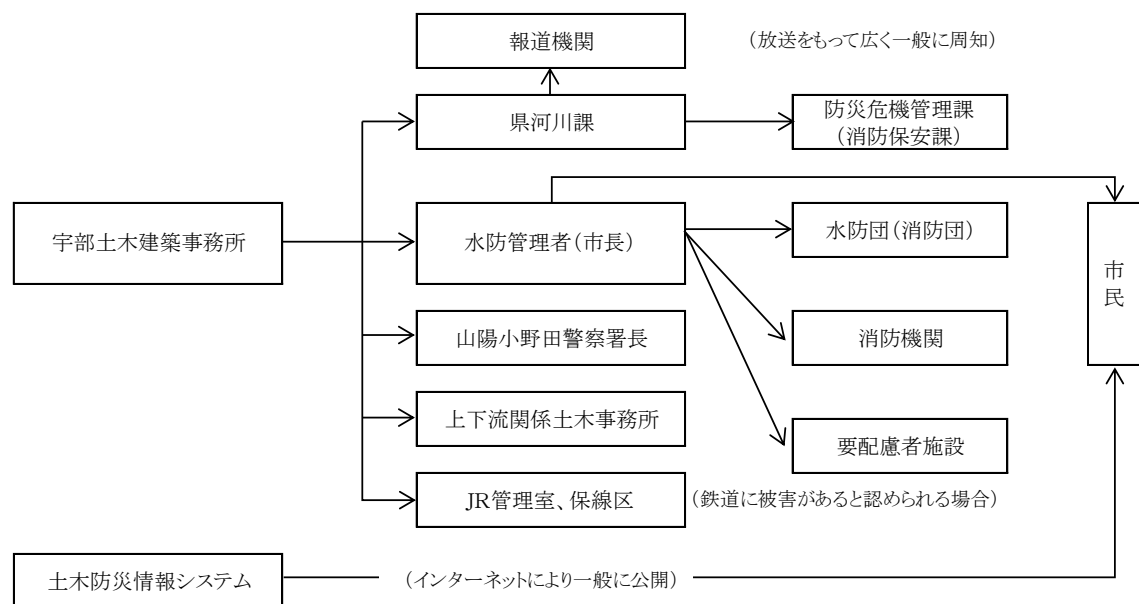
知事が水防警報を発する指定河川として指定した河川から洪水予報を行う河川を除いたものを、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位情報周知河川）とする。

本市においては、有帆川（伊佐地橋上流400m～河口まで）及び厚狭川（随光川合流点～河口まで）が指定されている。

(2) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。

■氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）伝達の流れ



(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の伝達方法

宇部土木建築事務所長は、避難判断水位（洪水特別警戒水位）を通知するときは、市等の担当者へ電話連絡し、内容を読み上げて伝達した後、水位周知用紙をメールで市等に通信するものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

第8節 水防警報

第1項 水防警報（法第2条、第16条）

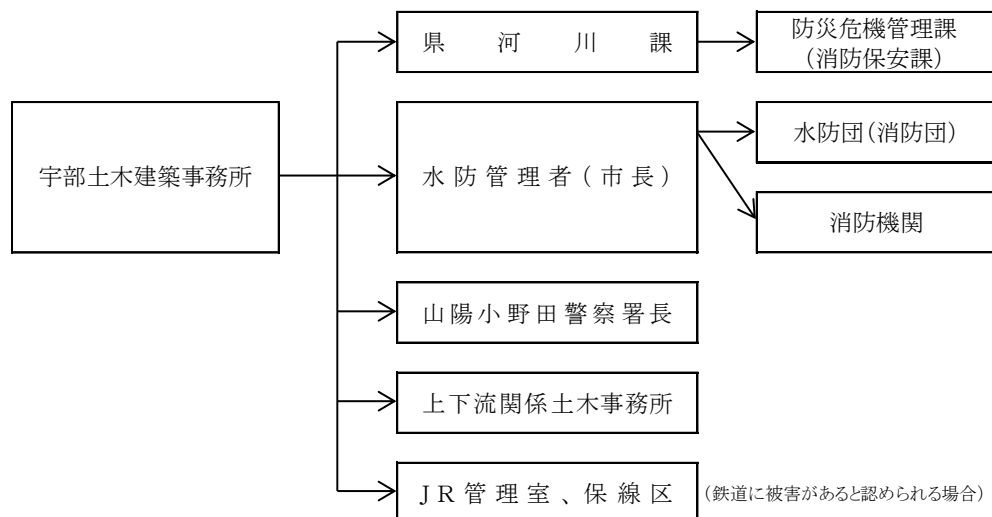
知事は、指定した河川、湖沼、海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

1 知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）

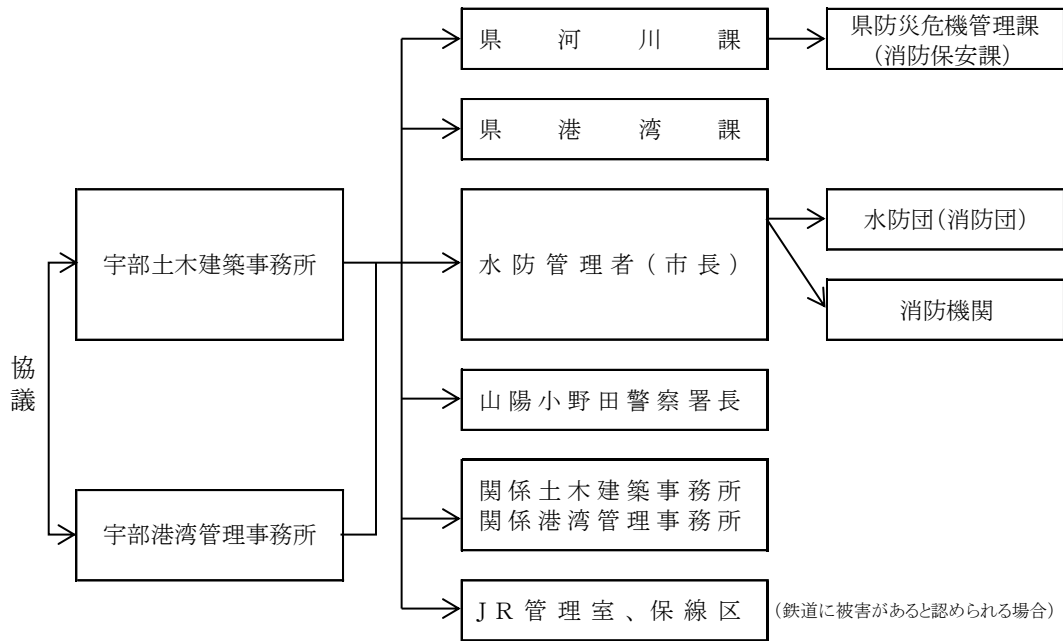
知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとしており、本市では、水防警報を発する河川として、有帆川と厚狭川が、海岸として山口南沿岸山陽小野田市地先海岸が指定されている。

知事が発する水防警報は、宇部土木建築事務所長（宇部港湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合については、土木建築事務所長と港湾管理事務所長が協議の上連名で）が発するものとし、下表により水防管理者（市長）及び関係機関に通報するとともに、直ちに警報の内容を県河川課に報告するものとする。

(1) 指定河川（有帆川、厚狭川）に水防警報を発した場合の連絡の流れ



(2) 指定海岸（山口南沿岸山陽小野田市地先海岸）に水防警報を発した場合の連絡の流れ



(3) 水防警報の伝達方法

宇部土木建築事務所長又は宇部港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、市等の担当者へ電話連絡し、水防警報の内容を読み上げて伝達した後、水防警報用紙をメールで市等に送信するものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

(4) 水防警報の種類、内容及び発表時期（知事が発する水防警報）

河川については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発表時期
待機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等から見て必要と認められるとき。特別な事情のない限り、発表しない。
準備	1 水防資機材の点検、整備 2 逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備 3 河川、その他危険区域の監視 4 水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され、災害の生じるおそれがあるとき。 2 危険箇所等を見出し、災害が発生することが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき 2 災害が発生するおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 2 危険箇所等において災害が発生する可能性がなくなったとき。

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発表時期
準備	1 陸閘の閉鎖 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 市民への警戒呼びかけ	1 気象状況等により高潮等の危険が予想される とき 2 高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の 接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関 係各課の指示により配備した直後又は高潮発 生が予想される 12 時間程度前に発表する
出動	1 水防要員の警戒配置 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 市民の避難誘導 5 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知 するもの	1 高潮等による被害が予想されるとき 2 高潮発生が予想される 4 時間程度前までに発 表する
解除	水防活動の終了を通知するもの	気象状況等により高潮のおそれなくなったと き

(5) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（法第 12 条）

水防警報等の発表の指標として、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、次のとおりとなる。

河川名称	観測所名	水防警報 担 当 者	水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
有帆川	有帆新橋	宇部土木建築 事務所長	1.7m	2.8m	5.0m
厚狭川	厚狭大橋	宇部土木建築 事務所長	1.8m	3.1m	4.5m

(6) 水防警報の発表形式

（例）水防警報第〇号 山口県宇部土木建築事務所発表
 「〇〇水位観測所の水位は、〇時〇分現在〇. 〇〇メートルに達しました。1 時間に〇
 cm くらいの割合で上昇しています。水防機関は、出動の準備を行い、水防に関する情
 報連絡を確保して下さい。」

第 9 節 水防活動

第 1 項 重要水防箇所

この計画で定める重要水防箇所は、資料編において定めるものとする。

第 2 項 排水機場、水門、樋門等の操作

1 点検、整備

排水機場、水門、樋門の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に増水（出水）期には、点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意するものとする。

2 防潮水門・排水機場の運転（土木課・農林水産課）

防潮水門及び排水機場については、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水機場の運転を行う。

このほか、津波注意報・津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖し、必要に応じて排水機場の運転を行う。

ただし、津波による越流等のおそれがある場合には、操作員の安全確保を優先し、操作を行わないこととする。

3 水門、樋門、陸閘の操作（土木課・農林水産課）

- (1) 逆流防止のために設けられた水門、樋門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作要領に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖するものとする。
- (2) 陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、高潮対策の場合は高潮注意報が発表されたときに閉鎖することを原則とする。
- (3) 津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先することとする。
- (4) 津波注意報・津波警報が発表された場合には、津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作員の安全が確保できる場合に限り、水門、陸閘を閉鎖するものとする。

4 河川公園利用者への周知・誘導・退去指導（都市計画課）

河川公園の管理者又は管理受託者は、平素から看板を設置するなどして、河川公園の利用者に対し、河川公園が冠水する可能性が大きくなったときは、河道内から退去するよう注意を促すものとする。

5 貯水池等の監視（農林水産課）

- (1) ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について水防団待機水位（通報水位）を定めておくこと。
- (2) ため池管理者は、異常洪水による貯水状況、老朽危険箇所、漏水等に注意し、必要に応じてため池の警戒操作に当たるとともに、水防管理者（市長）と協議して、土のう積み、余水吐切開、ポンプによる排水その他必要な措置をとるものとする。
- (3) 水防管理者（市長）は、必要な措置の状況等を農林水産事務所に通報するものとする。

第3項 水防措置（土木課・農林水産課）

1 通常警戒

水防管理者（市長）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに宇部土木建築事務所に通報し必要な措置を求めるものとする。

2 非常警戒

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより資料編「水防警報区域」及び「重要水防箇所」に掲げる区域の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに宇部土木建築事務所に通報するものとする。

3 警戒区域の設定（法第21条）

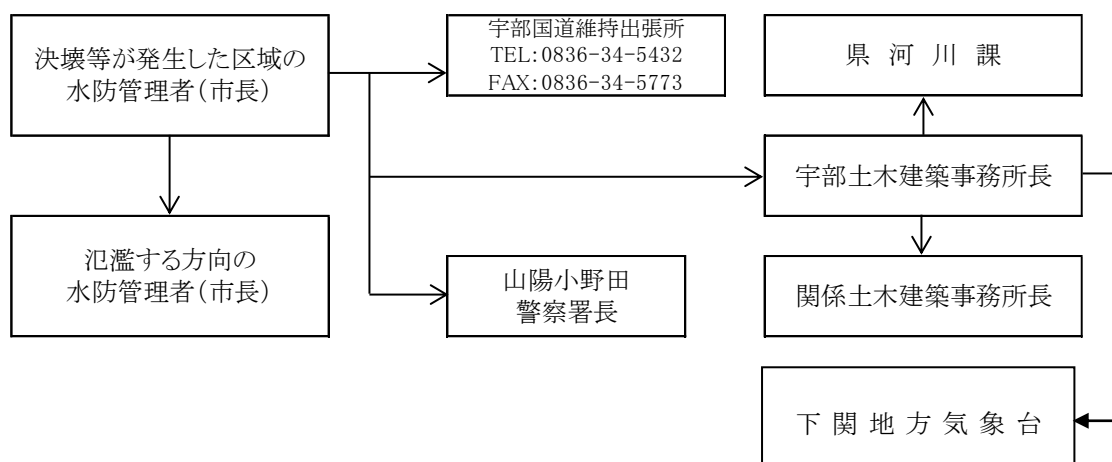
水防管理者（市長）は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑化を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命じることができるものとする。

4 警察官の派遣要請（法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 決壊等の通報（法第25条）

水防管理者（市長）は、堤防が決壊し、又はこれに準じる事態が発生したときは、直ちに次の図により関係者に通報するものとする。



第4項 出動及び水防作業（市・消防局）

1 出動

水防管理者（市長）は、次の場合には、直ちに消防団又は消防機関を、あらかじめ定めた計画に基づき出動せしめ、警戒配置につかせるとともに、水防団活動に従事する者の安全を確保した上で、適当な水防作業を行うものとする。

- (1) 出動を要する水防警報が発せられたとき
- (2) 洪水予報が発せられたとき
- (3) 河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき
- (4) 堤防の異常を発見したとき
- (5) 風速、風向、潮の干満等の状況により、高潮による被害が予想されるとき
- (6) 津波による被害が予想されるとき

2 水防作業

水防管理者（市長）は、平素から水防実施関係者に水防工法等を習熟せしめ、非常事態においても最も適切な水防作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5項 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第6項 水防管理団体等相互の協力

1 水防管理団体の協力

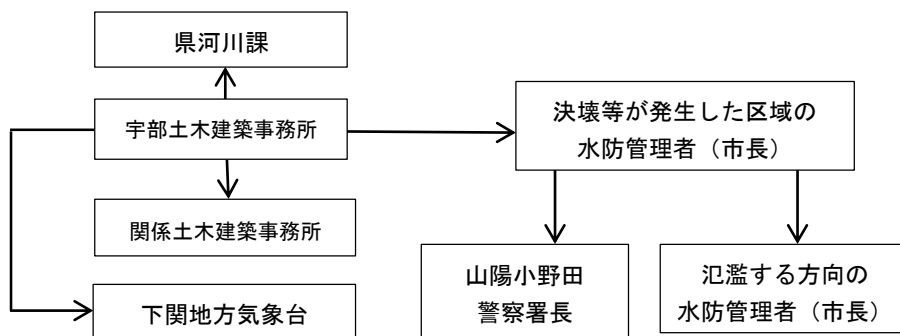
水防管理団体が他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障がない範囲で、作業員及び必要な資材器具を応援しなければならない。したがって隣接水防管理者は、あらかじめ、協議して応援要領を定め、非常の際、水防活動が円滑迅速に行われるよう努めなければならない。

2 河川管理者の協力

河川管理者である知事及び市長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- (2) 関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）

<連絡系統図>



- (3) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (4) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第7項 立退きの指示

1 避難

避難のための具体的な措置は、第3編【風水害対策編】第4章「避難計画」を参照。

2 立退きの指示（法第 29 条）

洪水、津波及び高潮等により、著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。

第8項 水防体制の解除

水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、水防管理者（市長）はその旨を一般に周知させるとともに、宇部土木建築事務所長を通して県河川課に報告するものとする。

第9項 水防てん末報告

1 水防管理団体の報告

水防管理団体（市）が水防活動を行ったときは、県の定める様式により、水防活動終了後 5 日以内に宇部土木建築事務所を経由して、河川課経由で知事に報告するものとする。

2 宇部土木建築事務所の報告

宇部土木建築事務所が水防活動を行ったときは、水防管理団体（市）の報告書に準じて作成し、水防活動終了後 10 日以内に河川課経由で知事に報告するものとする。

第10節 公用負担

水防法に定める公用負担については、次によるものとする。

第1項 物的公用負担（法第 28 条）

水防管理者（市長）、消防団長又は消防機関の長は、水防のための緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができるものとする。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他資材の使用、収用
- (3) 車両、その他運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者（市長）から委任を受けた者は、上記(1)～(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第2項 人的公用負担（法第 24 条）

水防管理者（市長）、消防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があると認めるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

第3項 損失補償及び損害補償（法第 28 条、45 条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、法第 28 条及び第 45 条に規定するところによるものとする。

第11節 水防標識・水防信号・身分証票

第1項 水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は次のとおりとする。



- (1) 標識の大きさは、縦 15cm、横 21cm とする。
- (2) 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
- (3) 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

第2項 水防信号（法第20条）

知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。（水防法施行規則（昭和34年山口県規則第54号第3条））

種類	内容	警鐘による場合	サイレンによる場合
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 約15秒 約5秒 休止 ○ー
出動信号	消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○休止 ○ー○ー○休止 ○ー○ー○	約15秒 約5秒 約15秒 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約15秒 休止 ○ー
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○	約30秒 約5秒 約30秒 ○ー 休止 ○ー
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○ー 休止 ○

- (1) 信号は、適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第3項 身分証票（法第49条）

水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に携帯提示する身分証票は次のとおりとする。（水防法施行規則（昭和34年山口県規則第54号第4条）

(表)	(裏)
第 号 水 防 公 務 証 所 属 職氏名 上記の者は、水防法（昭和24年法律第190号） 第49条第1項の規定により立入りをする者であ ることを証明します。 年 月 日発行 山陽小野田市長 印	水 防 法 抜 粋 （資料の提出及び立入） 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画 を作成するために必要があると認めるときは、関係 者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水 防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をし て必要な土地に立ち入らせることができる。 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機 関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立 ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯 し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しな ければならない。

*用紙の大きさは、縦6cm、横9cmとする。

第12節 水防訓練

指定水防管理団体は、法第32条の2に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。

この水防訓練は、本計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

第13節 水防協力団体

第1項 水防協力団体の指定（法第36条、39条、40条）

水防管理者は、次項に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。また、水防協力団体が適生かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、市は、水防協力団体に対し、その業務に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2項 水防協力団体の業務（法第37条）

水防協力団体は次の業務を行う。

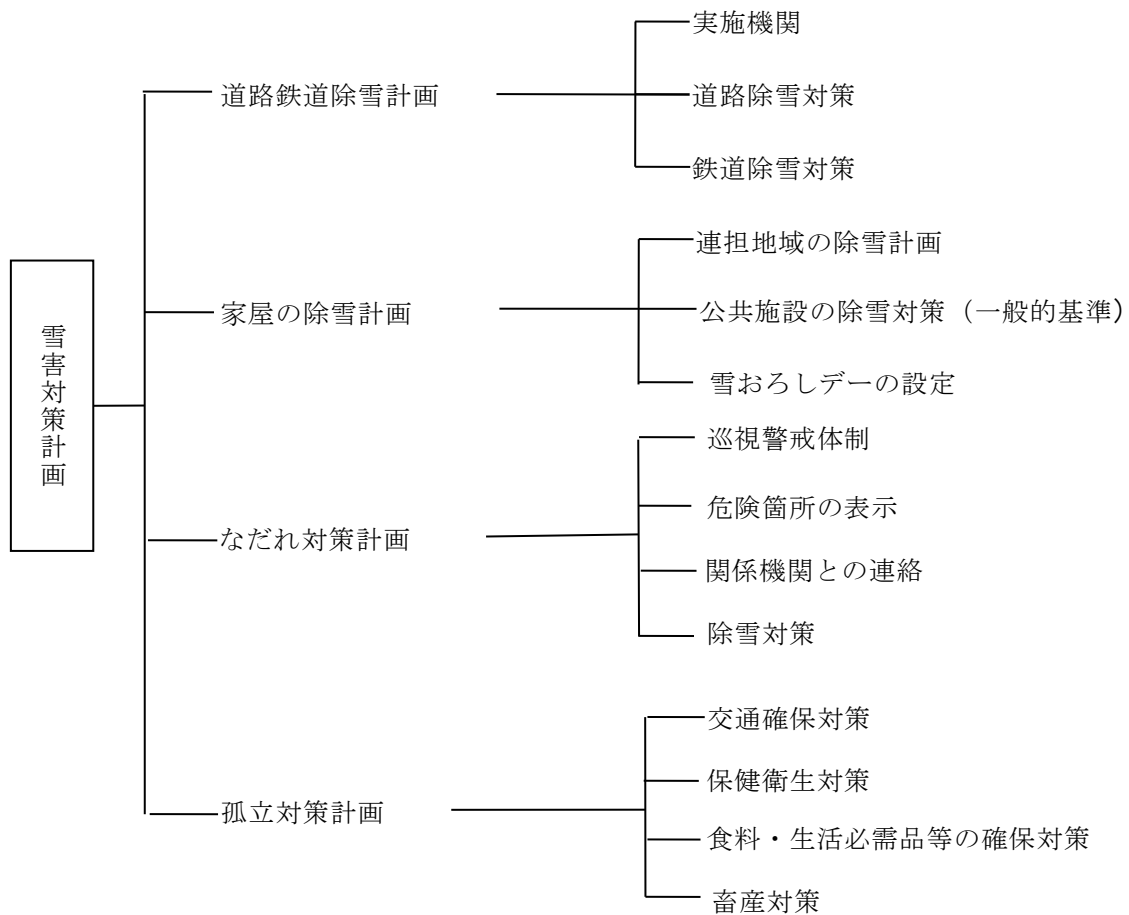
- (1) 消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及啓発
- (6) 前各号に付帯する業務

第6章 雪害対策計画

基本的な考え方

雪害による交通の途絶、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす被害及び雪崩等による災害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するため、必要な事項について定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 道路鉄道除雪計画

第1項 実施機関

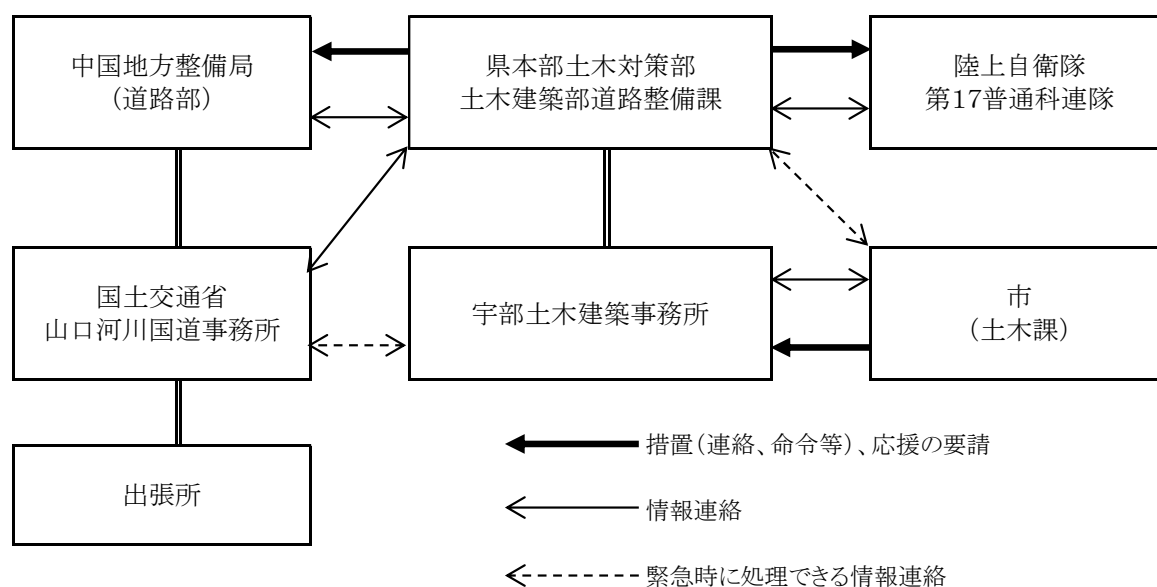
積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

県道及び県管理国道の除雪	山口県土木建築部道路整備課（土木建築事務所を含む。）
国道の除雪	直轄道路については、中国地方整備局 （国土交通省山口河川国道事務所）
市道の除雪	市（土木課）
西日本高速道路株式会社の管理する 道路の除雪	西日本高速道路株式会社
鉄道の除雪	西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社 関西支社広島支店

第2項 道路除雪対策

1 対策系統

■道路除雪対策の流れ



2 県が行う除雪

県は、県管理道路のうち、除雪可能区間について機械除雪を実施し、冬季道路交通の確保を図るものとする。

(1) 除雪区分

区 分	除雪路線の区分	除雪目標	緊急確保区分
第1種	日交通量おおむね1,000台以上の区間	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。	異常降雪時においては5日以内に2車線確保を図る。
第2種	日交通量おおむね500～1,000台の区間	2車線幅員確保を原則とするが状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。	異常降雪時には約10日以内に2車線又は1車線確保を図る。
第3種	日交通量おおむね500台未満の区間で次に該当するもの 1 国道その他重要な路線 2 代替道路のない路線又はバス路線で民生安定上特に重要な路線	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能となっても止むを得ない。	

(2) 除雪路線の指定

県は、毎年対策実施時期に、関係土木建築事務所管内毎に除雪路線及び除雪機械の配備を決定し、除雪実施体制を確立するものとする。

(3) 除雪機械及びオペレーターの配置計画等の整備

ア 土木建築事務所は、管内の市町及び建設業者等の所有する除雪用機械数、オペレーターの動員可能数を把握し、配置及び輸送方法を検討して、これらとの協力体制を確立しておくものとする。

イ 県道路整備課は、県内全般の除雪用機械の配置状況を把握し、毎年所要の資料を整備して、各土木建築事務所の運用調整を図るものとする。

(ア) 除雪用機械確保計画

機 械 名：ブルドーザ、グレーダー、ジープ、プラウ付トラック、ローダー、ダンプトラック等

動員体制：平常時及び緊急時

動員方法：現有、借上げ、応援

(イ) オペレーター配置計画

各土木建築事務所管内毎の平常時及び緊急時における除雪機械に対するオペレーターの現員、雇上、応援に関する計画を整備する。

3 災害時における道路交通確保のための緊急措置

国土交通省及び県は、積雪時における道路除雪活動を円滑迅速に実施するため、緊急確保路線、除雪用機械及び除雪要員の動員及び連絡系統その他必要な事項を定めるものとする。

(1) 情報連絡

ア 情報連絡系統

イ 情報連絡の内容

(ア) 指定観測点における降雪量、積雪量等の積雪気象状況

(イ) 道路交通確保状況

(ウ) 除雪機械及びオペレーターの動員数

ウ 連絡の実施時期等

(ア) 実施区分

A 平常時の観測及び情報連絡

平常時の降積雪量については、県道路整備課が指定した観測地点において12月1日から3月31日までの間、観測所からの午前8時現在の状況を毎日午前9時までに土木建築事務所から県道路整備課に連絡すること。

B 注意積雪深の観測及び情報連絡

各観測点における積雪深が警戒積雪深の1/2に達したときは注意積雪深として直ちに報告するものとする。ただし、夜間における積雪は、午前6時に県道路整備課に連絡すること。

C 交通確保準備態勢

a Bの状況に達したときは、県道路整備課は土木建築事務所に連絡し、土木建築事務所は交通確保準備態勢に入り、9時、12時、17時のそれぞれの時間までに降雪、積雪及び交通確保状況を連絡すること。

b 土木建築事務所長は必要に応じ交通規制を実施し、降積雪及び凍結の状況により作業を開始し、その作業状況の情報連絡を行うこと。

(イ) 緊急時

さらに事態が逼迫してきた場合は、状況変化（雪崩等による交通不能）の都度即刻報告するものとする。

(ウ) 連絡方法（対土木建築部道路整備課）

防災行政無線により連絡するものとする。

(2) 警戒積雪深

警戒体制に入る基準の警戒積雪深は、毎年県道路整備課において所要の資料を作成するものとする。

(3) 警戒体制及び緊急体制への移行

県下に大雪警報が発表されたときは、第1警戒体制の配備につき、豪雪等のため必要と認めるときは、第1、第2警戒体制又は災害対策本部体制の配備につくものとする。

(4) 除雪機械及びオペレーターの配置

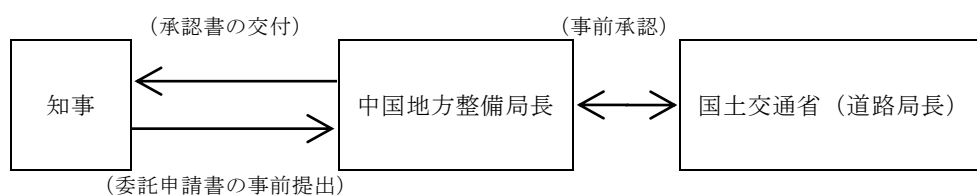
毎年県道路整備課が関係機関と連絡協議して定めるものとする。

(5) 応援派遣等に関する事務的処理

ア 国道における県管理部分の中国地方整備局委託

除雪動員計画において、あらかじめ中国地方整備局に委託することができる。

■除雪に関する応援派遣要請の流れ



イ 中国地方整備局所有の除雪機械の貸付

災対法に基づき県本部を設置した県又は市町が、中国地方整備局長に対し応援の要請を求めた場合は、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、除雪機械を貸し付けることができる。その際の機械貸付料は無償である。その他の場合（災対法に基づかない場合等）は有償である。

なお、貸付料以外の費用（オペレーター等）は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」（平成20年8月20日）による。

ウ 県相互間の応援の事務処理

応援措置可能な、県相互間において、あらかじめ経費の単価、支払方法等を協議するものとする。

4 国土交通省山口河川国道事務所が行う除雪

国土交通省（山口河川国道事務所）は、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、毎年具体的な計画を整備するものとする。

計画事項の概要はおおむね次のとおりである。

- (1) 情報、措置等の連絡体制

国土交通省が定める連絡系統図による。
- (2) 警戒体制における措置
 - ア 情報連絡の強化（パトロールの実施を含む。）
 - イ 除雪機械及びオペレーターの借り上げ、応援に関する事前手配。
 - ウ 除雪作業、凍結防止作業の強化
- (3) 緊急の体制における措置
 - ア 情報連絡の強化
 - イ 除雪機械及びオペレーター、その他必要な機械等の確保

5 標示板の設置

国土交通省及び県は、別に定めるところにより、路面凍結及び積雪等に関する標示板を設置するものとする。

6 市の除雪対策（土木課・関係各課）

- (1) 宇部土木建築事務所との連携

市は、宇部土木建築事務所と密接な連携のもとに実施するものとし、除雪作業の一貫性を図るよう努めるものとする。
- (2) 除雪路線の決定

市は、交通量、国・県道との接続性を考慮し、市民生活に影響の大きい路線又は孤立地区が生じるおそれがある場合に回避するための路線等を優先的に選定し、除雪を実施するものとする。

7 「市民除雪」の協力体制の確立

市、県が行う道路除雪に関連して、市民による排雪作業の協力体制の確立を推進する。

8 西日本高速道路株式会社が行う除雪

西日本高速道路株式会社（中国支社山口高速道路事務所）は、山陽自動車道及び中国自動車道の除雪対策を樹立し、積雪時には除雪対策を実施する。

第3項 鉄道除雪対策

西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、除雪対策を樹立し、積雪時には除雪対策を実施する。

1 除雪計画の樹立

降積雪が甚だしい場合は、早期にラッセル車を運転する。この場合、必要により一部の営業列車を運転休止することもあり得るものとする。

- (1) 積雪状況の把握及び段階的想定
- (2) ラッセル車運転計画の樹立
- (3) 一部営業列車の運転規制及び列車の迂回運転計画の樹立

第2節 家屋の除雪計画

第1項 連担地域の除雪計画

県土木建築事務所及び市は、屋根の雪おろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について相互に協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努めるものとする。

第2項 公共施設の除雪対策（一般的基準）

公共施設の管理者は、次の基準に基づいて除雪に努めるものとする。

- 1 多雪地帯では、屋根上50cm以上積雪の場合に除雪開始
- 2 両方屋根面の均等除雪の実施
- 3 排雪場所、処分方法の計画的実施
- 4 長期降雪が予想されるときに残雪の除雪

第3項 雪おろしデーの設定

屋根上の雪おろし及びこれに伴う排雪、並びに基幹線以外の道路除雪等の作業は、市民が一致協力して計画的に実施することが効果的であり、かつ関係機関の対策実施上必要ある場合に、市は、多降雪時において、「雪おろしデー」又は「市民除雪デー」を設定して、自主的な防災活動を促進するものとする。なお、「雪おろしデー」等の設定に当たっては、宇部土木建築事務所等関係機関と事前に十分な連絡をとるものとする。

1 除雪（総務課・関係各課）

雪の捨て場の指定についてあらかじめ決定し、屋根の雪おろし、私道・小路の除雪等の共同作業を計画的に実施する。

2 雪の運搬処理（総務課・土木課・関係各課）

家屋連担地域の路線、特に幹線道路においては、屋根の雪おろしと同時に、道路上の雪を適切な場所に運搬処理することが交通確保対策上に緊要であるので、雪の運搬方法、雪の捨て場の指定についてあらかじめ決定しておくものとする。

第3節 なだれ対策計画

第1項 巡視警戒体制

市は、消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関と協力のもとに査察を行い、危険箇所の早期発見に努めるものとする。

第2項 危険箇所の標示

市は関係機関との連絡のもとに、「なわ張り」、「赤旗」等により標示し、住民、通行者に周知徹底を図るものとする。

第3項 関係機関との連絡

市は、なだれによる被害防止対策について、防災会議関係機関と緊密な連絡を保ち、情報の交換、対策の調整に努めるものとする。

第4項 除雪対策

なだれの発生により、市民の生活、交通確保の上に重大な支障を生じた場合は、早急な除雪対策を講じるものとする。

第4節 孤立対策計画

第1項 交通確保対策

市（道路管理者）、国土交通省、県、西日本高速道路株式会社中国支社・九州支社は、必要に応じて所管路線の巡視警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図るものとする。

第2項 保健衛生対策（関係各課）

第4編第7章「保健衛生・動物愛護管理計画」に掲げる対策によるほか、次によるものとする。

1 救急患者の緊急輸送対策

- (1) そり、スノーボードによる輸送対策及び要員の確保
- (2) ヘリコプターによる空中輸送対策
- (3) ヘリポートの設定及び標識

2 環境衛生対策

- (1) 水道施設の保全等飲料水の確保
 - ア 水源施設、浄水施設、配水池の換気孔の除雪
 - イ 消毒薬品特に塩素の確保備蓄
 - ウ 滅菌器及び予備滅菌器の整備並びに保温設備の整備
 - エ 送水設備の補助機関の整備及び試験的送水の実施
 - オ 積雪地における、どろ吐管、空気弁、制水弁、消火栓、計量装置等の位置の標示並びに消火栓の除雪確認、凍結防止のための措置
 - カ 配水系統の調査と危険箇所の確認並びに給水装置等露出配管の凍結破損防止措置
 - キ 断水時の給水措置は、本計画に定めるものとする。
 - ク 雪どけ時においては、井戸の汚染防止のための事前除雪、汚水の排水を行う。
- (2) し尿、ごみの処理
 - ア し尿の汲取処分
 - (ア) 大雪注意報発令の場合は、各家庭の便槽を汲取しておくこと。
 - (イ) 積雪時に汲取り運搬車の運行不能の場合を想定し、雪どけ時に飲料水、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておくこと。
なお、処理場への投棄に際しては、同時に消毒剤の散布を行うこと。
 - イ ごみの収集処分
ごみは、各家庭で焼却処分を行い、残物は環境衛生上支障なく、雪どけ後運搬便利な場所を指定し堆積しておくこと。
- (3) 遺体埋火葬
 - ア 火葬場への交通途絶の場合は、応急の「そり」による輸送を図ること。
 - イ 輸送不能の場合は、臨時野焼場を設置処理すること。
この場合は、所轄警察署への連絡に留意すること。
- (4) 家畜の死体処理

死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）は、死亡獣畜取扱場に運搬し処理すること。
ただし、運搬不能の場合は、所轄健康福祉センターの許可を得て、解体、埋却若しくは焼却すること。

3 食品衛生対策

(1) 食品

- ア 食品不足に備え、びん詰、かん詰、インスタント食品を備蓄すること。
- イ 食中毒防止のため、食品備蓄方法の指導を行うこと。
- ウ 洗浄用水の不足が予想されるので、使い捨て容器や衛生手袋を確保すること。

(2) 搾乳業者の指導

生乳用容器の不足が予想されるので、保存容器の確保及び臨時容器、既存容器の保清について十分指導すること。

第3項 食品・生活必需品等の確保対策

市及び県は、次の対策を行う。

1 飯米の確保（商工労働課・関係各課）

積雪中必要な飯米の貯蔵確保

2 乳児用ミルク等の確保（社会福祉課・関係各課）

人工栄養乳児用粉ミルク、砂糖の確保

3 生鮮食料品、生活必需品の調達確保（農林水産課・社会福祉課）

(1) 生鮮食料品の確保

- ア 野菜の防寒貯蔵
- イ 鶏卵、魚、肉類の貯蔵確保

(2) 保存食品の確保

- ア 自家用漬物、乾燥野菜、その他食品の加工、貯蔵
- イ 缶詰、塩干魚、煮干、豆類、海草類、調味料の確保

(3) 燃料の確保

第4項 畜産対策

市及び県は、次の対策を行う。

1 飼養管理（農林水産課）

- (1) 飲水対策
- (2) 衛生対策

2 家畜飼料の確保（農林水産課）

- (1) 粗飼料の調達確保
- (2) 濃厚飼料の調達確保

3 畜産物の品質低下の防止（農林水産課）

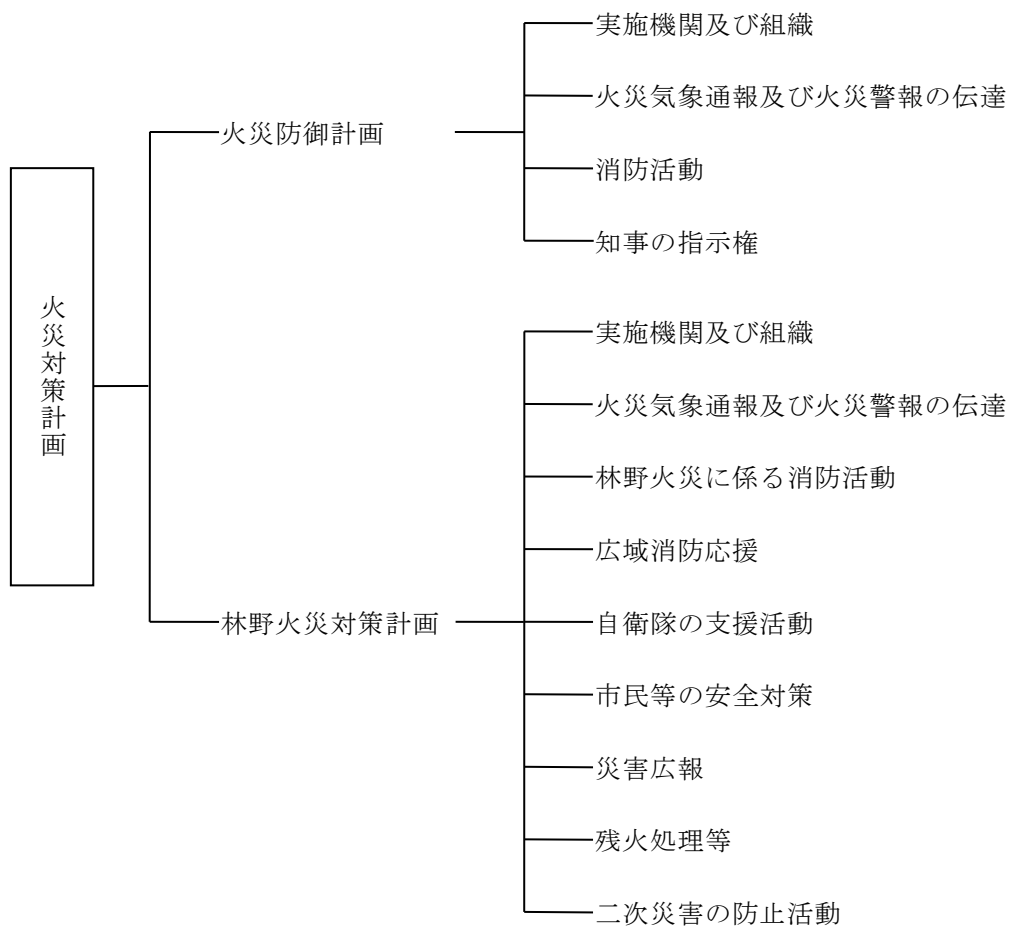
- (1) 異常乳の発生防止
- (2) 生乳・鶏卵の凍結及び腐敗防止

第7章 火災対策計画

基本的な考え方

火災による被害の軽減を図るため、消火活動及び消防応援等についての火災防御計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 火災防御計画

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防御に必要な対策について定める。

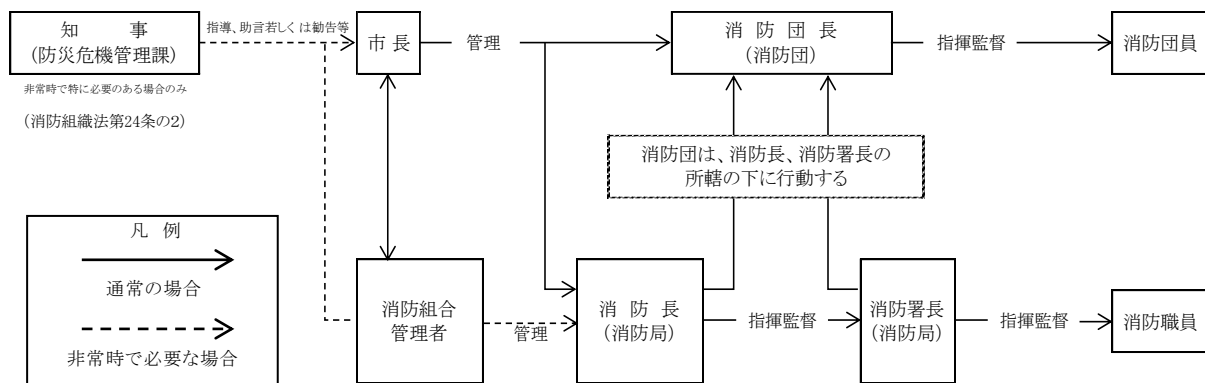
第1項 実施機関及び組織

1 実施機関

- (1) 市（消防局）
区域内における建物、山林、船渠又は埠頭にけい留された船舶その他の工作物等の火災に係る防御活動を実施する。
- (2) 海上保安署
海上における船舶等の火災に係る防御活動の実施
- (3) 県
大規模火災で必要がある場合、又は被災市町から要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火災防御のための必要な指導、助言等を行い市を支援する。
- (4) 警察署（山陽小野田警察署）
市民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防御に必要な措置（交通規制等）を行う。

2 消防の組織体制

(1) 市消防機関の系統図



第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

1 火災気象通報

- (1) 下関地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。
 - ア 定時に行う火災気象通報
気象台長は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。
この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。
ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。
 - イ 随時に行う火災気象通報

直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。

【火災気象通報の通報基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表基準）】

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	強風によって災害が発生するおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が10m/s以上予想される場合
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	(上段二つの条件に該当する場合。)

(2) 知事（防災危機管理課）は、下関地方気象台長から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市長に通報する。

2 火災警報の発令

市長（消防長）は、県知事（防災危機管理課）から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。

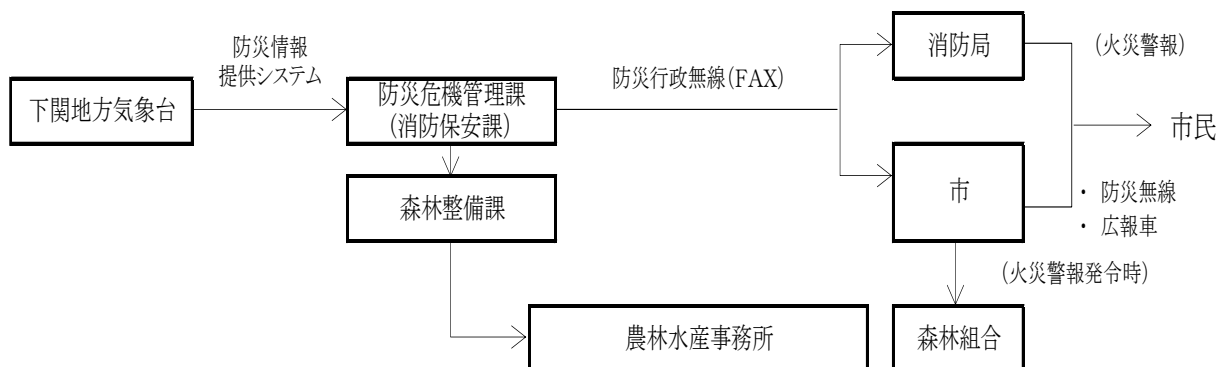
なお、火災警報の発令基準については、地域の実態を勘案し、あらかじめ定めておくものとする。

気象台からの火災気象通報以外にも、火災予防上必要な注意報として以下のものがあり、市長はこれを有効に活用し、必要な措置を講じる。

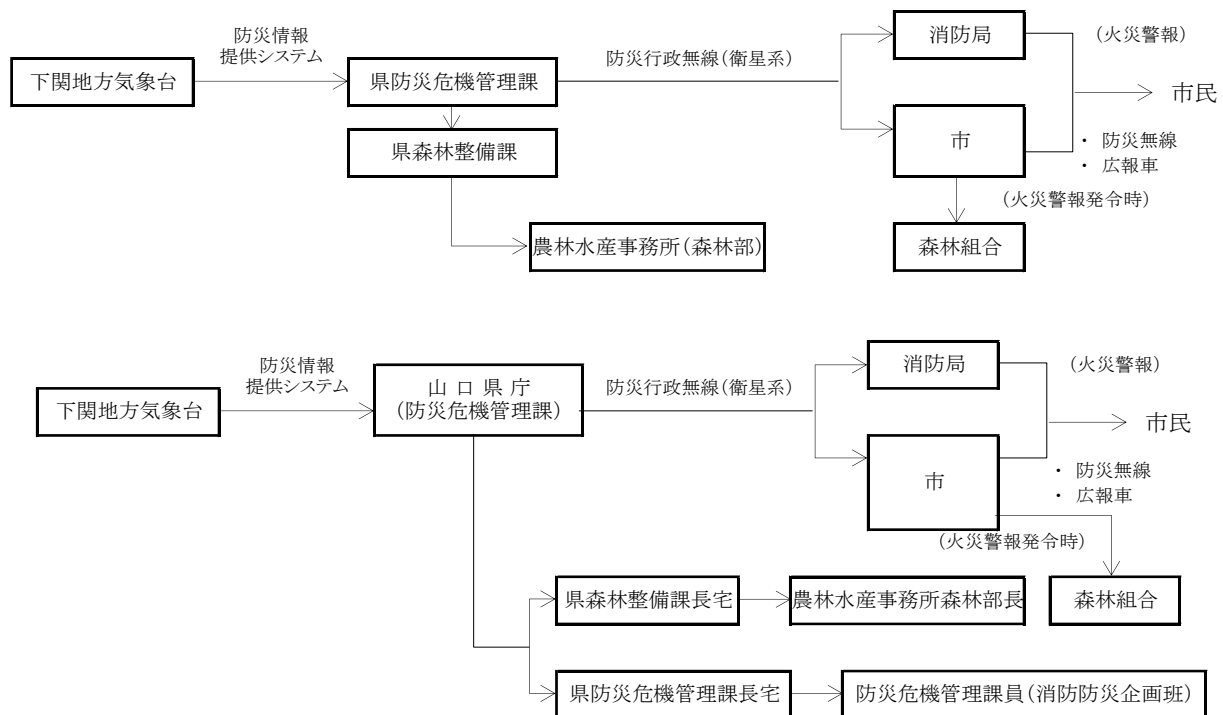
強風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予測される場合。具体的には平均風速が10m/s以上と予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合。

3 火災気象通報・火災警報の連絡系統

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



4 火災気象通報・火災警報の周知

- (1) 火災発生防止のための市民への呼び掛け
 - ア 県（防災危機管理課）は、下関地方気象台長から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに、市及び消防局に防災行政無線（一斉 FAX）により伝達し注意を促す。
 - イ 県から通報を受けた市長（消防長）は、防災無線、広報車等を活用して、市民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。
- (2) 市は、火災警報を発令したときは以下の方法により（単独で又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。
 - ア 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示
 - イ 広報車による巡回広報
 - ウ 防災メール

5 防火パトロールの実施

市は、火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、消防吏員、消防団員等による防火パトロールを強化し、乾燥・強風時（火災気象通報・警報・注意報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等でのパトロールを強化する。

第3項 消防活動

市（消防局）は、当該区域内における消防に関して定めている「消防計画」及び本計画に基づき、所有する資機材、人員を活用して、迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

1 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、消防局は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初期情報	中期情報
・火災の発生場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の状況 ・進入路確保の有無 ・その他必要事項	・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・市民の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏えい・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

2 資機材の確保

的確な消火活動を展開するためには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先（協力先）の状況
- (5) 資機材等の使用期間

3 情報伝達

- (1) 関係機関への伝達

ア 市（消防局）は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について、関係機関（山口県、警察署、市、隣接市・消防局等）に対し速やかに伝達するものとする。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

イ 市（消防局）から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については、火災発生後直ちに電話・FAXにより報告するものとする。

- (ア) 死者が3人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災
- (イ) 特定防火対象物で死者が発生した火災
- (ウ) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- (エ) 定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物等の火災
- (オ) 空中消火を要請した林野火災
- (カ) タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災等社会的に影響が大きいもの
- (キ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- (ク) 危険物の漏えい、流出、爆発等の事故
- (ケ) 放射性物質の漏えい等の事故
- (コ) 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故で、社会的影響の大きいもの

ウ 県は市町からの通報又は自ら必要な情報の把握に努め、「火災・災害等即報要領」に基づき消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係機関に伝達する。

- (2) 応援要請必要時の情報連絡

資料編「山口県広域消防応援・受援基本計画」を参照

4 市民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、市民が危険にさらされるおそれがあり、市民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するためには市民等への規制措置も必要となることから、市（消防局）は、以下の対策を講じるものとする。

(1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

ア 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、消防法に基づき火災警戒区域を設定する。

イ 消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員から要求があったとき）は、消防法に基づき消防警戒区域を設定する。

ウ 設定・表示要領等

- (ア) 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期、範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに、適切な表示や市民に対する広報等を実施する。
- (イ) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。
掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（市災対本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。
- (ウ) 警戒区域には、消防法で定める者以外の者の立ち入り等の禁止と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

(2) 避難指示

火災の延焼拡大、危険物等の漏えい、流出、爆発等の危険が予想される場合において、市民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導を実施する。

ア 一般的な避難判断基準

(ア) 火災

- A 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想される時。
- B 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。

(イ) 危険物の流出

危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され、人的被害が生じるおそれがあるとき。

(ウ) ガス等の漏えい

燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想される時。

イ 市長等の避難指示等

第3編【風水害等対策編】第4章第1節「避難指示等」を参照。

ウ 避難場所・避難誘導

避難対策については第3編【風水害等対策編】第4章「避難計画」を参照。

なお火災に関して留意する事項は以下のとおりである。

(ア) 避難場所の決定

本計画に定める避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある施設及び広場を選定する。

(イ) 避難順位

火災現場の風下に位置する市民のうち、病弱者、高齢者、障がい者、子供、女性を優先する。

(ウ) 避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。

(エ) 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

(オ) 避難誘導

消防団員、市職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(ハ) 避難場所・退去跡地の警戒

警察官、市職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

5 災害広報

市民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。この場合、情報の混乱をきたさないよう、市部局と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議するものとする。

なお、広報活動は、市民に対する広報と報道機関に対する報道広報に大別して行う。

(1) 市民に対する広報

市民に対し、注意と警戒を喚起するとともに、避難指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

- (ア) 気象情報
- (イ) 被害状況
- (ウ) 危険区域の状況、警戒区域設定状況
- (エ) 安否情報
- (オ) 道路交通情報
- (カ) その他必要事項

イ 避難広報

- (ア) 避難指示の出された地域の範囲等
- (イ) 避難先（一時避難場所又は避難場所の所在地、名称）
- (ウ) 避難経路
- (エ) 避難の理由（危険切迫の理由）
- (オ) 避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）
- (カ) 避難順位
- (キ) その他必要事項

(2) 報道広報

警察、消防局、市部局等と調整の上、次の事項について発表する。

なお、市災対本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

○ 被害状況等

- (ア) 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- (イ) 災害危険区域等
- (ウ) 避難、警戒区域設定状況
- (エ) 避難状況、災害に対する留意事項

(3) 伝達・広報手段

ア 広報は、防災行政無線（MCA 無線）、防災メール、市ホームページ、広報車、ヘリコプター、口頭伝達及びテレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。

イ 市民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続をとる。

この場合の手続等については、第3編【風水害等対策編】第2章第5節「広報計画」を参照。

第4項 知事の指示権

知事は、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認める時は、災対法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市長、消防長、水防管理者に対して災害防御措置に関し指示し、又は他の市町長に応援出動の措置を指示して、人的被害の防止に努める。

1 指示権を発動する場合の基準

応急対策措置については、市長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり、知事の指示権は、市の機能では適切な防御措置を講じることができない場合に発動する。

(1) 指示の範囲

- ア 対策要員の応援派遣
- イ 災害防御、鎮圧の措置
- ウ その他災害防御措置に関し必要と認める事項

(2) 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は、原則として下記によることとするが、指示先の市町と協議の上、出動人員は適宜増減する。

第1次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市町に対して、その所属する消防吏員、消防団員、水防団員の実員の1／3の人員を派遣することを指示する。
第2次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地周辺の市町に対して、その所属する消防吏員、消防団員、水防団員の実員の1／2の人員を派遣することを指示する。
第3次指示権の発動	災害が2地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防吏員、消防団員、水防団員の1／2の人員を派遣することを指示する。

第2節 林野火災対策計画

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

第1項 実施機関及び組織

本章第1節1項「実施機関及び組織」を参照。

第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

本章第1節2項「火災気象通報及び火災警報の伝達」を参照。

第3項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

- (1) 市（消防局・農林水産課）は、当該区域における防災責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく近隣市町に応援要請を行うなど、早期消火に努めるものとする。

- (2) 知事の指示権に係る具体的事項については、本章第1節第4項「知事の指示権」を参照。

- (3) 林業事業関係者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

- (4) 市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

2 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、また、活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから、以下にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
<pre> graph TD A[異常気象] --> B[出火] B --> C[火災拡大] C --> D[鎮圧] D --> E[鎮火] </pre>	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員（団員）の召集準備 (4) 車両の移動配置準備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の通報 2 山口県 (1) 防災危機管理課 市・消防局、森林整備課への 「火災気象通報」の伝達 (2) 森林整備課（農林水産事務所（森林部）） 森林保全巡視員によるパトロールの強化
	覚知（通報受信） 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防御体制 ア 非番職員、団員の非常召集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ア 消防防災ヘリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 山口県警察ヘリによる状況把握要請 エ 市からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市・消防機関 ア 警戒体制 イ 応援出動準備 ・ 応援隊員の確保 ・ 資機材の確保と点検 ・ 応援隊輸送準備
	1 広域応援要請（隣接・他県消防） 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 市民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる空中消火 (2) 隣接県への広域応援要請 ア 消防庁への要請 イ 隣接県防災危機管理課への連絡 (3) 自衛隊災害派遣要請 ア ヘリコプター・要員の派遣 イ 消火資機材の搬送 ウ 地上部隊員の派遣 (4) 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防御鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 警察の対応 (1) 火災原因の究明等

3 消防資機材の貸付け

- (1) 県（防災危機管理課・農林水産事務所）が保有する林野火災対応資機材

県は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう等の整備を進め、関係先に寄託している。

また、農林水産事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができるものとする。

- (2) 貸付け手続

ア 借受側（市）の手続

災害対策用資機材貸付け申請書（様式第1号）を、空中消火用資機材にあつては防災危機管理課長へ、農林水産事務所（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）農林水産事務所森林部長に提出する。

ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い、事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内 防災危機管理課（TEL 083-933-2370）

美祢農林水産事務所（TEL 0837-52-1071）

(イ) 勤務時間外

防災危機管理課長宅（守衛室経由）、農林水産事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）

ウ 借用証の提出

借受に係る資機材を受領するときは、資機材借用証（別記様式第2号）を、防災危機管理課長又は農林水産事務所森林部長（以下「貸付者」という。）宛てに提出する。

エ 貸付け条件

(ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は、派遣を要請した市町長に貸付けたものとする。

この場合の借受手続は(2)アの手続による。

(ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

(エ) 借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行う。

ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。

(オ) 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

(カ) その他貸付者が必要と認めた事項

第4項 広域消防応援

市及び消防局の消防力の全力を挙げても林野火災への対応が困難なときには、近隣市、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。

広域消防応援要請に必要な手続等については、資料編を参照。

第5項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項について定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

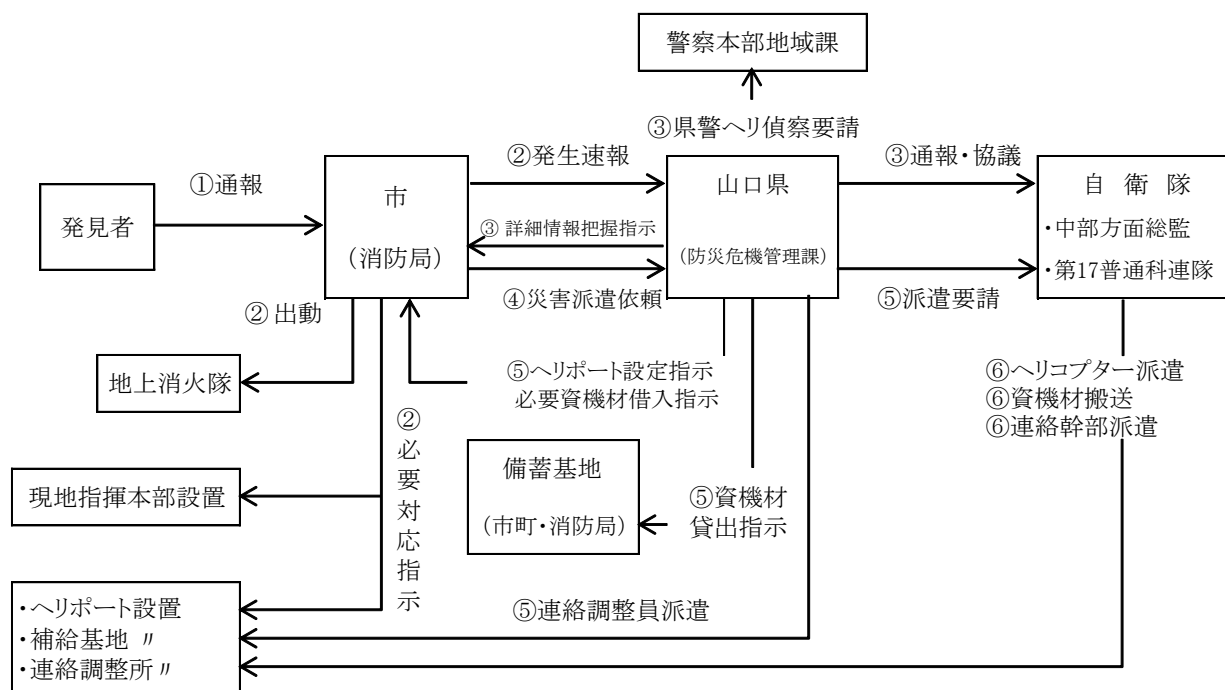
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第4編第3章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照。

2 ヘリコプターの派遣要請に当たっての留意事項

要請に当たっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防御戦術の実施に際して各消火隊が有機的に活動できるよう、関係機関との間の連絡調整を図る。この場合、自衛隊の災害派遣部隊指揮官との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

市は災害時の対応に備え、山陽小野田市小野田運動広場、山陽小野田市高千帆運動広場、山陽小野田市厚狭球場、山陽小野田市埴生漁港を臨時ヘリポートとする。

(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

- (イ) 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

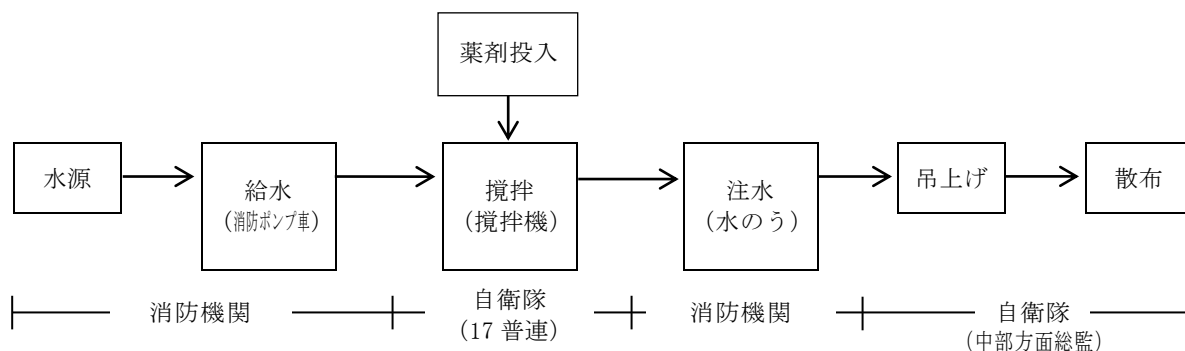
- (ウ) 気流の安定した場所であること。

イ ヘリポートの設営

林野火災に係るヘリポートの設営については、「林野火災用空中消火資機材運用基準」による。

(3) 補給作業

ア 補給作業体系



イ 補給作業の内容

- (7) 給水作業
- (イ) 薬剤準備・投入作業
- (ウ) 攪拌作業
- (エ) 消火剤注水作業

ウ 作業1個班の人数

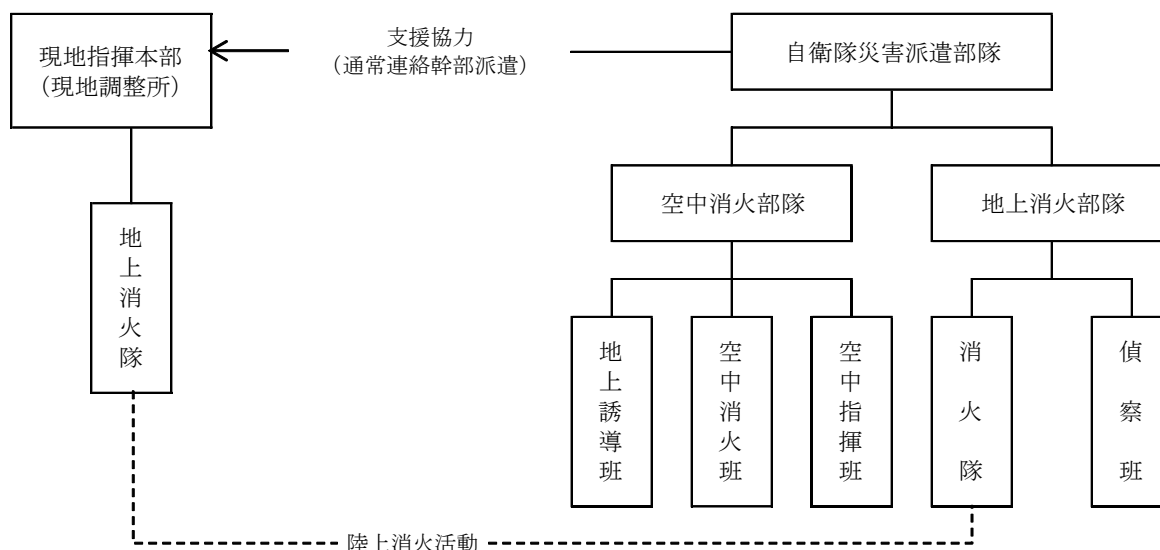
市等が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。

要員の確保に当たってはこれを目安に要員を確保するものであること

班 長	給水係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備 考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車（1台） 防塵眼鏡・防塵マスク・ハンド マイク・手旗等用意

5 自衛隊派遣部隊の現地組織

(1) 自衛隊空中消火現地組織図



6 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において、次の事項について綿密に協議を行い、空中消火作業に支障のないようにするものとする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など、地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合わせをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう、火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防御方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況の効果を正確に把握する。

7 安全基準

空中消火活動時に当たっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること。

イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。

ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には標識を立て、関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして、市民の注意を喚起すること。

オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲 50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

- ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。
- イ ヘリコプターから半径 15m以内での火気の使用を禁止すること。
- ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。
- エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。
- オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

第6項 市民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には市民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。

このため、これらの者の安全確保を図るため、市は必要な対策を講じる。

1 避難指示、警戒区域の設定

- (1) 市長は、林野火災の延焼拡大により市民の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されるときは、消防法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、市民の生命身体の安全確保を図る。

避難指示及び警戒区域の設定に係る事項については、本章第1節第3項4「市民に対する安全対策」を参照。

- (2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、市民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は本章第1節第3項4（2）ウ「避難場所・避難誘導」を参照。

第7項 災害広報

市及び消防局は、市民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため、必要な情報を市民等に伝達する。林野火災時において市民への伝達事項等は下記のとおり。

火災時における広報活動等に関しては本章第1節第3項5「災害広報」を参照。

1 災害広報事項

- (1) 気象警報・注意報発表
- (2) 災害危険区域等に関する事
- (3) 避難、警戒区域設定に関する事
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関する事
- (5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 防災行政無線（MCA 無線）、防災メール等
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第8項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して、組織的に残火処理に当たること。
- (2) 残火処理については、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。
また注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。
- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急救置を行わせる。

2 事後措置

- (1) 確認事項
残火処理が終了し、部隊が撤収する際には、現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。
 - ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
 - イ 利用資機材の点検
 - ウ その他
- (2) 火災調査
鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。
- (3) 調査事項は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 火災原因関係
 - (ア) 火災発生日時、場所
 - (イ) 発生原因
 - (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
 - (エ) 被害状況
 - イ 火災防御鎮圧活動関係
 - (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
 - (イ) 出動人員及び出動時刻
 - (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
 - (エ) 防御活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
 - (オ) 広域応援部隊の活動状況
 - (カ) 残火処理活動
 - (キ) 防御指揮及び防御作業の経過概要
 - (ク) 救護、資機材給与概要
 - (ケ) その他

第9項 二次災害の防止活動（消防課）

1 土石流等の二次災害の防止

市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意し、二次災害の防止に努めるものとする。

2 危険箇所の点検

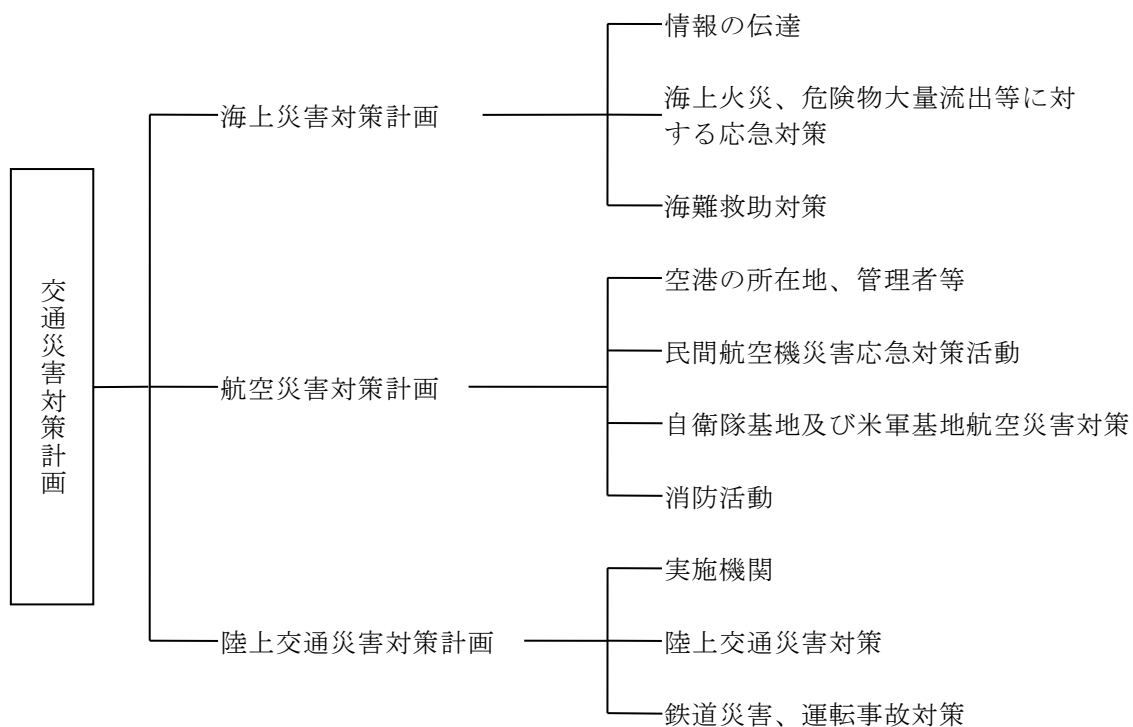
市は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係市民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第8章 交通災害対策計画

基本的な考え方

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害及び陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、国、県、市をはじめ各防災関係機関は連携の下、各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努めるものとする。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 海上災害対策計画

海域で油・危険物の漏えい、流出、火災又は爆発等の災害が発生した場合において防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

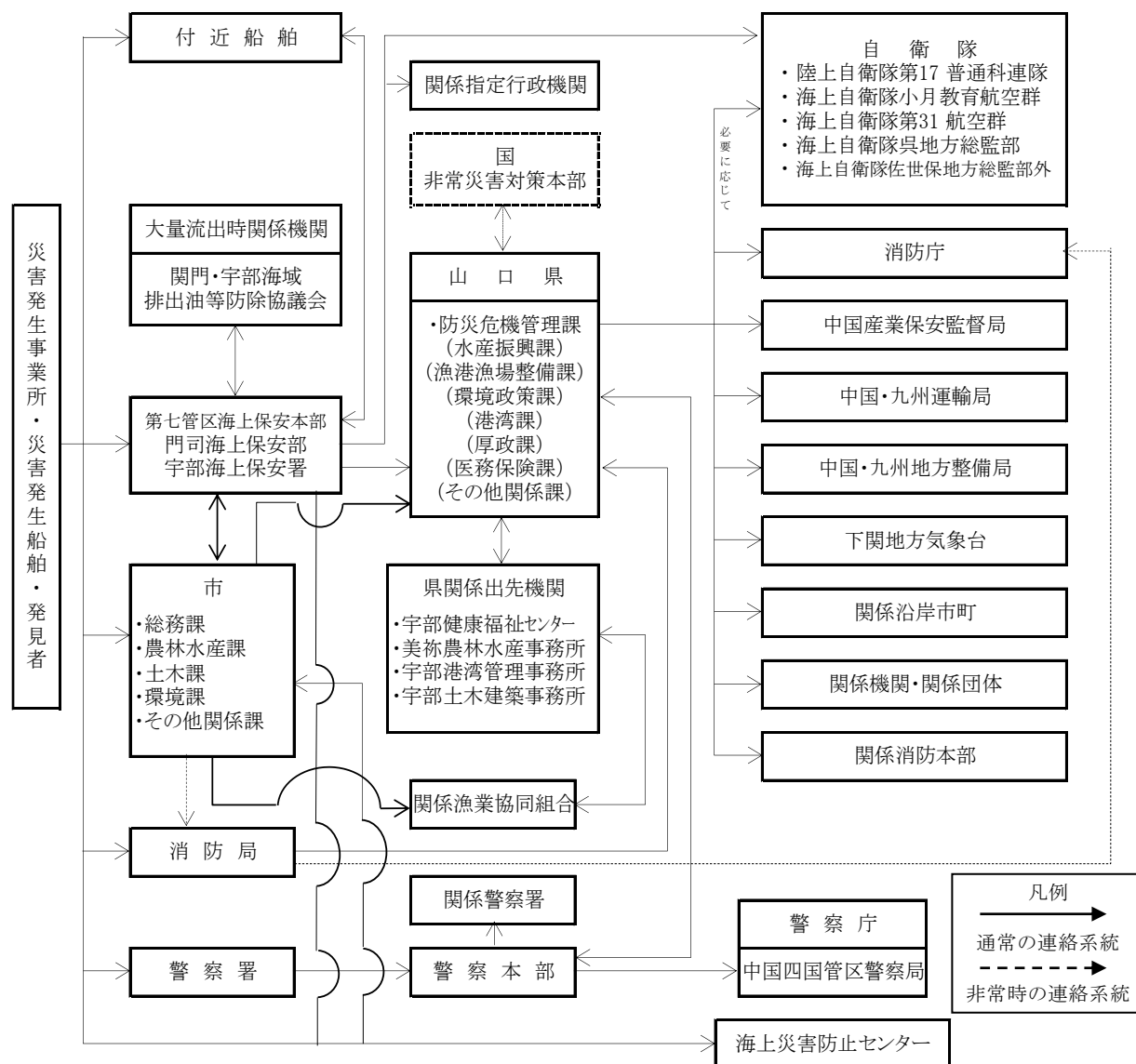
なお、石油コンビナート等特別防災区域における海上災害応急対策については、山口県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。

なお、関門・宇部地域における大量油流出事故等の連絡系統は、関門・宇部海域排出油防除協議会で定める連絡系統による。

■海上災害に関する情報の伝達の流れ



第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策（農林水産課・環境課・消防課）

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安署、地方整備局、県、市、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、市民に対して協力を求めるものとする。

なお、海上災害発生時において市がとるべき措置は、おおむね以下のとおりである。

1 発災直後の情報収集・連絡

(1) 海上事故情報等の収集、連絡

ア 海上保安署、警察署、漁協から人的被害の状況等を収集するとともに、必要に応じ海上保安署、山口県警察等へ航空機等による情報収集を依頼する。

また、被害規模に関する情報を含め、概括的情報を直ちに県に報告するとともに、応急対策活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等について順次報告する。

イ 漁業協同組合と協力し、漁船による危険物の浮遊状況、規模等の情報収集を行う。

ウ 沿岸からの情報収集と監視を行う。

エ 必要に応じて、消防団、沿岸企業等に情報収集を要請する。

オ 災害情報連絡のための通信手段の確保を図る。

2 活動体制の確立

(1) 活動体制

発災直後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等県の活動体制に準じた活動体制を確立する。また、この場合、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

ア 第1警戒体制

○ 本市近海で大量油等流出事故が発生し、本市沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。

○ 本市沿岸海域で少量の油等流出事故等が発生したとき。

(ア) 体制：応急対策関係課で構成する連絡調整会議を設置する。

(イ) 構成：総務課、環境課、社会福祉課、農林水産課、土木課、消防課

(ウ) 活動概要

- ・関係機関からの情報収集、連絡体制の確立
- ・油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着マット等）の所在地、数量の確認
- ・漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認
- ・応援要請への対応

イ 第2警戒体制

○ 本市近海で大量の油流出事故が発生し、本市沿岸に漂着の可能性が高いと認められるとき。

○ 本市沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であることが見込まれ、市の総力をあげて対応するまでに至らないとき。

(ア) 体制：総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。

(イ) 構成：総務課、企画課、協働推進課、環境課、社会福祉課、農林水産課、土木課、消防課

(ウ) 活動概要

- ・関係機関からの情報収集
- ・油防除資機材、漂着油回収資機材の現地への搬送
- ・不足資機材の確保
- ・周辺地域での広報
- ・応援要請事項の整理及び窓口、手順の確認
- ・防除活動要員（ボランティアも含む。）の確保
- ・必要に応じて自衛隊の派遣要請

ウ 災対対策本部体制

○ 流出油が大量に漂着すると認められるとき。

(ア) 体制：市長を本部長として、災害対策本部を設置する。

この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認められたときは、現地に「現地災害対策本部」を設置する。

(イ) 構成：本編第1章第1節第3項「災害対策本部の設置」による。

(ウ) 活動概要

- ・市の全組織を挙げての防除活動及び応急対策の実施
- ・自衛隊の派遣要請
- ・応援要請
- ・復旧、復興対策

3 応援協力関係

海上保安署、市（消防局）は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

- (1) 宇部海上保安署と宇部・山陽小野田消防組合との船舶消火に関する業務協定
- (2) 排出油防除協議会等

機関の名称	会 員
関門・宇部海域排出油等防除協議会	国、県、市、事業所、漁協等

- (3) 化学消火剤共同備蓄に関する協定

危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行えるよう、消防機関、関係企業からなる協議会を設置し会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行っている。

4 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

海上保安署、県、市、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な油防除資機材の備蓄を行っている。

5 海上災害防止センター

海上災害防止センターは、全国33箇所に排出油等防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な体制を整えている。

山口県内には岩国、徳山下松、宇部、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について、県は現地業者と契約を締結している。

- (1) 備付資機材の状況
県防災計画資料編【7-18】参照
- (2) 現地業者との契約締結状況

基地名	基地業務代行	防除作業手配	保管、管理	陸上輸送	海上輸送
岩 国	山九(株)岩国支店	同 左	同 左	同 左	日本海事興業(株) 岩国出張所
徳山下松	山九(株)周南支店	同 左	山九(株)周南支店 ㈱シーゲートコーポレーション	山九(株) 周南支店	㈱シーゲートコーポレーション 熊谷海事工業(株) 日本海事興業(株) 徳山出張所
小 野 田	西部マリンサービス(株)	同 左	同 左	富士運輸(株)	西部マリンサービス(株)
関 門	西部マリンサービス(株)	同 左	同 左	—	仁徳海運(株)関門タッグ協会 洞海タッグ協会

6 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から、国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用するものとする。

県防災計画資料編【7-19】参照

第3項 海難救助対策（消防局）

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、国において必要な対策を講じてきている。

なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市長が実施する（水難救護法）ことになっており、市長は海上保安署と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

海難捜索救助に関して海上保安署、県、市及び防災関係機関が実施する応急対策活動は別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県防災計画・本計画に基づき必要な対策を実施するものとする。

海上保安署、消防機関、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

海上保安署は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用するなど、付近の航行船舶についてもできる限り捜索活動について協力を求めるものとする。

第2節 航空災害対策計画

市内において、航空機の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第1項 空港の所在地、管理者等

所在地	空港の名称	管理者	備考
宇部市	山口宇部空港	山口県知事	特定地方管理空港
下関市	海上自衛隊小月航空基地	海上自衛隊小月教育航空群司令	
防府市	航空自衛隊防府北基地	航空自衛隊第12飛行教育団司令	
岩国市	岩国飛行場（民航地区）	国土交通大臣	国管理空港
	海上自衛隊岩国航空基地	海上自衛隊第31航空群司令	
	米国海兵隊岩国航空基地	米国海兵隊岩国航空基地司令	

第2項 民間航空機災害応急対策活動

市内で民間航空機による墜落事故等が発生した場合において、市、県をはじめとする防災関係機関が実施する応急対策活動等について定める。

1 実施機関

航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、市域で災害が発生した場合、発災地の市（消防機関）、山口県、警察、海上保安署、自衛隊及び医療機関等は協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努めることとする。

市（消防機関）、県、防災関係機関が実施する活動内容については次のとおりである。

(1) 市（消防機関）

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。

イ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民等の立入り制限・退去等を命じる。

ウ 空港事務所、地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。
この場合、発災地消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。

（近隣市・消防局等への応援要請については、第3編【風水害等対策編】第7章第1節「火災防御計画」を参照。）

エ 死者、負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。

山口宇部空港内での災害にあつては、山口宇部空港事務所と協力して救護所、収容所の設置を行う。

（遺体の収容、搜索、処理活動等は、第4編第7章第2節「遺体の処理計画」を参照。）

オ 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。また家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。

カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

キ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。

ク 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあつせんを求める。

(2) 県

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ 地元市町の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により他の市町に対して応援を指示する。

ウ 大規模航空機事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の派遣を行うとともに、山口県赤十字血液センター及び県医師会等の医療機関に対して医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の出動要請を行う。

エ 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

オ 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の機関に対してあつせんを行う。

また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対しても応援を求める。

カ 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

キ 山口宇部空港事務所がとる措置

(ア) 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより関係機関に通報する。

(イ) 空港内及び周辺地域において航空機事故が発生した場合には、別に定める「山口県山口宇部空港消防救難隊設置要領」、「山口宇部空港消防救難隊についての業務協定」に基づき、初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関、警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。

(ウ) 空港内及び周辺地域での大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所等を確保する。

(エ) 山口宇部空港事務所長は、災害の状況に応じて知事（港湾課又は防災危機管理課）に自衛隊の災害派遣に係る要請を行う。（この場合の要請手続等については第4編第3章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照。）

(オ) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

(3) 警察

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡システムにより県及び関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。

イ 事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。

ウ 市職員が現場にいないとき又はこれらの者からの要求があつたときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命じる。

エ 行方不明者の搜索及び人命救助活動の実施

オ 遺体の検視及び捜査活動の実施

カ 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施

キ 関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援

(4) 海上保安署

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。

イ 海上における遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索及び医療救護班の緊急輸送を実施する。

ウ 事故現場及び周辺海域の警戒及び航行船舶の規制等の措置の実施

エ 関係機関が実施する救助活動及び復旧活動の支援

(5) 地元医療機関・山口県赤十字血液センター・県医師会等

ア 市又は県の要請により医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者の受入れを行う。

（この場合の対応については第4編第1章第3節「集団発生傷病者救急医療計画」を参照。）

イ 必要に応じて救援物資の提供及び日赤奉仕団による救援活動の実施。

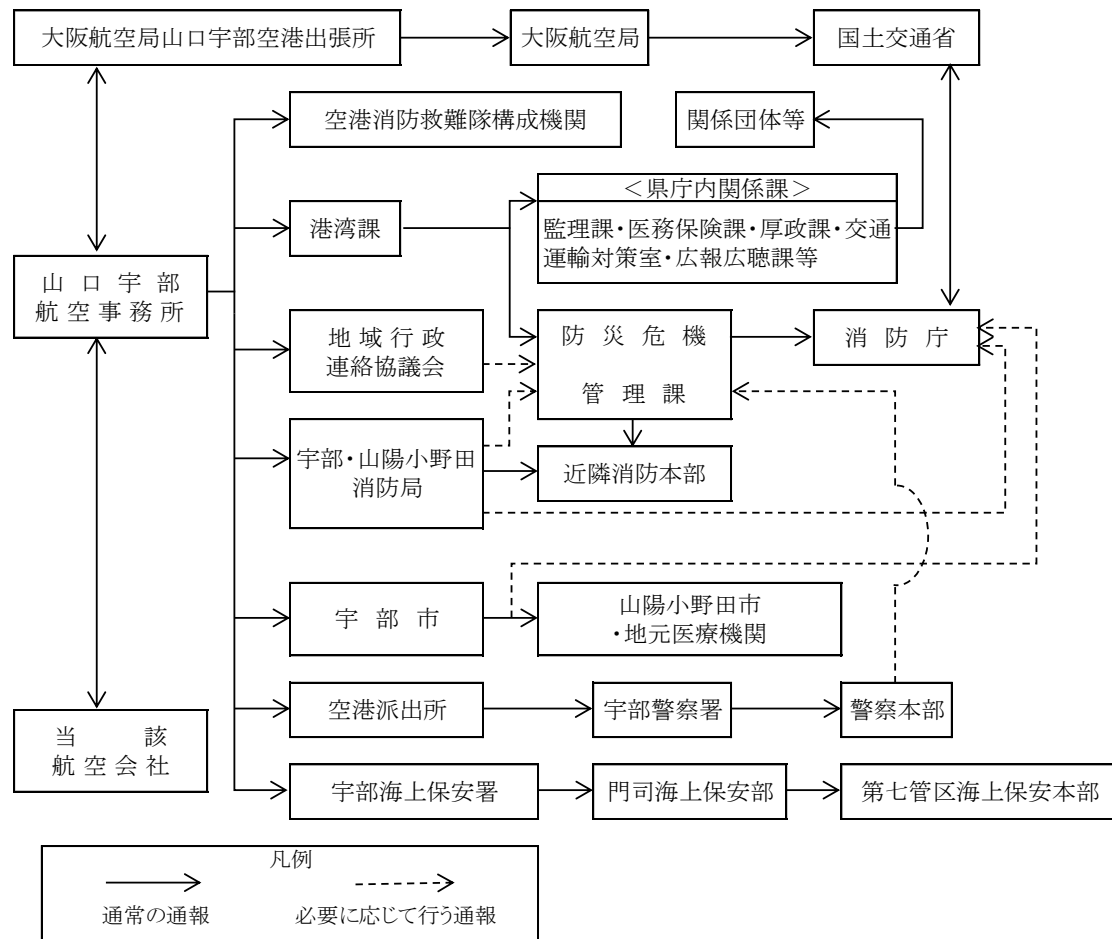
(6) 自衛隊

空港事務所長（国機関）又は県知事からの災害派遣要請を受け、航空機、船艇等を活用して遭難機の捜索、被災者の救助救出活動及び行方不明者の捜索等について地元消防機関、空港事務所等と協力しながら応急対策活動を実施する。

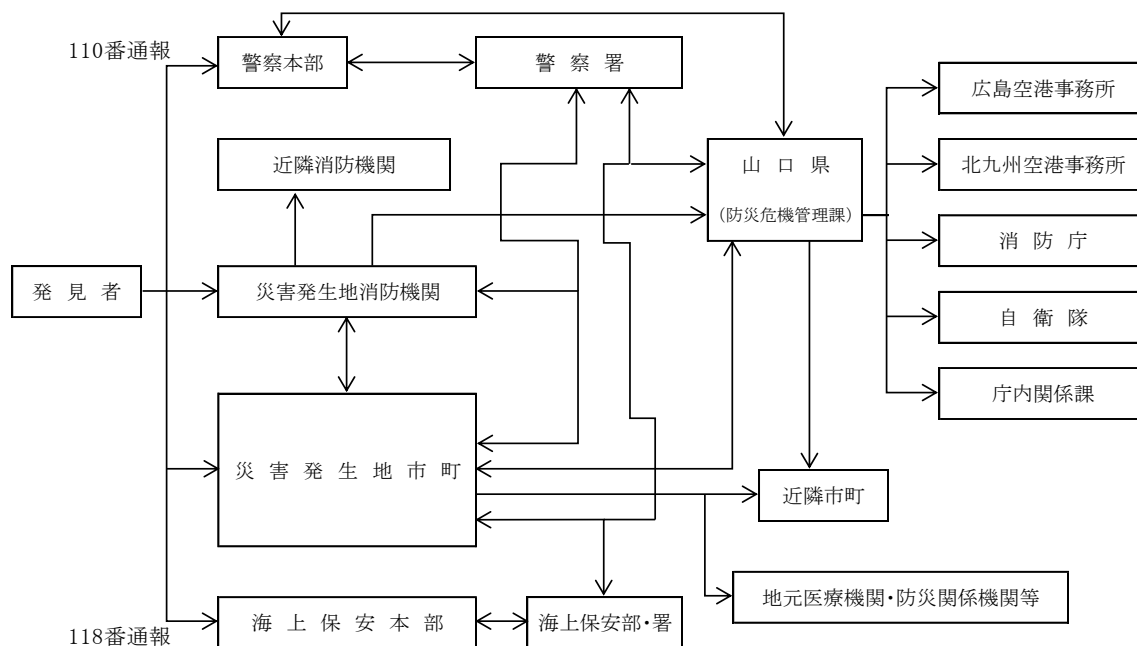
2 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の連絡系統により通報連絡するものとする。

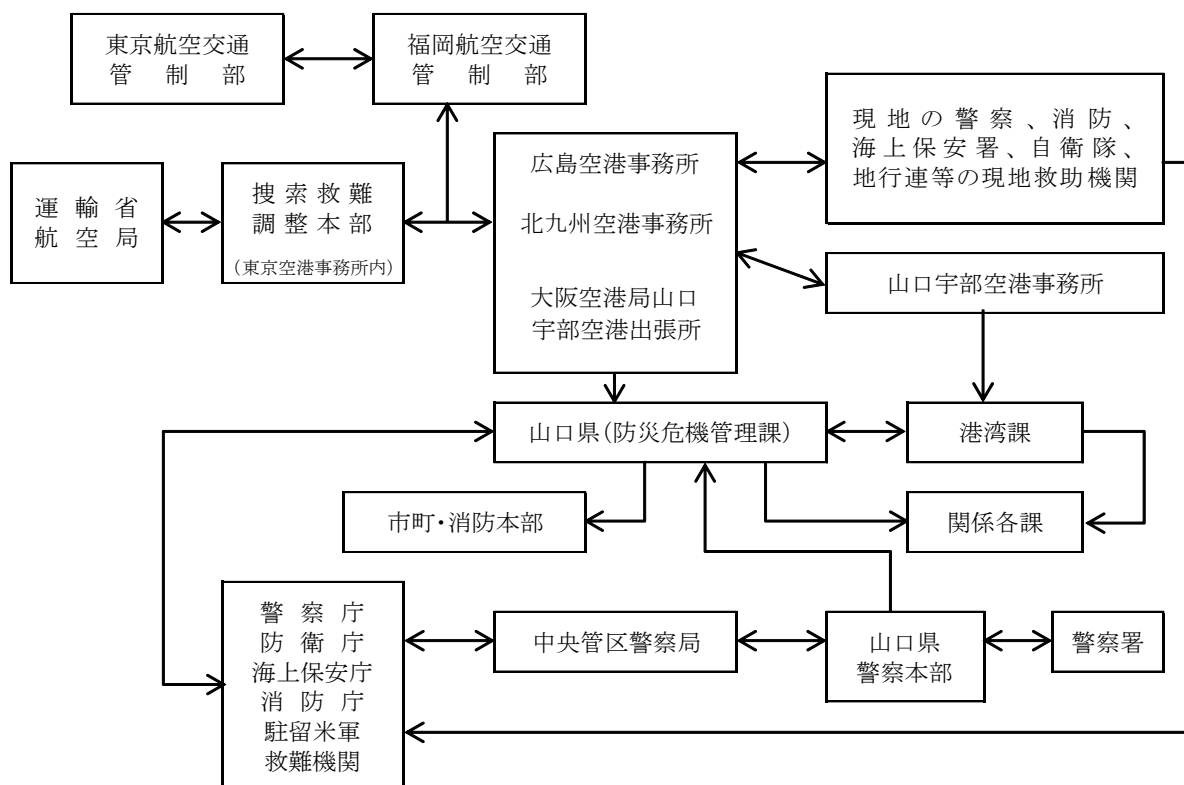
(1) 山口宇部空港地内及び周辺地域で発生した場合



(2) その他県内地域で発生した場合
ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明確な場合（遭難機の搜索）



(参考) 空港事務所の山口県の管轄区域

- 1 岩国空港事務所……………北九州空港事務所の管轄区域を除く山口県全域
- 2 北九州空港事務所……………下関市、宇部市、山陽小野田市、美祢市、長門市
- 3 山口宇部空港出張所……………山口宇部空港及びその周辺

- (3) 情報の伝達は、(1)、(2)に定める系統によるものとするが、各関係機関はそれぞれ他の関係機関、団体、市民等に対して必要な情報を伝達するものとする。

3 災害情報の収集伝達

大規模航空機事故等が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。

(1) 山口宇部空港事務所長

ア 発見者、航空会社、大阪航空局山口宇部空港出張所等から事故等の通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡系統により港湾課及び関係機関に通報する。

イ 発災初期の情報収集伝達に当たっては、災害の規模により必要に応じて、宇部地域行政連絡協議会（宇部県民局）に職員の応援を要請し、必要な体制を確立するものとする。

ウ 事故等発生時の県への報告は、次の事項について電話、防災無線その他最も迅速な手段で行うものとする。

(ア) 日時、場所、状況

(イ) 事故機の国籍、登録番号、形式、所属

(ウ) 便名、出発地及び目的地

(エ) 機長の氏名及び旅客数

(オ) 事故の概要

(カ) その他判明している事項

なお、第2報以降の報告は下記(2)の市町・消防機関が行う報告要領(ア)(イ)に準じて必要な報告を行うものとする。

(2) 市・消防機関

ア 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡系統により県（防災危機管理課）、近隣市町（近隣消防本部）、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。

イ 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立するものとする。

ウ 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。以下取扱いを順に示す。

(ア) 事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、市町の対応等を報告する。

(イ) 事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、第4号様式（その1）「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。

(ウ) 被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、第1号様式「火災即報」又は第3号様式「救急・救助事故即報」により報告する。

(3) 県

ア 港湾課は、山口宇部空港事務所長から災害発生の通報を受けたときは、直ちに第2項2に定める通報連絡系統により関係各課に連絡する。

この場合において、港湾課は必要に応じて情報収集要員を山口宇部空港に派遣し、必要な情報の収集に当たる。

イ 関係各課は、応急活動を実施するために必要な関係機関、団体等に対して通報連絡する。

ウ 防災危機管理課（消防保安課）は、市町、港湾課、関係機関等からの通報連絡を整理し、様式（県防災計画資料編）により国（消防庁）に通報するとともに、警察本部、自衛隊、海上保安署、県内消防機関、隣接県等に連絡する。

エ 山口宇部空港及び周辺地域以外における航空機事故等発生の情報入手した場合は、消防防災ヘリコプターによる捜索を行い、必要に応じ警察航空隊、自衛隊に対して直ちに航空機による捜索の要請を行い、必要な情報の把握に努める。

(4) 警察

ア 発見者からの通報、中国四国管区警察局、関係機関等から事故発生の情報入手したときは直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。

イ 県内地域で、航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、警察航空隊のヘリコプターにより捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

(5) 海上保安署

ア 発見者からの通報、又は海上保安庁、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。

イ 航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、巡視船艇及び航空機により捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

4 民間航空機捜索救難

山口県、警察、海上保安署その他関係機関はヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。民間航空機の捜索・救難については、国際民間航空条約に準拠して、警察庁、国土交通省、海上保安庁、消防庁等関係機関による協力協定がされている。

第3項 自衛隊基地及び米軍基地航空災害対策

自衛隊及び米軍が使用する飛行場の周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、飛行場管理者（自衛隊及び米軍）、市町、県及び防災関係機関は、協力して市民の生命と財産の保護を図るため応急対策活動を実施する。

各基地においては、飛行場管理者、市町、山口県、警察、消防、海上保安署等関係機関により「航空事故連絡協議会」が設置されており、事故発生時においては、この協議会を中心に各種の応急対策を実施する。

1 航空事故連絡協議会

(1) 連絡協議会の名称及び構成機関

空港の名称	連絡協議会の名称	構成機関
海上自衛隊 小月航空基地	小月飛行場周辺航空事故 連絡協議会	・海上自衛隊小月教育航空群 ・県、下関市、山陽小野田市 ・山口県警察本部、長府警察署、山陽小野田警察署 ・門司海上保安部 ・下関市消防局、宇部・山陽小野田消防局
航空自衛隊 防府北基地	防府飛行場周辺航空事故 連絡協議会	・航空自衛隊第12飛行教育団 ・県、防府市、山口市 ・山口県警察本部、防府警察署 ・徳山海上保安部 ・防府市消防本部、山口市消防本部 ・航空自衛隊防府地方警務隊
海上自衛隊 岩国航空基地 米海兵隊 岩国航空基地	米海兵隊岩国航空基地周辺 地域航空事故連絡協議会	・中四国防衛局、岩国防衛施設事務所 ・海上自衛隊第31航空群 ・米海兵隊岩国航空基地 ・県、岩国市、柳井市、和木町、周防大島町 ・中国四国管区警察局、山口県警察本部、岩国警察署、柳井警察署 ・第六管区海上保安本部、広島海上保安部、岩国海上保安署、柳井海上保安署 ・岩国地区消防組合消防本部、柳井地区広域消防組合（この他広島県、愛媛県の関係機関で構成）

2 事故等発生時の措置

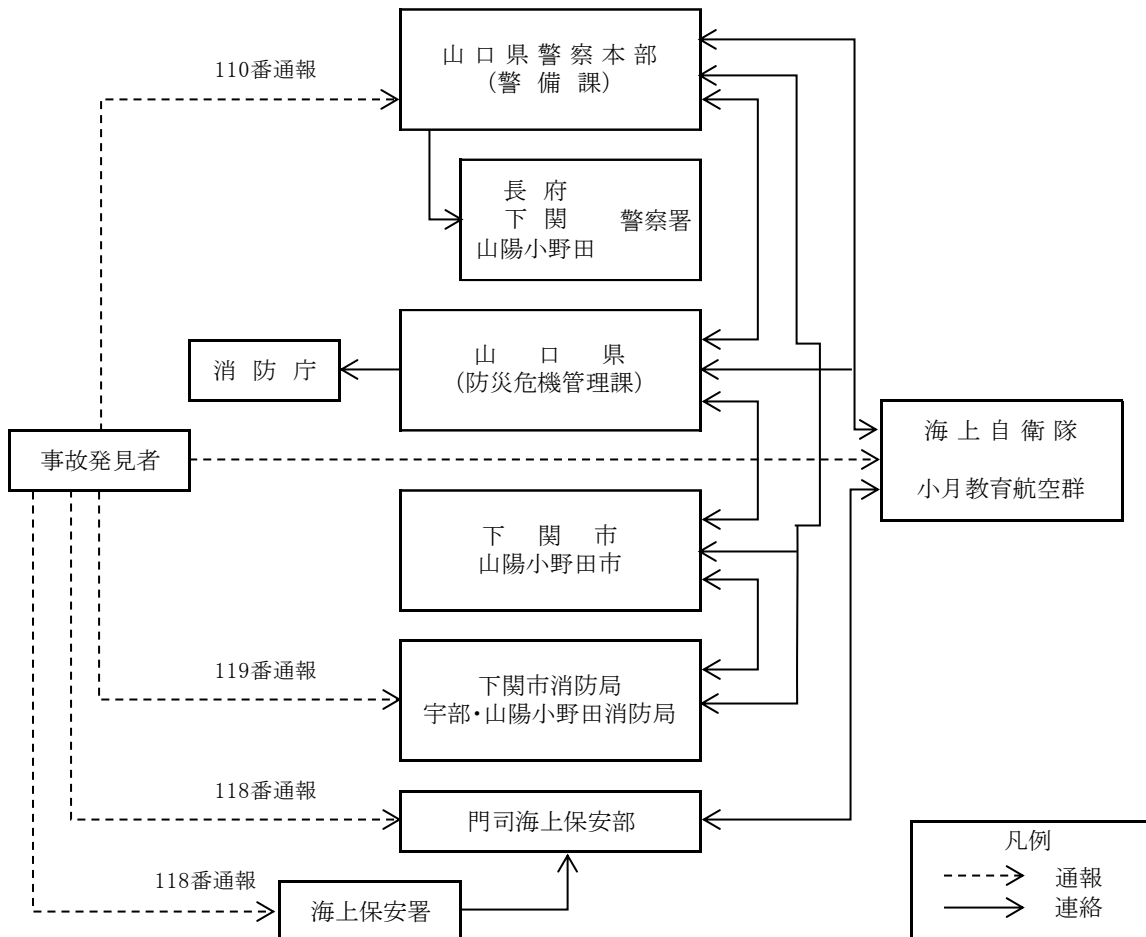
事故等発生時において関係機関がとる応急措置等については、それぞれの航空事故連絡協議会が地域の特性を踏まえ定めている「小月飛行場周辺航空事故連絡調整要綱」「防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱」「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱」（以下「要綱」という。）を基本として実施する。

(1) 事故発生時における通報連絡経路及び窓口等

（県防災計画資料編【2-26】参照）

ア 通報連絡系統

○ 小月飛行場



イ 関係機関の連絡窓口

関係機関の連絡窓口は資料編を参照。

ウ 事故発生時の通報内容

事故発生時の通報内容については、一般的には以下の事項が考えられるが、各協議会は飛行場の特性等を踏まえ「要綱」で必要な通報事項を定めており、基本的にはこれによるものとする。（要綱に定める通報様式、通報内容等は県防災計画資料編を参照。）

なお、消防機関、市町から県への通報は、この内容に第2項3に定める即報内容を付加し、次の事項について通報するものとする。

- (ア) 事故の種類
- (イ) 事故発生の日時、場所（現場の状況）
- (ウ) 事故機の種別、乗員数
- (エ) 危険物積載（燃料積載量、弾薬類等）
- (オ) 人身及び財産等の被害状況
- (カ) 事故による負傷者の救急救助活動の概況

- (キ) 消火活動の状況
 (ク) その他必要事項（活動体制、応援の必要性等）

(2) 事故発生時の応急救助活動

ア 事故発生時の応急救助活動については、協議会が定めている「要綱」に定める実施分担により、迅速、円滑な実施を図るものとする。

イ この場合において、飛行場管理者又は災害発生の原因者が一義的には応急救助活動の責任を有するが、市及び消防機関は、当該市町の区域における消防を十分果たす責任を有しており、また山口県、警察及び海上保安署等は、管轄区域に係る市民の人命及び財産の保護を図る責任を有することから、必要な応急救助活動の実施又は協力に努めるものとする。

ウ 自衛隊、米軍及びこれに関係する機関以外の機関が実施する応急対策活動については、「要綱」に定めるもののほか、本計画、県防災計画により実施するものとする。

エ 要綱に定める関係機関の任務分担

- 小月飛行場周辺地域航空事故に係る応急救助活動区分（要綱別表第3）

関係機関活動等		県	市	消 防	警 察	海保※	自衛隊	摘 要
救助救急活動等			○	◎	◎	◎	○	1 ◎印は主務機関を示す。
消火活動等				◎		◎	○	
警察活動	立 入 制 限			○	◎	◎	○	2 ○印は協力機関を示す。
	現 場 保 存				◎	◎	○	
	現 場 交 通 整 理				◎	◎	○	
	財産保護・警備				◎	◎	○	

（注）海上保安署は、海上における活動に限る。

第4項 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理者及び地元消防機関は、化学消防車、化学消火剤等を活用して早期の鎮火に努める。

この場合において、空港管理者、地元消防機関の消防力では十分な対応ができない場合は、直ちに隣接消防機関等に対して応援要請を行い必要な消火活動を行う。

1 消防資機材、化学消火剤の保有状況

- (1) 山口宇部空港事務所

山口宇部空港事務所が保有する化学消防車、化学消火剤については県防災計画資料編を参照。

- (2) 地元消防機関

消防機関が保有する化学消防車、化学消火剤については資料編を参照。

2 消防相互応援協定

- (1) 県下19市町長及び消防組合管理者は「山口県内広域消防相互応援協定」を締結し、広域的な消防応援体制を整備している。

第3節 陸上交通災害対策計画

第1項 実施機関

1 実施方針

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について防災関係各機関は、本節並びに本計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努めるものとする。（第4編第14章「公共施設等の応急復旧計画」関連）

2 実施機関

- (1) 企業体
- (2) 市
- (3) 県
- (4) 警察
- (5) 道路管理者
- (6) 西日本高速道路株式会社中国支社
- (7) 防災関係各機関

第2項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

道路・・・自動車運輸業者、道路管理者、警察、西日本高速道路株式会社中国支社

2 市の措置

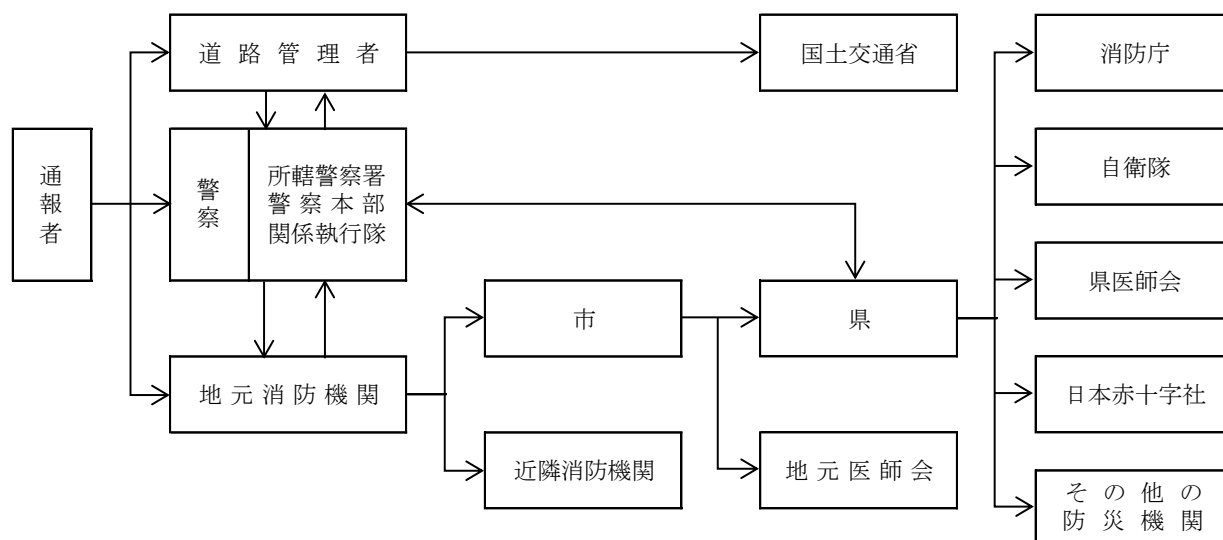
- (1) 市は必要と思われる場合、自衛隊の災害派遣要請を行う。県は市から要請を受けたとき、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (2) 市は指定地方行政機関の職員の派遣が必要と思われる場合は、県に關係の機関に対してあつせんを求める。

3 県の措置

- (1) 大規模な陸上交通災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、4に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。
- (2) 国土交通省から受けた情報を関係市町、関係機関へ連絡する。
- (3) 地元市町の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により他の市町に対して応援を指示する。
- (4) 大規模な陸上交通災害の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、地方独立行政法人山口県立病院機構、山口県赤十字血液センター及び県医師会等の医療機関に対して医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の出動要請を行う。
- (5) 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (6) 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときには、関係機関に対してあつせんを行う。
- (7) また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

4 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の連絡系統により通報連絡するものとする。



5 交通規制措置

第4編第4章第5節「交通規制」を参照。

第3項 鉄道災害、運転事故対策

第4編第14章第3節「鉄道施設」を参照。

1 応急対策実施機関

- (1) 軌道……西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店
- (2) 鉄道……西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店、錦川鉄道株式会社

2 市の措置

- (1) 市は必要と思われる場合、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (2) 市は指定地方行政機関の職員の派遣が必要な場合は、県に關係の機関に対してあつせんを求める。
- (3) 特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。
- (4) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

3 県の措置

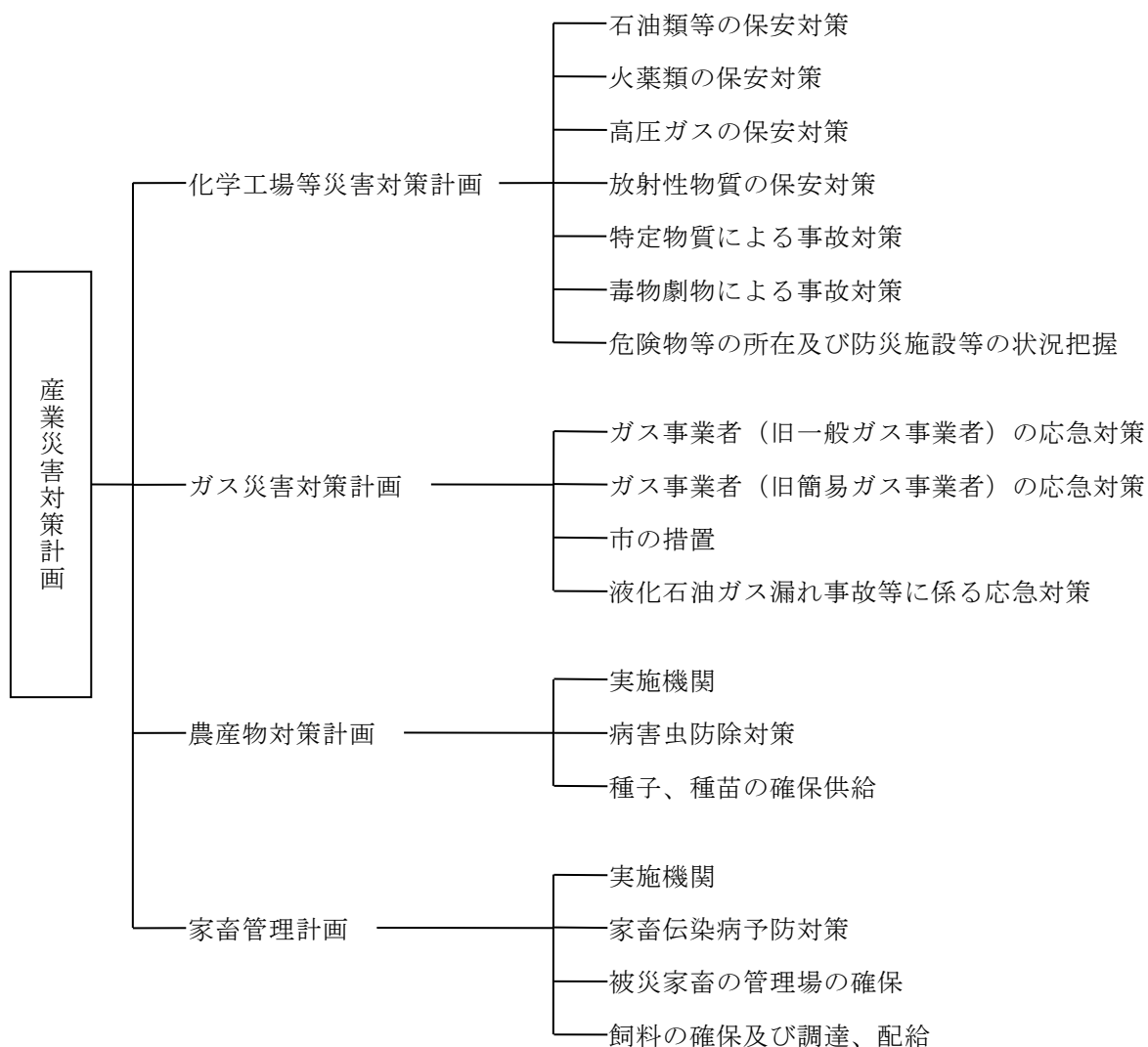
- (1) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、第4編第14章第3節「鉄道施設」に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。
- (2) 国土交通省から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。
- (3) 地元市町の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により他の市町に対して応援を指示する。
- (4) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、地方独立行政法人山口県立病院機構、山口県赤十字血液センター及び県医師会等の医療機関に対して医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の出動要請を行う。
- (5) 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (6) 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときには、関係機関に対してあつせんを行う。
- (7) また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

第9章 産業災害対策計画

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等又は、農産物対策、家畜対策等、各種産業災害への対策について、防災関係各機関は各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努めるものとする。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 化学工場等災害対策計画

第1項 石油類等の保安対策

石油類等の保安対策については、本項に定めるところによるものとするが、石油コンビナート等災害防止法に基づく山口県内の石油コンビナート等特別防災区域については、山口県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）
- (2) 市長（環境課・総務課）及び消防局
 - ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）
 - イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）
- (3) 知事（防災危機管理課）
 - 危険物災害応急対策全般（災対法）
- (4) 警察（災対法、警察官職務執行法）
- (5) 海上保安署（港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）
 - ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
 - イ 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
 - ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
 - エ 的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
 - オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
 - カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。
- (2) 市及び消防局の措置
 - ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
 - イ 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - ウ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。
（消防法第12条の3）
 - エ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内市民に対する避難、立退きの指示をする。
 - オ 火災の防御は、市（消防局）が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
 - カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。
 - キ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、

指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

ク 専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(3) 県の措置

ア 国（危険物等の取扱規制省庁）へ災害発生について速やかに通報する。

イ 国（危険物等の取扱規制省庁）から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。

ウ 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援するよう要請する。

エ 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

オ 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

カ 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。

キ 専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(4) 警察の措置

ア 県、市及び消防局と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに市民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

イ 市長（消防長）からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（事前措置）

(5) 海上保安署の措置

ア 被災地港湾への危険物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。

イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊の制限、禁止措置又は停泊地を指定する。

エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し、同所有者等による救出措置を指導するとともに、必要に応じて巡視船艇による安全な場所への応急措置を講じる。

オ 海上における消火活動を行うものとするが、さらに可能な場合は、必要に応じ、地方公共団体の活動を支援する。

3 化学消防車及び化学消火剤の所在状況

地元消防機関が保有する化学消防車、化学消火剤については資料編を参照。

第2項 火薬類の保安対策

1 実施機関（火薬類取締法）

(1) 火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者

(2) 中国四国産業保安監督部

(3) 知事（火薬類取締法施行令第16条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。）

(4) 消防局

(5) 警察

(6) 海上保安署

2 応急措置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置（指導方針）

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。

イ 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。

ウ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、市民に避難の警告を行う。

エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。この他第1項の場合に準じた措置を講じる。

(2) 県の措置（商政課）

ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。

ウ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。

エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。

（注）緊急措置命令（火薬類取締法第45条）

経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(3) 警察の措置（第1項「石油類等の保安対策」における措置に準じる。）

(4) 海上保安署の措置（第1項「石油類等の保安対策」における措置に準じる。）

第3項 高圧ガスの保安対策

1 実施機関（高圧ガス保安法）

(1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「製造業者等」という。）

(2) 知事（消防保安課）

(3) 警察

(4) 中国四国産業保安監督部

(5) 海上保安署

2 応急措置

(1) 製造業等の措置（指導方針）

ア 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは、製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。

ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて市民に退避の警告を行う。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。この他第1項の場合に準じた措置を講じる。

(2) 県の措置（消防保安課）

ア 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。

（注）緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

- (3) 警察（第1項「石油類等の安全対策」における措置に準じる。）
- (4) 海上保安署（第1項「石油類等の安全対策」における措置に準じる。）

第4項 放射性物質の保安対策

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者
- (2) 市
- (3) 消防局
- (4) 県
- (5) 警察
- (6) 海上保安署

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者の措置
 - ア 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（所轄労働基準監督署、海上保安署等）、警察、市町に通報する。
 - イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
- (2) 市の措置（市及び消防局）
 - ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて市民への広報活動を行う。
 - イ 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は市民等に対して避難指示を行う。
 - ウ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。
 - エ 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。
- (3) 県の措置（消防保安課・環境政策課・厚政課・医務保険課・健康増進課）
 - ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。
 - イ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。
 - ウ 放射性物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、市民の不安の除去に努める。
 - エ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
- (4) 警察の措置
 - ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。
 - イ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
- (5) 海上保安署の措置
 - ア 第1項の措置に準じた措置を講じる。
 - イ 海上におけるモニタリングに関し、知事から要請があったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援を行う。

第5項 特定物質による事故対策

1 実施機関（県環境政策課）

- (1) 企業（特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場）
- (2) 知事

2 応急措置

- (1) 企業の措置
特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出された時には、直ちに次の措置をとる。
ア 被害の拡大防止及び施設の復旧措置
イ 知事に対する事故状況の届出
- (2) 知事の措置
2－(1)イの届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大又は再発防止のため必要な措置について協力を求め、関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

第6項 毒物劇物による事故対策

1 実施機関（県薬務課）

- (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者
- (2) 知事（薬務課）
- (3) 市長（環境課）
- (4) 消防局
- (5) 警察
- (6) 海上保安署

2 応急措置対策

- (1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第17条）
ア 事故の状況を健康福祉センター、警察署又は消防機関に直ちに届け出る。
イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。
ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。（指導方針）
この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。
- (2) 市の措置
ア 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡を取り、立入禁止区域の設定並びに区域内市民に対する避難、立退きの指示をする。
イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あつせんを行う。
この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。
- (3) 警察の措置
県、市及び消防局と連絡を取り、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに市民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。
- (4) 海上保安署の措置
ア 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。
イ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

第7項 危険物等の所在及び防災施設等の状況把握

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備して県及び本計画に掲げるものとする。

1 化学消火剤、油処理剤等の調達先

- (1) 宇部・山陽小野田防災協会
- (2) 海上災害防止センター
- (3) 山口県漁業協同組合小野田支店
- (4) 海上自衛隊小月教育航空群

第2節 ガス災害対策計画

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

1 実施機関

山口合同ガス株式会社

2 ガス事業者が実施する応急対策等

- (1) 緊急時の連絡、出動体制の確立
ガス事業者は、緊急事故に備え、あらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておくものとする。出動体制は、常に要員、車両、資材を確保し、直ちに出動し、適切な処置がとれるよう体制を整えておくものとする。
- (2) 消防局、警察、関係官署への連絡、通報
事故の状況、内容により、消防局、警察、関係官署に連絡し、協力、指示を求めるものとする。
- (3) 事故発生時の措置
ア 初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じなければならない。また常に適切な措置がとれるよう訓練をしておかなければならない。
イ ガス事故により災害が拡大、波及するおそれがある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努めなければならない。
- (4) 供給停止の場合の措置
ア 止むを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り、二次災害の防止に努めなければならない。
イ 供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

1 実施機関

ガス事業者（旧簡易ガス事業者）

2 応急対策

- (1) ガス事業者（旧一般ガス事業者）に準じた応急対策をとるものとする。
- (2) （一社）日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

第3項 市の措置

- (1) 市が実施する消防活動だけでは消火不可能と考えられ、市が必要と認める場合は、県に対して他の市町の応援を求めることができる。
- (2) 市は災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立及び市災対本部の設置など必要な体制をとる。
- (3) 市は自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県に自衛隊の災害派遣を要請する。
また、市は必要資機材の確保等について困難な場合は、県に協力を要請する。
- (4) 市は指定地方行政機関の職員の派遣の必要があると認めるときは、県に指定地方行政機関の職員を要請する。

第4項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給業者
(液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限るものとする。)
- (3) 保安機関
- (4) 市（消防局）
- (5) 警察
- (6) 県（消防保安課）
- (7) 中国四国産業保安監督部（保安課）

2 ガス漏れ事故等の種類

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

- (1) ガス消費者の措置
 - ア ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者、保安機関又は消防機関に通報する。
 - イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。
- (2) ガス供給業者の措置
 - ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。
 - イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市（消防局）と協議された事項に基づいて、市（消防局）に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。
 - ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。
- (3) 保安機関の措置
 - ア ガス消費者等から通報があったとき又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。
- (4) 市（消防局）の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡を取り、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

(5) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり、被害の拡大防止に努めるものとする。

(6) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。その他第3項の場合に準じた措置を講じる。

4 事前対策

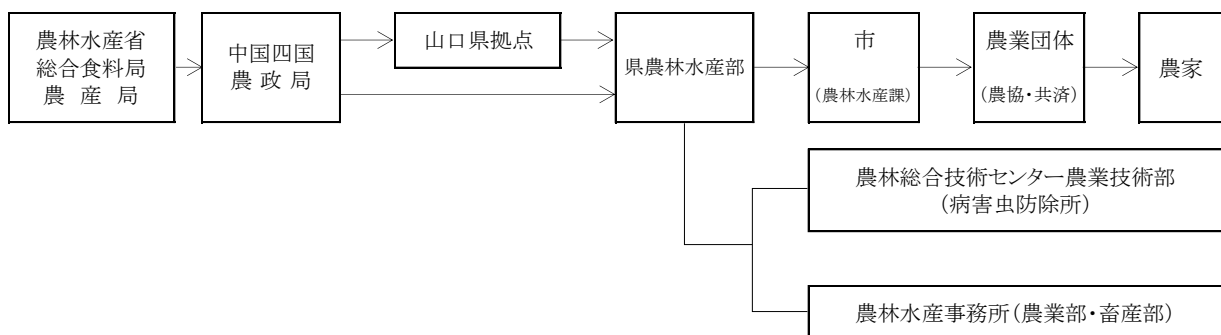
ガス供給業者と市（消防局）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い、相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

- (1) 連絡通報体制
- (2) 出動体制
- (3) 現場における連携体制
- (4) 任務分担
- (5) 事後の措置
- (6) 共同訓練等の実施
- (7) その他必要な事項

第3節 農産物対策計画

第1項 実施機関

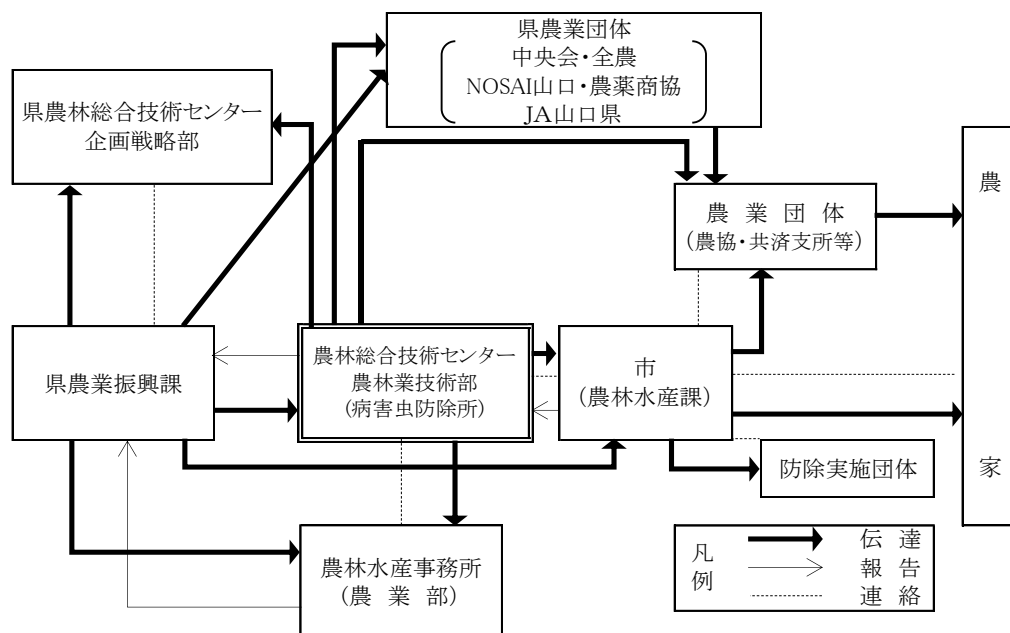
農産物対策全般の実施系統は次のとおりである。



第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）

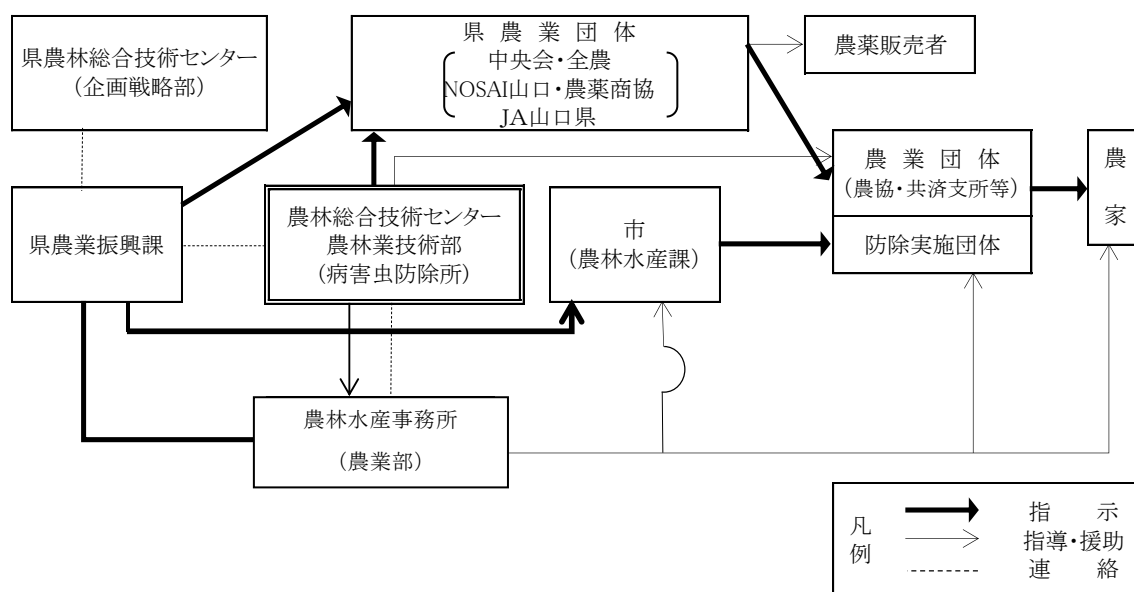
1 病虫害発生予察

予察実施体系は次のとおり。



2 防除体制

- (1) 病虫害防除計画の作成
市（農林水産課）は、県農林水産部と協議の上、防除実施計画を作成するものとする。
- (2) 防除活動
市（農林水産課）は、県農林水産部の指導の下、必要に応じ地区毎に病虫害防除班を設置し、次の措置を講じるものとする。
 - ア 防除技術指導を行う。
 - イ 常に正確な発生状況を把握し、迅速的確な連絡を行う。
- (3) 病虫害防除対策実施体系図



(4) 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について、山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求めるものとする。

第3項 種子、種苗の確保供給（主要農作物種子法）

1 確保の措置

- (1) 水稻関係
災害応急用水稲粳の確保措置
- (2) 野菜関係
市内の野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置
- (3) 飼料作物関係
災害応急用種子の確保措置

2 供給の方法

- (1) 種粳については市（農林水産課）は県に要請申請を行う。県は、山口県米麦改良協会を通じ供給のあっせんを行う。
- (2) 野菜・飼料作物関係については、市（農林水産課）は県に要請申請を行う。県は、山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行う。

第4節 家畜管理計画

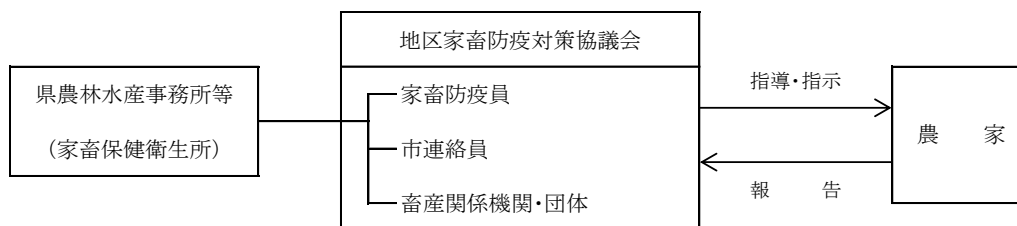
第1項 実施機関

1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林水産事務所（家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。
- (2) その他家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は市（農林水産課）が実施する。

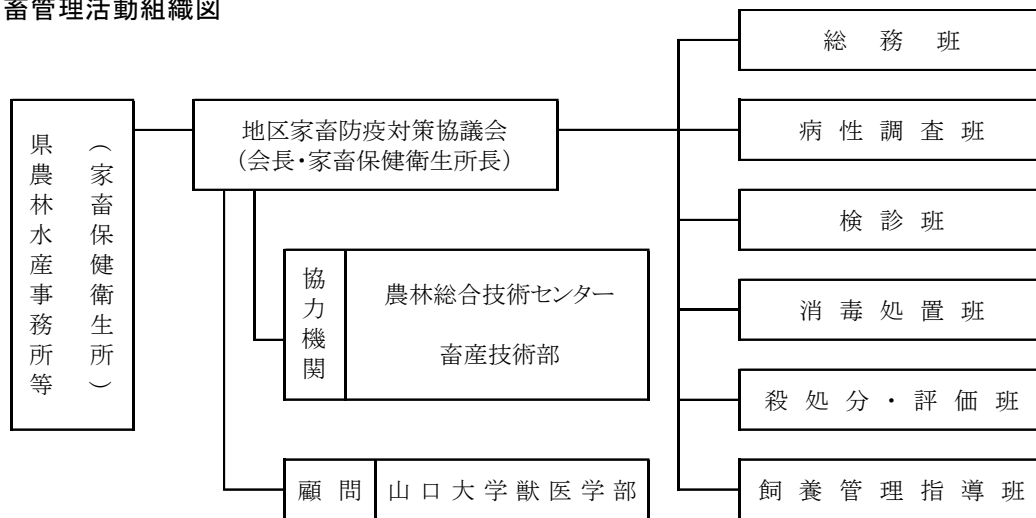
2 連絡体系

■家畜管理に関する連絡の流れ



3 活動組織

■家畜管理活動組織図



第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

1 組織

- (1) 農林水産事務所
- (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成

農林水産事務所、健康福祉センター、市（農林水産課）、県畜産振興協会、山口県農業協同組合、山口県農業共済組合、県獣医師会、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は次の業務を行う。

- (1) 総務班
 - ア 家畜伝染病に関する啓もう指導
 - イ 情報収集及び連絡、報告
 - ウ 防疫用資材の調達、あっせん、配分
- (2) 病性調査班
 - ア 疑似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査
 - イ 発生源及び感染経路の探求調査
- (3) 検診治療班
 - ア 防疫地図の作成
 - イ 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
 - ウ 疑似患畜の検診、治療
- (4) 消毒処置班
 - ア 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
 - イ 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
 - ウ 疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導
 - エ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
- (5) 殺処分・評価班
 - ア 患畜及び疑似患畜の殺処分
 - イ 殺処分家畜及び埋消却等を行う生産物等の評価
- (6) 飼養管理指導班
 - ア 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
 - イ 家畜管理資材の確保及び調達指導

第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておくものとする。

1 管理場の設置基準

- (1) おおむね3.3㎡当たり、大家畜1頭、大中豚3頭、小豚10頭、緬山羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。
- (2) 大家畜、緬山羊は繋養を原則とし、その他の家畜は迫込式とする。

2 確保のための措置

市（農林水産課）は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について、関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

3 管理者の確保基準

大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者1名の割合で、市の関係地区ごとにあらかじめ予定しておくものとする。

第4項 飼料の確保及び調達、配給

畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策を講じる。調達及び配給は、市（農林水産課）を通じて行うものとする。

1 粗飼料

山口県農業協同組合に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

2 濃厚飼料

山口県農業協同組合に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

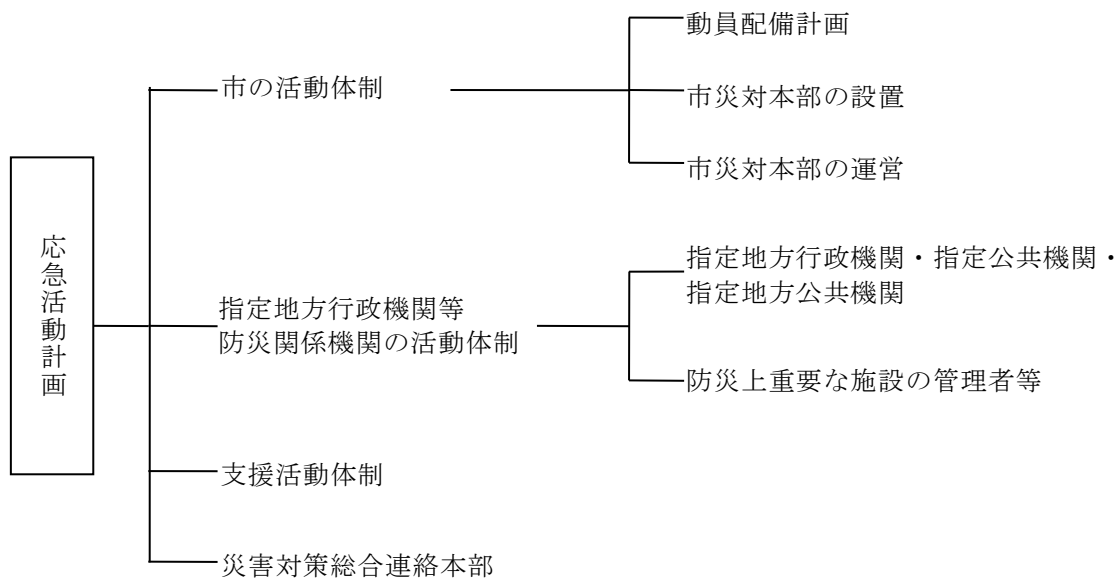
【地震津波対策編】

第1章 応急活動計画

基本的な考え方

市の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、市、県、国、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に食い止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 市の活動体制

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備の上、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	・ 災害対策要員の確保 ・ 被害情報の収集・伝達体制 ・ 通信手段・情報網の確保 ・ 防災関係機関との連携体制	・ 災害対策本部の設置 ・ 災害情報の収集・提供、広報活動の実施 ・ 救助法の適用 ・ 人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・ 消火・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・ 要配慮者等の安全確保対策の実施 ・ 避難対策の実施 ・ 食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ ライフライン応急対策の実施 ・ 交通規制等交通の確保対策の実施 ・ 緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度以降)	平常時の勤務体制を基本とし、災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る。	・ 各種相談窓口の設置 ・ 被災者への生活救援対策の実施 ・ 災害ボランティアの受入環境整備 ・ 市外からの支援受入体制整備 ・ 土木施設応急復旧の実施 ・ 感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・ 遺体の火葬等の実施 ・ 学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度以降)		・ 応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・ 被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

継続実施

第1項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 地震

種別	配備の時期	配備課（部）	職員配備基準
	体制の概要		
第1警戒体制	山陽小野田市に、震度4の地震が発生した場合	・総務課 ・建設部（農林水産課含む） ・水道局	あらかじめ所属長が指名した職員
	災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制		
第2警戒体制	山陽小野田市に、震度5弱の地震が発生した場合	・総務課 ・企画部 ・市民活動推進課 ・シティセールス課 ・社会福祉課 ・農林水産課 ・建設部 ・山陽総合事務所 ・教育委員会事務局 ・水道局	あらかじめ所属長が指名した職員
	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 1 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する体制 2 事態の推移によっては第3非常体制に切替える体制		
第3非常体制	山陽小野田市に、震度5強以上の地震が発生した場合	・全課	・係長級以上の全職員 ・第2警戒体制の配備課の全職員 ・避難所管理責任者 ・本庁初動要員
	1 大規模な災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、市の総力を挙げて災害対応に取り組む体制 2 災害状況により市災対本部が設置される体制		
第4非常体制	山陽小野田市に、震度6強以上の地震が発生した場合	・全職員による非常体制	
	1 災害応急活動に従事する事ができる職員全員による体制 2 市災対本部が設置される体制		

(2) 津 波

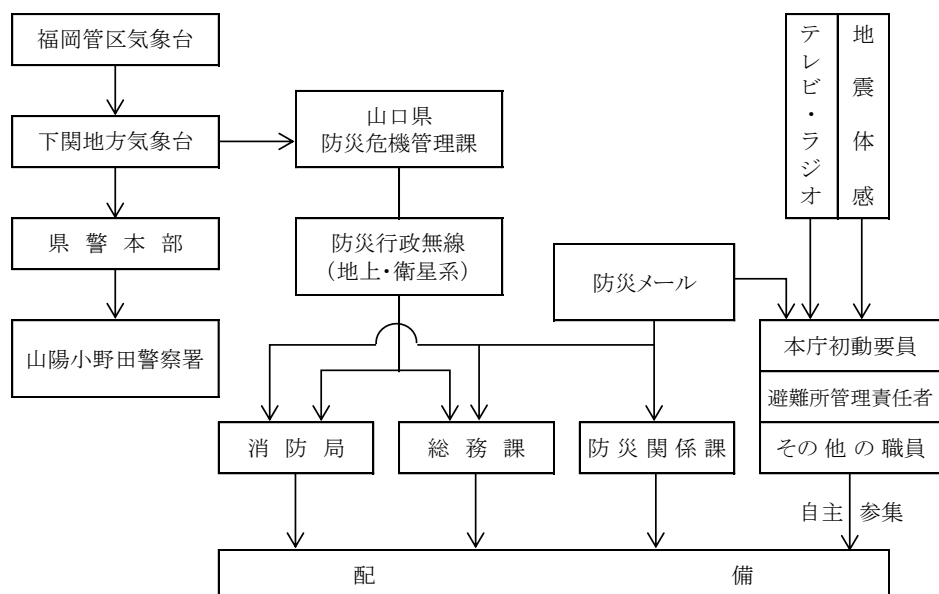
種 別	配備の時期	配備課（部）	職員配備基準
	体制の概要		
第 1 警 戒 体 制	「山口県瀬戸内海沿岸」に、津波注意報が発表された場合	・総務課 ・企画部 ・社会福祉課 ・農林水産課 ・建設部	あらかじめ所属長が指名した職員
	海面監視、関係機関等からの気象・水象現象等の情報収集活動体制		
第 2 警 戒 体 制	「山口県瀬戸内海沿岸」に、津波警報が発表された場合 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合	・総務課 ・企画部 ・市民活動推進課 ・シティセールス課 ・社会福祉課 ・農林水産課 ・建設部 ・山陽総合事務所 ・教育委員会事務局	あらかじめ所属長が指名した職員
	津波による災害の発生が予想されることから、市民への避難広報・誘導、災害の拡大防止のための必要な準備の開始、発生後における災害情報の収集及び災害応急対応に必要な諸準備に取り組む体制		
第 3 4 非 常 体 制	「山口県瀬戸内海沿岸」に、大津波警報が発表された場合 津波による大規模な災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、市の全組織を挙げて災害対応に取り組む体制 ※災害状況により市災対本部が設置される体制	・全課	・係長級以上の全職員 ・第2警戒体制の配備課の全職員 ・避難所管理責任者 ・本庁初動要員 ※災害状況により全職員による非常体制

2 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

- ア 市災対本部の本部員は、それぞれの部内の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- イ 各所属長は発災初期の情報収集、市災対本部設置時の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- ウ 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生の備え、防災メール等による初動体制・情報連絡体制を整備しておく。

(2) 動員系統図



3 職員の動員方法

勤務時間内		庁内放送、電話、防災メール及びSNS等で行う。
勤務時間外	第1・第2警戒体制	防災メール、電話等で配備課職員に対して呼び出しを行う。
	第3非常体制	第2警戒体制配備課の全職員、係長級以上の全職員、避難所管理責任者及び本庁初動要員は、動員連絡を待たずに、直ちに所定の参集場所に自主参集するものとする。
	第4非常体制	全職員の自主参集とし、動員連絡を待たずに、直ちに所定の参集場所に自主参集するものとする。
	非常参集	災害による交通途絶のため上記の配備につくことができないときは、所属長にその旨を連絡するとともに、最寄りの避難所又は市の施設に参集する。その後の対応は各部長又は出先機関の長の指示に従うものとする。

4 初動業務の実施

地震発生時に実施すべき初動業務とは主に次の業務が考えられる。

なお、夜間時や交通途絶により各業務実施対策部で十分な人員を確保できないときは、順次参集した職員から業務を割り当てる。

(1) 通信の確保と情報収集・伝達

ア 一般（携帯）電話回線、防災行政無線（地上系・衛星系）、防災行政無線（MCA）の通信確認

イ テレビ、ラジオ等による情報収集

ウ 市民病院、県、消防、警察等防災関係機関との通信確保

(2) 被害状況調査と広報

ア 広報車等による市民への呼びかけ

イ けが人等の把握

ウ 問合せへの対応

エ 道路、ライフライン（上下水道、電気、ガス）施設の被害状況調査

(3) 市災対本部の設置

ア 市庁舎の被害状況調査

イ 市災対本部の設置場所の決定及びその設置

ウ 本部員会議に関する準備・連絡

(4) 避難所及び救護所の設置

ア 避難状況の確認

イ 避難所の開設

ウ 救護所の設置

(5) 防災用資機材、食料等の調達

ア 関係団体、業者への手配

イ 県、他市町等への応援要請

5 休日・夜間発災時の本部機能の確保

第3及び第4非常体制の対象となる災害発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、夜間、休日を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、配備課職員以外にあらかじめ「本庁初動要員」の指名に努め、初期における活動体制の確保を図る。

(1) 本庁初動要員

ア 本庁におおむね30分以内（徒歩、自転車及びバイク）に出勤できる職員を対象とする。

イ 上記の者は、発災後直ちに本庁に参集し、あらかじめ定められた計画に従って職務（情報収集、市災対本部の設置準備等）を遂行する。

(2) 配備体制の確保

防災メール等を活用した非常時職員参集体制を整備する。具体的には、自主参集が可能となるよう職員に対して防災メールの登録を推進し、初動時の配備体制の確保を図る。

(3) 24時間体制の確保

現在、警備員を配備体制のなかに組み込み対応していること、また、防災メール等の整備を図ることで、当面初動体制の確保は可能であると考えるが、今後各種観測施設、防災対策に係る情報収集システム等の導入整備の検討を進める。

第2項 市災対本部の設置

市長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、市災対本部を設置し、災害応急対策を実施する。なお、設置後速やかに業務継続計画を発動する。

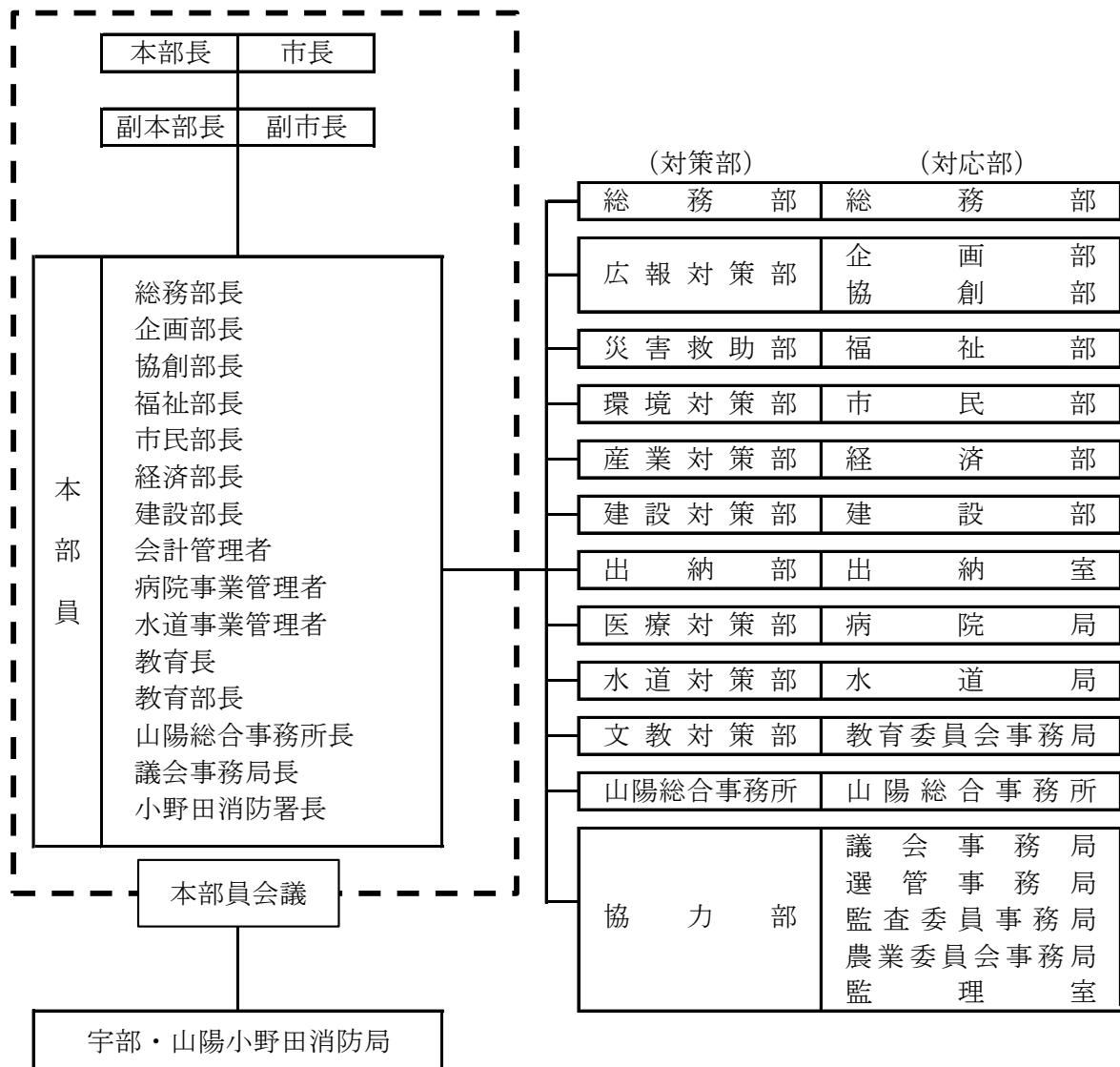
1 市災対本部の設置基準（地震、津波）

- (1) 市の地域内に震度6強以上の地震が発生した場合。
- (2) 市の地域内で震度5強以上の地震が発生し、大規模な災害が発生するおそれがある場合。
- (3) 山口県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表された場合
- (4) 前記(1)、(2)、(3)以外の場合で、地震、津波により広域的に相当規模の災害が発生し、組織の全力を挙げて応急対策に取り組む必要がある場合。

2 市災対本部の組織

市災対本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

■市災対本部の組織図



3 市災対本部の廃止基準

本部長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市災対本部を廃止する。

4 市災対本部の設置（廃止）の通知等

本部長は、市災対本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当課	方 法
庁 内 各 部	総 務 課	庁内放送、防災メール、電話、SNS等 (出先機関を持つ部署等は、それぞれから連絡する。)
県（防災危機管理課）	〃	山口県総合防災情報ネットワークシステム、電話等
防 災 関 係 機 関	〃	防災メール、電話・FAX等
報 道 機 関	〃	電話・FAX等
市 民	〃	防災メール、市ホームページ等

第3項 市災対本部の運営

1 本部員会議

- (1) 本部長は、市災対本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要の都度本部員会議を招集する。なお、必要に応じて意見聴取・連絡調整等のため関係機関の出席を求めるものとする。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (3) 本部員会議の任務は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 本部体制の配備及び廃止に関すること。
 - イ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ウ 避難指示等発令の検討。
 - エ 救助法の適用に関すること。
 - オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - カ 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置等の実施要請及び他の市に対する応援要請に関すること。
 - キ 災害対策に要する費用に関すること。
 - ク その他災害対策の総合調整及び本部長の指示に関すること。
- (4) 本部員は、当該部の所管事項に関し、本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。
- (5) 災害形態に応じ総務部長は、本部長の指示を受け、一部の本部員を本部員会議の構成から除くことができるものとする。
- (6) 本部員会議の庶務は、総務部総務班（総務課）が担当する。

2 市災対本部の任務

市災対本部は、災害対策の推進に関し、総合かつ一元的体制を確立するとともに、本計画の定めるところにより、次に掲げる災害予防措置及び災害応急対策を実施する。

- (1) 異常気象等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集に関すること。
- (3) 各種の災害対策の連絡調整に関すること。
- (4) 災害に関する広報宣伝に関すること。

- (5) 産業交通災害に関すること。
- (6) 水防活動に関すること。
- (7) 消防活動及び危険物の保安に関すること。
- (8) 災害救助その他民生安定に関すること。
- (9) 被災地の清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- (10) 被災農林水産業対策に関すること。
- (11) 応急教育に関すること。
- (12) 交通及び輸送に関すること。
- (13) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (14) その他、災害発生の防御、又は拡大の防止のための措置に関すること。

3 本部長等の職務

- (1) 本部長（市長）
本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副市長）
本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 本部長（本部を構成する部の部長、副部長等）
本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

4 指揮命令系統の確立

- (1) 市災対本部
本部長（市長）が不在等により指揮を行うことが不能のときは、下表の順位にて災害対策の重要事項の指揮・命令を行う。

職務代行の対象者	職務代行者		
	第1順位	第2順位	第3順位
本部長（市長）	副市長	総務部長	建設部長

- (2) 各対策部
各対策部長、副部長、幹事班の担当課長の順で指揮を執る。

5 部及び班

- (1) 部の構成
市災対本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部長	副部長	部を構成する組織
総務部	総務部長		総務部
広報対策部	企画部長	協創部長	企画部、協創部
災害救助部	福祉部長		福祉部
環境対策部	市民部長		市民部
産業対策部	経済部長		経済部
建設対策部	建設部長		建設部
出納部	会計管理者		出納室
医療対策部	病院事業管理者		病院局

部の名称	部 長	副部長	部を構成する組織
水道対策部	水道事業管理者		水道局
文教対策部	教 育 長	教 育 部 長	教育委員会事務局
山陽総合事務所	山陽総合事務所長		山陽総合事務所
協 力 部	議 会 事 務 局 長		議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 監理室

(注) 部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

(2) 班の編成及び所掌事務 (●印は幹事班)

部	班	担当課所	班の所掌事務
総務	●総務	総務課	- 本部の総括に関すること。 - 山陽小野田市防災会議関係機関との連絡調整に関すること。 - 各部の災害対策の連絡調整に関すること。 - 本部員会議に関すること。 - 気象に関する情報の収集伝達に関すること。 - 防災無線の管理運営に関すること。 - 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 - 被害報告の作成に関すること。 - 遺体の捜索に関すること。 - 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 - 緊急輸送施設、拠点に関すること。 - 庁舎の保守に関すること。 - 災害対策に関する事務で他部に属さない事項。 - 庁内電話の管理に関すること。 - 庁内放送業務の実施に関すること。 - 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関所管事項に係る被害状況、応援対策その他の情報の収集に関すること。 - 県本部への災害報告及び連絡に関すること。 - 報道機関等との連絡調整に関すること。 - 放送局に対する放送の要請に関すること。 - 災害情報及び災害対策の発表並びに広報に関すること。 - 災害写真の撮影及び収集に関すること。 - 本部長、副本部長の秘書に関すること。 - 市長の対外事務（電報、書簡等）の総合的処理に関すること。 - 災害見舞者等の接遇に関すること。 - 市長会との連絡に関すること。 - 本部長、副本部長の行動日程の作成及び関係部への連絡に関すること。 - 部内他班への協力応援に関すること。
	人事・受援統括	人事課	- 職員の非常動員に関すること。 - 職員の派遣要請に関すること。 - 災害対策従事職員の公務災害補償に関すること。 - 被災職員の調査及び援護に関すること。 - 職員の食料等の確保に関すること。 - 応援要請の調整、統括に関すること。 - 部外他班への協力応援に関すること。
	税務	税務課	- 被災者に対する市税の猶予等に関すること。 - 部内他班への協力応援に関すること。

部	班	担当課所	班の所掌事務
総務	消 防	消 防 課	1 宇部・山陽小野田消防局との連絡調整に関すること。 2 災害が予想される場合の消防団の警戒体制に関すること。 3 消防団の災害出動等に関すること。 4 部内各班への協力応援に関すること。
広報対策	●企 画	企 画 課	1 災害情報及び広報に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
	財 政	財 政 課	1 災害についての応急財政措置に関すること。 2 災害時における配車計画に関すること。 3 緊急車両の借上げに関すること。 4 緊急車両の標章等に関すること。 5 輸送機関との連絡に関すること。 6 市有普通財産に関すること。 7 災害対策用燃料（車両用も含む）の確保に関すること。 8 市有施設の利用及び警備並びに管理に関すること。 9 部内他班への協力応援に関すること。
	デジタル推進	デジタル推進課	1 情報システム及びネットワークの保全管理に関すること。 2 市災対本部等への情報システム設置に関すること。 3 部内他班への協力応援に関すること。
	シティセールス	シティセールス課	1 報道機関等との連絡調整に関すること。 2 放送局に対する放送の要請に関すること。 3 災害情報及び災害対策の広報に関すること。 4 災害写真の撮影及び収集に関すること。 5 部内他班への協力応援に関すること。
	市民活動推進	市 民 活 動 推 進 課	1 山陽小野田市災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 2 外国人に対する安全確保等の情報提供に関すること。 3 自治会との連絡に関すること。 4 地域交流センター等の施設の災害対策に関すること。 5 避難所運営における女性ニーズの把握と連絡調整に関すること。 6 避難所等施設の使用協力に関すること。 7 部内他班への協力応援に関すること。
	文化スポーツ推進	文化スポーツ 推 進 課	1 避難所等文化施設の使用協力に関すること。 2 文化施設の災害対策に関すること。 3 体育施設の災害対策に関すること。 4 災害活動に必要な体育関係団体との連絡調整に関すること。 5 災害救助活動における体育施設の使用協力に関すること。 6 部内他班への協力応援に関すること。
災害救助	●社 会 福 祉	社 会 福 祉 課	1 災害救助に関する総括に関すること。 2 救助法、被災者再建支援法関係事務の取扱い及び連絡調整に関すること。 3 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 4 避難所の開設及び避難誘導に関すること。 5 救助物資の確保、供給に関すること。 6 義援金品の受付、出納保管及び分配に関すること。 7 一般被災関係の被害状況の調査及び取りまとめに関すること。 8 被災者の収容に関すること。 9 被災者の炊き出しに関すること。 10 要配慮者対策に関すること。 11 災害応急仮設住宅に関すること。（知事の委任を受けた場合） 12 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 13 協力団体及び奉仕団体への協力要請に関すること。 14 被災生活保護者等の保護に関すること。 15 部内の連絡調整に関すること。
	高 齢 福 祉	高 齢 福 祉 課	1 要配慮者対策に関すること。 2 被災者に対する介護保険料・利用料の減免に関すること。 3 部内他班への協力応援に関すること。
	障 害 福 祉	障 害 福 祉 課	1 要配慮者対策に関すること。 2 部内他班への協力応援に関すること。

部	班	担当課所	班の所掌事務
災害救助	子育て支援	子育て支援課	1 要配慮者対策に関すること。 2 部内他班への協力応援に関すること。
	保険年金	保険年金課	1 被災者に対する国民健康保険料の猶予等に関すること。 2 被災者に対する国民年金保険料の猶予等に関すること。 3 被災者に対する後期高齢者医療保険料の猶予等に関すること。 4 部内他班への協力応援に関すること。
	健康増進	健康増進課	1 感染症予防対策及び実施に関すること。 2 被災者の衛生指導対策に関すること。 3 炊き出し、応急給水等の衛生指導に関すること。 4 医療関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 5 医療及び助産に関すること。 6 医療救護班の出動要請、その他医師会との連絡に関すること。 7 救護所開設に関すること。 8 検病調査班の編成に関すること。 9 部内他班への協力応援に関すること。
	福祉指導監査	福祉指導監査室	1 部内他班への協力応援に関すること。
環境対策	市民	市民課	1 埋火葬に係る諸手続に関すること。 2 支所との連絡に関すること。 3 部内他班への協力応援に関すること。
	生活安全	生活安全課	1 災害時の請願・陳情及び相談の統括に関すること。 2 被災地の民生安定（被災相談所開設を含む）に関すること。 3 市民相談及び行政相談に関すること。 4 請願、陳情要望等に関すること。 5 災害時の広聴に関すること。 6 交通安全対策の総合調整に関すること。 7 部内他班への協力応援に関すること。
	●環境	環境課	1 消毒防疫作業に関すること。 2 防疫班の編成及び派遣対策に関すること。 3 防疫資材の確保及び支給計画に関すること。 4 防疫広報に関すること。 5 災害時における環境衛生対策に関すること。 6 火葬及び埋葬対策に関すること。 7 災害時におけるし尿の処理対策に関すること。
	支所出張所	南支所 公園通出張所 厚陽出張所 埴生支所	1 支所、出張所管内の災害に関すること。 2 部内他班への協力応援に関すること。
産業対策	商工・物資調整	商工労働課	1 災害用主食の確保に関すること。 2 支援物資等の要請、受入れ及び輸送に関すること。 3 被災商工業者の被害状況調査に関すること。 4 災害応急対策に必要な労務の供給に関すること。 5 被災商工業者に対する金融相談に関すること。 6 その他応急商工対策に関すること。 7 部内他班への協力応援に関すること。

部	班	担当課所	班の所掌事務
産業対策	●農林水産	農 林 水 産 課	1 応急農林水産業対策の総括に関すること。 2 農作物病虫害防除等応急技術対策に関すること。 3 種子種苗の確保、供給に関すること。 4 農業生産資材の確保に関すること。 5 家畜の管理（衛生を含む）及び飼料の確保等に関すること。 6 農業の災害金融に関すること。 7 農地及び林業防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 林地及び林業用施設の災害対策に関すること。 9 林業の災害金融に関すること。 10 林地及び林業用施設の被害調査に関すること。 11 水産防災関係機関との連絡調整に関すること。 12 水産関係施設、漁船、漁具等の被害状況の取りまとめ及び応急対策に関すること。 13 災害対策用船舶（漁船等）の確保あっせんに関すること。 14 漁業の災害金融に関すること。 15 被害水産物の技術指導に関すること。 16 その他、他部、他班に属さない、海岸の応急対策に関すること。 17 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 18 農業用施設の水防に関すること。 19 農地農業用施設の応急復旧に関すること。 20 農林水産大臣所管に係る地すべり防止区域並びに海岸保全区域の応急対策に関すること。 21 部内の連絡調整に関すること。
	公 営 競 技	公営競技事務所	1 部内他班への協力応援に関すること。
建設対策	●土 木	土 木 課	1 土木対策の総括に関すること。 2 土木防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 砂防設備、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の応急対策に関すること。 4 道路、河川、橋梁及び海岸等の警戒並びに応急復旧に関すること。 5 公共土木施設の災害対策に関すること。 6 公共土木施設の被害調査に関すること。 7 港湾防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 港湾の災害対策並びに被害状況調査に関すること。 9 在港船舶の災害対策に関すること。 10 災害時における港湾管理に関すること。 11 河川管理施設の災害対策に関すること。 12 各部資材、機械、人員輸送に関すること。 13 部内の連絡調整に関すること。 14 部内他班への協力応援に関すること。
	都 市 計 画	都 市 計 画 課	1 都市計画事業施設の災害対策並びに被害調査に関すること。 2 公道に植栽されている街路樹の災害対策並びに被害報告に関すること。 3 宅地造成等開発行為に伴う災害に対する指導に関すること。 4 部内他班への協力応援に関すること。
	下 水 道	下 水 道 課	1 下水道及び終末処理場等の災害対策に関すること。 2 所管に係る排水機場の運用及び災害対策に関すること。 3 部内他班への協力応援に関すること。
	建 築 住 宅	建 築 住 宅 課	1 市有建物（市営住宅を含む）の応急危険度判定及び災害応急処理に関すること。 2 災害応急仮設住宅に関すること。 3 市内各種建築物の災害復旧指導及び相談に関すること。 4 建築物の被害調査及び応急危険度判定に関すること。 5 被災者への公営住宅の提供及び必要な措置に関すること。 6 部内他班への協力応援に関すること。

部	班	担当課所	班の所掌事務
出納	●出納	出納室	1 応急救助に関する経費その他金品の収納に関する事 2 災害救助基金の出納に関する事 3 他部各班への協力応援に関する事
医療対策	●医療	病院局	1 災害医療対策に関する事 2 被災者に対する医療助産対策に関する事 3 医療救護班の編成及び派遣に関する事 4 医療資材の確保及び支給計画に関する事 5 市民病院医療施設の災害対策に関する事
水道対策	●水道総務	総務課	1 対策会議の庶務に関する事 2 市災対本部との連絡調整に関する事 3 災害情報・交通情報の収集に関する事 4 応援要請全般に関する事 5 職員・応援要員の救急医療・宿泊・被服・食料支給等厚生全般に関する事 6 災害対策の予算措置に関する事 7 資機材・食料・その他の必要物資の調達・確保に関する事 8 ボランティアに関する事 9 応急復旧業務従事技術者・労務者の要請及び臨時雇用に関する事 10 部内情報の収集・分析・記録の一元管理に関する事 11 部内各班への情報提供、及び災害時の無線の運用管理に関する事 12 災害時広報全般に関する事 13 報道機関への情報提供全般に関する事 14 電話受付に関する事 15 各班への受付整理表の分類・伝達に関する事 16 部内の連絡調整に関する事
	復旧	工事管理課 施設維持課	1 配水管路及び施設の点検及び被害状況調査に関する事 2 応急復旧工事の総括及び応援受入れ等の総括指揮に関する事 3 復旧計画策定に関する事 4 小ブロック化、ループ化に係る仕切弁操作に関する事 5 応急給水方法に関する事 6 緊急給水活動に関する事
	給水	業務課	1 応急給水活動に関する事 2 拠点給水・運搬給水の総括及び応援受入れ等の総合指揮に関する事 3 応急給水栓の設置及び監理に関する事 4 市民からの苦情受付、市民への広報に関する事
	浄水	浄水課	1 取水・導水・浄水・送水管路及び施設の点検、被害状況調査に関する事 2 原水の水質保全及び水質検査等水質管理全般に関する事 3 水道施設の電気・通信設備に関する事 4 電気・通信に関する他事業との連絡調整及び協力要請に関する事
文教対策	●教育総務	教育総務課	1 教育関係義援金品の受付配分に関する事 2 学校教育施設の災害対策に関する事 3 災害時における応急教育施設に関する事 4 教育関係諸施設の被害状況調査に関する事 5 避難所等学校施設の使用協力に関する事 6 炊き出し等学校給食施設の使用協力に関する事 7 部内の連絡調整に関する事 8 部内他班への協力応援に関する事

部	班	担当課所	班の所掌事務
文教対策	学校教育	学校教育課	1 児童生徒の避難対策に関すること。 2 災害時の応急教育対策に関すること。 3 被災児童生徒に対する学用品の配布に関すること。 4 県費支弁職員の公務災害等に関すること。 5 学校の衛生管理及び衛生機関との連絡に関すること。 6 衛生資材の確保及び配布対策に関すること。 7 災害時の学校給食対策に関すること。 8 私立学校との連絡調整に関すること。 9 部内他班への協力応援に関すること。
	社会教育	社会教育課	1 社会教育施設の災害対策に関すること。 2 災害活動に必要な女性会、青年団等関係団体との連絡調整に関すること。 3 避難所等社会教育施設の使用協力に関すること。 4 文化教育施設の災害対策に関すること。 5 部内他班への協力応援に関すること。
山陽総合事務所	●地域行政	地域活性化室	1 山陽総合事務所の総括に関すること。 2 本庁関係課との連携調整に関すること。 3 各部の災害対策の連絡調整に関すること。 4 災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 5 被害報告の作成に関すること。 6 庁舎の保守に関すること。 7 災害対策に関する事務で他部に属さない事項。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 災害対策用燃料（車両用も含む）の確保に関すること。 10 他部他班への協力応援に関すること。
	市民窓口	市民窓口課	1 本庁関係課との連携調整に関すること。 2 要配慮者対策に関すること。 3 本庁関係課の窓口業務に関すること。 4 他部他班への協力応援に関すること。
協力	●議会	議会事務局	1 所管の災害対策関連事務の処理。 2 緊急を要する他部への協力応援に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
	選管	選管事務局	同上（３を除く）
	監査委員	監査委員事務局	同上（３を除く）
	農業委員	農委事務局	同上（３を除く）
	監理	監理室	同上（３を除く）

ア 対策班

部の所掌事務を処理するため、対策班を構成する。

イ 協力班

対策班以外の課は、協力班とし、当該課の災害対策に関する所掌事務を処理するとともに、非常事態下においては、所属部の部長の命を受け、部内又は他部の協力活動に当たるものとする。

ウ 幹事班

各部に幹事班を置き、表中●の付してある班をもって充てる。

幹事班は、部内の連絡調整、被害報告等、部の所掌事務に係る災害情報の取りまとめ、その他部長が指示する事務を処理するとともに、総務部総務班との連絡に当たるものとする。

エ 班長、副班長及び班員

班に班長、副班長を置く。班長は当該班を構成する課所の長をもって充てる。ただし2課以上をもって構成する班にあつては、班長となる者以外の課所長を副班長とする。班長、副班長の別は、班に属する部長が決定するものとする。班長、副班長以外の職員は、班員とする。

(3) 部相互間の応援動員

ア 動員要請

市災対本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長（人事課）に要請するものとする。

- 応援を要する時間 ○応援を要する職種人員等
- 勤務場所 ○集合日時、場所、携行品
- 勤務内容 ○その他参考事項

イ 動員措置

(ア) 総務部長（人事課）は、応援要請内容により、他の部と調整の上、動員の措置を講じるものとする。

(イ) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編制し、所要の応援を行う。

6 現地災害対策本部

本部長は、局地的に災害が発生した場合において当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を集中的に推進するため、特に必要があると判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 現地本部長及び現地本部員

ア 現地本部長及び現地本部員は副本部長、本部員、その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮、監督する。

(2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

7 応援隊連絡係の設置

自衛隊の災害派遣又は県及び他市等から応援等を受けたときは、当該応援に係る対策の主管部は、部内又は当該応援を受ける現地に「応援等連絡係」を設置して、応援業務の円滑な実施を図るものとする。（災対法第65条、67条、68条）

8 市災対本部運営上の留意事項

(1) 市災対本部の設置場所

市災対本部室は3F大会議室（以下「市災対本部室」という。）に置き、運営管理は、総務部総務班（総務課）が当たる。

被災の状況により設置場所を変更する必要がある場合は、厚狭地区複合施設を第一候補地とし、被災状況によっては、その他の施設への本部機能の移転も考慮する。

なお、この場合において、速やかに移転の周知を行うものとする。

(2) 市災対本部設置時の措置

ア 電話の配線 12回線

イ I P無線の設置（可搬型、携帯型）

ウ 大型モニター及びパソコン機器類（庁内LANとの接続）の設置（デジタル推進課）

エ 必要備品の準備

ホワイトボード（電子も含む）、市内地図、天気図、必要文具類、雨具、ヘルメット、懐中電灯等の備え付けを行う。

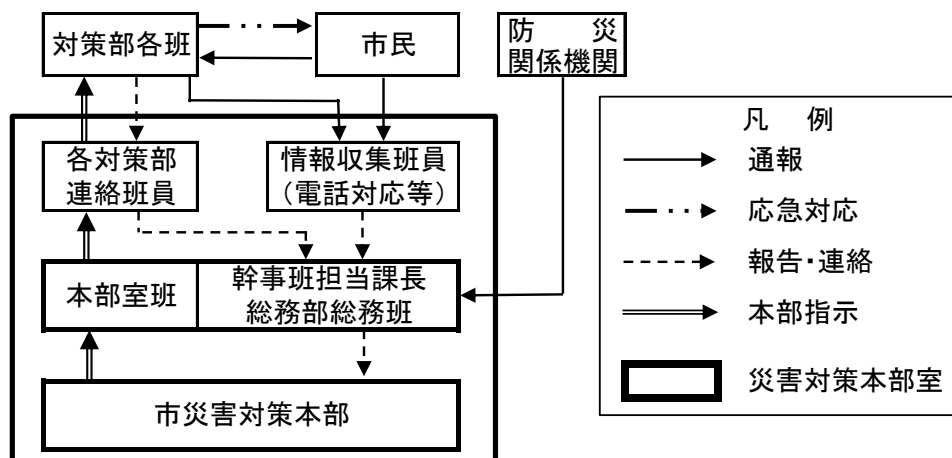
(3) 市災対本部室の配備要員（一般的基準）と業務

配備する職員等		業務の基準
市災対本部 (本部長、副本部長及び本部長)		ア 第4項「市災対本部の運営」1(3)に掲げる業務
本部室班	幹事班担当課長 必要に応じて配備班を決定するものとする。	ア 各対策部、市民及び防災関係機関等からの災害情報に係る対策の協議 イ 本部員との連絡調整 ウ 各対策部、班に対する連絡、通報及び本部長の指示の伝達
	総務部総務班	ア 防災関係機関との連絡調整 イ 各対策部、市民及び防災関係機関からの災害情報の把握、整理 ウ 災害情報に関する資料の収集、整理及び作成並びに配布 エ 各対策部、班からの災害広報資料の収集並びに報道機関との連絡及び情報等の発表
	受援統括班（人事課） 災害状況等により設置の判断を行う	ア 各対策部、班からの応援要請の取りまとめ イ 行政機関等との連絡調整 ウ 受援状況の取りまとめ
	物資調整班（商工労働課） 災害状況等により設置の判断を行う	ア 各対策部、班からの必要物資の取りまとめ イ 行政機関等との連絡調整 ウ 支援物資等の状況の取りまとめ
情報収集班員 本部長は、あらかじめ必要と認められる情報収集班員を定め、状況によりこれらを増減できるものとする。		ア 各対策部及び市民からの電話対応 イ 災害救助に関する情報の収集並びに本部室班への連絡・報告
各対策部の連絡班員 その他必要と認められる対策部対策班の連絡班員とし、本部長は状況によりこれらを増減できるものとする。		ア 所属対策部内各班の対策実施状況、被害報告その他の災害情報の把握整理 イ 本部室班及び各班への報告、連絡

(注1) 各部の部長は、市災対本部と緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡班員を指名し、本部長の指示により連絡班員を市災対本部に派遣するものとする。

(注2) 上掲の配備要員は、一般的基準であって、災害形態その他災害の状況によって、配備の部班を拡充し、又は縮小の措置をとるものとする。

■市災対本部設置時における業務の流れ



※災害情報等の共有を徹底し、対応等に漏れがないように努めること。

(4) 市災対本部事務執行上の留意事項

ア 市災対本部員会議の招集（総務課）

市災対本部の設置、廃止及び災害対策の推進について、必要に応じて本部員会議を招集し、各部の対策の総合調整及び本部長指示事項の徹底を図る。

イ 災害情報等の庁内連絡（総務課）

(7) 警戒体制の配備、市災対本部の設置、廃止について、庁内放送及び防災メール等により連絡を行う。

(4) 予測される災害の形態、規模、これに対してとるべき措置、災害発生経過状況、応急対策の実施状況等各種災害情報について庁内放送等により伝達を行う。

ウ 本部長、副本部長に対する災害状況の報告（総務課）

災害発生状況、被害程度、各部の災害対策実施状況を所定の様式に取りまとめ、本部員会議において報告するほか逐次資料により報告する。

エ 報道機関に対する災害情報の発表（シティセールス課）

(7) 警戒体制、市災対本部体制の設置及び廃止について、庁内放送による場合を除き、報道機関に対し口頭、文書又は電話により発表する。

(4) 災害の発生状況、被害の程度及び応急対策実施状況について、本部室班と密接な連絡をとりつつ、適宜、報道機関に発表する。

オ 各部所管の被害報告及び対策実施状況の総括（各対策部幹事班）

(7) 各部は、収集した被害状況を取りまとめ、市災対本部に定時又は被害発生段階に応じ、通報する。

(4) 各部は、被災地の調査計画、業務継続計画その他応急措置の状況を取りまとめ、逐次市災対本部に通報する。

(7) 市災対本部が市民等により直接知り得た災害に関する情報は、市災対本部室配備の関係部班又は該当部班に通知するとともに、これに対する措置について、当該部班は、速やかに市災対本部に報告するものとする。

カ 防災関係機関からの情報収集（総務課）

市災対本部は、当該災害に関係ある地方公共団体、指定地方行政機関、指定公共機関、警察機関、その他防災関係機関からの災害対策について情報を収集する。

キ 市災対本部配備体制の拡大、縮小の措置

災害状況の推移に応じ、各部各班の配備体制の拡大又は縮小の措置は、各部長がそれぞれ総務部長と協議の上、実情に即した配備に変更できるものとする。なお、縮小配備となる場合は、その後の非常連絡の方法について総務班（総務課）に通報しておくものとする。

(5) 班における留意事項

ア 総務班（総務課）

本部長、副本部長の災害に関する行動予定表等の作成

イ 企画班（企画課）

一般市民に直接被害情報を広報する必要がある場合は、消防局と連携して行うかどうかを調整し、単独で行うときには、財政班に対し、広報車の出動の依頼をする。企画班員（企画課）に不足を生じるときは、部内他班への協力要請の措置をとる。

ウ 財政班（財政課）

(7) 庁内自動車の配車整備

- ・集中管理車両（財政課以外の車両も含む。ただし、消防局は別）の使用調整は、各班の要請を的確に判断し、重要度の高いものから配車する。
- ・災害用車両には所定の標旗及び番号をつける。
- ・勤務時間外において、配備体制の拡大に伴い各部各班の部員、班員の参集のための車両が必要なときは、最小必要限度の配車を行う。（総務班と事前協議）

(4) 公共機関、民間団体所有車両の借上げ

必要に応じ公共機関又は民間団体から各部の必要とする機種の車両借上げの措置をとる。この場合具体的方法については、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

(7) その他

勤務時間外における運転手の配備、自動車燃料の確保に努めるほか、無線車、広報車等の運行について留意すること。

エ 社会福祉班（社会福祉課）

（ア）一般被災状況（特に人的被害）について他班から情報を収集するほか、必要に応じ現地において情報を収集し、応急措置をとる。

（イ）避難者の受入れに関し、応急対策関係班、消防局及び警察機関等と密接な連絡をとりつつ必要な措置をとる。

オ 土木班（土木課）、農林水産班（農林水産課）等各対策班本部配備要員は現場出動班員と常に密接な連絡をとり、被害状況調査及び災害応急措置について迅速に行動する。

カ 協力部

（ア）各対策部からの要請を受け、電話対応、記録等の業務に従事する。

（イ）各対策部、防災関係機関及び市民から直接電話等により受理した被害情報等の記録

（ウ）各防災関係機関に対しての災害情報の問い合わせ及びこれに関する記録

（エ）各班現場出動員からの情報及び上記記録の分類整理

（オ）本部長、副本部長に対する災害状況報告書の作成

キ 消防班（消防課）

市災対本部と消防団との連絡を緊密に行い、避難指示を行う必要等が生じた場合は、関係対策班等と早急に協議し、的確な措置を講じるための連絡をする。

9 標識等

標示板、腕章、標旗及び身分証明票の取扱いについては第3編【風水害等対策編】第1章第1節「市の活動体制」を参照。

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

1 所掌事務に係る災害応急対策

市の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市、県の防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

2 組織体制の整備

上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、本計画、並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

第3節 支援活動体制

1 緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。

2 応援協力体制の確保

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

なお、詳細については、第4編第3章「応援要請計画」を参照。

3 防災業務関係者の安全確保

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

1 設置機関

- (1) 市長……主として陸上災害の場合
- (2) 知事……2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- (3) 管区海上保安本部長……主として海上災害の場合
- (4) 空港事務所長……主として航空事故の場合
- (5) 西日本旅客鉄道株式会社広島支社長又はその指名する者……JRの事故の場合
- (6) その他……主として、上記以外の機関の管理に属する施設等に係る災害又は事故

2 構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

3 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統括するものとする。

4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施についての必要な事項

6 各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員はそれぞれ所属機関の長又は市災対本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努めるものとする。

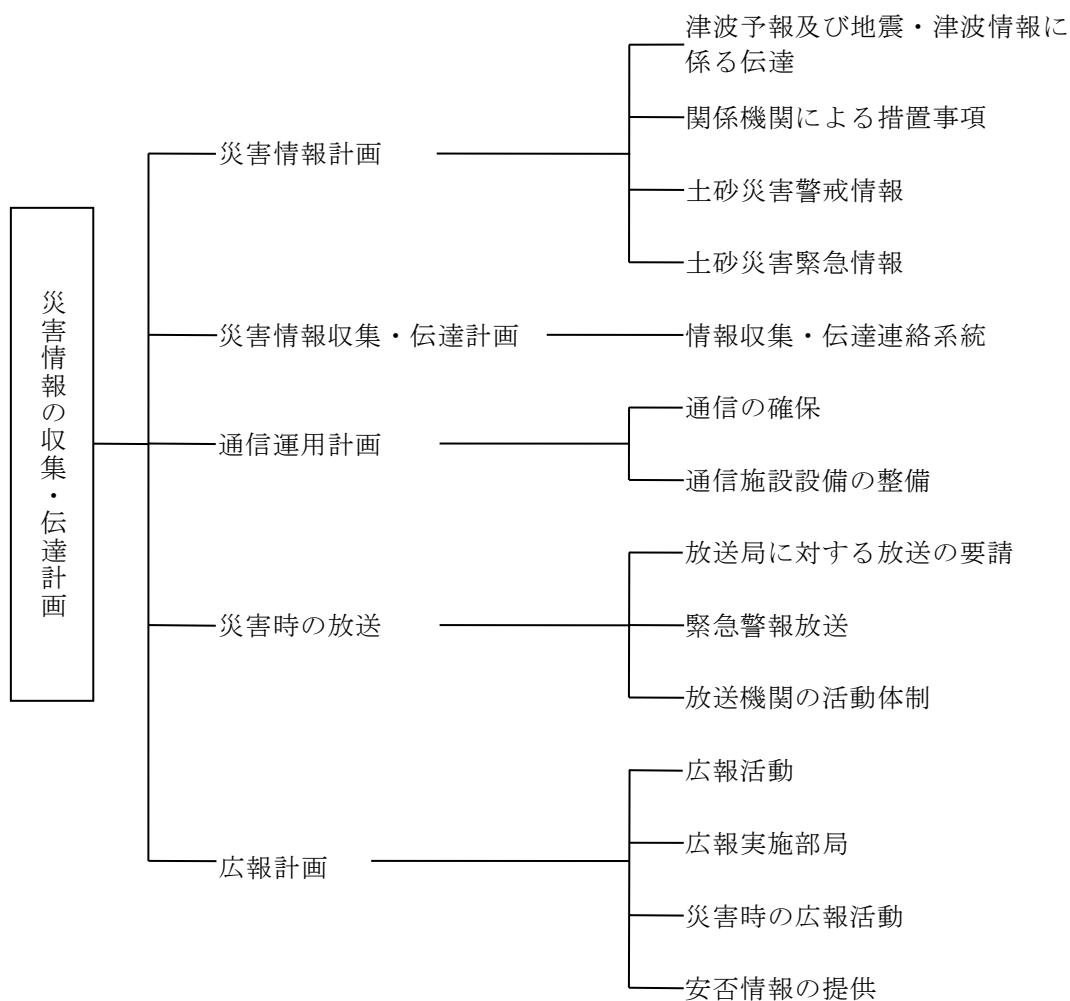
第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

地震等により災害が発生した場合において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じる上で災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、市をはじめとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させる上で重要な役割を担う。

施策の体系



具体的な取組内容

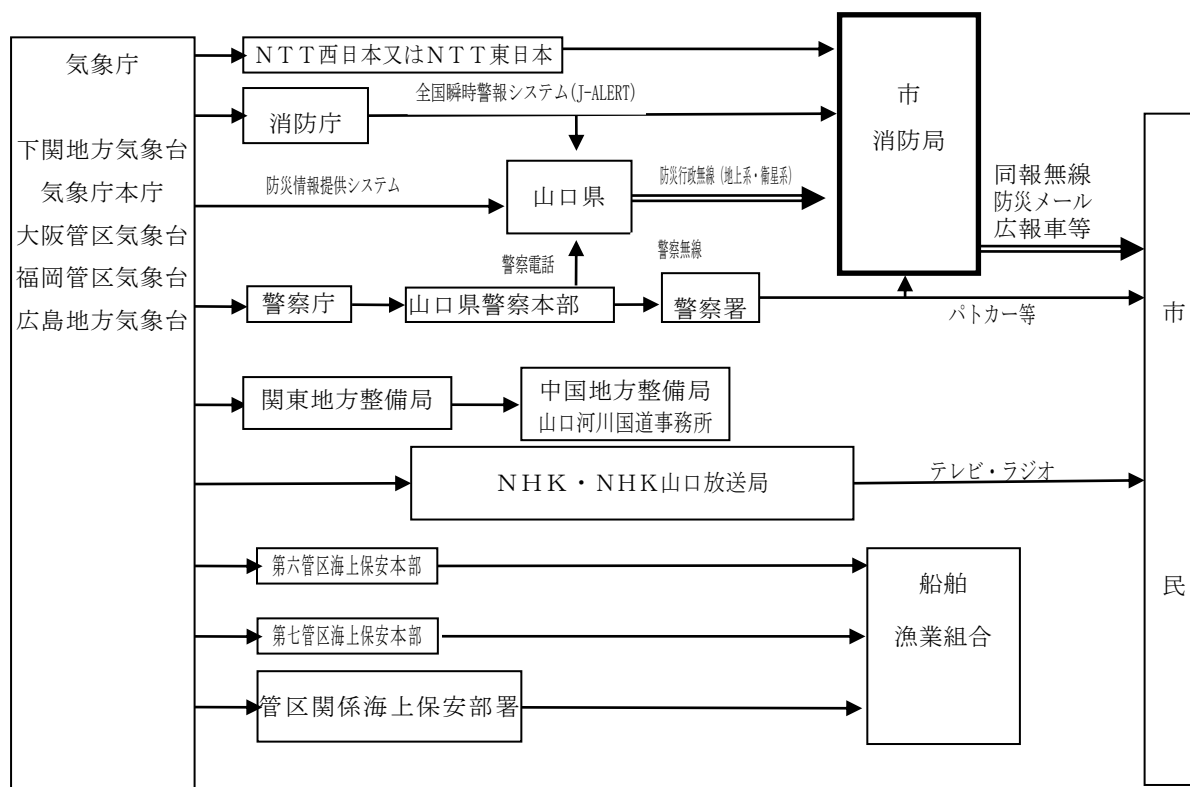
第1節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るためには、市は県をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する注意報・警報の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 津波予報及び地震・津波情報に係る伝達

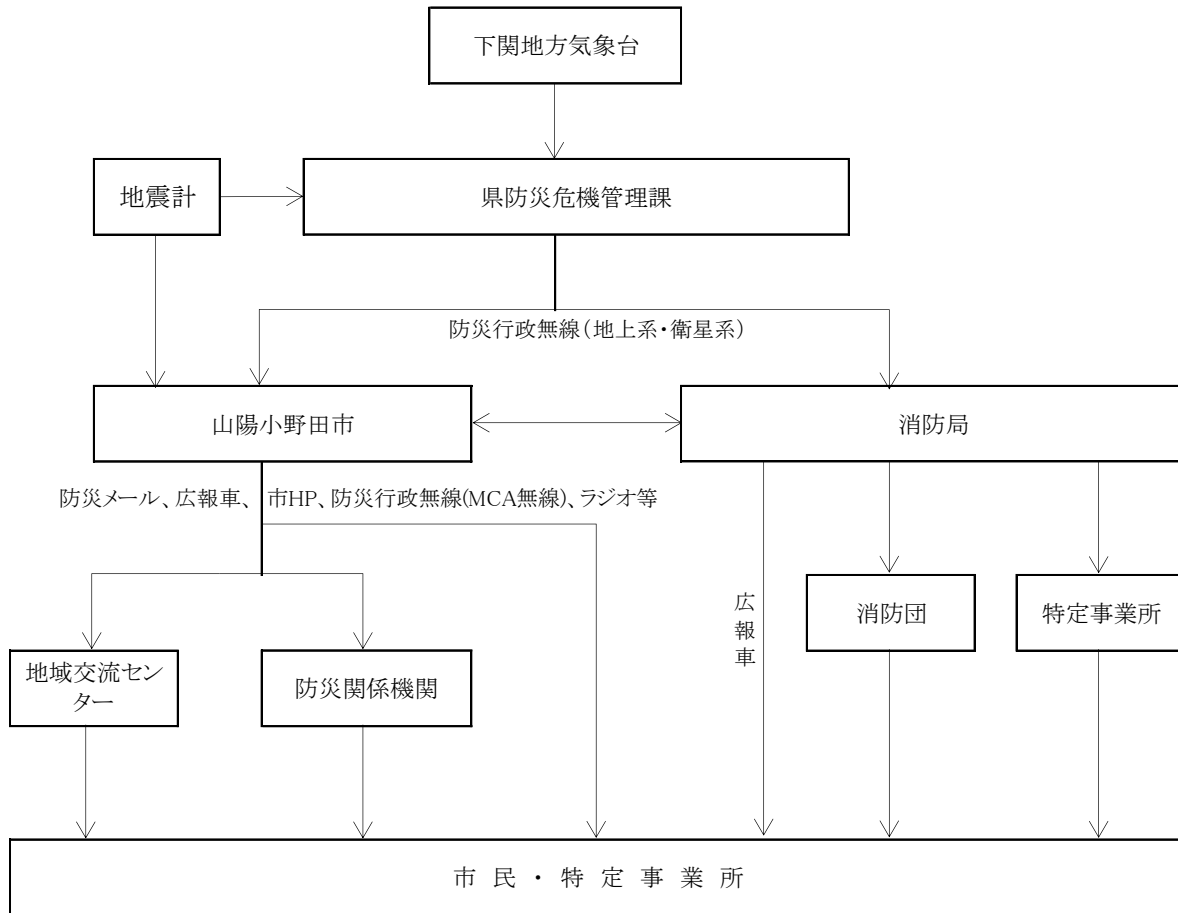
各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに市民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの情報伝達系統図



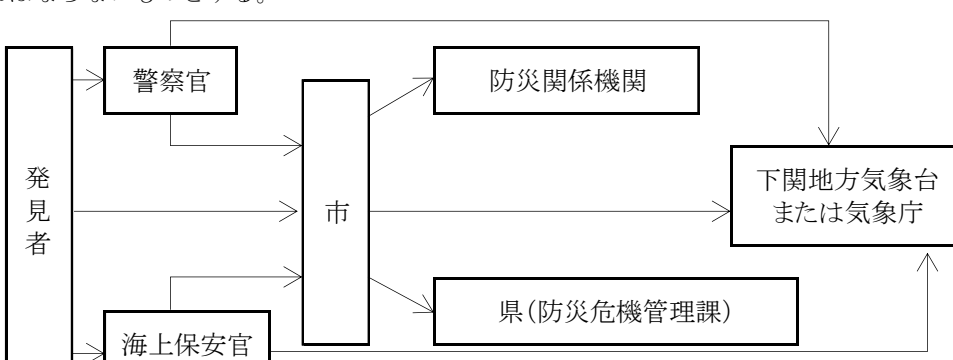
注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

2 市における情報伝達系統図



第2項 関係機関による措置事項

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

関係機関	措置内容
市	1 津波警報等及び緊急地震速報、地震、津波情報の伝達 (1) 地震、津波等の重要な注意報及び警報について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 (2) 市民への津波警報、避難情報等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるように、また伝達先等に漏れがないよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 (3) 漁港、港湾、船だまり、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。 2 近地地震、津波に対する自衛措置 (1) 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が襲来するおそれがある。 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて市長は、直ちに次の措置を講じる。 ア 海浜、港湾等にある者、海岸付近の市民等に、直ちに安全な場所に避難するよう指示する。 イ 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。 (2) 市に対する津波情報の伝達は、報道による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市長は、直ちに上記による措置をとるものとする。 (3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった市長は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表することができる。 (4) 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記(1)に掲げる措置を速やかに実施するものとする。 3 異常現象の通報 (1) 災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長（総務課）又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならないものとする。 (2) この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長（総務課）に、また、市長（総務課）は、県（防災危機管理課）、下関地方気象台、その他関係機関に通報しなければならないものとする。  <pre> graph LR A[発見者] --> B[警察官] A --> C[海上保安官] A --> D[市] A --> E[防災関係機関] A --> F[県(防災危機管理課)] A --> G[下関地方気象台 または気象庁] B --> D C --> D D --> E D --> F D --> G E --> G F --> G </pre> 4 県からの伝達は、防災行政無線FAXで送信されるが、止むを得ず地上系による場合は音声での伝達となるため「津波警報、注意報受信用紙」により受信する。

関係機関	措置内容																								
気 象 台 (緊急地震速報については気象庁)	1 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に大津波警報・津波警報・津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。 ※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震 この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。 このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さを数値で発表する。																								
	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等																								
	<table><tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定する被害と取るべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報※</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合</td><td>10m超 (10m<予想高さ)</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr><tr><td>10m (5 m<予想高さ≤10m)</td></tr><tr><td>5 m (3 m<予想高さ≤ 5 m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合</td><td>3 m (1 m<予想高さ≤ 3 m)</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>1 m (0.2m≤予想高さ≤ 1 m)</td><td>表記しない</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなだが出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。</td></tr></table>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定する被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	10m (5 m<予想高さ≤10m)	5 m (3 m<予想高さ≤ 5 m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤ 1 m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなだが出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。
	種類			発表基準	発表される津波の高さ		想定する被害と取るべき行動																		
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表																						
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																					
		10m (5 m<予想高さ≤10m)																							
		5 m (3 m<予想高さ≤ 5 m)																							
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。																					
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤ 1 m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかなだが出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。																					
※大津波警報は特別警報に位置付けられる。																									

関係機関	措置内容															
気 象 台	イ 津波警報・注意報と避難のポイント 震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。 津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは避難を続ける。															
	(2) 津波情報 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。															
	津波情報の種類と発表内容															
	<table><tr><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載)を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</td></tr></table>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載)を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）					
	情報の種類	発表内容														
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載)を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。														
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表														
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）														
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）														
	(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。															
沿岸で観測された津波の最大波の発表内容																
<table><tr><th>津波警報等の発表状況</th><th>観測された津波の高さ</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">大津波警報を發表中</td><td>1 m超</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>1 m以下</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td rowspan="2">津波警報を發表中</td><td>0. 2 m以上</td><td>数値で発表</td></tr><tr><td>0. 2 m未満</td><td>「観測中」と発表</td></tr><tr><td>津波注意報を發表中</td><td>(すべての場合)</td><td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現）</td></tr></table>	津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表	1 m以下	「観測中」と発表	津波警報を發表中	0. 2 m以上	数値で発表	0. 2 m未満	「観測中」と発表	津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現）
津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容														
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表														
	1 m以下	「観測中」と発表														
津波警報を發表中	0. 2 m以上	数値で発表														
	0. 2 m未満	「観測中」と発表														
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現）														
(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の																

観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値＊（第1波の推定到達時刻）、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値＊）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される 津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m 超	沖合で観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合で観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m 超	沖合で観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合で観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	（すべての場合）	沖合で観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

＊沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（3）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（4）緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解

析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないでは強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。 (5) 地震情報の種類とその内容 地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。		
地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震度に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
(6) 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。		
解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※ホームページでの発表をしていない。	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初期期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要

	・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。）	、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(7) 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報 南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
	地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※8.0以上の地震が発生したと評価した場合
		巨大地震注意	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※7.0以上8.0未満の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと観測された場合
		調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。 ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。 ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。			
	発表基準		発表内容
津波予報	津波が予想されないとき		津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき		高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき		津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

	2 津波予報区の範囲	
	予報区	沿岸市町
	山口県日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町
	山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

第3項 土砂災害警戒情報

地震発生に伴い、土砂災害が発生することが考えられる。また、震度5強以上の地震が発生した場合、土砂災害警戒情報の発表に暫定基準が用いられることになるため、県、下関地方気象台が発表する情報に注意する。

なお、土砂災害警戒情報が発表された場合の対応等は、第3編【風水害等対策編】第2章第1節第4項「土砂災害警戒情報」による。

第4項 土砂災害緊急情報

県は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退き指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知するとともに、市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援する。

なお、土砂災害緊急情報が県より通知された場合の対応等は、第3編【風水害等対策編】第2章第1節第5項「土砂災害緊急情報」による。

第2節 災害情報収集・伝達計画

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施する上で基本となる。

このため、市、県をはじめとする防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。

このため、震災時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

なお、県、国、企業等の防災関係機関の情報伝達については、それぞれの定めるところによる。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

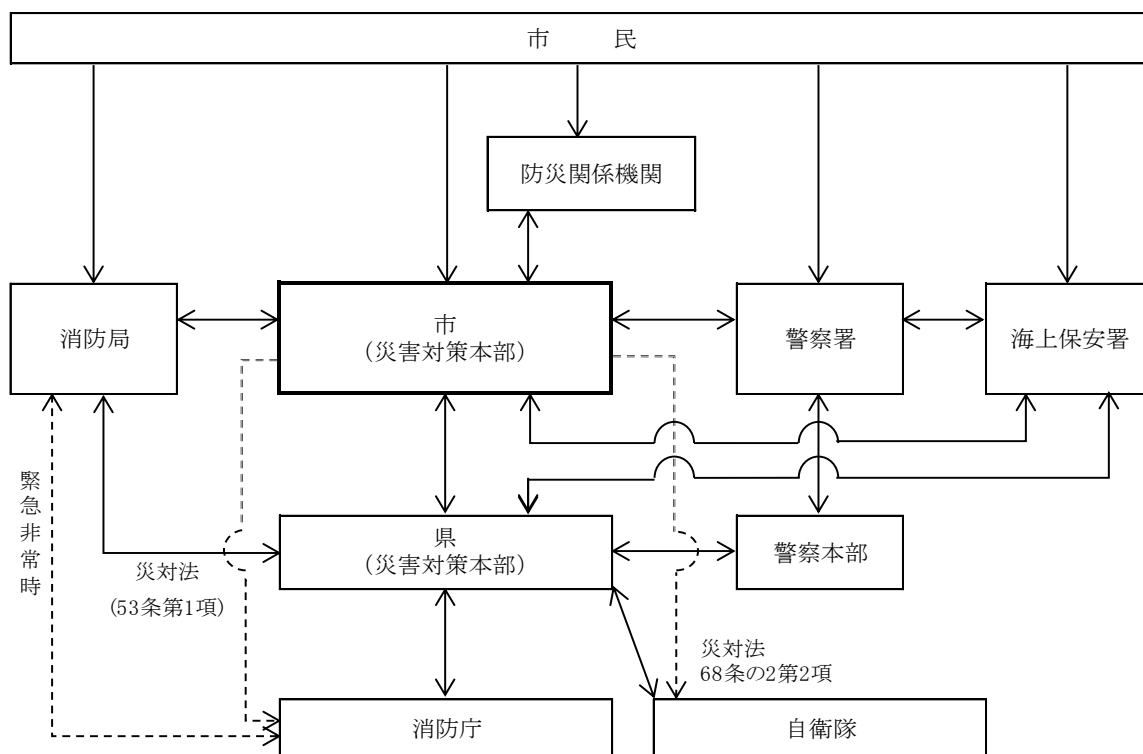
市は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて市民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。その際、情報の伝わりにくい要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の住民や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

1 情報収集連絡系統

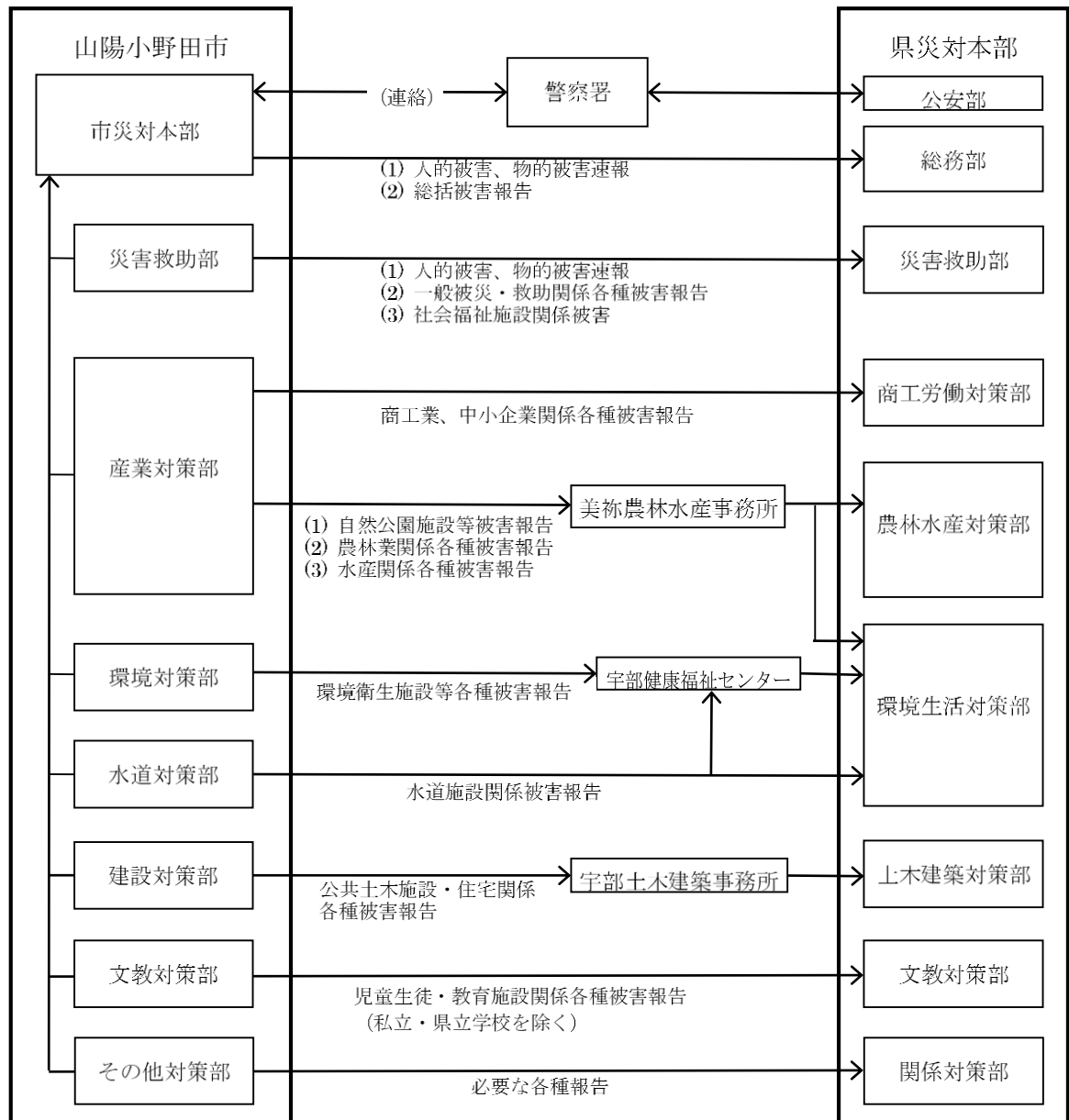
(1) 災害情報収集連絡系統図

地震・津波による災害情報の連絡の流れは、次のとおりである。



- (2) 市から県への災害情報の報告
市から県への被害報告は、次による。

■市から県への被害報告の流れ



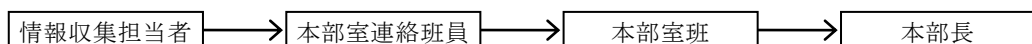
2 市（総務課・関係各課）の措置

大規模地震発生時は、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。

このため、大規模地震発生時における災害情報収集体制に関して、本計画に綿密・具体的に定めておくものとする。

(1) 災害情報収集体制の確立

- ア 情報収集及び報告責任者を定める。（地区別）
なお、災害情報の報告は、次の系統による。



イ 市職員のみでは不足する場合も考えられるので、災害時受援計画の実行や、自主防災組織、関係機関等の協力確保体制を確立しておく。

ウ 電話使用不能の場合は、防災無線（ＩＰ無線）を使用し、情報収集を行う。

エ 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等。

(2) 収集すべき情報の内容

ア 収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第一とし、負傷者の救出救助消火活動を実施する上で必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等）を収集する。

また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集するものとする。

以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集すること。

イ 法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行うものとする。

(3) 被害調査要領

市は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。

ア 発災初期には、全部局を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制を執るものであること。

イ 関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施するものであること。特に、発災初期の状況は、住民組織等を通じて、直ちに市に通報がなされるようにしておくものであること。

ウ 被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定するものであること。

エ 被害が甚大で、被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

オ 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとるものとする。

(4) 被災状況等の報告

市（総務課）は、地震・津波が発生したときは、県（防災危機管理課）に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報するものとする。

なお、県に報告ができない場合、消防庁（電話 03-5574-0119）に直接報告すること。

（災対法第53条）

ア 報告の要領

(イ) 報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行うものとする。

段 階	種 類	報 告 時 期
第1段階	発 生 速 報 (被害の概況)	・発生之都度 ・原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
第2段階	被 害 速 報	・被害状況調査の進展に伴い、順次報告する。
第3段階	確 定 報 告	・当該災害に係る応急措置完了後20日以内に報告する。

(イ) 報告は、資料編【11-(2)】被害状況等報告様式（市→県）により行うものとする。

(5) 直接即報

火災・災害速報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、当該市の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

〔消防庁報告先〕

回線別		平日（9:30~17:45） 応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T 回線	電 話 F A X	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
防災行政無線 （衛星系）	電 話 F A X	回線選択-048-500-90-49013 回線選択-048-500-90-49033	回線選択-048-500-90-49102 回線選択-048-500-90-49036

※衛星通信の選択番号（本庁）：89

(6) 各種被害報告

ア 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるものとする。

イ 救助法に基づく報告

救助法に基づく報告については、第4編第5章に定めるところによる。

ウ 119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。

第3節 通信運用計画

大規模地震発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶やふくそう、混信が予想される。このような状況のなかで市、県及び防災関係機関は災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第1項 通信の確保

市、県及び防災関係機関は、災害時の通信を次により確保するものとする。

1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任

- (1) 市（総務課、関係各課）、県及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。
- (2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信の確保

市（総務課）は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している防災無線（IP無線）及び山口県防災行政無線（衛星通信を含む）の確保に努める。

また、防災無線（IP無線）については、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、回線統制、割り込み及び強制切断等の措置をとる。

3 通信手段の確保が困難な場合

大規模地震等による災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

(1) 電話施設の優先利用

市は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア 一般電話

事 項	対 策
非常緊急用 電話の承認	災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図りかつ輻そうを避けるため、次の加入電話をあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社、NTT ドコモ中国及び KDDI 株式会社に申請し、承認を受けている。
	一般電話
	・ 82-1112 (総 務 課)
	・ 82-1117 (総 務 課)
	・ 82-1119 (総 務 課)
	・ 82-1124 (総 務 課)
	・ 73-2575 (地域活性化室)
	・ 84-1121 (山陽小野田市民病院)
	・ 88-0152 (南 支 所)
	・ 21-6111 (消防局代表)
	・ 21-6113 (消防局 警防課)
	・ 21-2866 (消防局 通信指令課)
	・ 83-0119 (小野田消防署)
	・ 71-0119 (山陽消防署)
	・ 83-4587 (水 道 局)
	・ 81-3969 (水 道 局)
	携帯電話
	・ 090-5370-9210 (総 務 課)
	・ 090-5370-9211 (総 務 課)
	・ 090-5370-9212 (総 務 課)
	・ 090-5370-9214 (土 木 課)
	・ 090-5370-9216 (小野田消防署)
	・ 080-6325-2988 (局配備：小野田消防署)
	・ 080-1942-1480 (地域活性化室)
	・ 080-1942-1481 (地域活性化室)
	・ 080-1942-1482 (地域活性化室)
	・ 080-6325-2988 (局配備：通信指令課)
	・ 080-5752-5308 (局配備：通信指令課)
	衛星携帯電話
	・ 8821669501853 (消防局)

第2項 通信施設設備の整備

市は、災害時等の通信の確保を図るため、従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきたが、より充実した通信の確保が図られるよう、今後とも整備促進を図っていく必要がある。

1 市の対策

市（総務課）では、防災無線（I P無線）及び携帯電話を防災関係課及び主要避難場所に配備している。しかしながら、地震、津波のような広域に被害をもたらす災害が発生した場合、現在の通信手段が運用不能となるおそれがある。そのため、地震、津波情報等の一斉伝達に大きな効果がある同報系無線の拡充及び通信ルートの多様化を図るなど、今後とも整備の促進を図っていく。

2 消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来から消防救急無線の整備充実を図ってきているところであり、国の割り当て方針に沿って 150MHz 帯アナログ現設備から 260MHz 帯デジタル設備への更新を平成 25 年度末に実施している。消防通信無線は、消防業務に応じて多くの無線システムが取り入れられており、それぞれ使用する周波数や通信方式が異なる。消防機関に割り当てられる周波数には、統制波（他の都道府県における消防・救急活動の支援のため全国の市町村で使用する周波数）、主運用波（他の市町における消防・救急活動の支援のため県内の市町で使用する周波数）、活動波（各市町（消防）における消防活動及び救急活動を実施するために使用する周波数）がある。

第4節 災害時の放送

第1項 放送局に対する放送の要請（総務課、シティセールス課）

災害時において、市は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、市民等へ必要な情報を提供する。

1 放送機関との協定

市及び県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう、放送要請手続等について、あらかじめ以下の放送機関との間に協定を締結している。

(1) 市の協定

放送機関	連絡先
(株) FM 山陽小野田 (FM スマイルウェーブ)	0836-81-1897
(株) エフエムきらら	0836-35-1231

(2) 県の協定

放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK 山口放送局	コンテンツセンター長	083-921-3207 無線電話 10-219-3
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 無線電話 10-220-3
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 無線電話 10-221-3
株式会社エフエム山口	編成製作部長	083-924-4535 無線電話 10-223-2
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 無線電話 10-222-3

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

(2) 放送手続

ア 災対法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。（1(1)を除く）

ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。

この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。

イ 県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、要請するものとする。

県防災計画資料編【2-43】・・・放送要請に係る様式

ウ (株)FM山陽小野田、(株)エフエムきららとは、特に要請書を定めていないのでFAX又は電話等で要請する。

第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるものである。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。
- (3) 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合。

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK 山口放送局）

3 利用方法等

市長は、知事を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

第3項 放送機関の活動体制

大規模地震等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災市民への適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、市民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災市民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関（NHK 山口放送局・山口放送・テレビ山口・エフエム山口・山口朝日放送・㈱FM 山陽小野田・㈱エフエムきらら）は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

第5節 広報計画

震災時における市民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時適切な情報の提供を行う。

このため、市をはじめとする各防災機関が実施する災害時等の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

第1項 広報活動

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻そう、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

広報内容は、おおむね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

発災直後	ア 津波・余震に関する情報 イ 災害発生状況 ウ 避難の指示 エ 地域住民がとるべき措置 オ 避難所・救護所設置情報 カ 避難路情報 キ 交通規制状況（陸上・海上） ク 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項 ケ その他必要事項
応急対策着手後 （順次実施）	ア 道路情報 イ 公共交通機関の状況 ウ 給食・給水実施状況 エ 医療・救護実施状況 オ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況 カ 生活必需品等供給状況 キ 応急対策実施の状況 ク 安否情報 ケ 河川・港湾・橋梁等土木施設状況 コ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項 サ その他必要事項（災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等）

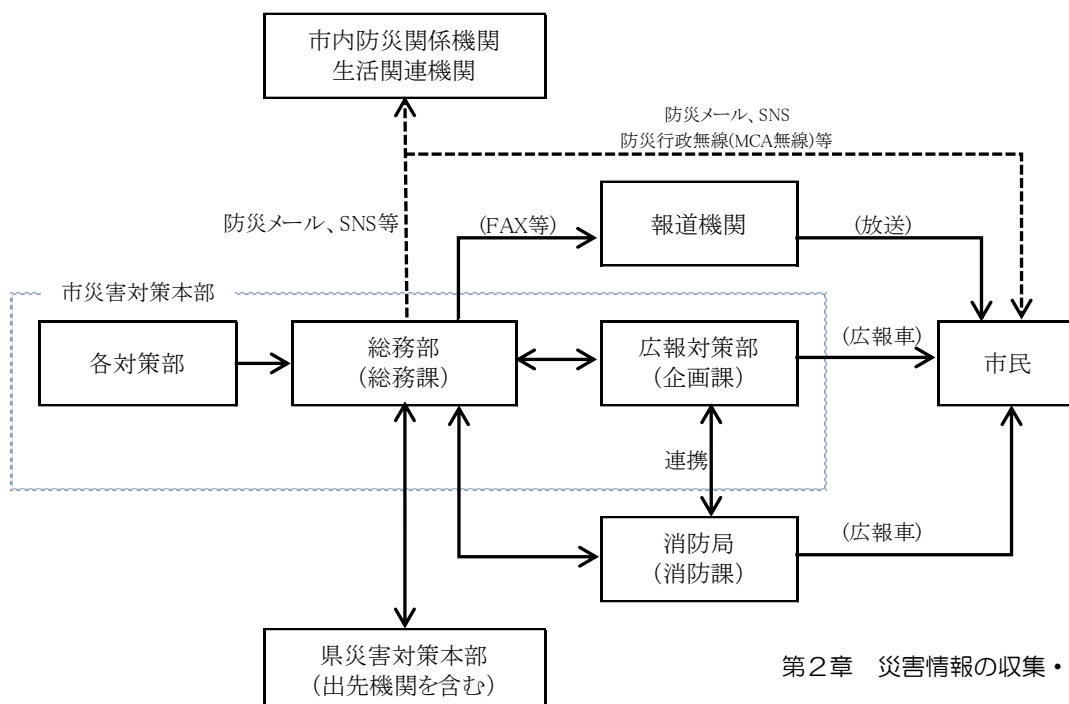
第2項 広報実施部局

担当対策部	広報手段	対 象
総 務 部 （総務課）	防災行政無線（MCA 無線） 防災メール、FAX 等	市民、関係機関、報道機関
広報対策部 （企画課）	広報車等	市民
消 防 局 （消防課）	広報車等	市民

第3項 災害時の広報活動

1 災害広報連絡系統図

市災対本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。
 なお、広報政策部内で、広報要員及び広報用車両をあらかじめ確保すること。



2 防災関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡事項
市の部内	(1) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 (2) 市民に対する広報事項についての広報の依頼 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 (4) 災害全般の情報提供についての依頼
県の部内	(1) 各対策部の災害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼 (2) 被害状況の取りまとめ及び資料の提供
報道機関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 市民への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

市民及び防災関係機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収集事項	収集の内容	収集対象機関
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 市民の心構え及び対策	総務課
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時、場所 (3) 被害の対象、範囲、程度 (4) 被害発生経過	総務課 各対策部 防災関係機関
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人員 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過	総務課 社会福祉課 消防局 警察署
4 消防機関・自衛隊等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過	総務課 消防局
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果	総務課 防災関係課 防災関係機関 消防局
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果	総務課 防災関係課 報道機関 防災関係機関

7 美談などの災害関連情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先	同 上

(3) 市民に対する災害広報の実施方法等

市民に対する災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報事項	実施主体	広報手段	備 考
1 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 2 被害状況、応急対策の状況及び市民の一般的注意事項	市 消 防 局 防災関係機関	1 報道機関へ依頼 2 防災行政無線（MCA 無線）の活用 3 広報車巡回 4 広報紙への掲載 5 チラシ、掲示による周知 6 組織を利用しての口伝 7 アマチュア無線局への依頼 8 臨時災害 FM 放送局の活用 9 コミュニティ放送の活用 10 インターネットの活用 11 Lアラートの活用 12 ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用	1 必要に応じ民間広報車の借上げを行う 2 自治会・自主防災組織を活用する

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として、総務班が発表する。

イ 発表場所、時間

総務班が関係者と協議して決める。

第4項 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

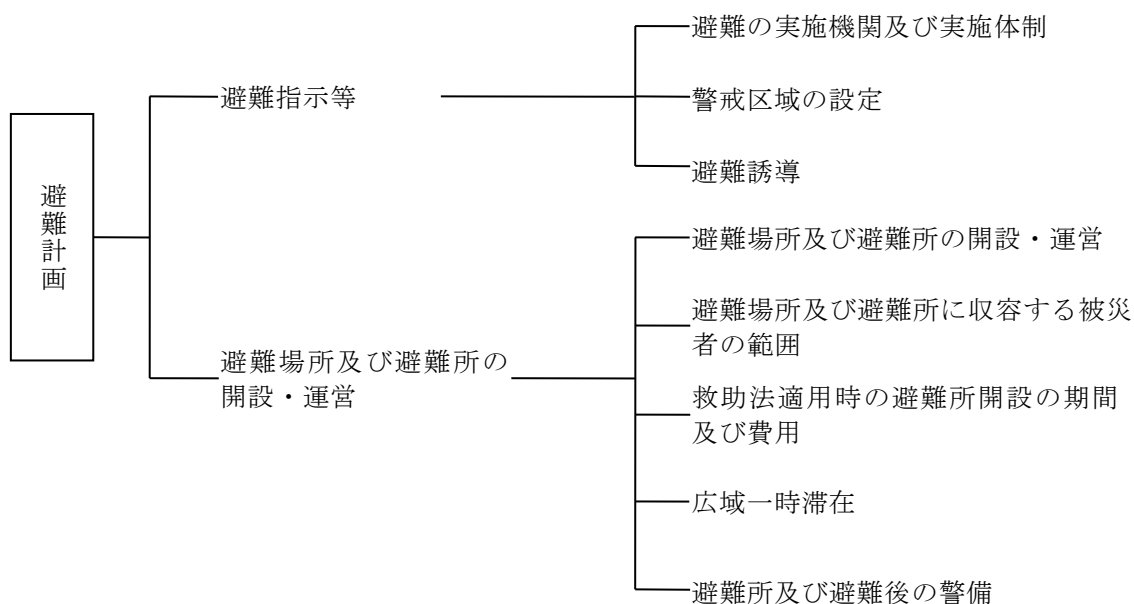
第3章 避難計画

基本的な考え方

地震発生時には、建物倒壊、延焼火災、崖崩れ、津波等の発生による市民の避難が予想される。

災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の指示権者及び時期

指示権者	関 係 法 令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた職員又は消防吏員)	災対法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理課)
知事 (委任を受けた職員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同 上	立退き又は緊急安全確保措置の指示 警告を発すること 必要な限度で避難の指示 (急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市長に通知 (市長は知事に報告)

指示権者	関 係 法 令	対 象 と な る 災 害 の 内 容 (要件・時期)	指 示 の 対 象	指 示 の 内 容	取 る べ き 措 置
海上保安官	災対法 第61条 海上保安庁法 第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であつて、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等 船舶とその乗組員、旅客その他船内にある者	立退き又は緊急安全確保措置の指示 船舶の進行、停止、指定場所への移動、乗務員、旅客等の下船、下船の禁止、その他必要な措置	同 上
自 衛 官	自衛隊法 第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同 上	避難について必要な措置 (警察官がその場に行かない場合に限り災害派遣を命じられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知 事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知 事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	同 上	同 上 (水防管理者による場合のみ)

2 避難指示等の基準

市長が行う避難指示等の一般基準は次のとおりとする。

- (1) 地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (3) 建物、擁壁等の倒壊又は余震等により、人的被害が発生するおそれがあるとき
- (4) ダム等の決壊、降雨により、河川が警戒水域を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき
- (5) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発せられ、人的被害が生じるおそれがあるとき
- (6) 近海地震で、緊急に避難を必要とするとき
- (7) 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生じるおそれがあるとき
- (8) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき
- (9) 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生じるおそれがあるとき

(10) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき

(11) その他危険が切迫していると認められるとき

避難指示の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

なお、市は、指定地方行政機関又は県に対し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

3 避難指示等の区分

種 別	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難	避難に時間のかかる要配慮者とその支援者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、危険な場所から避難を開始。
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・危険な場所から全員避難。 ・避難場所への立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は「屋内安全確保」をとる。

4 避難指示等の伝達（総務課・企画課・社会福祉課・消防局・市民活動推進課・シティセールス課・関係各課）

避難指示等は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

(1) 避難指示等を行った市長等は、速やかに、その内容を防災行政無線（MCA 無線）、防災メール、広報車、報道機関の協力、自治会連絡網等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し、周知する。

なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の住民や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。（福祉部）

(2) 避難の伝達に当たっては、市の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。

(3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

5 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定（総務課・関係各課）

1 警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた職員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災対法第63条）

警戒区域の設定は、市民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命じることができる。

また、市長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命じられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長に通知するものとする。

なお、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、市民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第3項 避難誘導

避難指示等が出された場合、市は人命の安全を第一とし、警察署及び消防局・消防団・自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は、自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

1 避難誘導

被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。

この場合、高齢者、障がい者等要配慮者を優先して避難誘導する。

2 安全な経路の選定

避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

3 危険な地点の対応

危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。

4 浸水地帯の対応

浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

5 要配慮者の避難

高齢者、障がい者等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。

6 誘導中の事故防止

誘導中は、事故防止に努める。

7 交通孤立地区等の対応

交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第2節 避難場所及び避難所の開設・運営

市長は、発災時に必要に応じて災害種別ごとの危険性に十分配慮し、避難場所及び避難所を開設するとともに、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所として開設する。また、避難所は、災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するための施設として開設するもので、救助法適用時においては、市長が知事の委任を受けて行うことになる。

避難場所及び避難所の開設は、施設管理者、自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

第1項 避難場所及び避難所の開設・運営（社会福祉課）

1 避難所の開設

市長は、職員の中からあらかじめ各所属長に指名された避難所管理責任者に開設を命じる。

なお、広域避難場所には、避難所管理責任者を常設せず、必要に応じて職員を派遣することとする。

2 避難場所及び避難所開設時の留意点

(1) 災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難場所及び避難所のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、開設する。

また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難場所及び避難所として開設する。

なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認した上で、開設すること。

利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ、指定されている避難先施設の管理者に開設（受入れ）の要請をし、施設専用避難所を開設する。

(2) 避難場所及び避難所を開設した場合には、市民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（県、警察署、消防署等）へ連絡する。

また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ避難元施設と避難先施設との調整を行う。

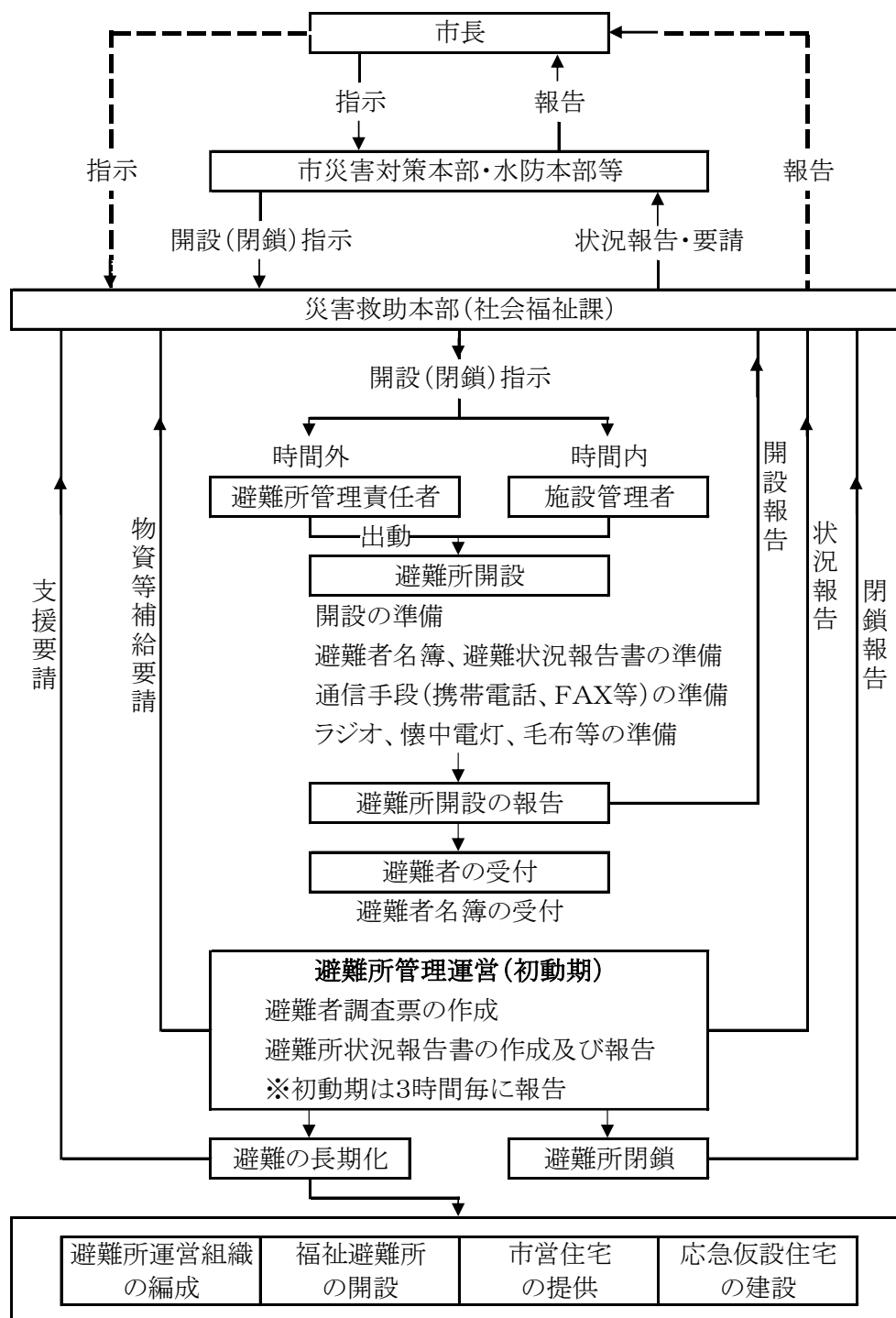
(3) 避難場所及び避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

3 避難場所及び避難所開設運営の手順（おおよその目安）

開設運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

■避難所開設・管理運営（初動期）の対応手順

（←――は災害対策本部等設置前）



（＊１）地震による避難所開設時は、特に注意して施設の安全確認を行うこと。

4 避難場所及び避難所の管理・運営

- (1) 避難所管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿、避難者調査表、避難所状況報告書を作成する。この名簿等は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるもので、正確かつ迅速な対応を行う。

また、市は避難所管理責任者に定期的な報告を求め、避難者情報の早期把握に努める。

- (2) 避難生活が長期にわたると予想される場合には、避難所管理責任者の他に、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から、避難者のなかから協力者を選任する。

また、被災者が相互に助け合い、避難所の運営に主体的に関与していくため、避難所運営組織の編成と立ち上げを支援するものとする。

- (3) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

- (4) 避難所においては、食料、水、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品、車椅子や生活必需品、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、ボランティア等の協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。

- (5) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、避難が長期化する場合は、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する（女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布など）。

特に、高齢者、障がい者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。

また、避難所におけるペットの扱いについても配慮する。

- (6) 避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

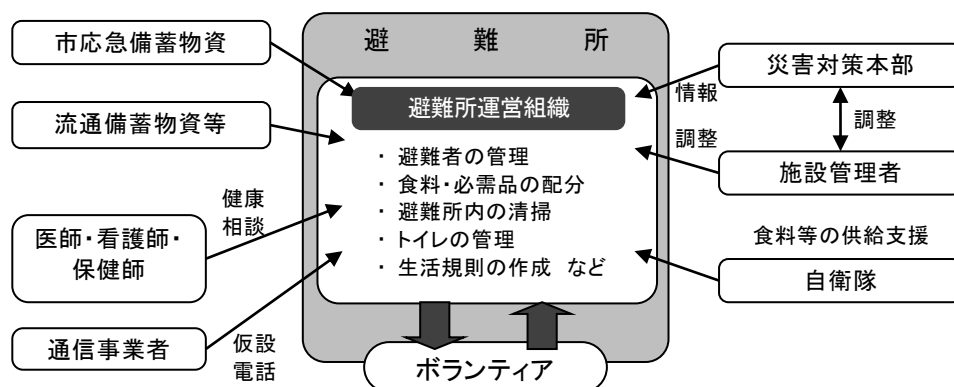
- (7) 生活不活発病やエコノミークラス症候群など、環境の変化等から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

- (8) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

- (9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図れるよう努めるものとする。

- (10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅及び公営住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

■避難所運営組織のイメージ



第2項 避難場所及び避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

- (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者
住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者
- (2) 現実に災害を受けた者
自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- (1) 避難指示等が発せられた場合
- (2) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合
（注）被害を受けるおそれがある者が避難所に収容された場合は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに退所しなければならない。（救助法の基準）
収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できる限り同一町内単位等にまとめることが望ましい。

第3項 救助法適用時の避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期 間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

2 費 用

- (1) 賃金職員等雇用費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場、便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 広域一時滞在

1 市において行う事項

- (1) 市長は、被災地区の市の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。
- (2) 広域一時滞在のための要請をした場合、市職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。
- (3) 県から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町村が行い、被災者を受け入れた市は避難所の運営に協力するものとする。
- (5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

2 移送方法

被災者の移送方法は、県が市の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、市民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第4章 水防・消防・危険物等対策計画

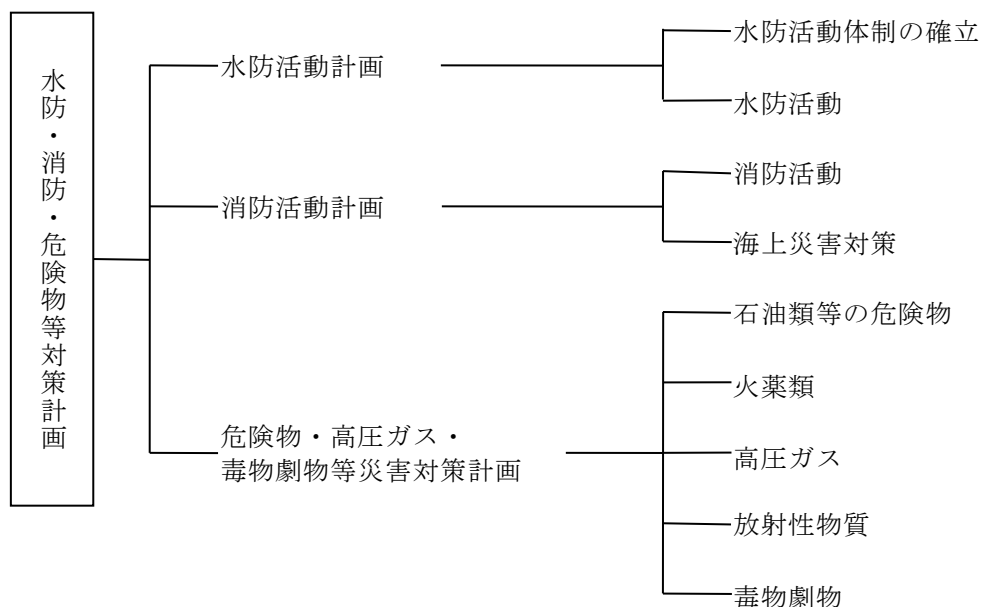
基本的な考え方

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊又は津波による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・市民の安全確保について必要な対策を講じる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防・消防及び危険物等に係る応急対策活動について定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 水防活動計画

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水及び津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、水防管理者（市長）及び県は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講じることになる。

本節では、震災時において水防管理者（市長）、県がとる応急対策について、必要な事項を定める。

第1項 水防活動体制の確立

1 水防活動体制

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は気象台から大雨に関する注意報・警報が発表された場合は第3編【風水害等対策編】第5章「水防計画」に定める体制に準じる体制により、事態を処理する。

2 水防組織

第3編【風水害等対策編】第5章「水防計画」を参照。

第2項 水防活動

震災時における水防対策については、山口県水防計画及び市水防計画に準拠して必要な措置及び応急対策を講じる。

1 実施機関（土木課・農林水産課）

(1) 市の措置

ア 市は、地震（震度4以上）が発生した場合は、あらかじめ定めている水防計画又は本計画等に基づき、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防御体制を強化する。

イ 水防活動に当たっては、ダム、河川、海岸、ため池、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安署、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、市民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示、避難誘導等）及び応急水防対策を講じる。

(2) 県の措置

県は、地震、津波及び降雨等による浸水が発生し又は発生するおそれがある場合は、水防管理者等が迅速、的確な水防活動が実施できるよう「水防計画」に基づく応急体制を確立し、必要な措置を講じる。

(3) 施設の管理者

ダム、ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び市民に連絡するとともに、ダム、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

2 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動等

ア 地震（震度4以上）が発生した場合

ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、直ちに、施設の巡視、点検を行い、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

また、水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、門扉を操作できる体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合

(ア) 水門・樋門等への対応

沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられることから、各施設の管理者は、速やかな対応ができるよう、建設業者等への緊急連絡体制の確立に努める。

(イ) 堤防、護岸等への対応

被害の拡大、二次災害の防止のため、迅速な仮設締切等の応急処置ができるよう、各施設の管理者は、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制の確立に努める。

ウ 津波注意報・津波警報が発表された場合

津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作の安全が確保できる場合に限り、開閉を行う。

(2) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(3) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資機材の整備（総務課・土木課）

市は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておく。

第2節 消防活動計画

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、消防活動に関する一般的事項については、第3編【風水害等対策編】第7章「火災対策計画」を参照。

第1項 消防活動

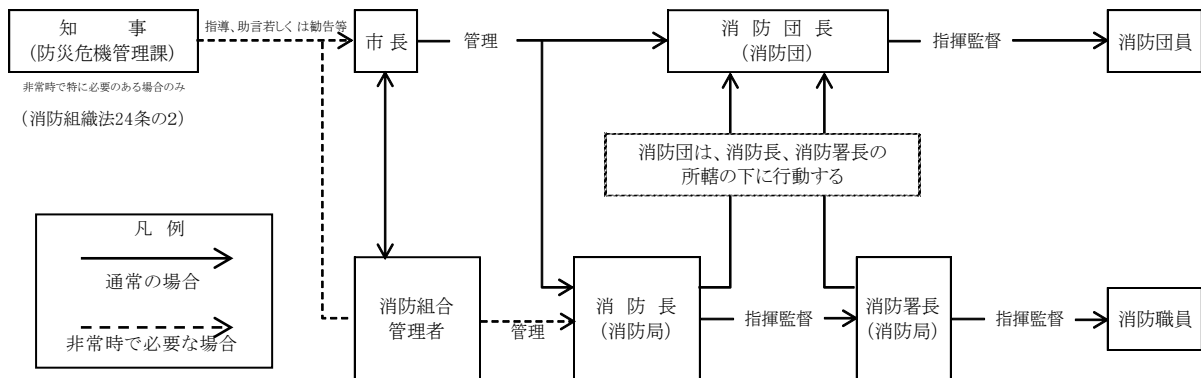
1 実施機関（消防局）

(1) 消防の実施責任は、市にある。

このため、市及び消防機関は、全機能を挙げて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努めるものとする。

この場合において、市民、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立しておくものとする。

(2) 市消防機関の系統図



2 地震火災防御計画の策定

(1) 消防活動について、市町は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防御活動計画の策定を図っていくものとする。

(2) 地震発生時の火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減を図れる計画となるように努めるものとする。

この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また、市民、事業所、他市町、他県の応援協力等も踏まえた計画内容とするものとする。

(3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、市民の活動内容、協力支援体制等についても計画のなかに盛り込むものである。

3 地震火災対策の方針

- (1) 市及び消防機関は、同時多発の火災から市民の生命の保護を第一として活動を実施するものとする。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について市民や事業所に呼び掛けるとともに、市民を含めその全機能を挙げて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施するものとする。

- (2) 防御活動

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動するものとする。

4 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止をはじめとする市民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たるものとする。

- (1) 出火警戒活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助救出活動
- (4) 応急手当活動
- (5) 災害情報の収集伝達活動
- (6) 避難誘導及び指示

5 災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図っていくこととしている。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図っていることから、活動についてはおおむねこれによるものとする。

- (1) 初期消火活動及び消火活動及びその支援
- (2) 救助救出活動及びその支援
- (3) 応急手当活動及びその支援
- (4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- (5) その他避難誘導等の活動に対する支援

6 市民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、市民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、市は、検討を進め整備の促進に努めるものとする。

第2項 海上災害対策（海上保安署・消防局・警察・市）

地震、津波等により沿岸及び海上等の危険物施設や船舶等から油が流出した場合、またはこれに伴う火災が発生した場合及び危険物が流出した場合、人命救助、消火活動、流出油等の防除、付近の船舶の安全確保及び沿岸住民への被害防止を図るため、海上保安署は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講じるものとする。

警察本部、消防機関、港湾管理者及びその他の関係機関は、海上保安署長が実施する応急対策に対して協力を行うものとする。

1 被災情報の収集

- (1) 被災状況の把握
 - ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
 - イ 水路、航路標識の異常の有無
 - ウ 石油コンビナートの被災状況
- (2) 港内の状況
 - ア 在泊船舶の状況
 - イ 船舶交通の輻そう状況
- (3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況
- (4) 港湾等における避難者の状況
- (5) 関係機関等の対応状況
- (6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。
- (7) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

2 応急対策活動

- (1) 人命救助

巡視船（艇）、航空機又は特殊救難隊等により搜索救助活動を実施する。
この場合、関係機関は協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護に当たる。
- (2) 被災船舶に対する拡大防止措置の指導
 - ア 流出箇所等の閉鎖
 - イ 船舶所有の資機材による防除活動
 - ウ 積載油等の他タンクへの移送
- (3) オイルフェンスの展張
- (4) 流出油の回収等
- (5) 初期消火及び延焼拡大防止
- (6) 被災地付近の警戒及び立入制限
- (7) 応急資機材、消火資材の調達、確保及び輸送
- (8) 被災船舶の移動等
- (9) 被害拡大防止のため必要があるときは、船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊の動員及び海上災害防止センターへの防除措置の指示並びに自衛隊等関係機関に対する出動要請を行う。
- (10) 船舶の交通規制
 - ア 航行の制限又は禁止
 - イ 港内在泊船舶に対する避難指示及び移動命令
 - ウ その他必要な航行規制
- (11) 港内及び付近海域における火気の使用禁止又は制限
- (12) 必要に応じ、被災地付近住民等への避難指示
- (13) 海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における消火活動等に協力する。

第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や市民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に食い止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・市民の安全確保に必要な対策を講じるものとする。

なお、石油コンビナート等災害防止法による石油コンビナート等特別防災区域における危険物施設・高圧ガス施設等の対策については、山口県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に食い止める。

実施者	措置内容
市（消防局）	- 地震発生時の危険物関係事業者への指示等 - 危険物関係施設の災害により、市民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、市民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。 - 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は市民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。 - 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。 - 救急・防災活動 地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。 - 広報・警戒区域・避難指示等 - 市民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 - 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏えい等により市民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。 - 関係機関との連絡・調整等 - 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し又は市民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。 - 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。
施設の所有者、管理者又は占有者	- 地震発生時の応急対策 - 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。 - 地震発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。 - 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 - 地震による災害が拡大し、市民等に被害が及ぶおそれがあるときは、市民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。 - 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏えいの有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。 - 地震発生時の連絡通報及び広報活動 - 地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県防災危機管理課等へ通報する。 なお、通報手段が途絶えない限り、第1報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、FAX等により逐次報告するものとする。 - 地震による災害が、市民へ不安を与えるおそれがある場合又は市民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
県 警察 海上保安署	関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防止するための必要な措置を講じる。

第2項 火薬類

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる。

実施者	措置内容
市（消防局）	- 救急・防災活動等 地震により火薬類関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、火薬類関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。 - 広報・警戒区域・避難指示等 (1) 市民に対し、火薬類関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について適切な広報活動を行う。 (2) 火薬類関係施設の火災・爆発等により、市民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。 - 延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、関係防災機関に連絡する。 (1) 製造業者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。 (2) 製造業者等、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。 (3) 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 (4) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者	- 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。 - 地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に連絡する。 (1) 貯蔵火薬類を安全な場所に移す余裕があるときは、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。 (2) 搬送に余裕がない場合は火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 (3) 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、状況によっては、市民に避難指示を行う。 (4) 吸湿、変質、不発、半爆発等のため、著しく原性能を失った火薬類又は安定度に異常を呈した火薬類は、安全確認の後廃棄する。
警察 海上保安署 中国四国産業保安監督部	関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防止するための必要な措置を講じる。

第3項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」という。）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏えい等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

実施者	措置内容
市（消防局）	1 救急・防災活動等 地震により高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、高圧ガス関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。 2 広報・警戒区域・避難指示等 (1) 市民に対し、高圧ガス関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について適切な広報活動を行う。 (2) 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えい等により、市民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。
高圧ガス関係事業者	1 地震発生時の応急対策 (1) 地震発生後直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。 (2) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは直ちに負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。 (3) 地震による災害が拡大し、市民等に被害が及ぶおそれがあるときは、市民への避難指示等に必要な措置を講じる。 (4) 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、ガス漏えいの有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス保安協会等による応援を受ける。 2 地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 地震により災害が発生したときは、消防機関、警察、市町、県（消防保安課）等へ通報する。 なお、通信手段が途絶しない限り、第1報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、FAX等により逐次報告するものとする。 (2) 地震による災害が市民へ不安を与えるおそれがある場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
知事 （消防保安課）	1 地震発生地の高圧ガス関係事業者への指示等 (1) 高圧ガス関係施設の災害により、市民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、市民の避難誘導、広報活動等について必要な指示をする。 (2) 高圧ガス関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は市民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止、高圧ガスの廃棄の一時禁止等の緊急措置を命じる。 2 関係機関との連絡・調整 地震による高圧ガス関係施設に災害の拡大を防止し、又は市民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して、必要な対策を講じる。
警察 海上保安署 中国四国産業保安監督部	関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防止するための必要な措置を講じる。

第4項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏えいなどが生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講じる。

実施者	措置内容
市（消防局）	(1) 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 (2) 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難指示等を行う。 (3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。
施設の所有者及び管理者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合には、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。 (1) 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、所轄労働基準監督署、海上保安署、山口県警察、市（消防局）に通報する。 (2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
県警察 海上保安署	関係機関と連絡を取り、災害の拡大を防止するための必要な措置を講じる。

第5項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を設けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

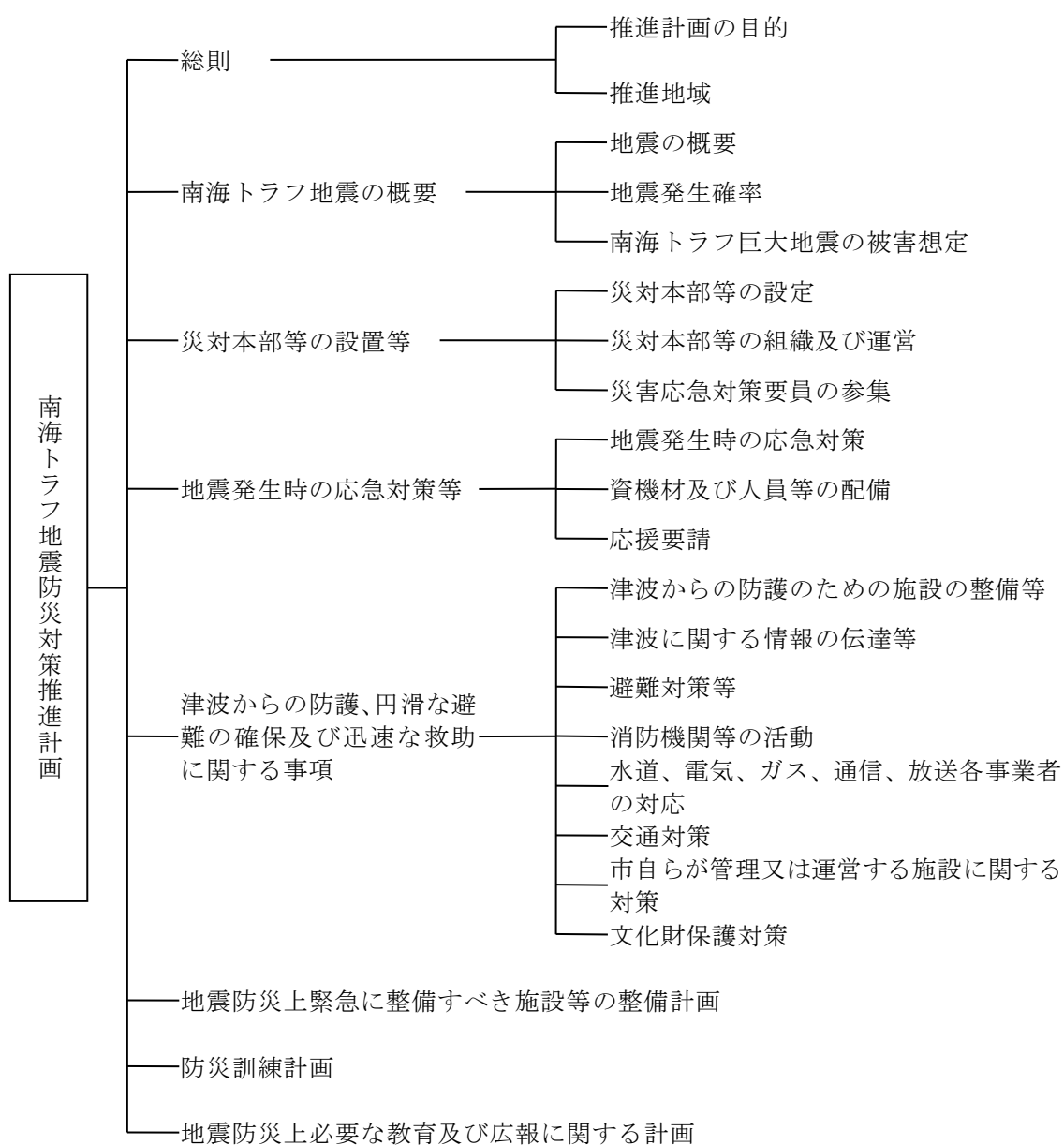
実施者	措置内容
市（消防局）	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連携を取り、立入り禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立ち退きの指示を行う。
製造者 輸入者 販売者 業務上取扱者	1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。 2 毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け、毒物劇物の漏えい、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 (1) 健康福祉センター（環境保健所）、警察、消防機関に直ちに通報する。 (2) 従業員及び周辺市民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3) 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。
県警察 海上保安署	関係機関と連絡を取り、災害の拡大を防止するための必要な措置を講じる。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

基本的な考え方

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 総 則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2項 推進地域

1 南海トラフ特措法に基づく推進地域の指定基準（以下のいずれかに該当する地域を有する市町村）

- (1) 震度6弱以上の地域
- (2) 津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- (3) 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

2 推進地域

山口県においては、次のとおり平成26年3月28日に内閣総理大臣から指定された。

下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町の15市町

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、本市及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務については、第1編第1章第5節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置」を参照のこと。

第2節 南海トラフ地震の概要

第1項 地震の概要

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発

生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平 23 年 8 月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等があげられる。

第2項 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省所管）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10 年以内	30 年以内	40 年以内
南海トラフ	8～9 クラス	30%程度	70～80%程度	90%程度もしくはそれ以上

※2021年1月1日時点の評価

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定（山陽小野田市）

平成 26 年 3 月に県が発表した南海トラフ巨大地震における被害想定によると、本市では、死者が最大で 77 人、負傷者が最大で 3 人とされ、このうち全員（100%）が津波によるものである。建物の全壊棟数は最大で 746 棟と想定され、735 棟が津波によるものである。

特に市役所本庁舎周辺の高泊開作及び埴生港周辺の埴生低地には、住家等の木造建物が密集していることから、建物の全・半壊被害は大きなものになると想定される。

また、ライフラインや交通施設の被害は主に津波の影響を受ける沿岸部において多く、避難者は約 1.2 万人（直後）、経済被害額は約 921 億円とされる。

1 震度分布

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード 9 クラスの地震を想定しており、本市は最大震度 5 弱の揺れが想定されている。

2 津波の高さ

小野田港で T. P 上 3.4m、埴生港で T. P 上 3.7m の最高津波水位が想定されている。

3 津波が到達するまでの時間

最高津波水位が山陽小野田市沿岸に最も早く到達する時間は 245 分（4 時間 5 分）となっている。また、地震発生後に ±20 cm（海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間で最短となるのは 100 分（1 時間 40 分）となっている。

4 浸水面積

浸水面積（浸水深 1 cm 以上）は、830 ha となる。

なお、地震による堤防等の被災を考慮して「堤防は機能しない」条件で想定されている。

5 人的被害（被害が最大となるもの）

(単位：人)

区 分	建物倒壊	津 波※	土砂災害	火 災	ブロック塀倒壊等	合 計	備 考
死 者 数	0	77	0	0	0	77	冬深夜
負傷者数	0	3	0	0	0	3	—

※：早期避難率は低い（「すぐ避難する」20%、「避難するがすぐには避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%）条件で算定

6 建物被害（被害が最大となるもの）

(単位：棟)

区 分	揺れ	津 波	液状化	土砂災害	火災	合 計	備 考
全壊・焼失棟数	0	735	12	0	0	746	—
半壊棟数	0	3,083	16	0	0	3,099	—

※小数点以下の四捨五入により、合計が合わない場合があります。

7 ライフライン被害

区 分			直 後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
上 水 道	断水人口	%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
下 水 道	支障人口	%	77	0.2%	77	0.2%	77	0.2%	0	0.0%
電 力	停電軒数	%	745	2.0%	63	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
固 定 電 話	不通回線	%	526	2.8%	236	1.2%	236	1.2%	0	0.0%
ガ ス	停止戸数	%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※：1 日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

8 生活支障等

(単位：人)

区 分		直 後	1 週間後	1 ヶ月後
避 難 者	避難所避難	7,974	1,451	485
	避難所外避難	3,988	164	1,131
	合 計	11,962	1,615	1,615

※：避難所外避難とは、指定避難場所以外の公共施設や自動車内、親戚宅などに避難すること。

9 防災・減災対策による被害軽減効果

(1) 津波からの早期避難による死者数の軽減

早期避難率を 100%（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると死者 77 人が 0 人に減少【100%減】する。

(2) 建物の耐震化促進による死者数等の軽減

本市は、建物倒壊による死者はいないものの山口県で耐震化率及び家具等の転倒・落下防止対策実施率を 100%まで向上させると県全体における建物による死者数が 0 人【100%減】となり、負傷者については、1/10 に軽減される。

さらに、建物倒壊による火気器具・電熱器具からの出火を防ぐことができ、また、延焼拡大時に避難路を防ぎ避難が難しくなることも防ぐことができる。

第3節 災対本部等の設置等

第1項 災対本部等の設置

市長は、南海トラフ巨大地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災対法に基づき、直ちに市災対本部及び必要に応じて現地対策本部（以下「災対本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

（第3編【地震津波対策編】第1章第1節「市の活動体制」を準用する。）

第2項 災対本部等の組織及び運営

災対本部等の組織及び運営は、災対法第23条の2の規定及び山陽小野田市災害対策本部条例に定めるところによるものとする。

（第3編【地震津波対策編】第1章第1節「市の活動体制」を準用する。）

第3項 災害応急対策要員の参集

1 参集計画

市長は、地震災害の規模や交通機関の利用ができない事情等の状況を勘案し、配備体制に応じた動員配備及び配備区分を指示するものとする。

2 自己の判断による参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

（第3編【地震津波対策編】第1章第1節「市の活動体制」を準用する。）

第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 地震・津波情報の収集、伝達

- (1) 地震・津波情報伝達系統図は、第3編【地震津波対策編】第2章第1節「災害情報計画」に定めるとおりとする。
- (2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集、伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、第3編【地震津波対策編】第2章第1節「災害情報計画」に定めるところにより行うものとする。

2 公共施設等の緊急点検・巡視

通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互連携・協力等を実施する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、適切な措置を講じるものとする。

4 救助・救急、医療活動

第4編第1章「救助・救急、医療等活動計画」に定めるところにより行うものとする。

5 輸送活動

第4編第4章「緊急輸送計画」に定めるところにより行うものとする。

6 給水、食料、生活物資供給活動

第4編第6章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」に定めるところにより行うものとする。

7 防疫・保健衛生活動

第4編第7章「保健衛生・動物愛護管理計画」に定めるところにより行うものとする。

第2項 資機材及び人員等の配備**1 資機材の調達**

市は、被災状況に応じた災害応急対策に必要な資機材の確保状況を把握し、必要に応じて、県からの調達を要請する。

2 人員の配備

市は、被災状況に応じた災害応急対策に必要な管内の人員の配備状況を把握し、必要に応じて、県からの人員派遣等を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を市と連携して実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

なお、各機関の具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第3項 応援要請**1 応援協定**

災害応急対策の実施のため、必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料編「9 応援協定」に明記してありである。

市長は必要があるときは、応援協定に従い応援を要請するものとする。

2 自衛隊の災害派遣

市長は必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

なお、災害派遣を要請する予定の事項は、第4編第3章第1節「相互応援協力計画」に定めるとおりである。

3 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊

災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊等を受け入れることとなった場合に備え、県及び山口県警察等との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援要請については、資料編「10-(9) 山口県広域消防応援・受援基本計画」を準用する。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者が講ずる措置等

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置等を講ずるとともに、津波に関する情報収集を行うものとする。また、内水排除施設等は、災害発生に備えて施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者が定める事項

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画
- (6) 津波に関する情報入手の手段

第2項 津波に関する情報の伝達等

地震・津波情報の収集及び伝達に係る基本的事項は第3編【地震津波対策編】第2章第1節「災害情報計画」によるものとするほか、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の係留、港外避難などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第3項 避難対策等

- 1 県は、津波防災地域づくり法に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域等の指定を行う。
- 2 市は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように避難対象地域、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準を掲載した津波ハザードマップを作成するとともに、その周知を図る。
- 3 市は、必要に応じ、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、県、市の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行うものとする。
- 4 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識

啓発のための対策を実施する。

- 5 津波浸水想定区域内の自主防災組織等は、地域特性等を踏まえ、避難対象地域、避難場所・避難路等の把握、津波情報及び避難指示等の収集・伝達の方法、要配慮者に対する避難支援対応、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の作成に努める。
- 6 市は、要配慮者利用施設や事業所が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行うとともに、避難措置について協力するものとする。
- 7 市は、駅構内等に取り残された帰宅困難者の不安を取り除くため、徒歩帰宅のための支援策等を講じるものとする。

第4項 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
 - (7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 市は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。
 - (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
 - (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等の点検、配備及び流通在庫の把握を行う。
- 3 地震が発生した場合、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5項 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

1 水 道

水道管理者は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、第4編第13章第1節「水道施設」に定める措置を講じる。

2 電 気

- (1) 電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社が行う措置
第4編第13章第3節「電力施設」及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

3 ガ ス

- (1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置

第4編第13章第4節「ガス施設」及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

4 通 信

(1) 通信事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報や避難情報等の伝達通信及び避難所での安否連絡等の通信が必要なことから、通信回線の確保や特設公衆電話の設置など必要な措置を講じるものとする。

(2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店が行う措置

第4編第13章第5節「電気通信設備」及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

5 放 送

(1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に関する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

(2) 指定公共機関日本放送協会山口放送局及び指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置

第3編【地震津波対策編】第2章第4節「災害時の放送」及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

第6項 交通対策

1 道 路

県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

2 海 上

門司海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施するものとする。

3 鉄 道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置等、鉄道事業者が策定する対策計画に定める措置を講じるものとする。

4 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等について、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。

第7項 市自らが管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設（図書館、資料館等）、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への情報伝達

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討するものとする。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討するものとする。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校、研修所等にあつては、

(ア) 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災对本部等又はその対策部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備を実施するものとする。

3 工事中の建物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断し、従業員等の安全確保のため、津波に対する防護措置を講じるものとする。

第8項 文化財保護対策

文化財に係る災害による被害軽減を図るため、以下のような対策を推進する。

(1) 被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リスト（文化財目録）を整備する。

(2) 土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所へ移動を検討する。

(3) 未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財への価値の周知等に取り組む。

(4) 防災設備の点検・整備を行う。

- (5) 消防、市、被災文化財の救出・保全業務を推進するよう民間団体等関係機関との連携、協力体制を確立する。
- (6) 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。
- (7) 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

第6節 時間差発生等への対応

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【地域防災計画第3編第2章】を準用する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【地域防災計画第3編第2章】を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、【地域防災計画第3編第2章】を準用する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は【地域防災計画第3編第2章】を準用する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下に同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

6 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関

及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点としてその対策を定めるものとする。

- (2) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【地域防災計画第4編第13章第1節】に準ずる措置及び当期間が策定する推進計画に定める措置を講ずる。

(2) 電気

- ア 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- イ 指定公共機関中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社が行う措置。
必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【地域防災計画第4編第13章第3項】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) ガス

- ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- イ 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社（宇部支店）が行う措置。
必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【地域防災計画第3編第13章第4項】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(4) 通信

指定公共機関西日本電話株式会社（山口支店）は【地域防災計画第4編第13章第5項】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講ずる。

(5) 放送

- ア 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置【地域防災計画第3編第2章第4項】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
- イ 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置【地域防災計画第3編第2章第4項】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

9 金融

指定公共機関日本銀行（下関支店）が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

10 交通

(1) 道路

- ア 山口県警察（山陽小野田警察署）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図るものとする。
- イ 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表さ

れた場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上および航空

- ア 第7管区海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、病院及び学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- (ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- (エ) 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
- (オ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法。なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ロ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

1.2 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【地域防災計画第3編第2章】を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【地域防災計画第3編第2章】を準用する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

第2編第5章第1節から第3節に定めるところによるもののほか、必要に応じて別に整備計画を定めるものとする。

2 避難場所の整備

第2編第8章第5節「防災対策の拠点となる施設における対策の実施」に定めるところによるもののほか、必要に応じて別に整備計画を定めるものとする。

3 避難路の整備

第2編第9章第1節第6項「避難場所への経路及び誘導方法」に定めるところによるもののほか、必要に応じて別に整備計画を定めるものとする。

4 津波対策施設の整備

第2編第20章「津波災害予防対策」に定めるところによるもののほか、必要に応じて別に整備計画を定めるものとする。

5 消防用施設の整備

消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を別に定めるものとする。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

市は、緊急輸送道路等の整備事業計画を別に定めるものとする。

7 通信施設の整備

市、県、その他防災関係機関は、第3編【地震津波対策編】第2章第1節「災害情報計画」に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信体制の整備に努めるものとする。

第8節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知及び関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施
- 4 市は、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。訓練の内容については、次に掲げるものを主眼とする。

(1) 動員訓練及び本部運営訓練

- (2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練
- なお、市は、自主防災組織等が行う訓練に対し、必要な助言と指導を行うものとする。
（第2編第3章「防災訓練の実施」を準用する。）

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民に対する教育

市は、出前講座等を通じて住民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の住民と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報入手の方法
- (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (8) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (9) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (10) 避難生活に関する知識
- (11) 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (13) 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等

3 児童、生徒等に対する教育

第2編第1章「防災思想の普及啓発」に定めるところによるものとする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

第2編第1章「防災思想の普及啓発」に定めるところによるものとする。

5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

第4編 災害応急対策計画 II

【共通事項編】

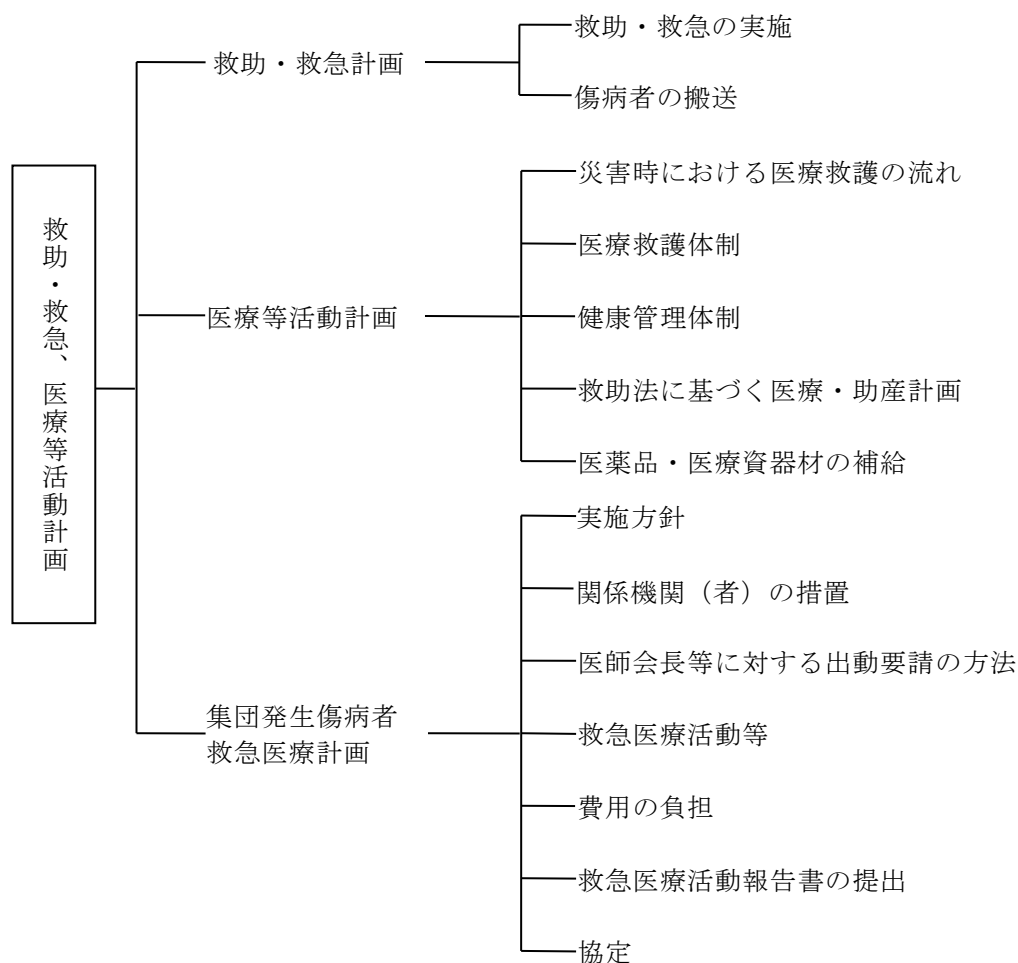
第1章 救助・救急、医療等活動計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

機関名	活動内容
市 (消防局)	(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ、迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (厚政課)	(1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT 等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災対本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 (2) 市（消防）が実施する救助・救急活動が迅速円滑に行われるよう、関係機関との連絡調整に当たる。 (3) 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。 (4) 救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 市（消防局・消防団）、県、自衛隊、山口県赤十字血液センター等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
海上保安部・署	(1) 船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む。）等が発生した場合は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。 (2) 必要に応じ、本部に対し船艇、航空機及び特殊救難隊等の派遣を要請する。 (3) 負傷者の搬送・救護に当たっては、市、県、山口県赤十字血液センター、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。 (4) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。 (5) 海上における救難・救出活動等の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自衛隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

2 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

この場合の実施機関は、市長に委任されており、市（社会福祉課、消防局）となる。

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

- ・水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- ・地すべり、崖崩れ等により生き埋めにあったような場合

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

- ・行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
- ・行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

(2) 救出の実施期間

ア 災害発生の日から3日以内

イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

ア 借上費又は購入費：船艇その他救出に必要な機械器具の直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費

イ 修繕費：救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費

ウ 燃料費：機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、搜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

3 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順（消防局・健康増進課・市民病院）

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護責任者及び救急隊は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、県、市及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた県、市及びその他の機関は、医療救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて、山口大学、自衛隊、海上保安署等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備（消防局・健康増進課・市民病院）

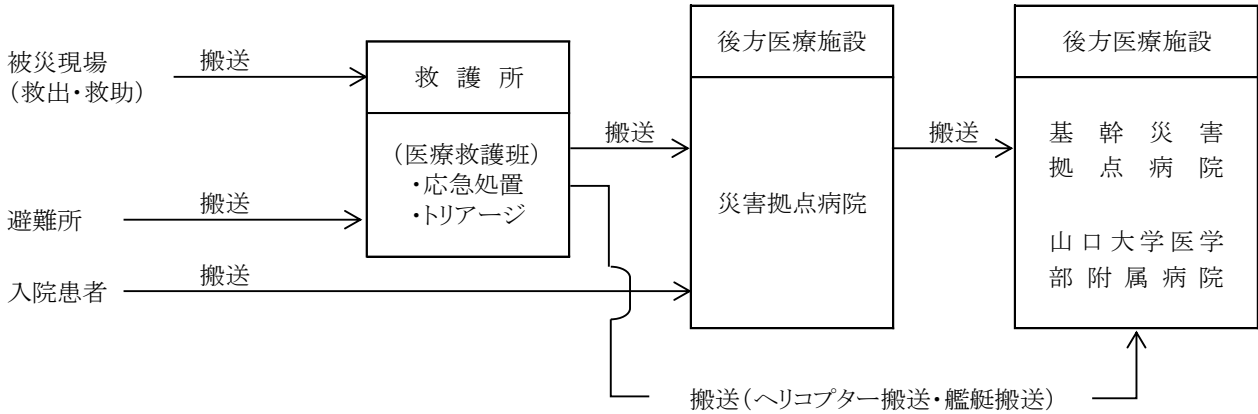
- (1) 情報連絡体制
傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等の情報の把握が必要となる。
このため、県（健康福祉センター）は、災害・救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、救護所との連絡調整を図る。
- (2) 搬送順位
あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。
- (3) 搬送経路の確保
緊急道路の確保に係る県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。
また、同様に市道の確保についても必要なことから、これとの情報連絡体制を確保する。
- (4) トリアージ・タッグの整備
大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（市民病院、消防局等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タッグの標準化を図る。

第2節 医療等活動計画

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により、診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、市民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施する上で必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



第2項 医療救護体制

災害時における医療救護は、一次的には市（健康増進課、市民病院）が実施する。

県は、これらを応援・補完する立場から、医療実施関係機関（地方独立行政法人山口県立病院機構、山口県赤十字血液センター、医師会等）に支援を要請する。

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

ア 市（健康増進課）は、被害状況に応じ、必要な救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、医師会等の協力を得て、災害時の医療救護班を確保する。

イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、直轄医療救護班を編成するとともに、県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、山口県赤十字血液センター、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT、JMATやまぐち）を含む）の編成を要請する。

ウ 医療救護班の編成基準

医療救護班は、災害の規模により配置する班数は変動するが、おおむね1救護所1班を目途に編成する。

医 師	1～2名	
薬 剤 師	1名	必要に応じて編入
看 護 師	3～5名	うち1名は看護師長
事務職員	1名	
診療車の車両を有するとき：運転手1名		

(2) 市（健康増進課、市民病院）の活動内容

ア 市民病院による医療救護班を設置する。

イ 必要に応じ医師会の協力を得て、医療救護班を設置する。

ウ 市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、県健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。

この場合、次の事項を示した文書により要請する。（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）

(ア) 医療救護班の派遣場所及び派遣期間

(イ) 必要とする医療救護活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別） 及び必要資機材

(ウ) 応援必要班数

(エ) 現地への進入経路、交通状況

(オ) その他参考となる事項

エ 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後、県健康福祉センター（環境保健所）にその状況を報告するものとする。

この場合の要請内容は、上記ウに掲げる事項とする。

(3) 救護所の設置

ア 医療救護班は、市があらかじめ定めた救護所又は被害の状況に応じ県が設置する救護所において、医療救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、避難場所、避難所又は災害現場とする。

イ 医療救護班の業務内容

医療救護班における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。

(ア) 傷病者に対する応急処置

(イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）

(ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

(エ) 助産救護

(オ) 死亡の確認、遺体の検案・処理

(4) 避難所救護センターの設置（健康増進課）

ア 避難生活が長期にわたる場合、避難所救護センターを設置することとなるが、その設置、運営は、医療機関の稼働状況を勘案して行う。この場合、県、医師会と協議して設置する。

- イ 避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医等を含めた編成に切替える。
- ウ 県は、必要に応じ歯科巡回診療車又は携帯用歯科診療機器の確保、整備に努める。

2 後方医療体制（県）

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

県は、二次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県は、基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者について、必要な医療救護活動を行う。

また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護活動を行う。

(3) 山口大学医学部附属病院

山口大学医学部附属病院は、基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

(4) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。

また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

(5) 医療救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は、県が実施する。

(6) 後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。

(7) 医療機関は、負傷者等に対し医療救護活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

3 個別疾病対策（県）

災害時においては、医療機関の被災、混乱等から各種の問題が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。

イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市、消防局に提供する。

ウ これらの情報をもとに、県及び市は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、診療の確保を図る。

エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

オ 県は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

(2) 難病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例 ALS 等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

第3項 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には市（健康増進課、市民病院）が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、市からの応援要請に基づき出勤、又は自ら出勤し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。

なお、災対法第 68 条に基づく応援の要請を行った場合、県は「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」の定めるところにより支援を行う。

1 健康管理活動

医療救護班との連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(1) 健康管理班の編成

1 班当たりの構成基準は、保健師・栄養士を中心とし、状況に応じて医師等を編入する。

(2) 健康管理班の業務内容

ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導

イ 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ 避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策

カ 関係機関との連絡調整

(3) 市（健康増進課）の活動内容

ア 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

イ 市だけでは十分対応できないと判断した場合は、県健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。

ウ 緊急を要する場合は、直接近隣の市に応援要請を行い、事後、県健康福祉センター所長（保健環境部長）にその状況を報告するものとする。

エ 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

第4項 救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の市民が、医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、市及び県は、これに必要な措置を講じる。

1 実施機関

(1) 市

災害時において、平常時の医療救護及び助産が不可能又は困難になったときは、市長（健康増進課、市民病院）がその対策を実施する。

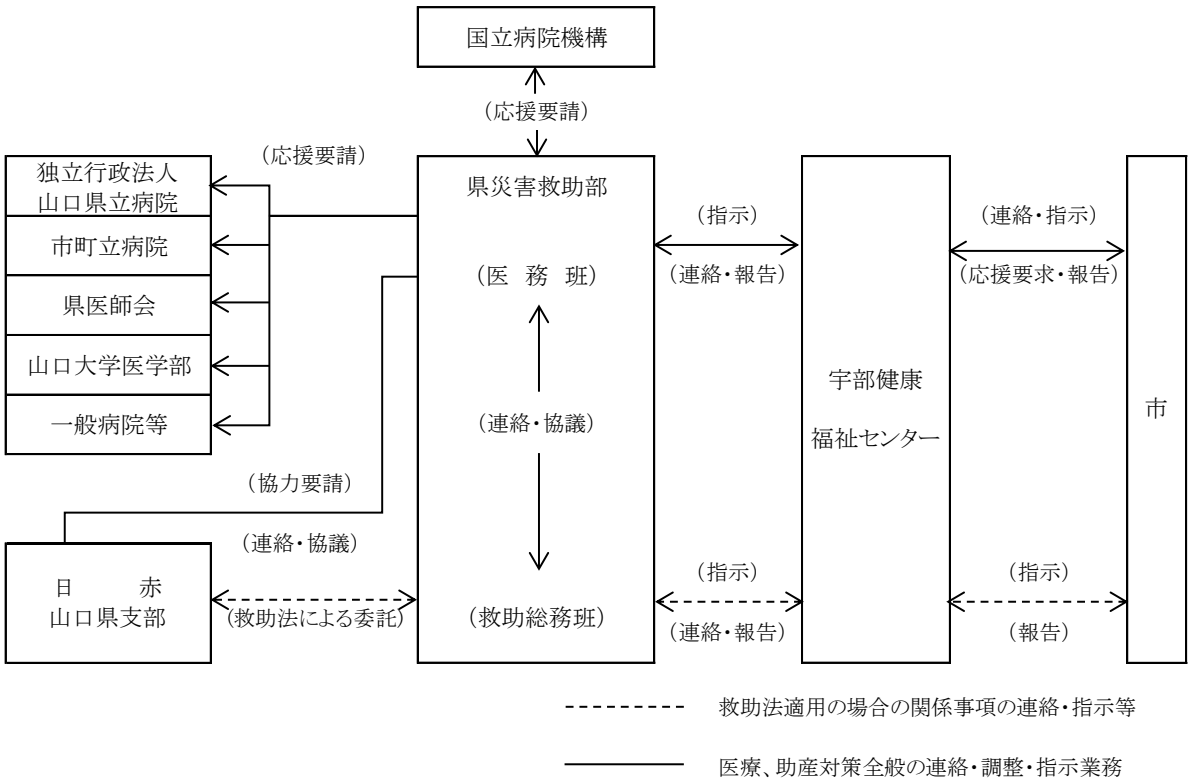
(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を市長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、市長が着手することができる。

(3) 山口県赤十字血液センター

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

■救助法適用時の医療救護・助産活動の流れ



2 医療救護・助産の対象

- (1) 医療救護を受ける者
 - ア 応急的に医療救護を施す必要のある者で、災害のため医療救護の途を失った者。
 - イ 経済的能力の有無は問わない。また、障がいを受け又は疾病にかかった日時を問わない。
 - ウ 被災者のみに限定されない。
- (2) 助産を受ける者
 - ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べん（死産及び流産含む。）した者で、助産の途を失った者。
 - イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうか問わない。

3 医療救護・助産対象の範囲

- (1) 医療救護の範囲
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護
- (2) 助産対象の範囲
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

4 医療救護・助産の実施方法

(1) 医療救護の実施方法

- ア 原則として、医療救護班により実施する。
- イ 重症患者等で、医療救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。
- ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。
 - (ア) 災害の範囲が広範で、医療救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合。
 - (イ) 医療救護班の到着を待ついとまがないとき。

(2) 助産の実施方法

- ア 医療救護の場合と同様に医療救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。
- イ 医療救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

5 措置手続等

(1) 医療救護班による場合

医療救護班が直接対象者を受け付け、診療記録により処理する。

(2) 医療機関による場合

- ア 市長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。
- イ 市長は、医療券を交付するときは、医療救護及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

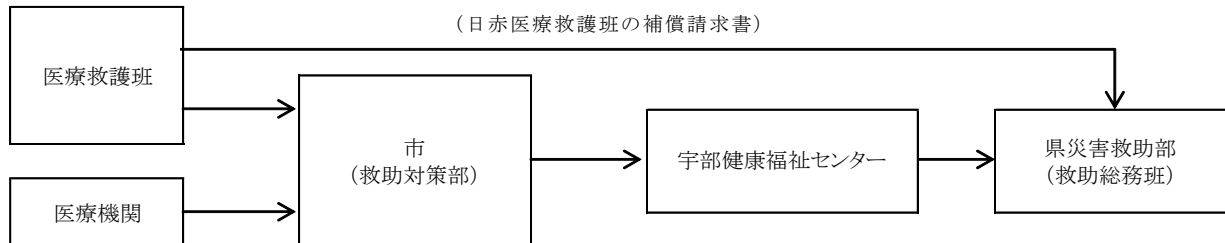
6 費用の範囲

医療救護及び助産のために支出できる費用は次のとおり。

種 類		費用の範囲
医療救護	ア 医療救護班の費用	(ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費 (イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当） なお、病院局医療救護班については、事務費で、従事命令による医療救護班については、実費弁償として処理する。 日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第 19 条の定めによる補償費のなかに含まれる。 (ウ) 医療救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする。）
	イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用	医療保険制度の診療報酬の額以内 （注）救助法による医療救護を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療救護である限り全ての保険給付に優先するものとする。
	ウ 施術者で措置した場合の費用	内閣総理大臣が定める施術料金の額以内
助産	ア 医療救護班、産院その他の医療機関で措置した場合	使用した衛生材料及び処置費（医療救護班の場合は除く。）等の実費
	イ 助産師により措置した場合	当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

7 費用の請求

- (1) 医療救護班の費用の請求
医療救護班又は医療救護、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。
- (2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求
措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。）に所要事項を記載して、知事（救助総務班）に提出する。
- (3) 提出経路



- (4) 日赤医療救護班又は従事命令による医療救護班以外の者が任意に行った場合の医療救護・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療救護、助産経費の実費支出はできない。

8 実施期間

- (1) 医療の期間
 - ア 災害発生の日から14日以内とする。
 - イ 特別の事情があるときは、市（健康増進課）は、県（宇部健康福祉センター）に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。
- (2) 助産の期間
 - ア 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。
 - イ 特別の事情があるときは、市（健康増進課）は、県（宇部健康福祉センター）に特別基準（期間の延長）の協議を行う。

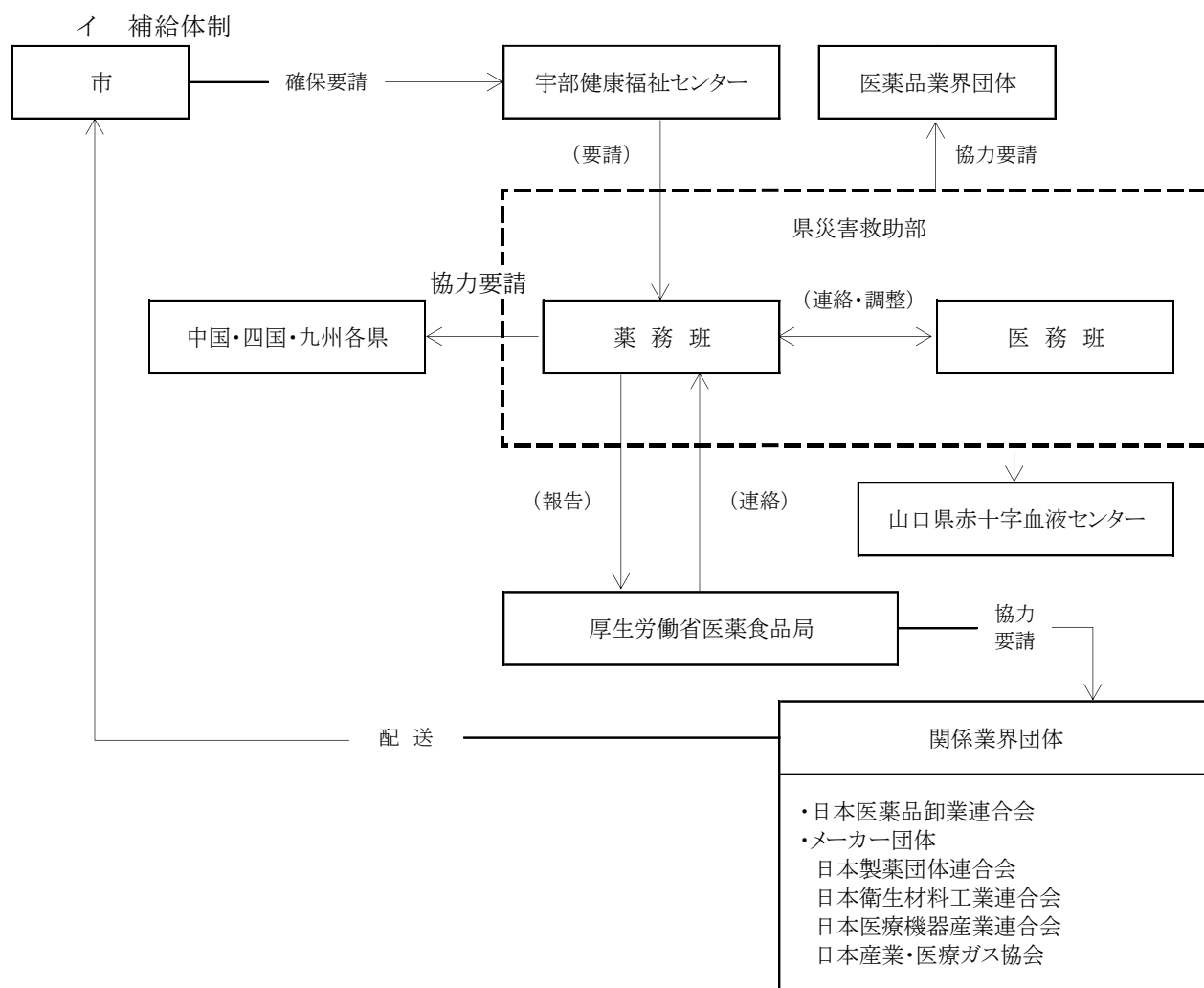
第5項 医薬品・医療資器材の補給

1 医薬品等の供給体制

市は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう、医薬品等の供給体制の確保に努める。

また、市内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに県に確保要請し、医薬品の確保を図る。

- (1) 医薬品等の使用及び補給経路
 - ア 緊急初動時の医療救護及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。



2 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医療品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ、防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

3 血液製剤等の確保

血液製剤等の確保は、県本部（災害救助部）が行うものとし、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センターに供給を要請する。

山口県赤十字血液センターは、血液製剤の備蓄場所の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ次のように血液製剤の確保を図る。

- (1) 被害のない地域に移動採血車を配備し、市民からの献血を受ける。
- (2) 血液製剤が不足する場合には、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、県外からの血液製剤の確保を図る。
- (3) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県本部（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

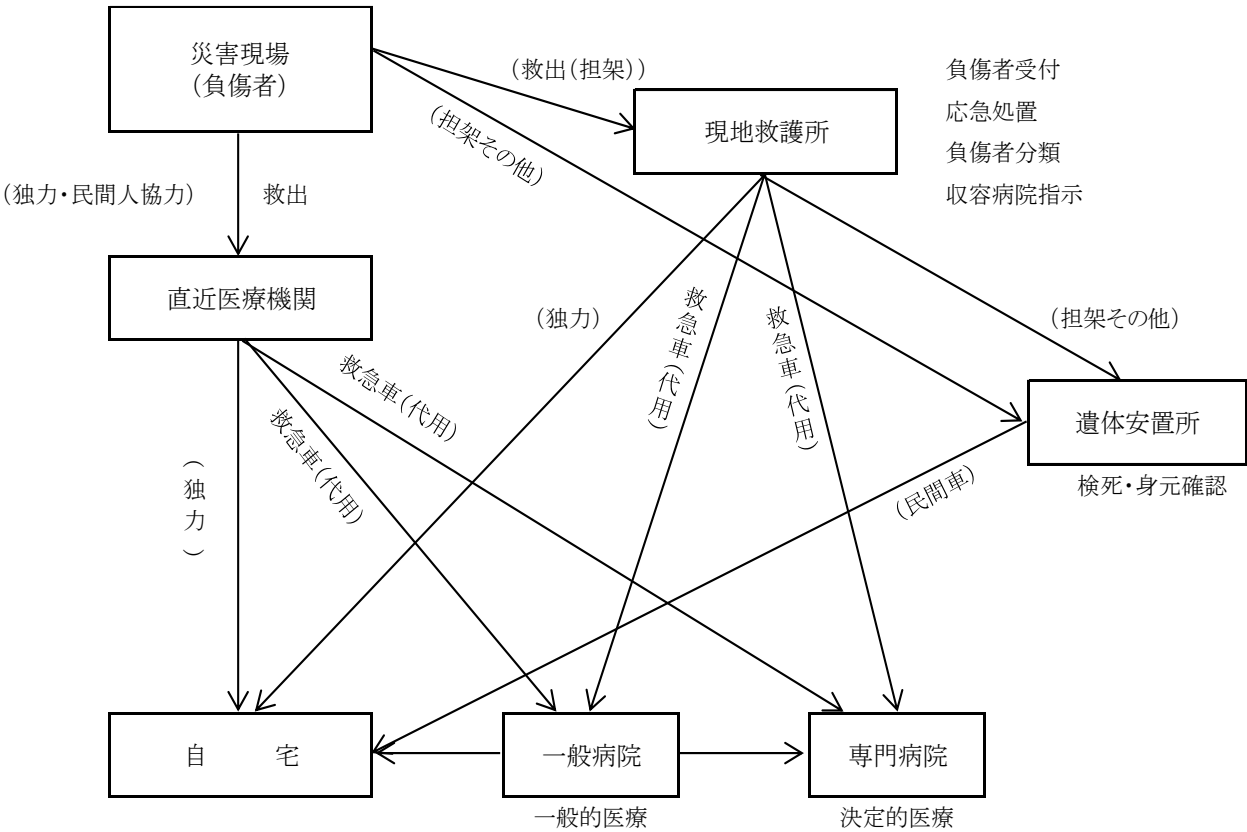
2 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下、本節においては「災害」という。）を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置
- (8) 救急医療活動の範囲図



4 対策に定める事項以外の救急医療対策

この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項は、関係法令及び県地域防災計画又は本計画の定める所によるものとする。

第2項 関係機関（者）の措置

1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防機関及び警察機関並びに状況に応じて海上保安署及び空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防、警察機関及び海上保安署の措置

消防、警察機関及び海上保安署の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市長（総務課）及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じるものとする。

3 市の措置（災対法第62条等）

市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会、その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて市民病院の医療救護班に出動を命じ、市内の医師会長又は日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

なお、市長は、適切な救急医療活動ができるよう、平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともに、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、医療救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受入体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項

4 県の措置（災対法第70条等）

知事は、災害の状況等から市のみでは適切な措置を実施することが困難と認めるとき、又は市長から応援の要請があったとき、必要に応じて地方独立行政法人山口県立病院機構、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部医療救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町長に応援を指示し、その他の関係機関に応援を要求するほか連絡調整その他の必要な措置を講じるものとする。

5 日本赤十字社山口県支部の措置（日本赤十字社法第27条2項、28条、33条）

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、医療救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。

6 医師会長等の措置

市内の医師会長等は、市長からの出動の要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、直ちに管下の医師及び看護師その他の医療関係者（以下「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。

7 自衛隊の措置（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は空港事務所長（国機関）から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

8 その他の協力（災対法第65条、救助法第7条、8条、9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、市民は、市長、知事、消防吏員、警察官、海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により市長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし緊急を要する場合においては、電話、口頭等により、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の発生原因及び状況
- (3) 出動を要する人員及び資機材
- (4) 出動の時期及び場所
- (5) その他必要な事項

第4項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

本計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

第3編【風水害等対策編】第1章第4節「災害対策総合連絡本部」を参照。

2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議の上、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救命初療を行い、症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

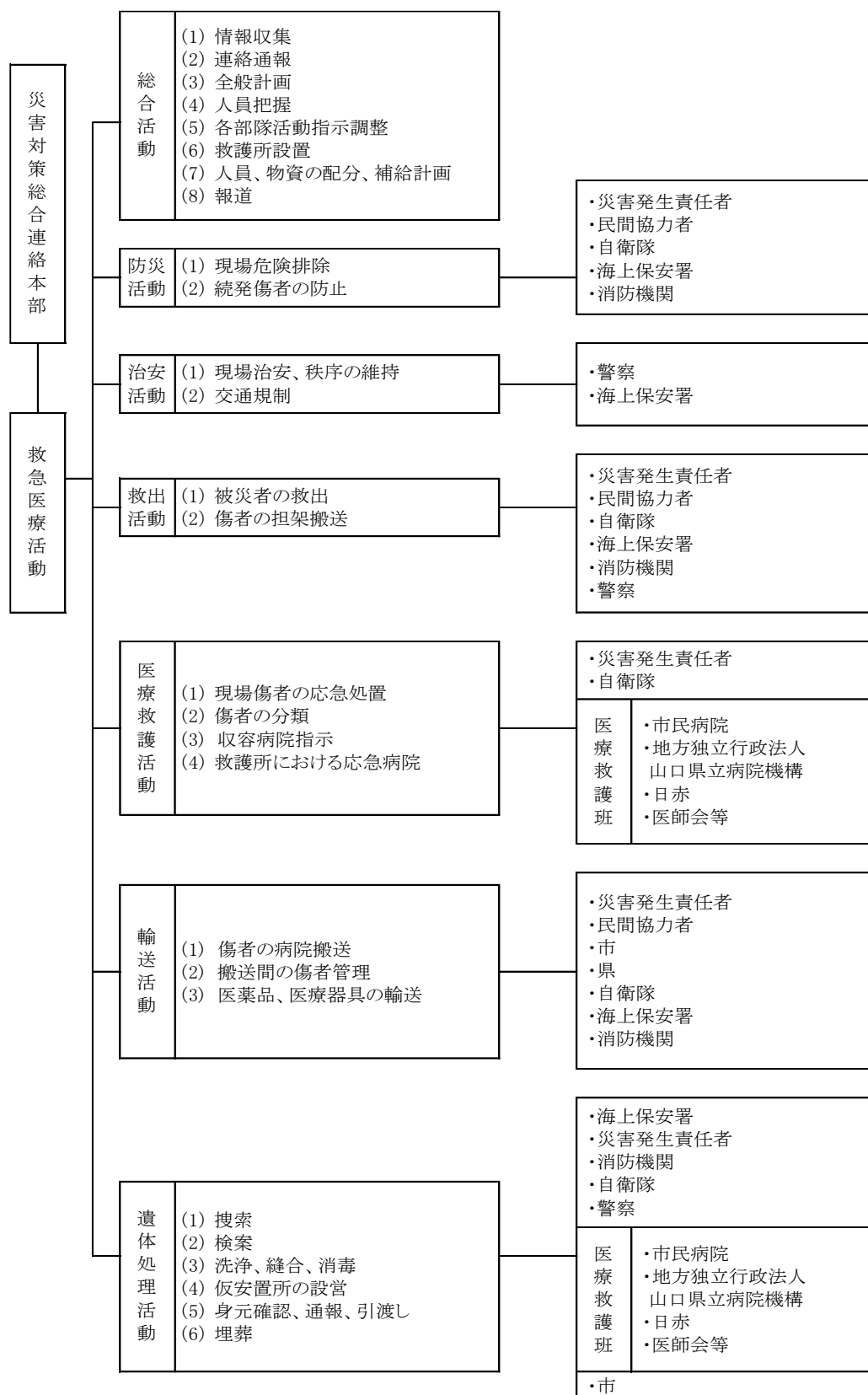
3 災害現地に出勤した部隊の活動

災害現地に出勤した各部隊の具体的な活動は【別図】のとおりとする。

4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

【別図】 <災害現場における救急医療活動>



第5項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 市が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は市
- (2) 救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担）
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議の上、定めるものとする。

2 実費弁償

市長又は知事の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額（救助法施行細則第13条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害賠償

市長又は知事の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、救助法施行令中扶助に係る規定の例により補償するものとする。

市長又は知事の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償するものとする。

第6項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、市長又は知事の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長に提出するものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- (3) 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- (5) 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- (6) 救急医療活動の概要
- (7) その他必要な事項

第7項 協 定

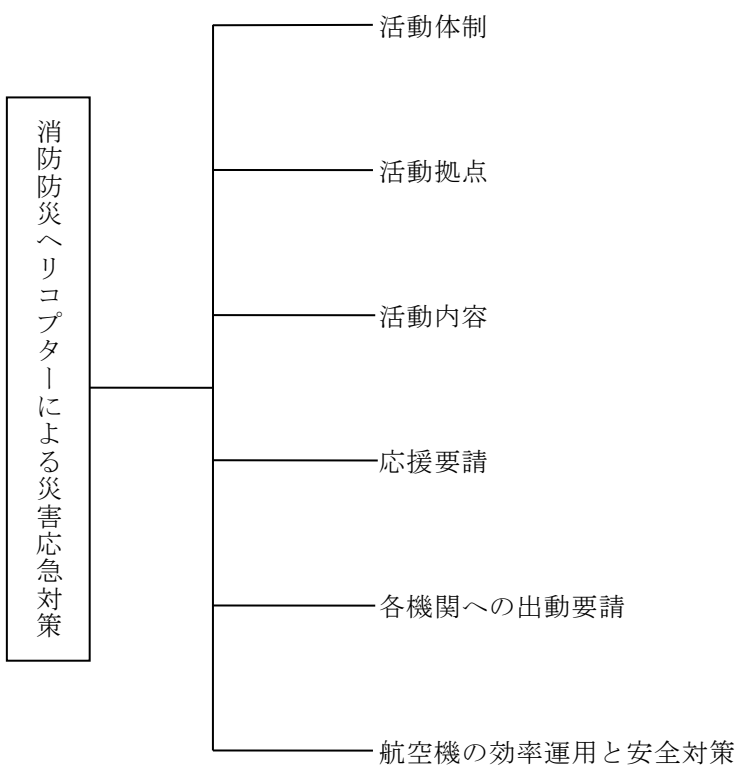
市は医師会と、本節の対策実施について協定書を取り交わしている。

第2章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、市は県のヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、消防防災ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等の応援要請を行う。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 活動体制

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第2節 活動拠点

1 活動拠点の設置

災害時に多数のヘリコプターが混乱することなく、安全かつ効率的に活動できるよう、発災後、直ちにヘリベース（ヘリ運用に関する調整や安全管理、機体整備等を行う拠点）及びフォワードベース（被災地近傍で燃料や装備、物資等の補給点となる前進基地）を設置するものとする。

2 活動拠点の整備

市及び県は、災害類型に応じたフォワードベースの確保、整備に努めるものとする。

第3節 活動内容

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

1 災害応急活動

被災状況の情報収集、市民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送

2 救急活動

傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重体患者の高度医療機関への転送搬送

3 救助活動

災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助

4 火災防御活動

林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、市民の避難誘導

5 広域航空消防防災応援活動

大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援

6 災害予防活動等

市民への災害予防等の広報等

第4節 応援要請

市長（総務課、消防局）は、県知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

1 応援要請の原則

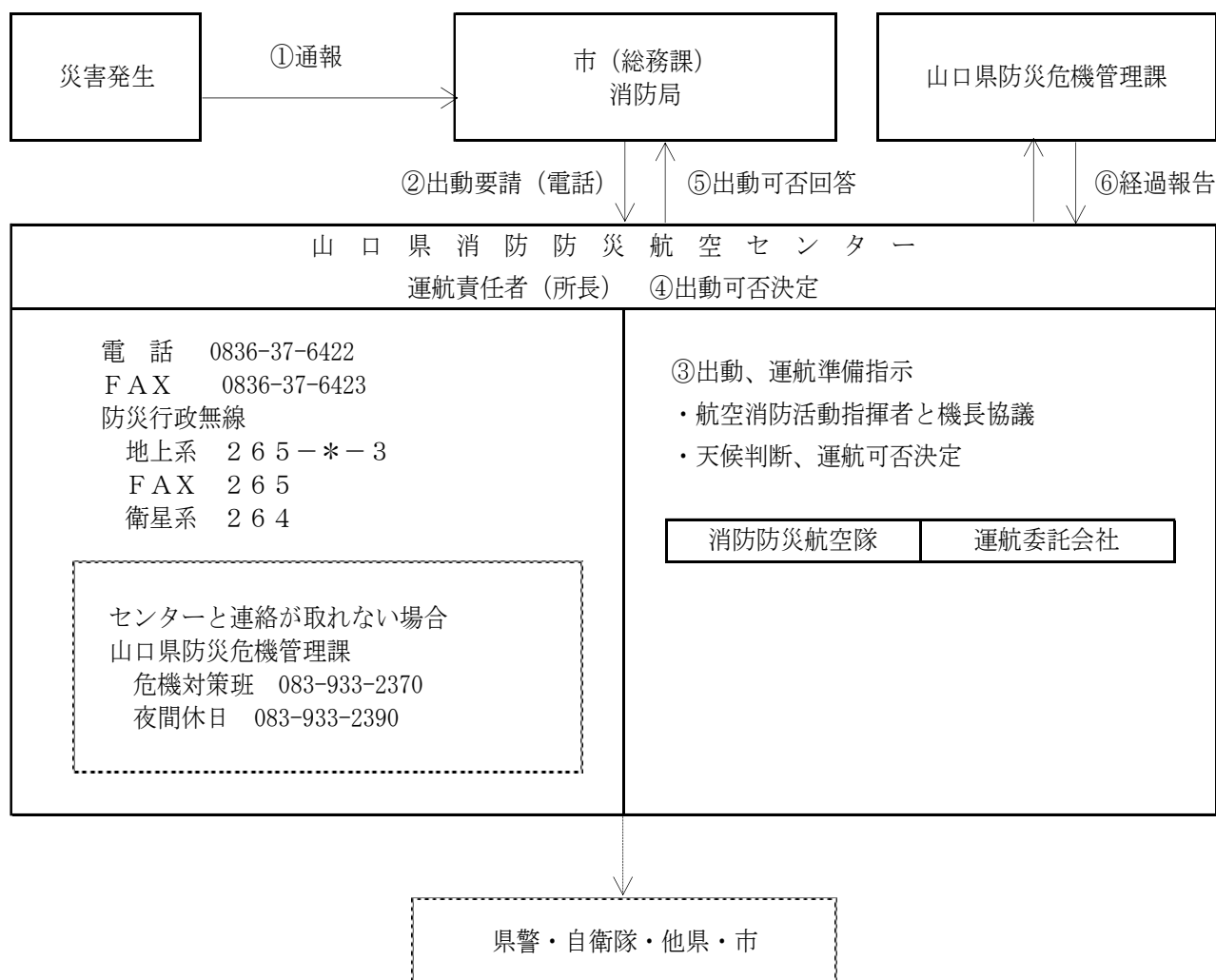
市長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2 要請方法（総務課）

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。

■消防防災ヘリコプターの支援要請の流れ



第5節 各機関への出動要請

県は消防防災ヘリコプターが運航できない場合や複数機による活動が必要な場合、必要に応じ各機関へ出動要請を行う。

1 県警察ヘリコプター

県は、地上からの災害状況の把握が困難な場合には、ヘリコプターテレビ電送システムによる映像の配信を県警察へ要請する。

2 自衛隊

県は、県防災計画に定める「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき要請する。

3 隣県・市ヘリコプター

県は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づいて応援要請する。

4 ドクターヘリ

県は、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の派遣や傷病者の搬送を山口大学医学部附属病院に要請する。

第6節 航空機の効率運用と安全対策

大規模災害が発生した場合、救援等のため多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻そうするため、航空機の効率的な運用と安全確保が問題となる。このため、県は各機関のヘリ運用を一元的に調整する航空運用調整班を設置し、ヘリの性能等に応じた役割分担など、ヘリの効率的な運用を図る。

また、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。

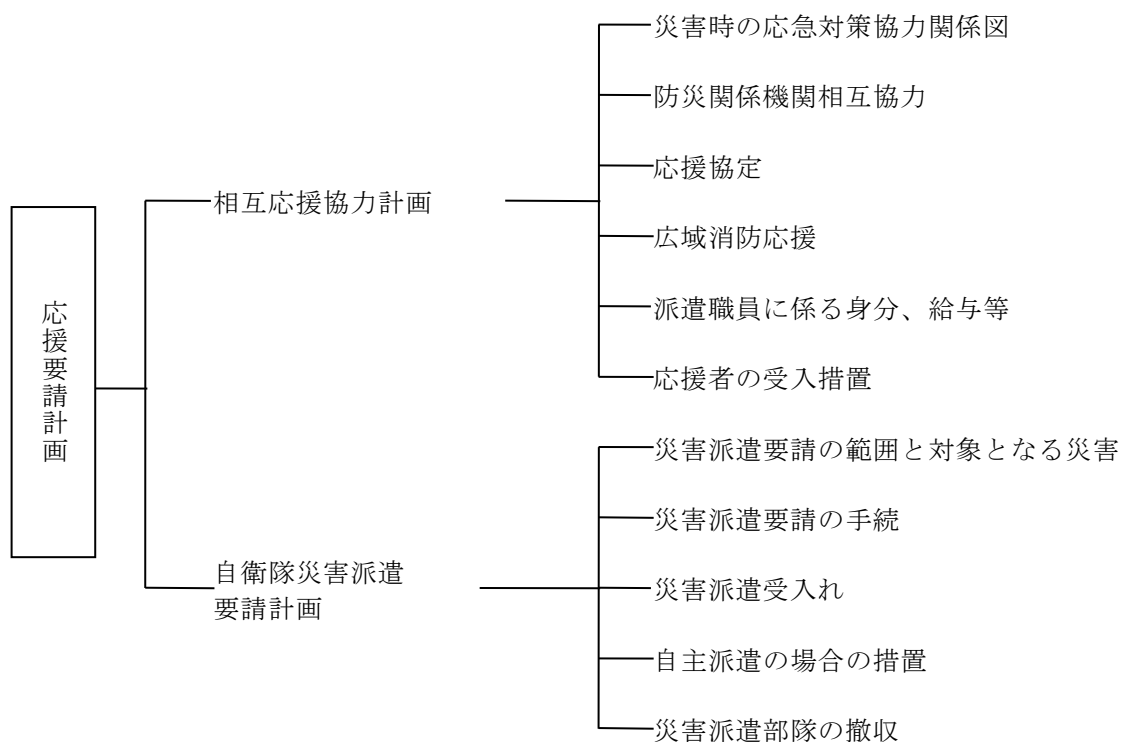
第3章 応援要請計画

基本的な考え方

豪雨、高潮、地震、津波等の災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めてある防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模災害発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから、被災市のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

このような場合、被害を受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することとなり、山陽小野田市災害時受援計画等に基づき、全庁的な受援調整体制の下、全国からの支援をより効果的なものとして、迅速な被災者支援につなげるものとする。

施策の体系

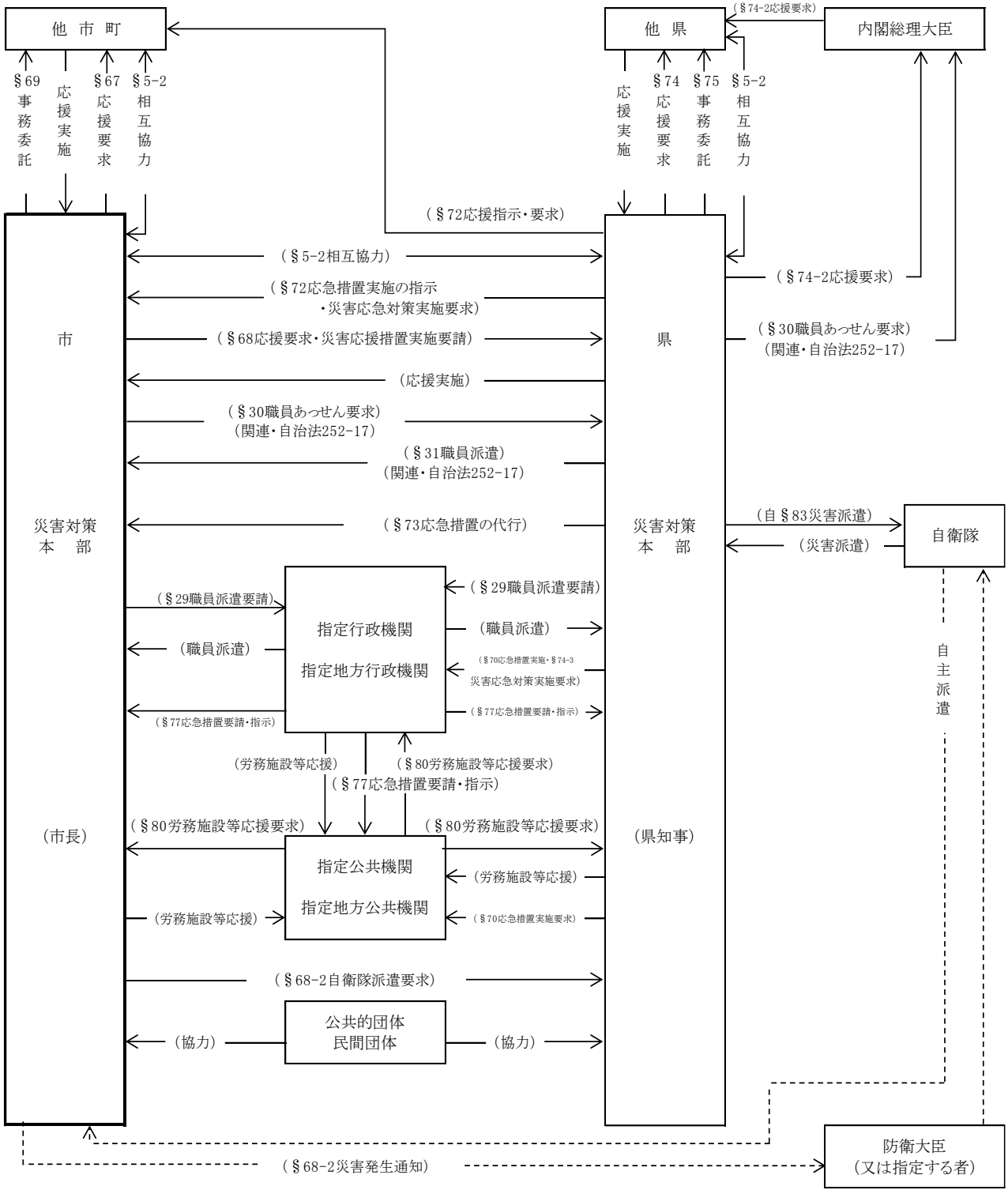


具体的な取組内容

第1節 相互応援協力計画

第1項 災害時の応急対策協力関係図

1 災対法による場合



2 消防組織法による場合

資料編「山口県広域消防応援・受援基本計画」を参照。

第2項 防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるためには、国（指定地方行政機関）、市、県及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制（総務課）

(1) 他の市町への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援要請を行うものとする。

(2) 県への応援要請又はあっせんの要請

ア 市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

イ 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

区 分	派遣の相手方		
	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣あっせん (あっせん要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第1項 (知事)

ウ 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請必要事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備 考
1 他の市町に対する応援要請 2 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） (6) その他必要な事項	災対法第67条 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請（要求）	本章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照。	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第30条 自治法第252条の17
他県消防の応援のあっせんを求める場合	資料編「山口県広域消防応援・受援基本計画」を参照。	消防組織法第44条
放送機関への災害時放送要請	第3編【風水害等対策編】及び【地震津波対策編】第2章「災害情報の収集・伝達計画」を参照。 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株)・(株)エフエム山口・山口朝日放送(株)・(株)FM山陽小野田(株)エフエムきらら	災対法第57条

(3) 自主防災組織との協力体制の確立

市は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について本計画の中に明確にしておくとともに、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務の主なものとして、「地震発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力」「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」「救助・救急活動を実施する各機関への協力」「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」「被災地域内の社会秩序維持への協力」「その他の災害応急対策業務（地域、市町の体制等を勘案して）への協力」「要配慮者の保護」等がある。

(4) 資料の整備

市は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 市は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、被災市町及び県のみでは十分な対応ができないことが予測される。このため、市は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じることとしている。

(1) 防災関係機関及び民間団体との協定

市は、災害応急対策を実施する上で支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、防災関係機関及び民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

(2) 市及び県相互応援協定

市のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、市及び県が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、市及び県相互間の災害時応援協定を締結している。

第4項 広域消防応援

資料編「山口県広域消防応援・受援基本計画」を参照。

第5項 派遣職員に係る身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条にその取扱いが規定されている。

第6項 応援者の受入措置

1 応援者の受入先

(1) 応援を受けた場合の必要な措置

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた市町長又は知事（各対策部）において、受入れに必要な措置を講じるものとする。

ア 到着場所の指定

イ 連絡場所の指定

ウ 連絡責任者の氏名

エ 指揮系統の確認及び徹底

オ 使用資機材の確保、供給に必要な措置

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

(ア) 派遣職員の旅費相当額

(イ) 応急措置に要した資材の経費

(ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

(エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費

(オ) 車両機器等の燃料費、維持費

2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市町長、又は知事（各対策部）の下に活動するものとする。

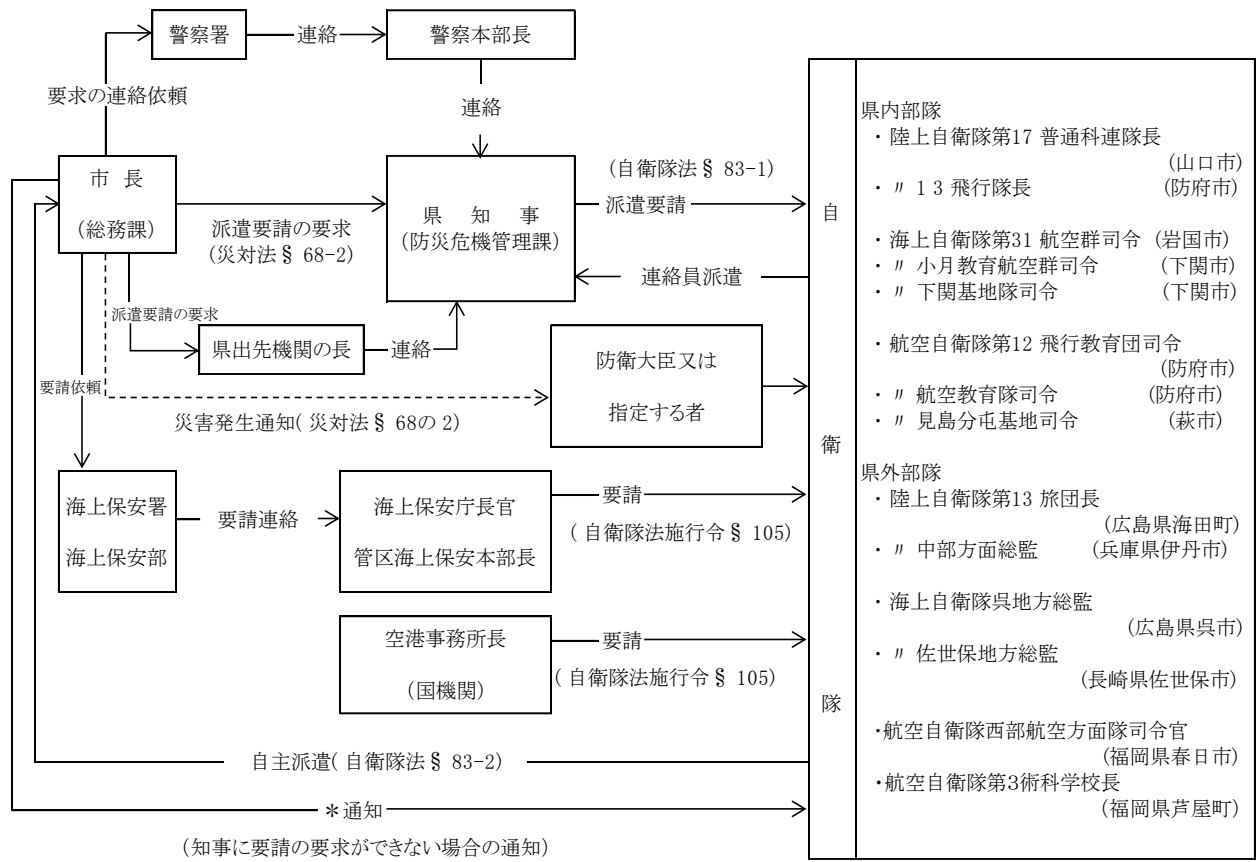
第2節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生した場合、市、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うこととなるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- ア 災害が発生し、知事が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、事情が止むを得ないと認めた場合。
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。
 - (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
 - (エ) その他の災害に際し、上記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

(2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

(3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況から見て、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる差し迫った必要性があること。
(緊急性)

(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。（公共性）

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。（非代替性）

ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請の手続

1 要請権者

(1) 要請権者

知 事 (自衛隊法第83条第1項)	主として陸上災害の場合
海上保安庁長官、管区海上保安本部長 (自衛隊法施行令第105条)	主として海上災害の場合
空港事務所長(国機関) (自衛隊法施行令第105条)	主として航空機遭難の場合

(2) 市長の措置（総務課）

市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求（要請依頼）をするものとする。

2 要請手続

(1) 要請内容

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 災害派遣連絡窓口一覧表

区 分	要請先	所在地	活動内容
陸上自衛隊 に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野令 784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町寿町 2-1 (082-822-3101) 兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊 に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	広島県呉市幸町 8-1 (0823-22-5511) 長崎県佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町 2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町 3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町 4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
航空自衛隊 に対するもの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官 第3術科学学校長	防府市田島 (0835-22-1950 内線 231) 防府市中関 (0835-22-1950) 福岡県春日市原町 3-1-1 (092-581-4031) 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋 144-1 (093-223-0981)	主として航空機による偵察、人員・物資輸送、急患搬送等

3 市長の派遣要請の要求（総務課）

市長の県知事への派遣要請の要求は、災害派遣要請依頼書（様式）によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者（前記2(2)のとおり。）に通知することができる。この場合において、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知すること。（災対法第68条の2）

4 自衛隊との連絡

(1) 情報連絡

自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等に係る情報収集に努めるものとする。

(2) 集結場所

山陽小野田市サッカー場及び厚狹球場を候補地とする。

第3項 災害派遣受入れ（総務課）

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

1 部隊の受入準備

- (1) 市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- (2) 連絡担当員は、被災地周辺の地図及び必要書類を準備しておく。
- (3) 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- (4) 部隊が集結した後、直ちに指揮官と上記(3)の計画について協議し、調整の上、必要な措置をとるものとする。

2 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の報告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室に報告するものとする。

3 経費の負担区分

- (1) 自衛隊が負担する経費
 - ア 部隊の輸送費
 - イ 隊員の給与
 - ウ 隊員の食料費
 - エ その他部隊に直接必要な経費
- (2) 派遣を受けた側が負担する経費
 - (1)に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置（総務課）

市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。

自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、市は、前記第2項に定める措置を講じるものとする。

第5項 災害派遣部隊の撤収（県）

1 撤収要請の時期

- (1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 市長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。
- (3) 知事は、市長から撤収の依頼を受け又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

2 撤収要請の手続

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書（様式）によるものとする。

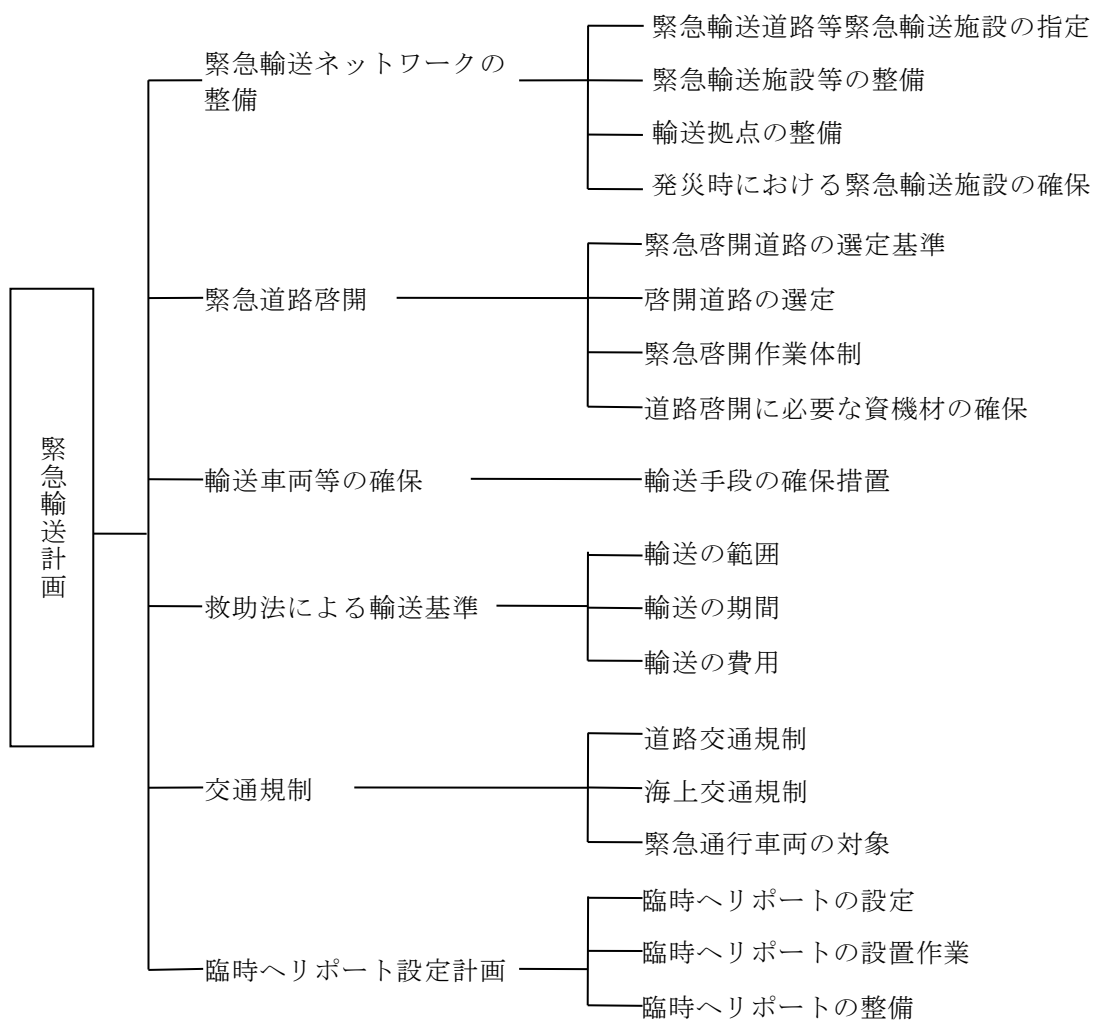
第4章 緊急輸送計画

基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。

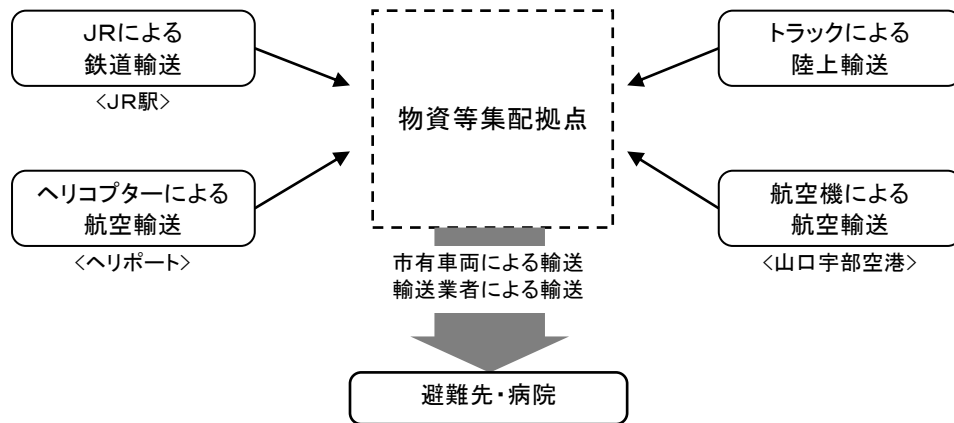
施策の体系



具体的な取組内容

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

■ 応急物資等の輸送の流れ



第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

市は、大規模災害時に物資の受入れ、被災地への輸送、被災者の避難先・拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、県に準じた緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

1 道路（土木課）

県指定緊急輸送道路に接続し、輸送拠点及び市役所、避難所、医療機関等の防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として指定する。

なお、緊急輸送道路の指定基準は以下のとおりとする。

- (1) 高速自動車国道及び一般国道とこれにアクセスする道路
- (2) 県庁、出先機関及び市役所等を結ぶ主要幹線道路
- (3) 主要施設（港湾（漁港）、飛行場等、病院、血液センター、広域避難所等）、警察署、消防署、自衛隊基地を結ぶ道路
- (4) 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点を結ぶ道路
- (5) その他主要な道路

2 港湾（漁港）（土木課・農林水産課）

海路による救援物資等の受入港として、また、それを補完する港として、港湾（漁港）を指定する。

3 飛行場等（総務課）

空路による救援物資等の受入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、また、臨時ヘリポートとして、第3項に記載する施設を指定する。

また、大規模災害時の災害応急対策活動を支援するために、必要に応じて県内自衛隊基地を活用する。

第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の耐震性及び災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第3項 輸送拠点の整備

市（総務課）は、県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管並びに各避難所等への積替・配分等の拠点としての輸送基地を次のように定める。

区 分	施設名称	管理者
陸上輸送基地	山陽小野田市役所 須恵健康公園 山陽総合事務所 山陽オートレース場	山陽小野田市
海上輸送基地	小野田港	山 口 県
臨時ヘリポート	小野田運動広場 (第1予定場所) 中川5丁目6	山陽小野田市
	高千帆運動広場 (第2予定場所) 大字東高泊 615-1	
	厚狭球場 (第3予定場所) 大字厚狭 852-1	
	埴生漁港 (第4予定場所) 大字埴生 756-2	

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、県や近隣市、関係運輸局等に要請し、市外に物資の集積、輸送拠点を確保する。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

大規模災害時には、民間倉庫又は緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

第2節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、市・県は、各種救援活動を円滑に実施するため、次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し、各道路管理者は、この路線における障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急啓開道路の選定基準（土木課）

1 第1次緊急啓開道路

- (1) 高速自動車国道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路
- (2) 市災対本部、病院、消防署、警察署、自衛隊等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路

2 第2次緊急啓開道路

- (1) 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路
- (2) 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路
- (3) 他市町及び県の緊急啓開道路との接続道路

第2項 啓開道路の選定

市及び県は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）が行う。

なお、道路啓開に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者等及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

市（土木課）は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、市災対本部（総務課）及び県に報告するとともに、所管する道路については啓開作業を実施する。

- (1) 市は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (5) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。
- (6) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の交錯ができる退避所を設ける。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

市は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第1項 輸送手段の確保措置（財政課・商工労働課・農林水産課・総務課）

1 輸送手段の確保

輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する課が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、市で調整を行い、関係機関の応援を求めて実施する。

また、市は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保するものとする。

2 あっせんの依頼

市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあっせんを依頼するものとする。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び必要台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
- (6) その他参考となる事項

3 輸送方法

輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。

このため市は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。

(1) 車両による輸送

市が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じるものとする。

ア 公用車

イ 日本通運株式会社宇部支店 TEL 21-5135

ウ サンデン交通株式会社小月営業所 TEL 083-282-0606

(2) 列車による輸送（JR西日本、JR貨物）

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関である、JR西日本及びJR貨物に要請して、列車輸送を行うものとする。

(3) 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講じるものとする。

- ア 海上保安署所属船艇への支援要請
- イ 運輸局に対する海上輸送措置のあつせん又は調整の要請
- ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

(4) 他の輸送手段が確保できない場合、県に対し自衛隊の要請を行うものとする。

- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

第4節 救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。関係事務については社会福祉課が行う。

1 被災者を避難させるための輸送（社会福祉課）

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送

2 医療救護及び助産のための輸送（健康増進課・消防局）

- (1) 重症患者で医療救護班では処理できない場合等の病院又は産院への輸送
- (2) 医療救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
- (3) 医療救護班の人員輸送

3 被災者の救出のための輸送（社会福祉課・消防局）

救出された被災者の輸送及び救出のために必要な人員、資材等の輸送

4 飲料水供給のための輸送（水道局）

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、機械器具、資材等の輸送

5 救済用物資の輸送（社会福祉課）

被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

6 遺体の捜索のための輸送（市民病院・環境課）

- (1) 遺体処理のための医療救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
- (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送

7 輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、知事が内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行う。

第2項 輸送の期間

救助法による各救助の実施期間中とする。

また、各種目の救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第3項 輸送の費用

1 輸送業者における費用

輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上げのための費用は、本県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。

2 輸送実費の範囲

輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。

3 輸送業者以外における費用

輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上げに伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。

4 官公署及び公共的団体における費用

官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借り上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

第5節 交通規制

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制（道路管理者・生活安全課）

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に食い止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行（緊急輸送道路）を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次規制、第二次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

第一次規制	災害発生直後における交通混乱を最小限に食い止めるため以下の措置を講じる。 (ア) 被災地域方向へ向かう車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通を抑制する。 (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。 (ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。
第二次規制	(ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。 (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。 (ウ) 被災地域市民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条第1項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るために必要があるとき	歩行者等 車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1か月を超えないものについて実施するとき	同上	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
(災対法第76条の6)
- (4) 国土交通大臣は、道路管理者である県及び市に対し、知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。(災対法第76条の7)

2 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根拠条文
警 察 官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命じられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 この場合通常生じるべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。 イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。 (7) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (イ) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	災対法第76条の3第6項

(2) 車両運転者の義務

項 目	内 容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法 第76条の2 第1項、第2項
移動等の命令に対する受忍義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第76条の2 第4項

第2項 海上交通規制

海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、市は、海上保安署と連絡を密にするとともに、情報の収集、航行規制等について必要な事項を定める。

第3項 緊急通行車両の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じておおむね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

1 対象車両

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 応急復旧対策用車両

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

2 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

第6節 臨時ヘリポート設定計画

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。

このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

- (1) 市は災害時の対応に備え、本章第1節第3項の臨時ヘリポートを使用する。
- (2) 県は、大規模災害時の物資輸送等に対応するため、市町が確保した予定地のうちから、広域市町圏域に1箇所の広域臨時ヘリポートを選定する。

2 臨時ヘリポートの選定

- (1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長（総務課）が県（防災危機管理課）と協議し、定める。
- (2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）及び海上自衛隊小月教育航空群と協議し、現地調査の上、定める。

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものであること。

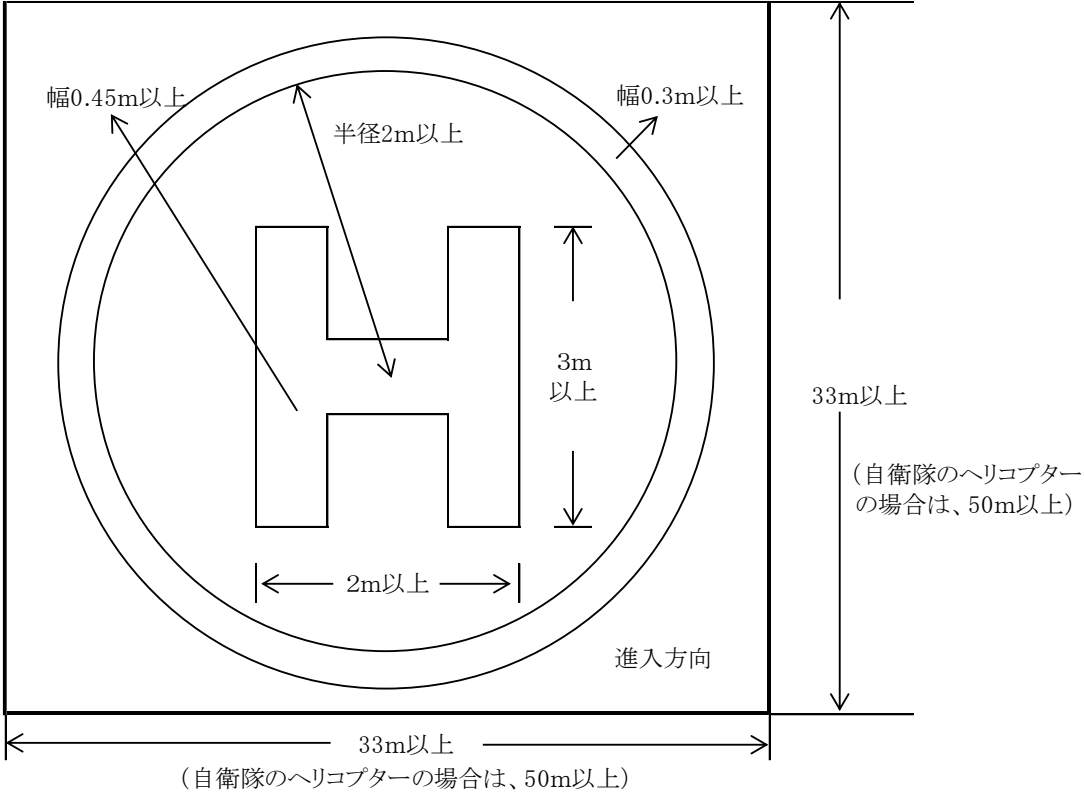
具体的事項	備 考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂、又はかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高压線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 33m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約 50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約 100m以内は高さ 12m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約 150m以内は高さ 20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポートの設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



Ⓜ は航空法に基づく表示

(2) 標示方法

表示場所の区分	具体的事項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 （注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（33m×33m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は 50m×50m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別しやすい色）の吹流しを掲揚する。 （注）ポール等（3m 以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

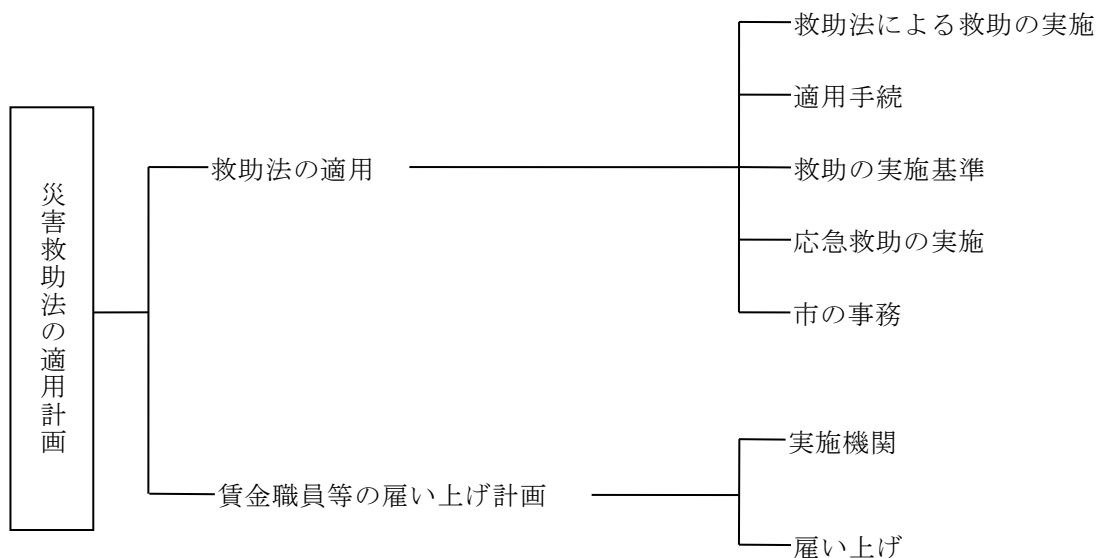
第5章 災害救助法の適用計画

基本的な考え

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市及び県は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、救助法が定められており、各応急対策のなかでそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

施策の体系



具体的な取組内容

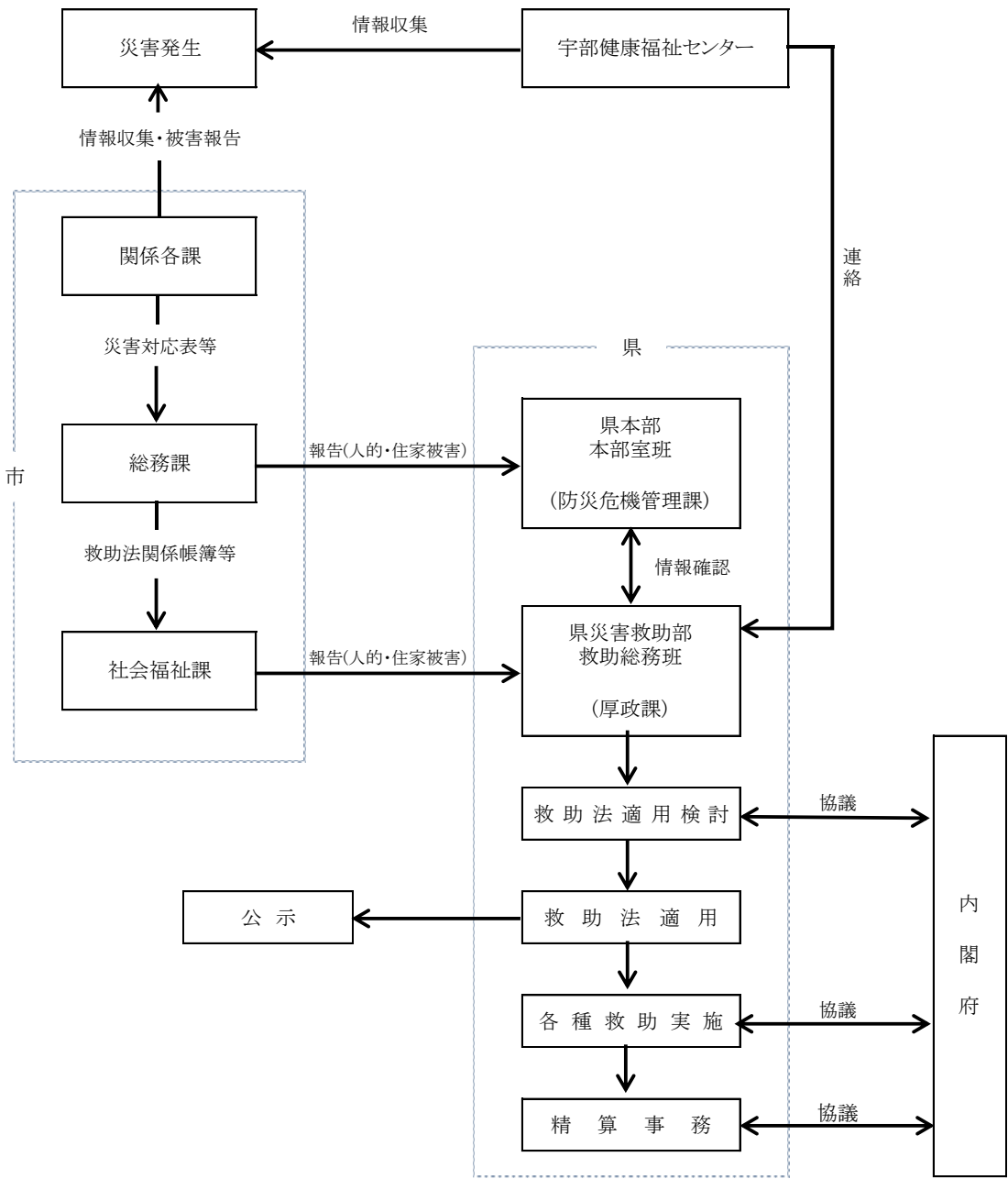
第 1 節 救助法の適用

市の地域に救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施するものとする。

第 1 項 救助法による救助の実施

1 救助法による救助の実施

■救助法事務処理系統図



2 実施機関

- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- (2) 市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。
- (4) 委任される事務及び県、市の実施区分は、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関
1 避難所の設置	社会福祉課
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 敷地の選定 (3) 入居予定者の選考	県 社会福祉課・建築住宅課 社会福祉課
3 炊き出しその他による食品の給与	社会福祉課
4 飲料水の供給	水道局
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	社会福祉課
6 医療及び助産	県 市民病院 健康増進課
7 被災者の救出	消防局
8 被災した住宅の応急修理	建築住宅課
9 生業に必要な資金の貸与	県
10 学用品の給与	県 教育委員会
11 埋葬	環境課
12 遺体の搜索	総務課
13 遺体の処理	市民病院 環境課
14 障害物（土石、竹木等）の除去	県 土木課

(5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長（社会福祉課）は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事（厚政課）に報告するものとする。

3 適用基準

市及び県は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続を行う。

- (1) 市の区域内の人口に応じて次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。

■住家滅失世帯基準数

市の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100

- (2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 1,500 世帯以上であって、市内の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の 1 / 2 以上に達したとき。

- (3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 7,000 世帯以上であって、市内の区域内の被害世帯数が多数である場合。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合。

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

備考：適用基準の算定方法（単位：世帯）

適用基準＝（全壊・全焼・流失等）＋{（半壊・半焼等）× 1 / 2} ＋
{（床上浸水・土砂の堆積等）× 1 / 3}

第2項 適用手続

1 適用手続に係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市長が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

(1) 報告	ア 市長 (ア) 市長（社会福祉課）は、市の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。 (イ) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助法適用の場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。 (ウ) 報告内容 被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (エ) 報告系統は、第1項「救助法事務処理系統図」による。 (オ) 報告主任の設置
(2) 適用の公告	救助法を適用したときは、知事は次により公示する。 （公示形式）○月○日発生のお○災害に関し、○月○日から山陽小野田市の区域に災害救助法による救助を実施する。

2 適用時における市長の措置（社会福祉課）

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告し、その後の処理について知事の指揮を受けるものとする。

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類		該当編章	県担当部局名	市担当課名等
救助の総括		・ 本章「災害救助法の適用計画」	健康福祉部	社会福祉課
被害状況等の調査・報告		・ 本章「災害救助法の適用計画」 ・ 第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」	健康福祉部	社会福祉課 関係各課
避難所の設置		・ 第3編【風水害等対策編】 第4章「避難計画」 ・ 第3編【地震津波等対策編】 第3章「避難計画」	健康福祉部	社会福祉課
応急仮設住宅の供与 被災住宅の応急修理		・ 第4編第8章「応急住宅計画」	健康福祉部 土木建築部	社会福祉課 建築住宅課
炊き出しその他による食品の給与		・ 第4編第6章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」	健康福祉部 農林水産部	社会福祉課 農林水産課
飲料水の給与			環境生活部	水道局
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与			健康福祉部 産業労働部	社会福祉課 商工労働課
学用品の給与		・ 第4編第12章「応急教育計画」	教育庁	教育委員会
医療及び助産		・ 第4編第1章「救助・救急、医療等活動計画」	健康福祉部	市民病院 健康増進課
被災者の救出			健康福祉部 警察本部	社会福祉課 消防局
遺体の搜索		・ 第4編第7章「保健衛生・動物愛護管理計画」	健康福祉部 警察本部	総務課
遺体の処理			健康福祉部 環境生活部 警察本部	市民病院 環境課
埋葬			健康福祉部 環境生活部	環境課
障害物の除去		・ 第4編第7章「保健衛生計画・動物愛護管理計画」	健康福祉部	土木課 農林水産課
業務協力	輸送協力	・ 第4編第4章「緊急輸送計画」	会計管理局	財政課
	労務協力	・ 本章第2節「賃金職員等の雇い上げ計画」	産業労働部	商工労働課 人事課

第5項 市の事務（社会福祉課）

1 救助事務の処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

- (1) 市は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。
- (2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

2 被災者台帳の作成

市は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用し、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成するものとする。

3 罹災証明書の発行

市は、救助の実施のため必要があるとき又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用し、「罹災証明書」を発行するものとする。

- (1) 罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。
- (2) 災害の混乱時においては、「仮罹災証明書」を発行し、後日「罹災証明書」と取り替えることができるものとする。

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画

大規模災害時には、市及び県の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して市がとるべき措置について定める。

第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、市及び県の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、講じるものとする。

第2項 雇い上げ（人事課）

市の実施する賃金職員等の雇い上げ方法等は、県の雇い上げに準じて行うものとする。

1 方法

- (1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。
- (2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地の確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

2 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

3 救助法による賃金職員等の雇い上げ

(1) 賃金職員等の雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、市長は、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

対象種別	内 容
被災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市長等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	(7) 医療救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 (4) 医療救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 (9) 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
被災者の救出	(7) 被災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 (4) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための賃金職員等
飲料水の供給	(7) 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 (4) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 (9) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	(7) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切に係る賃金職員等 (4) 救済用物資の被災者への配分に係る賃金職員等
遺体の搜索	(7) 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員等 (4) 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理（埋葬は除く）	(7) 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 (4) 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特例（特別基準）	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 (7) 埋葬のための賃金職員等 (4) 炊き出しのための賃金職員等 (9) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難いときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。

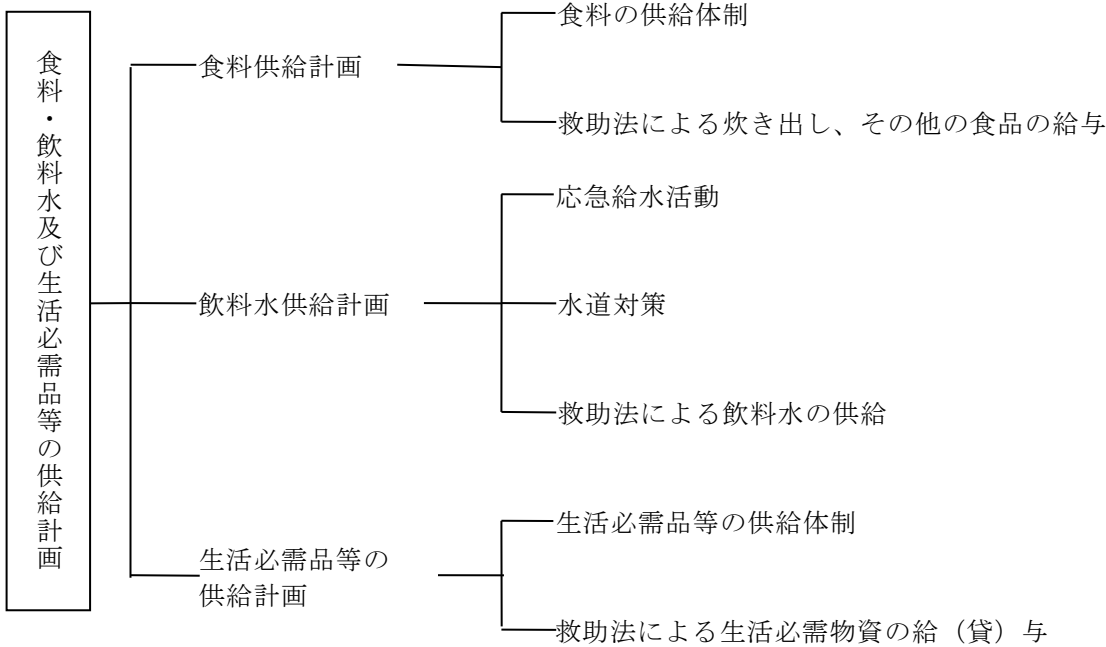
(3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本的な考え方

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 食料供給計画

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

応急用食料の供給は、市が実施機関となるため、その供給について、必要な事項を定める。

なお、食料の不足状況や入出荷の管理等については、総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用する。

第1項 食料の供給体制

1 食料供給需要の把握

市は、応急食料の供給を行う場合、避難者名簿の把握及び自主防災組織（自治会）等の協力を得て、可能な範囲で必要量等を把握する。

2 応急用食料の供給対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、市において対象とすることができる。

3 応急供給品目

- (1) 応急供給品目は、市が調達する米穀及び食料品（パン、おにぎり、弁当、即席めん、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等）であり、特に高齢者や食事管理を要する者へは、暖かいもの、柔らかいもの等健康状態に応じた品目について考慮する。
なお、食料品を調達するにあたり、季節や気温、衛生面から伝染病等の二次災害が起こらないよう注意する。
- (2) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
- (3) 食料品の給与は、現に食し得る状態にある物で、現金、原材料等の給与は認められない。
- (4) 上記の食料品目以外の食料の要望については、被災者の健康上必要と判断した場合、応急食料として調達する。

4 応急用食料の調達

- (1) 市による調達（商工労働課・社会福祉課）
市は、次の要領で応急用食料を調達する。なお、廃棄品を少なくするためアルファ米、即席めん、レトルト食品等の積極的な活用を検討する。
ア 協定業者等から調達する。
イ 流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。
ウ 市において応急用食料の調達が困難な場合は、県又は応援協定を締結している他の地方公共団体等に対して、応援を要請する。

(2) 県への要請（商工労働課）

市の能力のみでは、応急用食料の供給ができない場合は、県へ供給を要請する。

ア 応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

(ア) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

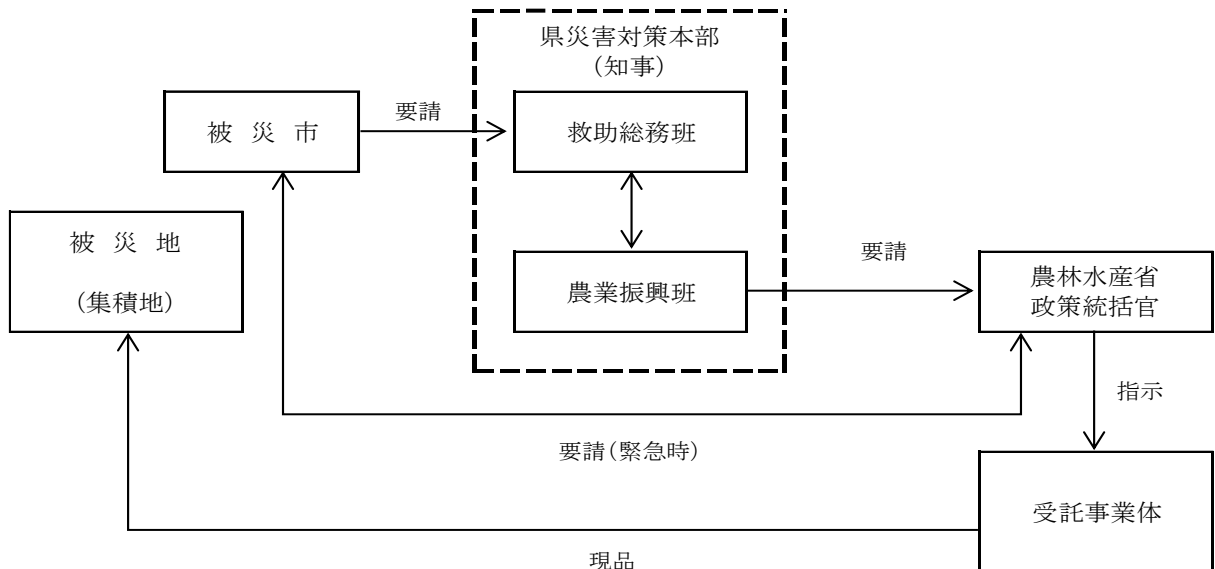
救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市（商工労働課）は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請し、農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者（原則として市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業体より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市（社会福祉課）を通じ、その供給を行う。

なお、市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続をとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。

■救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図



イ 副食等の供給

次の食料について、市の能力のみで供給ができない場合は、県へ品目（パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等）、数量を指定して要請を行う。

ウ 応急用食料の輸送

県が調達した応急用食料については、市が直接引き取ることを原則とし、県は被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。

5 応急用食料の輸送、炊き出し

(1) 市は、上記4により調達した応急用食料を指定の集積地に集め、避難所等の給食地・配布場所へ輸送するものとする。集積地は、原則として、被災地に近い市の施設とし、災害状況によっては、他の施設、広場等を選定する。

(2) 炊き出しが必要な場合、市は給食設備を有する施設について、炊き出しが可能か把握し、日赤奉仕団等の協力を得て実施する。

第2項 救助法による炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない、また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず、被災者は日常の食事にも困窮する。このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

1 実施機関（社会福祉課）

- (1) 救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長が実施する。（救助法が適用された都度、知事から委任される。）
- (2) 知事は、市長から炊き出しの実施について応援要請を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、日赤奉仕団に応援要請を行う。

2 食品の給与措置

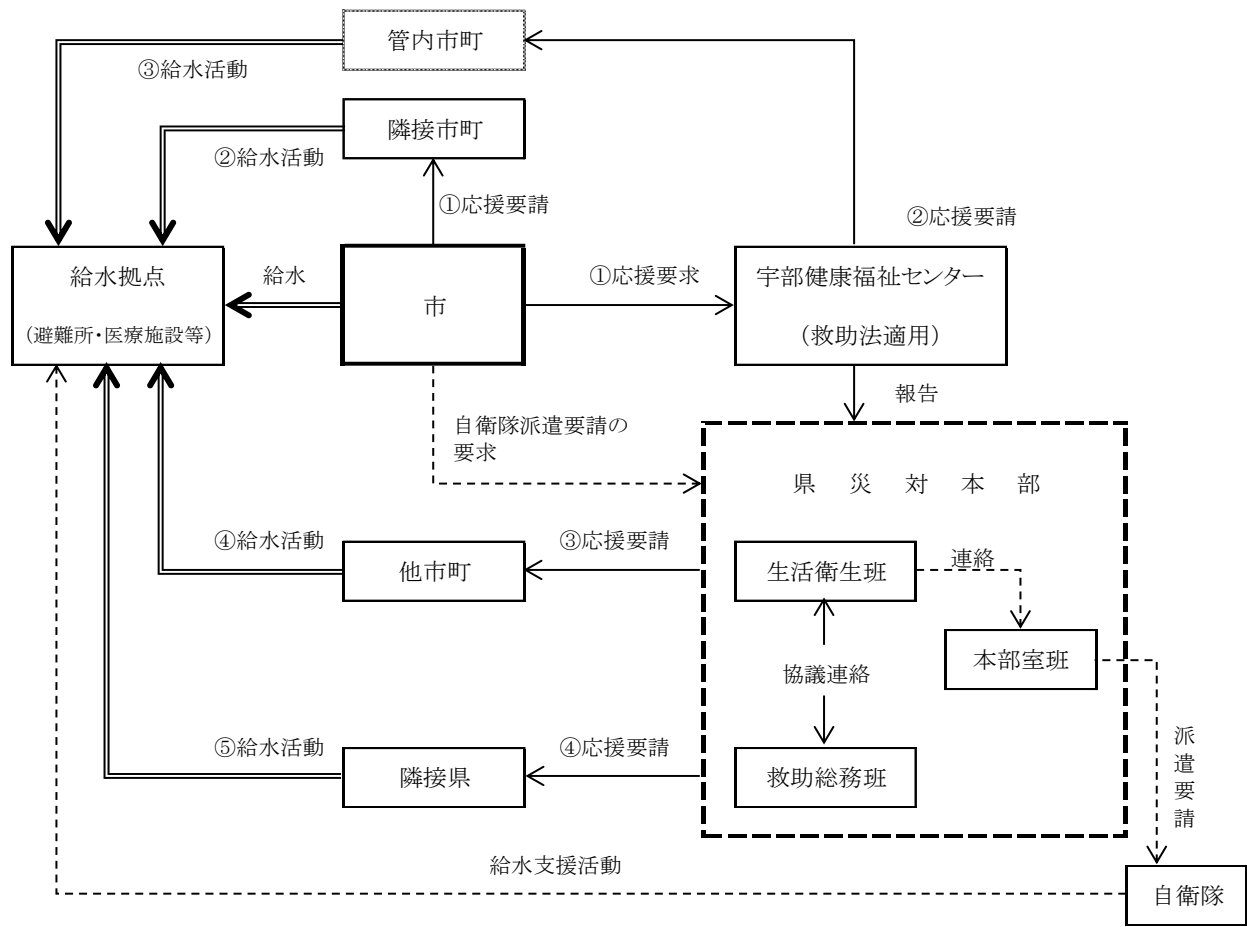
- (1) 対象者
 - ア 避難所に収容された者。
 - イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。
なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地の市町において炊き出しの対象とすることができる。
- (2) 給与の方法
 - ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。
 - イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。（現金、原材料等の給与は認めない。）
 - ウ 食品の給与は、産業給食（弁当等）によってもよい。
 - エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
- (3) 給与のための費用
救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。
- (4) 給与の期間
災害発生の日から7日以内。
ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第2節 飲料水供給計画

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関（水道局）

- (1) 被災者に対する応急給水は、本計画に基づき、市長が実施する。
- (2) 県は、被災市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市町、隣接県に対し、応援要請を行う。また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

市があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

- ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給水条件	給水基準量	備 考
救助法による飲料水の供給	一人1日当たり 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	一人1日当たり 14リットル	上記用途＋雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	一人1日当たり 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	一人1日当たり 35リットル	上記用途＋入浴用水

(2) 給水の確保

被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。

5 給水体制

(1) 市（水道局）

- ア 市長は、災害が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
- イ 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。また、広報車両に飲料水等を積載し、広報中に被災者へ配布することも検討する。
- ウ 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
- エ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、救護所及び重症重度心身障がい者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

6 給水の応援要求

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市長（水道局）は、次により応援の要求を宇部健康福祉センター（環境保健所）及び日本水道協会山口県支部に行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に行くことができるものとする。

また、応援要求を行った場合は、水道局は速やかに市災対本部（総務課）に報告するものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

ア 市長から応援要求を受けた宇部健康福祉センター（環境保健所）は、管内の市町に応援要請を行うとともに、県災害対策本部（生活衛生班）に報告するものとする。

イ 県災害対策本部（生活衛生班）は、県健康福祉センター管内の市町の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

(3) 自衛隊の給水支援

自衛隊の給水支援を必要とするときは、県災害対策本部（生活衛生班）は、直ちに県災害本部本部室班（防災危機管理課）に対し連絡するとともに、受入体制を県健康福祉センター（環境保健所）に指示する。

(4) （公社）日本水道協会山口県支部の応急給水協力

市（水道局）は、日本水道協会山口県支部正会員（県内水道事業体）の応援給水活動等を必要とするときは、日本水道協会山口県支部事務局に応援要請を行う。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

大規模地震等の災害が発生すると、貯水施設、水道管等の破損により、一時的な断水が避けられないものとなるため、緊急時の給水の確保に必要な整備を計画的に行う。

(1) 給水施設等の整備

ア 市（水道事業管理者）

(ア) 市（水道事業管理者）は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、耐震診断等を実施するとともに、必要に応じて耐震補強等を計画的に実施するものとする。

(イ) 市（水道事業管理者）は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう、所要の措置を講じるものとする。

(2) 給水拠点の整備（水道局）

市（水道事業管理者）は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備（水道局）

市は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

第2項 水道対策**1 水道水の緊急応援（水道法第40条）**

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

2 市における対策

(1) 災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生した場合における水道応急対策は、水道局が行うものとする。

(2) 水道施設被害報告

災害によって水道施設が被災した場合は、「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」及び「水道事故報告書」を宇部健康福祉センター（環境保健所）を通して県生活衛生課に報告するものとする。

また、速やかに総務課に報告するものとする。

第3項 救助法による飲料水の供給

災害の発生時は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図る上で最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、市長（水道局）が実施する。関係事務については社会福祉課が行う。（救助法が適用された都度、知事から委任）

2 飲料水供給の措置

- (1) 対象者
災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者。
- (2) 飲料水供給
災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。
- (3) 給水量の基準
1人1日最大おおむね3リットル
※法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。
- (4) 飲料水供給のための費用
飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。
 - ア 水の購入費
 - イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費
 - ウ 浄水用の薬品及び資材費
 - エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。
- (5) 飲料水供給の期間
災害発生の日から7日以内。
ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

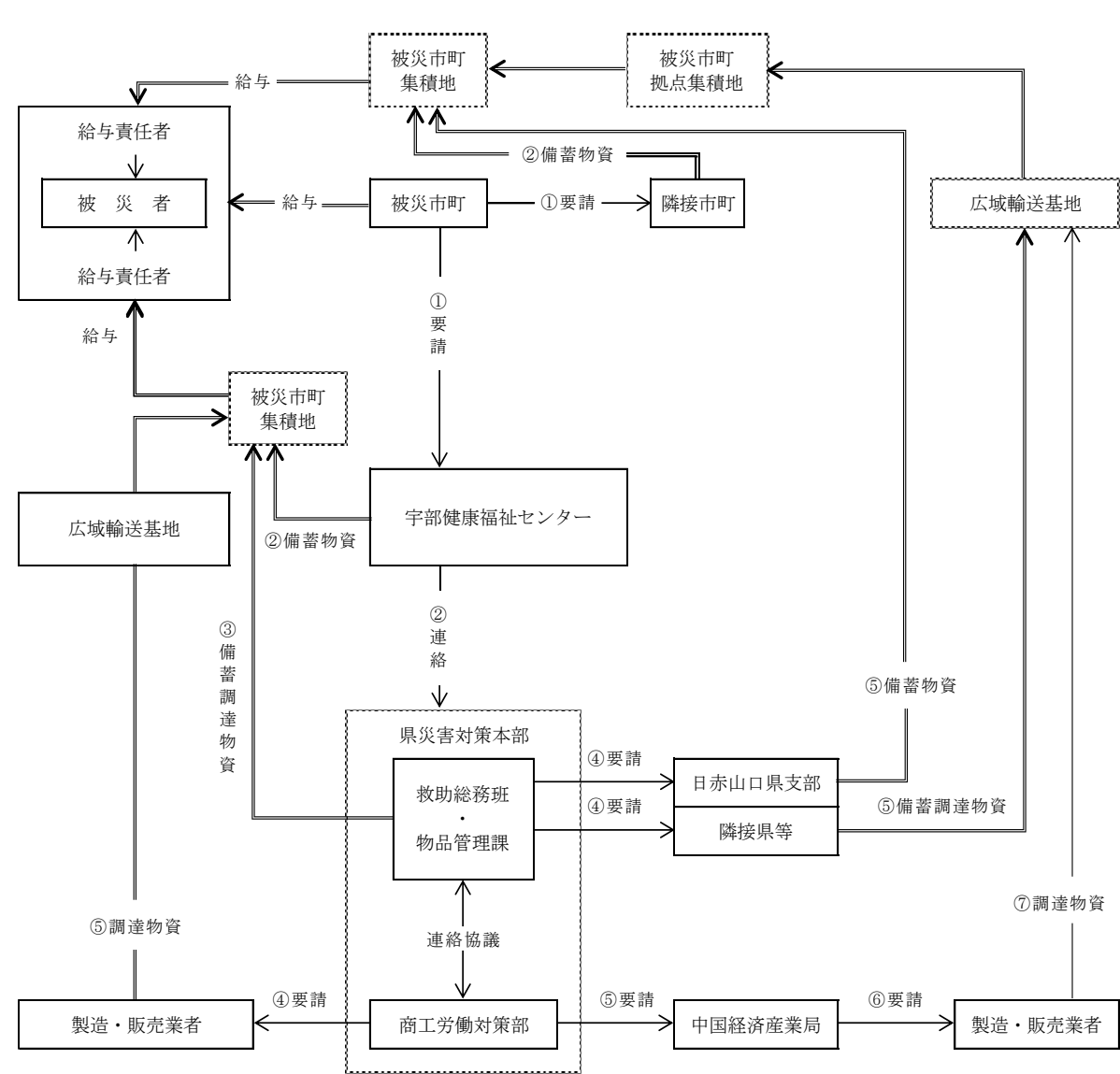
第3節 生活必需品等の供給計画

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。
被服・寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1項 生活必需品等の供給体制

生活必需品の不足状況や入出荷の管理等については、総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用する。

1 生活必需品等の調達・供給の流れ



2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

ア 市は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。

イ 民間業者等との協力体制

市及び県は、災害時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

ウ 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要とするものに限定する。

エ 広域支援体制

(ア) 市及び県の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、隣接県からの応援をより円滑迅速に進めるため、県は、中国、四国、九州各県及び全国都道府県との間に「災害時相互応援協定」を締結している。

(イ) 前記措置をもってなお物資が不足する場合は、国に対して確保を要請するものとする。

オ 国の協力体制

(ア) 中国経済産業局は、県（産業労働対策部）から生活必需品等の確保について協力要請があった場合、所管に係る生活必需品、災害復旧用資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あつせん又はその準備措置を講じるものとする。

(イ) 流通機構の一時的混乱等により、生活必需品等が不足するような事態に備え、メーカー等の製造部門や卸・小売業等の流通部門に対し出荷要請をするなどの対策を講じる。

(2) 法令による物資の確保調達

大規模な災害時において、救助物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第9条の規定に基づき、物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用するものとする。

3 生活必需品等の給（貸）与

(1) 給与基準

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼、及び床上浸水）を受け、被服、寝具、その他生活上必要な最小限の家財を喪失し、資力の有無に関わらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者。

(2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、社会福祉課が行う。市において給（貸）与の実施が困難な場合は、市長は知事（厚政課）に応援を要請する。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

避難所（場所）並びに交通アクセス、連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、県に連絡する。

詳細は、本編第4章「緊急輸送計画」を参照。

5 輸送体制

(1) 市（社会福祉課）及び社会福祉協議会は、備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受入配送体制について定めておくものとする。

(2) 輸送に必要な車両の確保は、財政課に、従事者が不足する場合は商工労働課に、それぞれ調達を依頼する。

(3) 広報車両に毛布、タオル等を積載し、広報中に被災者へ配布することも検討する。

第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

1 対象者

次の要件を満たす者であること。

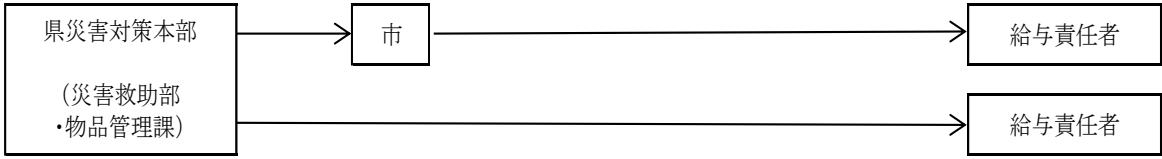
- (1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。
この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

2 給（貸）与の方法

- (1) 物資の購入計画
県は、市（社会福祉課）からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、購入計画を樹立する。
この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、市の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。
- (2) 物資の確保及び購入の措置
市内において調達可能な物資については、社会福祉課の指示により商工労働課が確保するものとする。市内で調達不可能な物資については、社会福祉課は、宇部健康福祉センター所長に応援要請をするものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

- (1) 救助物資の送達
ア 原則として県本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもあり得るものとする。
イ 送達経路



- (2) 割当及び配分
ア 市長（社会福祉課）は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。
イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積り方は、時価評価による。
ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、市長（社会福祉課）が実施するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外 衣	洋服・作業衣・子供服
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類
身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食 器	茶わん・皿・箸等の類
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。

ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

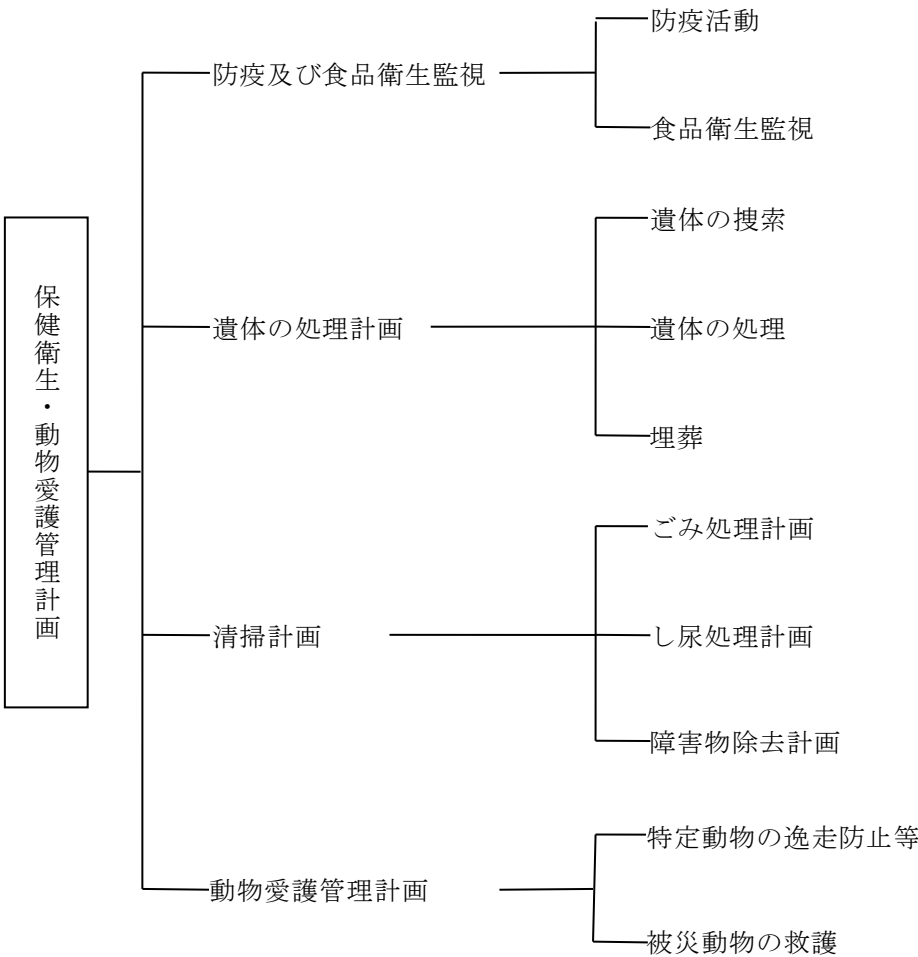
第7章 保健衛生・動物愛護管理計画

基本的な考え方

災害の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生、さらには感染症や食中毒等の発生も危惧され、また、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物（飼主不明や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。

被災市民の安定を図るには、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。

施策の体系



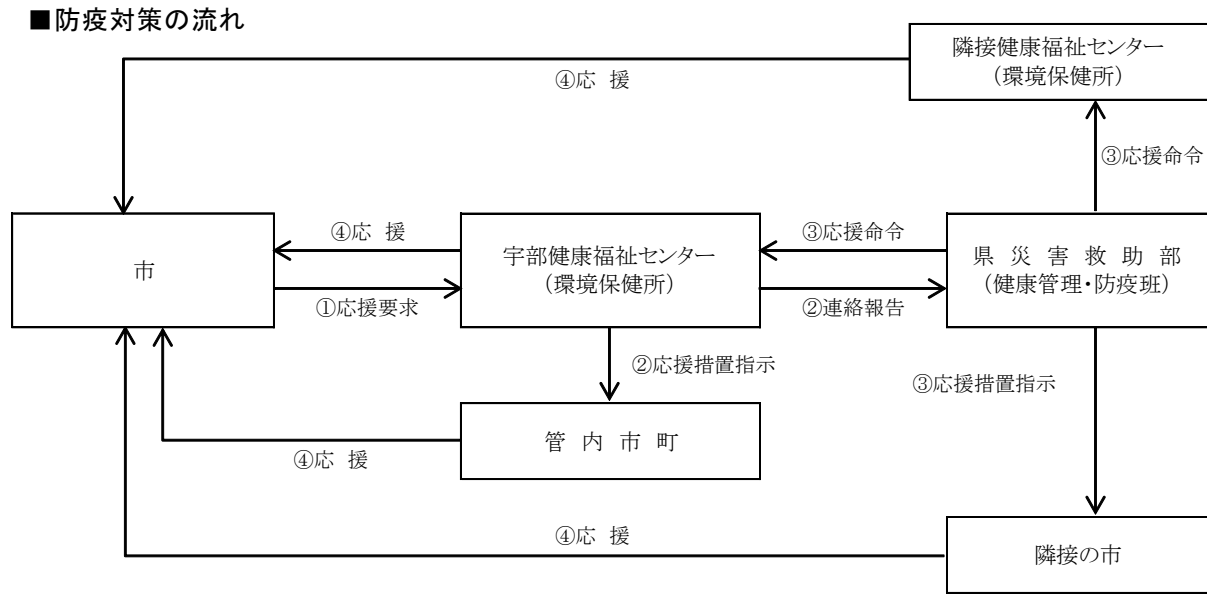
具体的な取組内容

第1節 防疫及び食品衛生監視

災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。
このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第1項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき市長（環境課）が実施するものであるが、市のみによることは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。



1 防疫措置

- (1) 防疫組織
- 市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、おおむね次の基準により防疫班（環境課）及び検病調査班（健康増進課）を編成するものとする。
- 防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入するなど弾力的な班編成とする。なお、検病調査班は、防疫班と兼ねて編成することができるものとする。

防 疫 班 (環 境 課)	衛生技術者 1 名・事務職員 1 名・作業員 1 名
検 病 調 査 班 (健 康 増 進 課)	保健師又は看護師 2 名

(2) 措置事項

ア 市の防疫措置

市は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

イ 防疫活動の内容

- (ア) 多数の人々が利用する場所（避難所等）を優先して実施する。
- (イ) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、市民が行うように、それぞれ災害の実状に応じ、防疫班が適切な指導及び指示を行う。
- (ウ) 市で編成する防疫班又は検病調査班のみでは実施することが不可能な場合は、宇部健康福祉センターに応援を要請するものとする。
- (エ) 市が実施する防疫活動の業務実施基準

防疫班 (環境課)	①浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ②避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③井戸の消毒を実施する。 ④感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥被災地域の清掃を実施する。 ⑦感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
検病調査班 (健康増進課)	①災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域・・・週1回以上 ・避難所等・・・状況に応じた適切な回数 ②検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告を行う。 ④健康診断を実施する。 ⑤就業制限を実施する。 ⑥災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

ウ 県からの指導

市（健康増進課・環境課）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本章では「法」という。）第27条、28条及び29条により、災害の状況に応じて健康福祉センター所長により本市に派遣された県職員に防疫活動等の必要な措置に対して指導を仰ぐ。

エ 応援要請の措置

- (ア) 市から防疫班及び検病調査班の応援要請を行った場合又は県（災害救助部長）が防疫措置の必要性を認めた場合は、県は直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。
- (イ) 市が要請した場合、宇部健康福祉センター所長は、直ちに、県健康管理・防疫班に報告するとともに調整を行うこととなる。
- (ウ) 被災地を管轄する宇部健康福祉センター所長の指揮のもとに、必要な業務を、迅速かつ的確に行う。

オ 県からの指示及び命令

(ア) 法に基づく指示

- A 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（法第27条第2項）
- B ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項）
- C 物件に係る措置に関する指示（法第29条第2項）
- D 生活用水の供給の指示（法第31条第2項）
- E 臨時予防接種に関する実施又は指示（予防接種法第6条）

カ 代執行

市における被害が甚大であるため又は市の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行う。

キ 健康診断の実施

県は、検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。（法第17条）

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

2 防疫・保健衛生用資機材の備蓄・調達

(1) 市は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画を立てておくものとする。

(2) 資機材の保有状況の把握

環境班（環境課）及び健康増進班（健康増進課）は、毎年、市の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

3 防疫薬剤の使用

防疫薬剤の使用に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第14条及び15条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布に当たっては、実施する者への安全並びに対象となる場所の周辺市民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

■使用薬剤及び方法（参考）

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。止むを得ず使用する場合は、汲取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族、昆虫等の駆除のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

第2項 食品衛生監視

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じて食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

1班当たりの構成は、2名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

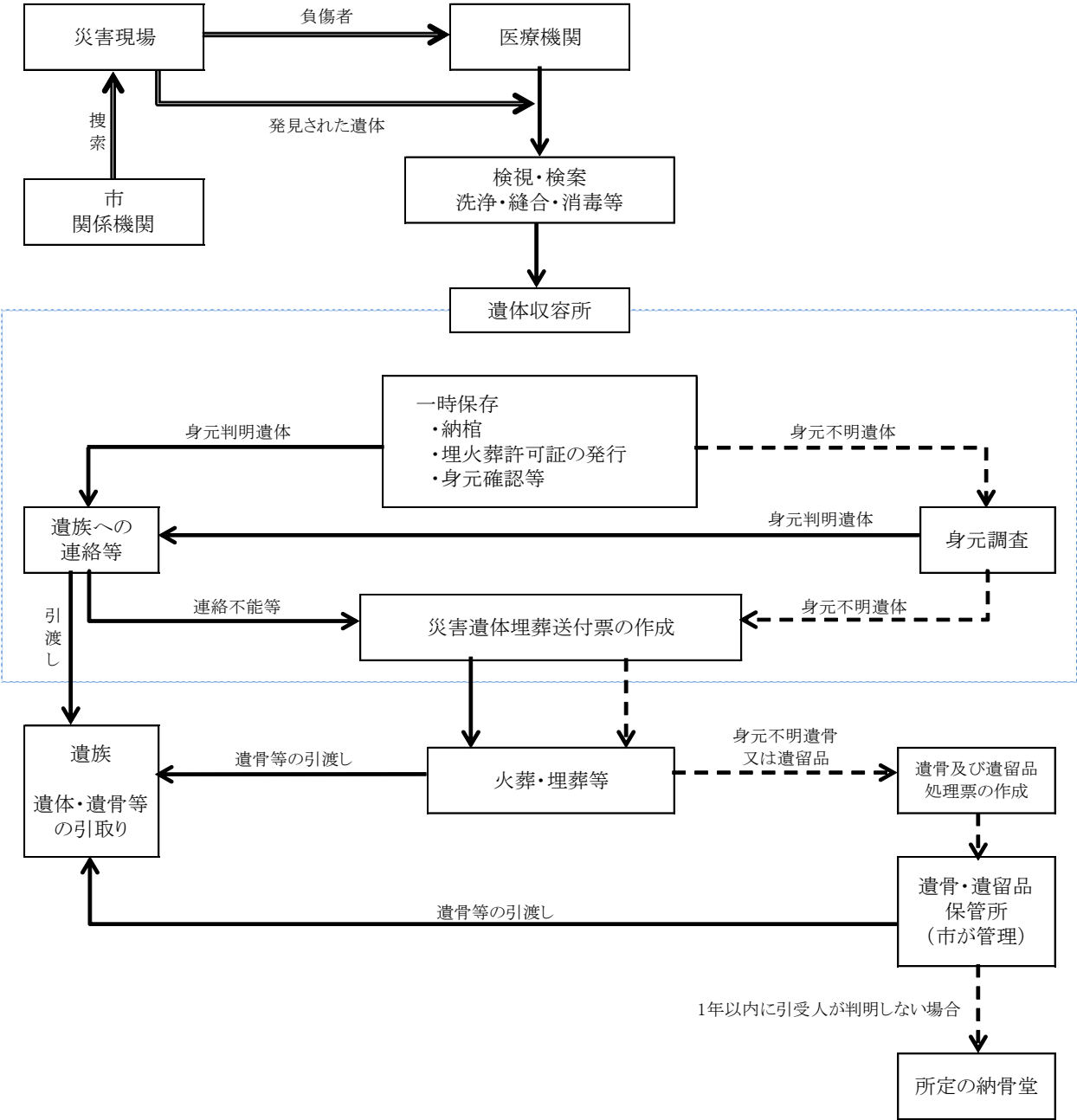
食品衛生監視班は、宇部健康福祉センター所長の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地域の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上で重要であることから、実施について必要な事項を定める。

■遺体発見から引渡しまでの流れ



第1項 遺体の搜索

遺体の搜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の民心の安定を図る上からも必要であることから実施するものである。

1 実施機関

(1) 市

遺体の搜索は、市（総務課）において賃金職員等を雇い上げ、搜索に必要な機械器具等を準備して実施するものとする。

(2) 県

市からの要請に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整に当たり、搜索作業が円滑に実施できるよう努める。

(3) 警察

警備活動に付随し、市が行う遺体の搜索に協力する。

(4) 海上保安署

ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を実施する。

イ 行方不明者については、巡視船艇、航空機及び潜水土等を活用して搜索に当たる。

ウ 必要に応じて本部に応援を求め、搜索に当たる。

エ 市が行う行方不明者搜索に協力する。

2 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この搜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の被災場所が対象となるものである。

3 遺体の搜索期間

(1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 上記期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行うものとする。

4 費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

(1) 借上費又は購入費……船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接搜索作業に使用したものに限る

(2) 修繕費……搜索のために使用した機械器具の修繕費

(3) 燃料費……機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

1 遺体処理の内容

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
遺体の識別のための処置として行う。
- (2) 遺体の一時保存
遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。
- (3) 検 案
 - ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。
 - イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、医療救護班又は医師により行う。
 - ウ 医療救護班によって検案を行ういとまがないときは、一般開業の医師によることができるものとする。

2 遺体処理の方法

- (1) 実施機関
 - ア 市
遺体の処理は、市（市民病院）において医療救護班を組織し行うものとする。
 - (ア) 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）
医療救護班又は医師により行う。
 - (イ) 遺体の収容及び一時保存
被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に遺体収容所を開設し、収容する。この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。
本市においては、江汐公園駐車場を遺体収容所の開設候補地とし、災害状況に応じて他の場所についても検討を行うものとする。
 - (ウ) 警察、海上保安署による検視及び医療救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。
 - (エ) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。
 - イ 県
救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。
 - (ア) 遺体収容所へ医療救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（市町が実施する業務）を行う。
このため、医療救護班の医療活動と検案との業務の仕訳等についてあらかじめ整理しておく。
 - (イ) 市町の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、市町及び関係機関と必要な連絡調整を行う。
 - (ウ) 警察の協力を得て、行方不明者の搜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。
 - ウ 山口県赤十字血液センター
救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき、医療救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体処理期間
災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。
- (3) 遺体の処理に関する費用の範囲
救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用
 - イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

(ア) 通常の場合は、医療救護班により実施するので費用は支出しない。

(イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取りができない場合に限り、次により取り扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

(ア) 県内の他の市町の遺体が漂着した場合

市長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 他の県内の市町の遺体が漂着した場合

漂着地の市町において処理されるものとし、その費用については、救助法第35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取り扱うものとする。

(イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3項 埋 葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に関わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

1 実施機関（環境課）

(1) 遺体の埋葬は、市が実施する。

(2) 県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

2 埋葬の要件（環境課）

(1) 埋葬の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。

また、災害発生の日以前に死亡した者であって、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき

(エ) 埋葬すべき遺族がいなかったり又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋葬の方法

埋葬は、市が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬、又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

- ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡す。
- エ 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。
- (3) 身元不明遺体の遺骨の取扱い
 - ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬する。埋葬は土葬とする。
 - イ 身元不明の遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。
 - ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。
 - エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。
- (4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議する。
- (5) 費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

 - ア 棺（付属品を含む）
 - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む）
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
 - エ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

3 処理体制

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。このため、市は、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確立しておく。

第3節 清掃計画

大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、市民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害により、し尿処理も困難になることが想定される。このため、ごみ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

第1項 ごみ処理計画（環境課）

1 実施機関

- (1) 市

被災地域の清掃は、市長が実施する。
- (2) 県（環境生活部廃棄物・リサイクル対策課）
 - ア 宇部健康福祉センターは、清掃対策に関する技術援助を行う。
 - イ 健康福祉センター（環境保健所）相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整、指示を行うとともに、あらかじめ市町と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておくものとする。
 - ウ 他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備するものとする。

2 ごみ排出量の推定

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。そのうち、災害による発生分として排出されるごみは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外広告等の破損落下物が考えられる。

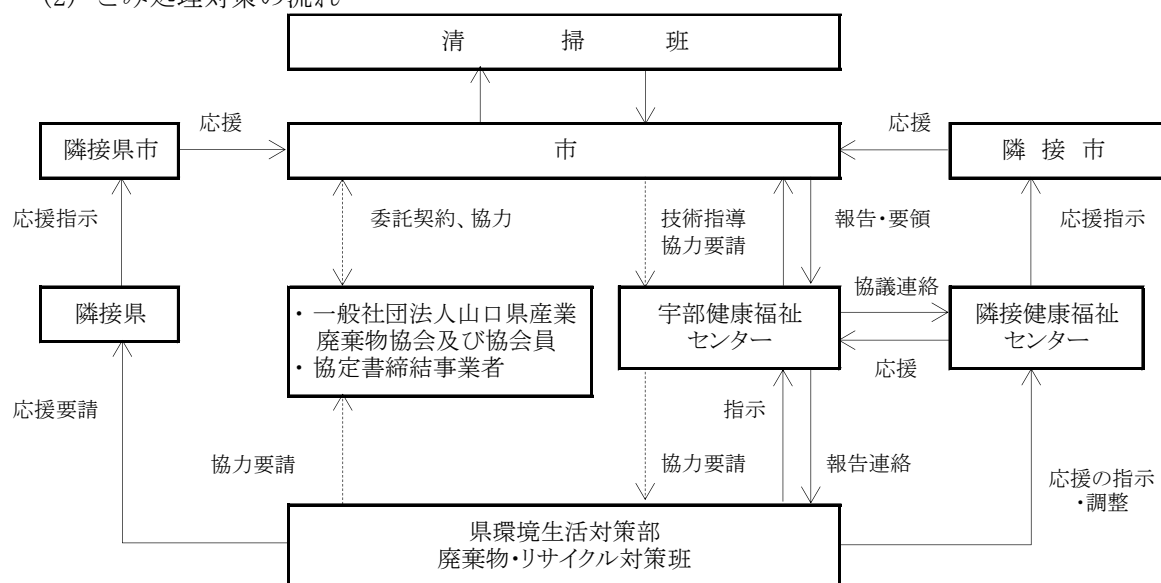
排出量については、おおむね次の数量を目安に、市は平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画の作成や集積場所の確保等を図る。

種 別	推定排出量	
木 造 住 宅	1 m ² 当たり	0.2 トン
鉄 骨 造 り	〃	0.07 トン
鉄筋コンクリート造り	〃	0.6 トン

3 処理体制

- (1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。このため、市は、あらかじめ、民間の清掃関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。

- (2) ごみ処理対策の流れ



※———> 協定に基づく協力要請

4 ごみ処理対策

ごみ収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うことになるが、被災地の民心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策、3次対策に分けて実施する。ごみ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は市民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

- (1) 1次対策

- ア 一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。
- イ 焼却施設が被災することもある考慮に入れ、処分施設の確保を図る。

その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ごみ集積場とするなどの対策を講じる。

(2) 2次対策

災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ごみ、不燃ごみが大量に排出されることが考えられる。このため、必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) 3次対策

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記2次対策終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(ア) 市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

(イ) 県は、市町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じて、市町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの者が廃棄する処理物に係る処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、県生活衛生班は、地域ごとに処分施設の把握に努め、所要の資料の整理をしておくものとする。

(4) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（健康福祉センター（環境保健所））の指示により処分するものとする。

(5) 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱いをすることは極めて危険である。

このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

市は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画（環境課）

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等における上尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

上尿処理は、市長（環境課、小野田浄化センター）が実施する。

2 し尿排出量の推定

上尿排出量は、一人1か月約50リットルとして計算する。

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 市は、仮設トイレの確保のため、県及び民間リース業者に応援を求め整備するものとする。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

対象人員 100 人当たり 小3、大2、女3 計8

<注意事項>

- ・立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。また、下水道完備率等を考慮して設置場所を選定する。
- ・迅速な建設を必要とすることから、環境課は、県及び民間リース業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。
- ・災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理の応援要請

仮設トイレの要請先 山口県廃棄物・リサイクル対策課 TEL 083-933-2992

仮設トイレの要請設置場所・基数等を口頭で要請し、後日文書を提出する。

し尿処理の要請先 株式会社小野田公衛社 TEL 0836-84-1785

合資会社山陽清掃社 TEL 0836-72-0202

災害により、し尿の処理が直営又は委託・許可業者、近隣市の応援で実施できず、し尿処理業者の紹介を要請する場合

山口県環境整備事業協同組合 TEL 083-932-4884

(6) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制

市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

5 処理対策

(1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) し尿処理班の編成目安

運搬車 (パキムカー1.8トン)	作業員	1日処理戸数
1台	3人	30戸

(3) 大規模災害発生時においては、市の処理機能は、麻痺することを前提に、処理体制を構築

しておくものとする。

第3項 障害物除去計画（土木課）

障害物の除去は、災害の発生に伴い、各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、市民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。

このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営む上で支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

ア 救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長（社会福祉課が土木課に依頼する）が実施する。（救助法が適用された都度、知事から委任される。）

イ 県は、大規模災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう努める。

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

生活保護法の被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者。

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身体障がい者、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 市長（土木課）が賃金職員等、技術者を動員し、機械器具等を借り上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県（救助総務班）、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し特別基準（期間延長）の協議を行うものとする。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市が除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県及び関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

機関名	対 策
市 (土木課)	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡を取り、相互協力するものとする。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行い、所管の道路上の障害物を除去する。
警 察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
国 土 交 通 省 中国地方整備局	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路 株 式 会 社	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

機関名	対 策
市 (土木課、農林水産課)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部) (農林水産対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、海上保安署に連絡するなどの措置をとる。
国 土 交 通 省 中国地方整備局	所管する河川・海域について、県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
海上保安署	海難船舶又は漂流物、その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 汚 物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第4節 動物愛護管理計画（県）

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物（飼主不明や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。

被災市民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があるため、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）」を参考にしつつ実施する。

第1項 特定動物の逸走防止等

1 実施機関等

原則、飼養者とする。

県は、関係機関と連携し飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。

2 実施方法

飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。

県は、被災において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第2項 被災動物の救護

1 実施機関等

原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、市及び県が関係機関等と連携して実施する。

2 飼い主の責務

- (1) 平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うように努める。
- (2) 避難する際は、ペット用備蓄品を持って同行し、適正な管理に努める。

3 被災動物の救護体制

(1) 県

ア 災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。

イ 被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市町、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する

ウ 健康福祉センター（環境保健所）は、避難所を設置する市町に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

エ 被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。

オ 県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。

(2) 市町

飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

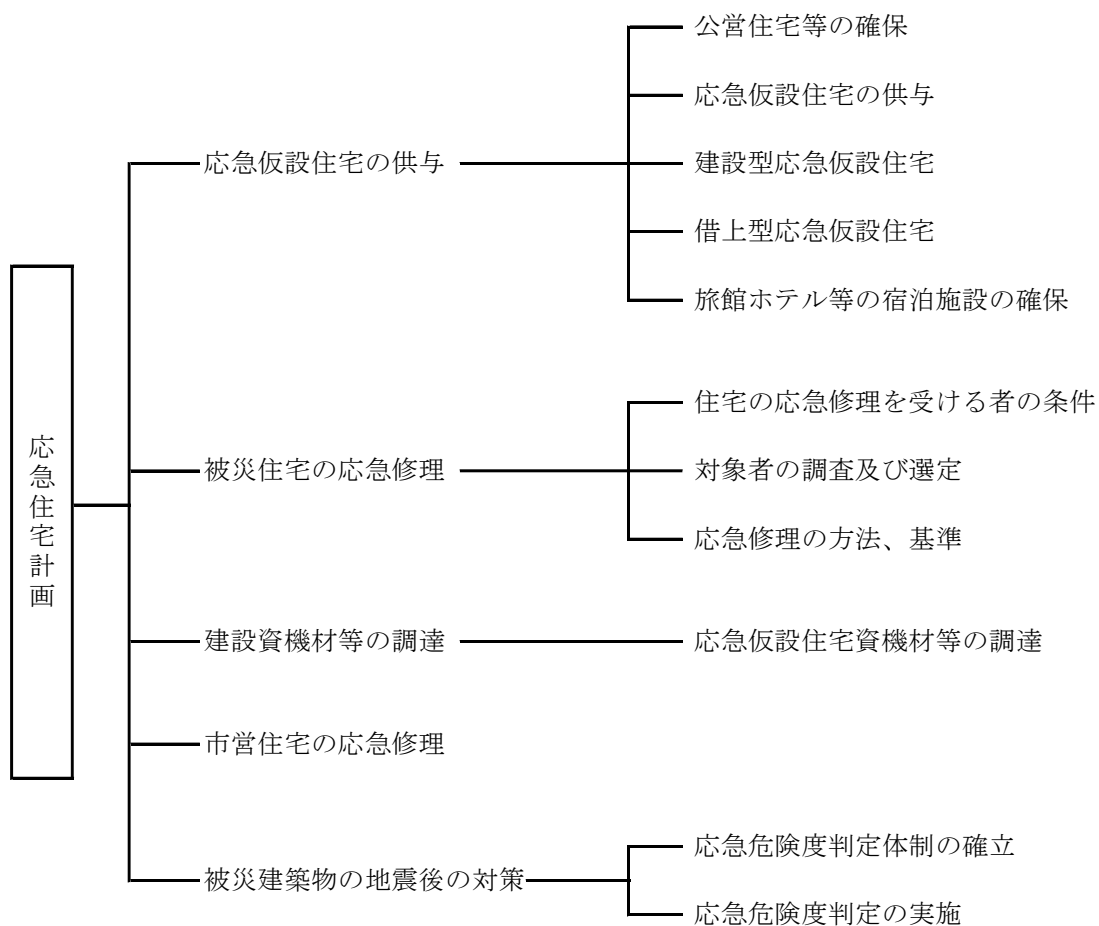
第8章 応急住宅計画

基本的な考え方

災害のため住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して、応急仮設住宅の供与又は住宅の応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 応急仮設住宅等の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するためのものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

第1項 公営住宅等の確保（建築住宅課・社会福祉課）

1 公営住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市は、積極的に県営住宅、市営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

- (1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。
なお、この場合において、高齢者、障がい者等に配慮するものとする。
- (2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。
- (3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令、山口県営住宅条例及び山陽小野田市営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。
ア 入居期間は、原則として1年以内とする。
イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。
エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。
- (4) 被災者か否かは、原則として市が発行する罹災証明書等により行う。
- (5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

- (1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、県において隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。
- (2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、県において、その確保、提供を要請する。
- (3) 企業の社宅等についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与（建築住宅課・社会福祉課）

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して、知事又は知事からの委任を受けた市長は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急仮設住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「借上型応急仮設住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊または流出した者で、現に居住する住家がない者等
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産がない失業者
 - ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
 - エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障がい者
 - オ 特定の資産がない小企業者
 - カ 上記に準ずる経済的弱者等
- (3) 災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

3 対象者及び入居予定者の選定

- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。
- (2) 入居資格については、2「応急仮設住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障がい者等災害時要援護者世帯に配慮すること。
- (3) 市長は、民生委員の意見を聞くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、市長が知事から委任を受けた場合を除き、知事が行う。

4 応急仮設住宅の管理等

- (1) 建設型応急仮設住宅
 - ア 県（厚生課）からの委任を受け、市長が公営住宅に準じて維持管理する。
 - イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。
- (2) 借上型応急仮設住宅
 - ア 県（厚生課）において、民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。
 - イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。
 - ウ 県（厚生課）は市に入居契約等転貸借に関する事務を委任する。

第3項 建設型応急仮設住宅

1 建設の実施期間

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長が知事からの委任を受けて実施する。

2 建設場所の選定

- (1) 建設場所は、あらかじめ市が選定した建設候補地から建設地を決定する。
- (2) (1)の候補地で不足する場合には、市が公有地等を優先して建設敷地を決定する。
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。
- (4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

3 建設方法

- (1) 県において定め、県が建築業者に請負わせて建設する。
- (2) 市において建設することが適当と認められるときは、県は市に対し設計図書等を示すものとする。
- (3) 建設に関して、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、県における両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (4) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

- (1) 延べ床面積
1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。
- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。
入居予定者の状況によって、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。
- (3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (4) 高齢者、障がい者、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。

6 建設期間

- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないとき、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行うものとする。

第4項 借上型応急仮設住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間住宅の確保に関して、（一社）山口県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山口県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会及び（公財）日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、県と各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障がい者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。（対象者としては第1節第1項2に準じる。）

第2項 対象者の調査及び選定（社会福祉課）

市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、市に選定事務を委任する。

第3項 応急修理の方法、基準（建築住宅課）

1 応急修理の方法等

- (1) 市長が、建設業者に請負わせるか又は市直営により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、（一社）山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会と県との協定に基づき、県から提供された業者名簿についても活用できるものとする。
- (2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、（一社）JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、（一社）日本鳶工業連合会及び（一社）災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。
- (3) 応急修理は、日常生活に欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び屋根の応急対応に限るものとする。
- (4) 次の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が借家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

2 修理の期間

- (1) 災害発生の日から1か月以内に完成させるものとする。
- (2) 1か月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

第3節 建設資機材等の調達

第1項 応急仮設住宅資機材等の調達

1 資機材の調達

応急仮設住宅の資機材は、関係団体（（一社）山口県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会及び

（一社）全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。

2 用材の確保

用材の確保については、県（農林対策部林務班）が、県（災害救助部及び土木建築対策部）からの依頼により、木材業者団体（（一社）山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。

第4節 市営住宅の応急修理

被災した市営住宅については、市長において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。
市営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。

第5節 被災建築物の地震後の対策

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図る上で、また、被災者を建物倒壊等の二次災害から守る上で重要であることから、残存する被災建築物について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

第1項 応急危険度判定体制の確立（建築住宅課）

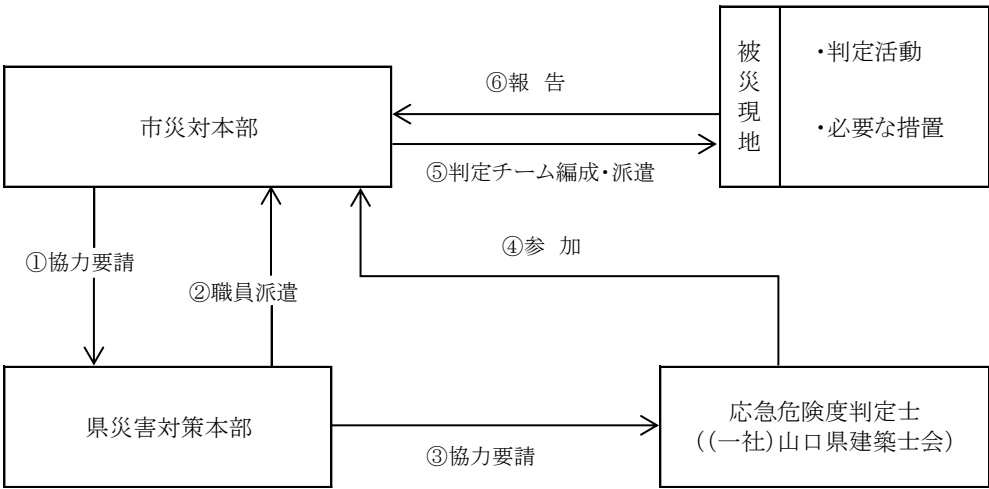
地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等からの二次災害を防止するため、市は被災建物の安全性を早急に確認することが必要となる。このため県は、当該市町が実施する危険度の判定を支援するための応急危険度判定体制を確立する。

第2項 応急危険度判定の実施（建築住宅課）

市は、判定実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。

県は、市災対本部の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア（判定士）に参加協力を求める。

■ 応急危険度判定活動体系図

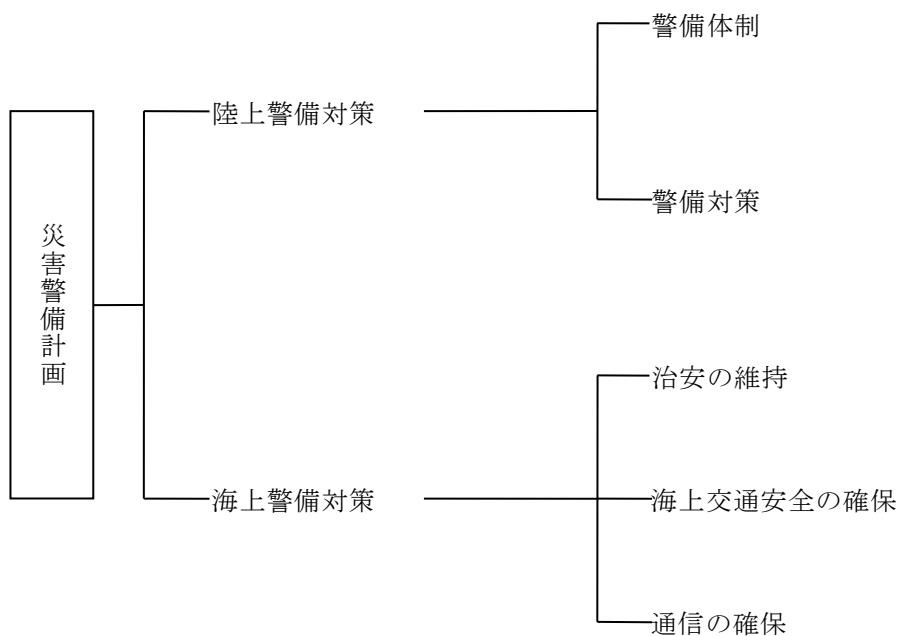


第9章 災害警備計画

基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 陸上警備対策（警察）

陸上警備体制については、市内の警察署において「災害警備計画」に基づいて実施されるが、ここではその活動概要を示し、市ではその活動が行えるよう、連携の強化を図る。

第1項 警備体制（災害警備実施計画）

第一次体制	・大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想されるとき。 ・県内において震度4の地震が発生したとき。 ・津波警報が発表されたとき。
第二次体制	・大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。 ・県内において震度5弱の地震が発生したとき。 ・津波警報が発表され、情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。
第三次体制	・大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生、又はまさに発生しようとしているとき。 ・県内において震度5強以上の地震が発生したとき。 ・津波により大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき。

1 警備本部の設置

市内に災害が発生し又は発生が予想される場合は、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県災害対策本部の公安部としての活動を実施する。

2 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策（災害警備実施計画）

災害による大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また、被害の状況により、他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の搜索等

行方不明者の搜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに当たり、市等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。

また、障がい者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。

また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲市民の避難誘導や交通規制等、災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体搜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の搜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災対本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係市民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため移動交番の開設、警察官の立寄り等の活動も推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

(注) 本節に掲げる事項についての活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。

第2節 海上警備対策（海上保安署）

海上警備対策については、海上保安署において実施されるが、ここではその活動概要を示し、市ではその活動が円滑に行えるよう、連携の強化を図る。

第1項 治安の維持

海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次の措置を講じるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設周辺海域において警戒を行う。

第2項 海上交通安全の確保

海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

1 避難指示及び規制

暴風、高潮、津波等による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。

2 船舶交通の整理・指導

船舶交通の輻そうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

3 船舶交通の制限及び禁止

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

4 海難船舶及び漂流物等による船舶交通の危険の回避

海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ又は勧告するものとする。

5 水路の水深の異常時の対応

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、水路の管理者に通報するとともに、航行警報・水路通報又は巡視船艇・航空機による巡回等により、速やかに周知に努めるものとする。

6 航路標識の損傷及び流出時の対応

航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。

7 災害・事故発生時の対応

気象、高潮、波浪、津波等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき、航路障害物の発生、大量の油の排出・放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報・水路通報又は巡視船艇・航空機による巡回等により、速やかに周知させるよう努めるものとする。

8 船舶交通に関する情報提供

船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

海上保安署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 情報通信施設の保守を行い、またその施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- 2 多重通信装置、非常用電源、携帯用無線機等を搭載した船艇を配備する。
- 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
- 5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- 6 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

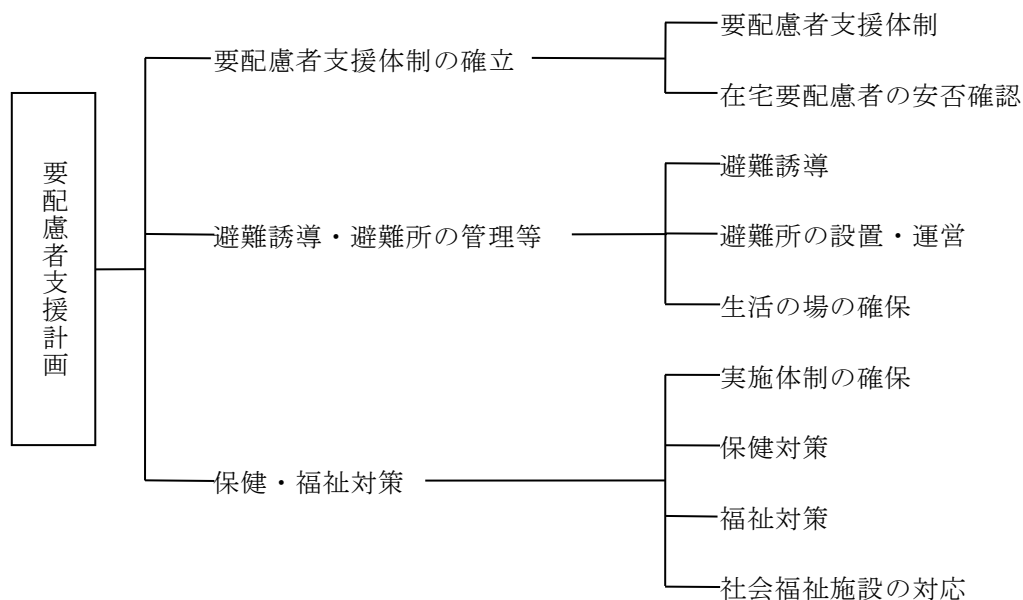
第10章 要配慮者支援計画

基本的な考え方

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 要配慮者支援体制の確立

第1項 要配慮者支援体制

災害救助部（福祉部）は、災害発生後、消防、警察等の関係機関や関係団体等と連携、協力し、要配慮者の安否、避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施する。

第2項 在宅要配慮者の安否確認

災害救助部（福祉部）は、社会福祉施設入所者以外の要配慮者の安否確認について、民生委員及び自治会長等の協力を得て、速やかに実施するものとする。

第2節 避難誘導・避難所の管理等

市（福祉部）は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。

また、市（建築住宅課）は、高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第1項 避難誘導

1 避難指示等の伝達

避難指示等を行う場合は、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、地理に不案内な観光客等にも配慮するものとする。

2 要配慮者利用施設への情報伝達

要配慮者利用施設では入所者の避難に時間を要することから、高齢者等避難や土砂災害警戒情報等の避難に関する情報を迅速かつ的確に伝達する必要がある。そのため、市はこれらの施設に対する防災メール等の普及と電話等による情報伝達体制の整備に努め、円滑な情報伝達体制を確立する。

3 避難誘導の方法

避難指示等が出された場合、警察署、消防局、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民を避難場所等に誘導するが、この場合、福祉部は高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

4 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮するものとする。

5 避難行動要支援者名簿等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

第2項 避難所の設置・運営（福祉部）

市は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者に配慮した適切な対応を行う。

県は、市からの応援要請に基づき、広域的な福祉支援を実施する。

1 避難所の管理

(1) 避難所における要配慮者の保護又は情報の伝達が迅速に行われるようにするため、避難所管理責任者は、避難所名簿作成時に負傷者、高齢者、障がい者等の要配慮者を把握するとともに、避難行動要支援者名簿等を活用した安否確認に努める。

(2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置するよう努める。

介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

県は、市からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行う。

(3) 避難所において、高齢者、障がい者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。

(4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障がい者等への情報提供が徹底されるよう努める。とりわけ一人暮らし高齢者、視覚・聴覚障がい者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

(5) 避難所においては、生活必需品である食料、水、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

市は、要配慮者の移送手段が不足する場合、県に応援要請を行う。

県は、市からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行う。

また、観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

3 福祉避難所の設置

一般の避難所での共同生活が困難な、専門的な介護を必要とする者に対しては、市は、災害の状況や要配慮者の状況を考慮して、あらかじめ協力・連携体制を確保している社会福祉施設に、福祉避難所の開設を要請する。なお、福祉避難所の開設基準は、救助法の適用基準を目安とする。

第3項 生活の場の確保（建築住宅課）

高齢者、障がい者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

1 応急仮設住宅の建設・供与

- (1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。
- (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅・民間借家の確保

設備の整った公営住宅や民間借家は、高齢者、障がい者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、市は、その確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障がい者等の一時収容先として確保に努める。

第3節 保健・福祉対策

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障がい者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。

また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市（福祉部）及び県は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障がい者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保（福祉部）

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等、膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

1 市の体制（福祉部）

市は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

2 県の体制

県は、市からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、さらには、各種施設・協議会関係団体の職員派

遣等の協力要請を行う。

第2項 保健対策（福祉部）

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市及び県は、保健師等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施するなかで、高齢者、障がい者等の健康管理に十分配慮する。

1 活動内容

- (1) 市及び県の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- (2) 市保健センター、県精神保健福祉センター、健康福祉センター（環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア
- (3) 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策（福祉部）

被災後の生活においては、高齢者、障がい者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市は、県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障がい者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

市及び県は、発災後直ちに福祉関係職員を中心として関係団体と連携をとりながら介護等の必要な高齢者、障がい者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

2 福祉サービスの提供

- (1) 市及び県は、介護の必要な高齢者、障がい者について、特別養護老人ホーム、障がい者施設への緊急一時入所など、手続の弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
- (2) 県は、市との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。
また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。
- (3) 市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障がい者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

市及び県は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障がい者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障がい者、聴覚障がい者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会

と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金の災害援護資金、母子福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、県、市等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障がい者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全なスペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 社会福祉施設の管理者は、発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 市及び県は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障がい者等の緊急一時受入れを行うものとする。
 なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・市町に対し、支援を要請する。市及び県は、これら社会福祉施設の対応を支援する。
- (2) 被災地以外の地域の施設は、県又は市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。

第11章 災害ボランティア活動支援計画

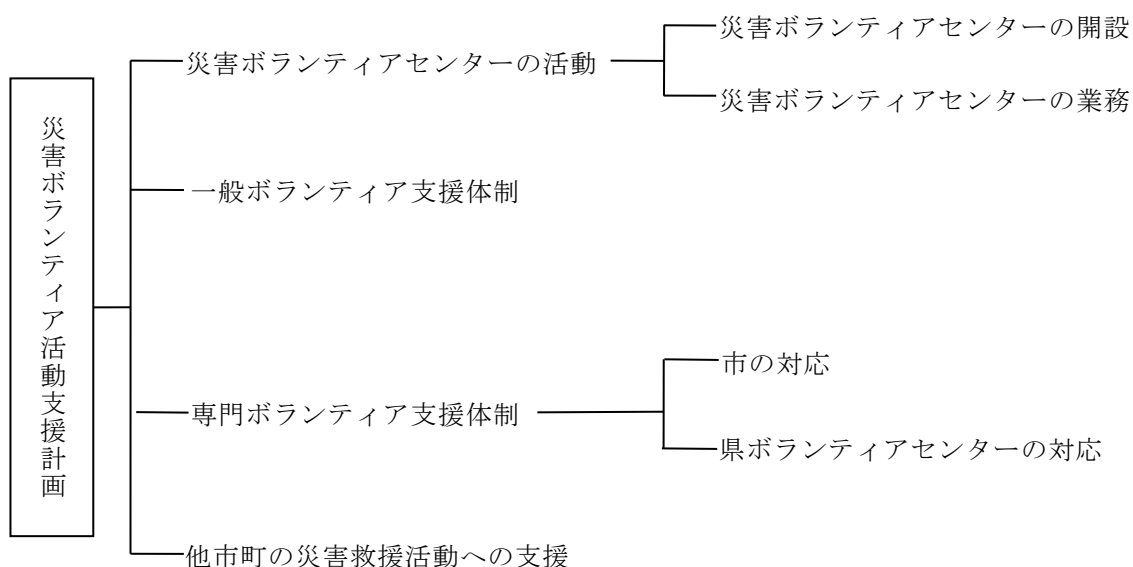
基本的な考え方

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般市民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた市民等から被災地の救援活動への参加も予想される。

これらのボランティアの善意を救助活動等に効果的に生かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 災害ボランティアセンターの活動

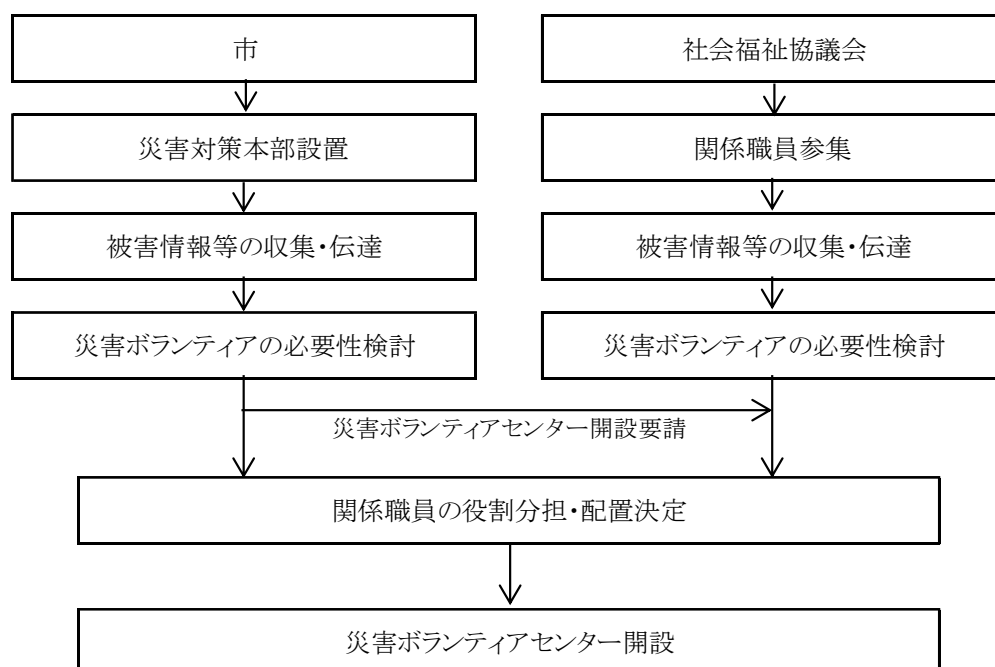
第1項 災害ボランティアセンターの開設（市民活動推進課）

1 災害ボランティアセンターの開設

山陽小野田市社会福祉協議会は、被害状況に基づき山陽小野田市災害ボランティアセンター（以下センターという。）を開設する。また、市長は以下の状況となった場合は、山陽小野田市社会福祉協議会にセンターの開設を要請することができる。

- (1) 被災者救済の見地から災害ボランティアの活動が必要と認められる場合。
- (2) 多数のボランティアの申込みが殺到した場合。

■災害ボランティアセンター開設の流れ



2 災害ボランティアセンターの活動

ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはセンター自らの決定に委ねる。

第2項 災害ボランティアセンターの業務

センターは、市災対本部と連携を図りながら、以下の業務を行う。

- (1) 災害ボランティアの募集、受付及びコーディネート
- (2) ボランティア活動保険のあっせん、受付
- (3) 被災者ニーズの把握
- (4) 活動拠点、資機材等の調達・集積等
- (5) 活動内容の提示
- (6) 活動証明書の発行

第2節 一般ボランティア支援体制

市（市民活動推進課、総務課、社会福祉課）は、センターと連携を図りながら、以下の活動支援を行う。

- (1) センターへの職員の派遣、県、各対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズの把握
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) センター運営に係る経費の財政的支援

第3節 専門ボランティア支援体制

第1項 市の対応

市は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災害対策本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第2項 県ボランティアセンターの対応

県ボランティアセンターは、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、登録内容を県災害救助部総務班に報告し、救助総務班は関係各班に報告する。

第4節 他市町の災害救援活動への支援

市は、他市町で大規模な災害が発生した場合において、被災市町と緊密な連絡・調整を行いながら、県、関係団体と連携して、ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第12章 応急教育計画

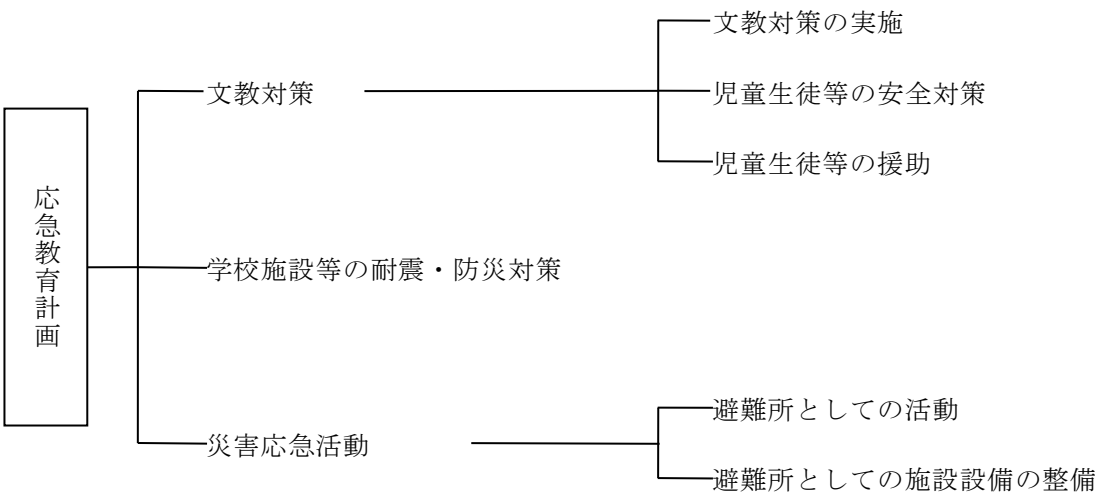
基本的な考え方

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校、総合支援学校、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

施策の体系



具体的な取組内容

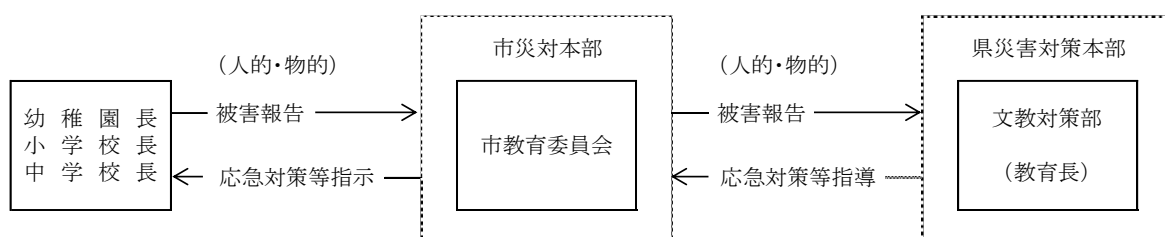
第1節 文教対策

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図

(1) 市立学校関係



(2) 県立学校、私立学校

それぞれにより県災害対策本部への報告を行う。

2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	・ 災害速報 ・ 公立学校人的被害に関する報告 ・ 公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・ 要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・ 県立学校生徒等被害調査報告 ・ 特別支援学校児童生徒被害調査報告 ・ 私立学校人的被害に関する報告 ・ 私立学校物的被害に関する報告 ・ 学校給食関係被災状況調査報告 ・ 教職員住宅被害報告
(2) 報告者・報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

＜取組の主な視点＞

- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進

- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

市教育委員会は、所管する学校について、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について必要な措置を実施し、又、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における災害時応急対策計画の策定指導

市教育委員会は、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。また、市教育委員会は、上記について校長に指導する。

＜応急対策計画の主な項目＞

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ロ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (ハ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (ニ) 連絡体制（市・県教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- (ホ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（二次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (ヘ) 実験・実習中の対策
- (コ) 火元の遮断と初期消火活動
- (セ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (ソ) 避難所の開設・運営（市との連絡体制・初動対応）
- (タ) 児童生徒等の登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (チ) 総合支援学校及び寄宿舍を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料・飲料水の確保等）

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等々が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
- (イ) 地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）
- (ロ) 学校で行う訓練（県立学校は毎学期1回以上の実施）

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避 難 ・ 救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品・食料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水（寄宿舎生徒用）

(イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

区 分	該当施設	点検確認事項等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロッカー類	教室・廊下・昇降口等・職員室	転倒、移動の有無
ガラス器具	理科実験室・実習室等	転倒、落下、破損の有無、容器の多段積みによる被害発生の有無
理科実験類・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無、ボンベ転倒の有無
石油・ガストーブ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無、安全装置作動の有無
食器類	調理室・給食室	転倒、落下、破損の有無
油類	調理室・給食室・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工作機械・工作用具等	実習室	転倒、落下の有無
テレビ	教室・視聴覚室	転倒、落下の有無
コンピュータ	コンピュータ室	転倒、落下の有無

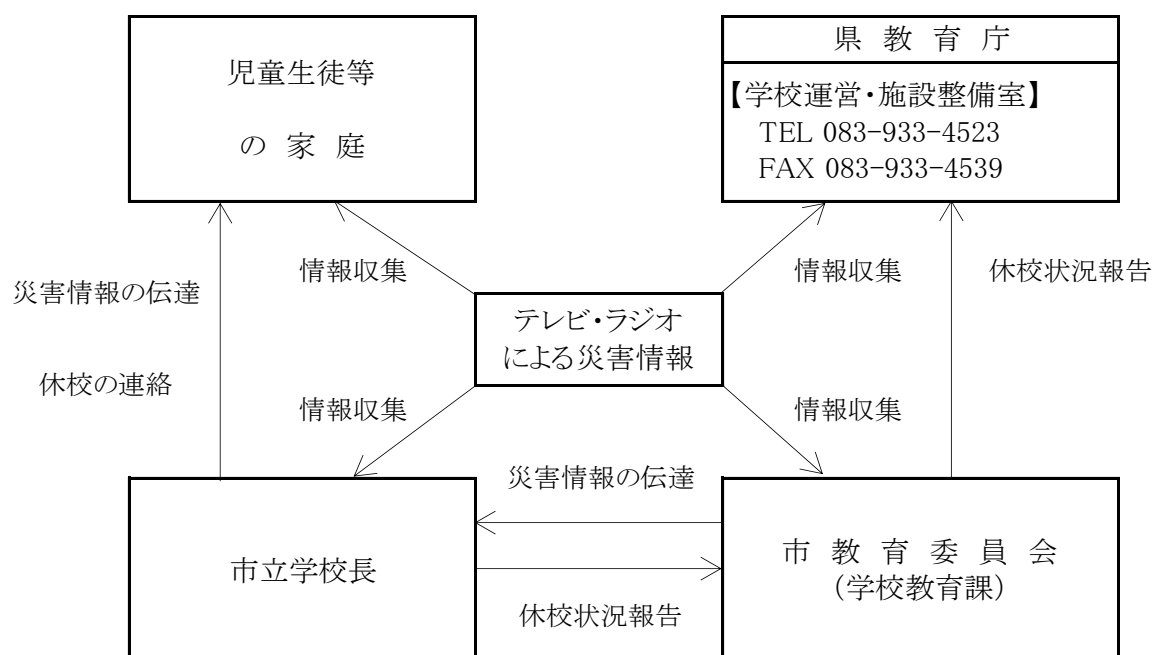
エ 気象情報の収集

学校は、県・市教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前6時まで決定し、連絡することとする。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会（私立学校にあつては学事文書課）にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育委員会学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。

(ア) 公立小・中・高等学校



(2) 災害時の対応

- ア 市教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう指導助言及び支援に努める。
- イ 学校教育施設の確保を図るため、下記(4)アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

【校長】

- ア 校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(ア) 学校の管理する危険物の安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における感染症予防上の措置

- イ 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、把握の都度市教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市又は市民等の協力を求める。

災害速報を、被害等の把握の都度報告する。

- ウ 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会（私立学校にあっては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育委員庁に休校の状況を報告することとする。

- エ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」により行うものとする。

- オ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

- カ 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市に応援を求める。

【教育委員会】

- ア 各学校等の応急教育計画の作成に当たり、市教育委員会は、所管する学校を指導助言及び支援する。

- イ 災害が大規模または、広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開に必要な施設の確保について市教育委員会での対応が困難な場合は、必要に応じて市教育委員会及び県教育委員会による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市域を越える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

- ウ 市教育委員会は、地域交流センター等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）についてあらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

- ア 市教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導助言及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）

(ウ) 教科書等の供給

イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 市教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市町教育委員会に依頼するものとする。

エ 市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができるものとする。

【校長】

ア 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、県（教育庁各課・学事文書課）及び市教育委員会と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

イ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

ウ 校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

エ 校長は、災害復旧の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

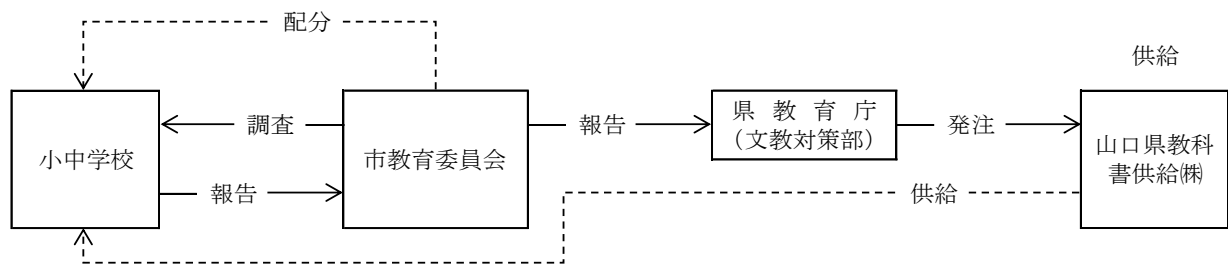
ア 学校施設の応急復旧	(ア) 災害直後における施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等） (オ) 現地指導員の派遣 (カ) 地震時には学校施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準	(ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない程度の場合 特別教室、体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない場合 地域交流センター等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた地域交流センター等公共的施設を利用する。 なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）によるものとする。

■教科書の供給あっせん系統図



2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（総合支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

(2) 給与実施者

知事から委任を受けた市長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1か月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

市教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、県（教育庁学校安全・体育課）の指導により次の措置を行う。

また、必要に応じ、学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力を要請する。

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校の管理者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。市教育委員会及び県教育委員会は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校の管理者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。

また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校の管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。

また、学校給食会等の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校は、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校は学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従業者の確保及び健康診断

市教育委員会は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校は学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模又は広域にわたり、単一の学校又は市で対応できない場合は、市教育委員会及び県教育委員会による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ 市教育委員会及び県教育委員会は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

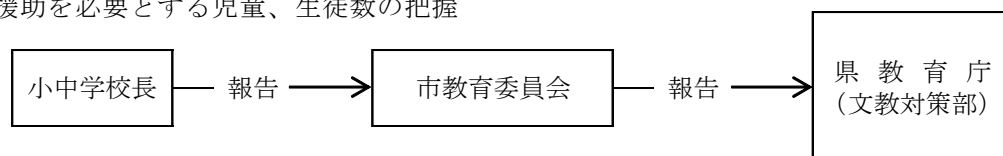
4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき援助措置を講じる。

これに必要な取扱内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



イ 援助措置の内容

児童、生徒に対する援助の種類

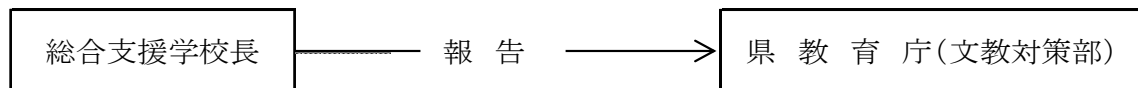
学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等

(2) 被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取扱内容等は以下による。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校付設の寄宿舎居住に伴う経費

(イ) 援助額

全部又は一部

(ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5 学資貸与

(1) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 学校施設等の耐震・防災対策

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、市教育委員会は、児童生徒等の生命身体及安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

1 公立学校

(1) 市立学校

市は、老朽建物や旧耐震基準により建築した建物の耐力度調査や耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて計画的に補強・改築等を実施するよう努める。

2 社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため計画的に耐震診断を行い、補強・改築等を実施するよう努める。

第3節 災害応急活動

学校は、平素においても地域社会のなかで重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、市民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第1項 避難所としての活動（社会福祉課）

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市（社会福祉課）が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組み、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

本計画において避難所に指定された施設の設備整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、インターネット等、多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等、必要に応じ、防災機能の整備を図る。

3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、備蓄のためのスペースを確保し、市災対本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進に努める。

第13章 ライフライン施設の応急復旧計画

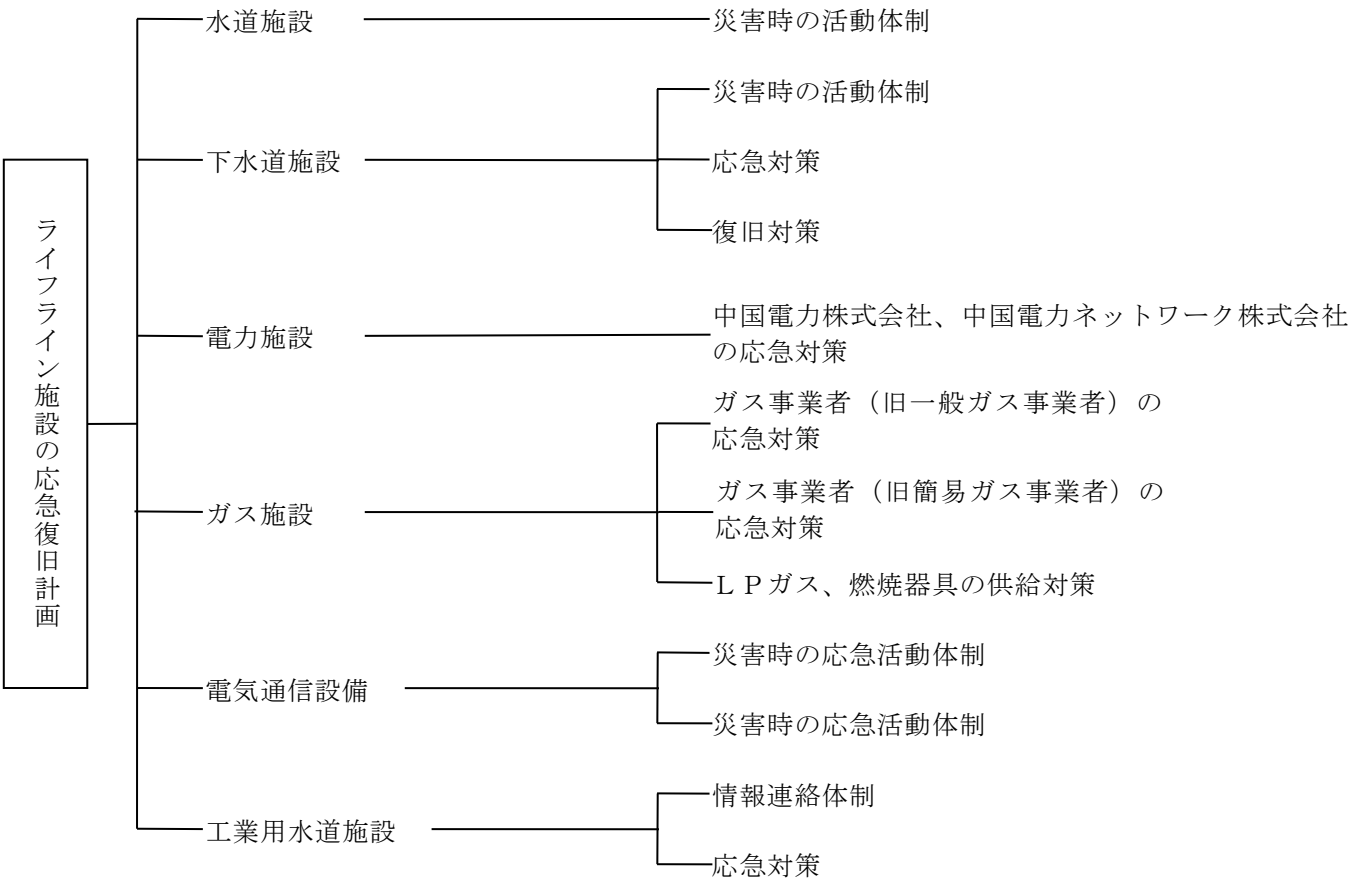
基本的な考え方

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも市民の日常生活に欠くことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

市や県は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 水道施設

災害により水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災市民の生活安定に重大な影響を与える。

このため市及び水道局は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

第1項 災害時の活動体制（水道局）

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、各課別に職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、所属課に参集し、応急対策に従事する。

ウ 水道局職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）、（公社）日本水道協会山口県支部へ応援を求める。

この場合の手順等については、あらかじめ防災担当部局と協議しておく。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから水道局指定修繕業者等へ協力要請を行う。

この場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（生活衛生班）、（公社）日本水道協会山口県支部に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部（生活衛生班）、（公社）日本水道協会山口県支部に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

イ 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

2 応急対策

対策項目	措置内容
(1) 災害復旧用資 機材の整備	ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。 イ 不足する場合は、取扱店、他の市町（水道事業体）等から調達することになるため、あらかじめ（公社）日本水道協会山口県支部並びに隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。
(2) 施設の点検	災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。 ア 貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設及び工事現場等を点検し被害状況を把握する。 イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。 ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。 （ア）主要送水・配水管路 （イ）医療救護施設、避難所及びこれに至る管路 （ウ）都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路 （エ）河川、鉄道等の横断箇所
(3) 応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 ア 取水、導水施設 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 イ 送水・配水管 （ア）漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じたのち、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 （イ）管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。 ウ 浄水施設 （ア）浄水施設の亀裂、漏水等により運転を継続することが危険な場合は、その被害箇所や影響部分の機能停止や断水を行う。 （イ）塩素の漏えいに対しては、速やかに漏えいを止め、中和設備の運転を行う。 （ウ）原水又は浄水の汚染等が発生した場合は、直ちに送水を停止する。 エ 配水池 配水管からの漏水が多量で配水池の水位低下が著しい場合は、直ちに緊急措置を講じ、貯留水を確保する。

3 復旧対策

水道事業者等は復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措置内容
(1) 取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水・送水・配水施設の復旧活動	浄水・送水・配水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。 ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・応急給水拠点の運用状況等考慮して、復旧効果が最も上がる管路から順次行う。 イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管仮復旧を実施する。 ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位 (ア) 第一次指定路線 導水・送水管及び主要配水幹線である給水上重要な管路 (イ) 第二次指定路線 重要配水本管として指定した第一次指定路線に準じる管路及び給水拠点へ至る管路 エ 給水装置の復旧活動 (ア) 配水管の復旧及び通水と平行して実施する。 (イ) 緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。
(4) 広報活動	ア 災害時における市民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。 イ 広報活動は、広報車、防災メールなど市の広報とラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。 ウ 活動体制を確立し、責任者を定めるなど、万全を期すものとする。

第2節 下水道施設

下水道（農業集落排水施設を含む）は、市民の日常生活に大きく関わっており、災害により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、市（下水道課）は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応することとしている。

第1項 災害時の活動体制（下水道課）

市の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

第3編【風水害等対策編】及び【地震津波対策編】第1章第1節「市の活動体制」を参照。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。
- (2) 大規模災害等発生の場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災害対策本部（都市施設対策班）に応援あつせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱が生じないようにしておく。
- (2) 市災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

4 広域支援

広域災害により、被災自治体独自では対応が困難な場合は「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

(1) 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、災害相互支援体制の確立を行うものとする。

ア 震度6以上の地震が発生した場合

イ 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

(2) 市下水道課の対応

上記により、県より支援要請を受けた場合、建設部長に報告するとともに、支障のない限り支援要請に応えられる準備を整えるものとする。

建設部長は、部間調整会議に報告（緊急を要する場合は、事後報告とすることができる。）するとともに、人事課と協議をした後、市長の指示により派遣をさせるものとする。

第2項 応急対策（下水道課）

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
- (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。
- (3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、衛生関係部局と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策（下水道課）

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

管渠施設については比較的浅い位置に埋設されており、特に地震の影響を受けやすく、経年変化等による老朽管の継手部のズレ、ひび割れ等の被害が懸念される。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水枳、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、市民の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、防災メールなどの市の広報と、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

第3節 電力施設

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

第1項 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社の応急対策

所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 災害対策の基本方針

災対法、電気関係法規、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。

2 災害発生時の防災体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、本社、支社及び各事業所において必要な防災体制を発令する。

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。

3 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処する。

また、市域において長時間、かつ、広範囲にわたる停電が発生したときは、市（総務課）に情報提供を行う。

4 災害復旧対策

(1) 復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。

(2) 復旧順位は、系統及び負荷の重要性等を考慮し、復旧効果の大きいものから行う。

第4節 ガス施設

災害等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。

このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策（山口合同ガス株式会社）

1 災害時の活動体制

非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者（旧一般ガス事業者）は、あらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立するものとする。

実施機関名	活動体制
山口合同ガス株式会社	本社及び地区に非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動体制をとる。 ア 非常災害対策組織及び系統 イ 本社対策本部活動組織及び各担当の業務分担 ウ 地区対策本部活動組織及び各担当の業務分担 エ 非常災害時の連絡体制 オ 非常時における特別出動（動員）連絡 カ 地区（支店）間相互の応援体制

2 応急対策

災害により、所管するガス供給設備等に被害が発生した場合における応急対策は、ガス事業者（旧一般ガス事業者）があらかじめ作成している計画に基づき、必要な応急措置を実施するものとする。

3 中国四国産業保安監督部

ガス事業者（旧一般ガス事業者）に対し、災害時における応急措置、応急対策について必要な指導、助言を行う。

4 ガス事業者間の相互連絡・協力

ガス事業者は、経済産業省の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に基づき災害の発生の防止に関し、相互に連携・協力を努めるものとする。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

1 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）

- (1) ガス事業者（旧一般ガス事業者）に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努めるものとする。
- (2) (一社)日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

2 中国四国産業保安監督部

ガス事業者（旧簡易ガス事業者）に対し、災害時における応急措置、応急対策について必要な指導・助言を行う。

第3項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営む上での重要な対策となる。

LPガスは、熱源のなかでも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

1 調達・供給確保

- (1) 市において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあつせんを要請する。
- (2) 県災対本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、(一社)山口県LPガス協会に要請する。
- (3) (一社)山口県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に連絡する。
- (4) 県災対本部は、市に連絡するとともに、物資の引渡場所について市と調整の上決定する。
- (5) 連絡を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。
また、引渡しに当たっては、市又は県災害対策本部は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第5節 電気通信設備

今日、市民の日常生活、社会経済活動において、情報通信は非常に大きなウェイトを占めている。災害時においても、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会混乱をも招くことになりかねない。

このため、災害時においても通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

第1項 災害時の応急活動体制（西日本電信電話㈱）

災害が発生した場合に、西日本電信電話株式会社山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

第2項 災害時の応急活動体制（㈱NTTドコモ）

災害発生に際し、㈱NTTドコモは、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。

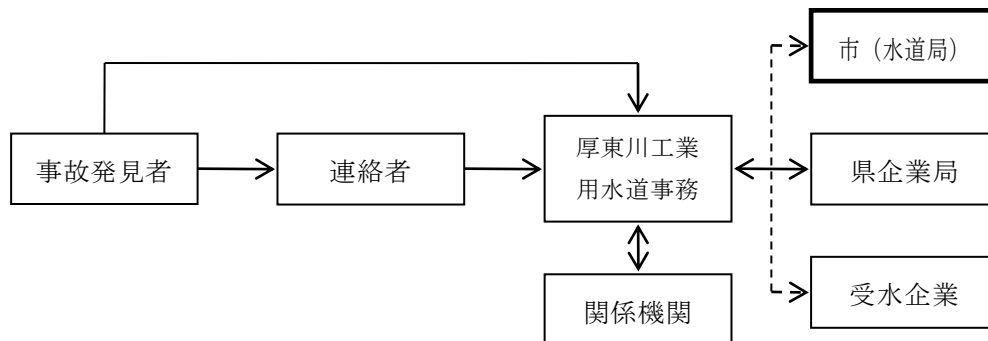
第6節 工業用水道施設（県企業局・水道局）

工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、災害等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいことから、災害発生時における応急・復旧対策について必要な事項を定める。

第1項 情報連絡体制

災害発生直後は、被災状況の把握が急務である。このため、管理事務所の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。また、本局、出先及び各ユーザーを含めた連絡体制を密にしながら、関係機関及び市民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。

■工業用水道施設に関する情報連絡体制



第2項 応急対策

1 発生直後の保安

工業用水道施設は、配水管、貯水槽等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき、応急措置を講じ、被害を最小限に食い止める。

2 復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な処置がとれるようにしておくとともに、あらかじめ緊急事故対応業者を選定しておき、早急に対応させる。

第14章 公共施設等の応急復旧計画

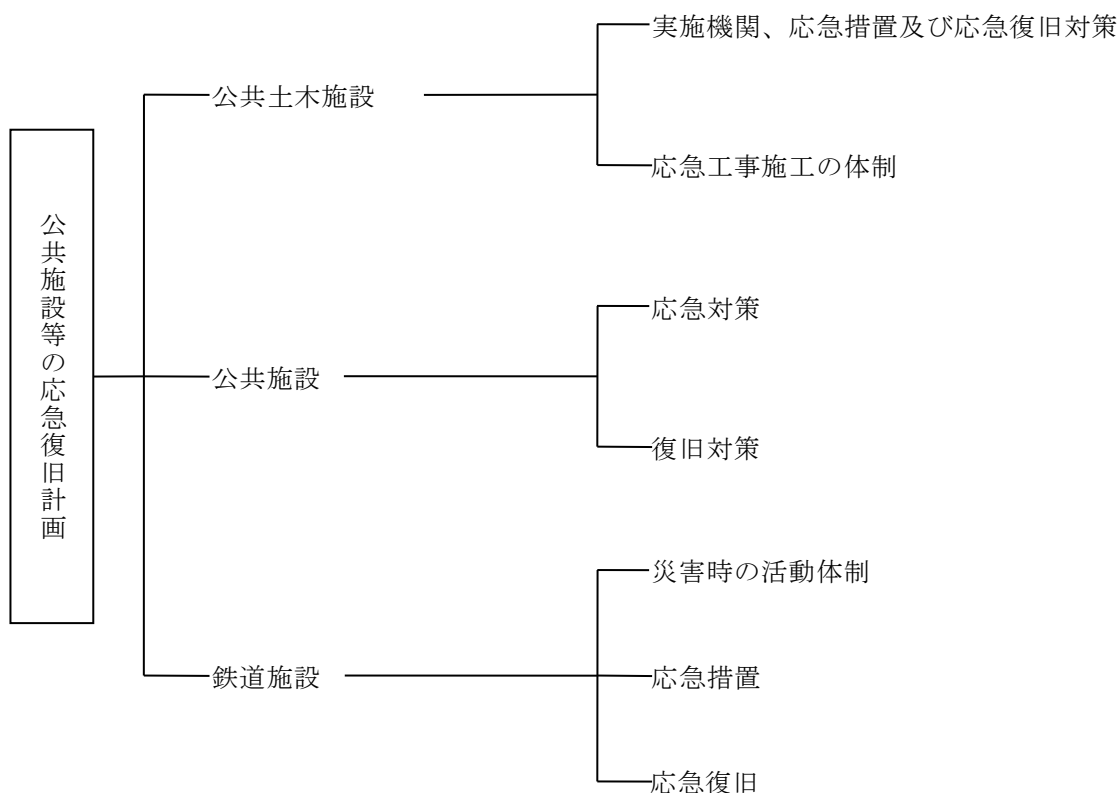
基本的な考え方

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港、鉄道等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、市民の日常生活に大きく関わっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も市民の日常生活に大きく関わっており、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これらの公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 公共土木施設

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁（土木課・農林水産課・警察）

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など、通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。（第4編第4章第2節「緊急道路啓開」関連）

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置は、緊急輸送道路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおり。

実施機関名	応急措置
土 木 課	ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 イ まず、緊急輸送道路の確保に全力を挙げ、必要な措置を講じる。 ウ 次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。
農林水産課	ア 応急活動等を実施する上で比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、迅速な被害状況及び応急措置状況の把握に努める。 イ 市が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 ウ 所管する道路、橋梁の被害状況を把握する。 エ 海上輸送基地に指定された施設周辺の所管する道路、橋梁の被災箇所の応急措置及び障害物の除去を実施する。
警 察	ア 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 イ 市（道路管理者）と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送道路確保のための交通規制を実施する。 ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 エ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。 オ 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。

(2) 応急復旧対策（建設部）

実施機関名	応急復旧対策
建設部	ア 応急復旧作業は、緊急輸送道路の道路啓開を最優先に行う。 イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要な道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。 緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。

2 河川、ため池及び内水排除施設（建設部・農林水産課）

暴風、高潮、地震、津波等により堤防、護岸及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応急復旧対策
建設部 農林水産課	(1) 水防活動と並行して管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (2) 被害箇所については、直ちに市災対本部（未設置の場合は総務課）及び県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 (3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 (4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

3 港湾・漁港施設（土木課・農林水産課）

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮、地震、津波により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応急復旧対策
土木課 農林水産課	(1) 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、海上保安署、市災対本部（未設置の場合は総務課）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 (2) 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 (3) 海上輸送基地として指定された港湾、漁港については、機能の確保が早期に図られるよう、応急復旧工事に着手する。 (4) 港湾・漁港に係る応急工事 ア 後背地に対する防護 高潮、高波、津波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 イ 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ウ けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

4 海岸保全施設（土木課・農林水産課）

海岸施設が、暴風、高潮、地震、津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から市民を守るために必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関名	応急措置・応急復旧対策
土木課 農林水産課	(1) 気象情報（暴風、高潮、津波）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 (2) 管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、市民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。

5 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（土木課・農林水産課）

災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害から市民を守るために必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応急措置・応急復旧対策
土木課 農林水産課	(1) 砂防施設 ア えん堤、床止、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの。 イ 流路工若しくは床止の埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害が生ずるおそれのあるもの。 (2) 地すべり防止施設 施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。 (3) 急傾斜地崩壊防止施設 擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば市民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの。 (4) 流路工に係る応急工事 ア 流路工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。 イ 仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 (5) 砂防えん堤に係る応急工事 砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。

6 治山・林道施設（農林水産課）

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応急措置・応急復旧対策
農林水産課	(1) 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 (2) 林道施設 ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 (ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 (イ) 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。 (ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

中国地方整備局、九州地方整備局、県及び市（建設部、農林水産課）（以下「応急措置等実施機関」という。）は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(1) 技術者の現況把握及び動員

市防災関係課は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

市防災関係課は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時において緊急動員できるよう、適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、市防災関係課は、大型建設機械及び土のう用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、県に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請の要求も併せて実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

(1) 現況把握

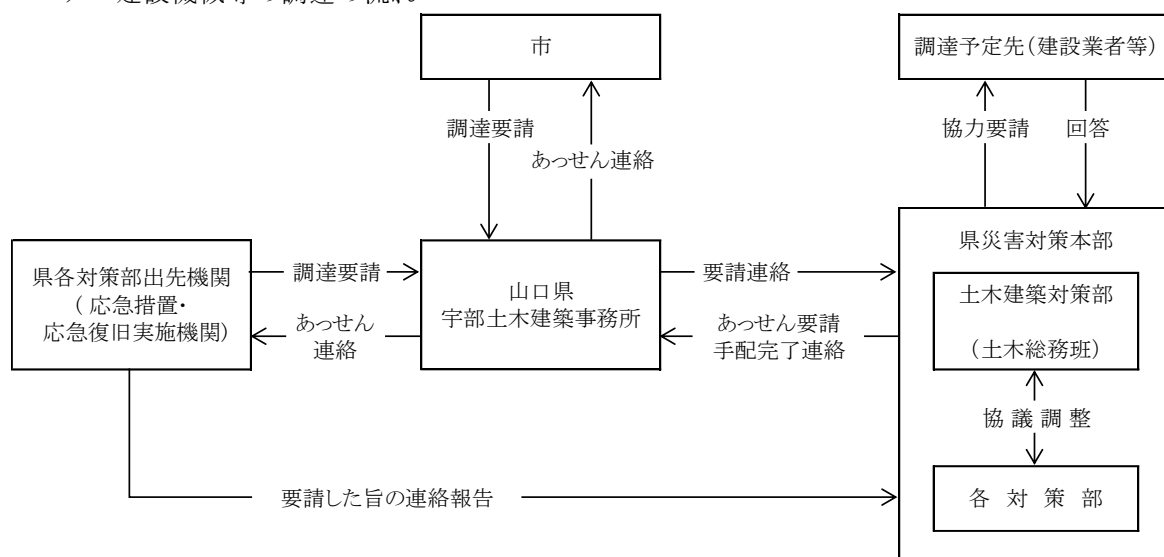
公共土木施設復旧に係る建設機械の現状把握については県（土木建築部）が地域別（土木（建築）事務所管轄地域）に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。

この台帳は年1回を目安に検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2) 緊急使用のための調達

災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 建設機械等の調達の流れ



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
(イ) 使用目的（作業内容）
(ウ) 機械の種類及び必要台数
(エ) その他必要な事項

第2節 公共施設

市が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災市民の民心安定を図る上で重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第 1 項 応急対策

市は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

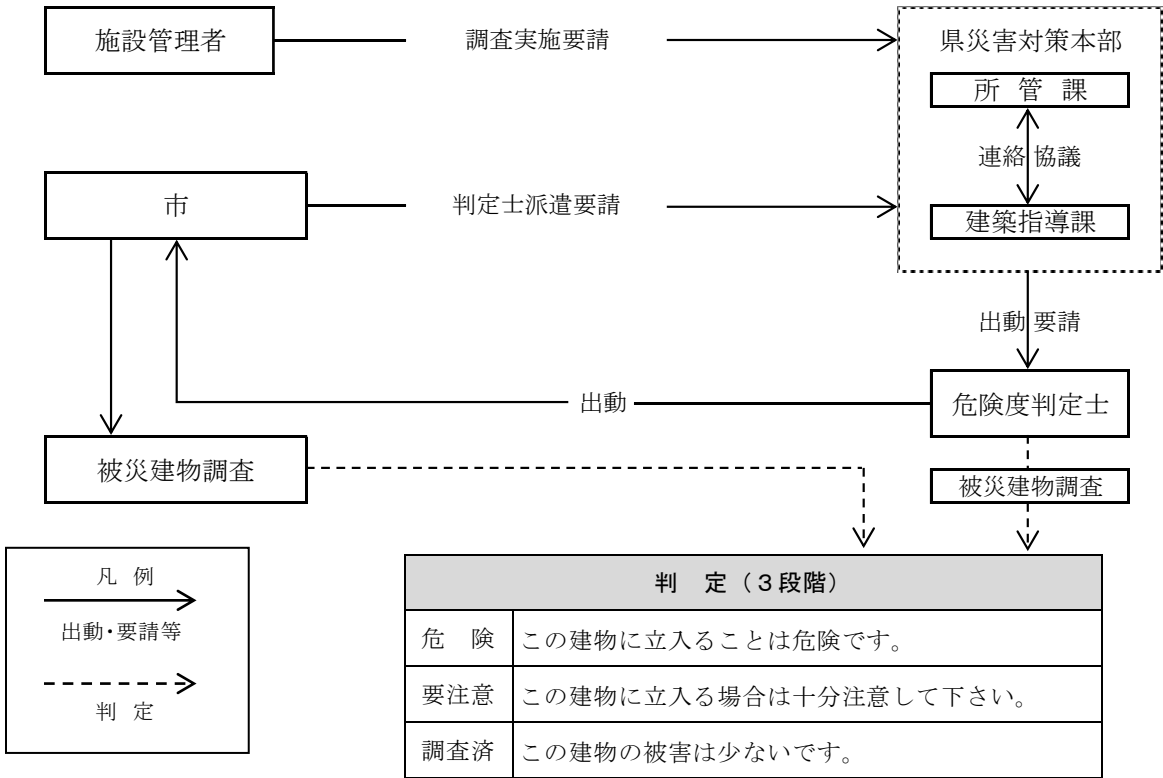
- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

- (1) 緊急避難の指示
管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。
- (2) 被災状況の把握
管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。
- (3) 応急対策の実施
 - ア 被災当日及びその後における施設の運営
 - イ 施設管理に必要な職員の確保及び、施設設備の保全措置
 - ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置
- (4) 報告・応援要請
管理者は、被災状況について各施設所管課（市）に報告するとともに、必要な応援要請を行う。
- (5) 二次災害防止措置（建築住宅課）
震災時の二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度の判定を実施する。
市単独では対応できない場合は、県（建築指導課）に要請するものとする。

■危険度判定の流れ



第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接関わるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

第1項 災害時の活動体制

1 災害、運転事故対策本部の設置

機関名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部を、また被災現場に現地対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長が対応する。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引継ぐものとする。
日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して同様の業務を行う。

2 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

機関名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 支社又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに、必要な指示を行う。特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。 (2) 山口支社長等は、災害等のため業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。 (3) 天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。 (4) 災害発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

第2項 応急措置

1 災害発生時の対応

災害が発生したとき、または、発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係各所への連絡等の適切な処置をとるものとする。

2 部外機関への応援要請

事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。

3 初期消火及び消火活動への協力

事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

また、地震発生と同時に、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の事故対策計画により、運転規制、避難誘導等の適切な応急措置を行い、乗客の安全を確保する。

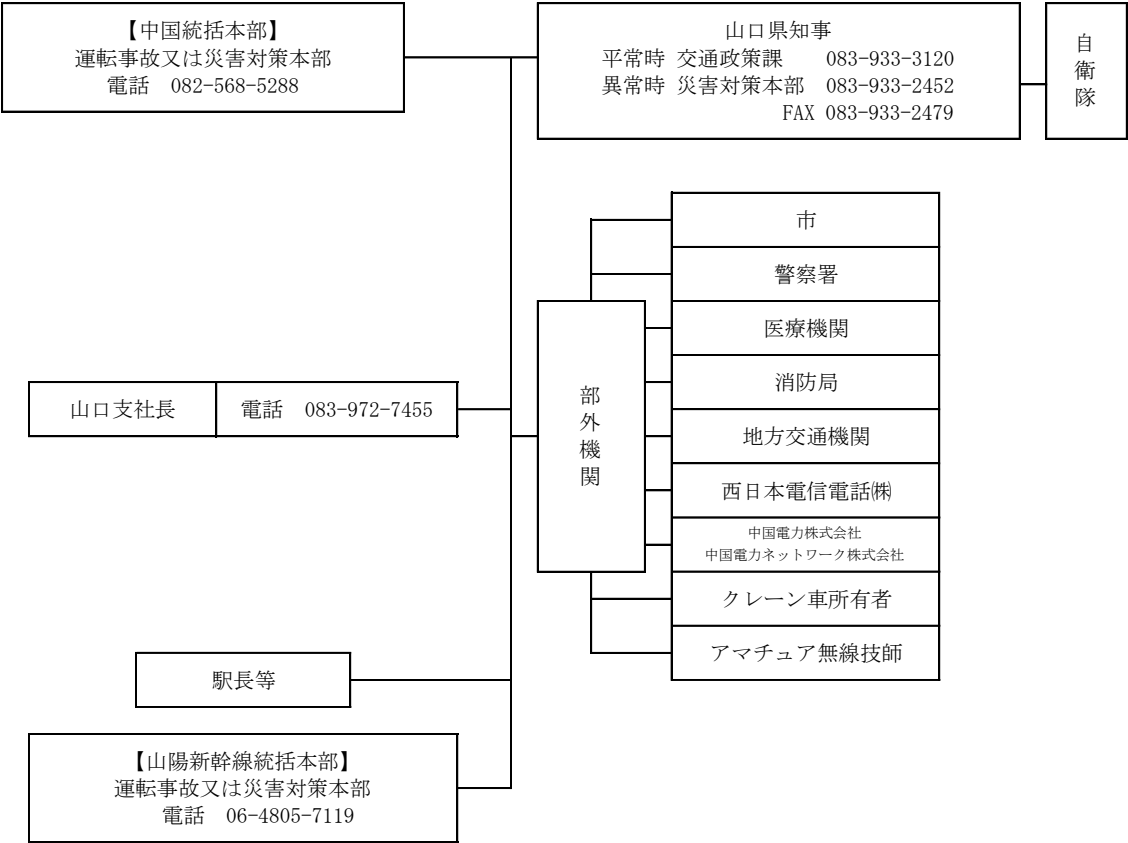
第3項 応急復旧

鉄道は、公共輸送機関として市民の日常生活、社会経済活動を営む上で重要な役割を担っており、災害が発生した場合は速やかな応急復旧を実施する。

1 応急復旧（西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社）

- (1) 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「事故対策本部」及び「現地対策本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。
- (2) 事故対策本部並びに現地対策本部は、必要により次の部外機関の協力を要請する。なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合せておくものとする。
 - ア 関係行政機関（市及び県・国の機関）
 - イ 警察署
 - ウ 医療機関
 - エ 消防局
 - オ 地方交通機関
 - カ 西日本電信電話株式会社
 - キ 自衛隊
 - ク 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
 - ケ クレーン車所有者
 - コ アマチュア無線技士
- (3) 事故対策本部及び現地対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、事故対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。

(4) 部外機関との連絡系統図
(西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部)



第5編 復旧・復興計画

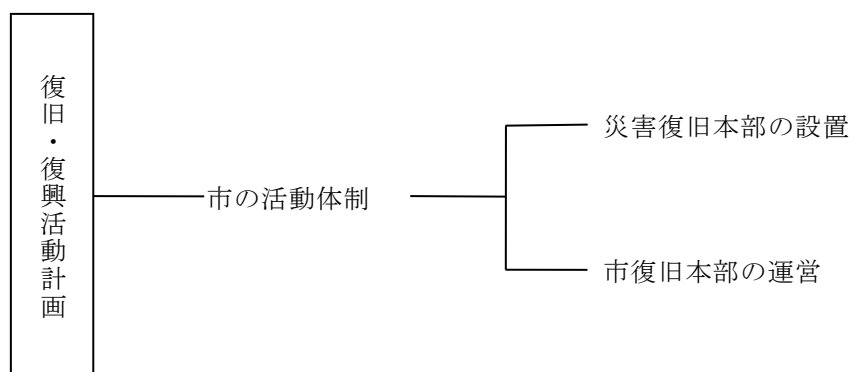
第1章 復旧・復興活動計画

基本的な考え方

風水害や地震をはじめ、大規模な災害が発生した場合には、多数の者が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、市は、県をはじめとする防災関係機関と協力して必要な措置を講じる。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 市の活動体制

市長は、災害応急対策終了後、本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、復旧・復興対策を実施するとともに、その他の防災関係機関が処理する復旧・復興対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。

第1項 災害復旧本部の設置（総務課）

市長は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するために必要があるときは、山陽小野田市災害復旧本部（以下「市復旧本部」という。）を設置し、復旧・復興対策を実施する。

1 市復旧本部の設置基準

市内に相当規模の災害が発生し災害応急対策がおおむね完了した後、必要と認める場合。具体的には救助法が適用された場合など。

2 市復旧本部の組織

市復旧本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

■市復旧本部組織図

3 市復旧本部の廃止基準

市長は、本格的な復旧・復興対策の目途がたったと認められるときは、市復旧本部を廃止する。

4 市復旧本部の設置（廃止）の通知等

総務部長は、市復旧本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を下表により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担 当 課	方 法
県（防災危機管理課）	総 務 課	山口県総合防災情報ネットワークシステム、電話等
防災関係機関	〃	防災メール、電話・FAX
報 道 機 関	シテイセールス課	電話・FAX
市 民	〃	市ホームページ等（防災メールを除く）

第2項 市復旧本部の運営

1 本部員会議

本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、復旧・復興対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う復旧・復興対策の基本方針に関すること。
- (3) その他復旧・復興対策の総合調整及び本部長の指示に関すること。

2 部の構成及び設置基準

(1) 部の構成

部は復旧・復興対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき復旧復興対策業務の実施に当たる。

市復旧本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部 長	副部長	部を構成する組織
総 務 部	総 務 部 長		総務部
広 報 対 策 部	企 画 部 長	協 創 部 長	企画部、協創部
災 害 救 助 部	福 祉 部 長		福祉部
環 境 対 策 部	市 民 部 長		市民部
産 業 対 策 部	経 済 部 長		経済部
建 設 対 策 部	建 設 部 長		建設部
出 納 部	会 計 管 理 者		出納室
医 療 対 策 部	病院事業管理者		病院局
水 道 対 策 部	水道事業管理者		水道局
文 教 対 策 部	教 育 長	教 育 部 長	教育委員会事務局
山 陽 総 合 事 務 所	山陽総合事務所長		山陽総合事務所
協 力 部	議 会 事 務 局 長		議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 監理室

（注）部を構成する組織には、当該組織の出先機関を含むものとする。

- (2) 部の設置基準
発生した災害の程度・形態により、本部長が必要と認めるもの。

3 本部長等の職務

- (1) 本部長
本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長
本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 本部員
本部長の命を受け、各々が所掌する復旧・復興対策に従事する。

4 指揮命令系統の確立

- (1) 市復旧本部
本部長（市長）が不在等により指揮を行うことが不能のときは、下表の順位にて災害対策の重要事項の指揮・命令を行う。

職務代行の対象者	職務代行者		
	第1順位	第2順位	第3順位
本部長（市長）	副市長	総務部長	建設部長

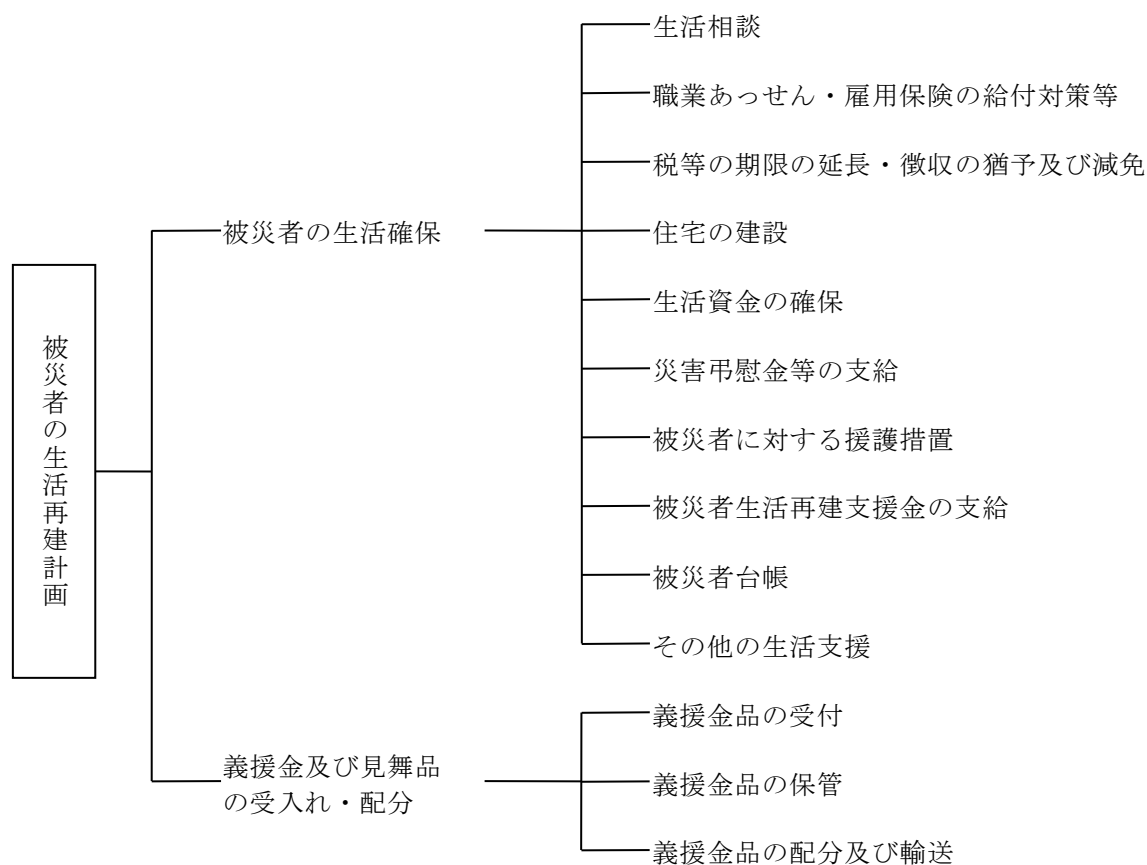
- (2) 各対策部
各対策部長、副部長、幹事班の担当課長の順で指揮を執る。

第2章 被災者の生活再建計画

基本的な考え方

風水害や地震等の災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図れるよう、市は県の助言を受け、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、税等の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付等について必要な措置を講じる。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 被災者の生活確保

第1項 市民相談（生活安全課）

災害発生後には被災者、一般市民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市は、県の助言を受け、次の措置を講じるものとする。

機関名	措置事項																																						
市 (生活安全課)	1 相談所の設置 市は、被災者のための相談所を本庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。特に本庁舎では総合相談窓口として被災者総合相談所を設置し、高齢者や障がい者、子育て家庭など様々な態様に応じた相談体制を確保するなど、各対策部からの協力を得て対応する。また、被災時における男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。 2 相談対応の充実 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じる。また、県、防災関係機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。																																						
県	1 各種相談体制の確立 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合企画部を中心に生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に、相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、総合企画部内に被害相談室を設置することができる。																																						
	<table><tr><th>部 局</th><th>課 名</th><th>班 名</th><th>主な相談業務内容</th></tr><tr><td>総 務 部</td><td>税 務 課</td><td>各担当班</td><td>税に関すること</td></tr><tr><td>環境生活部</td><td>生活衛生課</td><td>指導班</td><td>日本政策金融公庫災害復旧貸付</td></tr><tr><td rowspan="3">健康福祉部</td><td rowspan="2">厚 政 課</td><td>総務管理班</td><td>災害援護資金の貸付</td></tr><tr><td>地域保健福祉班</td><td>被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付</td></tr><tr><td>こども家庭課</td><td>青少年・家庭福祉班</td><td>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付</td></tr><tr><td rowspan="2">産業労働部</td><td>経営金融課</td><td>金融支援班</td><td>中小企業に対する災害貸付</td></tr><tr><td>労働政策課</td><td>労働福祉班</td><td>勤労者向け生活資金貸付</td></tr><tr><td>農林水産部</td><td>ぶちやまぐち 推進課</td><td>市場・金融班</td><td>農林漁業制度融資資金の貸付</td></tr><tr><td rowspan="2">土木建築部</td><td rowspan="2">住 宅 課</td><td>民間住宅支援班</td><td>災害復興住宅融資制度（独立行政法人住宅金融支援機構）</td></tr><tr><td>県営住宅管理班</td><td>被災者に対する県営住宅の提供</td></tr></table>	部 局	課 名	班 名	主な相談業務内容	総 務 部	税 務 課	各担当班	税に関すること	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付	健康福祉部	厚 政 課	総務管理班	災害援護資金の貸付	地域保健福祉班	被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付	こども家庭課	青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	産業労働部	経営金融課	金融支援班	中小企業に対する災害貸付	労働政策課	労働福祉班	勤労者向け生活資金貸付	農林水産部	ぶちやまぐち 推進課	市場・金融班	農林漁業制度融資資金の貸付	土木建築部	住 宅 課	民間住宅支援班	災害復興住宅融資制度（独立行政法人住宅金融支援機構）	県営住宅管理班	被災者に対する県営住宅の提供
	部 局	課 名	班 名	主な相談業務内容																																			
	総 務 部	税 務 課	各担当班	税に関すること																																			
	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付																																			
	健康福祉部	厚 政 課	総務管理班	災害援護資金の貸付																																			
			地域保健福祉班	被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付																																			
		こども家庭課	青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付																																			
	産業労働部	経営金融課	金融支援班	中小企業に対する災害貸付																																			
		労働政策課	労働福祉班	勤労者向け生活資金貸付																																			
	農林水産部	ぶちやまぐち 推進課	市場・金融班	農林漁業制度融資資金の貸付																																			
	土木建築部	住 宅 課	民間住宅支援班	災害復興住宅融資制度（独立行政法人住宅金融支援機構）																																			
			県営住宅管理班	被災者に対する県営住宅の提供																																			
	3 臨時相談所等の設置 発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、県関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、																																						

	知事が決定する。 (1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。 (2) 市町、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。 4 外国人県民への支援 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人県民に対する相談体制を確立する。
警 察	警察本部及び警察署、交番等若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

第2項 職業あっせん・雇用保険の給付対策等（商工労働課）

市は、災害により失職した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所及び県（商工労働対策部）が職業相談、求人開拓、職業のあっせん、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を行う場合に連携を保ちながら情報提供などの必要な措置を講じる。

1 職業あっせん計画（労働局）

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図る。また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図るものとする。
- (2) 早期再就職を促進するため、被災地を管轄する公共職業安定所を通じ、また、自ら次の措置を講じる。
 - ア 職業相談
 - イ 求人開拓
 - ウ 職業のあっせん
 - エ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用
- (3) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、離職者の早期再就職を図るものとする。

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置（公共職業安定所）

- (1) 証明書による失業の認定
被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。
- (2) 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給
被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

- (1) 労働保険料の徴収の猶予等
災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じるものとする。
- (2) 制度の周知徹底
制度の周知に当たっては、県は自らの広報に加え、市及び労働保険事務組合等関係団体に対して、当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第3項 税等の期限の延長・徴収の猶予及び減免（税務課・保険年金課・高齢福祉課）

1 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免（税務課）

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税 務 署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を講じる。
県 (税 務 課) (市 町 課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時適切な措置を講じる。また、市町においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。
市 (税 務 課)	市は、市が賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

※地方税の減免基準については、自治省から各都道府県知事宛てに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

2 国民健康保険料の徴収の猶予及び減免（保険年金課）

市は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法及び市条例等に基づき、国民健康保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

3 国民年金の猶予及び免除（保険年金課）

市は、被災した納付義務者に対して、国民年金法及び市条例等に基づき、国民年金保険料の徴収の猶予及び免除について、それぞれの事態に対応して適時適切な措置を講じる。

4 後期高齢者医療保険料の徴収の猶予及び減免（保険年金課）

市及び広域連合は、被災した被保険者又は連帯納付義務者に対して高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等に基づき、後期高齢者医療保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時適切な措置を講じる。

5 介護保険料の徴収の猶予及び減免（高齢福祉課）

市は、第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、保険料の徴収猶予、減免の措置を講じる。

第4項 住宅の建設（建築住宅課・社会福祉課）

地震等の災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

第4編第8章「応急住宅計画」を参照。

2 災害公営住宅の建設（建築住宅課・社会福祉課）

- (1) 市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対して、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。
- (2) 県は、被害が甚大で、市において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行うものとする。

3 既設公営住宅等の修理（建築住宅課）

市は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん等

ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。市及び県は、被災地の被災家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構が指定する災害に該当するときは、融資が円滑に行われるよう、相談窓口開設・融資の周知、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅資金の借入の円滑化を図るものとする。

イ 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

ウ 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。

- (2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障がい者世帯及び母子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、以下の貸付けを受けることができる。

ア 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金（子育て支援課）

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

イ 生活福祉資金の福祉資金（社会福祉協議会）

低所得者世帯又は身体障がい者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要な経費については、生活福祉資金の福祉資金の貸付けを受けることができる。災害により特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

第5項 生活資金の確保（社会福祉課・子育て支援課・商工労働課）

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。市及び県は、これら資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

1 生活福祉資金の貸付け（社会福祉課）

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、災害を受けたことにより臨時の経費を必要とする該当世帯に対して貸付けられるものとして、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び市の社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

資 金 の 種 類	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金
貸付限度額、期間等	貸付限度額、期間、利率等については資料編を参照。
申 込 先	社会福祉協議会

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け（子育て支援課）

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資 金 の 種 類	事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金
貸付限度額、期間等	貸付限度額、期間、利率等については、資料編を参照。
申 込 先	宇部健康福祉センター、市社会福祉事務所（子育て支援課） ※相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付を行う。資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

3 県市町中小企業勤労者小口資金（商工労働課）

県内に1年以上居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。

貸 付 限 度 額	災害資金 100 万円以内
償 還 期 間	10 年以内
利 率	年 1.59%（保証料別途）
申 込 先	中国労働金庫

4 災害援護資金の貸付け（社会福祉課）

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、市が貸付けを行う。

貸付対象	救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る。 1人：220万円、2人：430万円、3人：620万円、4人：730万円、5人以上：730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。 ※ただし住居が滅失した場合は1,270万円に緩和
根拠法令等	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） (2) 実施主体：市（条例） (3) 経費負担：県1/3、国2/3 (4) 対象となる災害：市において救助法による救助が行われた災害
貸付金額	【貸付区分及び貸付限度額】 (1) 世帯主の1か月以上の負傷：150万円以内 (2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害：150万円以内 イ 住居の半壊：170万円以内 ウ 住居の全壊：250万円以内 エ 住居全体の滅失若しくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合：350万円以内 (3) 上記(1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアの重複：250万円以内 イ (1)と(2)のイの重複：270万円以内 ウ (1)と(2)のウの重複：350万円以内 (4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 ア (1)に該当せず、(2)のイの場合：250万円以内 イ (1)に該当せず、(2)のウの場合：350万円以内 ウ (1)に該当せず、(3)のイの場合：350万円以内
貸付条件	(1) 貸付申請時期：被害を受けた後3か月以内 (2) 据置期間：3年（特別の事情がある場合5年） (3) 償還期間：10年（うち据置期間3年）（特例：据置期間5年、償還期間5年） (4) 償還方法：年賦、半年賦又は月賦 (5) 貸付利率：年3%以内で条例で定める額 (6) 保証人：市の条例による

第6項 災害弔慰金等の支給（社会福祉課）

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を市において支給する。

	災害弔慰金	災害障害見舞金
対象となる災害	(1) 一つの市町の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合 (2) 山口県内において住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合 (3) 山口県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合 (4) 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合	
根拠法令等	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） (2) 実施主体：市（条例） (3) 経費負担：市1/4、県1/4、国2/4	
支給対象者	(1) 死亡者の配偶者 (2) 〃 子 (3) 〃 父母 (4) 〃 孫 (5) 〃 祖父母 (6) 〃 死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）	対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障がいを有する場合支給する。 (1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給限度額	(1) 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合：500万円以内 (2) それ以外の場合：250万円以内	(1) 障がいを受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合：250万円以内 (2) それ以外の場合：125万円以内
支給制限・方法等	1 支給の制限 (1) 死亡（障がい）が本人の故意又は重大な過失による場合（市長の判断による） (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他市長が支給を不適当と認める場合 2 支給方法 市が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する。	

第7項 被災者に対する援護措置（社会福祉課・消防局）

1 円滑な罹災証明書の発行

罹災証明書は、自然災害又は火災によって家屋などが被害を受けた場合、住家等の被害程度について現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度等の適用を受けるにあたって必要とされるものとなる。

(1) 罹災証明書の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、災害発生後、早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

(2) 罹災証明書の発行手続等

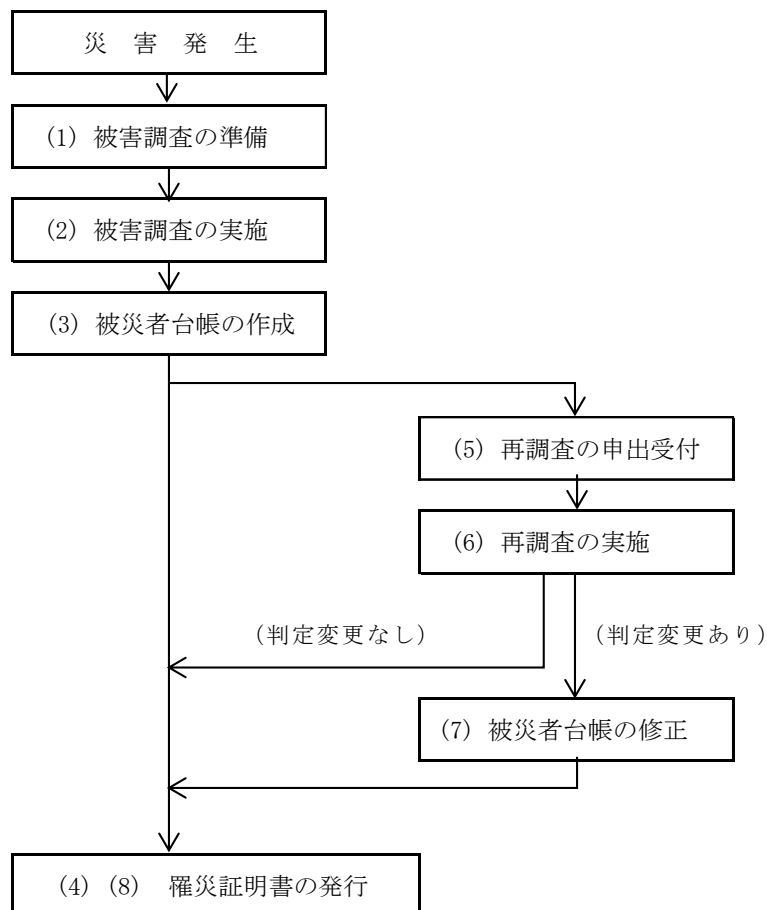
ア 被害調査の実施

罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

イ 被災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、被災者台帳を作成する。

■ 罹災証明書発行の流れ



2 災害被災者に対する見舞金の支給

市は、被災（火災を含む）した者に対して「災害り災者に対する見舞金支給規則」に基づき、見舞金を支給する。

区分	対象となる事項	金 額
住 家	(1) 全焼、全壊（床面積 70%以上）	1 世帯につき 30,000 円
	(2) 部分焼（床面積 20%未満）	1 世帯につき 5,000 円
事業所	全壊・半壊及び床上浸水	1 事業所につき 30,000 円
人 命	(1) 死亡者（24 時間以内）	1 人につき 50,000 円
	(2) 負傷者（入院加療の場合に限る）	1 人につき 10,000 円

第8項 被災者生活再建支援金の支給（社会福祉課）

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

1 被災者生活再建支援法の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって、市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 法の適用

市の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

ア 法の対象となる自然災害

(ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害。

(イ) 法の対象となる自然災害の程度

- a 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害。
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害。
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。
- d a又はbの市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害。
- e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町の区域に係る自然災害。
- f a若しくはbの市町を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合で、5世帯（人口5万人未満の市町にあっては、2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害。

2 被災者生活再建支援制度

(1) 支援金の支給対象となる被災世帯と支給額

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の1(2)(イ)a～fの自然災害により

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅や、止むを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(オ) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は以下の二つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は $3/4$ の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (ア(ア)に該当)	解体 (ア(イ)に該当)	長期避難 (ア(ウ)に該当)	大規模半壊 (ア(エ)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※「中規模半壊世帯」は支給なし

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※「中規模半壊世帯」は上記の $1/2$ の額

※一旦住宅を貸借した後、自ら居住する住宅を建築・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）（「中規模半壊世帯」は上記の $1/2$ の額）

3 支援金の支給申請等

(1) 申請期間

被災者が支援金を申請する期間は、以下の表のとおりとする。

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害発生日から起算して 13か月以内	災害発生日から起算して 37か月以内

(2) 申請時の添付書類

被災者が支援金を申請する際の添付書類は、以下の表のとおりとする。

区 分	基礎支援金	加算支援金
添付書類	罹災証明書 住民票等	契約書（住宅の購入、賃貸）等

(3) 支援金支給に係る手続

被災者からの支援金支給申請に係る、県、市町、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次のとおり。

■支援金支給に係る手続の流れ

4 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）支援を行う（負担割合 県1／2、市1／2）。

第9項 被災者台帳

1 作成

市は、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 利用及び提供

市は、次の場合にあっては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は提供することができる

- (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第10項 その他の生活支援

1 物価安定対策

災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

- (1) 相談体制
 - ア 既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、市民からの苦情、相談に対応する。
 - イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 市職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 市、県及び国があらかじめ委嘱している「価格調査員」「くらしの相談員」「物価モニター」の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し

イ 郵便貯金及び国債等の非常貸付

ウ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

エ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分

オ 国債等の非常買取

(3) 簡易保険業務関係

ア 保険料払込猶予期間の延伸

イ 保険料前納払込の取消しによる保険還付金の即時払

ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払

エ 解約還付金の非常即時払

オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除（日本放送協会山口放送局）

救助法による救助が行われた区域内で半壊又は床上浸水以上の程度を受けた場合、2か月間放送受信料を免除。そのほか非常災害があった場合、総務大臣が承認した放送受信契約の範囲及び期間に係る放送受信料の免除。

4 電話料金等の減免（西日本電信電話株式会社山口支店）

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

地震災害等の大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、市、県及び日赤山口県支部がとる対応について、必要事項を定める。

第1項 義援金品の受付（社会福祉課）

1 義援金品の受付窓口の設置

義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、状況に応じ、発災後おおむね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。

2 義援品の選定

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要なものに限定する。

3 義援金品募集の周知広報

義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。

4 義援金品の受付機関

受付に係る各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	措置内容
市 (社会福祉課)	(1) 市は、義援金品の受付窓口を開設する。なお、災害救助部以外の各対策部は、義援金品の受付業務に可能な限り協力する。 (2) 市が直接受領した義援金品について、原則として受領書を発行しない。 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
県	(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は受付窓口を県庁内に開設する。 (2) 県が直接受領した義援金品について、原則として受領書を発行しない。 (3) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また、市町からの応援要請についても対処できる体制を確立する。
日赤 山口県支部	県民及び他の都道府県から日赤に寄託された義援金について、日赤山口県支部及び市において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第2項 義援金品の保管（社会福祉課）

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機関名	措置内容
市 (社会福祉課)	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。 2 義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県、日赤山口県支部が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
県	1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、日赤山口県支部等の口座に入金する。 2 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。
日赤 山口県支部	日赤山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

第3項 義援金品の配分及び輸送（社会福祉課）

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に行う。

機関名	措置内容
市 (社会福祉課)	市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配付するものとする。 1 義援金 市に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。 2 義援品 (1) 義援品の配付については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資がいきわたるよう配慮の上、配付する。 (2) 配付に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。
県	1 義援金品の配分 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配分決定は、配分委員会等において行う。 2 市への引渡し 義援品は、必要車両を借り上げ、市が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。
日赤 山口県支部	1 義援金品の配分 日赤山口県支部に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。 2 義援金の送金 義援金は、上記の決定に基づき、被災市町へ送金する。

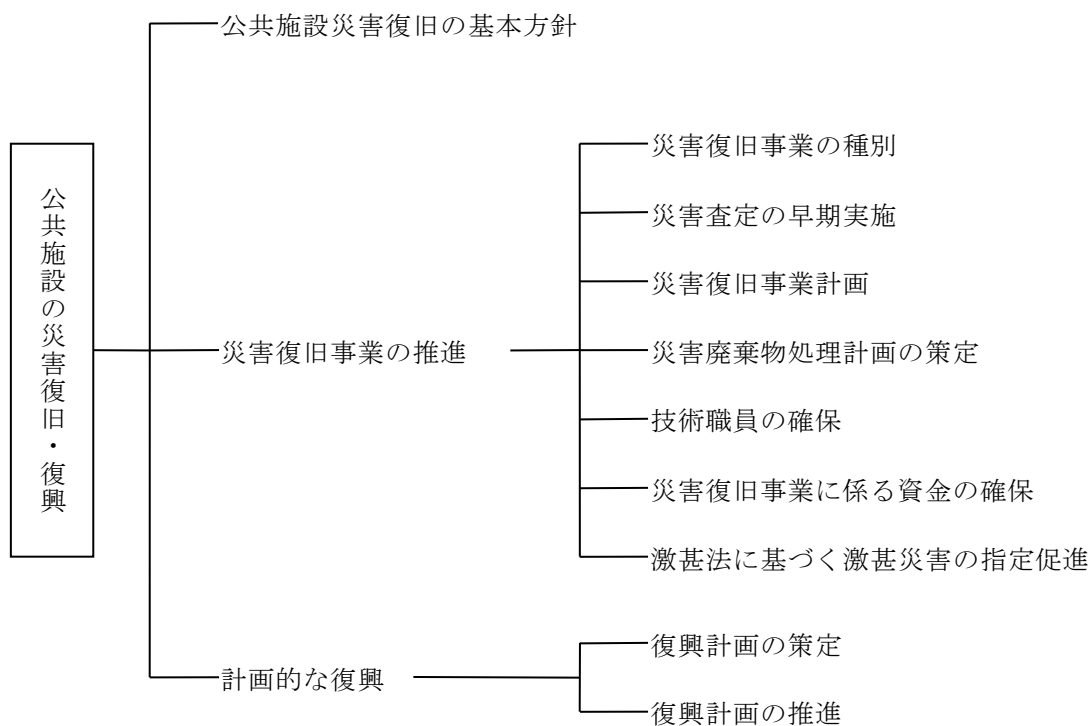
第3章 公共施設の災害復旧・復興

基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校・社会福祉施設等の公共施設は、市民の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 公共施設災害復旧の基本方針

災害により被害を被った公共施設の復旧は、第3編、第4編による応急対策を講じた後実施することになる。被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の推進

市は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別（関係各課）

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川
 - イ 海岸
 - ウ 砂防設備
 - エ 林地荒廃防止施設
 - オ 地すべり防止施設
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設
 - キ 道路
 - ク 港湾
 - ケ 漁港
 - コ 水道
 - サ 下水道
 - シ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 社会福祉施設災害復旧事業
- (5) 公立学校災害復旧事業
- (6) 公営住宅災害復旧事業
- (7) 公立医療施設災害復旧事業
- (8) その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施（関係各課）

市は、災害発生後できる限り速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前打合せ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画（関係各課）

1 災害復旧事業計画の考え方

災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。

2 被災施設の復旧

復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

3 災害復旧の効率的な実施

災害復旧に当たっては、事業規模・難易度などを勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等、市民の健康管理についても配慮する。

第4項 災害廃棄物処理計画の策定（環境課）

災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を促進するため、処理推進体制、再生利用や最終処分等災害廃棄物の具体的な処理方法、計画的に処理を進めるためのスケジュールなどを定めた災害廃棄物処理計画を策定する。

また、災害廃棄物の処理先の確保が困難な場合に、市は県等への応援要請を行い、処理先の調整・あっせん等の支援を受けることとする。

第5項 技術職員の確保（建設部・人事課）

市において、被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたときは、関係機関に応援派遣を求めて、技術職員の確保を図るものとする。

1 市災害復旧事業

市において、技術職員の不足が生じるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処するものとする。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県のあっせん又は調整を要請する。

第6項 災害復旧事業に係る資金の確保（関係各課）

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の協議等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭和 37 年 8 月 14 日建設省都市局長通達)
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 下水道法
- (19) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱
- (20) 廃棄物処理施設災害復旧事業費
- (21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (22) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について
(昭和 59 年 9 月 7 日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)

2 地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 地方公営企業災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第7項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進（建設部）

激甚法の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、市は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査（各課共通）

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
 - (イ) 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木建設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興

大規模な災害により、地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、市は県と連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

1 計画策定検討組織の設置

復興計画の策定に際して、学識経験者、産業界、市民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度の災害防止により快適な都市環境をめざし、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。そのため、計画の作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、市民の理解を求めるよう努める。

3 復興計画の策定

- (1) 被災後、速やかに都市復興の方向性を示した都市復興基本方針を策定し、計画的な市街地の復興に努める。復興計画の内容としては、次のことが考えられる。
 - ア 被災者、被災団体の生活再建、自立復興への誘導と支援計画
 - イ 被災していない市民・団体の復興事業への応援計画。なお、対象となる事業の体系としては、次の項目が考えられる。
 - (ア) 都市及び都市基盤復興事業
 - (イ) 住宅復興事業
 - (ウ) 保健・医療・福祉復興事業
 - (エ) 生活・教育・文化復興事業
 - (オ) 産業・雇用復旧事業
- (2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市街地再開発事業の活用を図る。
- (3) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
- (4) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
- (5) 既存不適格建築物については、防災と快適性の観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

4 市民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、市民への情報提供をし、合意形成に努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

事業実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

1 復興計画への市民参画

復興計画の推進に当たっては、市民や事業者、まちづくり関係団体、NPO等による市民組織づくりを進め、災害復興計画や復興まちづくり計画等の策定過程への市民参画を推進し、行政と協働して復興のための取組を実施する。

2 復興計画の推進状況の把握

市復旧本部は、復興対策の進捗状況の定期的な把握を進めるとともに、県と協力し、市民生活を災害発生前の状態に戻し、安定を図ることに加え、防災と快適性を考慮した住宅や暮らし、産業等の復興対策を市民や事業者、まちづくり関係団体、NPO等と協働で推進する。

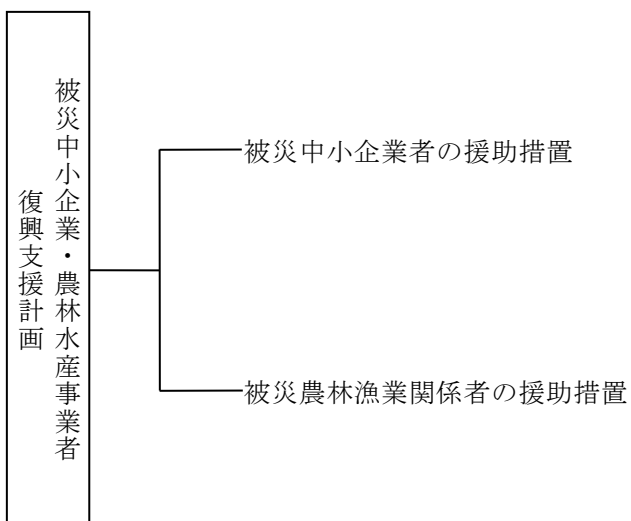
第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

基本的な考え方

大規模災害の発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備についても大きな被害を被ることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図る上で重要なものとなることから、市及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。

施策の体系



具体的な取組内容

第1節 被災中小企業者の援助措置

市（商工労働課）は、災害により被害を受けた中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資等災害時の特別措置について、県と連携し、中小企業者に対して周知、徹底を図る。

1 県において措置される事項

- (1) ㈱日本政策金融公庫及び㈱商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これらの機関に対する要請。
- (2) 県独自の融資制度（必要に応じて設置）による、被災者に対しての低利、長期の融資。
- (3) 被災した中小企業者の融資円滑化のため、信用保証協会への積極的な保証増大の要望。
- (4) 地元銀行、その他の金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮並びに貸付手続及び貸付条件の緩和の要請。
- (5) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

市は、県が災害により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため資金の確保措置を行う場合は、県と連携を保ちながら、必要な措置を講ずる。

1 県において措置される事項

- (1) 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あつせん。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金等の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施。
- (3) 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく、災害復旧資金の融資のあつせん及び既往貸付金の償還期限の延長措置等。
- (4) 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。
- (5) 漁業災害補償法、漁船損害等保障法に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請。

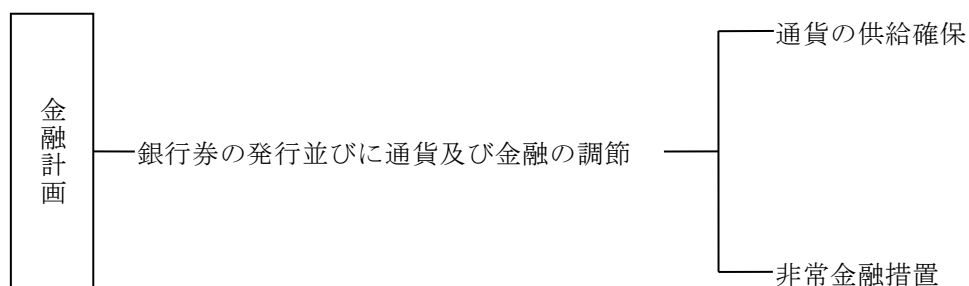
第5章 金融計画

基本的な考え方

大規模災害等の発生は、地域の産業、市民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧・復興に当たっては、この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。

施策の体系



具体的な取組内容

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じるものとする。

第1節 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣するなど必要な措置を講じる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨及び金融の調整

必要に応じ適切な通貨及び金融の調整を行う。

2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講じることがを要請する。

(2) 資金の貸付け

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行えるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行は災害の状況に応じ、必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置、その他の金融上の措置を適切に講じるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、HP その他の適切な方法により、迅速に市民に提供するよう努める。特に金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知を図る。